古代の官衙遺跡

Ⅱ 遺物・遺跡編

2004

政法人 文化財研究所
文化財研究所

古代の官衙遺跡

Ⅱ 遺物・遺跡編

2004

独立行政法人　文化財研究所
奈良文化財研究所

古代の官衙遺跡

Ⅱ 遺物・遺跡編

2004

独立行政法人　文化財研究所
奈良文化財研究所

序　文

本編は、昨年度に刊行した『古代の官衙遺跡Ⅰ遺構編』の続編をなすものです。本編では、遺構編に続き、前段でまず遺物を、後段で宮都や官衙関係の遺跡についてとりあげ、調査研究の現状と問題点を整理し、今後の官衙遺跡の調査研究の手引きとしようとするものです。

官衙遺跡の出土遺物は、その性格上、集落遺跡など同時代の他の遺跡と比較しても多彩かつ多様であるのが一般的で、遺物の調査研究面で重要な役割を担ってきました。

なかでも、官衙遺跡を特徴づける出土遺物として、木簡、漆紙文書、墨書土器など文字資料があげられます。これら文字資料は、遺跡の性格を決定する上でしばしばきわめて重要な役割を果たし、また、紀年資料は遺物や遺構の年代を知る重要な手がかりとなってきました。文献記録類との関わりが深いのも官衙遺跡です。こうした文字資料が、官衙遺跡における遺物の調査研究にさまざまな意味での影響を与え、独自の精細な研究を発展させてきたと言えます。

本編前段では、これら多彩な遺物を個別に取り上げ、調査研究の到達点と課題や観点を整理しています。

後段は遺跡編です。宮都・官衙関係遺跡をそれぞれ、配置、構造、機能、さらには景観など全体像としてとらえ、現在の到達点や問題点を整理しています。遺跡編全体を瞥見して思うのは、宮殿や官衙の調査が本格的に始まった1960年代から比べると、飛躍的に調査研究が進展したことです。特に古代においては、官衙遺跡の成果なくして古代史研究が成り立たなくなったと言っても過言ではないでしょう。

宮殿・官衙における組織的調査の始まりは、平城宮跡からといって良いかと思いますが、ここでの調査研究と経験が奈良国立文化財研究所以来の研修を通じて各地に伝達され、また各地での新たな調査研究と経験の蓄積が、今日の多彩な成果につながっ

ております。その中で、たとえば、宮殿・官衙の配置や構造の特徴とその変遷が認識されるようになったことなど重要な成果の一つでしょう。

しかし、比較的記録の残る宮都でさえ、いまだ確実には場所の特定できないものも多く、ましてや国衙さらには郡衙に至っては、所在の確定も今だしです。郡衙以外の末端官衙の存在も一部具体的になりつつありますが、ほとんどわかっていない状況です。したがって、これから新たな官衙の配置・構造の事例がみつかっていく可能性が大いにあり、今後の成果の集成作業も引き続き不可欠です。

埋蔵文化財センターとしても関係各位からの情報、ご意見を積極的に生かし、今後ともより質の高い官衙遺跡の調査研究と研修をめざしてまいりたいと思います。本書が、今後の官衙遺跡調査研究の手引き書として、一つの叩き台としての役割を担えれば、これに過ぎる幸せはありません。

なお、本書の刊行にあたっては、前冊の遺構編同様、各地の地方公共団体等からのご協力を得たこと、改めて御礼申し上げます。

2004年２月27日

埋蔵文化財センター長

田　辺　　征　夫

目　次

凡例

Ⅰ 文字関係資料

Ⅰ-1　木簡の内容と型式 …… 10
Ⅰ-2　木簡の書風と書式 …… 12
Ⅰ-3　木簡の製作と廃棄 …… 14
Ⅰ-4　墨書土器・刻書土器 …… 16
Ⅰ-5　漆紙文書 …… 26
Ⅰ-6　紙・筆・墨・硯 …… 28
Ⅰ-7　文字瓦 …… 34

Ⅱ 古代の土器

Ⅱ-1　古代前期の土器 …… 38
Ⅱ-2　古代後期の土器 …… 56
Ⅱ-3　陶製の枡・油杯 …… 76

Ⅲ 瓦類

Ⅲ-1　瓦葺建物の復元 …… 78
Ⅲ-2　瓦の製作と分布 …… 82
Ⅲ-3　瓦の観察 …… 86

Ⅳ その他の遺物

Ⅳ-1　腰帯具・銭貨・印章 …… 90
Ⅳ-2　武器・武具 …… 94
Ⅳ-3　祭祀具 …… 98
Ⅳ-4　工房関係遺物 …… 102
Ⅳ-5　柱根 …… 108
Ⅳ-6　建築石材 …… 110

Ⅴ 宮都

Ⅴ-1　宮室 …… 116
Ⅴ-2　京の成立 …… 118
Ⅴ-3　大極殿・朝堂院 …… 120
Ⅴ-4　三部世界観 …… 122
Ⅴ-5　宮内の曹司 …… 124

Ⅵ 国府

Ⅵ-1　国府の空間的構成 …… 128
Ⅵ-2　国府跡調査の手がかり …… 130
Ⅵ-3　国庁 …… 132
Ⅵ-4　曹司 …… 136
Ⅵ-5　国司館 …… 144
Ⅵ-6　国府の景観 …… 146

Ⅶ 郡衙

Ⅶ-1　郡衙の諸施設 …… 152
Ⅶ-2　郡衙遺跡調査の手がかり …… 158
Ⅶ-3　郡庁 …… 160
Ⅶ-4　正倉の建築構造 …… 166
Ⅶ-5　正倉の規模と収納量 …… 172
Ⅶ-6　正倉の建物配置 …… 176
Ⅶ-7　正倉火災 …… 182
Ⅶ-8　館・厨家 …… 184

Ⅷ 駅家・関・津・泊

Ⅷ-1　駅家 …… 192
Ⅷ-2　関 …… 194
Ⅷ-3　津・泊 …… 196

Ⅸ 城柵・山城・神籠石

Ⅸ-1　城柵 …… 198
Ⅸ-2　山城・神籠石 …… 208

Ⅹ 末端官衙と豪族居宅

Ⅹ-1　官衙関連遺跡と末端官衙 …… 214
Ⅹ-2　郡衙別院 …… 216
Ⅹ-3　末端の税穀収納施設 …… 220
Ⅹ-4　その他の末端官衙 …… 228
Ⅹ-5　官衙補完施設 …… 232
Ⅹ-6　地方豪族居宅 …… 236
Ⅹ-7　末端官衙遺跡調査の課題 …… 246

図版出典一覧 …… 247

引用地方官衙遺跡一覧 …… 267

凡　例

1．本書は、古代官衙遺跡の調査研究に関わる諸事項のうち、遺物や各種官衙遺跡に関する主要事項を取り上げ、それぞれの特徴や調査研究成果、調査研究上の留意点についてまとめたものである。

2．本書は、独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所の中期計画に掲げられた事業のうち、「発掘調査及びそれらに関連する作業の手法・技術開発・改良に関する調査・研究」の一環として進めている「官衙遺跡発掘調査法の研究」の研究成果の一部である。

3．対象とした官衙遺跡は、主に7世紀から10世紀にかけての時期のもので、宮城に代表される中央官衙、国府・郡衙などの地方官衙および官衙に関連づけられている遺跡である。

4．執筆にあたっては、
①官衙遺跡の発掘調査や資料整理・研究において必要な専門的知識や技術の習得に資するものとすること、
②最新の調査研究成果・研究動向・課題を踏まえ、代表的な事例の遺構図・写真などを適宜掲載すること、
③専門用語の説明もおこない、事典的な機能をも果たしうるものにすること、
④必要に応じて、例外的な事例についても触れること、
⑤必要に応じて、遺物の型式区分や遺跡の類型区分、それらの分布、変遷、性格についても整理すること、
を心がけた。
　ただし、発掘調査の手引の類書に見られるような一般的な発掘調査法の概説については、必要なかぎりで触れるに留めた。

5．各章節の執筆担当については、各節の本文末に（）を付して氏名を記した。

6．各原稿については、編集者が全体との関連で体裁を統一したが、各執筆者が用いた字句・用語の一部については、基本的には各執筆者の記述を尊重した。

7．年号や用語などの表記は、特に必要な箇所以外は、新字体に改めた。

8．本文中に引用した主要な地方官衙遺跡・官衙関連遺跡などについては、巻末の引用地方官衙遺跡等一覧を掲げ、遺跡名・官衙種類・遺跡所在地・調査報告書等（出典）を都道府県コード順に示した。

9．図・表・写真について、既存の報告書・論文等から引用・転載したものについては、その出典を巻末の図版出典一覧に章節順に掲載した。また、関係機関等から写真の提供を受けたものについてはその旨を記した。

10．遺跡調査報告書の編著者・発行所などの記載においては、○○県教育委員会→○○県教委、埋蔵文化財センター→埋文センター、のような省略をおこなったものがある。また、編集作業の省力化のため、地方公共団体刊行の報告書などの編著者個人名については省略し、原則として編集あるいは刊行主体の団体名を掲載したので、ご了承願いたい。また、雑誌等の巻・号については数字のみとし、巻・号の文字を省略した。

11．報告書などからの図の引用にあたっては、報告書などに掲載されている図をそのまま転載させていただいたものもあるが、再トレースしたもの、必要部分だけを抜き出したもの、アミかけをしたもの、文字を入れ直したもの、不要な文字を消去したもの、スケールや方位表示を変えたものなど、その図の趣旨を変更しない範囲で一部改変した場合がある。

12．本書の編集は、埋蔵文化財センター遺跡調査技術研究室の山中敏史が担当した。

13．本書図版の再トレース、作図トレース、絵図からの書き起こし、表紙図作成には、山本章代（奈良女子大学大学院生）の協力を得、写真撮影・焼付等には、牛島茂・中村一郎・井上直夫（奈良文化財研究所）、杉本和樹、鎌倉綾・岡田愛の協力を得た。本書編集における原稿整理・図版作成・校正などにあたっては、濱口典子、志賀崇（京都大学大学院生）、竹森友子（奈良女子大学大学院生）、高田淳子、千田一恵、山中千佳子、大高康正・瀧川亮（帝塚山大学大学院生）の協力を得た。

編　集

山中　敏史（埋蔵文化財センター）

執筆分担

石毛　彩子	（四日市市教育委員会）	X-6
大橋　泰夫	（(財)とちぎ生涯学習文化財団）	Ⅰ-7、Ⅲ-1～3
金子　裕之	（飛鳥藤原宮跡発掘調査部）	Ⅴ-1～4
肥塚　隆保	（埋蔵文化財センター）	Ⅳ-6
小林　謙一	（埋蔵文化財センター）	Ⅳ-1～3
志賀　　崇	（京都大学大学院）	Ⅴ-5
進藤　秋輝	（東北歴史博物館）	Ⅸ-1
高橋美久二	（滋賀県立大学）	Ⅷ-1～3
巽　淳一郎	（埋蔵文化財センター）	Ⅰ-4・6、Ⅱ-1～3、Ⅳ-4
舘野　和己	（奈良女子大学）	Ⅰ-1～3・5
光谷　拓実	（埋蔵文化財センター）	Ⅳ-5
向井　一雄	（古代山城研究会）	Ⅸ-2
山中　敏史	（埋蔵文化財センター）	Ⅵ-1～6、Ⅶ-1～8、X-1～7

Ⅰ　文字関係資料

Ⅰ-1　木簡の内容と型式

Ⅰ-2　木簡の書風と書式

Ⅰ-3　木簡の製作と廃棄

Ⅰ-4　墨書土器・刻書土器

Ⅰ-5　漆紙文書

Ⅰ-6　紙・筆・墨・硯

Ⅰ-7　文字瓦

Ⅰ-1　木簡の内容と型式

木簡の内容　木簡はその記載内容によって、1文書、2付札、3その他に分類される。1はさらに、①狭義の文書と②広義の文書に細分される。①は授受関係が明らかなもので、ある官司や官人から他の官司・官人などに出したものである。すなわち官司・官人間の指示文書や上申文書、連絡文書などである。公式令には符・解・移・牒などの文書様式が規定されているが、木簡にもそれらの用語が見られる。それに対し②は授受関係が明確でなく、他の官司・官人に出したとは限らない記録・帳簿あるいは伝票の類の木簡である。

次に2付札は、物と一体になって機能を発揮する木簡で、①貢進物付札と②整理保管用付札とがある。前者は送る荷物に付けたもので、古代の場合その大半は、税である貢進物の荷札である。そこには税負担者の属する国郡里（郷）名と本人の姓名、税目、物品名とその量、そして年月日を記載するが、これらの項目のすべてが記されるとは限らない。宛先は自明のことだから記載しない。荷札は当然のことだが、物と一緒に移動する。それに対し②整理保管用付札は、物品を倉庫などに保管する際に、その内容がわかるように容器や外装に付けるものであって、移動はしない。

最後に3その他は、1・2に含まれない多様なもので、落書や習書、あるいは呪符（呪（まじな）いの札）などがある。

木簡の型式　さて木簡の型式については、短冊形を基本に、それに切り込みをつけたり、下端を尖らせたりしているものがあり、それらの特徴によって型式分類されている。そして先の内容分類との対応関係を見ると、1文書木簡は基本的に短冊形であり、2の付札には上端に切り込みのあるものが多く、下端についてはやはり切り込みを付けたり、尖らせたりするものもある。切り込みは木簡に紐をかけたさいに、それが抜けないようにつけたものであり、尖らせるのは、荷の俵や、荷に巻いた縄の間に差し込むためであろう。

なお木簡の大きさに特に規格はない。中国・漢代の木簡（竹簡）では、長さ1尺（約23cm）のものが基本で、1尺1寸は皇帝の詔、2尺のものは檄（軍の命令）などの規格があった。日本にはそうした規格はないが、自ずから長さ20～30cm、幅2～4cmほどのものが多い。ただ郡（司）の指示を伝える郡（司）符木簡には、長さ60cm前後の例がいくつかあり、2尺が基準になっていたとの見方もある。また荷札では、伊豆や駿河が特に大型の木簡を用いるなど、国によってある程度の基準があったようである。

（舘野和己）

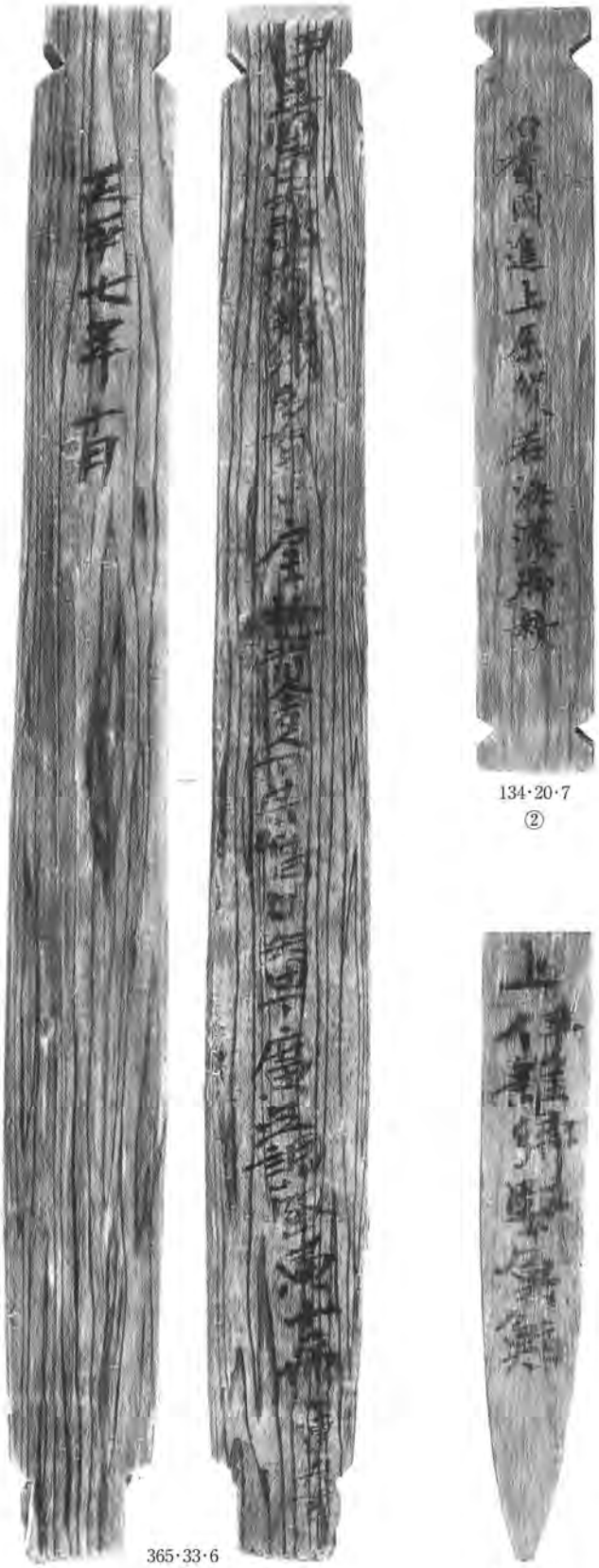

①伊豆国からの調の荷札（3/5）
②伯耆国からの贄の荷札（4/5）
③志摩国からの荷札（4/5）
（いずれも平城京左京二坊の二条大路上から出土した「二条大路木簡」中のもの）（数字は木簡寸法 mm）

写真1　付札木簡

157·18·2
①

73·16·2
②

96·18·3
③

④

⑤

①伝票木簡
（平城京左京三条二坊にあった長屋王邸跡から出土した「長屋王家木簡」中のもの。米の支給を示す。）（原寸大）
②氷頭の付札（「二条大路木簡」）（原寸大）
③鰒の付札（「二条大路木簡」）（原寸大）
④削屑（「長屋王家木簡」）
⑤削屑（「長屋王家木簡」）　（数字は木簡寸法 mm）

写真２　木簡の型式

249·(31)·13

人を呼び出すのに用いられた召文の木簡
（「二条大路木簡」）(4/5)

写真３　文書木簡

Ⅰ-2　木簡の書風と書式

木簡の書風　時代により木簡の文字の書風は変化していく。なにより7世紀の文字は読みにくい。古い書体で書かれているからである。7世紀の木簡の文字には、隷書の影響で丸みを帯びたり、右下がりの字画（磔法）を強調するものが多い。木簡以外では、聖徳太子真筆と伝えられる『法華義疏』がある。軽快な筆の運びで書かれたその文字については、唐以前の六朝、あるいはその伝統を承けた隋代の書風との類似が指摘されているところである。このように7世紀の文字には、同時代の初唐より古い六朝風の文字が広く見られる。

それに対し8世紀の木簡になると、先の特徴は次第に消え、楷書風になり、右に払う字画で、しっかりと筆をおろした後、力を抜いて伸ばす三過折も見られるようになっていくが、それは初唐期の書風の特徴である。特に国衙で書いた贄などの荷札木簡にそうした書風が明確に現れる。

したがって木簡の文字の書風を観察すれば、ある程度その時期を推定することができる。また「部」字は旁だけで表記することが多いが、7世紀には「ア」に、8世紀には「マ」に近い字体を取っており、時期判断の目安になる。

木簡の書式　次に書式については、公式令には下達文書としての符、上申文書としての解・牒、平行文書としての移などの書式が規定されており、木簡にもそれらが見られる。もっともすべての文書木簡にこれらの用語・書式が用いられたわけではなく、内容から下達か上申かなどを判断しなければならないものも多い。

この書式が整備されるのは大宝令であったから、7世紀では前記のような用語で木簡に現れるのは、牒のみである。また7世紀の上申文書には、「○○前白（申・曰）」という特徴的な書式が用いられる。

都城のみならず地方官衙でも上にあげた書式は用いられたから、それは官衙の性格を推定する手がかりとなる。すなわち地方行政組織である国－郡－里（郷）の間には統属関係があるから、「某郡（司）解」という木簡の宛先は国衙であるし、「某郡（司）符」木簡は同郡に属する里（郷）に出されたものである。さらに同一国内諸郡に関係する木簡が出土すれば、そこは国衙関係遺跡であることが推測できるし、同様に同一郡内諸里（郷）関係の木簡が出土すれば、郡家関係遺跡ということになる。

さらに官衙・官人間で文書のやりとりを行う際に、それを途中で開けられないように封緘するための木簡（封緘木簡）がある。それは下端を羽子板の柄のように細め、上半部に紐を掛ける切り込みを入れたもので、同形の2枚を用いるか、1枚の上半部を表裏に裂いて、その間に文書を挟み、紐を掛けた上から「封」などと書いた。これには宛先が書かれたものがあり、遺構の性格を判断する際のかぎとなる。

（舘野和己）

〔参考文献〕東野治之『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、1977年。同『日本古代木簡の研究』塙書房、1983年。

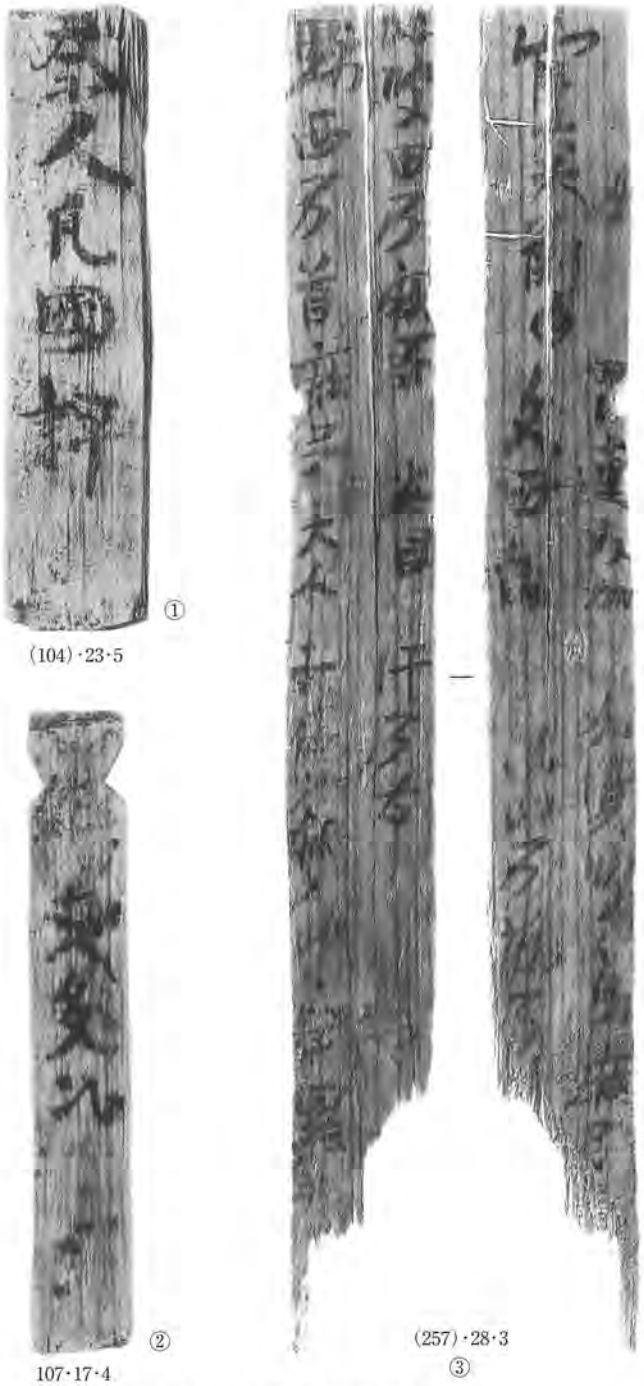

①②7世紀中頃の木簡（難波宮跡出土）(4/5)
③7世紀後半の文書木簡（「官大夫前白」で始まる上申文書）（奈良県飛鳥池遺跡出土）(7/10)
（数字は木簡寸法 mm）

写真1　7世紀の木簡

202·25·6

下総国からの贄の荷札
（平城宮跡出土）（原寸大）

写真２　８世紀の木簡

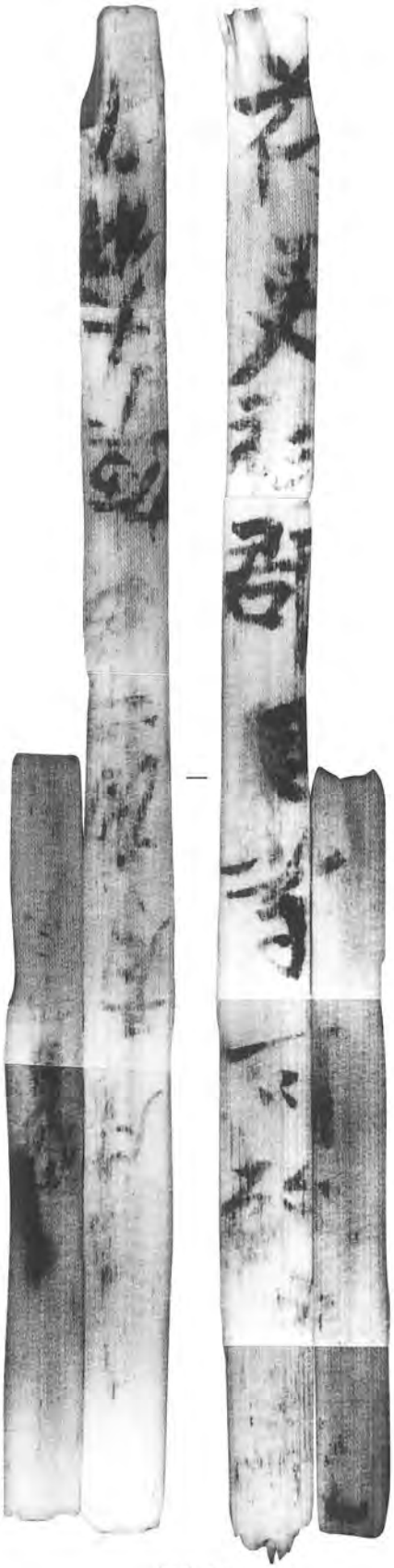

(313)·34·4
①

619·52·7
②

300·27·3
③

①国符木簡（更埴郡司等にあてた信濃国司の符）（長野県屋代遺跡群出土）（7/10）
②郡符木簡（春部里長等にあてた丹波国氷上郡司の符）（兵庫県山垣遺跡出土）（1/3）
③封緘木簡（「長屋王家木簡」）（3/5）　（数字は木簡寸法 ㎜）

写真３　木簡の書式

Ⅰ-3　木簡の製作と廃棄

木簡の調査・研究は単にその文字に注意するだけでなく、それが製作されてから使用され、そして廃棄されるまでの全過程を視野に入れる必要がある。

木簡の製作　木簡を製作するには1枚1枚作る場合と、同形のものを複数枚まとめて作る場合とがあった。後者はまず一定の長さと厚さをもった直方体の板を作る。板の長さと厚さは、それぞれ作るべき木簡の長さと幅になるようにしておく。そしてその板を一定の厚さで裂いていけば、同形の木簡が次々にできていくことになる。あるいは一定の幅と厚さの長い板を、しかるべき長さで切っていっても、複数の木簡を作ることができる。こうしてできた素材に、さらに表面を平滑にするために削ったり、切り込みをつけたり、下端を尖らせたり、頭部を圭頭状にしたりといった、さまざまな加工を加えて木簡はできあがった。

いずれにしてもこれらの切る、裂く、削るといった作業には刀子を用いた。なお切る場合には、刀子で完全に切断する場合と、ある程度刃を入れて折る場合（切り折り）とがある。木簡を子細に観察すれば、こうした刀子の痕跡を見ることができるし、切断か切り折りか、あるいは切り込みの入れ方といった作業には、製作者の癖が現れるから、製作者の同定が可能な場合がある。長岡京太政官厨家跡から出土した、官人の飯を請求する木簡では、その製作技法と記載者の間に相関関係が認められ、製作者と記載者が同一であることが指摘されている。

木簡の廃棄　木簡はその使用目的が達成された後には廃棄された。使用から廃棄までの期間は木簡によって長短があり、平城宮に貢進された税物の荷札は、税物が消費されるまで荷に付けられたままで、最長で30年後に廃棄されたものもある。文書木簡は比較的短いが、先の長岡京太政官厨家の請飯文書では、1年間の保管が想定されている。

木簡を廃棄する場合、そのまま捨てることもあるが、何らかの手を加えることもある。もっとも簡単な場合は手で折るが、さらに刃を加えて2片ないしそれ以上に、切り折りしたり切ったり、縦に裂いたりすることもある。また切る時に記載内容を考慮して、文の切れ目に刃を入れているものもある。いずれも再利用を防ぐためである。

さらに短冊形で上端近くの横から孔を貫通させる、官人の考課・選叙に用いる木簡（015型式木簡）の場合、表面を削って繰り返し使用するから、いずれ孔が表面に出てきて、それ以上の使用が不可能になる。そうした木簡には、孔から下方に向かって刃を入れ剥いでいるものがある。これは015型式木簡に特有の廃棄の手法である。　（舘野和己）

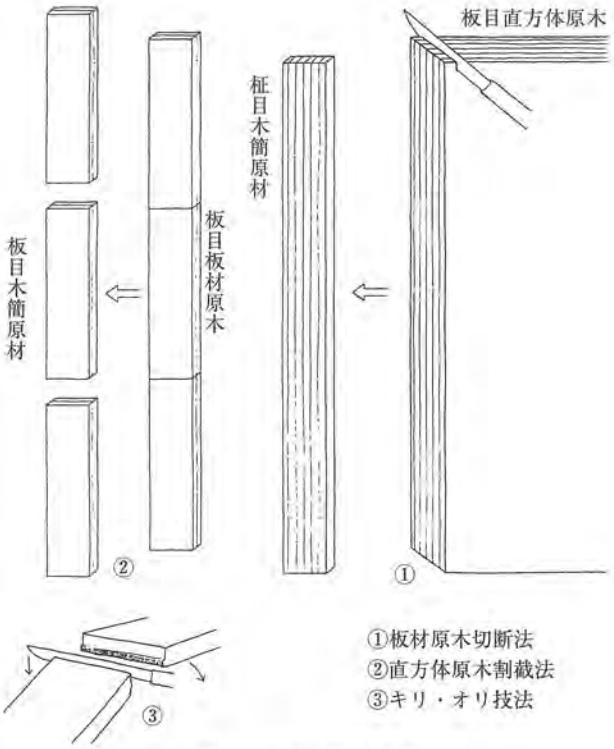

図1　木簡の製作技法

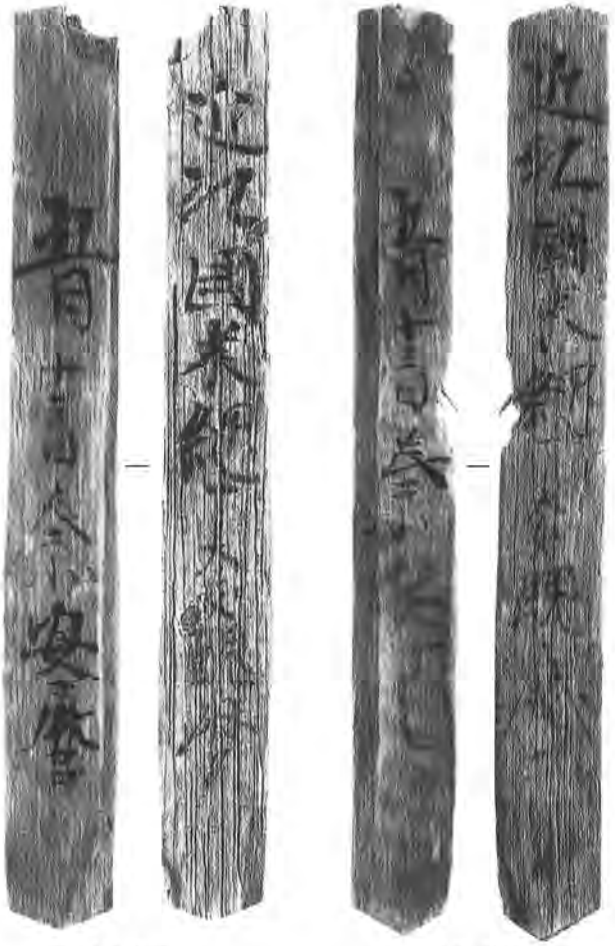

174·21·2.1　　178·20·3

長岡京太政官厨家跡出土（7/10）（数字は木簡寸法 mm）

写真1　秦安麻呂（万呂）によって作られた木簡

(193)・(15)・3
①

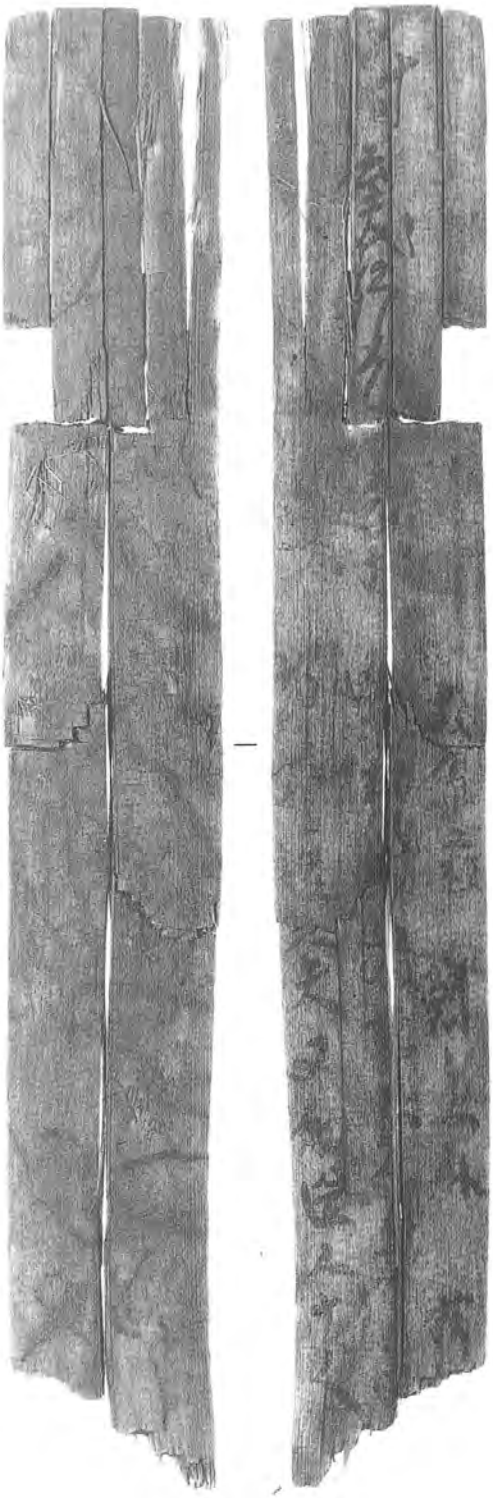

(392)・55・4
②

585・34・5
③

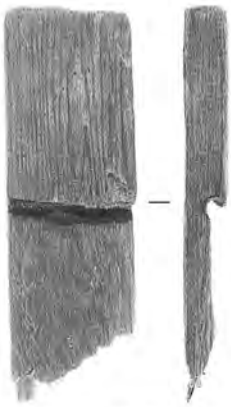

(105)・33・(10)
④

①縦に裂かれて廃棄された木簡（「二条大路木簡」）(4/5)
②上部を特に細かく裂かれた、信濃国埴科郡司から屋代郷長らにあてた郡符木簡
（長野県屋代遺跡群出土）(1/2)
③2か所に斜めに刀を入れて切断し廃棄された、越後国蒲原郡司の符の木簡
（新潟県八幡林遺跡出土）(1/3)
④考課・選叙に用いた015型式木簡の廃棄の手法（左；裏面　右；側面）
（平城宮跡出土）(1/2)

写真２　木簡の廃棄手法

Ⅰ-4　墨書土器・刻書土器

墨書土器の定義　焼き物に筆、墨を用いて文字・記号・絵等を書いたものの総称である。漆を使って書いた例も知られるが、これは漆書き土器として区別する。墨書土器には、他の人あるいは神仏に何らかの伝達を意図して記されたものと伝達を目的としないものがある。後者には習書や手慰みの落書きがある。

墨書を書いた階層　墨書土器は都城や地方官衙跡、寺院跡の他、集落跡からも出土する。集落跡出土墨書土器については別に項目を設けるが、当時の一般民衆にとっては、墨・筆・硯、文字は無縁のものであり、墨書土器は、文字を使って執務する人達、役人・僧侶によって書かれたことは間違いない。

墨書土器の出現期　4世紀前半の土器に記され、「田」と判読され、日本最古の墨書土器と話題を呼んだ三重県嬉野町片山遺跡出土資料については、墨か否か、文字か否かといった論議があり、決着をみていない。これを別にすれば、今のところ墨書土器の初源は、7世紀中頃であり、飛鳥地域の坂田寺跡から漆書きの「大」とともに「金」「卍」と記す墨書土器が出土している。しかし、墨書土器は飛鳥に都があった時代には、極めて少なく、藤原宮期直前期から次第に量を増す。

宮都の墨書土器の特質　平城宮出土墨書土器について検討しよう。

〔墨書される土器の種類と器種〕　第167次調査までに出土した宮の墨書土器総数は1805点で、うち須恵器は1387点あり、総数の76%を占める。記される器種はほとんどが食膳具であり、須恵器の場合には無蓋杯（杯A）、有蓋杯（杯B）、杯B蓋が大多数を占め、他の食器も含めると1280点（92%）にも達する。土師器の場合も同様に食膳具が圧倒的に多数を占め、食器総数は389点（93%）である（表1）。

〔墨書率〕　平城宮出土墨書土器は、第167次調査以降の出土分を含めても約2500点にすぎない。宮出土の土器総量は把握していないが、墨書率は1割を超えることはないだろう。まとまった量の土器が出土し、かつ墨書土器も比較的多く出土している遺構の例から墨書率を求めることにする。内裏北方の内膳司推定地の土坑（SK820）の場合には、土器出土総量627点（須恵器189点・土師器438点）のうち、墨書土器は42点（須恵器19点・土師器23点）で墨書率は6.7%である。宮の例ではないが、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の旧長屋王邸の跡地に設置された宮外官衙（皇后宮職）に関連する濠状土坑（SD5100）の場合には出土土器総個体数3647点（須恵器1855点・土師器1792点）のうち墨書土器は203点（須恵器145点、71%）で墨書率は5.5%である。今挙げた例は墨書土器の出土量が多い例であり、他の遺構では墨書率はさらに低くなる。

〔記載内容〕　伝達を意図した墨書土器には、役所名・官職・身分・人名・器名・用途・内容物・数量・容量・紀年・月日・吉祥句・呪句等がある（表2）。

この他に1字のみで意味のわからないものや習書がある。多くは宮内で記されたものであるが、容量を記すものには税物容器として地方から運ばれてきたものもある。

〔墨書の記載部位の意味するもの〕　器の口縁部に縦位もしくは横位に記すもの、器の蓋の外面に記すもの、壺・甕等の体部や口縁外面に記すものは、伝達の意思表示が明らかで所属帰属（人名・警句）や用途・内容物を表示する。

器の底部外面に記すものは、焼き物本来の機能を優先するもので、次に述べる役所名墨書土器など平城宮墨書土器の大半がこれに属す。

器の内面に記す例は焼き物の機能、食器の機能を放棄したものであり、多くは習書、落書、下書き、硯の下盤、硯蓋、筆先揃えであり、他に動物の餌入れ容器を示す例も知られる。

〔役所名墨書土器の意味〕　令の規定では宮内省被管の内膳司、大膳職、大炊寮が食料の保管・調製を司ることになっているが、「兵部厨」「兵厨」「民厨」などの墨書土器の発見によって、各省毎にも独自に厨房が置かれていたことが明らかになった（図1）。他の役所名墨書土器には厨の文字はみえないが、それぞれの役所の厨房を意味すると考えられる。

役所名墨書土器に対しては次のような説が出されている。一つは、食事・食物を供給する某役所が他の場所にそれを食器に入れて支給する際に、食器の回収を目的に役所名を墨書したと考える説である[1]。もう一つは、役所外で執り行われる恒例行事や臨時の行事に際し、その役所の饗饌であることを示すために記されたと考える説である[2]。

平城宮において同じ内容の役所名墨書土器がどれほど存在するか検討すると、「大炊所」「内大炊」「大炊」「炊」等の大炊寮関係の墨書土器は、宮内の各所（第22次南・28・29・32・37・70・104・128・139・146・154・165次調査区）から27点出土しているのが最も多い例である。次いで宮内省関係23点、式部省関係17点、兵部省関係10点である。以上が比較的多い例であり、他の役所名墨書土器は10点に満たない。また、食事を司る内膳司や大膳職のごみ捨て穴（SK820・217・219）に一括投棄された土器群には墨書土器は存在するが、役所名を記した食器は見られない。

また、整理番号・備品番号の可能性も考えられる数詞墨書にしても、極めて少ない。こうした点や先に述べた墨書

表1　平城宮出土墨書土器の器種と数量

須恵器器種	点数
杯A	217
杯B	321
杯B蓋	401
杯C	6
皿A	14
皿B	6
皿B蓋	11
皿C	10
皿D	1
皿E	2
椀A	2
高杯	2
杯か皿	287
小計	1280
盤	10
鉢	8
壺E	5
壺G	1
壺K	1
壺L	1
壺N	1
壺	36
壺蓋	6
瓶	1
甕	37
甕C	5
小計	107
合計	1387

土師器器種	点数
杯A	27
杯B	22
杯B蓋	15
杯C	19
皿A	90
皿B	3
皿B蓋	1
皿C	5
椀A	80
椀C	12
高杯	21
杯か皿	205
小計	500
盤	4
鉢	3
壺	3
甕	19
小計	29
合計	529

表2　平城宮出土墨書土器の記載内容

役所名	宮内省（宮・宮内）、兵部（兵部厨・兵厨）、民部省（民・民厨）刑部省、神（神祇官）、弾正台、皇后宮職（皇后・宮職）、大膳職（大膳・膳）、内裏盛所、羹所、蔵人所（蔵人）、浄清所（浄）人給所、内木工所、修理所、縫物所、子嶋作物所、造酒司（酒・酒司）、大炊寮（大炊・炊）、雅楽寮、舎人寮（内舎人・舎人・帯刀）、主馬、内厩、中衛府、左兵衛府、近衛府、左右衛士（左士・右士）
官職・身分	史、目、少祐、少子、大輔、女儒、上人、僧正、案主、直丁
施設・場所	曹司、厨、務所、庁、亭、塩殿・殿、東家、南家、東、西、南、北宮寺、寺
人名	藤原部王、津守王、物部連安万呂、大伴宿，六人部、三宅、今来、麻呂、広足、気刀自・酒女、奈女
器名	杯、清杯、酒杯、甌器
用途	米、麦、菓、酒、酢、汁、水、氷、烏賊、枸子散、斎食、供養、鸚鵡鳥杯、鳥杯、研、研盤
数詞・容量	一、二、三、四、五、七、八、九、二十、参拾弐、九合三夕 一升一合
年紀・月日	天応元年、十二月一日
吉祥句 呪句	吉、福、千、万 道、道金、九九／八十一、我君念・道為金（組み合わせ文字）

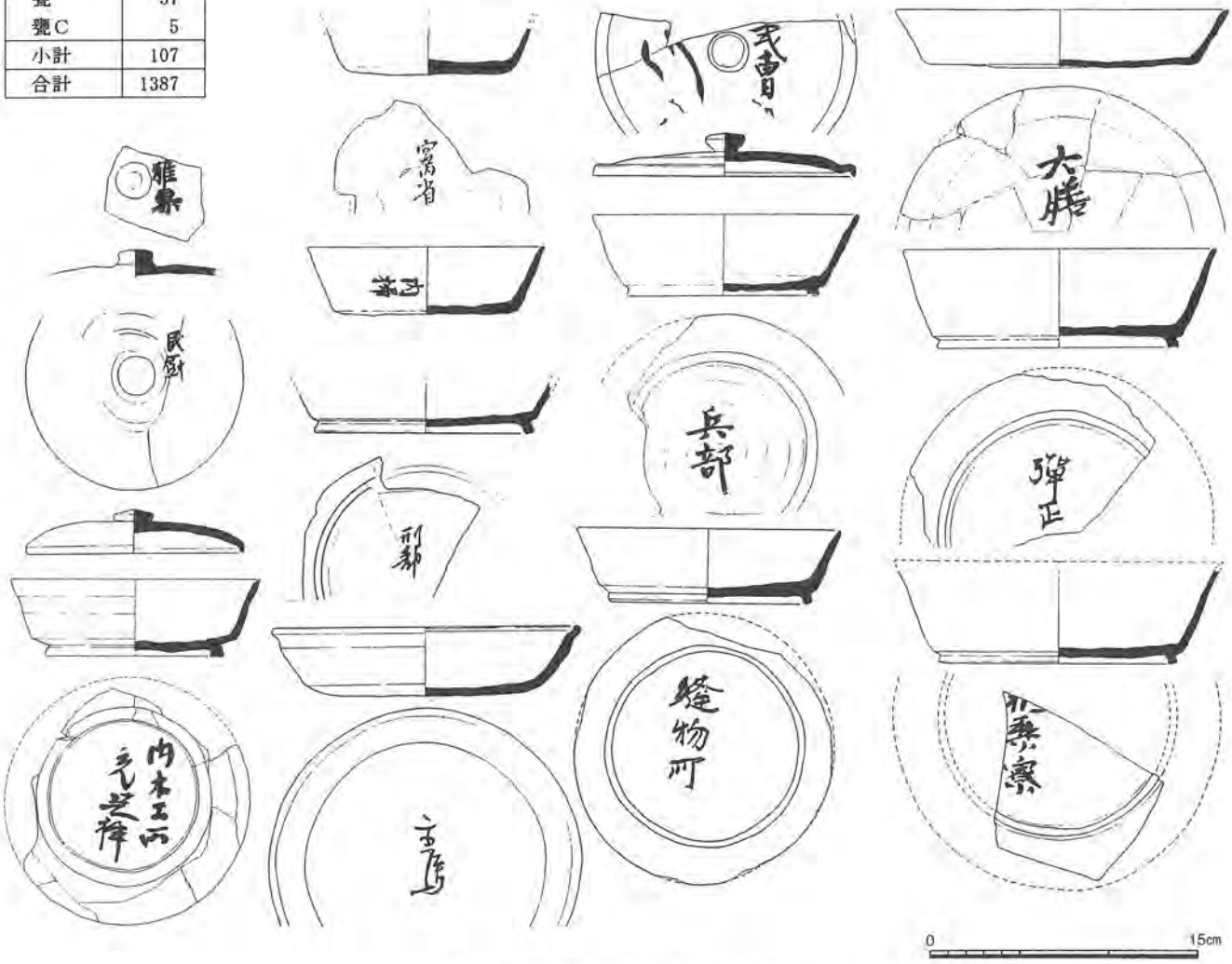

図1　平城宮出土役所名墨書土器

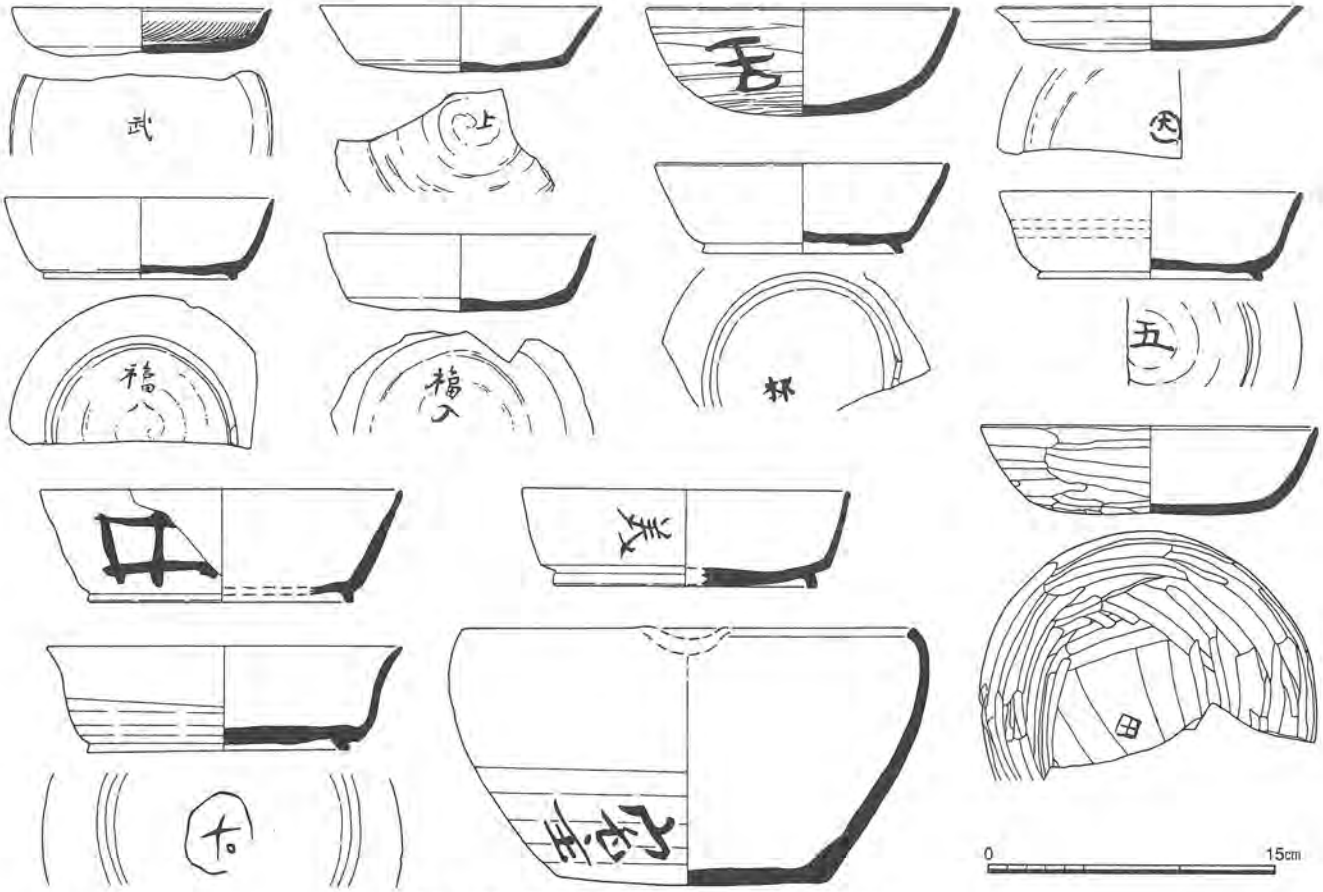

図2　平城京出土墨書土器（左京八条一坊三坪）

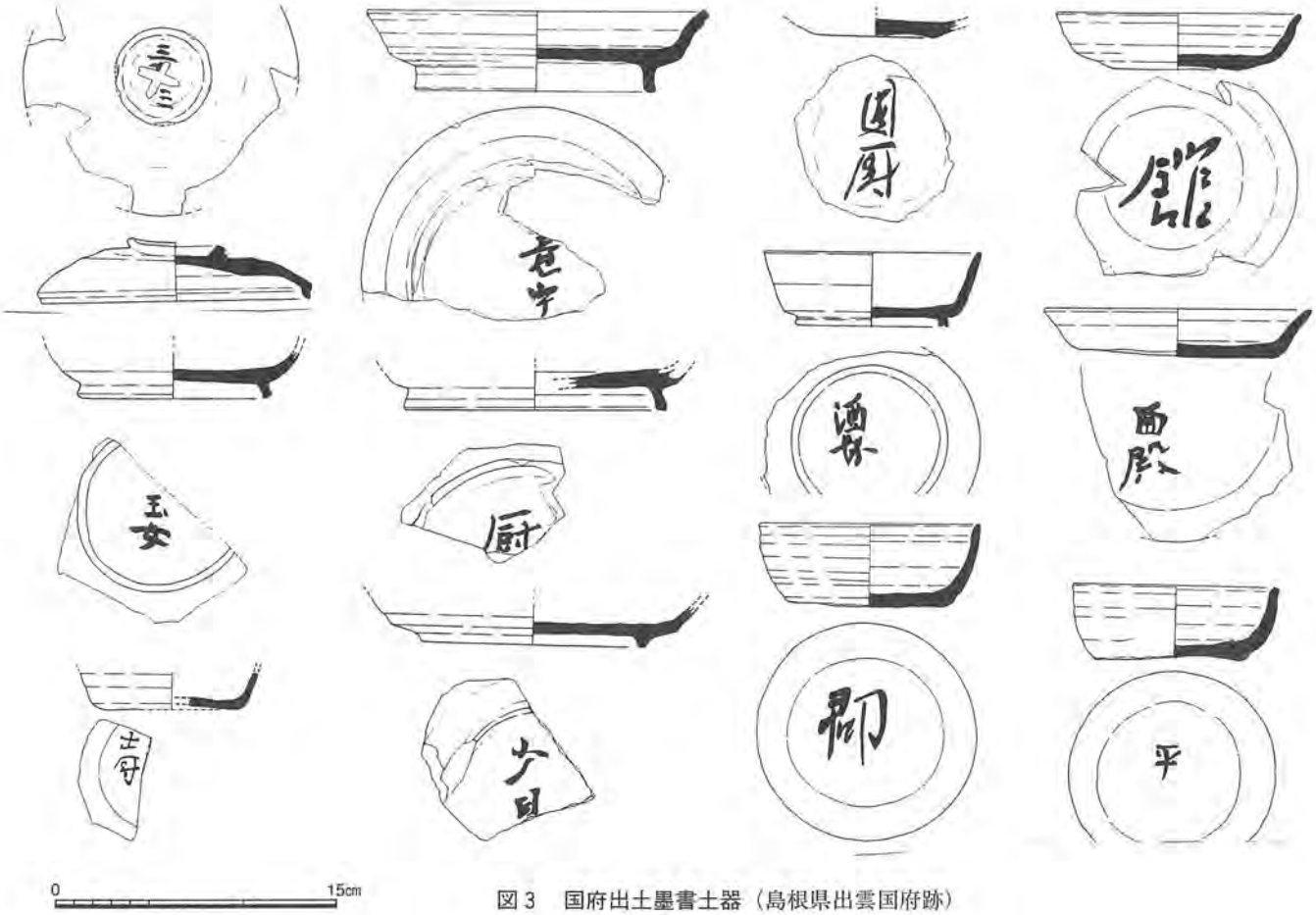

図3　国府出土墨書土器（島根県出雲国府跡）

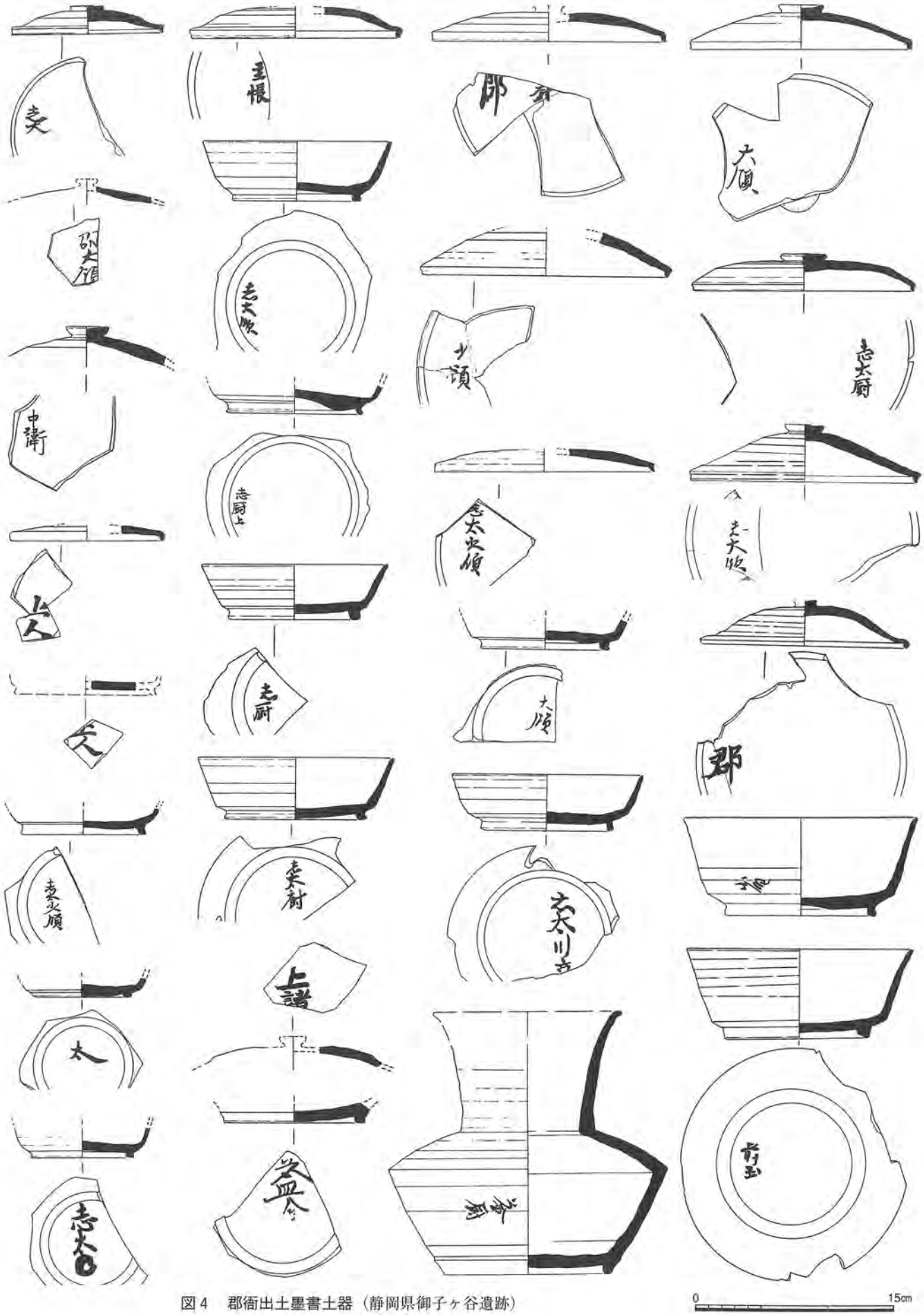

図4　郡衙出土墨書土器（静岡県御子ヶ谷遺跡）

率の低さの点から、当時には役所名や数字を土器に墨書して役所備品であることを示し管理する方策は執られていなかったとみてよかろう。そうすると再び役所名墨書土器の意味が問題になるが、一つの解釈を提示しておく。墨書した場所は各役所ではなく、食器を始めとする土器を分配する役所が分配先を示すため幾つかの重ねの単位ごとに記したと考えてみてはいかがであろうか。

〔墨書土器と役所比定〕　役所名墨書土器は、役所比定に有効であることは言うまでもない。しかし、これまでの調査で食物・食事を調製する役所（大膳職・大炊寮）の墨書土器は物とともに宮内各所に運ばれていることが明らかになっていて、その出土を以って役所を比定するのは極めて危険なこともわかっている。

もう一例をあげると、令の規定によれば衛門府が宮城門を、衛門府・衛士府が宮門を、そして兵衛府が閤門を守衛することになっている。衛府・兵衛関係の墨書土器は宮内ばかりでなく、宮外官衙（皇后宮職、左京三条二坊一・二・七・八坪）、有力貴族邸宅（左京一条三坊十五・十六坪・右京二条三坊二坪等）からも出土していて、衛士達は、天皇・皇后に関連する施設や行幸に際しても付き従ったことが知られる。

その他の役所名墨書土器は、それほど大きく移動する事はなく、例えば式部・兵部関連墨書土器はいずれも区画周辺の溝などから出土していて役所の比定根拠となっている。いずれにしても、役所比定にあたっては、墨書土器だけでなく、他の遺物、遺構のあり方も考慮して慎重におこなうべきである。

平城京出土墨書土器の検討　京内では、約1200点の墨書土器が出土している（図２）。出土量の多い遺構はごみ捨て場となっていた条坊道路側溝で、中でも平城宮の排水機能を持ち、物資の運搬にも使われた東一坊坊間大路西側溝・東二坊坊間大路西側溝・西一坊坊間大路西側溝である。また、東市に連なる運河（東堀川）からも大量に出土している。これらは京住民の生活実態を考えるうえで貴重な資料であるが、宮を含む京内各所から投棄された物であり一括性に欠ける。

宮に近接する坊には、離宮や貴族邸宅や宮外官衙がおかれたが、京出土墨書土器総量の約６割が、この地域から出土している。この地域の墨書土器は内容が豊富であり、宮のそれと遜色なく、官名（右兵衛・官厨・大炊）、家政機関名（粥所・厨・菜司・楽司・酒司）、官職名（主帳・少子）、習書墨書土器が知られている。

京と宮の墨書土器の相違　宮に比べると京では人名・氏名墨書と記号墨書の占める割合が高く、１字墨書が多く、習書墨書は少ない。この傾向は、宮を離れるに従って更に際立つ。総量は多くはないが、宮に比べると神祇・呪句・吉祥句墨書が多いようであり、「神」「天」「鬼」「供」「浄」「清」「吉」「富」「福栗」「吉年」「千万」、呪符等が知られている。

地方官衙の墨書土器　都城に比べ墨書内容はさほど豊富でないが、官職名、人名、施設名、行政区画名、器名、数詞等共通するものがあり、やはり食器の底部外面に記されたものが多い（図３）。地方官衙の墨書土器の記名目的について、山中敏史氏は、基本的には官衙厨家の食器であることを示すために記したものとする。官衙名墨書土器（「郡厨」「鹿島厨」・郡名）は、所属、使用目的を、官職名と人名墨書土器は、使用主体の明示を、厨下部組織（「上厨」「水院」）、舘名（「舘」「山口舘」）に関する墨書土器については使用場所を表すために記されたもので、すべてに記すのではなく収納・保管の単位毎に記し管理していたとみる[3]。この他、郡衙出先施設（郷名、舘別院墨書）、前述の厨家下部でも、同様な墨書による食器管理行為がなされていた可能性も考えている。

郡衙関係の事例を挙げると、駿河国志太郡の館もしくは郡厨と考えられている静岡県御子ヶ谷遺跡では、総数269点の墨書土器が出土している（図４）。そのほとんどが、須恵器の有蓋杯とその蓋であり、志太郡の大領を意味する「志大領」「志大」「郡大領」「大領」、「少領」、「主帳」等の官職名、郡の厨を意味する「志太厨」「志厨」、「郡」、そして隣接する益頭郡の厨を意味する「益厨」等の墨書土器も出土している。なお、御子ヶ谷遺跡に近接する秋合遺跡では、「志大領」の墨書土器が出土している。

このように他の郡に関わる墨書土器や郡衙以外の地（国衙・他の郡衙・国分寺等）で郡衙関係の墨書土器が出土する事例が次第に知られるようになってきている。山中敏史氏は、これに関して、郡衙厨家が司る給食職務、そして給食対象者と深く関わりを持ちながら、様々な供給の場に厨家保管の食器が移動したものと理解できると言う[4]。文献史料、墨書土器資料から知られる郡による供給場所と供給対象者は以下のようである。郡内の場合には、郡衙（巡行国司・国師、郡司、郡衙勤務の徭丁等、軍毅、郷長、伝馬使、公文逓送使者等の旅行者、外国使節、帰還者・帰化人、駅長、駅子）、郡衙支所・館別院・曹司などの郡衙の出先施設、その他の場所、郡外では、国衙（儀式行事に際しての国司・国師への供給）、他郡の郡衙ないし関連施設、郡衙以外の場所などである。

集落出土の墨書土器の特質　墨書土器は集落跡からも少なからず出土するが、官衙のそれとは異なる内容を示す（図５・６・７）。平川南氏の研究によると[5]、集落跡出土墨書土器に使われる文字の種類は極めて限定的で、かつ東日本

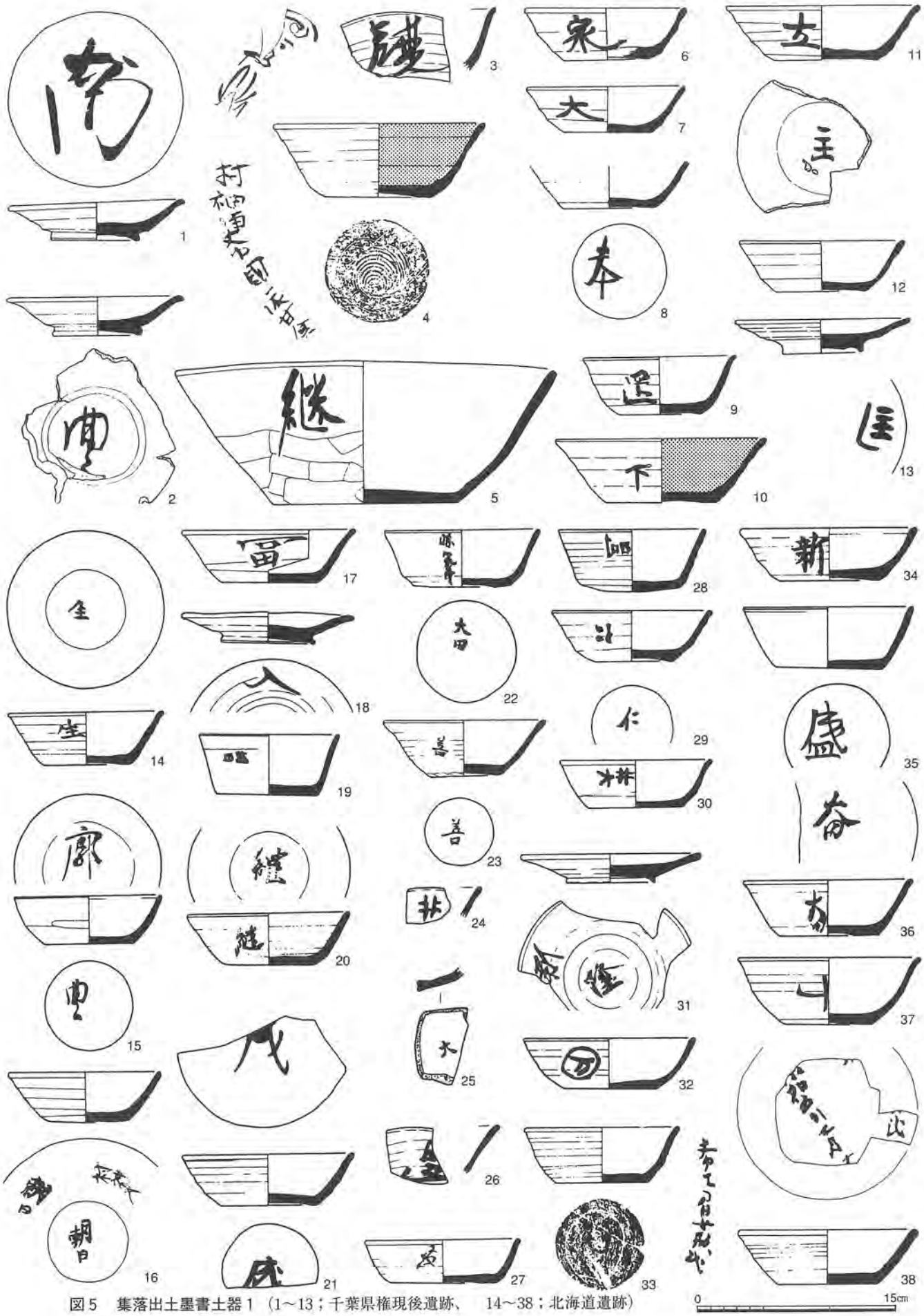

図5　集落出土墨書土器1（1～13；千葉県権現後遺跡、　14～38；北海道遺跡）

図6　集落出土墨書土器2（1～27；千葉県井戸向遺跡、　28～53；白幡前遺跡）

図7　集落出土墨書土器3（千葉県白幡前遺跡）

各地の遺跡において共通して用いられ、墨書字形も類似している。記載される文字の種類は、「冨」「吉」「得」「福」「万」等の吉祥語とそれらを組み合わせたものが多い。さらに、本来の字体から変形した字形が広く使われている。また、特定の階層にしか知りえない中国で考案された特殊文字（篆書体、則天文字）やその影響を受けて作られた特殊文字が普及している。こうした点から、集落跡出土墨書土器は、農民の手によるのではなく、祭祀の際に宗教関係者によって記載されたものと考えられよう。

集落出土の墨書土器は、器の外面に大きく記載されるのが特徴で、神仏の容器であることを示すためであろう。千葉県では多文字で構成される祭祀関連墨書土器が出土し、省略形の１字、２字墨書内容の理解に役立つとともに平川説の妥当性を裏づける。しかし、集落の墨書土器のすべてが祭祀関連とはみなせず、高島英之氏が指摘するように集団の標識文字等の機能も考えられよう。

刻書土器　刻書には製品に刀子や針釘で刻むものと、生産の場で生乾きの状態で箆やその他の器具で刻むものがある。前者は針書き、釘書きとも称され、その行為は墨書と同様に消費の場でおこなわれるが、紋様風、記号風のものが多く、文字は極めて少なく、そのほとんどが土師器である。後者の場合には須恵器が一般的であり、従前には窯印・窯記号と考えられ、現在では同じ窯を使用する複数の工人集団の製品を区別するために刻されたと考えられている箆記号もその仲間で圧倒的多数を占める。この中には数詞や「井」「大」等、文字と見まごうものもあるが、文字が刻されたものをそれらとは区別して「刻書土器」あるいは「箆書き土器」と呼ぶ。箆記号は工人の手によって、刻書は生産を管理する役人の手によって記されるという違いがある（図８）。

刻書内容　１字のもの、複数の文字からなるもの、文書形式をとるものがある。前二者には、産地名を記すもの（大久＝邑久、崗本、瓮五十戸、尾山寸、黒見田、美濃、美濃国）と供給先を記すものがある。後者には行政単位（久米評・郡・□郡・加麻又郡・益＝益頭郡）、役所名（工政所・内賢所・椋人・新厨＝新治郡厨）、人名（廣人・□造硯）、身分（田前主帳・新大領）、その他（寺）等が知られている。前者は、７世紀後半から８世紀前半の時期に限られ、後者は８世紀中頃以降に出現する。

文書形式をとるものには、調納に関わるもの（図８－16）、値段を記すもの「施五升直銭四十文」（陶邑TK313・314号窯）、「大張布直六十段」、吉祥句「此□□人者　億万富貴日□　□事在」（鳩山広町Ｂ６号窯状遺構）等がある。図８－16は福岡県大野城市牛頸ハセムシ古窯から出土したもので、大甕の頸部外面に賦役令調絹絁規定の公文書形式で、筑紫国奈珂郡手東里に籍を置く大神得身他二名の正丁が調として大甕１個を和銅６年某月某日に貢納することを記す。また、『延喜式』主計寮式では張は畿外の場合には正丁３人で１口を貢することになっているが、これとも完全に一致する。律令制下の須恵器調納制の存在と更にその制度が和銅年間まで遡ることを証明する極めて重要な資料である。

この資料と同じ意味内容と考えられる刻書須恵器が飛鳥石神遺跡と愛知県の窯跡から出土している（図８－11・14・15）。この場合には行政区画表記は、国－評－里、国－評－五十戸となっていて、大宝令施行以前、更に古く天武朝にまで調納制が遡ることが知られる。「サト」の表記が「里」のものには調貢者とみられる人名が記されるが、「五十戸」表記の場合には人名は記されない。これについては、大宝令以前の調や贄の付札木簡にも当てはまり、評－五十戸の行政区画段階には戸籍・計帳の編成が未整備であったことと関連し、人頭税の代わりに「サト」を単位に課税する方式が採られていたのではなかろうか[6]。

（巽　淳一郎）

〔注〕(1) 清水みき・山中章「長岡京跡の墨書土器」『月刊文化財』362、第一法規、1993年。(2) 平川南「『厨』 墨書土器論」『山梨県史研究－創刊号－』1993年。(3) (4) 山中敏史「地方官衙と墨書土器Ⅱ－郡衙による食器管理と供給」『研究集会　古代官衙・集落と墨書土器－墨書土器の機能と性格をめぐって－』奈文研、2002年。(5) 平川南「墨書土器とその字形－古代村落における文字の実相」『国立歴史民俗博物館研究報告第35集　創立10周年記念論文集』1991年。(6) 巽淳一郎「古代焼物調納制に関する研究」『瓦衣千年　森郁夫先生還暦記念論文集』1999年。

〔参考文献〕奈文研『奈良国立文化財研究所史料第25冊　平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』1983年。同『同第31冊　平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』1989年。同『同第59冊　平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』2003年。

25頁　図８　刻書土器釈文

１；□　　２～４；「各」　　５；「吉」　　６；「久米評」
７；「已止次止」別の釈文もある。
８；□(与か)野評×／□(須か)×／□×／□□×／阿□(盛か)田有／□(佐か)羅女
９；「奉　田　田　米」
10；「此者酒人首門□」別の釈文もある。
11；「崗本里凡人部－」　　12；「美濃」
13；「黒見田」　　14；「三野国加々牟評□」
15；「秦人部佐□　三野国加□」
16；「筑紫前國奈珂郡／手東里大神□身／□□／□　□／
　　并三人／調大張一僕和銅六□」
17；「白田」　　18；「寺」　　19；「廣人」　　20；「由」
21；「社邊」　　22；「郡」
23；「此□□人者　□万富貴日　□　□事在」　　24；「新厨」
25；（底部外面）「山直川継」　（側面）「民文□・□・□□□」

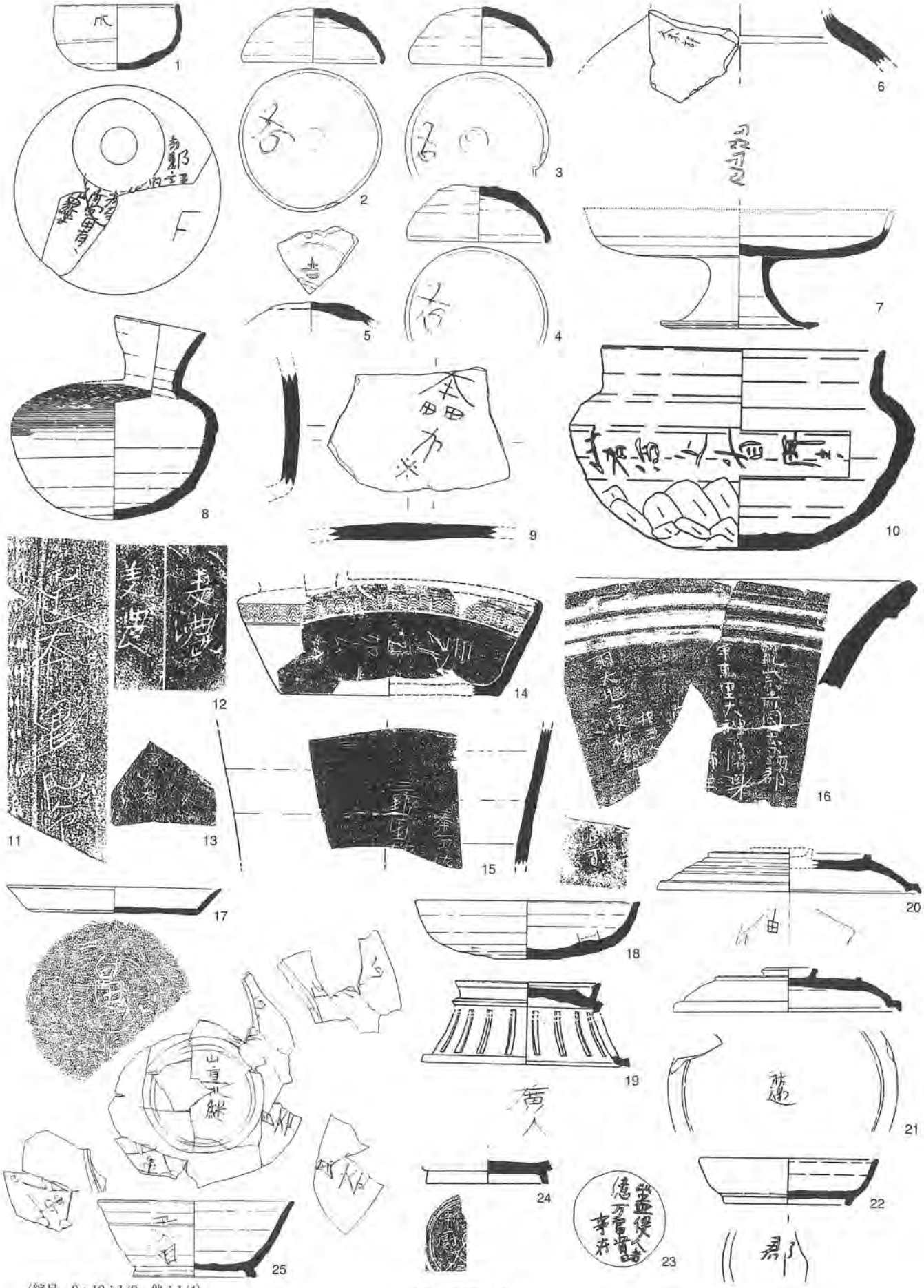

（縮尺　9・10；1/2、他；1/4）

図8　刻書土器

Ⅰ-5　漆紙文書

漆のふた紙　通常土中にあれば腐食し残存しない紙の文書が、腐らずに残る場合がある。それが漆紙文書である。漆工房においては、漆液にほこりやゴミがついたり乾燥するのを防ぐため、それを入れた曲物の桶などに紙をかぶせ、漆液に密着させた。次に漆を使う際には、ふた紙をはずし、それについた漆はかきとったうえで廃棄した。その結果、漆液に密着していた部分は漆がしみこみ、長く土中にあっても腐食せずに残った。用いられた紙は多くの場合反故文書であり、こうして残った文書が漆紙文書である。反故であるから通常、表裏両面に文字がある。漆紙文書は折り畳まれた状態で出土することが多いが、それは廃棄する時に、漆面を中にして折り畳んだためである。そして容器の平面形は円形であるため、漆紙文書は通常円形を呈する。

残存した漆紙の大きさから、漆容器の大きさは大型（径33cm前後）・中型（22cm前後）・小型（15cm前後）に区別される。大型・中型は貯蔵用、小型は消費の際のとりわけに用いられたと考えられる。したがって漆紙の使用場所も、漆の生産・貯蔵・消費場所などの多様性があったとみられる。さらに漆塗りの場でパレットとして用いた土器に入れた漆のふた紙が、土器に付着したまま出土することもある。

漆紙文書の出土地と文書の種類　漆紙文書はそれが最初に確認された1973年の宮城県多賀城跡以来、とりわけ関東・東北地方における出土例が多い。しかし漆は全国的に使われたから、これまで出土例がない、あるいは少ない地方でも、出土の可能性に十分留意する必要がある。

漆紙文書が出土している遺跡は、宮城県多賀城跡・山王遺跡、岩手県胆沢城跡、秋田県秋田城跡・払田柵跡などの城柵官衙遺跡、栃木県下野国府跡、茨城県常陸国府付属工房の鹿の子C遺跡、武蔵国分寺・国分尼寺の付属工房の東京都武蔵台遺跡、それに平城京・長岡京跡など、都城や官衙に関係するところが大半であり、そのため漆工房も公的施設が多い。したがってふた紙には、中央官司や国府・郡家などの地方官衙に保管されていた公文書の反故が用いられた。具体的には戸籍・計帳・租帳・出挙帳（様文書）などの他、兵士歴名簿や具注暦・典籍、それに各種の公文書などが見つかっている。

漆紙文書の史料的性格　このように漆紙にいかなる文書が用いられているかを調査することによって、漆工房あるいは漆塗り作業が行われた遺跡の性格解明に大きな手がかりを得ることができる。ただし反故公文書が流通市場に出、それを民間の工房が入手したという可能性にも留意しなければならない。

木簡や墨書土器などの出土文字資料は、それ自体が独自の性格をもつ資料であるのに対し、漆紙文書はそれ自体特有な史料的性格を持つものではなく、通常の紙の文書そのものであり、それが漆づけになって残ったという残存の契機に特異性があるわけである。したがって文書全体は残っていなくても、正倉院などに現存する文書類から、その全体の様式を復元することがかなりの程度可能である。また漆紙文書には2紙以上が貼り継がれている場合もある。それには文書作成時あるいは整理・保存時の紙継ぎの結果と、漆容器が1通の文書では覆えないほど大きい時に別紙を貼った場合とがある。そうした状況を調査することは、官衙等における文書の整理・保管の仕方、あるいは反故紙のありようを復元する手がかりになる。

漆紙文書の判読法　なお漆紙文書の文字面は漆に覆われており、かつ折り畳まれ、さらには文字面が内側になっていることもあるので、肉眼で文字を読むことは困難である。そこで漆膜や紙を削ったり、赤外線写真や赤外線テレビを用いて読むことになる。また全体を見るには、注意深く折り目で切り離し、展開するという作業を要するが、削り作業ともども遺物を破壊することにも通じかねないので、実施する際には細心の注意を払わなければならない。

（舘野和己）

〔参考文献〕平川南『漆紙文書の研究』吉川弘文館、1989年。

（漆容器は復元品）

写真1　漆工に関係する品々と漆紙容器のふた紙

①；計帳（多賀城跡出土第96号文書）
②；検田関係帳簿（鹿の子Ｃ遺跡出土第27号文書）
　　ふた紙のための継ぎ目と半折にした廃棄状態
③；計帳様文書（裏焼き）
　　（平城京左京三条一坊十六坪出土）
④；具注暦（山形県大浦Ｂ遺跡出土）
⑤；計帳（鹿の子Ｃ遺跡出土第95号文書）

写真２　さまざまな漆紙文書

Ⅰ-6　紙・筆・墨・硯

文書行政を物語る遺物　文房四宝の紙・筆・墨・硯は、文書行政を行なう役人の必需品であり、実際の執務の場ではこの他、貴重な紙の代用品である木簡、それに記した誤字を削り取るのに使用する刀子、刀子を砥ぐ砥石、水滴、机、椅子などが備わっていたであろう。

紙　有機物の紙は考古遺物として残ることは稀であるが、漆容器の蓋として使われた紙に漆が浸透し、形を保って発見されることもある。その蓋紙として文字が記された古紙が使われた場合には、文字も遺存する。これを漆紙文書と呼ぶ。漆箔が出土した際には、肉眼では見えないので赤外線テレビを使って漆紙文書でないか確認する必要がある。

紙と墨の製法は、文書行政が始まる以前に大陸の仏教文化の導入に伴って伝わり、『日本書紀』推古18(610)年3月条には、高句麗の僧曇徴がそれを伝えたと記す。文献史料には記載はないが、同時に硯・筆も伝わったとみてよい。

筆　筆の出土例も極めて稀で、当然の事ながら穂先は遺存せず、筆管のみが残る。筆管の材質には、竹・木・ガラスが知られるが、竹が一般的である（図1－1）。

竹製筆管の出土例としては、平城京右京五条四坊三坪発見の胞衣壺に和同開珎、墨と共に納められたものが知られている。篠竹製で全長14.9cm、直径1.2cm。上端近くに節を持ち、穂先を収めるため下端内縁に抉りを加える。正倉院には、これと良く似た篠竹製の筆管で穂先が残るものが伝来する。雀頭筆あるいは巻筆と呼ばれている形式で、芯に命毛を立ててその周囲に紙を巻き、順次毛を植付けて穂先を作っている。この筆には篠竹の管を縦に4か所割り裂き上部に留め金風に桜の皮を巻いたキャップ（帽）が伴う。

なお、正倉院にはこの例も含め19本が伝世していて、篠竹製の他に斑竹（唐竹）製の筆もある。また両端に黄金装や白銀装の金具を巻き、筆頭に象牙装飾を嵌め込んだ優品や大仏開眼会に用いられた管長56.6cm、直径4.2cmの大筆も知られる。

木製筆管は、平城京左京三条二坊の溝状土坑SD5100から出土したものが唯一の例である（図1－2）。上端を欠損するが、現存長15.1cm、直径1.4cmの丸棒で、下端近くがやや太く下端面に穂先を嵌める孔を穿つ。

ガラス製筆管は、7世紀前半頃の築造と考えられている奈良県斑鳩町竜田御坊山3号墳から出土している。鉛ガラス製で淡緑色を呈し、復原全長13.2cm、最大径1.45cm、最小径1.10cm、内径0.9cm、重量1.30g。

この古墳からは、隋末～初唐期の二彩滴足円面硯が出土していて、この筆も中国から輸入された可能性がある。いずれにしても今のところ、最古の筆管である。

墨　松煙や油煙に膠と香料をまぜて練り上げ、笵に入れて成形する墨も地中に遺存することは稀であり、数少ない出土例は、いずれも蓋を被った胞衣壺の中で保護されていたものである。前述の平城京右京五条四坊三坪の胞衣壺に納められていた墨は、完形の未使用品であり、両端を載頭し片面を窪ませた舟形で、全長10.9cm、最大幅2.7cm、側縁幅1.4cm、凹面厚0.8cm、重量13.1gを測る（図2－3）。他の2例もこれと同形であるが、半分以上磨り減っている。正倉院には16挺の墨が伝来するが、内2挺は丸型棒状のもので、残りはすべて舟形である。舟形墨はいずれも出土品より大きく、最も小さいものでも長さは17cmもあり、20～25cmのものが多い。この中には、表には「華烟飛龍鳳皇極貞家墨」の陽刻銘、裏には「開元四年丙辰秋作□□□」の朱書きのある唐墨や、「新羅楊家上　墨」、「新羅武家上　墨」と陽刻された新羅墨がある。

紙・筆・墨の供給と管理　令や『延喜式』では宮廷官衙における紙・筆・墨の生産と支給は、中務省被管の図書寮が担当することになっていた。令の規定では、官営工房には造紙手四人、造筆手十人、造墨手四人、使部二十人、直丁二人が配属されている。また、『延喜式』の規定では、紙は中男作物として、筆は年料別貢雑物として、諸国が貢納することになっている。また、筆の材料の兎毛・鹿毛は大宰府が、斑竹は遠江国が貢納する。墨の貢納国は少なく、播磨・丹波二国と大宰府が納めるようになっている。

弘仁13年の官符には、国衙にそれぞれ造筆丁二人、造墨丁一人がいたことがみえ、筆・墨は国衙工房でも生産され、需要に応じていたことが知られる（『類聚三代格』巻6）。

硯　硯専用に作られたものと有蓋杯の底部・蓋内面、弯曲する甕腹内面を硯面として利用する硯があり、一般的には、前者を硯、後者を転用硯（杯蓋硯・甕腹硯）と呼ぶ。官衙では後者が圧倒的に多くを占め、その存在と量が官衙か否かの判定基準になる。

硯の系譜　後述の特殊硯等、大陸でまだ確認されていない硯もあるが、日本の陶硯の多くは、朝鮮、中国にその祖形が見出される。蹄脚硯など中国から直接伝わったものもあるが、中国から朝鮮に伝わり、朝鮮化したものが日本に伝わったとみるのが自然であろう。特に7世紀代には、朝鮮、とりわけ百済の影響が強い。

硯の材質と変遷　硯の材質には焼き物（須恵器・黒色土器・灰釉陶器・緑釉陶器・白瓷系陶器）で作ったものと石・瓦を加工したものが知られる。古代には専ら焼き物で作られ、中でも須恵器が最も多い。黒色土器の硯は、9世紀前半に須恵器生産の衰退に伴って出現し、ほとんどすべてが風字硯である。瓦硯は、大宰府に特有なもので、8世紀初めに

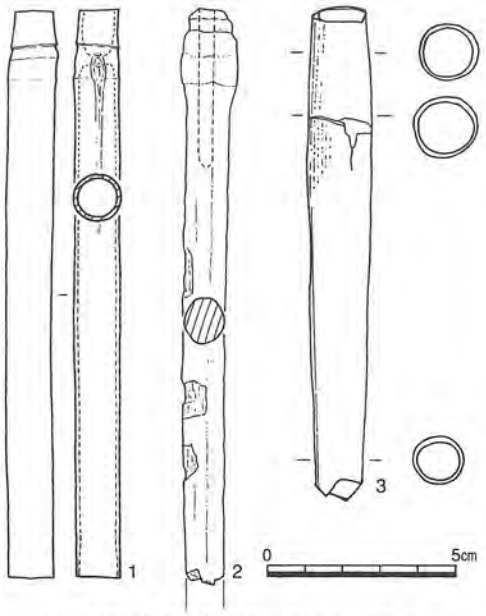

1；平城京右京五条四坊三坪出土（竹製）
2；同左京三条二坊ＳＤ5100出土（木製）
3；竜田御坊山古墳３号墳出土（ガラス製）

図１　筆管

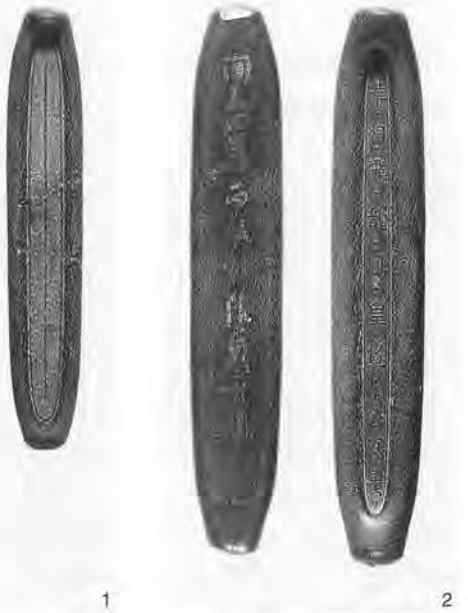

1；長17.1、幅3.9、厚0.95cm
2；長21.8、幅3.4、厚1.89cm

写真１　正倉院宝物　中倉伝来墨挺

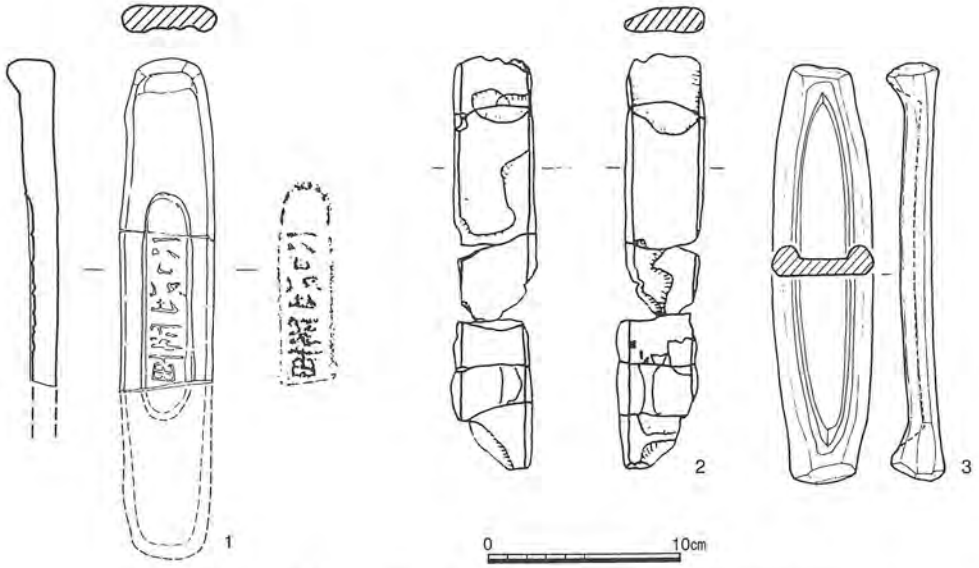

1；福岡県徳永川ノ上遺跡　2；岩手県上平沢新田遺跡　3；平城京右京五条四坊三坪

図２　出土墨挺資料

1；長17.4、径2.0、帽長13.8cm
2；長20.35、径2.2、帽長10.75cm

写真２　正倉院宝物
中倉伝来筆管

表１　墨挺出土遺跡一覧　　注；出典は巻末出典一覧参照

遺　跡　名	所　　在	出土遺構	年代	出典
平城京左京三条一坊十四坪	奈良市三条大路二丁目542－１他	胞衣壷	８Ｃ前半	1
平城京三条二坊十六坪	奈良市二条大路南一丁目１－１	胞衣壷	８Ｃ後半	2
平城京右京五条四坊三坪	奈良市平松町312他、五条町812他	胞衣壷	８Ｃ後半	3
平城京右京八条一坊十四坪	大和郡山市九条町	胞衣壷	８Ｃ後半	4
奈良山	奈良市奈良坂町	胞衣壷	８Ｃ後半	5
平安京右京三条三坊十坪	京都市西の京徳大寺	墓葬	10Ｃ前半	6
上平沢新田遺跡	岩手県紫波郡紫波町112他	竪穴住居跡	９Ｃ後半	7
明寺山廃寺	福井県丹生郡清水町大森字明寺山	建物廃棄に伴う祭祀跡	９Ｃ後半	8
諏訪遺跡	鳥取県米子市西山ノ後地区	胞衣壷	８Ｃ前半	9
徳永川ノ上遺跡	福岡県京都郡豊津町大字徳永	胞衣壷	８Ｃ後半	10

は出現していて、中世にも存在する。石硯の使用は、10世紀頃と考えられ、以後焼き物にとって代わる。

舶載硯　数は少ないが、初唐時期の二彩滴足円面硯（斑鳩町竜田御坊山3号墳）、朝鮮の陶質土器の獣脚硯（飛鳥石神遺跡）等の舶載硯も知られている。

硯の型式分類　硯は早くから注目され、主として形態分類と変遷に関する研究がなされてきた。近年の発掘調査の増加に比例して実に様々な硯が知られるようになり、包括的な型式分類の必要性が要請されている昨今である。ここでは、先学の研究成果を踏まえ、新たな型式分類研究を目指した楢崎彰一と山中敏史両氏の研究成果を紹介する。楢崎氏の場合には、機能面を重視した分類で硯面のあり方を基準に、以下のように分類する[1]。

第一種　水平硯（硯面が水平なもの）
　第一類　円面硯（平面形が円形なもの）
　　第一型式　透脚硯（脚部に透かしを有するもの）
　　第二型式　低脚硯（脚台高が低いもの）
　　第三型式　無脚硯（硯足を持たないもの）
　　第四型式　蹄脚硯（硯台が蹄脚状のもの）
　　第五型式　獣脚硯（硯台に獣脚がつくもの）
　第二類　形象硯（動物などの形象を写したもの）
第二種　傾斜硯（硯面が傾斜し陸海の区別が無いもの）
　第一類　風字硯（平面形が風冠を呈するもの）
　　第一型式　定型硯（典型的な風字硯）
　　第二型式　変形硯（硯頭が尖ったもの）
　　第三型式　二面硯（硯面に縦の突帯を設け二分するもの）
　　第四型式　猿面硯（甕腹硯）
　第二類　宝珠硯（平面形が宝珠形のもの）
　第三類　円形硯（平面形が円形なもの）
　第四類　特殊硯（硯面に突帯で方形の区画を設けるもの）
　第五類　長方硯（平面形が石硯に似た長方形を呈するもの）
第三種　転用硯（代用硯）

一方、山中氏の分類は平面形態に基づき、以下のように細分する[2]。

A類　円面硯（圏足硯・二面圏足硯・低圏足硯・無脚硯・蹄脚硯・獣脚硯・杯皿形硯・提瓶形硯）
B類　円形硯（二面単脚円面硯・双脚円形硯・三脚円形硯・四脚円形硯・低圏足円形硯）
C類　楕円硯（無脚楕円硯・双脚楕円硯・四脚楕円硯）
D類　風字硯（平頭風字硯・二面平頭風字硯・三面平頭風字硯・花頭硯・円頭風字硯・二面円頭風字硯・舟形風字硯）
E類　形象硯（鳥形硯・亀形硯・獣形硯・宝珠硯・八花硯）
F類　方形硯（長方硯・双脚方形硯・四脚方形硯）
G類　その他（猿面硯・兎図硯）
H類　転用硯

硯の初源　現在知られる最古の硯は、大阪府堺市高蔵ＴＫ43号窯出土品（低脚円面硯・圏足円面硯）であり、この窯の年代は、飛鳥寺造営前にあたる6世紀後半代と考えられている。しかし、次のような問題点が指摘されている。出土蹄脚円面硯は、中国のそれを模倣したものであり、中国では、年代の分かる最古の例は、唐貞観17(643)年に埋葬された長楽太子墓出土品であり、隋代に遡ることはない。また、日本でこの型式の硯が流行するのは、7世紀末から8世紀前半代であり、この例以外には、7世紀末以前の例は知られていない。窯の年代観に誤りがあるのか、硯そのものが混入品でないかといった問題を孕んだ資料であり、今後の調査研究によって解決しなければならない課題となっている。これを除くと、確実な例は、ＴＫ43号窯に後続する時期に当たる京都府宇治市隼上り窯（2・3号窯）出土品である。一般的な圏足円面硯と特殊硯（無脚円面硯・眼象脚円面硯・中空円面硯・把手付中空円面硯・高杯形円面硯）があり、杉本宏氏は、これらの硯の年代を7世紀初頭から中頃の時期としている。そして、各種の硯は既に定型化したものであるという認識に立ち、また各地でも同時期の硯が確認されることから、硯は更に古く遡る可能性を説く[3]。

硯型式の変遷　大局的に見れば、水平硯から傾斜硯、円面硯から風字硯・長方硯への変化を遂げる。杯皿硯（中空円面硯・把手付中空硯・高杯形円面硯）などの特殊硯、獣脚円面硯は、7世紀前半頃から8世紀初め、動物形象硯は8世紀代に限られる。問題の蹄脚硯は、7世紀末（天武朝）に始まり、8世紀代に見られるが、製作法が途中で変わる。8世紀初めの蹄脚硯は、硯部・脚部・脚台部を別々に作り合体させる方法で作られるが、その後、硯部と脚部とを連続的に成形し、基部下端外側に粘土を厚く巻いて基底を成形する。次に脚台部に篦で逆三角形の透かし開け、三角柱状の脚柱を作り出し、それに型抜きで作った柱頭と脚節を貼り付けて製作する。後者の型式の硯は、天平12(740)年に年代の一点を置く左京三条二坊の濠状土坑SD5100から出土している。宝珠硯・八花硯・風字硯は、平城京時代末期～長岡京期に始まる。　（巽　淳一郎）

〔注〕(1) 楢崎彰一「日本古代の陶硯－とくに分類について」『考古学論考　小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1981年。(2) 山中敏史『埋蔵文化財ニュース41号　陶硯関係文献目録』奈文研、1983年。(3) 杉本宏「飛鳥時代初期の陶硯－宇治隼上り瓦窯出土陶硯を中心として－」『考古学雑誌』73－2、1987年。

〔参考文献〕内藤政恒「本邦古硯雑考」『考古学』10－6、1939年。同『本邦古硯考』養徳社、1944年。今里幾次「播磨辻井廃寺址の古陶硯」『史迹と美術』18－6、1948年。内藤政恒「調度硯」『新版考古学講座』7、雄山閣、1970年。石井則孝『考古学ライブラリー42　陶硯』、ニュー・サイエンス社、1985年。

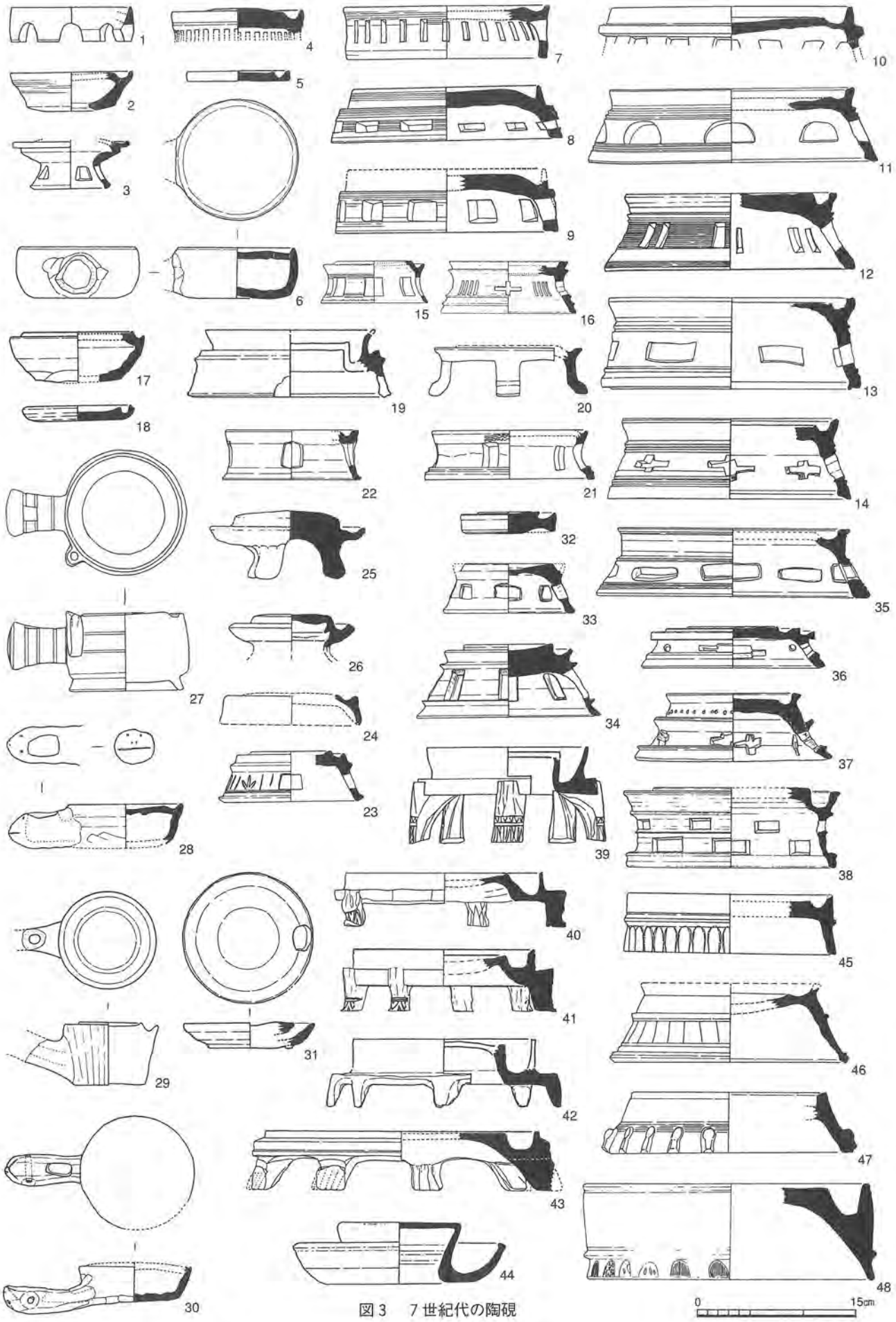

図3　7世紀代の陶硯

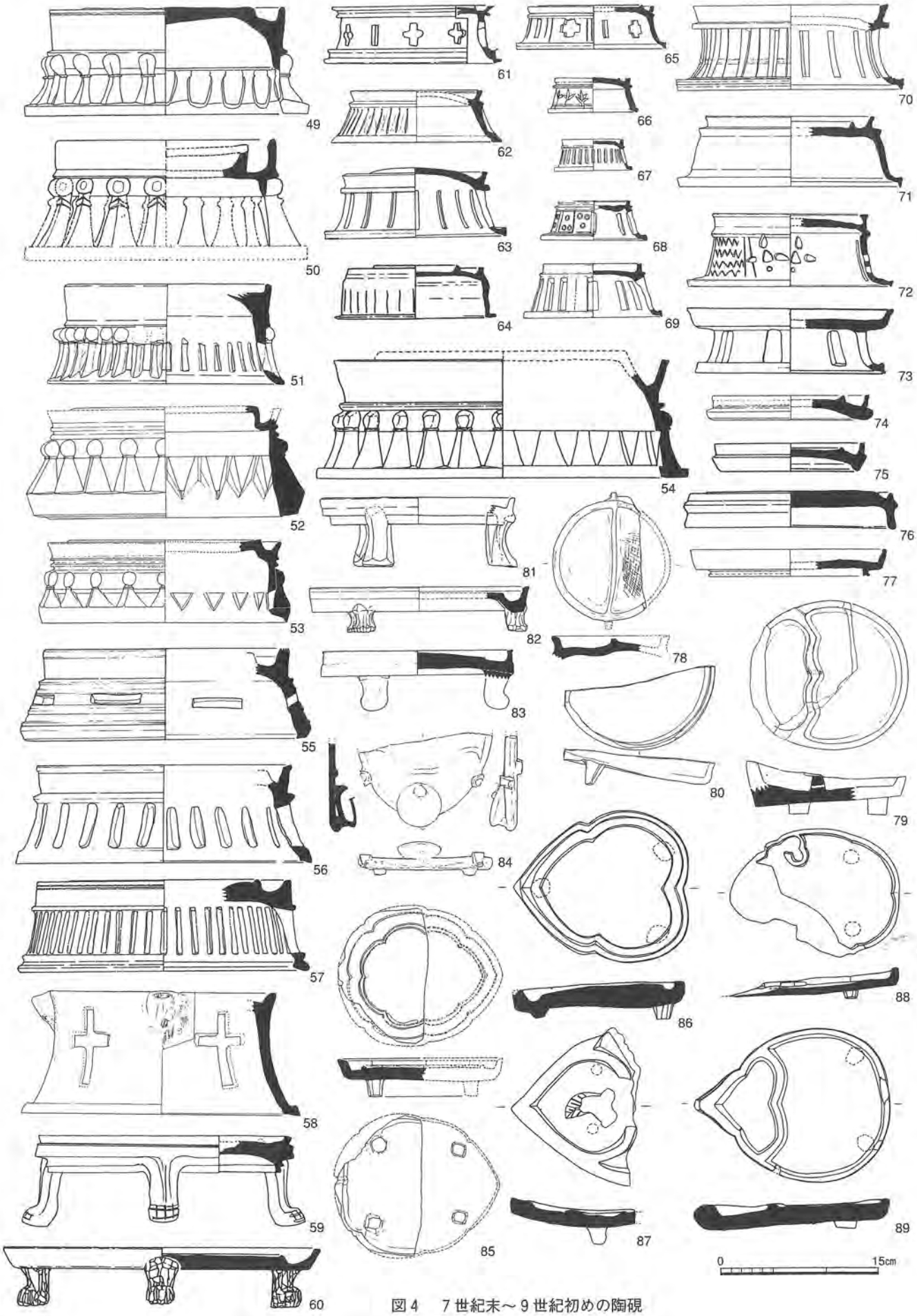

図4　7世紀末～9世紀初めの陶硯

97～101；石硯，112～113；瓦硯

図5　形象硯・風字硯・猿面硯・瓦硯ほか

Ⅰ-7　文字瓦

文字瓦の種類　文字瓦はヘラ書、押印（刻印）、叩き板、墨書などで文字を記名した瓦である。軒瓦の瓦当面に文字を持つものもある。内容は役所名・寺名・人名・地名などである。文字瓦の特徴は、木簡・漆紙文書などと異なり、記載内容が断片的であること、意味が不明な記号的なものが多いことであり、さまざまな解釈が出されることが多い。

地方官衙の文字瓦　平城宮・平安宮ばかりでなく、地方官衙では三重県長者屋敷遺跡（伊勢国府跡）で押印文字瓦、東京都武蔵国府跡から郡名文字瓦・郡名文字塼（図１）、栃木県下野国府跡で郡名文字瓦、宮城県多賀城跡から造瓦を負担したとみられる関東諸国名や郡郷名、工人名が記された文字瓦が出土している。また郡衙関連遺跡においても、栃木県上神主・茂原官衙遺跡（下野国河内郡衙正倉）で郡内の戸主層とみられる人名がヘラ書された文字瓦が多量に出土しており（図２）、郡名文字瓦・人名文字瓦が出土するからといって寺院とはならない場合もあるので、注意が必要である。なお大阪府大野寺（土塔）（図３）・京都府山崎院・広島県宮の前廃寺からは、姓を持つ有力者・僧尼や女性を含めた人名をヘラ書した文字瓦が出土し知識物の表示とみられており、官衙・官寺出土の郡名・人名文字瓦と一線を画している。この違いをどのように評価するかが今後の課題となっている。

文字瓦の分析法　遺跡から出土する文字瓦を検討する上でもっとも重要な点は、瓦に記名された文字だけを検討するのではなく、瓦と出土遺構との関わりや、出土状況をきちんと把握することであり、あくまでも考古資料として文字瓦を扱うことである。まず同じ建物に葺かれた軒瓦・平瓦・丸瓦との組合せを検討・復元し、文字瓦が創建期のものか、補修期かなど、製作時期を限定すべきである。特に消費地である遺跡から出土する場合、さまざまな瓦工房の製品が混在して出土する場合がみられることから、同じ瓦工房で同一時期に記名された一括資料としての文字瓦を認定する作業が求められる。具体的には、文字瓦自体の特徴（胎土・焼成・色調・凸面整形・凹面仕上げなど）から同一型式の文字瓦群を抽出することになる。また文字瓦だけを検討するのではなく、同時に出土している文字がない軒瓦・平瓦・丸瓦も含めて、生産と供給関係などを検討する必要がある。

記名された文字については、文字の内容はもちろんのこと、瓦との対応関係を検討する必要がある。記名位置・記名方向などの他、ヘラ書きであれば工具の特徴と、瓦が持つ製作技法、製作のどの段階で記名されたかなどを総合的に検討し、製作者と記名者との関係を明らかにし、文字瓦の年代・数量・記名率を検討すべきである。以上のような作業を踏まえた上で、遺跡と文字瓦がどのような関係にあるのか、文字を記名する意味、生産体制が官衙とどのように関わるかなどを解明することになる。

文字瓦の分析例　文字瓦の分析例としては、多賀城第Ⅱ期の刻印文字瓦で刻印場所に一定の傾向があること（図５）、縄叩き目の様相との対応関係から、刻印と工人の関係を指摘し、刻印文字が瓦工人の人名の省略であることを明らかにしている[1]。恭仁宮出土の文字瓦では（図４）、刻印と製品の対応関係、刻印の押捺方向や押捺位置の分析などから、西山瓦屋において平瓦や丸瓦に工人名を刻印させて労務管理を行い出来高制支払を行ったこと、瓦工人が40人前後いて常勤工（司工）１人と臨時工（雇工）３人が単位となって瓦を製作していたこと、平瓦を製作する瓦工人と丸瓦を製作する瓦工人とに分業化していたことなどを解明している[2]。下野国分寺跡出土の郡名文字瓦では、叩き板の痕跡（型押文）と郡名文字の押捺位置などの対応関係から、特定の瓦工人が特定の郡名文字瓦を製作していること、各郡から瓦工人を編成した国衙工房で郡名文字瓦を製作したことなどを指摘している[3]。　（大橋泰夫）

〔注〕(1) 高野芳宏・熊谷公男「多賀城第Ⅱ期の文字瓦」『研究紀要Ⅴ』多賀城研、1978年。(2) 上原真人「天平十二・三年の瓦工房」『研究論集Ⅶ』奈文研、1984年。(3) 大橋泰夫『栃木県埋蔵文化財調査報告書第169集　下野国分寺跡Ⅻ　瓦・図版編』栃木県教委・(財)栃木県文化振興事業団、1996年。同『同瓦・本文編』同、1997年。

〔参考文献〕森郁夫「奈良時代の文字瓦」『日本史研究』136、1973年。

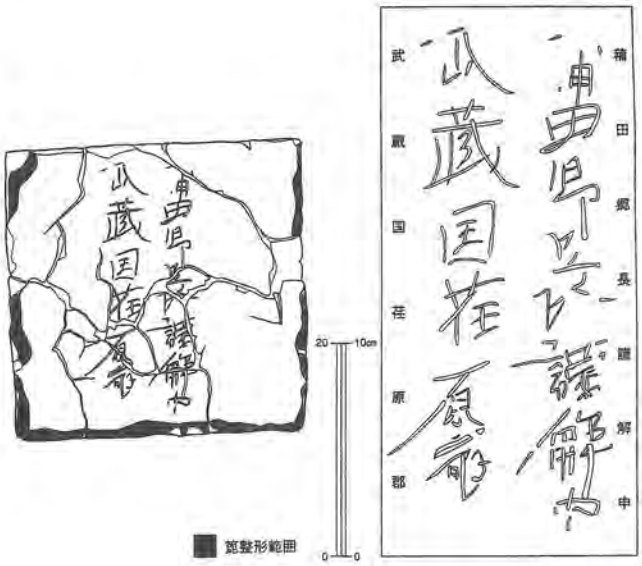

図１　武蔵国府用文字塼（東京都瓦谷戸窯跡出土）

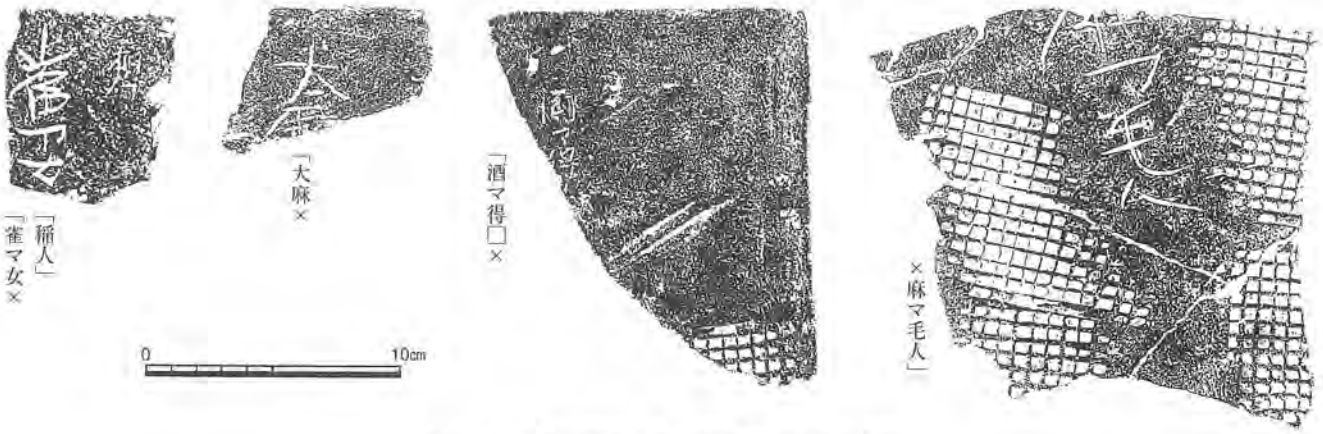

図2　栃木県上神主・茂原官衙遺跡出土文字瓦

「西麻呂」
神亀五年」
×野寺」
「凡海連×
×波連×
「矢田マ連龍麻呂」
「童子人□×
「花女」
×遣諸同知識尓入×
八月三十日
「神亀四年」銘軒丸瓦
0
10cm

図3　大阪府大野寺跡出土文字瓦

（平瓦）

型式番号	KJ01A	KJ01B	KJ01C	KJ02	KJ03A	KJ03B	KJ04	KJ05A	KJ05B	KJ05C	KJ06A
拓影（縮尺約10分の4）											
出土点数 恭仁宮	33	20	1	4	6	5	19	6	25	1	15
出土点数 法華寺	21	14	0	4	2	3	12	7	20	1	13
出土点数 平城宮	2	2	0	1	3	1	2	2	0	0	2
出土点数 計	56	36	1	9	11	9	33	17	45	2	30
押捺位置											

図4　恭仁宮式文字瓦

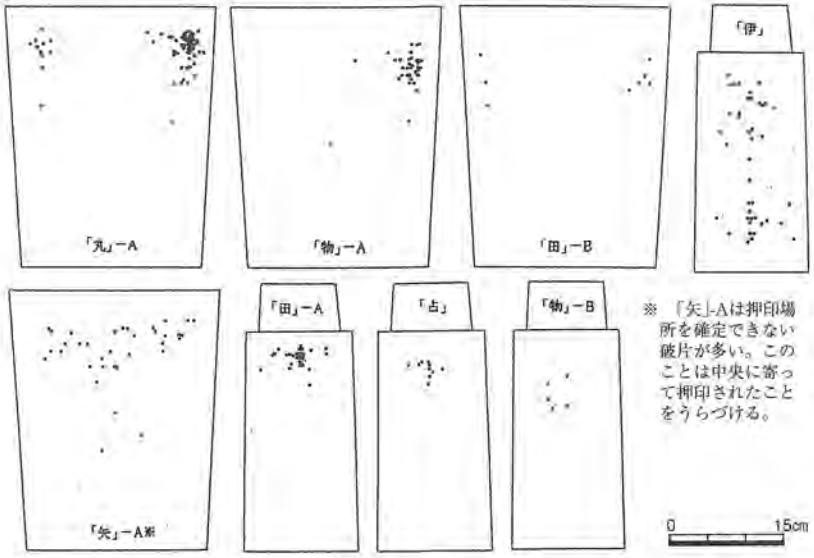

押印場所の模式分布図〔○は刻印の中心〕

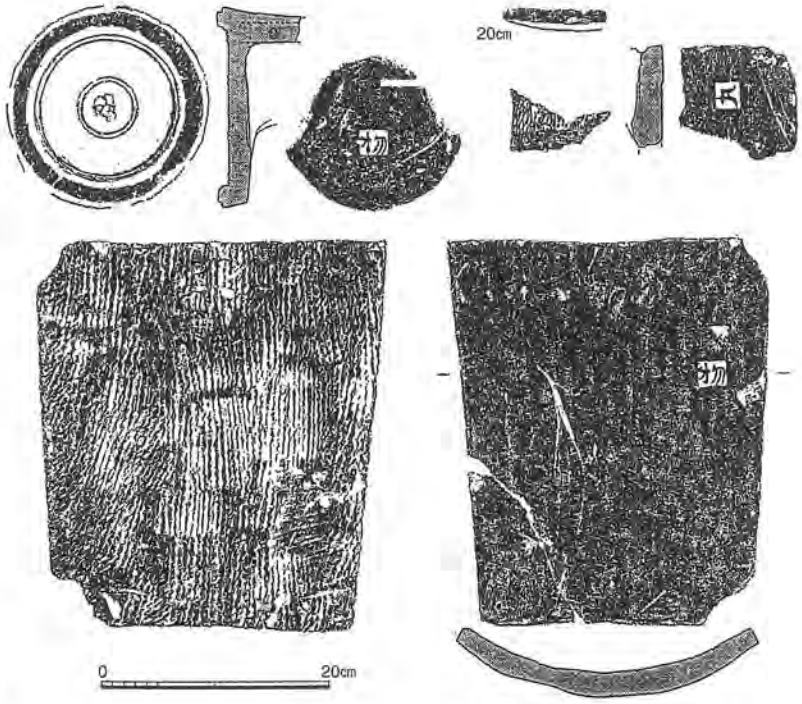

図5　多賀城第Ⅱ期刻印瓦

Ⅱ　古代の土器

Ⅱ-1　古代前期の土器

Ⅱ-2　古代後期の土器

Ⅱ-3　陶製の枡・油杯

Ⅱ-1　古代前期の土器

金属器志向土器様式の成立　この時代には、土器のほかに金属器・ガラス器・木器・漆器の器があったが、木器を除き、その素材は希少で生産にかかる技術も高度で大量生産できない奢侈品であり、一部上流階級のみが入手享受できるものであった。統一国家の整備に伴い、律令的な身分制に基づく様々な規定や作法が整備される。焼き物が関わる宮廷や役所における儀式や直らい、日々の給食においても、支給菜の種類・量、器の材質等の面で身分的な差別がおこなわれた。身分が高位の人達には金属器（佐波理）や漆器が、下級役人には焼き物食器が配膳される。下位の人々が使う器は、金属器の形を写した焼き物食器が充てられた。これは金属器を使用していた大陸の宮廷・官衙の食事作法を規範にしたことによる。こうした動向は大陸諸国と交渉を通じて統一国家を目指した飛鳥時代に既に現れ、金属器志向の新しい土器様式が展開した（飛鳥Ⅰ・Ⅱ）。

政権が天智朝から天武朝に移る頃、藤原京・平城京の時代に展開する土器様式の基盤が築かれる（飛鳥Ⅲ・Ⅳ）。これは、前代の土器様式とは隔絶した内容をもち、国内外の緊迫した情勢下、新たに大陸の影響下に生まれた土器様式であり、滅亡寸前の百済王宮の土器様式が規範になったと考えられる（図1）。

この時期の食器の特色は、平底で有蓋器種と無蓋器種の両者が存在し、同じ形でも大きさの異なるものが複数あり、豊富な器種となっているところにある。律令国家の成立とともにこの土器様式はさらに整った形へと発展する。

宮廷・官衙式土器様式の成立　新しい理念に基づく国家の運営には、それまでにはなかった様々な舞台装置・道具が必要となった。そして食事作法に関わる食器も論外でない。前述のような高級な器の生産を志向したことはいうまでもないが、宮廷・官衙様式の作法を隅々にまで徹底するためには品質が優れ規格の整った大量の食器が必要で、大量生産可能な焼き物に食器等の生産を託すことになる。特定地域に対して官が指定する焼き物を焼かせ貢納させる体制が法制化されるのである（焼き物調納制）。10世紀初め編纂の『延喜式』主計寮式には、土師器は畿内（大和・河内）、土師器より生産工程が複雑な須恵器は畿内（和泉・摂津）と畿外（播磨・備前・讃岐・筑前・近江・美濃）に調納を義務付けている。官は用途にかなう形・大きさを指定し、それぞれに名前を付し、毎年各国に調貢させるのである。こうして初めて器の公式な名称が生まれるわけである。

古代前期の器名　奈良時代の古器名比定については、西弘海氏の優れた研究がある。主として『正倉院文書』と墨書土器に現れた食器名に同時代の実物資料を当てはめようとした画期的な研究である。詳しい論証過程は氏の論文に委ね、結論のみを敷衍して述べることにする[1]。我々が手にする奈良時代の土師器・須恵器の器種は大変豊富で様々に器種分化しているが、当時の食器の器名は意外と単純であり、しかも土師器と須恵器に同じ名称がつけられている。これは、当時の人たちが、現代の我々のように形の細部に拘らず、容量用途を重視して呼称していたことを物語る。

当時の食器名は大きく「杯」「盤」「椀」の3種であり、蓋がつくものに「合」、つかないものには「口」の単位を付して呼称している。我々が分類している器種名と古器名の対応関係は図2・3のごとくになる。西氏がとりあげた器名史料は主として天平宝字年間のものであるが、その後発見された長屋王家木簡・二条大路木簡などにみられる8世紀前半期の古器名もそれと基本的に変わりなく、西氏の見解に大きな修正を迫るものではない。

古代国家前期の土器の特質　この時代に使用された焼き物には、伝統的な土師器・須恵器の他に、わが国最初の釉薬をかけた鉛釉陶器（緑釉・奈良三彩）や輸入陶磁がある。宮廷・官衙で日常使用されたのは、主として土師器と須恵器であり、双方で多様な食器が作られている。また双方の特質を生かし、徹底した用途別分業生産がおこなわれ、食器は双方で生産するが、火に強い土師器では煮沸具（鍋・甕・竈）が、吸水性の低い須恵器では注器（瓶類）・貯蔵器（壺・甕）が生産されている。

既に食器の器名比定のところで述べたように、双方で容量が同じものが作られ、中には形もよく似たものがある。これは、実際の食事配膳の際には、双方いずれでも入れ替えできるように意図したものである。しかし、全体的に見ると食器の量は、土師器の方が多いのが常であり、また特定の器種、例えば大型平底の皿・高杯（高盤）は、土師器が圧倒的多数を占める。これは、土師器が須恵器に比べると素材の上でも技術的な面でも生産効率が良く量産可能であったこと、また大型平底器形が須恵器には不向きな器形であったことによる。さらに当時、市場では土師器・須恵器の食器の値段が同じ器形の場合には等価に価格調整されていたことも今ひとつの原因である。

この時代の食器のもう一つの特色は、相似関係にある同じ形の器形が複数存在するところにある。例えば須恵器の器高の低い無蓋無台杯（杯A）はⅠ-$_2$～Ⅴ-$_2$の5種がみられる（器形分化）。また口径が同じで器高の違う杯Aも5種（杯AⅠ-$_1$～ⅤⅠ-$_1$）存在する。このように異なる2種の容量分化に基づく器種分化が見られ、極めて豊富な器種内容となっている。土師器の場合には須恵器ほど容量分化は著しくなく、器種も少なく小型のものは極めて稀である。

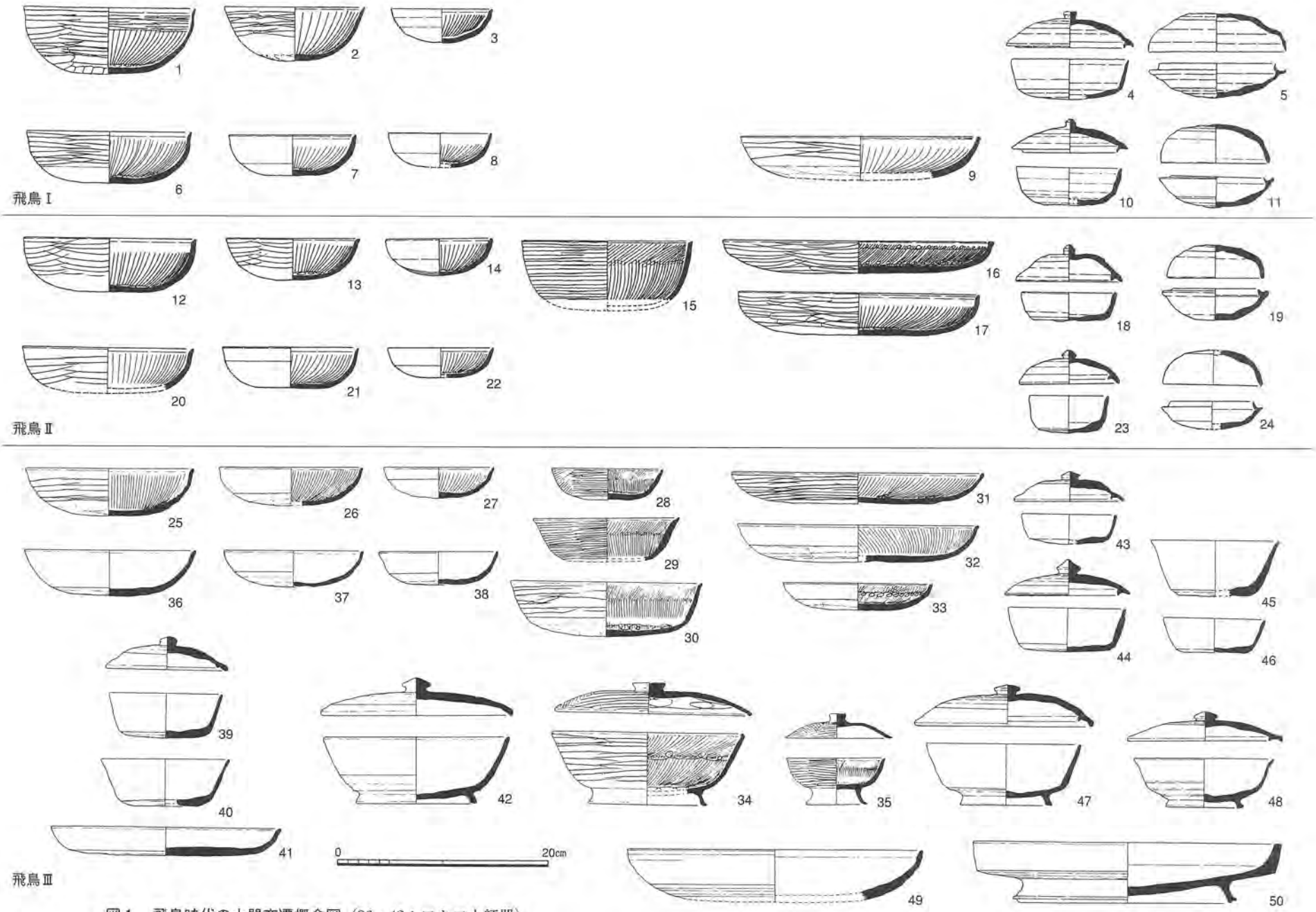

図1　飛鳥時代の土器変遷概念図（36～42；ロクロ土師器）

藤原宮の時期に完成した宮廷・官衙式とも言うべき土器食器様式は、その後社会経済情勢の変化に対応した変化を遂げるが、平安時代初めまで底流となった基本的な様式である。以下古代国家前期の焼き物の特質と、その後の変容のあり方を概観しよう。

古代前期の土師器食器の特徴　土師器の器種には、杯A（Ⅰ-1・Ⅰ-2・Ⅱ・Ⅲ）、有蓋の杯B（Ⅰ-1・Ⅰ-2・Ⅱ）、杯C（Ⅰ・Ⅱ）、皿A（Ⅰ・Ⅱ）、皿B（Ⅰ-1・Ⅱ）、高杯がある。食器の多くは、口縁端部が内側に折り返され肥厚する口作りであり、主として盛器の機能を持つが、杯Cだけは口端の内側を削いで平坦面を作る口作りで、飲器として使用している。成形は基本的にはロクロを使わない手捏製で、粘土紐を巻き上げて大方の形を作った後、台の上に置いた大型の葉の上に載せ、葉をロクロ代わりに回転させ細部を調整する（第一次成形）。葉は表面を下にして置くため、器の底部に葉脈の圧痕が残ることから木ノ葉手法成形と呼んでいる。そしてやや乾燥させた後、ナイフ状のもので底部の凸凹を削り整える（第一次調整）。さらに程よく乾燥させたのち、箸様のものの先端を使って口縁部内面と底部内面に文様を付ける（第二次調整）。箸の先が当たった面はすべすべした線になり光を当てれば光沢を発することから暗文と呼んでいる。口縁内面には斜放射状暗文を底部内面には連続螺旋文を施す。外面には箸様器具の側面を使って擦り付け器面を平滑に整える。暗文と同様に器具が当たった面は光沢を放ち、篦磨きと呼ばれる。

土師器食器の変容　8世紀前半期においても既に製作工程の合理化がみられ、次第に第一次調整の省略化や第二次調整の簡略化が進行する（2段斜放射暗文→1段斜放射暗文→無紋、篦磨きの省略）。このような傾向は恭仁京還都後に一気に顕在化し、その後の土器型式を規定することになる。食器は、成形後の比較的早い段階で外面全面に篦削りを施し、器壁を薄くした軽量のものが優勢となる。暗文は完全に省かれ、磨きも次第に省かれる方向に向かう。更に、器種が少なくなるとともに、それぞれの器種が次第に容量を縮小する方向に向かう。8世紀後半に継起する製作工程の合理化・生産器種の限定化と軽量化は、食器の大量生産を前提に進行したものである。この時期以降、須恵器の生産供給は著しく低下し、都への食器の供給量が減少する事態に陥る。このような状況下に土師器食器の量産化が進むわけであり、それと共に製品の粗悪化が進行する。

改良型土師器生産部門の成立（内面黒色土器Aの出現）　須恵器生産の低下を背景とする土師器の大量生産化が進む中、土器生産部門に新たに独立した生産部門が加わる。内面に炭素を吸着させ黒く焼き上げる焼き物を生産する部門である。黒色土器は、当時、陸奥地域では普遍的な存在であったが、本来、畿内地域では生産されていなかった焼き物であり、おそらく東国地方から技術移入したものであろう。黒色土器の生産は、8世紀前半期にも既に知られているが、確固とした生産部門が成立するのは、8世紀末の長岡京の時期以降であり、以後土器部門にしっかりと根を下ろし、中世まで存続する。一種の改良型土師器とも言うべきもので、土師器の粗悪化に対応して官が新たに設けた生産部門と評価したい。この時期活発になる蝦夷地経営がその成立の契機となった可能性が高い。

古代前期の須恵器食器の特質　土師器が都の近在で生産されたのに対し、当初須恵器生産は都の置かれた地域ではおこなわれず、畿内・畿外の複数の産地から搬入する方式が採られている。そのため地域色のある須恵器が混在することになり、時代的様式を論ずる前に、まず産地の同定を念頭に置いた群別と相互対比が必要となる。この点についてはまだ十分な検討がなされていないのが現状である。

また、古代前期としたこの間にも、明らかに産地の交代がみられる。藤原宮直前期・藤原宮期に優勢な須恵器は尾張産であるが、平城遷都を境に和泉陶邑産が優勢となる。藤原宮期における須恵器の全体像の解明は今後の課題となるが、優勢な尾張産須恵器に見られる様式的な基調は、平城宮期の陶邑産の須恵器にも引き継がれていることは看取できる。そこで8世紀初めの平城宮の須恵器を代表としてこの時代の特質を述べることにする。

食器は、平底で正面形が箱形を呈し、高杯を除く各機種には無蓋と有蓋の両種が存在する。また無蓋杯A・有蓋杯Bは器種が豊富で、それぞれ相似形に作られた器高の高い一群（杯AⅠ-1～Ⅴ-1・杯BⅠ-1～Ⅴ-1）と、器高の低い一群（杯AⅠ-2～Ⅴ-2・杯BⅠ-2～Ⅴ-2）が5種みられる。この他、杯に似るが口縁部が直角に近い形で立ち上がり、器高の高い器種があり、椀と分類しているもの、土師器の杯Aを模したもの（杯C）、同じく杯Cを模したものもあり、これにも容量の異なるものが数種みられる。皿（盤）類には、平底の皿A・皿Bのほかに高い脚台のつく高盤（高杯）があるが、杯類に比べて器種は少なく2～3種しかない。大型平底皿と高杯の出土量は少なく、限られた人にのみ配膳されるものであったか、共用器として使われたのだろう。

須恵器食器の変容　産地によって違いが認められるが、畿内産の須恵器は土師器と同様に調整が省かれる方向に進む。前半期でも器高の低い杯類のうち、特に小形品は篦削り調整が省かれる場合が多い。8世紀後半以降、この傾向は益々強まり、篦切りのままの製品が増加の一途をたどる。それに伴い杯蓋は傘型の形態から扁平で縁部が屈曲する形態に変化する。器高の高い一群と低い一群の区別は次第に無くなると共に器種が減少する。地域ごとに差はあるが、

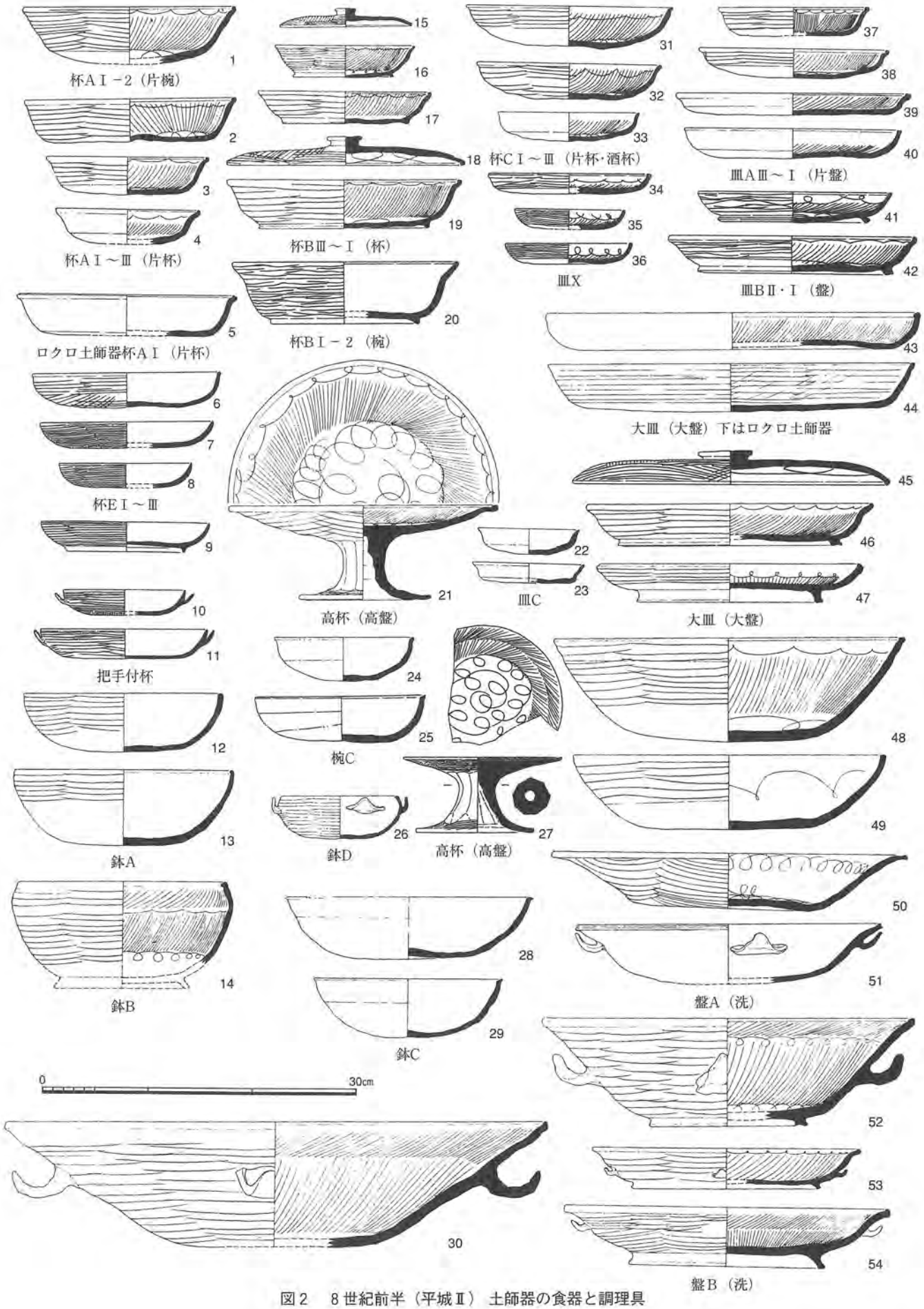

図2　8世紀前半（平城Ⅱ）土師器の食器と調理具

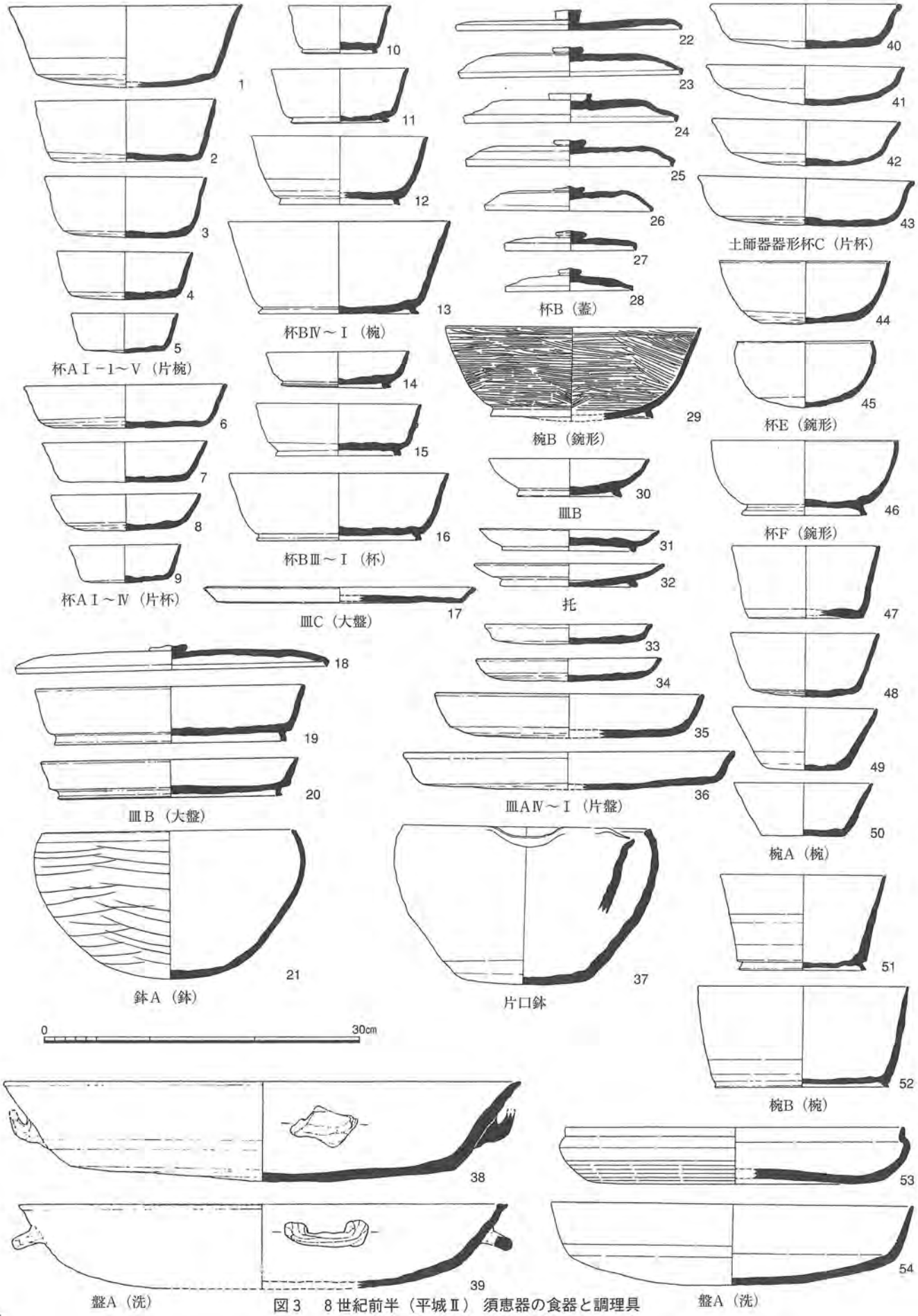

図3　8世紀前半（平城Ⅱ）須恵器の食器と調理具

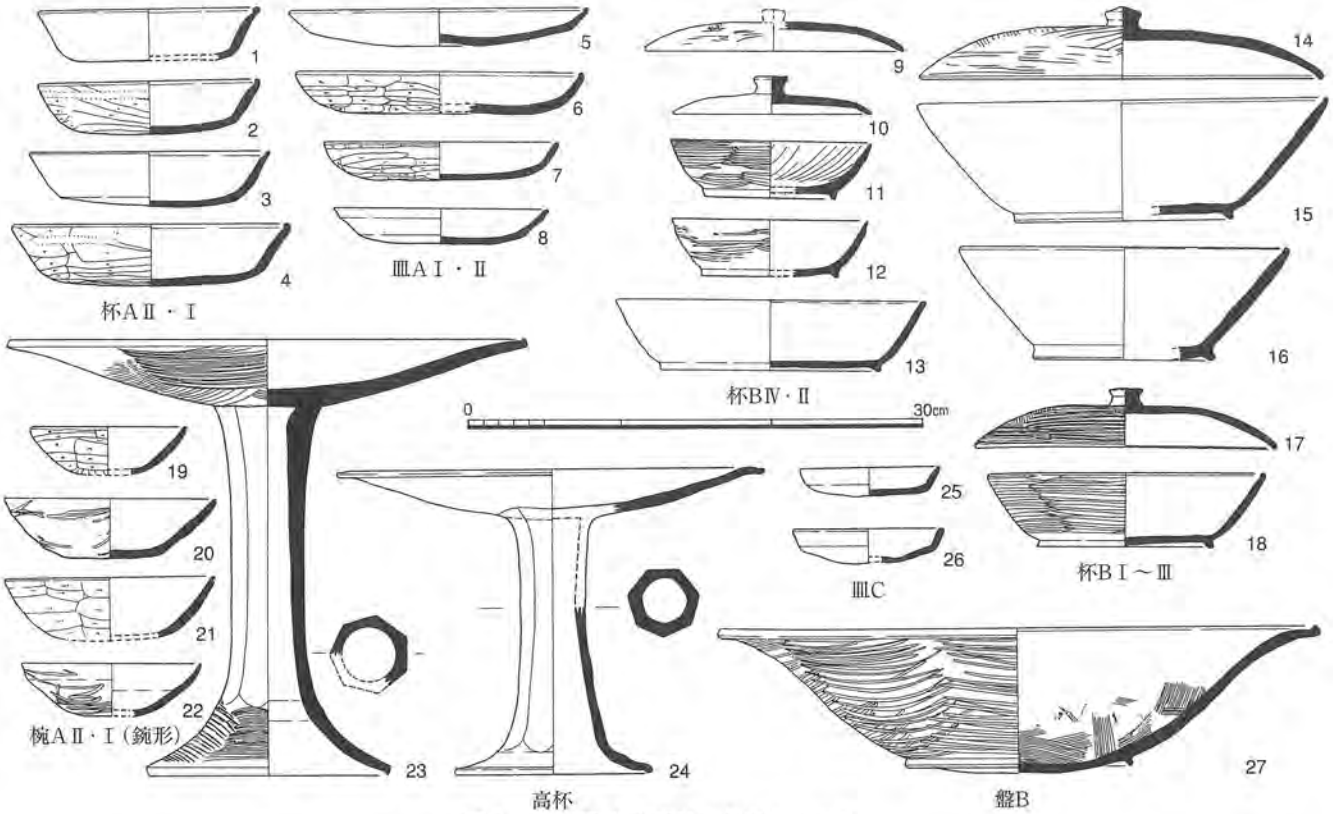

図4　長岡京期 土師器の食器と調理具

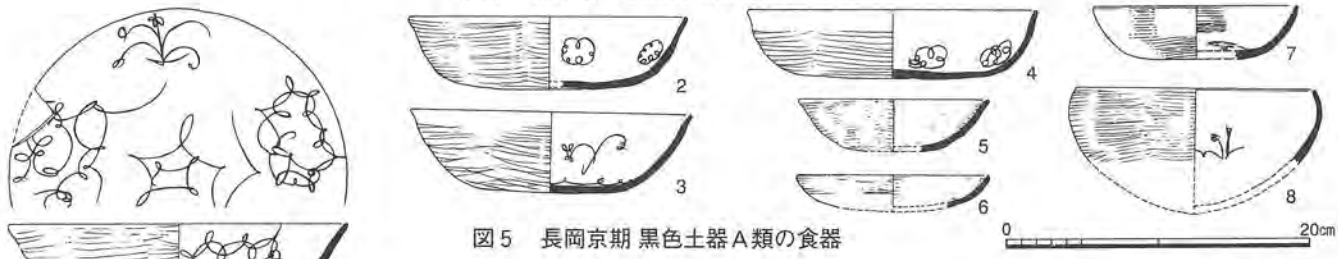

図5　長岡京期 黒色土器A類の食器

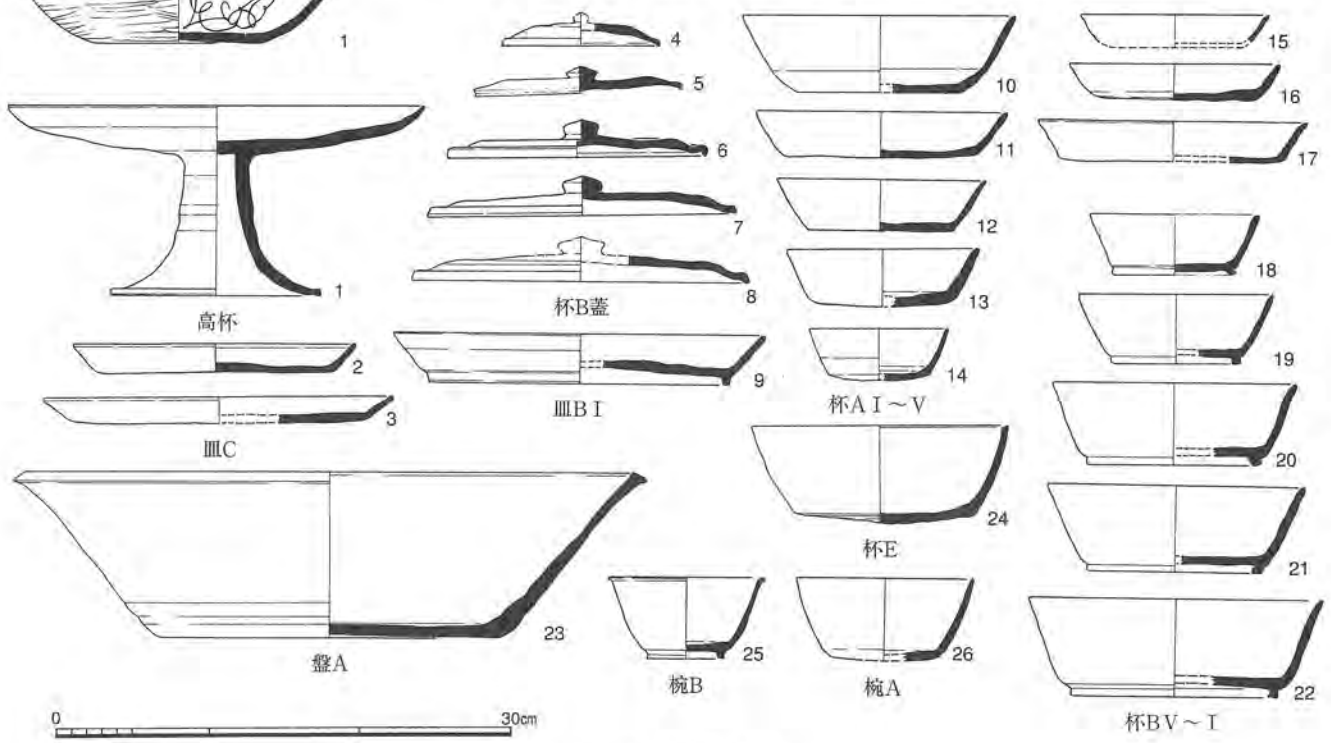

図6　長岡京期 須恵器の食器と調理具

このような食器類は9世紀後半には次第に消滅する。

古代国家前期の地方の土器様相　須恵器生産は前代から各地に定着し、地域色のある製品が生産されていたが、この時代には、特に食器は都城のそれとまったく同じとは言えないまでも、ほぼ全国的に宮廷様式の形態に統一される。須恵器の非調納国では、それらとともに独特な形態の食器も作られている。ここでは、主として、この時代の都と地方の土師器を対比しながら、各地の様相をみよう。

赤彩土師器　赤彩を施す技法は時代的にも地域的にも普遍的ではないが、縄文時代以来古代までずっと見られる伝統的な技法である。赤彩土器は、古墳時代前期には太平洋岸の東国地域でかなり盛んに生産されている。後期にも見られるが、土器総量に占める割合は次第に少なくなる。再び量を増すのは7世紀後半～8世紀初めであり、在地固有の器形の他に都で使われている器形を模倣したもの、主として食膳具に赤彩を施すようになる。これは東国（遠江・駿河・相模・上総）に限ったことではなく、山陰・山陽・南海・北陸道の諸国でほぼ同時に継起した現象である。赤彩土器は、その後地域ごとに違った消長を見せるが、古代前期まで存続する。総体的に見ると8世紀前半がピークで、ロクロを使用しない土師器からロクロを使用する土師器へという潮流が看取され、当然のことながら器形は次第に須恵器の形に変化していく（図7）。多くの地域では9世紀代に姿を消すが、加賀地域では衰えを見せず、外面に赤彩を施し内面を黒色処理した新しい焼き物が生まれ、緑釉陶器や灰釉陶器を模倣した食膳具が生産されている。8世紀前半期の赤彩土器はかなり忠実に都の土師器を写しており「畿内系土師器」とも称されている。官衙関連遺跡や寺院跡から出土する。

ではそのほかの地域の土師器生産は、どのような展開をみせるのだろうか。7・8世紀代には、当初、北関東・陸奥・甲斐・信濃では赤彩土器は勿論のこと、都ぶりの土師器はあまり見られず、古墳時代以来の伝統的な器形が生産されており、8世紀後半代にロクロ土師器の生産に転換する。陸奥地域では、8世紀前半代は伝統的な黒色土器（内黒土器）が主流であり、在地系器種が生産されている。8世紀後半にはロクロを導入した内黒土師器の生産に転換する。10世紀には内黒土師器の生産は終焉をむかえ、赤焼須恵器（須恵系土器）が主流となる。

陸奥では都の土師器の影響を受けることなく展開を遂げたが、逆に都の土器に大きな影響をあたえた。8世紀前半にも既に見られるが、長岡京時代以降に土器部門の一端に加わる黒色土器である。

次に西国に目を向けると、まず四国では、8世紀の状況やその後の展開は定かでないが、早くも7世紀後半から、製作技法の上でも器形の上でも飛鳥地方の土師器と極めてよく似た土師器が生産されている（香川県坂出市川津一ノ又遺跡）。また、土佐でも在地で生産された7世紀末～8世紀初め頃の都ぶりの土師器が知られている。

南九州地方の状況はまだ明らかでないが、大宰府では7世紀末から8世紀初めには都のそれを真似た食膳具が作られている。しかし、8世紀のかなり早い段階にロクロ土師器に転換し、土師器と須恵器の双方で同じような器種が生産されている。

最後に畿内及び近隣諸国の状況をみよう。律令国家機構を構成する貴族層の本貫地である畿内では、当然のことながらさまざまな方面で都城の経済を支える役割を担い、各国の中心地域では土師器も都と同じ様なものが作られ、都にも送られている。

紀伊・伊賀・伊勢・近江の近隣諸国の中枢地においても都風の土師器の食膳具が生産されている。畿内及び周辺地域では土師器と須恵器はそれぞれ独立した生産部門であり、畿外に展開するロクロ土師器は基本的には見られない。

畿内地域で作られた土師器が畿外地域から出土することがあり、「畿内産土師器」とも称されている。都の土器が地方に搬入される現象は主として西日本に限られるが、7世紀前半代に既にみられ、古墳に副葬される例が多い。全国的に事例が増加するのは7世紀末から8世紀前半期の食膳具であり、主として官衙・寺院跡から出土するが、集落跡からの出土も知られる。宮城県多賀城市多賀前遺跡では9世紀初の土師器食器が出土しているが、この時期以降の都の土師器が搬入されることは極めて稀である。

都の土師器の地方への搬入については、次のような要因が考えられよう。地方への搬入時期が律令国家の草創期から発展期にあたることを重視すれば、地方の官衙において、都でおこなわれる様々な儀式・直らいに即してそれを執りおこなうための舞台装置として搬入したものと考えられよう。また、官衙以外の遺跡から出土することに関しては、土師器そのものは決して高価なものでなく、都では誰でも市で簡単に入手可能であり、様々な理由で都に上京した人たちが持って帰っても何ら不思議ではない。また都から赴任する国司一行が日常生活で使うために持ち込んだ場合もあったであろう。

先に見たように都風の土師器「畿内系土師器」が地方で出現する時期が、ちょうど都の土師器「畿内産土師器」が地方に搬入される時期と重なる。それは、決して偶然ではなく、古代国家がその成立当初には、地方行政においても中央に倣った政を執り行おうとしていたことを物語るものである。もっとも全国的な規模で実施できたわけでなく、まもなく放棄せざるをえない状況に陥るのであるが・・。

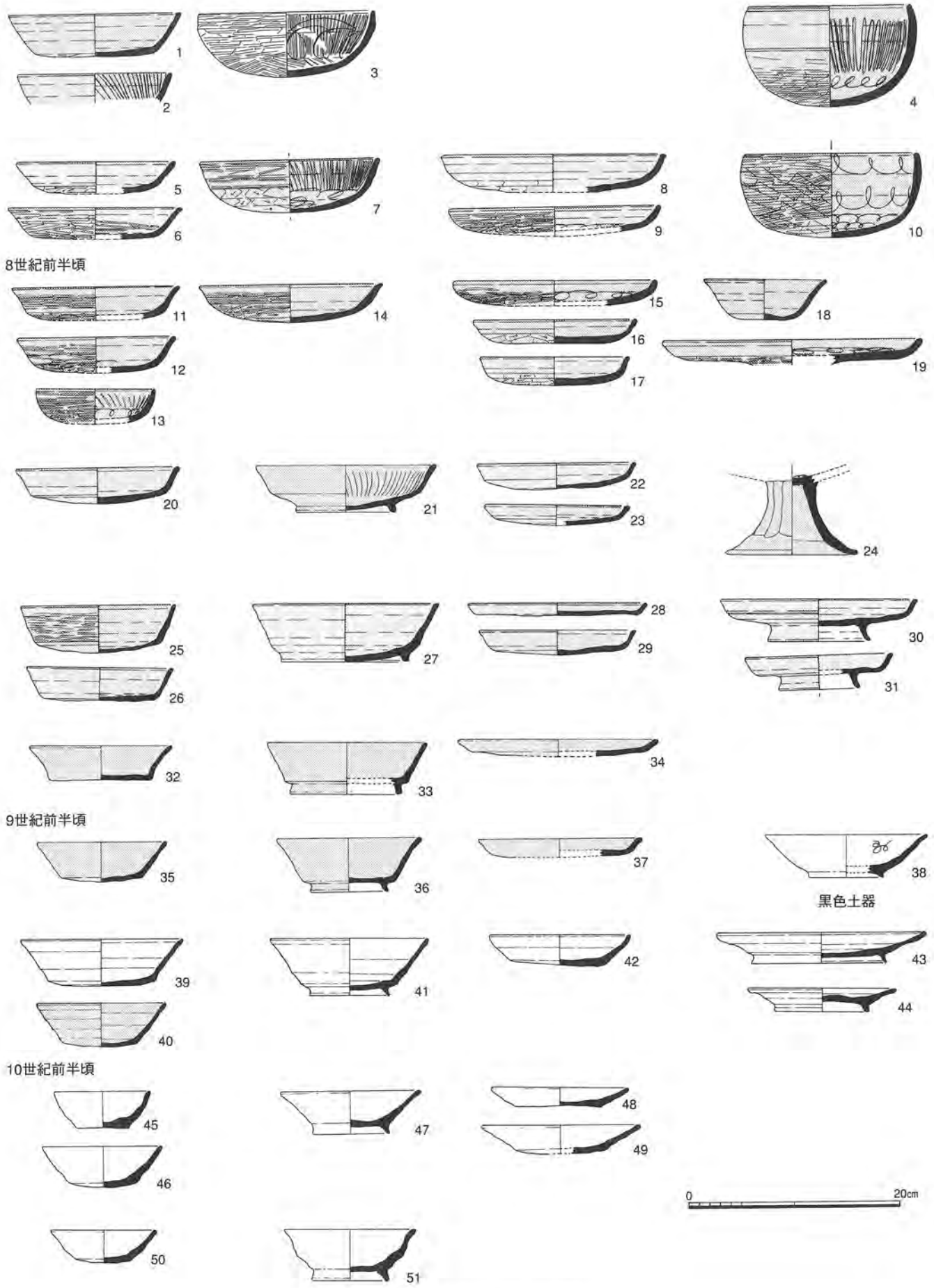

図7　伯耆地方の土師器の変遷

漆塗り土器　漆そのものの利用は縄文時代にまで遡るが、漆塗り土器の出現は6世紀後半といわれ、北関東（栃木県鹿沼市稲荷塚遺跡）、南関東（千葉県東金市久我台遺跡）等で鬼高式土師器に塗布された例が知られるが、普遍的な存在ではない。「漆仕上げ土師器」とも呼ばれるが、漆膜は極めて薄く、褐赤～褐黒色を呈し、高温硬化法で生漆を焼きつけたものと考えられる[2]。漆器生産が盛んになり漆の需要が高まる7世紀以降には出土例は少なくなるが、7世紀末の飛鳥池工房跡では飛鳥寺や宮室用に杯や鉢をかなり量産していたことが知られている。平城宮からは、内面と口縁部上端に黒漆を分厚く塗った土師器の椀、また、焼きの甘い須恵器の鉢に黒漆を塗った例も知られているが、出土量は極めて少ない。

『延喜式』大炊寮式雑給条では、飯椀として参議以上にだけ漆椀が配膳されていることから、漆塗り土器についてもおおよそ使用階層の見当がつく。そして当時、漆が貴重品であったことは、漆部司の令史従八位上丈部路忌寸石勝と秦犬麻呂の二名が漆部司の漆を盗んだ罪に問われ、共に流罪の判決を受けた記事（『続日本紀』養老4年6月28日条）や上質漆一升の値段が四十四文、並でも十九文したことからも知られよう（『正倉院文書』造法華寺金堂所解）。

漆容器　貯蔵用と運搬用があり、後者には頸が細く長い須恵器の器種が使用されることが多い（平瓶・壺K等）。7世紀に多く見られる漆運搬容器は、6世紀末に新たに出現した平瓶である（法隆寺若草伽藍・紀寺跡・飛鳥京跡1998年度調査）。8世紀の漆運搬容器は、器壁が厚く脚台あるいは比較的高い高台が付く長頸瓶（壺K）が主体で、壺Kも6世紀末葉に出現する器形で汎日本的にみられる。平瓶から壺Kへの交代の時期は、藤原京直前期（天武朝）であり、飛鳥池工房では両者が共伴している。都には平瓶・壺Kの他にも実に多様な漆容器が搬入されていて、容器類の産地の特定によって漆がどこから運ばれて来たのか解明できる貴重な資料である。また多様な容器類の中でも平瓶・壺Kが圧倒的多数を占める事実から、これらは官の指定した税物収納運搬容器だったことが知られよう。

平城宮や京からは、住所と人名、住所、容量を墨書した漆運搬容器も出土していて、各地からの貢納品とみられる。『延喜式』主計寮式の規定では、上総・上野・美濃・越前・越後・能登・丹波・丹後・但馬・因幡・備中・備後・筑前・筑後・豊後の各国が、中男作物として貢納することになっている。また、規定では製品の漆塗り韓櫃も庸として貢納することなっており、漆器は国衙の官営工房でも生産されていたことが知られる。京都府亀岡市池尻遺跡では大量の漆運搬容器が出土しており、丹波国府関連工房跡と目され、漆容器は各郡から運ばれて来たのであろう。

漆運搬容器として使用する際には、両者ともに漆液を体部部分に充填し、口頸部には木製の栓や布を丸めた栓をして水分の蒸発を防いでいる。漆は流動性が低いため、残った漆は、口や肩部を打ち欠いて掻きだして取り出す。壊すのを前提に作られた容器である。

漆運搬容器類は飛鳥・藤原・平城の官衙・寺院・貴族邸宅・工房跡から出土するが、都が長岡京に移るとほとんど見られなくなる。平安京の場合も同様で長岡京期を境に運搬方式が変更されたとみられる。土器に代わるものとしては、木製容器（曲物）が考えられるが出土例は多くない。

鉛釉陶器の生産開始　わが国で釉薬を掛けた焼き物（陶器）が初めて生産されたのもこの時代である。前述した宮廷式土器様式の成立と期を一にして、酸化銅を呈色剤とする鉛釉陶器（緑釉単彩陶器）が出現する。朝鮮半島系の鉛釉陶器であり、やはり百済から技術移入したものであろう。7世紀代にはまだ食器は生産されていないが、特殊な壺や硯・棺・塼等の器種が知られている（図11）。

8世紀には唐三彩の影響下に多彩陶の奈良三彩の生産が始まる。今のところ紀年の判明する最古の三彩は、神亀6(726)年の墓誌を伴う小墾田安麻呂墓出土品であるが、これよりも型式的に古い三彩もあり、藤原京の時代まで遡る可能性もあると考えている。当否はともかく、先に鉛釉陶器を生産していた工人たちがその生産に参画したことは間違いなかろう。

奈良三彩の製作技法と生産体制　鉛釉陶器は、2度焼き焼成で作られる。珪酸（長石・石英）に溶媒剤として酸化鉛を加えて作った鉛釉を800度前後の温度で素焼きした素地に塗り、再度低火度の酸化炎で焼成し、器体表面をガラスの皮膜で覆う焼き物である。基礎釉の鉛釉自体は無色透明であるが、素地が白い場合は下の白が浮かび上がるので白釉とも呼ばれる。これに呈色剤として酸化銅を加えると緑釉が、酸化鉄を加えると褐釉が得られ、三種の釉を掛け分けたのが三彩である。実際には二彩・単彩も作られているが、この時代に生産された鉛釉陶器を総称して「奈良三彩」と呼んでいる。土師器や須恵器に比べると吸水性が一段と低く、彩り鮮やかで光沢があり、汚れも付きにくい優れた焼き物である。

『正倉院文書』の「造仏所作物帳」は、福山敏男氏の研究によって天平5(733)年に皇后宮職が行った興福寺西金堂の造営に関する諸々の経費の見積もりを記す文書であることが明らかになっている[3]。「造仏所作物帳断簡」には瓷器（奈良三彩）の鉢四口、油杯（灯明皿）三千百口を作るための材料明細がある（『大日本古文書』1－574～4）。山崎一雄氏によると、ここに記された材料で出土資料の釉薬分析値に近い三彩陶器の生産が十分可能という。同巻には鉛

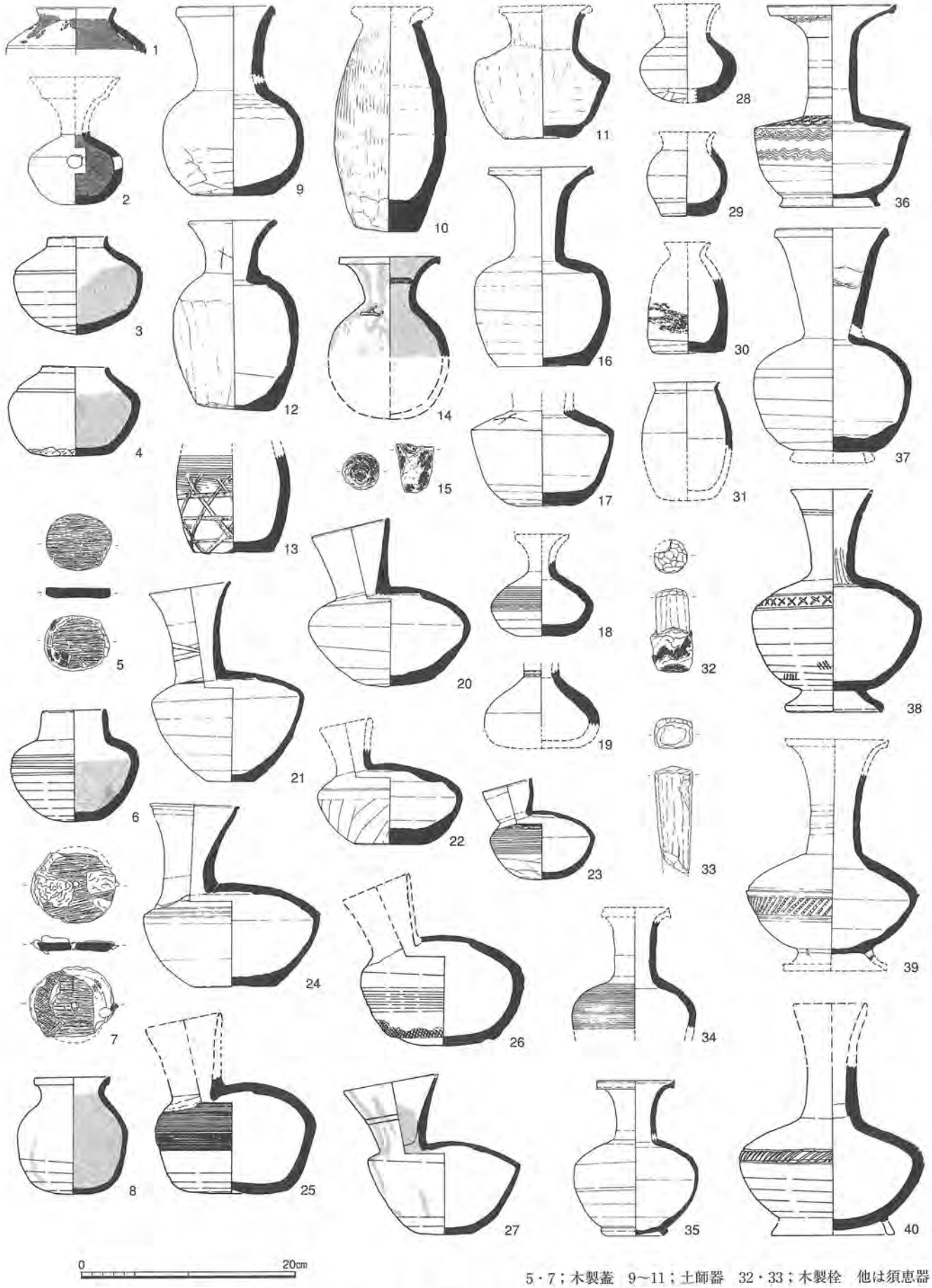

5・7；木製蓋　9～11；土師器　32・33；木製栓　他は須恵器

図8　7世紀中頃（1·2）と7世紀末～8世紀初頭の漆容器

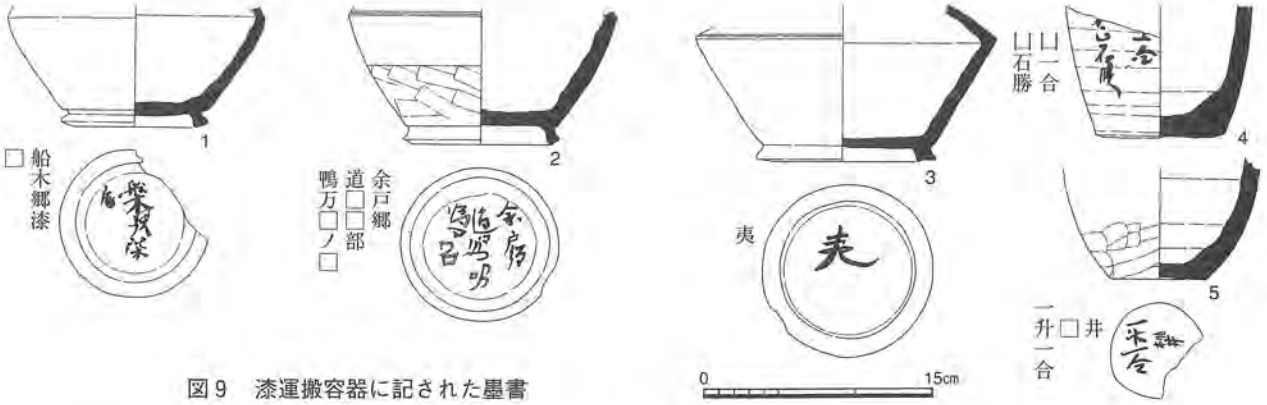

図9　漆運搬容器に記された墨書

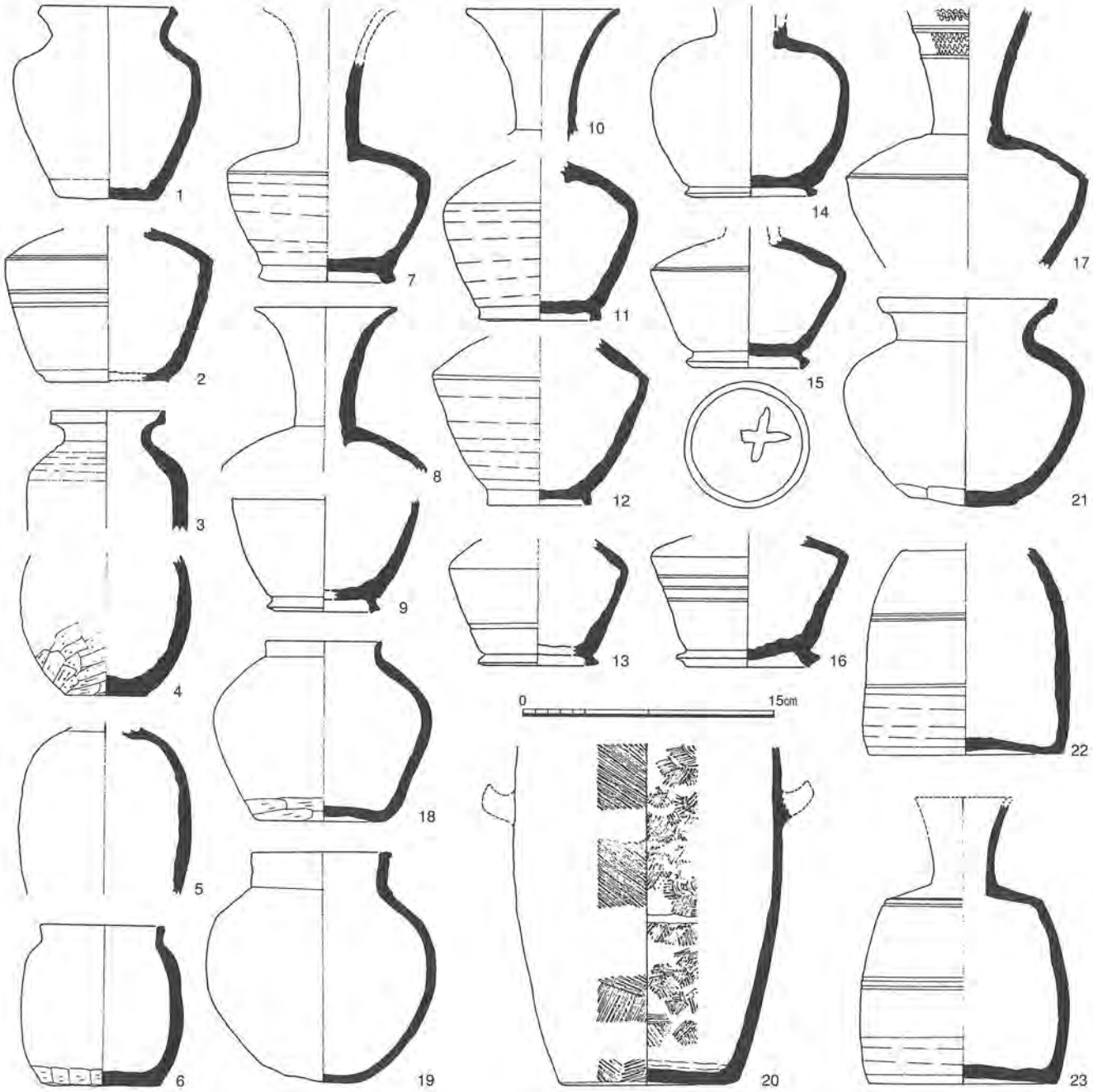

15の底部は漆描き記号

図10　8世紀の漆運搬容器（平城宮・京出土）

写真１　奈良県飛鳥池遺跡出土漆塗り土器

写真２　飛鳥池遺跡出土漆容器類

ガラス玉の製造に関する記事があり、瓷器の釉薬製造法と共通するところが多い。ガラス玉の場合には、まず、坩堝で原料を溶かしてガラスの塊をつくり、それを細かく砕いて粉末状にしたものを型に入れ加熱して玉をつくる。瓷器の場合も、やはりいったんガラスの塊をつくり、それを細かく砕いて粉にしたものを釉薬剤とし、水に溶いて使用したことが知られる。

この史料から知られる奈良三彩の生産と供給のあり方は、土師器や須恵器のそれとはまったく異なっている。土師器や須恵器の場合には、官は調納品の分配を受けたり、市で買い求めたりして入手する。また、土師器の場合には、直接土師器工人に発注したりして入手していたことを伝える史料も知られる（『大日本古文書』3－412・3、「浄清所解」）。史料には、生産に関わる工人や窯に関する記載はないが、三彩の場合には、官が材料を用意し、官に属す工人あるいは雇い工人に素地を作らせ、官の窯もしくは造営に際し臨時に設けた窯場で焼成して製品を入手する方式を採っていたのであろう。つまり、三彩は常時生産が行われ、市で売買されるようなものでなく、生産と供給が官によって管理されていたのであり、このような方式は三彩に限らず、素材が希少でかつ高度な技術を要する他の生産部門でも採用されていたもので「官営工房生産」と称されている。

奈良三彩の使用形態と器種の使い分け　奈良三彩の器種には、須恵器の器形と一致する食器（杯A・B・E・F、皿A・B、鉢A）・貯蔵器（壺・甕）・仏前具（水瓶・火舎香炉・鉄鉢形・多口瓶）、金属器他の器形を写した器種（曲杯・合子・塔・鼓）のほか、瓦塼類がある。

奈良三彩は都城や各地の集落跡・住居跡からも出土するが、神祇・仏教・呪術・葬送等の祭事に関する遺跡・遺構から発見されることが多く、それぞれの使用に応じて器種が使い分けされている。神祇・呪法に関わる儀礼、航海や旅の安全を自然神に祈願する場合や地鎮・墓所の安穏祈願には、専ら小壺が使われ、ガラス玉や銭貨等を内容物とする場合もある。蔵骨器には大型の壺A、仏前具・仏教儀式には食器（杯・皿）、火舎香炉・水瓶・多口瓶ほかいろいろな器種が用いられる。

平城宮の場合には、馬寮（大型瓶）、内裏北方官衙の内膳司・大膳職や西池宮（塔屋蓋）、第一次大極殿地区（鉄鉢形）からも少量出土しているが、三彩が集中するのは、内裏東方の基幹排水路と東院地区である。施釉瓦塼も内裏東院地区に集中する。

内裏・第二次朝堂院西側の基幹排水路と朱雀門以東の二条大路北側溝は、既に調査が終了しているが、三彩は1点も出土しないのをみると、分布の偏りは必ずしも発掘調査の進展具合を反映したものでなく、使用する場所が限定されていたあらわれとみるべきである。内裏東方地区と東院地区からは、瓶・多口瓶・杯・皿等の大型製品も少量出土しているが、その大半は小壺であり、宮内でおこなわれた何らかの祭儀に使われた後、溝に遺棄されたものと考えられる。また大型の三彩は宮中で執りおこなわれた仏会で使われたものとみられる。

一方、現在平城京内では寺院を除く43か所の地点で三彩陶器が出土している。施釉瓦塼類も京内から出土しているが、その多くは有力貴族の邸宅や宮外官衙が林立する四条大路以北の宮周辺に集中する。三彩陶器もその地域に重なり集中するが、四条以南にも広がりを見せ、一町占地の貴族邸宅もしくは左京職等の宮外官衙と目されている左京六条二坊十四坪、東西両市周辺、官営工房と見られる右京八条一坊十三・十四坪等の公的施設の他に、京極に近い小規模宅地（左京九条三坊十坪）からも出土している。京内出土三彩には大型品も少量あるが、多くは小型の壺と火舎であり、溝・井戸・土坑等から出土している。溝出土の場合には使用形態は特定できないが、井戸鎮めや地鎮に使用した例が知られる。このような個人のための祭儀にも当然、専門の知識を持った呪師が介在したに違いなく、三彩他の祭祀具も彼らによって用意されたとみるのが自然であろう。

一方、施釉瓦塼類は、建物を壮麗に飾り権威を表に現すことに意義があり、威信財の機能を持つ。三彩陶器にもそのような機能があった可能性もあるが、仮にあったとしても施釉瓦塼を手にし得える一部の貴族層に限られていたに違いない。

奈良三彩は、都城だけではなく、当時の国家領域のほぼ全域から出土している。出土遺跡の種別は、官衙跡・寺院・墳墓・祭祀遺跡・集落跡（住居跡）であるが、官衙からの出土は必ずしも多くはなく、近年、関東地方の集落跡からの出土が際立っている。出土器種のうち、大型器種は主として寺院跡に限られ、多くは小形品で小壺が最も多く、ほかに小型火舎・托が知られる。集落では、三彩が作られた時代よりもさらに新しい時代の遺物と共伴する事例が多い。8世紀末～9世紀前半の集落跡では三彩だけではなく、他に瓦塔や仏像・仏器などの遺物も出土し、村落内寺院と称される小規模な仏殿遺構も検出されていて、民間仏教の浸透の様子がうかがえる。仏教を伝道したのは、国分二寺に得度した僧や私度僧の沙弥であろう。集落跡出土の三彩について考える場合にはこのような集落内の状況を加味しなければならない。つまり、三彩は集落内の個人の所有物ではなく、仏教を教導する僧たちの伝道具であり、代々受け継がれて来たものと考えるのが良いのではなかろうか。

この時代に民間に仏教が普及した背景としては、次のようなことが考えられよう。一般的に、末法思想が敷延する

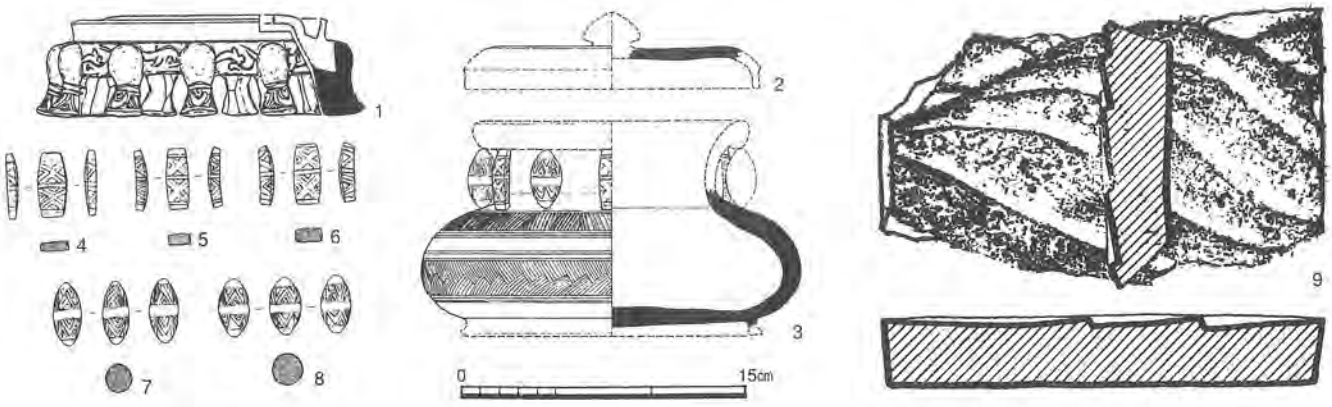

4～8；3の付属品

9；奈良県川原寺出土緑釉波紋塼（縮尺　1/2）

図11　7世紀の鉛釉陶器

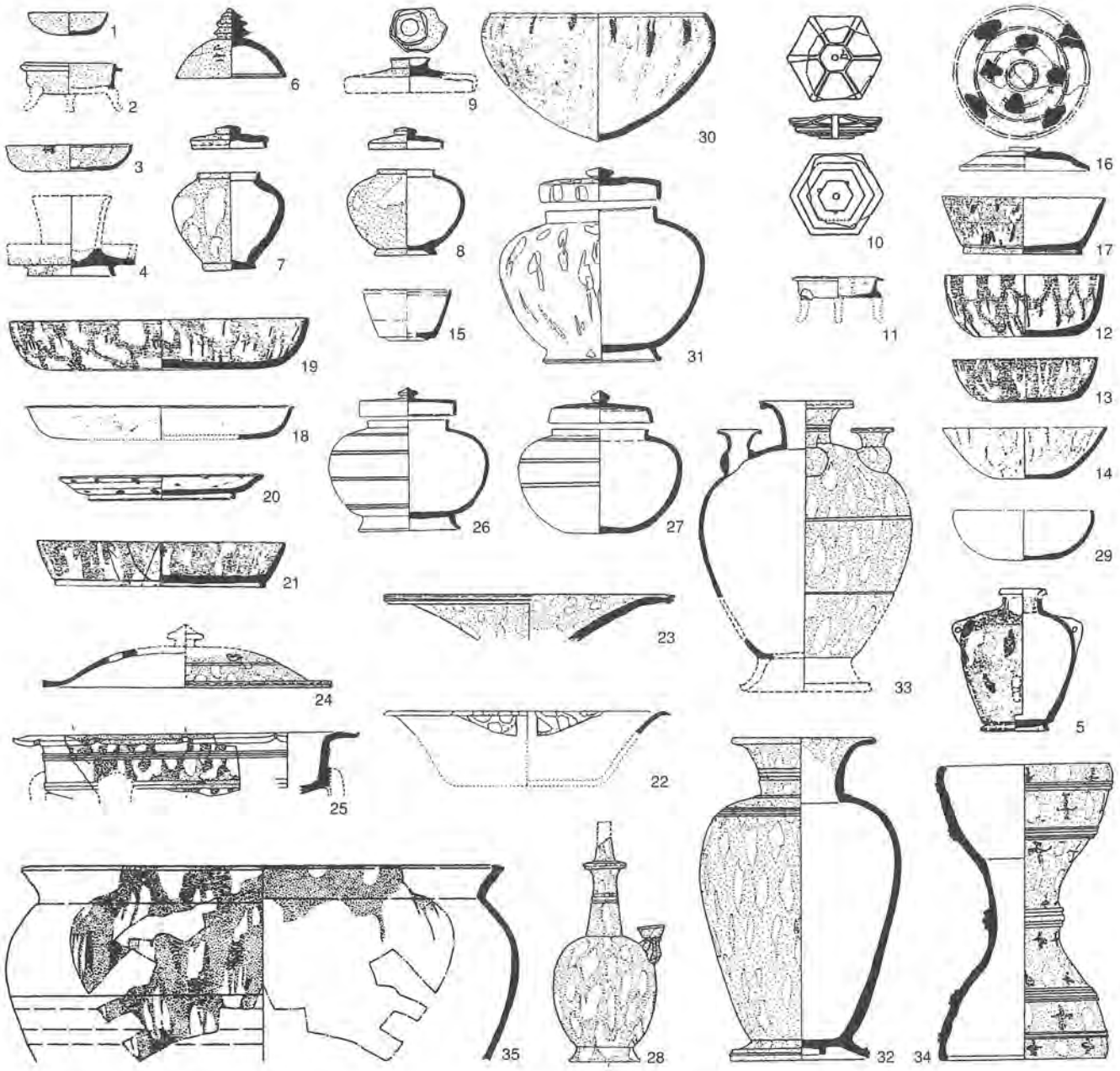

（縮尺　1～10；1/4、他；1/8）

図12　8世紀の鉛釉陶器（奈良三彩）の器種

のは10世紀末のことであるが、三論経の教義では延暦6(787)年が末法に入る年にあたる。南都では、この前後『日本国現報善悪霊異記』を著わした景戒等の私度僧達が因果応報を説き、仏教の信仰を勧め人々を救済しようとする活動が俄かに活発化する。国家が目指す仏教とは異なる個人救済を目的とした民間仏教は、行基の活動に知られるように奈良時代前半期にも既に存在するが、この時期末法観に基づく新たな民間仏教が、私度僧によって流布され地方にも広まっていったのではなかろうか。

奈良三彩の変容　奈良三彩は9世紀初めまで生産されているが、須恵器に継起したような製作技法の大きな簡略化の動きは見られない。大きな流れとしては次第に単彩化が進行することであり、緑釉単彩陶器の量が増加していく。個々の器形の変化・器種構成に関しては、他の焼き物に比べ出土量が少ないため、今後の課題となる。

緑釉単彩陶器出現　長岡京期に入るとそれまでにはみられなかった緑釉単彩器種が登場し、次第に従前の器種の量を凌駕するようになる。新しく登場する器種には椀・高杯・唾壺・鍔釜・甑・火舎（風炉）があり、一部褐釉単彩も知られている（図13）。器種には唐の器形に由来するものがあり、興福寺一乗院跡ではこれらがセットで出土していることから、新たに採り入れた唐風作法に関係する道具とみられ、飲茶道具だった可能性がある。この種の緑釉単彩陶器は三彩に比べると出土分布範囲は狭く、下野国分寺や大宰府でも発見されているが、畿内地域に集中し、長岡京・平安京・南都の寺院や邸宅跡から出土する。

輸入陶磁器　古墳時代にも朝鮮半島の陶質土器が齎らされているが、大陸の国々との交渉が盛んになる7世紀代以降には、中国の焼き物が加わる。都城成立以前に唐から来た舶載品には、竜田御坊山3号墳出土二彩滴足円面硯、福岡県太宰府市立明寺出土青磁三足鍑（炉）、法隆寺献納宝物の青磁四耳壺があり、青磁は越州産と考えられている。7世紀後葉には、スタンプ紋で飾る統一新羅の陶質土器（印紋陶）や緑釉陶の有蓋高杯、盤口長頸瓶、硯等が搬入されている。緑釉印紋陶器は、千葉県富津市野々間古墳からも出土しているが、飛鳥を中心とする畿内地域に集中する。陶質土器の場合にも畿内地域からの出土例が多いが、大陸への窓口に当たる北部九州にもう一つの分布集中域がある（図14）[4]。

陶質土器出土遺跡の種別　古墳からの出土例が最も多く、都城跡・官衙（鴻臚館）がそれに次ぐ。この他、寺院や鋳造・鍛冶関連遺跡（大阪府南河内郡大井遺跡・奈良県明日香村西橘遺跡・飛鳥池遺跡・平城京右京八条一坊の工房跡）、集落跡（栃木県宇都宮市59小学校建設予定地内遺跡・同県芳賀町免の内台遺跡）からも出土する。緑釉印紋陶の場合には、統一新羅国からの貢物、あるいは貢物容器として搬入されたと考えられる[5]。そして無釉の印紋陶質土器も同様な契機で搬入されたことがあったかも知れないが、出土遺跡・出土分布や使用階層などを勘案すると、渡来人・亡命者、あるいは遣新羅使に関係した人達が私的に持ち込んだものもあったであろう。

8世紀に入ると統一新羅の焼き物は減少し、代わって中国唐の焼き物が登場する。中でも多いのは、奈良三彩の規範となった唐三彩である。盛唐時期の三彩は今のところ、17遺跡から250点程出土している。この中には、赤みを帯びる瓷土と白色瓷土を練りこんだ胎を材料に使用し、薄く透明度の高い釉を施釉して胎の紋理を浮かび上がらせる技法のものも少数含まれる（絞胎陶）。

唐三彩の器種には、陶枕・型作り杯・杯・長頸瓶・壺・壺蓋・獣足等があり、陶枕がもっとも多く各地の各種遺跡（都城跡・寺院・古墳・集落跡）から出土している。殊に奈良大安寺講堂跡からは200片を超える陶枕が出土している。この陶枕については、大安寺の創建に深く関わった留学僧道慈が、奈良三彩製作のための見本として持ち帰ったものとみる向きもある[6]。また、他の遺跡出土陶枕は、いずれも大安寺例と同類で数も僅かであることから、大安寺から配布されたものとみる説もある[7]。この他、唐からは越州系青磁四耳壺（平城京東堀河）、同双耳壺（平城宮東院）、同皿（長岡京右京五条四坊七町）、灰陶鉢（大宰府）も知られている。また、渤海からも三彩（坂田寺出土火舎・壺）、黒陶（平城宮出土杯蓋・高杯）の搬入が認められる。しかし、この時代の搬入陶磁器は、器種数も量も少なく、一部それを模倣したものも存在するが、次代のように我が国の土器様式を規定するものではなかった（図15・16）。（巽　淳一郎）

〔注〕(1) 西弘海「奈良時代の食器類の器名とその用途」『研究論集Ⅴ』奈文研、1979年。(2) 永嶋正春「漆仕上土師器について」『東金市久我台遺跡』(財)千葉県文化財センター、1988年。(3) 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」『日本建築史の研究』桑名文星堂、1943年。(4) 江浦洋「日本出土の統一新羅系土器とその背景」『考古学雑誌』74－2、1988年。(5) 江浦洋「古代日羅関係の考古学的検討－何故、新羅の土器は海を渡ったのか」『考古学論集』4、1992年。(6) 藤岡了一「大安寺出土唐三彩」『日本美術工芸』401、1972年。(7) 楢崎彰一「日本出土の唐三彩とその性格」『瀬戸市埋蔵文化財センター研究紀要』8、2000年。

〔参考文献〕西弘海「土器様式の成立とその背景」『考古学論考小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1973年。奈文研『平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976年。奈文研『平城宮発掘調査報告Ⅻ』1991年。鶴間正昭「奈良時代赤色塗彩土師器の様相とその意味」『古代学研究』122、1990年。林部均「西日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器の基礎研究」『研究紀要』2、1994年。玉田芳英「漆付着土器について」『文化財論叢Ⅱ』奈文研、1995年。

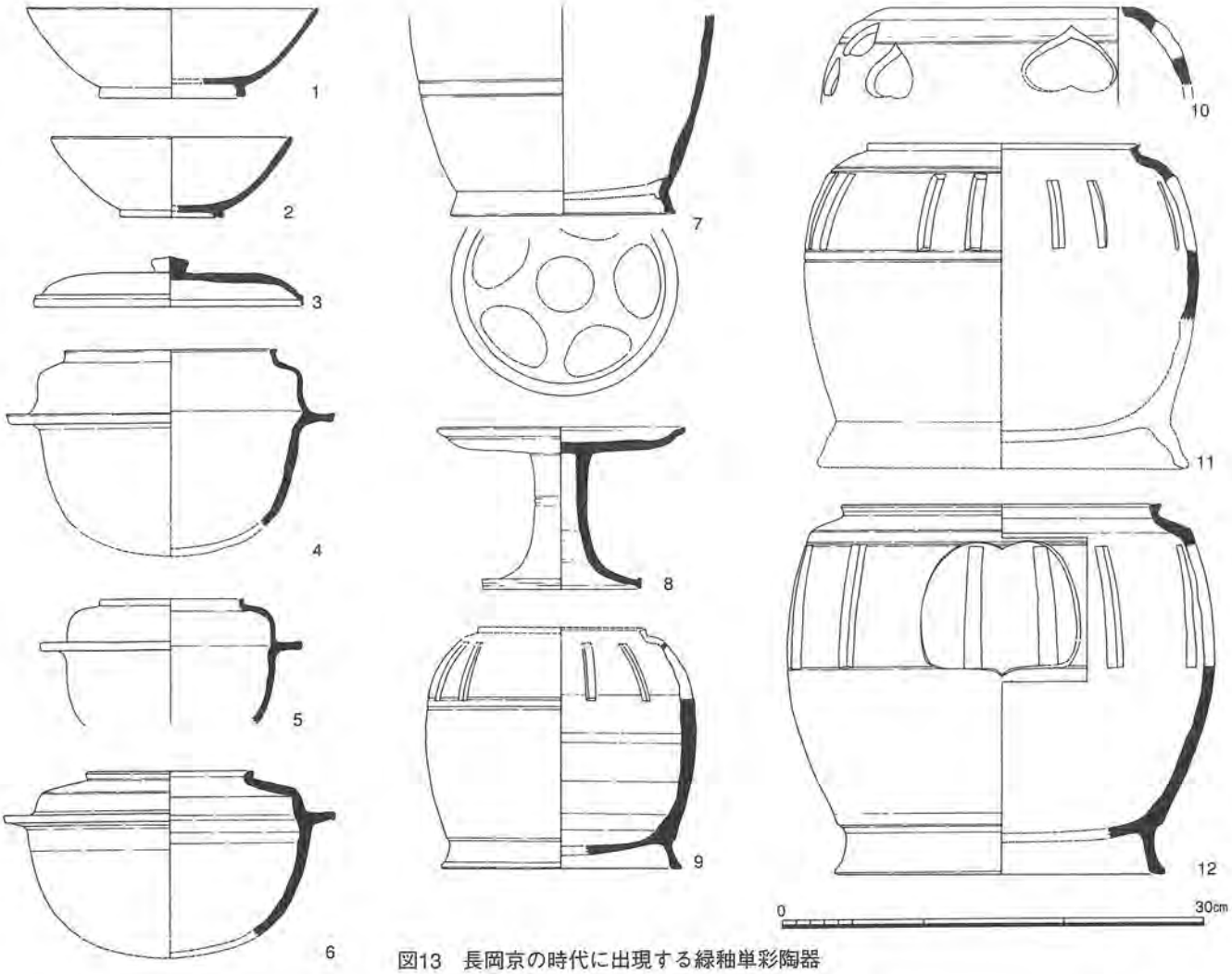

図13　長岡京の時代に出現する緑釉単彩陶器

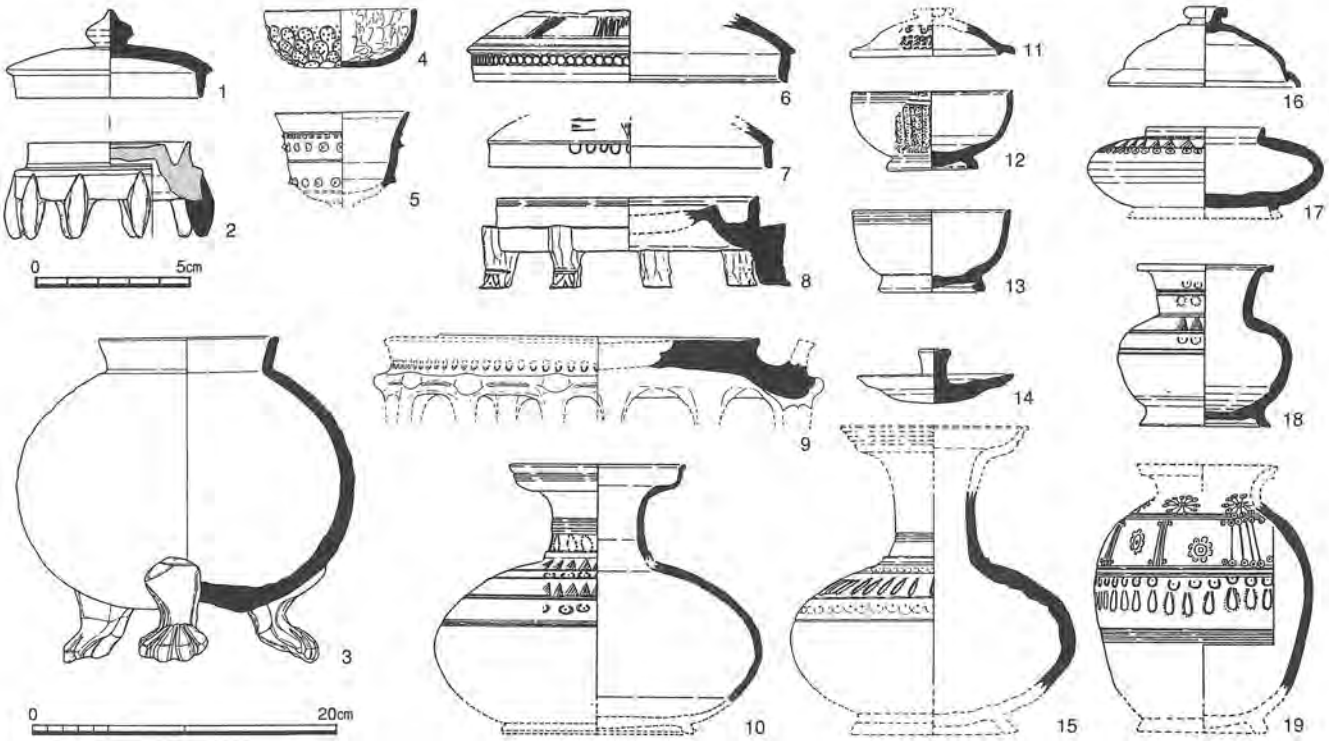

（1·2·4；中国唐三彩、3；中国唐青磁　5；産地不明緑釉　6·7·14·15；統一新羅緑釉陶器　他は陶質土器）
図14　7世紀前半～8世紀初頭の輸入陶磁器

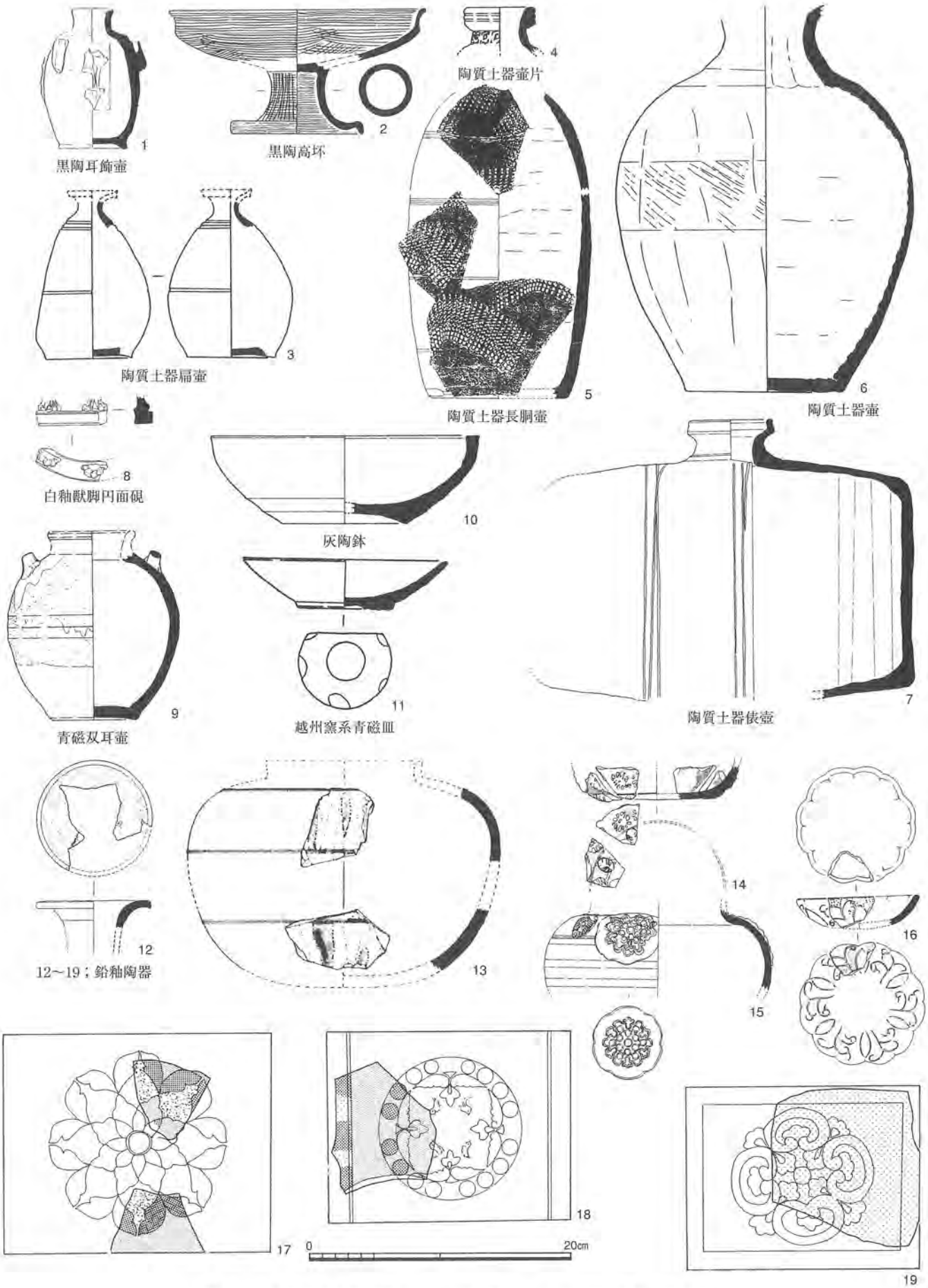

図15　8世紀の輸入陶磁器1（1·2·13；渤海　3～7；統一新羅　他は唐）

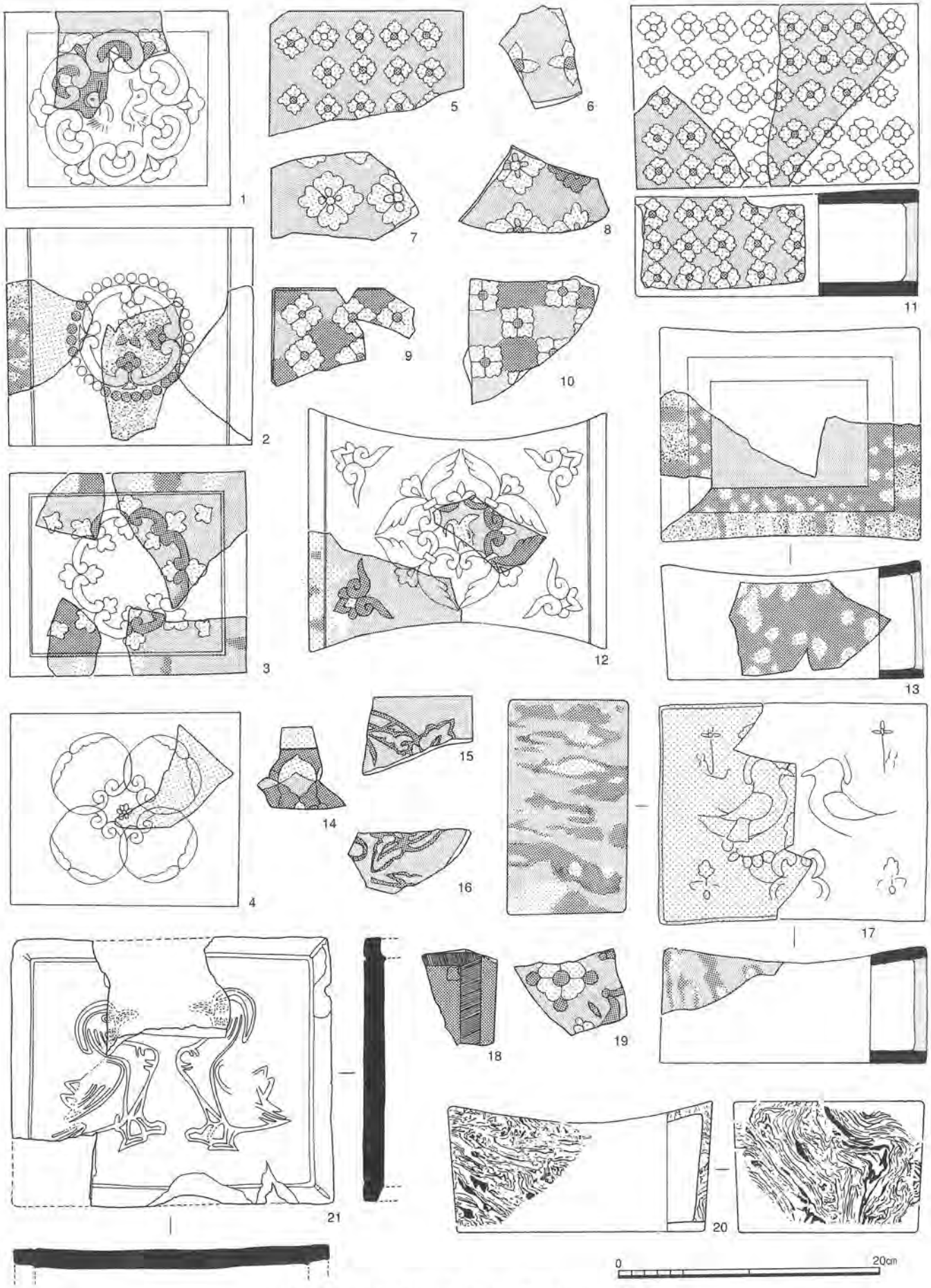

図16　8世紀の輸入陶磁器2（唐三彩陶枕　20は絞胎陶）

Ⅱ-2　古代後期の土器

新様式への転換　都が平安京に移り暫く経った頃、土器食器の様式が一変する。様式転換は前代とは異なり、焼き物全般に継起したものでなく、施釉陶器の生産部門にのみみられる現象である。新様式への転換は、器種構成や生産のあり方や出土状況からみると、唐風様式の器種を採り入れ、前代には儀器であり神の器であった施釉陶器（鉛釉陶器）を生産し、日常什器として使用しようとする官の意向に基づいておこなわれたものである[1]。

この時期、鉛釉陶器の他に施釉陶器部門に新たに灰薬を掛けた灰釉陶器が加わる。灰釉陶器は鉛釉陶器に比べると釉薬の灰は無尽蔵であり、焼成も一度焼きで済み量産可能な焼き物であり、鉛釉陶器と同じ器種が生産されている。

この時代、唐ではさまざまな陶瓷器が各地で生産され、日常什器として広い階層に普及していた。中でも華北の白磁と江南の青磁は品質がよく、宮廷にも貢納され、諸外国にも輸出されている。色合いから、わが国の緑釉陶器は青磁を、灰釉陶器は白磁を念頭にして生産された可能性も考えられなくもないが、それよりも前者では量産できなかったことが大きな要因であろう。

ところで、8世紀後半から9世紀初めに東海地方の窯場（尾張猿投窯）では、窯の中で起きる自然降灰を利用して器の表面に灰釉を掛けることがおこなわれていて、9世紀中頃に始まる人工灰釉陶と区別して「原始灰釉陶器」と呼んでいる。この時代の灰釉陶器は、緑釉陶器生産を機にそれにヒントを得て、この原始灰釉陶器から発展したものか、新しい高火度焼成法が唐から伝わり始まったものなのかは未だ決着していない。

施釉陶器の生産体制　施釉陶器の日常什器化を実現するためには、これまでおこなわれてきた官営工房生産に代わって、常時稼動し、かつ量産可能な生産体制が必要となった。官は、官営工房で受け継がれてきた鉛釉陶器の技術を最も近しい須恵器の工人に伝授し、特定地方の窯場で拠点的に生産を行い、中央と地方へ供給する体制をとった。

『日本後紀』弘仁6(815)年春正月条には「造瓷器生尾張国山田郡三家人部乙麻呂等三人伝習成業。准雑生聴出身」とあり、瓷器（鉛釉陶器）技法を伝習会得した人麿呂等3人を下級官人に取り立てている。こうした内容を正史にとどめた背景には、施釉陶器の日常化施策を積極的に推し進めようとする官の姿勢がうかがえよう。

『延喜式』主計寮式には、年料雑器の瓷器を貢納する国として尾張と長門両国を挙げる。長門では窯はまだ発見されていないが、国府では窯道具のトチンが出土しているし、明らかに他の地域とは異なる緑釉陶器が存在し、今のところ数は少ないが平安京にも運ばれていることから、長門でも生産が行なわれていたことは間違いない。尾張では猿投窯で緑釉陶器と灰釉陶器の両方が生産されており、前述の文献史料の内容と符合する。文献には記載はないが、当然のことながら平安京近郊においても緑釉陶器生産がおこなわれている。洛北の西加茂窯は、遷都以来、奈良三彩の系譜を引く緑釉陶器を生産していた官窯で、この時期、新様式の緑釉陶器生産に転換し、京の需要を賄う。

新様式の器種構成　唐の器物（金属器・陶瓷器）の形を写した器種で構成され、食器・注器・調理具・調度品（香炉・唾壺・枕）・蔵骨器等が知られる。大型の貯蔵器は少なく、量的には食器が圧倒的多数を占める。前代の側面形が箱型の食器形態に代わって、日ごろ我々が手にしている茶碗・皿とよく似た形の食器が登場する。

当初の3か所の窯場では、生産内容や製作技法に違いが見られるので、以下、生産地毎に概観する。

長門の緑釉陶器　長門の場合には窯が未発見で，器種構成に関しては詳細不明であるが、防長・北九州地域の遺跡出土品を対象に研究が進められている[2]。主として食器で他に注器等も知られている。椀・皿類は、白色系の胎土を用い、篦削り・篦磨きを施し、低火度で焼き上げた素地に施釉する。当初から存在したかどうかはわからないが、施釉法には、白釉を全面に掛けたあと緑釉を、あるいは淡い緑釉を全面に掛けたあと濃い緑釉を筆掛けや流し掛けする多彩手法（白釉緑彩・緑釉緑彩法）もみられる。焼成に際してはトチンを使って重ね焼きする。椀・皿類の高台形態は、貼り付け法による断面形矩形の輪高台で，口縁部が小さく外反するものと薄く外方に挽きだす両種がある。

尾張の緑釉陶器　食器の他にも注器・調理具・調度具・蔵骨器等があり、他の2つの窯場に比べ器種は豊富であり、作りが丁寧で釉層も厚い高級品が生産されている。白色の胎土を用い、篦削り・篦磨き調整を施し、素地は匣に入れて焼くこともあり、かなり高温で焼成した素地に比較的厚く施釉する。釉掛けには、白釉緑彩・緑釉緑彩法があり、単なる斑点ではなく、花紋などの文様を描く例もある。また、椀・皿類や瓶に陰刻文様を施すもの、透かし彫りを施す香炉もみられる。

椀には大・中・小の3種あるが、口縁部が小さく外反する一般的な椀の他に、口端部を薄く外方に挽きだす椀、後者の口作りで、口に刻みを数か所入れ、対応する内面に両端が尖った隆起紋を貼り付け、外面の中ほどに縦方向に沈線をいれ花弁状にあしらう椀がある（輪花椀）。内面に花や蝶・草紋を陰刻した椀（陰刻花紋椀）は輪花椀と共に、尾張の特産品となっている。皿は2種ほど見られるが、前代

図1　防長産緑釉陶器椀皿類の編年（高橋照彦編年）

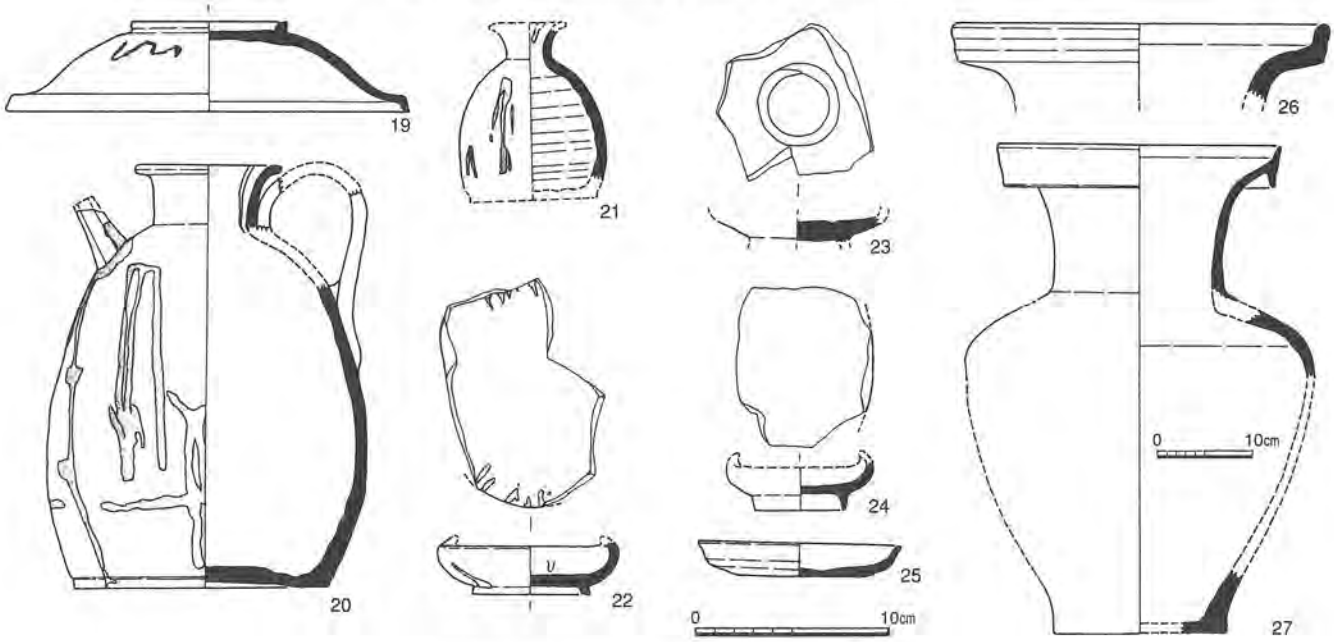

図2　防長産緑釉陶器のその他の器種

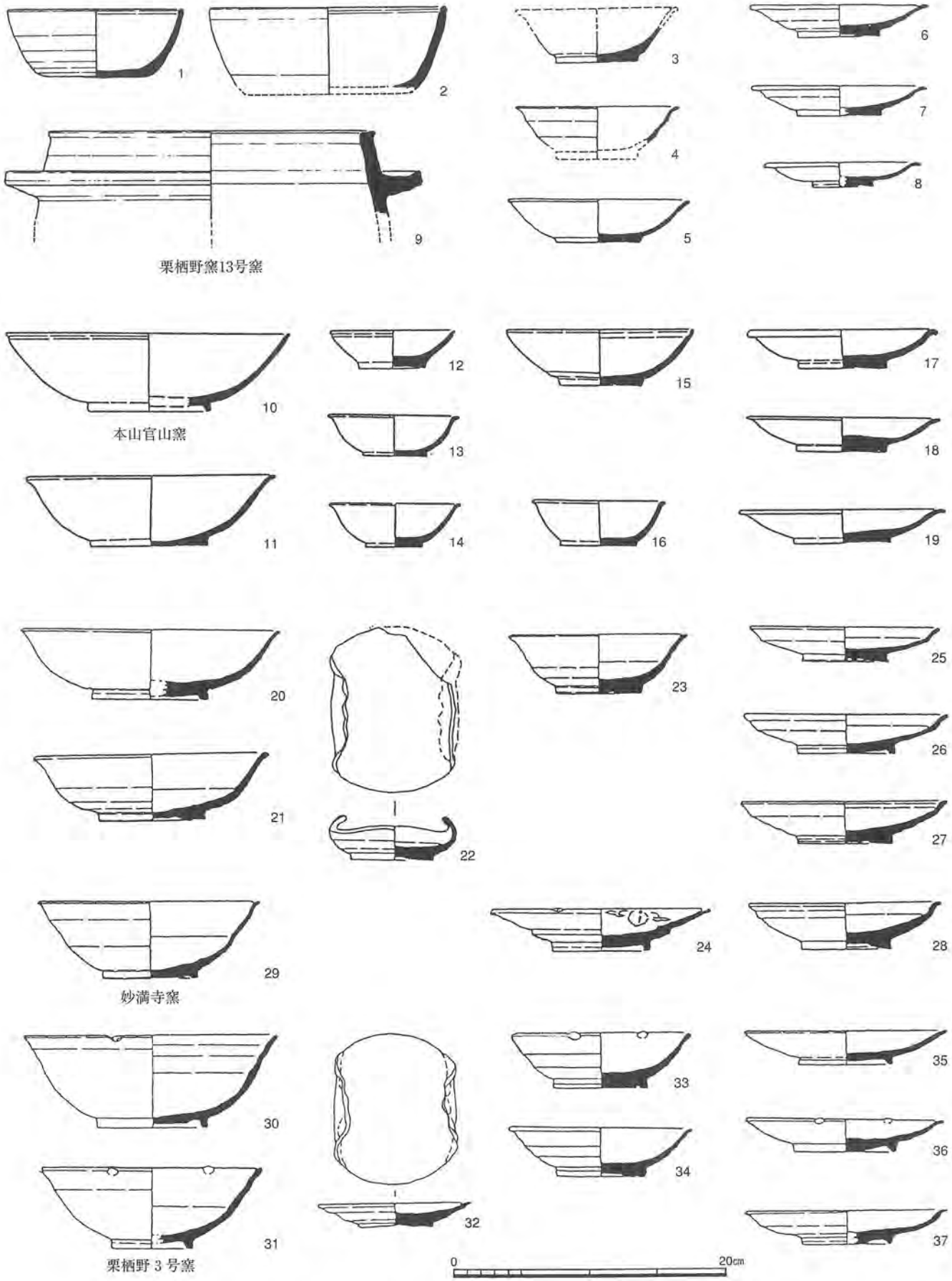

図３　山城洛北地域の緑釉陶器の変遷

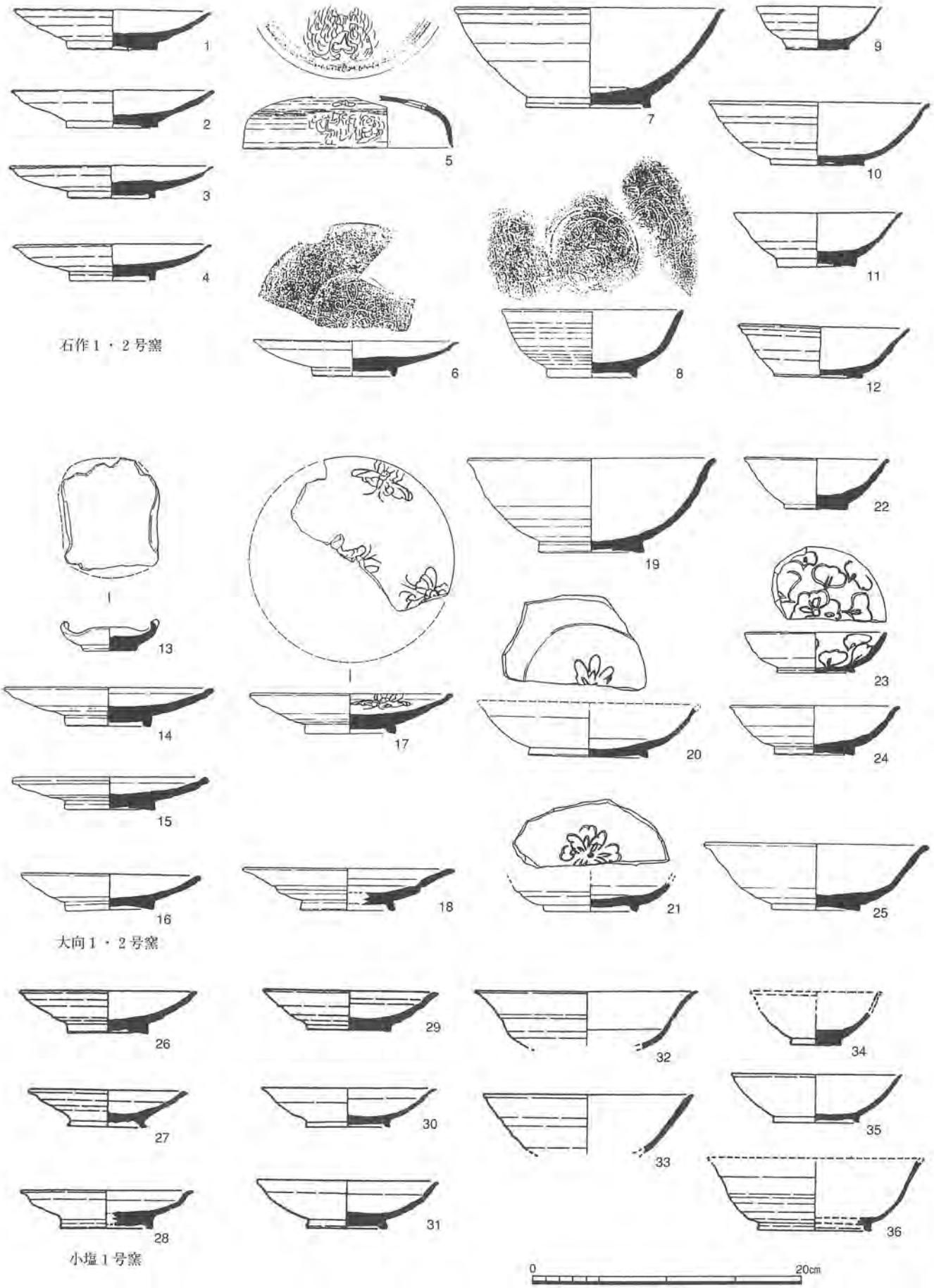

図4　山城洛西地域の緑釉陶器の変遷

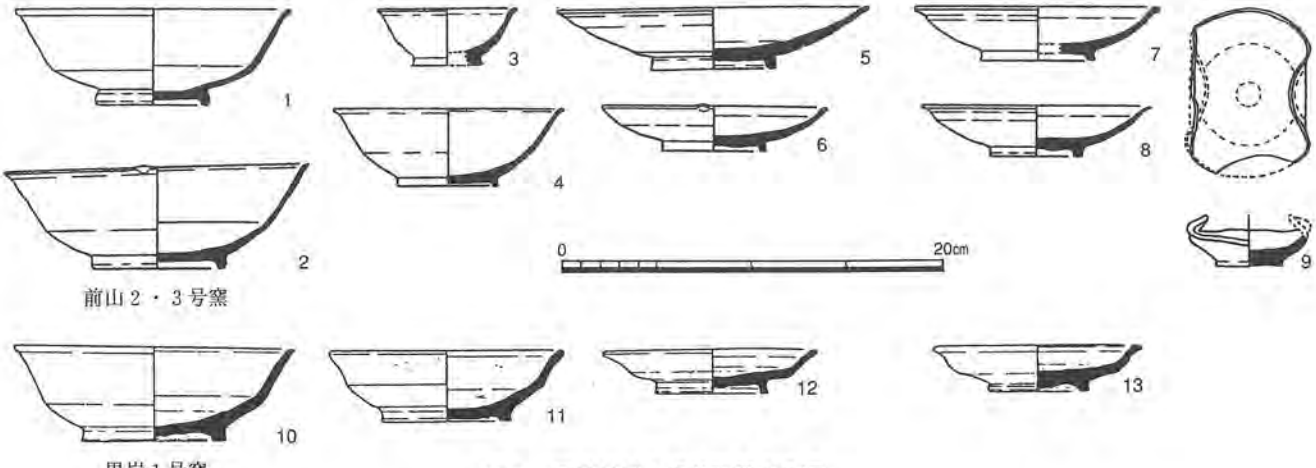

図５　丹波地域の緑釉陶器の変遷

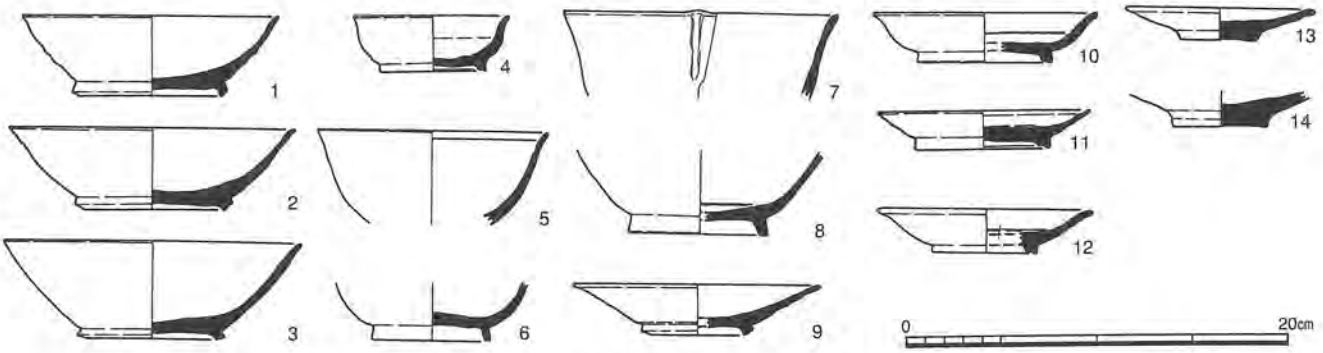

山の神窯（１・２・４・９・11・14）、梶田窯（３）、十禅谷窯（５～８・10・12・13）

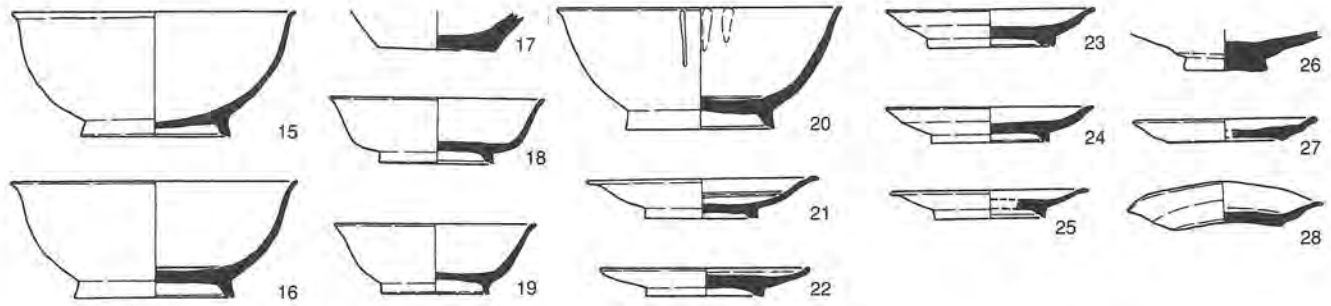

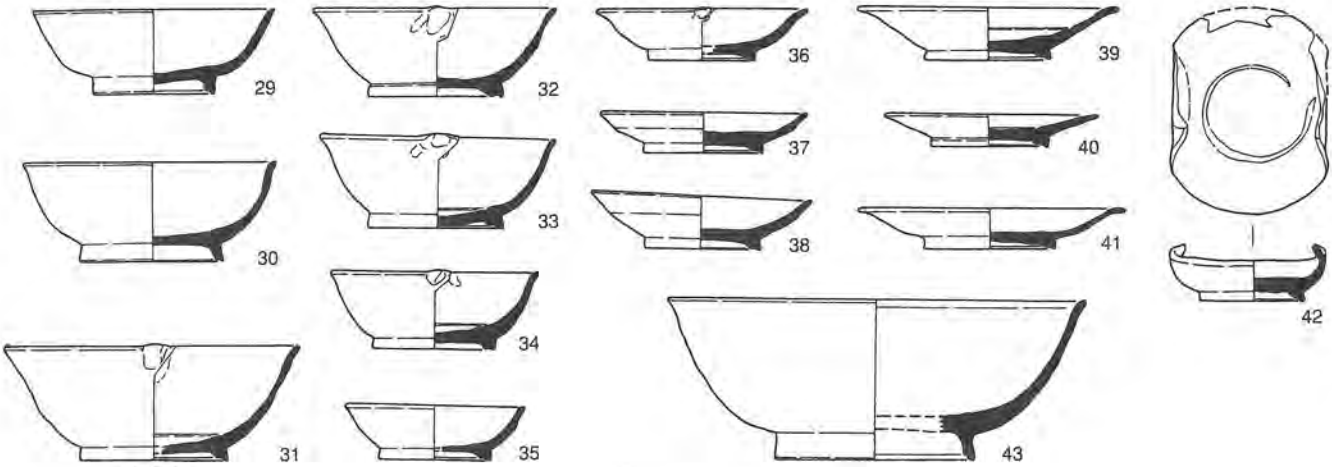

図６　近江地域の緑釉陶器の変遷

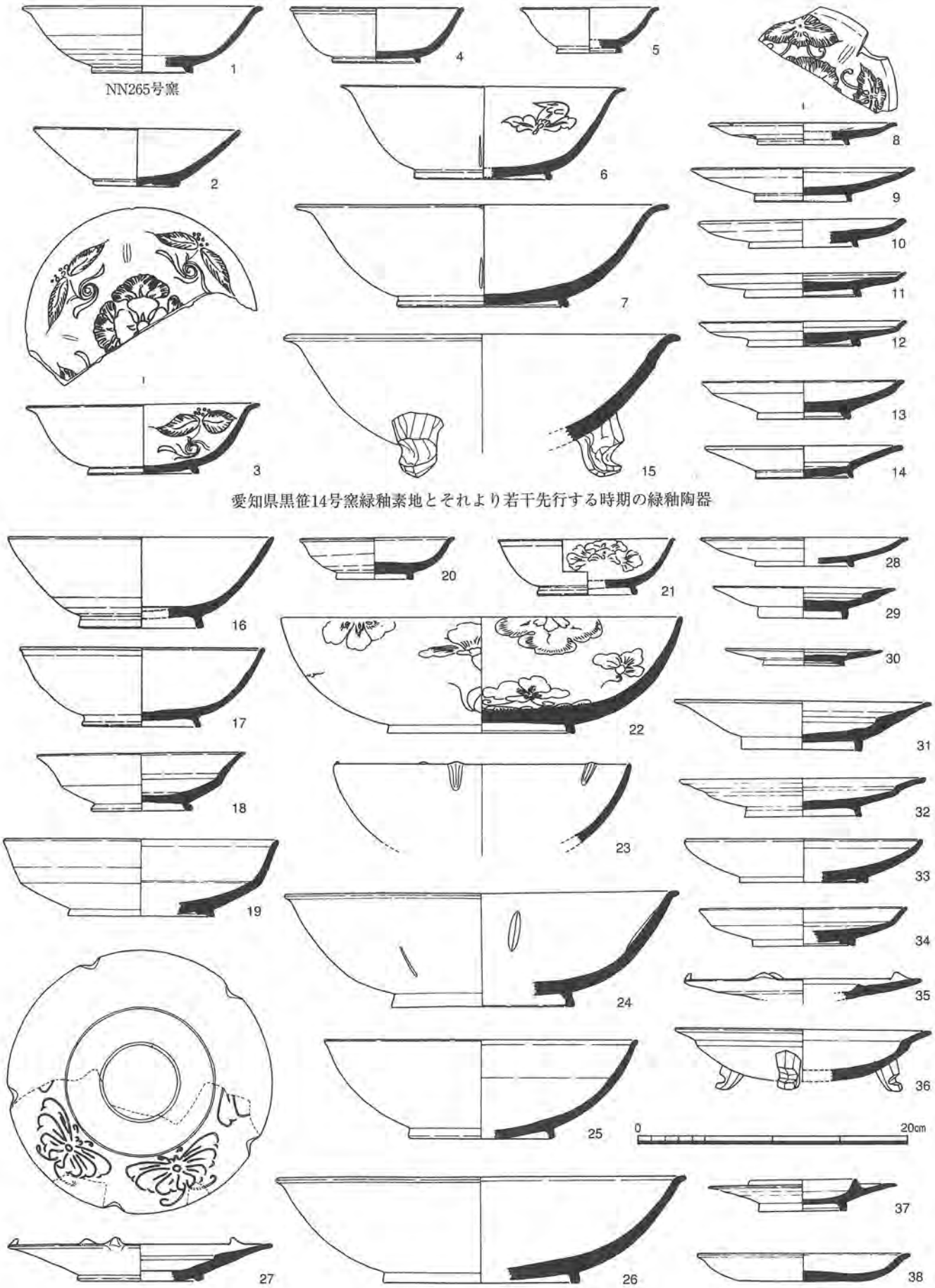

愛知県黒笹14号窯緑釉素地とそれより若干先行する時期の緑釉陶器

黒笹90号窯式の緑釉陶器

図7　東海地方の緑釉陶器の変遷1

愛知県黒笹90号窯その他の緑釉素地

愛知県亀ヶ洞1号窯釉陶器・素地

0　20cm

図8　東海地方の緑釉陶器の変遷2

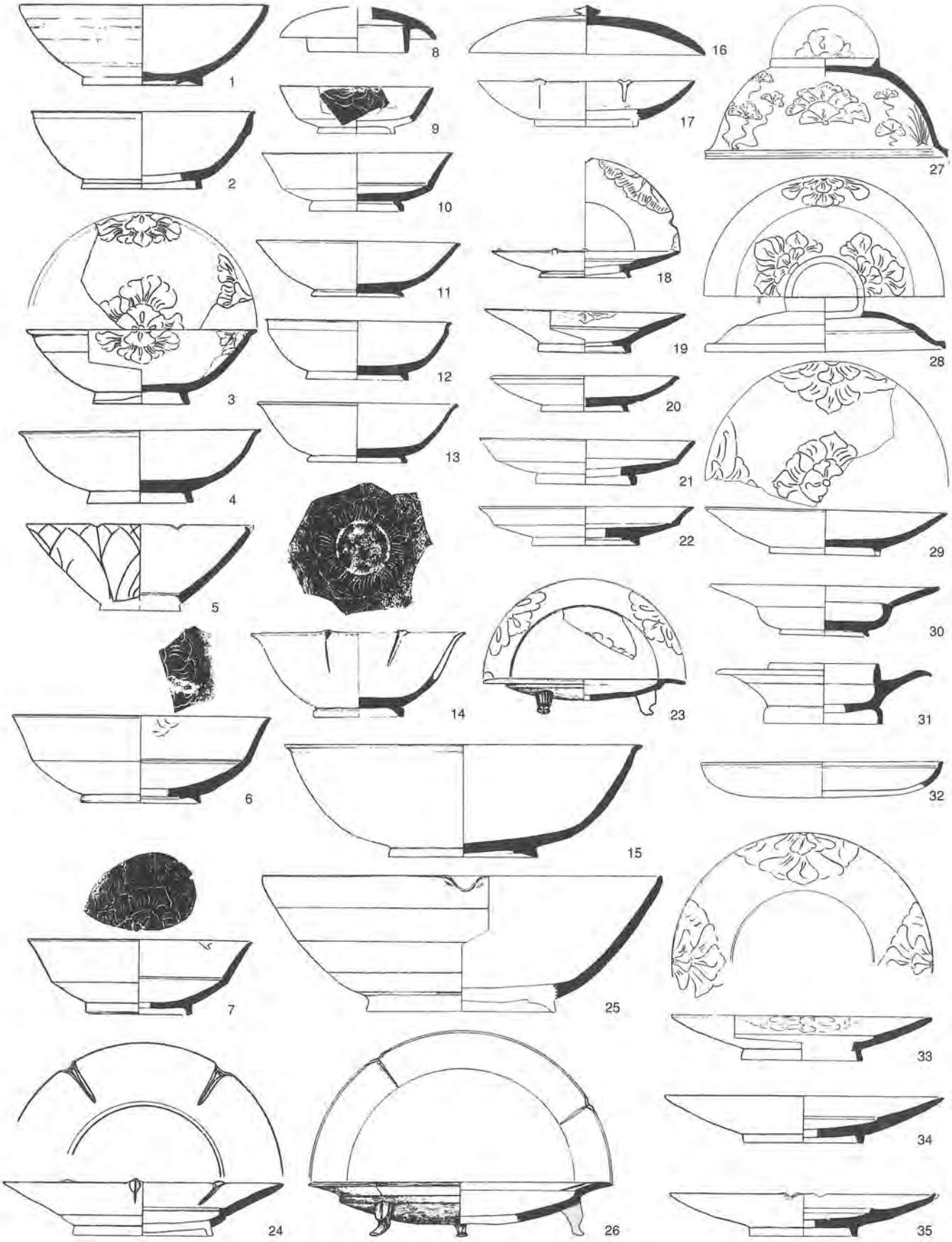

愛知県熊の前1・4号窯緑釉陶器

0　20cm

図9　東海地方の緑釉陶器の変遷3

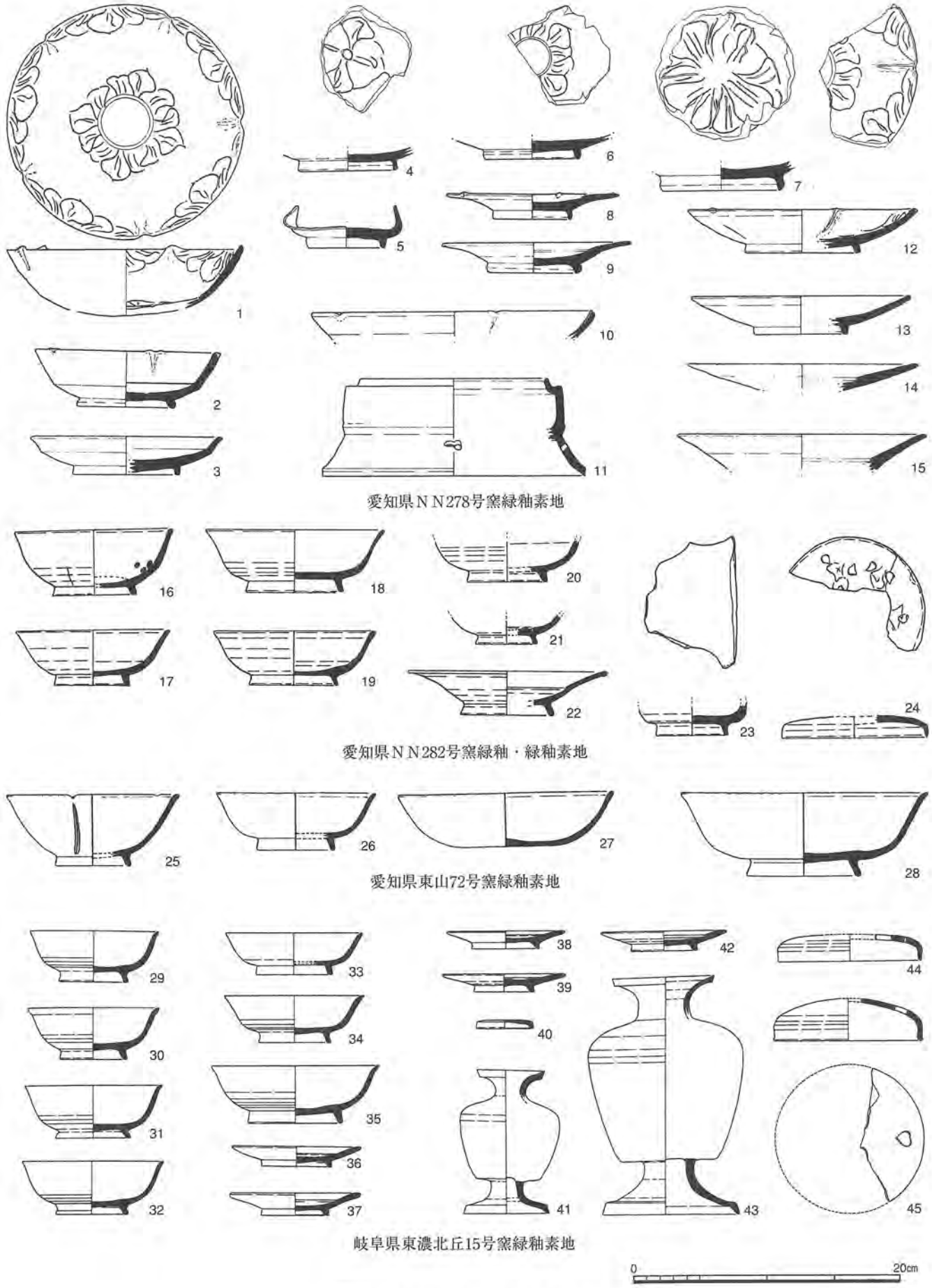

図10　東海地方の緑釉陶器の変遷４

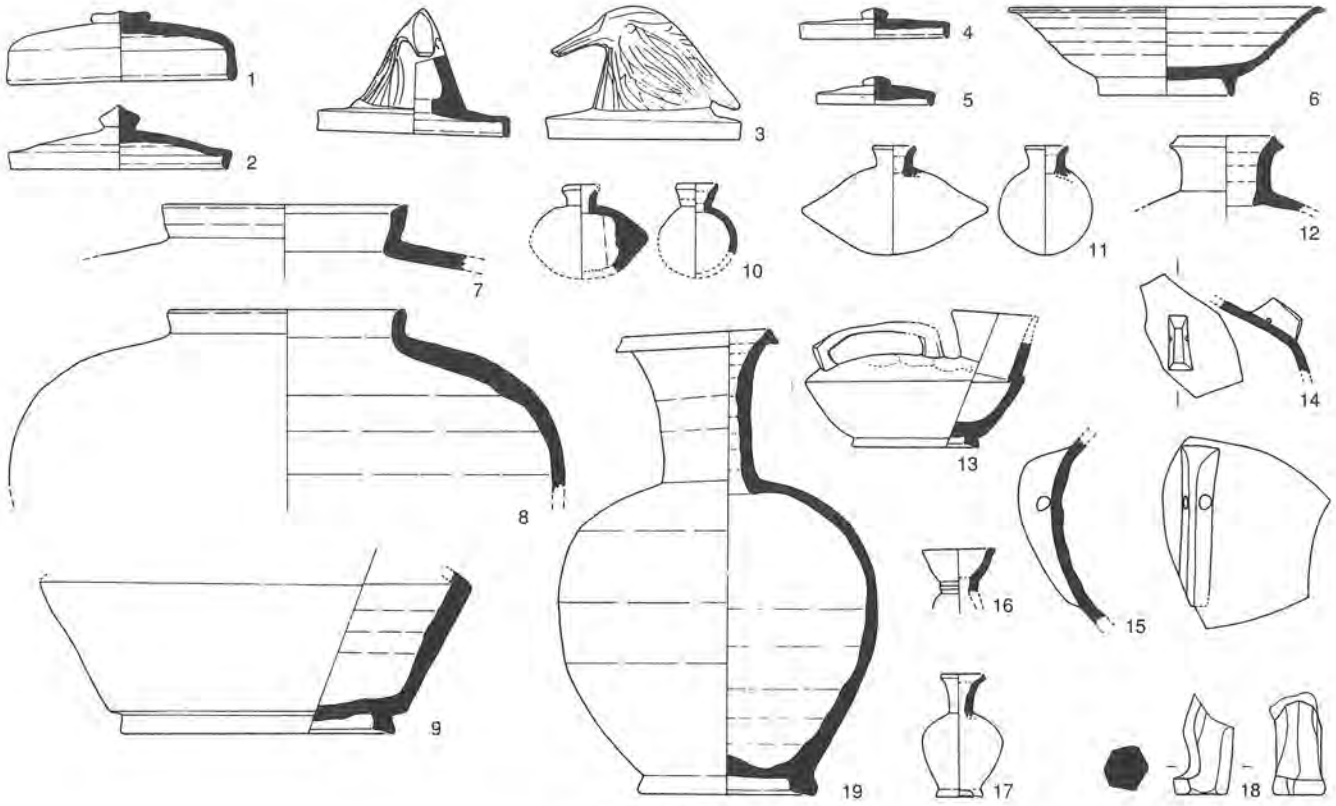

愛知県黒笹7号窯

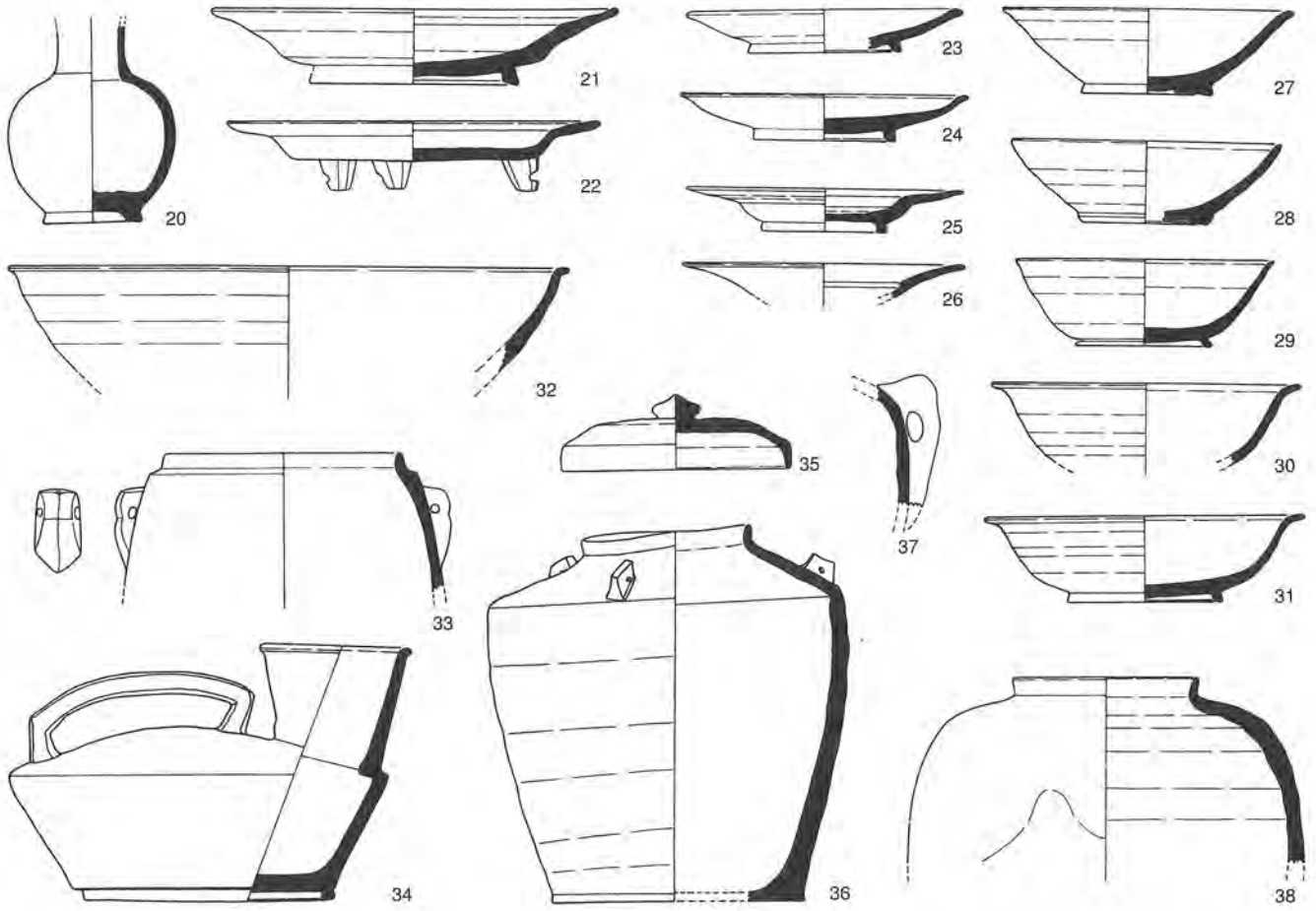

愛知県黒笹14号窯

0　20cm

図11　尾張猿投山窯の灰釉陶器の変遷１（自然降灰利用段階）

のそれと比べると、いずれも小形で大皿はない。皿にも口縁部が小さく外反するものの他に、輪花皿や内面中央を円形に窪めた段皿があり、これにも輪花風にあしらうものもある。また皿の口縁を両側から内側に折込み、端部を襞状にした耳皿がある。椀・皿類の高台は、底の中央を小さく円形に窪ませる形態（蛇ノ目高台）もごく少量認められるが、ほとんどが貼り付けによる輪高台である。また蛇ノ目高台も貼り付けによる。この他、獣足形の脚を貼り付けた皿も知られる。尾張の椀皿類の形態は、唐の金銀器とよく似ていることから、それを手本にして作られたと考える人もいるが[3]、唐においても金銀器を模した陶瓷器が普遍的に存在し、必ずしもそうとは言えない。

食器類の器種以外には、把手付き瓶・合子・香炉・唾壺・四足壺・脚台付き壺など唐の器形に由来するもの、前代から知られていた鉄鉢型・平瓶等がある。

尾張の灰釉陶器　尾張では初期緑釉陶器と共に灰釉陶器が、主として新型の椀類が併焼されているが、人工灰釉ではなく、窯内での自然降灰を利用した灰釉陶器である。

洛北の緑釉陶器　洛北の緑釉陶器窯では食器の専業生産が行なわれ、食器以外の器種はほとんど見られない。また広い階層を供給対象とする量産型緑釉陶器と精良型緑釉陶器の２種が生産されている。黄色味を帯びる白色胎土を用い、当初は、低火度で焼成したものが多い。次第に素地を須恵器の窯で焼成するようになり、灰色系の胎土に転ずる。当初のものは箆削り・箆磨きを丁寧に施している。施釉は、刷毛塗りで薄く施し、底部外面を塗り残すものが大半を占める。これらは、トチンを使わず直接重ね焼き焼成する。釉を厚く掛けたものや全面に釉を掛けるものも少量あり、これらについてはトチンを使って焼成する。白釉緑彩・緑釉緑彩の手法の緑釉陶器も見られる。椀皿類の底部形態には、唐の瓷器（白磁・青磁・黒釉・黄釉）に一般的な平底（平高台）と削り出しによる蛇ノ目高台の両種があるが、前者が圧倒的に多くを占め、長門・尾張のような貼り付け高台はほとんど見られない。

以上、洛北・尾張・長門で始まった新生緑釉陶器と灰釉陶器の生産開始当初の状況をみてきた。次に、この時期の緑釉陶器がどの程度普及していたかをみることにしよう。

平安京では、この時期、須恵器食器が激減すると共に、京域ではどこでも緑釉陶器が出土するようになる。南都の寺院もいち早く新生緑釉陶器の恩恵に浴しているが、地方には未だ普及していない。唐式の作法をより広範な地域・階層にまで普及させるには、更なる量産化が必要であった。

施釉陶器の変容　洛北の窯場では当初から量産化の方向性がみられたが、９世紀後半以降、長門・尾張でも量産化が始まる。緑釉陶の量産化には、釉薬素材の鉛の安定供給が必須条件で、鉱山開発と機を一にして進行したものとみられる。量産化の第一歩は素地を須恵器の窯で量産することであり、長門の場合は定かでないが、既に前代に達成されている。この時期に始まる量産化は、技術を拡散して窯場を増やす方式が採られた。山城では洛北窯場を維持すると共に洛西に新たな窯場を設けている（小塩窯）。尾張では当初生産が始まった猿投窯では管内で緑釉・灰釉陶器窯場を増やすと共に、尾張北部に窯場を設けている（篠岡窯）。

量産化に伴う施釉陶器の変化　当然のことながら、量産化は技術低下を導き、粗製品を生むことになる。しかし、官に貢納するものについては、品質保全と技術温存のために、洛北の窯場にみたように、供給対象により製品を作り分けたり、官専用の窯を別に設定するような措置が当然とられたとみてよい。この時期の緑釉陶器の場合には、製作技術を合理化し量産化を図ろうとする動きは認められない。ただ、山城の場合、食器類の形態に大きな変化が認められる。前代にみられた平高台や蛇ノ目高台の椀・皿は次第に姿を消し、削り出しによる輪高台の椀・皿が出現する。灰色の須恵器質の硬い素地が一般的で、窯詰めに際してはトチンを介さず直接重ね焼きする。そのため底部外面に施釉せず、釉層を薄くしている。焼成に際しては、恐らく口を下にして積み上げる伏せ焼き法によったと思われる。

灰釉陶器の量産化の第１段階は、人工灰釉施釉法の開発による製品の量産化とトチンを挟んで製品を積み重ね大量に窯詰めする工夫である（黒笹14号窯式－黒笹５号窯期）。そして、量産化の第２段階は、窯詰めに際し、トチンを介さず積み重ね、それを窯一杯に充填して焼成するようになる。窯内で器物同士の融着を防ぐため、椀皿類の高台接地面をできるだけ小さくなるように工夫する（三日月型高台）。この時期には灰釉を口縁内外面と内面底部に施釉するようになるが、釉層をできる限り薄くし、上の器物を受ける底部内面には一筆程度の刷毛塗りで無釉部分を残す工夫がとられる（黒笹90号窯式）。

このような量産化を背景にして、９世紀後半から10世紀にかけて施釉陶器は大いに普及し、官衙・寺院はもとより、集落跡からも出土し始める。

施釉陶器の終末　緑釉陶器部門では10世紀に入ると、箆削りや箆磨き調整を省き急速に粗悪化が進行すると共に器種も減少する。一部仏器も見られるが、椀皿が主体で前代見られた唐様式の器形は姿を消す。この時期には尾張猿投窯系緑釉技術は、東山道の東美濃地域（恵那市周辺）、三河地域（豊川市二川窯）、近江地域に拡散する。東海地方の場合には灰釉陶器の技法と共に緑釉技法が伝播するのが特徴であり、生産の主体は前者に置かれている。長門の場合にも、周防地域に技術が拡散するようである。

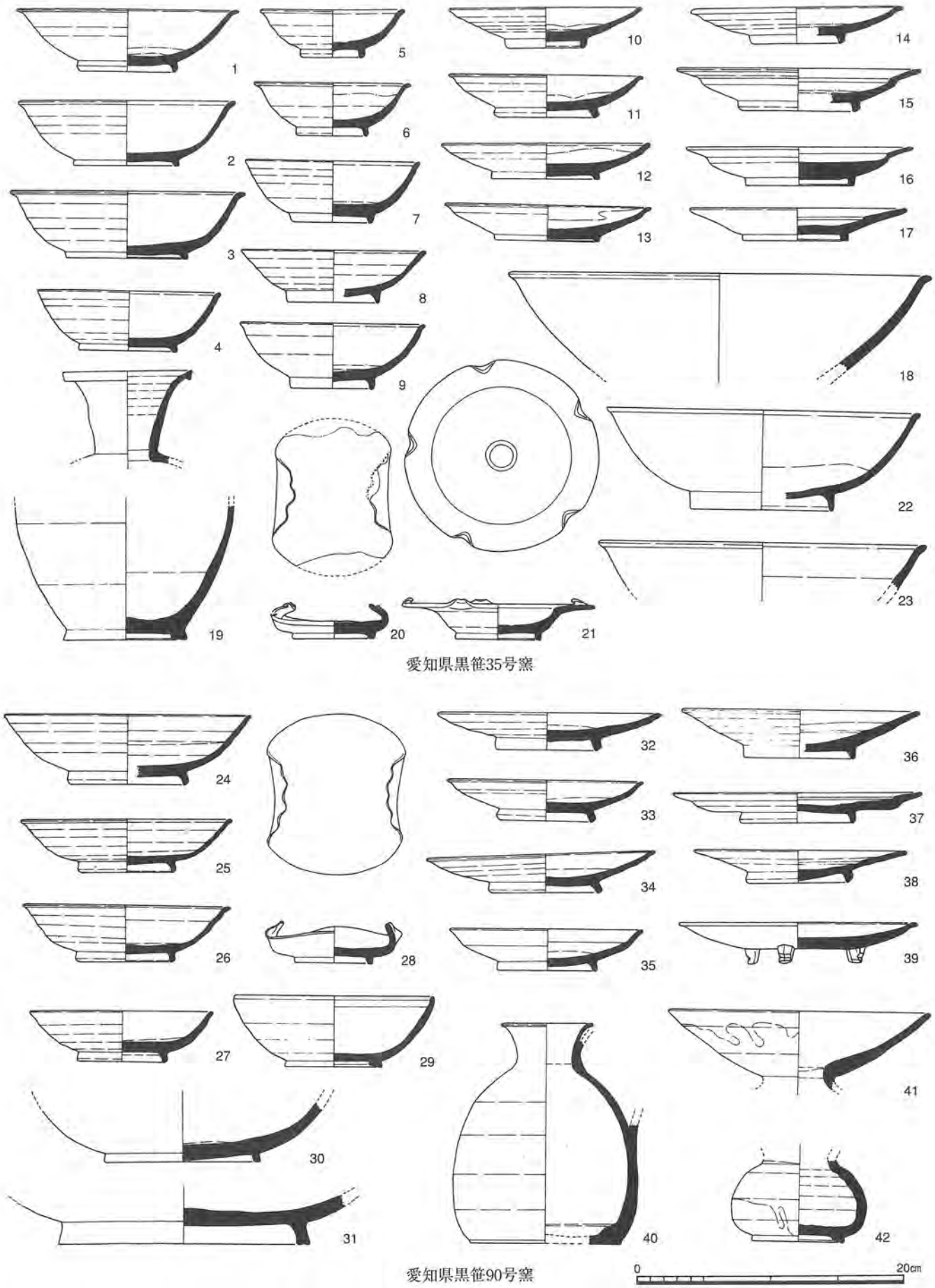

図12　尾張猿投山窯の灰釉陶器の変遷２（人工灰釉段階）

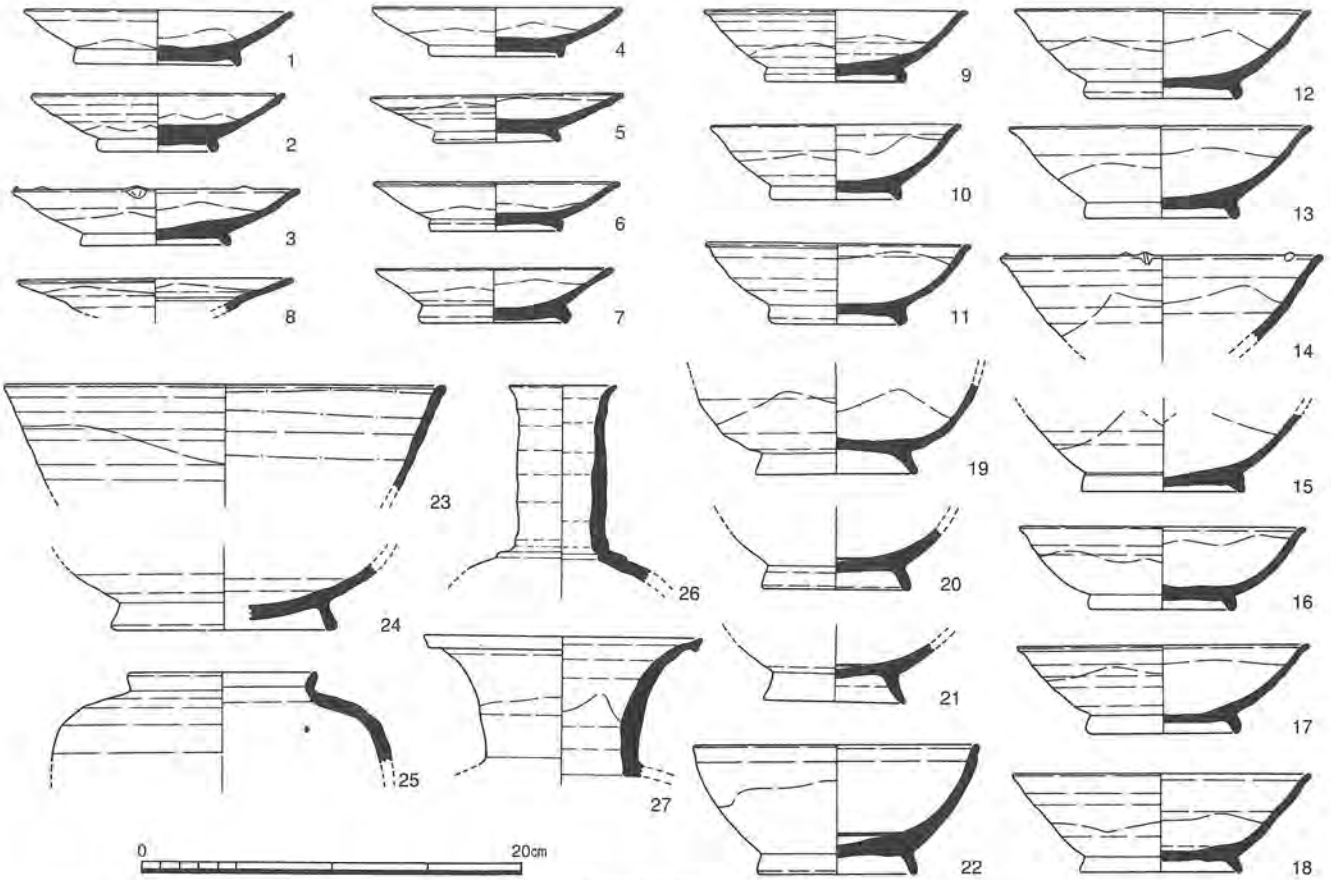

愛知県折戸53号窯

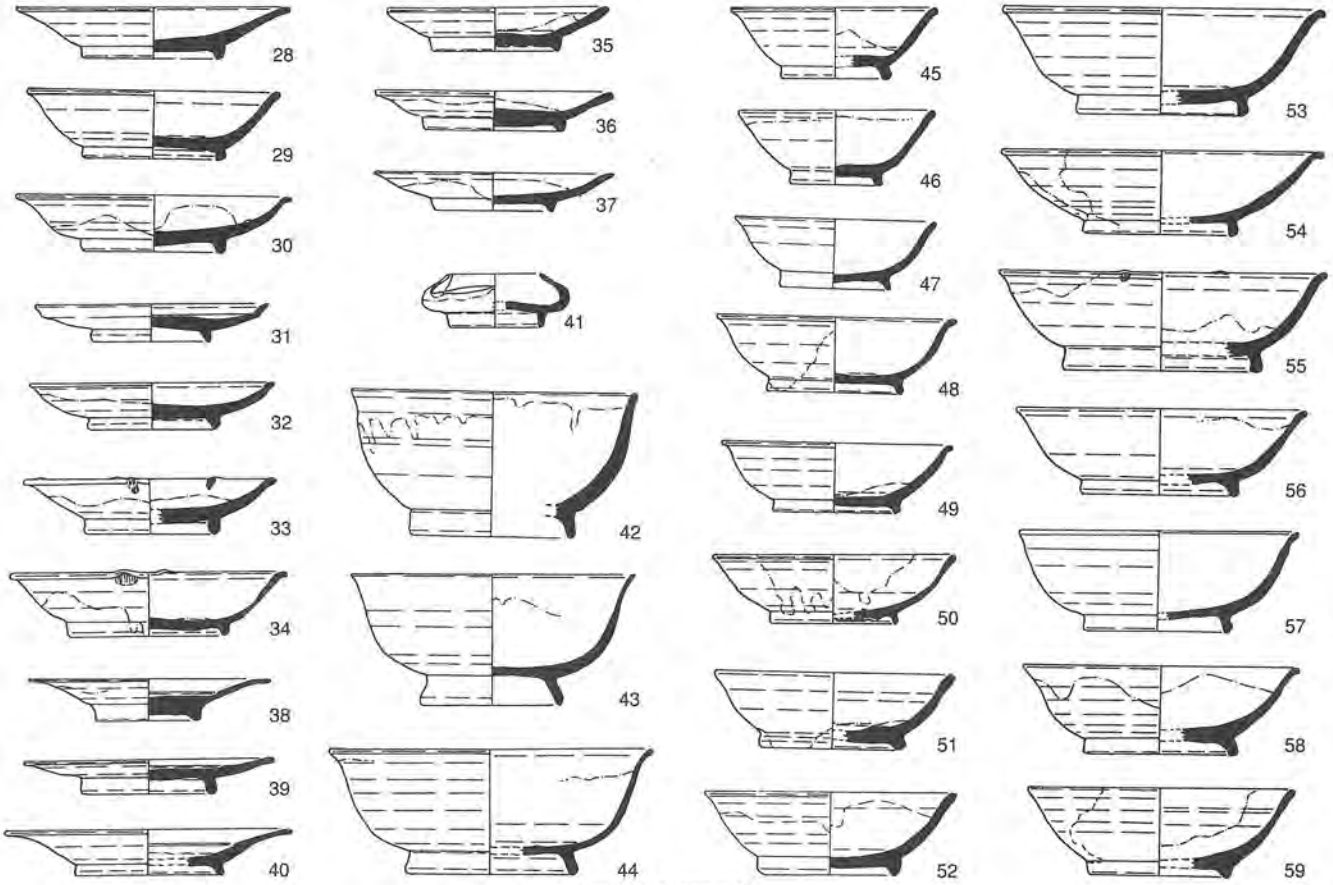

愛知県ＮＮ282号窯

図13　尾張猿投山窯の灰釉陶器の変遷３

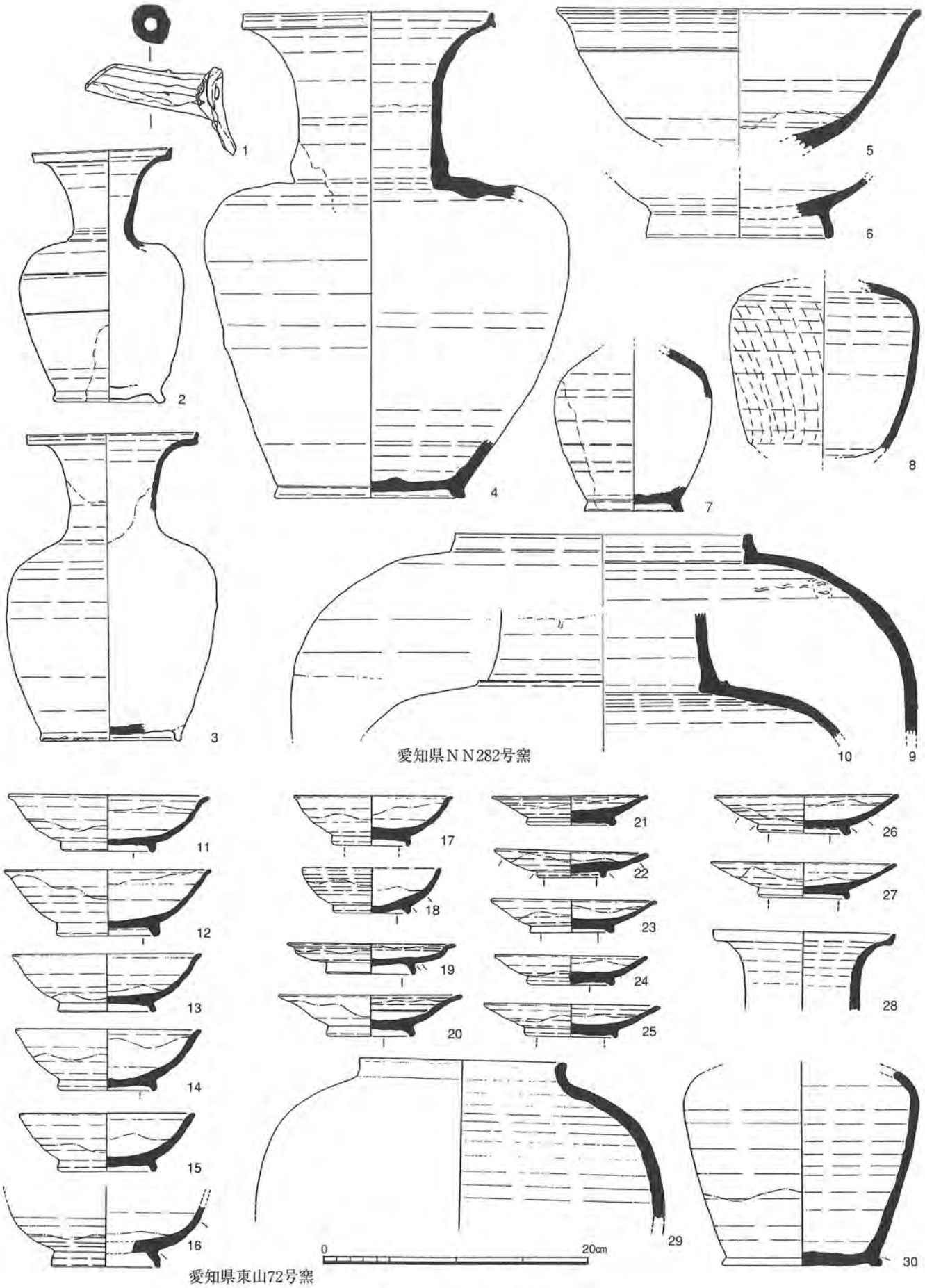

図14　尾張猿投山窯の灰釉陶器の変遷４

輸入陶磁器　唐様式の国産陶器が出現する9世紀前半代には、平安京でも唐からの将来品はさほど多くなく、主として食器類である。器種及び出土量が増加するのは9世紀中頃以降であり、国産陶器の器種の増加と呼応する。この時期の舶載陶磁器は、遣唐使など公的交渉を通じてもたらされたものもあるが、航海技術の発展を背景に海外に進出した新羅や唐の商人から入手したものが、量的には多くを占め、貿易陶磁という名にふさわしい。

輸入された陶磁器には、浙江省東部越州窯、同南東部温州窯系の青瓷、河北邢窯、定窯系白瓷、湖南省長沙窯の釉下彩の黄釉褐彩瓷器、その他、黒瓷器、低火度焼成の晩唐三彩、白釉緑彩陶等もある。このうち量的に多くを占めるのは、海洋に面し輸送に有利な浙江省越州窯産の青瓷である。内陸に位置する長沙窯では、釉下彩装飾（詩文・彩絵・褐斑）、貼花装飾を駆使した独特な黄釉瓷を生産し世界に名を博したが、次第に海岸地域の窯場に商圏を奪われ、ほぼ9世紀代に生産を終える。我が国にもたらされた長沙窯製品には椀類も少量あるが、多くは、黄釉褐彩貼花紋水注である。また、内陸部の邢窯、定窯系の白瓷もさほど多くない。邢窯、定窯産と認識されている白瓷についても窯は発見されていないが、南方で作られた可能性も考慮すべきだとの指摘もある[4]。

輸入陶磁器の器種　青磁の器種には、椀（輪花椀・陰刻花紋椀）、皿（輪花皿）、鉢、壺（双耳壺・四耳壺・三足壺）、把手付水注、香炉・唾壺・灯盞・合子があり、椀類が圧倒的に多い。9～11世紀初めの時期には、白磁は、器種も量も少なく、ほとんどが食器で椀、皿（輪花皿）、托である。

輸入陶磁器の出土遺跡と分布　土橋理子氏の集計によると、青磁・白磁・長沙窯黄釉については、北は秋田県から南は鹿児島県までおよそ280遺跡から出土している[5]。出土遺跡は、主として都城、官衙、寺院跡であり、中でも、当時、外国との門戸であった大宰府・鴻臚館の出土量がもっとも多く、その他の地域出土総量（約2800片）をはるかに上回る。本州地域では平安京や旧都南都から少しまとまった量が出土するが、その他の遺跡では1～2点しか出土していない。九州地域では、出土遺跡数、出土量ともに多く、10世紀に入ると集落跡からも少なからず出土するようになる。

輸入陶磁器の分類と変遷　主として量の多い椀類を対象に分類研究がなされている。研究者によって分類基準が異なり、幾つかの試案が提起されている。分類の研究史については、土橋氏の論考を参照されたい。各分類は異なるが、変遷に関しては大きな違いはない。胎土は細から疎に、釉掛けは全面施釉から部分施釉さらに全面施釉に、目痕の位置は畳付きから高台内側に、高台形態は餅足形（平高台）→玉壁底（蛇ノ目高台）→玉環底（幅広圏足高台）→圏足底（幅狭い輪高台）へ、体部は直線的なものから弯曲形態へ、さらに深椀へと変化を遂げる。

古代後期の土師器の様相　当初は奈良時代的な器種が生産されているが、9世紀前半には前代とは違った製作法によるものが現れる。杯皿類は粘土紐を巻き上げ手の平にのる程度の厚めの素胎を作り、手のひらにのせ、片方の指で上に引き伸ばして成形し、口縁部上端をヨコナデし、内面をナデ調整した後、外面全面を篦削り調整で仕上げる。したがって器厚は薄く軽いが、手のひら上で作る制約から底部は狭く口縁部は外開きの器形になる。9世紀中頃以降は次第に篦削り調整を省くようになり、外面に指で伸ばした跡が残る粗製品になる。9世紀後半代には新しく鍔釜が出現するが、器種も次第に少なくなり、皿・甕・釜の限定生産化の歩みを始める（図19）。

古代後期の須恵器の様相　播磨など一部の地域では施釉陶器の様式の食器類も生産されているが、多くの地域では9世紀代も前代の器形を踏襲した生産がおこなわれている。また、緑釉陶器の生産地に近い平安京周辺地域では、須恵器質の素地が製品として出回っている。10世紀に入ると奈良時代的な器種は姿を消し、底部円柱作りの平高台椀と交替するようである（図20）。　（巽　淳一郎）

〔注〕(1) 巽淳一郎「古代窯業生産の展開」『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論集　文化財論叢Ⅰ』奈文研、1983年。(2) 高橋照彦「防長産緑釉陶器の基礎的研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』50、1993年。(3) 前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」『中近世土器の基礎研究Ⅲ』日本中世土器研究会、1987年。吉田恵二「唐の金属器と日本の陰刻花文」『国学院大学考古学資料館紀要』5、1989年。(4) 長谷部楽爾・今井敦『中国の陶磁12　日本出土の中国陶磁』平凡社、1995年。(5) 土橋理子「日本出土の中国陶磁」『貿易陶磁－奈良・平安の中国陶磁－』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、1993年。

〔参考文献〕楢崎彰一「猿投山須恵器の編年」『世界陶磁全集1』河出書房、1958年。楢崎彰一『陶器全集31　猿投窯』平凡社、1966年。愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡分布調査報告』1980年。斎藤孝正「灰釉陶器の研究Ⅱ」『名古屋大学文学部研究論集104』史学35、1989年。平尾政幸「緑釉陶器の変質と波及」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東3　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。小森俊寛「平安京の土器・陶磁器の概要」『平安京提要』角川書店、1994年。堀内明博「平安京の土器・陶磁器」『古代学研究報告第四輯　平安京出土土器の研究』1994年。尾野善裕「猿投窯編年の再構築」『須恵器生産の出現から消滅』東海土器研究会、2000年。

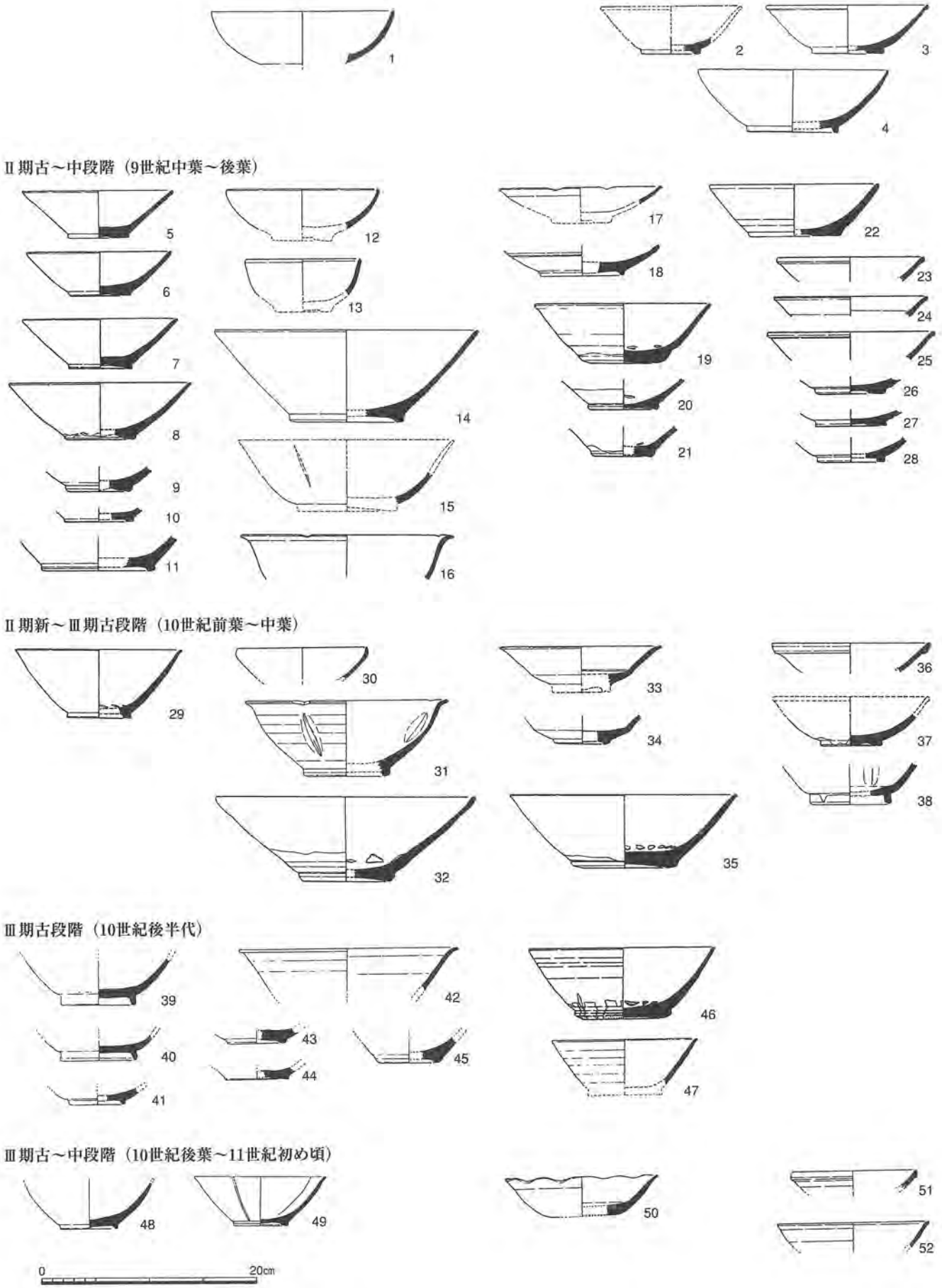

2～4・22～28・36～38・51・52は華北系白磁、他は越州窯系青磁

図15　平安京の出土輸入陶磁器（椀・皿・杯類）の変遷

図16　各地の出土磁器類　　6；青磁褐彩、9；白磁、他は青磁

図17　長沙窯の製品（1～7）と鉛釉陶器（8；黄釉絞胎枕、9；三彩、10；緑釉）

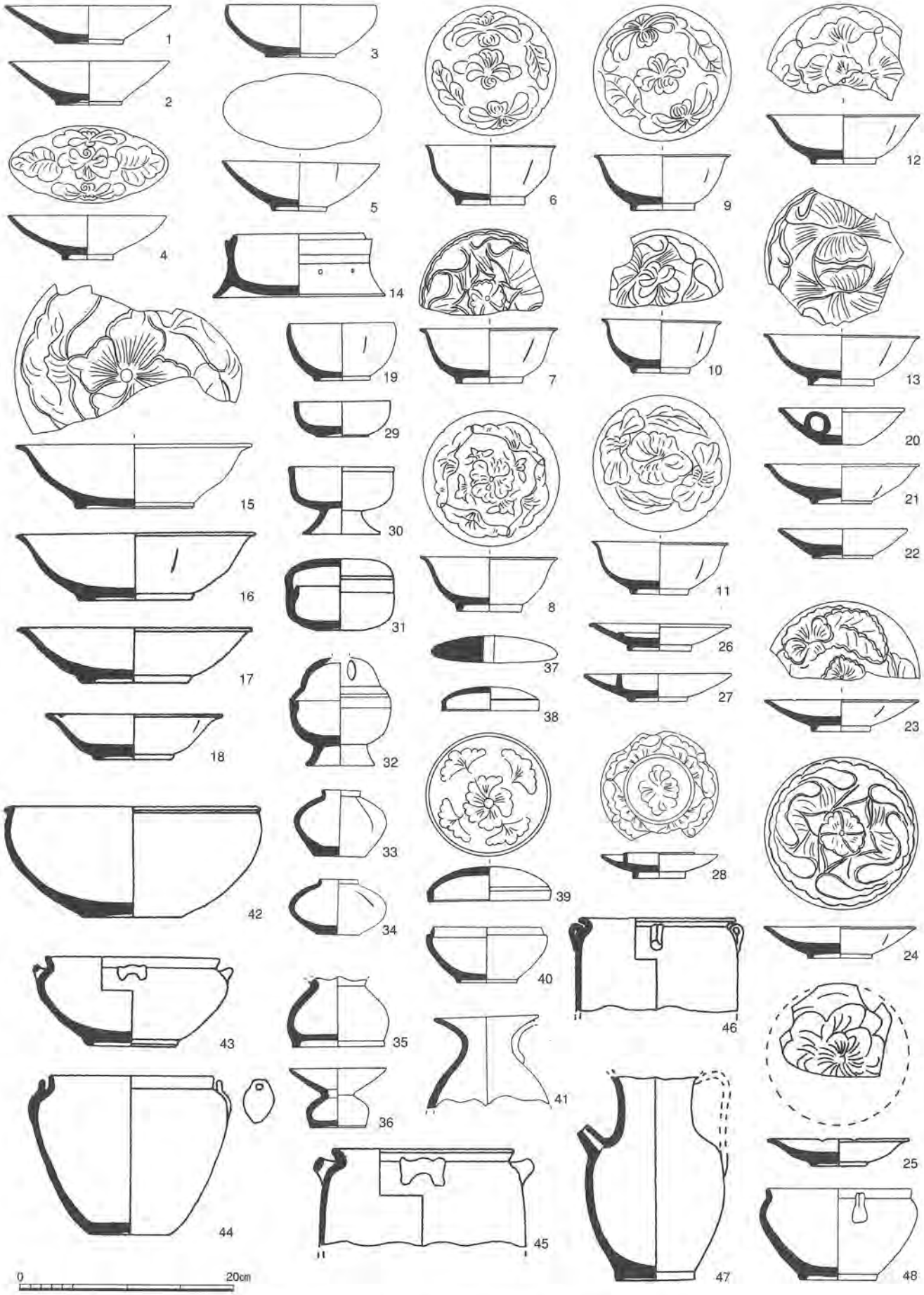

図18　9世紀中頃の越州窯製品（上林湖Y37号窯出土）

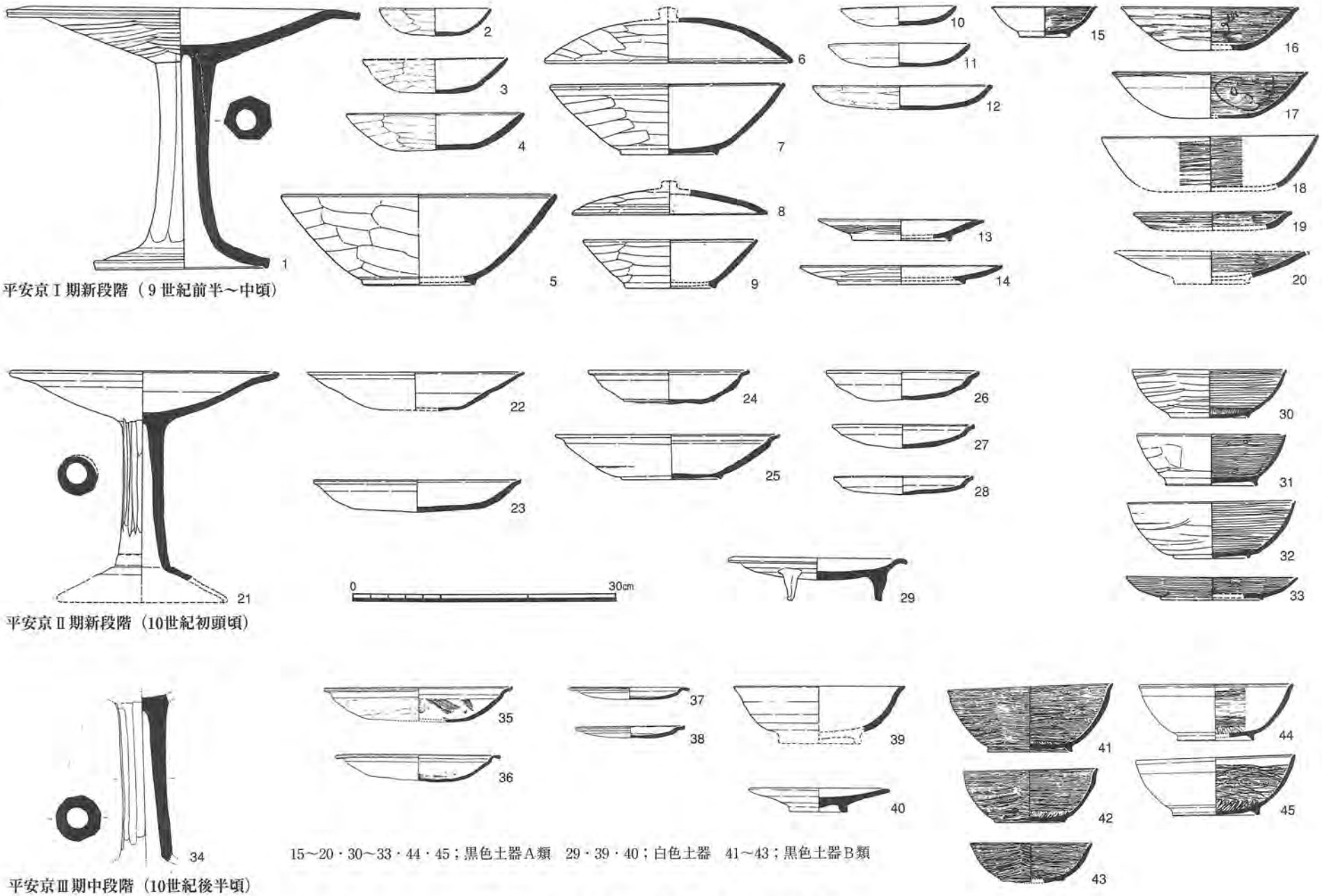

図19　平安京の土師器・白色土器・黒色土器の変遷

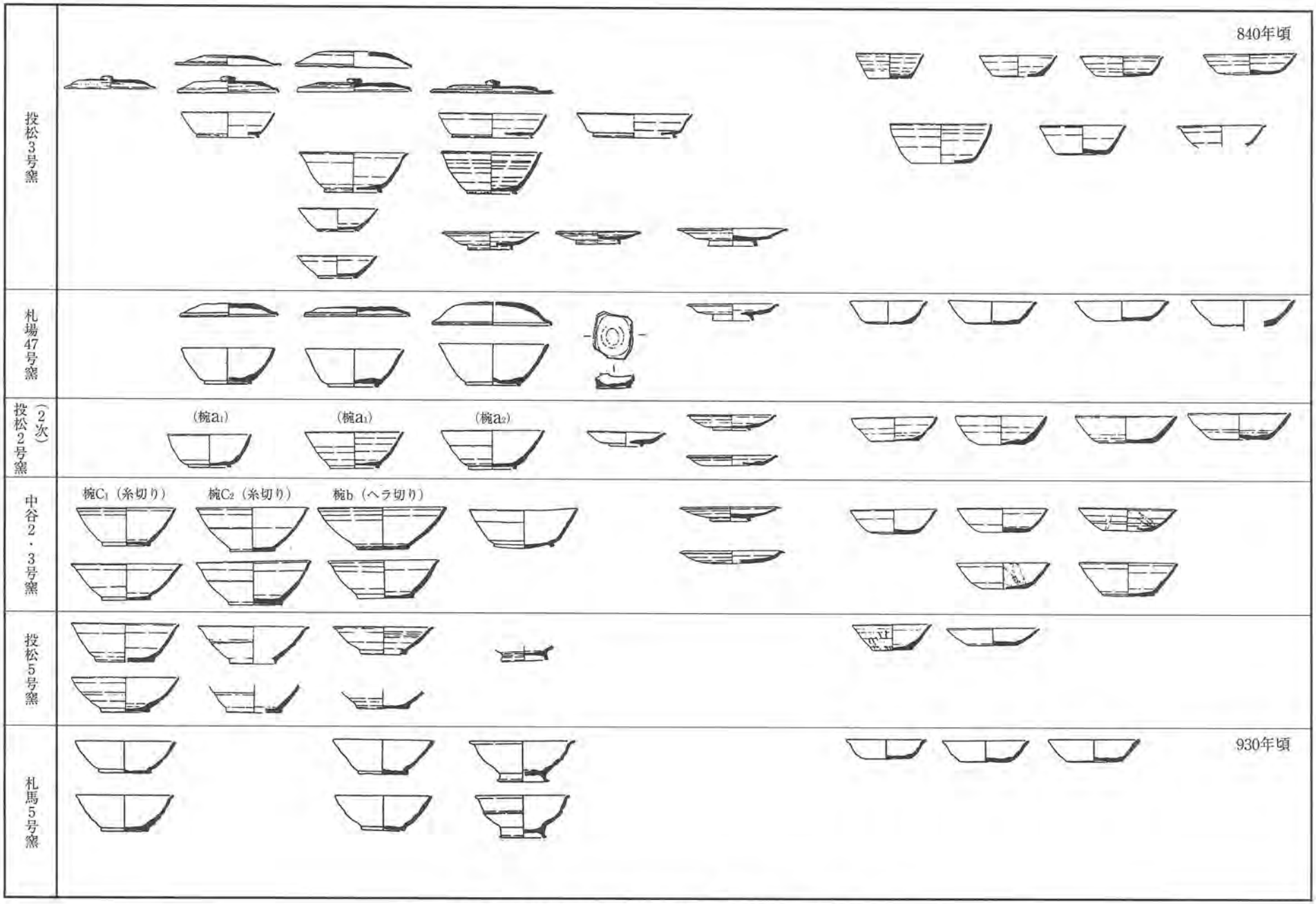

図20　平安時代の須恵器食器の変遷（播磨白沢・志方窯跡）

Ⅱ-3　陶製の枡・油杯

陶製枡　古代には、木製や銅製枡（大安寺資財帳）のほか、陶製の枡が知られている。何れも須恵器であり、平底あるいは平底に高台を付し、口縁部がほぼ真っ直ぐに立ち上がる筒状コップ形の形態で、底部外面に容量の単位を墨書したものである。器種分類では椀Ａ・椀Ｂと称しているが、椀類の中では、細身で最も法量が小さい。今のところ、平城京から３点出土している。

図１－１は、平城京右京五条一坊十五坪の井戸跡から出土。ほぼ完形の椀Ａであり、口径8.0cm、底径5.8cm、器高8.2cmを測り、底部外面に「三合一夕」と墨書されている[1]。奈良時代末頃の土器類と共伴。メスシリンダー計量平均値252ml。

図１－２は、唐招提寺経蔵近辺から出土した奈良時代後半期の椀Ｂで、口径7.8cm、底径5.1cm、器高7.8cmを測る。１に比べやや小振りで、「二合半」と墨書する[2]。メスシリンダー計量平均値251ml。

もう一例は、平城京左京八条三坊十坪から出土した糸切り底の椀Ｂであり、復原すると図１－１とほぼ同法量であり、底部外面には、「三合二夕」の墨書がある[3]。

図１－１・２の計量値は篠原俊次氏の計測によるが、それらの一升の換算値は、前者が812.9cm³、後者が848cm³となり、氏の想定する律令基準量値（１升枡）に近似する値という[4]。

『養老律令』雑令第三十の用度量条には、「凡そ度量権用いる官司には、皆様（ためし）給へ、その様には皆銅をもって為（つく）れ。」[5]とあり、度量権衡に関係する官司（大蔵省、左・右京職、東・西市司、摂津職、諸国司）には、銅製の度量衡測定原器が配布されたことが知られる。また、関市令第二十七の官私権衡条には、「凡そ官司の権衡度量は、年毎の二月に、大蔵省に詣いて平校せよ。京に在らずは、所在の国司に詣いて平校せよ。然うして後に用いること聴せ。」[6]とあり、定期的に官私使用の度量衡器の検査がおこなわれたことが知られ、言うまでもなく度量衡の統一と運用は律令国家体制の根幹に関わる重要施策であったことが理解される。

陶器の場合には、焼成の際に収縮し、たとえ様（ためし）があったとしても、それと同じ容量のものを作るのは極めて困難である。そして前述の量銘墨書椀の場合にも、切りの良い数値ではなく、半端な数量になっていること、また篠原氏の研究成果から見ても、公認の枡で計測し、その値を墨書で銘記し、枡として使用したものと思われる。

油杯　『正倉院文書』「造仏所作物帳」には「瓷油杯」、長屋王家木簡にも「油杯」の記載があり[7]、当時、灯明専用器の存在したことが知られる。前者は釉薬を掛けた焼き物、奈良三彩の灯明器であることは記載内容から明らかであり、口径８寸の三彩鉢４口と口径４寸の油杯3100口を焼くための材料が記載されている。実際に、興福寺旧境内（旧一乗院跡）、法華寺跡、大安寺跡では、口径11.5cm、器高2.5cmの二彩、三彩の灯明器が出土しており、まさしくこれが文献に見える瓷油杯と考えられる（図２－１・２）。須恵器や土師器にもこれと同じ法量の小皿、それよりも小さい法量の皿がある。灯心の焦げた痕を残すものがあり、これらも灯明専用の油杯とみてよい（図２－３～８）。

当時、油は高価なもので、天平11(739)年の油（胡麻油）９合６勺の値が、稲８束６把４分であり、１升あたり米４斗５升に相当する[8]。灯明器として食器を転用することも多い。先に見た専用器とともに転用灯火器も、主として官衙や寺院、上級貴族の邸宅で使用されることが多く、その存在に注目する必要がある。大量の灯明器が一括して投棄される場合もあり、臨時の儀式、仏会の万灯供養等に使用された可能性が極めて高い。　（巽　淳一郎）

〔注〕(1) 奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 昭和62年度』1985年。(2) 奈良県教委・建築研究会『唐招提寺防災施設工事・発掘調査報告書』唐招提寺、1995年。(3) 奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報　東市周辺東北地域の調査』1976年。(4) 篠原俊次「Ⅴ 日本古代の枡」『京都文化博物館調査研究報告第7集 平安京右京五条二坊九町・十六町』京都文化博物館、1991年。(5) (6) 釈文は、『日本思想大系　律令』岩波書店、1976年、による。(7) 奈文研『平城宮木簡概報23－長屋王家木簡2－』1990年。(8) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館、1969年。

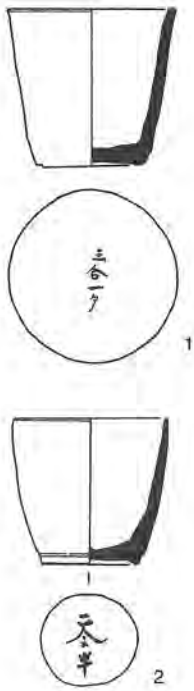

図１　陶製の枡

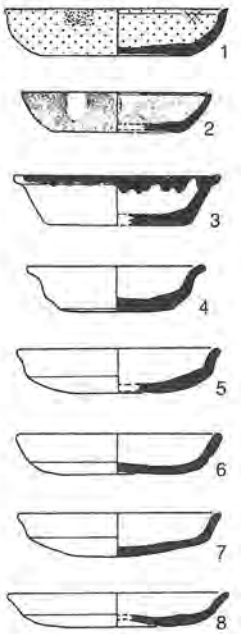

1·2；二彩　3·4；須恵器
5～8；土師器

0　10cm

図２　油杯

Ⅲ　瓦類

Ⅲ-1　瓦葺建物の復元

Ⅲ-2　瓦の製作と分布

Ⅲ-3　瓦の観察

Ⅲ-1　瓦葺建物の復元

瓦葺建物の復元　官衙建物に瓦葺が採用されるのは7世紀末の藤原宮からで、地方では8世紀前葉以降、国府・国分寺造営に際して葺かれるのが一般的である。都城を除くと、8世紀以前に官衙建物に瓦を葺くことは少ないが、7世紀末～8世紀初頃に瓦葺を採用した地方官衙として、群馬県入谷遺跡（上野国新田郡衙か新田駅家の倉）・宮城県名生館官衙遺跡（陸奥国玉造郡衙・Ⅱ期郡庁正殿）（図1）・岡山県勝間田遺跡（美作国勝田郡衙・郡庁建物）がある。例は少ないが、奈良時代以前の瓦が出土しても寺院にならないこともあるので、建物配置などを総合的に吟味しなければならない。性格不明の遺跡から瓦が出土する場合、すぐ寺院とするのではなく官衙関連遺跡の可能性も考慮して調査にあたるべきである。

瓦が瓦葺建物からの落下状態で出土している場合は、屋根構造の復元も可能となるので一点ずつ位置を記録して取り上げることになる（写真1・2）。奈良県山田寺跡では東回廊が倒壊した状態で埋没し、瓦が建築部材・壁土といっしょに出土し回廊の復元が可能となった。ただし瓦は割れた状態で大量に出土することが多く、瓦溜（廃棄土坑）あるいは二次的に動いて見つかる例が多い。その場合、一点ずつ図化して取り上げることは困難な場合が多く、二次的に動いていると判断できる破片はグリッド単位で取り上げればよい。そのデータを基に分布が集中している部分などを検討して（図2）、瓦葺建物を特定することになる。瓦葺建物が特定できない場合でも地点毎に瓦を記録して取り上げ、瓦葺建物の位置を検討する作業が必要である。なお郡衙では近接して寺院が建っていることが多いので、官衙地区から瓦が出土しても量が少ない場合は官衙建物に葺かれた瓦か、二次的に寺院の瓦が運ばれたものか、慎重に吟味すべきである。

瓦葺建物は普通、礎石建物であるが、掘立柱建物で瓦葺の例が千葉県大塚前遺跡・三重県ヒタキ廃寺などの小規模な仏堂で確認されている。官衙では下野国府跡（政庁・Ⅱ期脇殿）・宮城県大畑遺跡（刈田郡衙正倉か）・宮城県南小林遺跡（倉）で瓦葺の掘立柱建物が確認されており、例外的ではあるが掘立柱建物にも瓦は葺かれることがある。

築地塀も瓦葺の場合があり、築地塀本体が残っていなくとも瓦の出土状況から築地塀を復元できることがある。

出土した瓦の年代を考える際には、製作年代と供給年代・廃棄年代を区別し、伴出する土器より製作・供給・廃棄までの年代幅が大きいことを考慮する必要がある。同じ遺

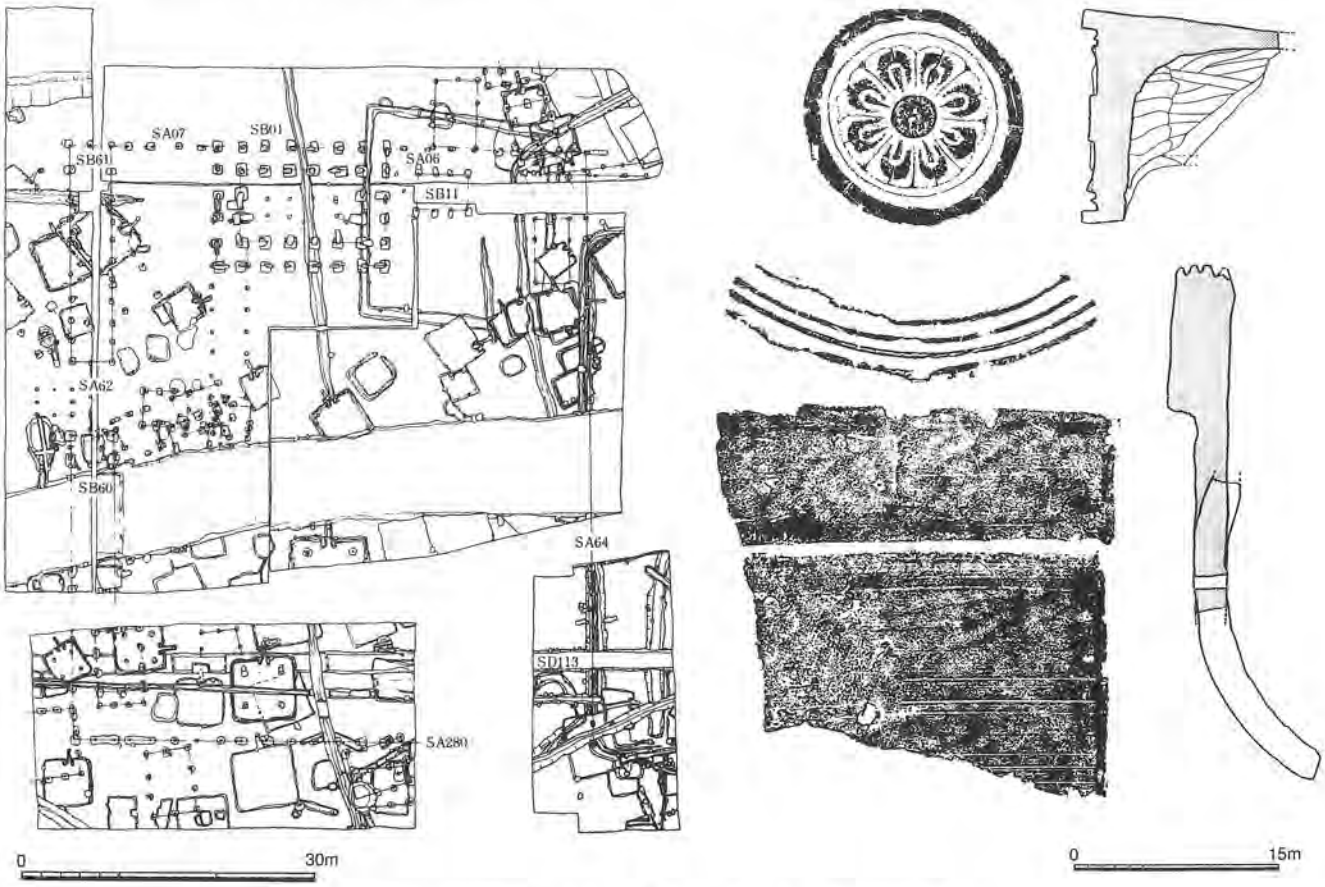

図1　宮城県名生館官衙遺跡 郡庁院平面図および出土瓦

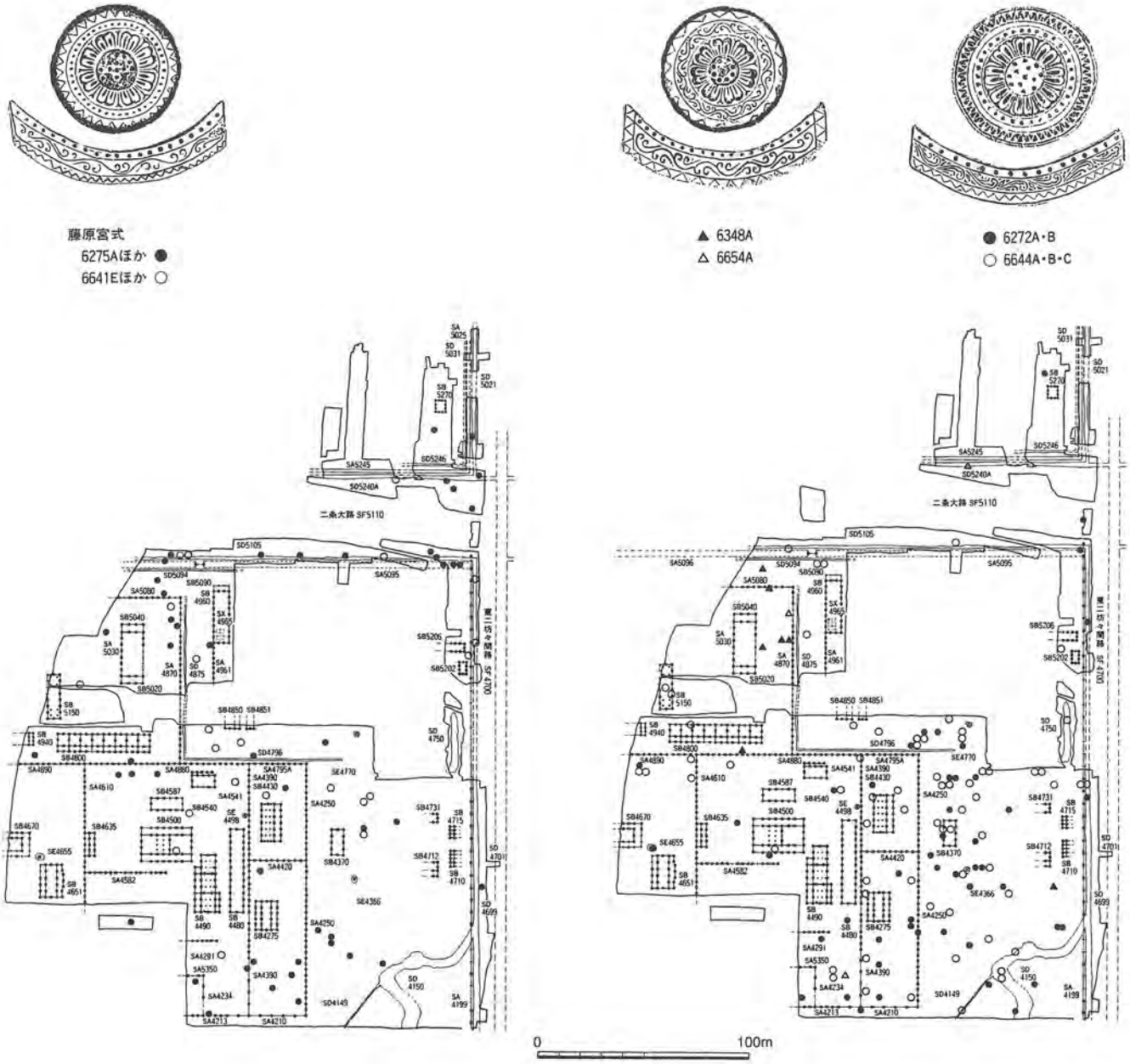

図２　平城京左京三条二坊（長屋王邸）第Ⅰ期の軒瓦分布図

写真１　伊勢国府跡瓦出土状況

写真２　奈良県山田寺跡東面回廊瓦出土状況

構から一括で土器と瓦が出土する場合でも、土器の示す年代より瓦の製作年代は古くなることが多いので、瓦の年代は慎重に検討する必要がある。やはり瓦自体を型式学的に分析して製作年代を把握しておくべきであり、あくまでも土器などの共伴遺物が示す年代は廃棄年代の一端を示すことを念頭におくべきである。

屋根構造の復元　官衙建物の屋根は、切妻造・寄棟造・入母屋造を採用し、方形造は仏教施設（仏堂）になることが普通であり、屋根の違いは遺跡の性格を知る上で重要な手がかりとなるので屋根復元は重要である。瓦葺建物は何度も補修が行われることが多いので、落下状態の瓦については創建期のものばかりか、補修期のものがどのような出土状況をしているのかなど、問題意識を持って慎重に位置を押さえる必要がある。取り上げる際に特に注意する点は、軒瓦・平瓦・丸瓦の数量比から屋根構造がわかることから、軒瓦だけを取り上げるのではなく、平瓦・丸瓦を含めすべての瓦を取り上げることである。また同じ建物屋根に無段式・有段式の丸瓦がいっしょに葺かれることもあり、出土状況から無段式・有段式の丸瓦を同じ列に使用したか、さらに建物正面と背面で出土する瓦に違いがあるかなども検討すべきである。

軒瓦・平瓦・丸瓦・道具瓦（熨斗瓦・面戸瓦・鬼瓦・隅木蓋瓦）の出土比率は、屋根の形によって違いが生じるので屋根を復元する上で瓦の数量分析は必要である。軒瓦に対する平瓦・丸瓦数の比率は切妻造よりも、寄棟造・入母屋造・方形造が大きくなる。恭仁宮（山城国分寺）では屋根形態差を反映し、大極殿（金堂）地区より塔地区で軒瓦数に対する平瓦・丸瓦数の比率が小さいことが確認されている[1]。瓦の枚数を算出する方法は、総重量を平瓦・丸瓦各型式それぞれの完形品（平均重量）の重量で割って枚数を求める重量計測法や、平瓦・丸瓦各型式の四隅の総数を数え総隅数を4で割って型式毎の枚数の算定を行う隅数計測法などがある[2]。

道具瓦についても注意が必要である。平瓦の広端部（軒平瓦では狭端部）の隅を切り欠いた瓦が隅切瓦（隅軒平瓦）で（図4）、これは寄棟造・入母屋造・方形造の屋根傾斜面が降棟に接する部分に使用される。隅切瓦（隅軒平瓦）が出土した場合、建物は熨斗棟ではなく総瓦葺になる。長屋王邸では隅軒平瓦の出土から、邸宅内に総瓦葺建物が建っていたことが指摘されている。屋根の隅木にかぶせる隅木蓋瓦が出土することがあり、この内幅から隅木幅を推定できることもある。ただし平瓦の狭端部を三角形に欠いて隅木にかけたものもあるので、焼成後に打ち欠いて作った隅切瓦（隅軒平瓦）・面戸瓦などの道具瓦を含めて、出土した平瓦・丸瓦破片を観察する必要がある。

平城宮・平安宮などでは建物の移築が行われたことが文献史料・発掘成果から判明している。地方官衙では、建物の移築を示す史料は少ないが、瓦の再利用を明らかにすることによって建物の移築などを明らかにできる可能性があるので、その点の配慮も必要である。

遺跡から出土する瓦は創建期のものだけではなく、補修期の瓦も含まれる。創建期の瓦を認定するには、もっとも多く出土している軒瓦の組合せを創建期にあてる方法が一般的であるが、軒瓦だけを扱うのではなく大量に出土する平瓦・丸瓦を含めて扱う必要がある。特に建物の補修に際しては、差し替える瓦が少量のために軒瓦が出土しない場合もあり、軒瓦だけを扱っていると補修の実態が不明なままになってしまうことがある。栃木県多功遺跡（河内郡衙正倉）において、軒瓦は創建期（8世紀中頃）のものだけが出土しているが、出土したすべての平瓦・丸瓦の分析から8世紀末から9世紀中葉にかけて何度も平瓦・丸瓦を差し替え、補修を行っている実態を明らかにしている[3]。

甍棟、熨斗棟　屋根の棟だけを瓦葺とすることがあり、平瓦を縦に半裁した熨斗瓦だけを載せる棟を熨斗棟、軒丸瓦・軒平瓦を下段に込めた棟を甍棟と呼ぶ（図5・6）。平安京の貴族邸宅や寺院などに採用されている。官衙建物においても軒丸瓦・軒平瓦の占める割合が平瓦・丸瓦に比べて高い場合、甍棟の可能性も考えるべきである。恭仁宮では隣接地の瓦敷遺構から出土した瓦を接合した結果、幅が$^1/_2$までしかない平瓦破片が大半を占めほとんどが割熨斗瓦となり（図3）、周辺に甍棟の官衙建物を推定している[4]。千葉県日秀西遺跡（相馬郡衙正倉）でも瓦の出土量が少ないことから、熨斗棟・甍棟建物を想定している。ただし焼成前に平瓦を半裁した切熨斗瓦は容易に識別できるが、焼成後に平瓦を縦に半裁し、割熨斗瓦として使用する場合が多いために熨斗瓦を抽出することは容易でないので、出土した平瓦破片を丹念に観察する必要がある。

（大橋泰夫）

〔注〕(1) 上原真人『恭仁宮跡発掘調査報告　瓦編』京都府教委、1984年。(2) 京都大学考古学研究室『丹波周山窯址』1982年。(3) 秋元陽光・保坂知子『多功遺跡Ⅲ』上三川町教委、1996年。(4) 加茂町教委『恭仁宮(京)跡発掘調査概要－平成10年度加茂町内遺跡発掘調査概報－』1999年。

〔参考文献〕上原真人「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった」『高井悌三郎先生喜寿記念論集　歴史学と考古学』1988年。

写真3　瓦の名称（平城宮朱雀門）

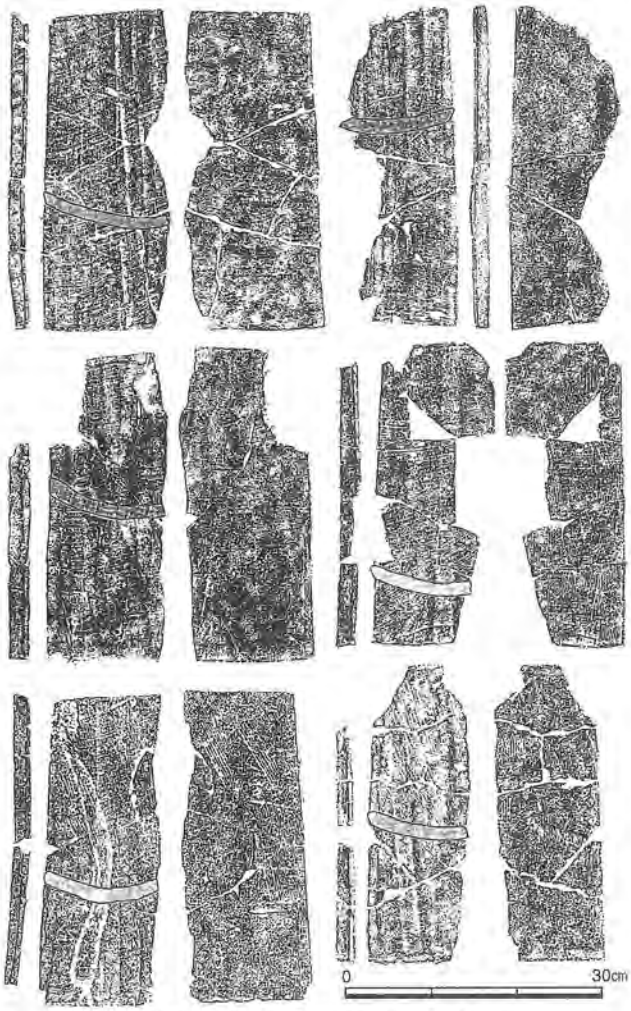

図3　京都府恭仁宮跡出土熨斗瓦

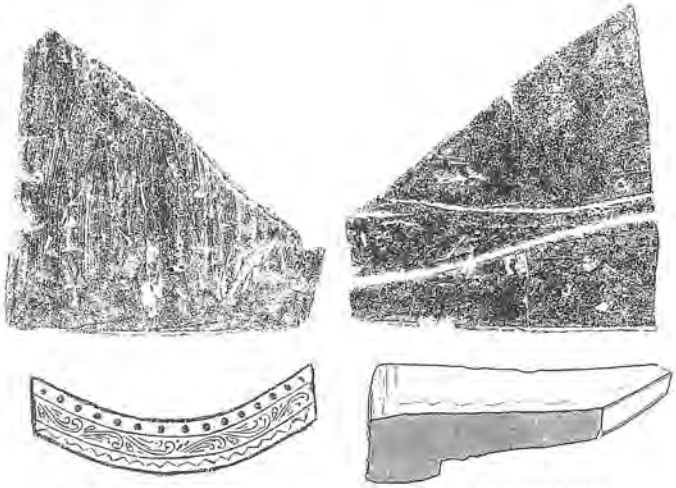

図4　平城京左京三条二坊（長屋王邸）出土隅軒平瓦

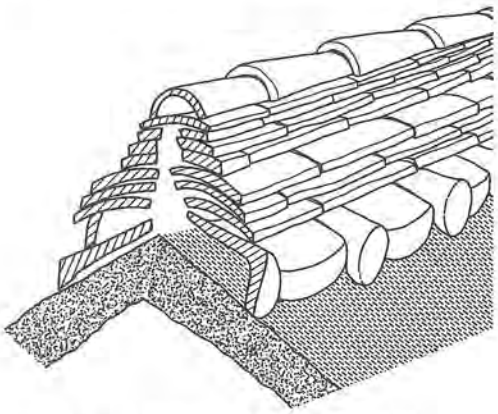

図5　千葉県大塚前遺跡甍棟復元図

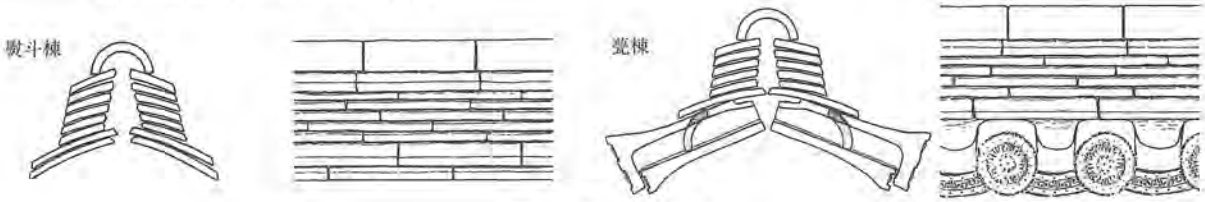

図6　熨斗棟と甍棟

Ⅲ-2　瓦の製作と分布

瓦の製作と分布　官衙から出土する瓦を分析する場合、瓦の製作年代を検討するだけではなく、どのような生産体制や造瓦組織によって官衙の瓦が製作されたかを吟味する必要がある。

平城宮・平安宮では造宮省などの官司が主体となって、官営工房として造瓦所を設けて、宮内の所用瓦の生産を行っている。京都府上人ヶ平遺跡（写真１）・市坂瓦窯は、そうした官営の瓦工房の一つであり、一体となって平城宮へ瓦を供給していた。一方、地方においては在地の窯業生産の実態に応じて、官衙の瓦生産・供給が行われていたとみられるので、地域ごとに官衙の瓦がどのように生産、供給されたかを検討すべきである。

分析の視点としては、国衙が直接、瓦作りに関わった国衙工房の製品（国府系瓦）であるのか、在地（郡など）に生産させた瓦（郡系瓦）かなど、官衙がどのように瓦の生産・調達に関わったのかを検討すべきである。また性格が不明な遺跡を考える場合にも、瓦がどのような生産体制によったかを明らかにすることによって、その遺跡が官衙になるのか、寺院になるのか、遺跡の性格を究明できる場合がある（図１）。

官衙の瓦を生産した瓦工房は、大きくは国衙が瓦生産に関わる国衙工房（国府系工房）と在地の豪族層（郡領層など）が関与する在地系工房（郡系工房）に分けることができる。ただし国衙工房と在地系工房は画然と分かれるものではないことは注意が必要である。地方においては国衙工房といっても、臨時的な工房であることが一般的であり、在地系工房を利用した形で国衙工房とする場合もある。国衙工房の工人の編成についても多くの場合、在地系工房に頼ったとみられる。

ただし出土する、すべての瓦の生産窯がわかっていることは稀である。こうした場合でも、瓦自体の分析から同じ特徴を持つ同一の瓦工房製品を抽出する作業を行うべきである。藤原宮出土瓦の分析では、軒瓦の瓦当紋様・製作技術・胎土の検討から奈良盆地縁辺の日高山瓦窯・高台瓦窯・峰寺瓦窯・西田中瓦窯などの他に、讃岐宗吉瓦窯・淡路土生寺瓦窯・近江などの遠隔地からも供給されていることを解明し、藤原宮への瓦生産の実態を明らかにしている[1]。

特定の瓦工房で生産された瓦の分布については、一郡内だけに分布するのか、郡域を越えて数郡に広がるのか、他

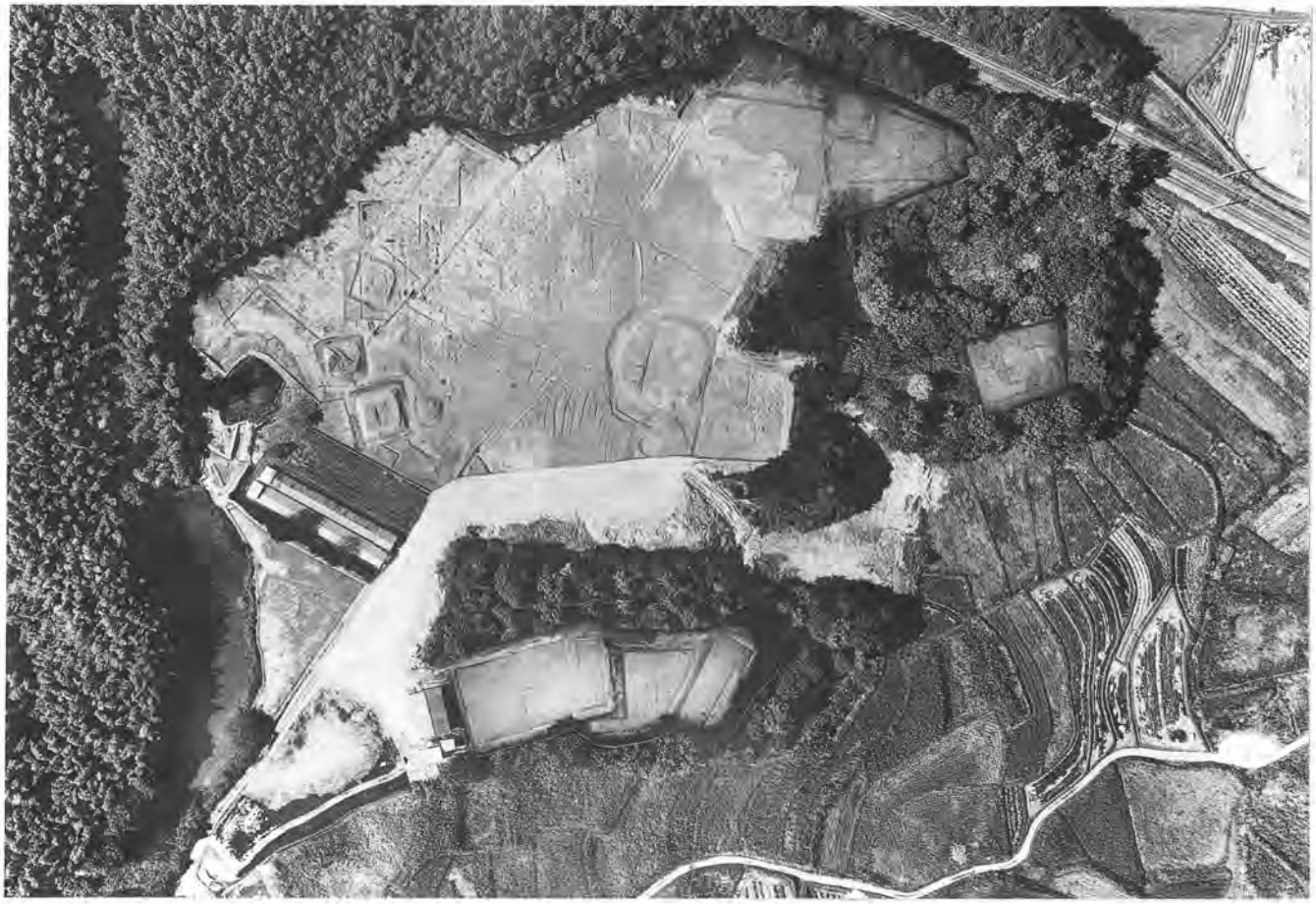

写真１　京都府上人ヶ平遺跡全景（上空から）

大吉山窯跡群
推定新田柵跡
木戸窯跡群
名生館遺跡
伏見廃寺跡
東山遺跡
城山遺跡・菜切谷廃寺跡
荒雄川
田尻町
中新田町
吉川市
江合川
色麻町
黄金山産金遺跡
旧北上川
一ノ関遺跡
下伊場野窯跡群
涌谷町
日の出山窯跡群
鳴瀬町
亀岡遺跡
鳴瀬川
松島湾
春日大沢窯跡群
塩竈市
台の原・小田原窯跡群
窯跡不明
燕沢遺跡
多賀城跡
多賀城廃寺跡
仙台市
陸奥国分寺跡・尼寺跡
七北田川
郡山遺跡
第Ⅰ期瓦の供給
第Ⅱ期瓦の供給
第Ⅲ期瓦の供給
第Ⅳ期瓦の供給
瓦窯跡
瓦出土遺跡
0
10
20km

第Ⅰ期

第Ⅱ期

第Ⅲ期

第Ⅳ期

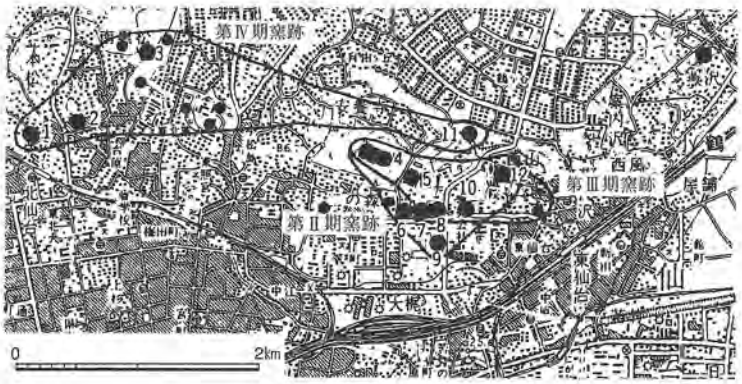

瓦窯跡の位置と供給先

◀ 台の原・小田原窯跡群細部
1 堤町窯跡
2 堤町一本杉窯跡
3 五本松窯跡
4 与兵衛沼窯跡
5 枡江窯跡
6 蟹沢中窯跡
7 神明社東南麓窯跡
8 神明社東方窯跡
9 神明社東南地区窯跡
10 前田窯跡
11 安養寺中囲窯跡
12 安養寺下窯跡

図1　陸奥の瓦窯と多賀城各期の主要軒瓦

の郡にも分布する場合には官衙・官寺だけなのか、氏寺も含むのかなどを吟味すべきである。同一郡内だけで分布するならその郡衙などが主体的に運営した瓦工房の製品であり、郡域を越えて複数郡の官衙に使用される場合は国衙が関与した瓦工房製品の可能性が高まる。山陽道の駅家では、国司の管轄下にあった官衙（国府）や寺院（国分寺）に国府が関わったとみられる国府系瓦が主体的に用いられ（Ⅷ－１参照）、山陽道沿いに帯状に分布すること、隣国等にはまたがって分布しないことなどから、こうした瓦が用いられた遺跡は国司管轄下の建物群であり、遺跡の立地・残存地名・文献史料から駅家の復元に成功している[2]。

瓦工房の組織・運営などの分析も必要である。特に瓦工人の編成と在地の窯業生産との関係を明らかにし、瓦工人がどのように編成されたかを検討すべきである。瓦工人が郡域を超えて移動しているのか、国を超えて移動しているのかなどを、軒瓦の笵・叩き板の移動などから検討することによって、その生産窯が国衙工房であるのか、在地系工房であるのかが明確になっていくはずである。

また地方官衙の軒瓦の瓦当紋様が、平城宮・平城京出土例に類似している場合、官からの強い関係・援助などに直接、結びつける意見もあるが、紋様の類似性だけを持って平城宮との関係を論じることは避けるべきである。奈良時代において平城宮・京と同笵の軒瓦の分布から、国分寺・国府所用瓦の多くが在地の瓦工人によって瓦生産が行われ、平城宮の造瓦組織を各地の国分寺・国府造営に際して派遣していないことが指摘されている[3]。やはり宮都との関係を瓦から論じる際には、軒瓦の瓦当紋様の類似だけでなく、軒瓦の製作技法、平瓦・丸瓦などを含めて総合的に吟味すべきである。

瓦の運搬についても考える必要がある。平城宮では瓦進上木簡から一回毎の運搬量や、瓦が瓦窯から直接それぞれの造営場所に運ばれたことが明らかにされている[4]。

国分寺系と在地系　国ごとに軒瓦の瓦当紋様に統一性が現れるのは、地域差はあるが国分寺創建を期にしている国が多い。その場合、国分寺出土の軒瓦は創建期だけでなく補修期にいたる長期間にわたって瓦当紋様が統一性を持ち、同時に国ごとの違いも大きく、国名を冠して某国分寺系（式）と呼ばれることがある。特徴として、在地に系譜が辿れない瓦当紋様・製作技法を持ち、分布が国分寺だけでなく国府・郡衙・駅家などの官衙に継続的に供給される例が多い。こうした瓦は国衙が運営に関わった国衙工房の製品（国府系瓦）と考えることができる。

一方で、国府・国分寺の整備前から在地の豪族層（郡領層など）が関与した在地系工房があり、国衙が直接、運営に関わっていないが、その製品も国府・郡衙・国分寺などへ供給されることがある。そこで作られた在地系瓦（郡系瓦）は地域ごとに生産を行っているために、軒瓦の瓦当紋様・製作技法に統一性・規格性がない特徴があり、国府・国分寺から出土する場合は郡などから貢納された瓦とみることができる。

下野国でみると、国分寺に先行して国府や那須官衙跡（那須郡衙正倉）、多功遺跡（河内郡衙正倉）、国府野遺跡（足利郡衙正倉）などの官衙で瓦葺建物が造営される（図２）。この時期の郡衙正倉の瓦は自郡内で生産され、郡ごとに軒瓦の瓦当紋様は異なる。一方、国府に葺かれた瓦は各郡の瓦工房から供給された瓦である。国分寺創建期にも、国府と同じように各郡生産の瓦が供給され、軒瓦紋様に統一性がなく、平瓦・丸瓦も規格性を欠いている。瓦生産に国衙が積極的に瓦生産に関わった形跡をうかがうことはできず、郡が生産した在地系瓦（郡系瓦）を国府・国分寺に貢納したとみられる。

その後、国分寺の造営が本格化すると供給される瓦は一変する。軒瓦の瓦当紋様がそれまでの在地系と異なり統一化され、平瓦の製作技法も一枚作りに、丸瓦も有段式に統一され瓦の規格性が高くなる。下野国分寺式瓦の成立である。生産窯も集約化して、国分寺・国府・郡衙建物の補修用に同じ瓦工房の瓦が供給される体制になる。この段階は国衙が瓦生産に関わった国衙工房とみられる。

下野国の瓦生産のあり方は、官衙・国分寺用の瓦を各郡で生産させていた方式から国衙が各郡の工人を編成して国衙工房として一か所で生産する方式へ移行しており、郡が運営する郡系工房から国衙工房への変化とみられる。下野国府跡から、「造瓦倉所解」「都賀郡瓦倉」と記された８世紀末頃の木簡が出土しており、国衙が「造瓦倉所」という組織を設けて国内の瓦葺倉庫の造営に関与していることがうかがえる。

ただし国ごとに国府・郡衙・国分寺の整備状況（礎石・瓦葺化）は異なっており、具体的な瓦生産のあり方については、それぞれの地域で瓦を総合的に分析し、どのような生産体制・組織で瓦を供給したかを解明すべきである。

（大橋泰夫）

〔注〕(1) 花谷浩「寺の瓦作りと宮の瓦作り」『考古学研究』40－2、考古学研究会、1993年。(2) 高橋美久二「古代の山陽道」『考古学論考　小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。(3) 山崎信二「平城宮・京と同笵の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的研究」『1993年度文部省科学科学研究費補助金一般研究（C）』1994年。(4) 寺崎保広「瓦進上木簡小考」『奈良古代史論集』奈良古代史談話会、1985年。

〔参考文献〕上原真人『歴史発掘11　瓦を読む』講談社、1997年。大橋泰夫『下野国分寺跡Ⅻ　瓦・図版編』栃木県教委、1996年。同『下野国分寺跡Ⅻ　瓦・本文編』同、1997年。

表1　下野における国府・国分寺・郡衙の瓦

	下野国府	下野国分寺	多功遺跡	国府野遺跡	国府・国分寺の造瓦体制
国分寺創建前	郡系		郡系（河内郡式）	郡系（足利郡式）	郡の生産
1－1期前半	郡系	郡系	⇩	⇩	⇩
1－1期後半	国分寺式	国分寺式	郡系＋国分寺式		国衙工房生産
1－2期	⇩	⇩	国分寺式	国分寺式	⇩
2－1期	⇩	⇩	⇩		⇩
2－2期	⇩	⇩	⇩		⇩
3期	⇩	⇩		国分寺式	⇩

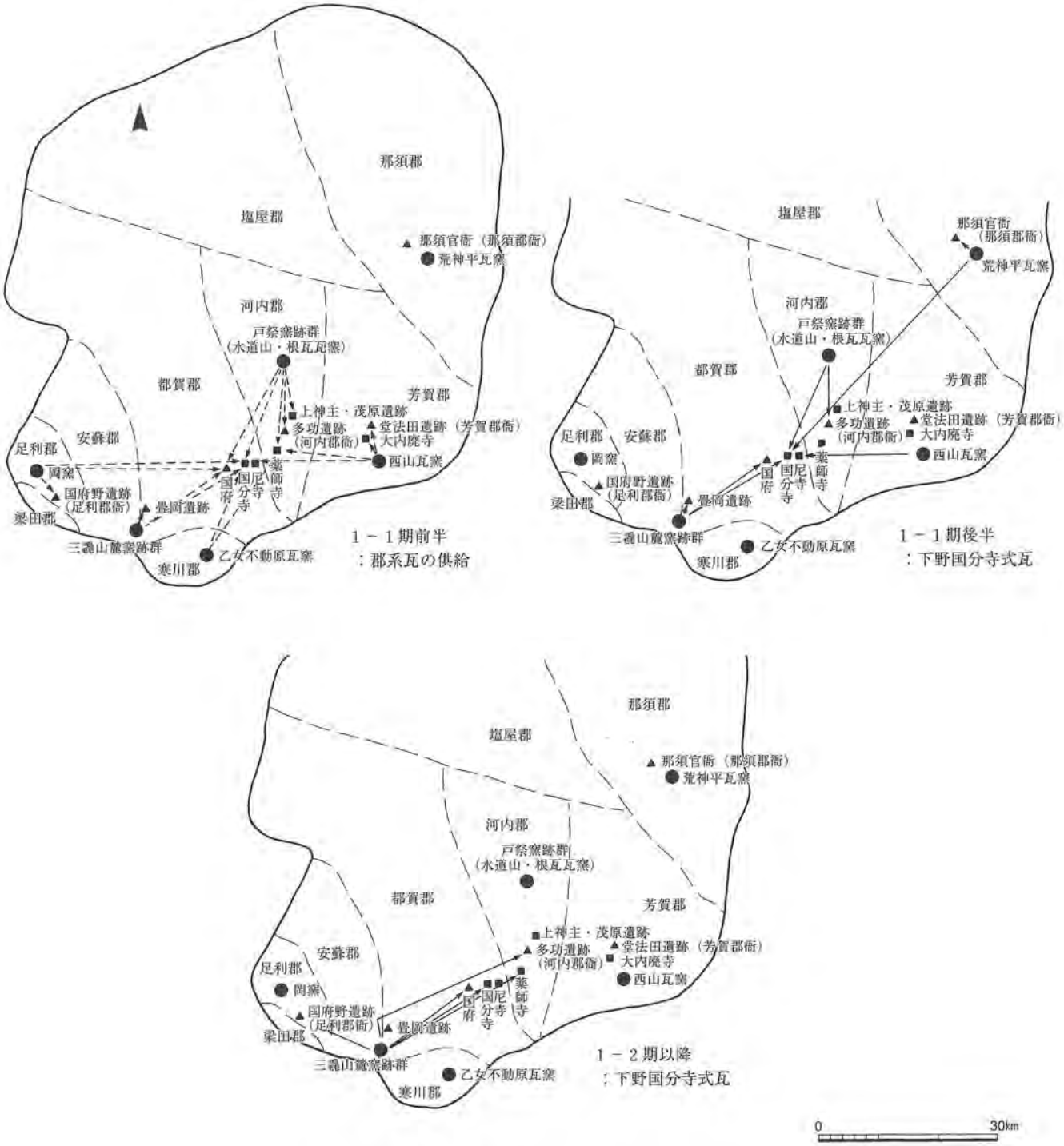

図2　下野における瓦の供給体制の変遷

Ⅲ-3 瓦の観察

瓦の観察　軒瓦は紋様があり、平瓦・丸瓦よりも製作の手間が多くかかっており細かな属性を検討し易い利点があることから、これまで瓦研究の主たる対象となってきた。もう一つの特徴は笵を使用して製作することであり、同笵瓦の分布を読み取ることによって多くの成果が挙がっている。ただし同笵の軒瓦でも同時期であると即断できない点に、注意が必要である。笵は長期間にわたって使用される場合があり、同笵であっても製作技法の変化、笵傷進行・彫り直しを段階的に追う必要がある。また笵が瓦工房間を移動している場合があり、胎土・焼成の違いなどにも注意が必要である。その上で製作技法を検討し、同じ瓦工人の製品か、笵だけが移動して別の瓦工人が製作したかなどの検討を行うことになる。

しかし軒瓦だけでは、屋根構造の復元・瓦生産がどのように行われたかを検討する上には不十分であり、もっとも大量に出土する平瓦・丸瓦を含めて総合的に分析すべきである。共通する胎土・焼成・製作技法の特徴などから、同じ瓦工房で同時期に作られた平瓦・丸瓦を認定する作業が必要となる。

平瓦の観察点としては、まず桶巻作りか、一枚作りかをみるべきである。大きくは桶型に粘土板を巻付けて粘土円筒を作り4分割して平瓦4枚を作る桶巻作りから、平瓦を一枚ずつ作る一枚作りへ変わる。平城宮では平城宮第Ⅰ期（708～721）には桶巻作りが一般的であり、平城宮第Ⅱ期（721～745）になってから一枚作りに変わる[1]。地方においては一枚作りの技法の採用は多くは国分寺創建頃である。しかし一枚作りへの転換が遅れる地域・場合もあることから、桶巻作りの平瓦が出土しているからといって、一概に年代を国分寺創建前に限定することは避けるべきである。すべての瓦を検討して慎重に時期を検討すべきである。興福寺へ瓦を供給した奈良県梅谷瓦窯においては、平瓦の製作技法が一枚作りから桶巻作りに変わっており、桶巻作りの平瓦が新しいと言えない場合もあることは念頭におくべきである。

平瓦の分析にあたっては、凸面に残る叩き板の痕跡（型押文）の同定も行うべきである。縄叩きの場合、同じ道具で作られた製品の認定は難しいが、格子を刻んだ叩き板の痕跡の同定は可能である。軒瓦の同笵との違いは、笵が長期間にわたって使用されることが多いのに対して、叩き板の場合は使用頻度が高いために傷みが早く、より短い製作年代幅を押さえられる特徴がある。この利点を生かすと、同時期に製作された平瓦・軒平瓦を抜き出すことが可能となる。下野国分寺跡では短期間に同一の叩き板で作られた平瓦が桶巻作りから一枚作りに変わり、その後、桶巻作りに戻ることや、文字を記名する時期としない時期があることなどが確認されている。

奈良県山田寺跡の四重弧紋軒平瓦では、製作に使用された桶・布袋の痕跡から桶の復元にまで成功している[2]。特徴が少ないとみられる丸瓦についても、布の綴じあわせや製作技法、有段式であれば段部の特徴など、さまざまな属性を検討すべきである[3]。

瓦の観察にあたっては、軒瓦だけを扱うのではなく、出土したすべての平瓦・丸瓦・道具瓦をふくめて、さまざまな視点から型式学的・数量的に分析することが望ましい。

葺足　平瓦・丸瓦は上下に瓦を重ねて葺いており、見える平瓦・丸瓦の長さを葺足と言う。葺足の長さは、建物に使用された瓦の枚数を明らかにする有力な材料である。葺足は長い年月、風雨にさらされた平瓦の凹面、丸瓦の凸面に風化して残る場合がある。丸瓦は玉縁部分だけが重なり丸瓦の胴部長がそのまま葺足となり、平瓦よりも枚数が少なくなる。平城宮第2次大極殿院では平瓦の葺足は15cmで、平瓦全長に対する比率は0.38～0.40になっており、そのデータを基に瓦の枚数（軒丸瓦3,600、軒平瓦3,600、丸瓦47,700、平瓦121,200）を推定している[4]。平瓦・丸瓦の風化が不明な場合でも、有段式丸瓦の場合は重複するのは玉縁部分で葺足は胴部長と一致し、平瓦・丸瓦の枚数比率を算出すれば葺足を推定できる。奈良県頭塔では重量計測法から平瓦・丸瓦の出土比率を算出し、通常の瓦葺建物と異なり平瓦の葺足が65%と長いことを明らかにしている[5]。

軒平瓦の顎面観察　軒平瓦の顎面（凸面）に、横方向の丹線（ベンガラ）が観察できることがある。これは瓦を受ける瓦座（茅負）に瓦を載せた際に、外側に出た軒平瓦の顎面に建物を彩色する刷毛の丹（ベンガラ）が及んだ痕跡である。丹線を持つ軒平瓦が出土する場合は、その瓦が葺かれた建物は柱が丹塗りされた総瓦葺になる。稀に平瓦の凸面に横方向の丹線が観察できることがあり、この場合は平瓦を軒平瓦として葺いたことがわかる。兵庫県小犬丸遺跡（布勢駅家駅館）（写真3）・栃木県那須官衙跡（那須郡衙正倉）（写真4）などでは、顎面（凸面）に丹線が付いた軒平瓦が出土しており、国府・郡衙の政庁建物だけでなく山陽道の駅家や、東国の郡衙正倉も丹塗りしていることが明らかになっている[6]。

補修期の軒瓦の顎面に丹線が付いている場合は、その時期に瓦を差替えただけではなく建物全体の塗り直しを含めた大きな改修も行われたとみることができる。山田寺金堂・塔では軒平瓦顎面の丹線の位置から、軒平瓦の茅負からの出が15cmから12cmに縮んでいることを確認し、奈良時代

図1　『天工開物』にみえる桶巻作り

図2　『江戸名所図絵』にみえる凹型台

図3　『江戸名所図絵』にみえる凸型台

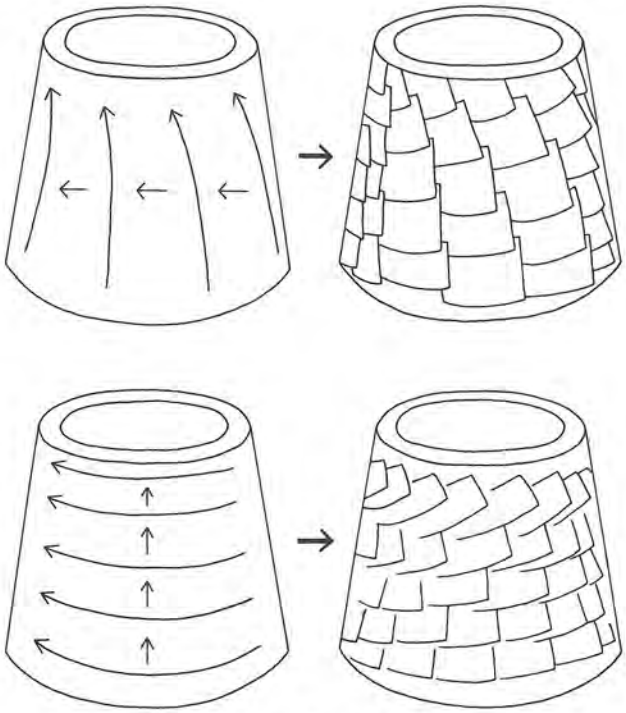

図4　平瓦桶巻作り叩き締め順序2種

写真1　奈良県山田寺跡出土平瓦の凹面

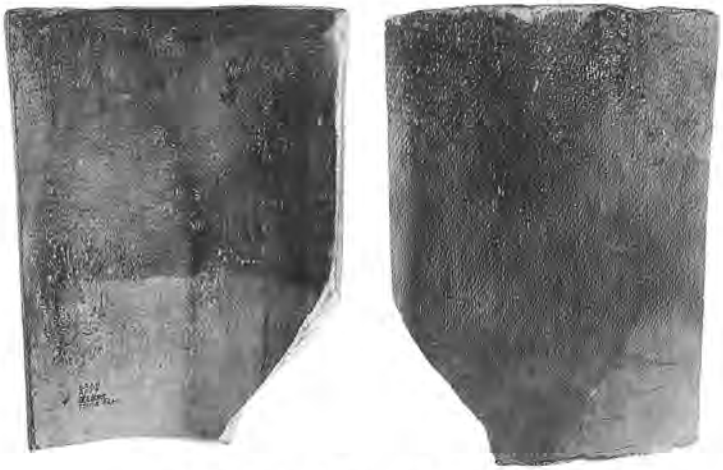

写真2　平城宮大極殿出土平瓦

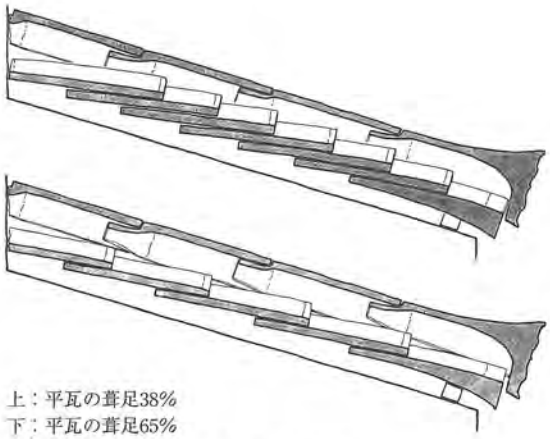

図5　瓦の葺足推定図

の補修にあたり瓦全部を下ろして葺替え、建物の塗り直しをおこなっていることを明らかにした。また創建（淡赤色）と奈良時代の補修（濃赤色）では丹線の色調が異なり、分析によれば同じベンガラ（酸化鉄）であるが、微量成分の含有量が違うことを指摘している[7]。　（大橋泰夫）

〔注〕(1) 花谷浩・毛利光俊彦「屋瓦」『平城宮発掘調査報告Ⅻ』奈文研、1991年。(2) 花谷浩「軒平瓦」『山田寺発掘調査報告』奈文研、2002年。(3) 大脇潔「丸瓦の製作技術」『研究論集Ⅸ』奈文研、1991年。(4) 佐川正敏「屋瓦」『平城宮発掘調査報告ⅩⅣ』奈文研、1993年。(5) 岩永省三「頭塔の屋根」『史跡頭塔発掘調査報告』奈文研、2001年。(6) 高橋美久二「古代の山陽道」『考古学論考　小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。大橋泰夫「古代の瓦倉について」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会、1999年。(7) 前掲注(2)参照。

〔参考文献〕上原真人「瓦の見方について」『富山市考古資料館紀要』3、1984年。

写真3
小犬丸遺跡（布勢駅家）
瓦葺建物と出土瓦

写真4
那須官衙遺跡（那須郡衙）
瓦葺正倉と出土瓦

Ⅳ　その他の遺物

Ⅳ-1　腰帯具・銭貨・印章

Ⅳ-2　武器・武具

Ⅳ-3　祭祀具

Ⅳ-4　工房関係遺物

Ⅳ-5　柱根

Ⅳ-6　建築石材

Ⅳ-1　腰帯具・銭貨・印章

位階と腰帯　律令官人は、衣服の色だけでなく、頭巾、履、笏など身に付けるさまざまなものまで、位階にしたがって規定されていた。腰帯もその一つである。「養老衣服令」によると、礼服の場合は「條帯」、「綺帯」と称される組紐の帯を用いていたが、朝服・制服の場合は、一品以下五位以上は「金銀装腰帯」、六位以下は「烏油腰帯」を着けることになっていた。発掘調査で銅製の帯金具がしばしば出土するが、これを付けた革製の帯が「烏油腰帯」に当たることは、まず間違いないところである。

銙帯　帯の金具を銙といい、銙で飾られた革製の帯を銙帯と称す。『日本後紀』によると、銙帯は延暦15(796)年にその使用が禁止され、その後、大同2(807)年から弘仁元(810)年にかけて再び採用されている。このように使用時期が限られた銙帯は、それを出土する遺跡の時期を特定する有力な手がかりとなる遺物でもある。

銙帯の細部名称については、研究者の間でも用語が異なり、統一する必要があるが、帯に取り付ける金具類は、バックル部分の鉸具と帯先端の蛇尾、それらの間にあって帯を飾る巡方・丸鞆の銙からなる。鉸具に付く板金具で帯の基部を挟み込んで鋲で留め、帯の先端には蛇尾を取り付ける。蛇尾や銙の表金具の裏面には、銅鋲を鋳掛け、帯の内側からあてた裏金具の鋲孔まで鋲を貫通させて留める。なお、これら銙帯金具のうち、巡方・丸鞆は銙帯に固有のものであるが、鉸具・蛇尾は、馬具の革製の帯等にも見られるものである。したがって、鉸具や蛇尾だけでは、銙帯、馬装のいずれに伴うのか、区別できない。

銙の素材は、銅製黒漆塗としたものが大半である。しかし、極めて稀ではあるが、金銅製や銀製の出土が知られている。それらは、先の記述にしたがえば、五位以上の「金銀装腰帯」にあたる。また、木製の丸鞆や蛇尾も出土しており、なかには、黒漆を塗っている例もある。ただ、これら木製の例が実用品として普及していたのか、あるいは、型見本としての「様（ためし）」であったのかは明確でない。また、銙には、ごく稀に鉄製の例がある。なお、正倉院に伝わる玉帯は、天皇が着装するものであるから、令の規定には見られないのであろう。

銙の規格　発掘調査では、帯の状態で出土することは稀であるため、銙の数や配列に関しては、不明な部分が多い。正倉院には、20条近い銅製の銙帯が伝来している。楽装束用ではあるが、奈良時代の銙帯を知る上での貴重な資料である。それらを分析した結果、一条の帯に装着された巡方と丸鞆の横幅は同じで、それは、帯幅と等しく、したがって、蛇尾基部の幅と鉸具板金具の幅とも一致する。すなわち、巡方・丸鞆横幅＝蛇尾基部幅＝鉸具板金具幅＝帯幅という事実が指摘されている。つまり、銙の寸法の違いは帯幅の違いと言い換えることもできる。また、遺跡から出土した銙を分析すると、その寸法が1分（約3㎜）ごとの差をもってグループ化でき、これが位階の差に対応するとの指摘がある。銙の大小、すなわち、帯幅の太い細いは、位階の違いを示しているということになる。銙帯金具の寸法に、このような厳格性を求めるならば、先述した木製の例は、製品の統一性・規格性を保持する上で必要な「様」として理解すべきであろう。

これに対し、「衣服令」では、五位以上と六位以下を区別しているだけであり、また、位階の差は、銙帯のみで示すものではない。さらに、わずか3㎜の差をもって、視覚的に位階の違いを明確に表示できるのか疑問であるといったことなどから、銙寸法の位階表示機能に対して否定的な見解もある。ただ、銙に大小があることも事実であり、こうした点については、今後、位階によって銙数が異なる中国の服制との関係も含めて、検討していかなければならないであろう。先の正倉院に伝来する銙帯においても、銙数は12～10と、帯により異なっている。

なお、銙の垂孔は、本来、そこから佩飾を垂下するための孔であったが、次第に形骸化し、細長くなっていく。時期差を反映していると考えられている。

石帯　延暦15(796)年に銙帯の使用が禁止された背景には、銅素材の枯渇という問題もあったが、それに替わるものとして石帯が存在していたこともある。長岡京から銅銙を凌駕する数の石製の巡方・丸鞆・蛇尾が出土している事実は、当時、すでに、石帯が普及していた可能性を示唆するものでもある。石帯に用いられた石材は、当初は黒色系のものであった。これが文献に記すところの「烏犀帯」にあたり、石帯が銅製黒漆塗の銙を用いた「烏油腰帯」の系譜につながっていることを示している。その後、平安時代になると、各種多彩な色調の石材が用いられるようになる。石帯においても石の色により、五位以上と六位以下で区別されていたと考えられる。

石銙の帯への装着には、いくつかの方法がある。石銙には、表面から穿孔があるものと、裏面に潜り穴と呼ばれる2孔1対の穴が穿たれているものがあり、前者の場合は、穿孔に鋲を挿入し、銅銙の場合と同様に、裏板を用いてかしめて留め、後者の場合は、金属線の一端を潜り穴に絡ませる。とくに、潜り穴のあるものについては、石銙の裏板の出土例が稀であることから、裏板を用いず、金属線などで帯に直接綴じ付けていたと考えられていたが、山口県見島ジーコンボ古墳出土例のように、裏板を用いている例が

1·2；銅鉸具　3·4；銅巡方　5·6；銅丸鞆　7·8；銅鉈尾　9；石巡方　10～12；石丸鞆　13；石鉈尾　14；木丸鞆　15～17；木鉈尾

図1　各種帯金具

写真1　帯金具・石帯と革帯

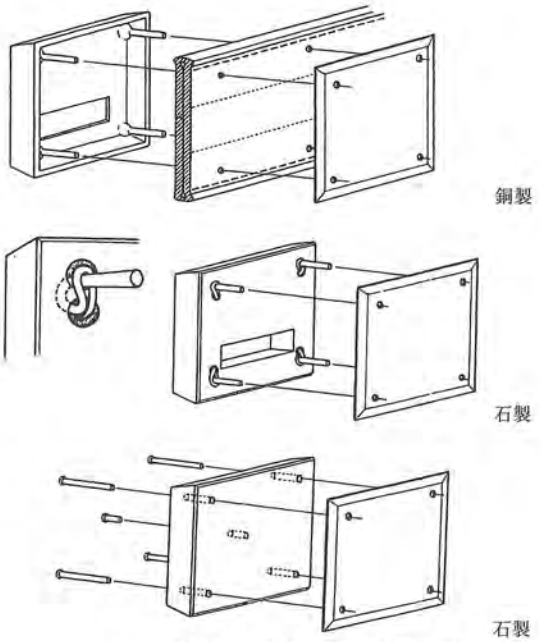

図2　帯金具・石帯装着状況模式図

明らかになった。いずれの方法も、長岡京出土例に認められるものであるから、時期差を示すものではない。

なお、長岡京では、石製銙で金属製の裏金具をともなう例があるため、裏金具の存在だけでは、金属製の銙であるか石製の銙であるかは、決定できない。

銭貨　銭貨を鋳造し、貨幣経済を確立することは、度量衡の統一とともに国家としての形を整える上で必要なことであった。8世紀から10世紀にかけて、和同開珎から乾元大宝まで、12種の銅銭（皇朝十二銭）が鋳造された。文献史料によると、河内、近江、播磨、大宰府、長門、山城に鋳銭司を置いて鋳造しているが、平城宮跡や平城京跡から鋳型（銭笵）が出土することがあり、大阪府細工谷遺跡では、枝銭やバリ銭が出土していることから、宮都でも鋳造していたと考えられる。

出土点数は和同開珎が圧倒的に多く、かつ、各地から出土している。和同開珎には、銭文の特徴から、銭笵にいくつか種類のあったことがわかる。種銭を粘土に押し付けて数多くの銭笵をつくった。鋳上がった銭は、冷えると縮小するので、一回り大きい銭は、種銭であった可能性が考えられる。また、私鋳銭は禁止されていたが、そのことは、私鋳銭が作られていたことを示している。現在、発掘調査で出土した銭貨の真贋を確実に判断する方法は確立されていない。

和同開珎は銀銭も作られたが、皇朝十二銭に先行して、無文銀銭と富本銭があった。富本銭は奈良県飛鳥池遺跡で鋳型が出土したことにより、天武朝の鋳造であることが判明した日本最初の銭である。貨幣として流通した、あるいは流通を目論んだとする説と、厭勝銭とする説がある。

また、奈良時代中頃には、萬年通宝とともに、金銭開基勝宝、銀銭大平元宝を鋳造した記録がある。これらの金銭・銀銭は、実際に貨幣として流通していたのではなく、厭勝銭として鋳造されたと考えられている。銅銭も含め、銭貨は、地鎮具、鎮壇具をはじめとする様々な祭祀にも用いられた。

印章　印も国家としての形を整える上で必要なものであった。大宝令の頒布とともに、新印様を頒布し、慶雲元(704)年に諸国の印を鋳造し、印章の使用がはじまった。

印には官印と私印があるが、官印はすべて鋳造の銅印で、印面の形は正方形または正円形、印文は陽刻の篆書体である。天皇の印である内印が方3寸、外印が方2寸5分で、次第に大きさを減ずる官印の制度であった。ただし、郡印には大きさの規定がない。

官印は郡印、郷印を除き、すべて宮内省の鍛冶司で鋳造し、中央政府から頒布された。他に軍団や社寺の印もあるが、天平宝字2(758)年の恵美家印にはじまり、次第に普及したのが私印である。私印は家印と個人印にわかれる。

平城宮・京や平安京からは、例は少ないが木印も出土している。「木」「道」「里」といった1文字を刻み、後2者が陽刻であるのに対し前者は陰刻である。なお、「道」は押印すると左字になる。「木」「里」は、それぞれ木工寮、修理職といった役所と関係し、日常業務で認印のような用い方をされたのであろうか。また、平城宮造酒司で出土した銅印は、その印文から、封泥に押した可能性もある。

このほか、土器や瓦には「郡」「修」「里」等の押印があり、国名を刻んだ陶印も知られている。印そのものは残されていないが、文書、絵図、典籍等に押印されて残っている印文（印影資料）は、多くの場合、年紀を伴うので、これらによって、印章の種類や規格を知ることができ、また、年代を明確にしえない出土印を検討する上での比較参考資料となる。　（小林謙一）

〔参考文献〕木内武男編『日本の古印』二玄社、1964年。同『日本の官印』東京美術、1974年。伊藤玄三「末期古墳の年代について」『古代学研究』14－3・4、1968年。佐藤興治「金属器」『奈良国立文化財研究所学報第23冊　平城宮跡発掘調査報告Ⅵ』奈文研、1975年。阿部義平「銙帯と官位制について」『東北考古学の諸問題』東北考古学会、1976年。亀田博「銙帯と石帯－出土銙・石銙の研究ノート－」『関西大学考古学研究室開設参拾周年記念　考古学論叢』1983年。松村恵司「銙帯の復原的研究」『日本考古学協会第53回総会研究発表要旨』日本考古学協会、1987年。田中広明「律令時代の身分表象－帯飾具の生産と変遷－(Ⅰ)」『土曜考古』15、1990年。田中広明「律令時代の身分表象－腰帯をめぐる人々の奈良・平安時代－(Ⅱ)」『土曜考古』16、1991年。木村泰彦「長岡京の銙具」『長岡京古文化論叢Ⅱ』三星出版、1992年。田中広明「腰帯の一考察」『(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』10、1993年。木村泰彦「長岡京の帯飾り」『考古学ジャーナル』402、ニュー・サイエンス社、1996年。国立歴史民俗博物館『日本古代印集成「非文献資料の基礎的研究－古印－」報告書』1997年。奈文研『銙帯をめぐる諸問題』2002年。

皇朝十二銭	初鋳年
和同開珎	和銅元(708)
萬年通宝	天平宝字４(760)
神功開宝	天平神護元(765)
隆平永宝	延暦15(796)
富寿神宝	弘仁９(818)
承和昌宝	承和２(835)
長年大宝	嘉祥元(848)
饒益神宝	貞観元(859)
貞観永宝	貞観12(870)
寛平大宝	寛平２(890)
延喜通宝	延喜７(907)
乾元大宝	天徳２(958)

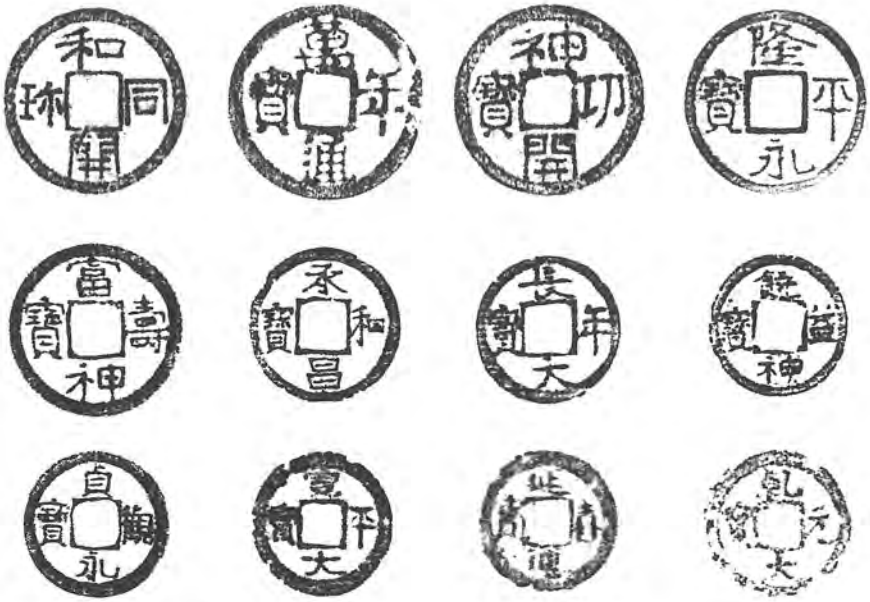

図３　皇朝十二銭一覧と拓影

細工谷遺跡出土

写真２　枝銭

平城京出土

写真３　銀銭・銅銭と鋳型

石神遺跡出土

飛鳥池遺跡出土

写真４　無文銀銭（上）と富本銭（下）

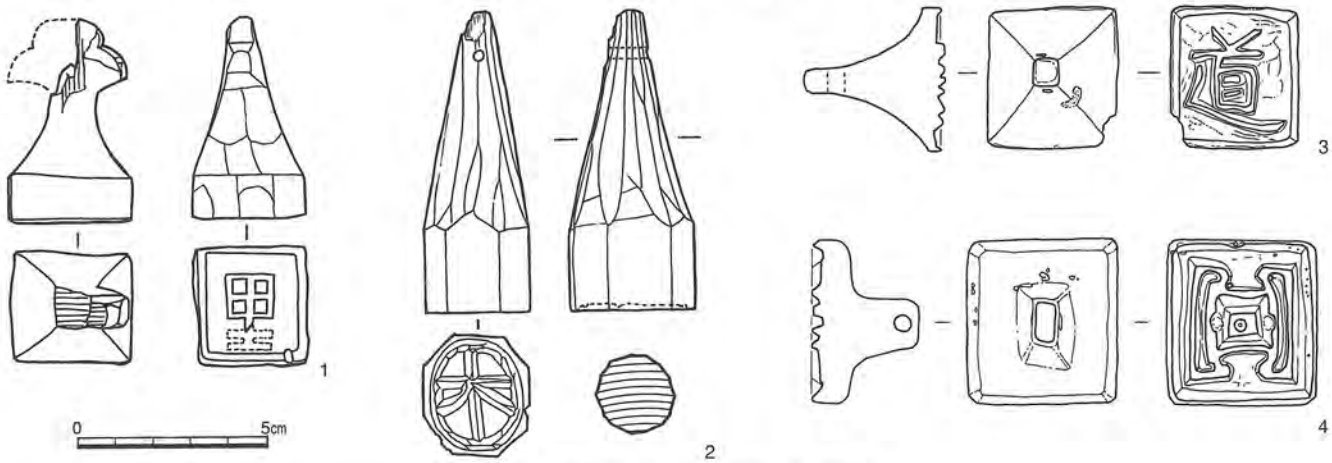

図４　各種出土印（1～3；木印　4；銅印）

Ⅳ-2　武器・武具

律令制の時代にあっても、武器・武具の種類は、基本的には、古墳時代と大きな違いはなく、主要な攻撃用武器は弓矢・刀であり、防禦具は鎧であった。このことは、出土遺物のみならず、「衣服令」に見られる衛府や兵衛等の服装の規定や「軍防令」にある各兵士が自ら備える武器の内容からもうかがえる。そのなかで、最近、宮城県伊治城で「機」の部分が出土した弩は、古墳時代には未確認の武器である。当時の軍は集団として組織化されており、その装備も定められていた。弓矢、大刀、刀子（小刀）は、兵士自らが具えたが、弩は一隊（50人）に１基具えることになっていた。また、軍器はすべて「様」によって製作することになっていたので、全国的に統一された規格での製作が可能であった。奈良県飛鳥池遺跡からは、鉄鏃や工具類の「様」が出土し、平城宮・京からは鉄鏃や刀装具の「様」が出土している。さらに、各国の正税帳には、毎年上納する武器が記載されているだけでなく、損失した器仗に関する記載からは、鎧は官が管理していたと考えられるのである。このように、武器・武具は官によって製作・管理されていたとみられることから、遺跡からこれらの遺物が出土した場合は、鉄素材として再利用の可能性を否定するものではないが、まず、官衙あるいはそれに付属する施設、官営工房といった官との関係を考慮すべきであろう。

攻撃用武器　これらの武器のなかで、刀については、文献史料や正倉院の伝来品から、いくつかの形式のあったことが知られるのであるが、把頭の形態によって分類された古墳時代の刀の呼称とは異なる。とともに、刀は武器でありながら、位階によって作りや外装が異なっていた。正倉院には、装飾豊かな金・銀・螺鈿の大刀のほかに、木鞘を革で包み、黒漆を塗って仕上げた実用的な作りの「黒作太刀」もあり、これが「衣服令」にある烏装横刀にあたるのではないかと考えられている。なお、正倉院伝来の「黒作太刀」には、現在ならば剣とすべきものも含まれていることから、古代においては、刀と剣の区別はなかったと考えられている。直線的な刃部を有す刀は、機能的には「斬る」よりも「突く」攻撃に適しているといえよう。槍と矛についても、同様に、その区別はなかった。しかし、考古学的には、刀と剣、槍と矛は、それぞれ区別すべきである。

ところで、発掘調査で出土する刀の多くは、埋葬に伴うものである。そのなかで、蕨手刀と呼ばれる特徴のある刀は、時期的に、奈良時代から平安時代前期に限られるもので、住居址等からの出土が皆無というわけではないが、その多くが東北地方から北海道にかけての墓から出土する。把頭が早蕨の芽のような形をしており、一般の刀に見られるような木製の把と外装を伴わない。正倉院に伝来する例では、樺を巻いて把としている。短い把で、刀身も数十cmに満たないものがほとんどで、片手で扱う武器である。なお、蕨手刀のなかで、刃部に反りをもつものは、時期的に降ると考えられている。

武器のなかで、もっともよく出土するのは、矢の先端につける鉄鏃である。ただし、弓矢は、人に対して矢を射れば武器であるが、動物が対象となると狩猟具である。これを鉄鏃の形式のみで区別することは不可能であるが、正倉院に残る矢が、武器矢の参考となるであろう。特に鳴鏑や鏑矢に装着する雁又鏃は、武器矢に固有のものとして差し支えないであろう。なお、矢を携行する道具には、靫と胡籙があった。

これに対し、弓の出土は素材の関係もあってそれほど多くはない。『東大寺献物帳』には、梓弓、槻弓等、樹種に由来する名がついた弓があり、正倉院には長さ２ｍ前後の漆塗の丸木弓が残っている。なお、「水牛純角御弓一張長二尺九寸無弓把」という記載もあり、実物は残されていないが、これは、長さからみて彎弓で、水牛の角を用いた合せ弓であった可能性が高い。

鎧　防禦具としては、『東大寺献物帳』の記載によれば、当時、鎧に短甲と挂甲があったことが知られる。また、文献史料からは、鉄以外の素材を用いたものとして、革甲、綿襖甲、綿甲などがあった。古墳時代では、鉄板を革紐や鋲で留めて組み上げて上半身を防禦するものを短甲、小札と呼ばれる小さな長方形の鉄板を革紐や組紐を用いて上下方向に可動性を有するように綴じ、腰から上を防禦するもの挂甲と呼んで区別している。ところが、『献物帳』に記載するそれらは、短甲には冑・付属具が伴うのに対し、挂甲には伴わないという違いがあるにすぎないのであり、さらに、短甲は古墳時代の短甲の系譜につながるものではなく、小札を用いた甲の可能性が高く、短甲と挂甲で、構造上の明確な差を認めることはできないとの指摘がある。事実、現在までに明らかにされた資料では、古墳時代の短甲の系譜につながる例は見いだせないのであり、いずれも小札を用いた甲である。これに従えば、出土した小札だけでは判断できないのであり、加えて、資料的にも、古墳時代と比較して極端に少なく、かつ、全形を知りうる例に乏しい。小札を用いた甲としては、これまで、正倉院に残る資料のほか、東大寺大仏殿の鎮壇具にある小札や平城宮跡、茨城県鹿の子Ｃ遺跡等から出土した小札が知られている。それらは、いずれも古墳時代の胴丸式挂甲の小札を継承した形態をしている。小札については、７世紀以降、次第にその幅が細くなり、８世紀中葉に最も狭くなり、その後は、

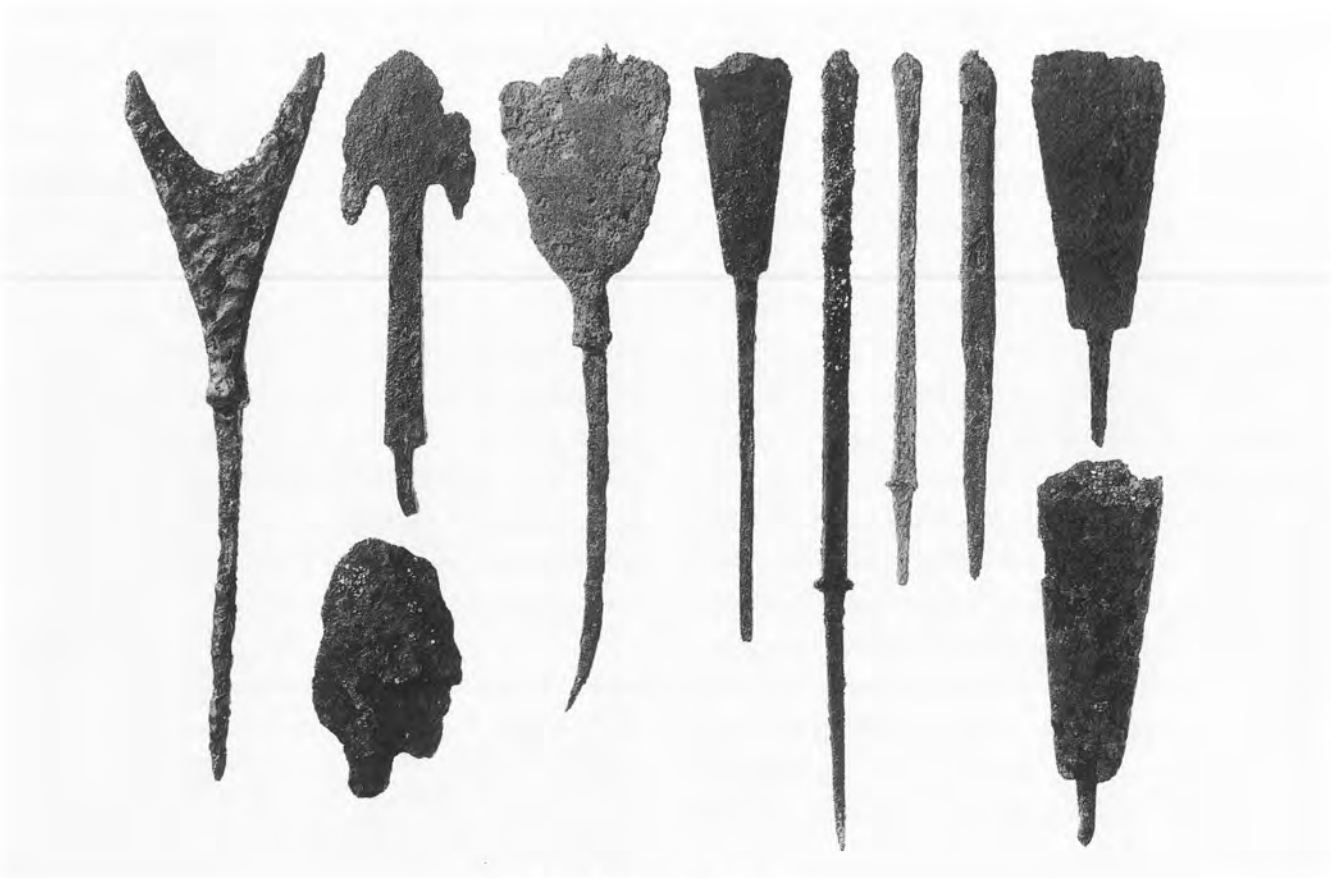

写真１　鉄鏃（平城宮・京出土）

写真２　木鏃（平城宮・京出土）

逆に幅が広くなっていくことが指摘されている。付属具も含め、甲のどの部分に用いられた小札なのかにもよるが、時期を知る上での手がかりとなるものであろう。

最近、秋田城政庁域の南東隣接地における調査で、廃棄された工房跡から、ほぼ1領分に相当する小札が、比較的まとまった状態で出土した。有機質を素材とした漆塗りの小札で、9世紀前半のものと推定されている。有機質である点は、『続日本紀』宝亀11(780)年に記載する、勅により甲冑の素材を鉄から革に変更することとの関係が注意されるのである。秋田城では、これとは別に、8世紀後半の竪穴住居址や9世紀初には廃絶していたと考えられる工房跡からは、鉄製小札が出土しており、8世紀末から9世紀に成立した国衙工房とされる鹿の子C遺跡においても、鉄製小札が出土している。これらの小札は、甲の全形を知りうる資料ではないが、基本的に、古墳時代挂甲の小札と同じ系譜にあることから、古墳時代の胴丸式挂甲のような甲を構成した可能性が想定されるであろう。また、『続日本紀』延暦9(790)年と延暦10(791)年には、鉄製甲修理の記載があり、一方、天平宝字6(762)年には、綿甲冑の記載もある。このように、8～9世紀代には、素材を異にする甲が並存していた。

時期は降って、平安京の法住寺殿跡では、12世紀中葉～13世紀初頭と考えられる土壙から、複数の、おそらく5組と推定される冑と鎧が弓矢や馬具等とともに出土した。この土壙は、中央に0.5m×2.5m前後の大きさの木箱の痕跡が確認された墓であり、これらの遺物は、埋葬に伴って埋納されたものである。鉄札と革札を併用した鎧も含まれているだけでなく、出土した小札は、上述してきた小札と趣を異にする。小札にいくつかの種類はあるが、いずれも、基本的に左右非対称の形をしているのが、従来の小札に見られなかった特徴の一つである。また、小札の穿孔位置に大きな変化が認められるとともに、三つ目札が存在することも新たな要素である。穿孔位置の違いは、小札相互の横綴じや上下方向の可動性とも関係してくる縅しの方法に影響してくる。同様の小札は、青森県古舘遺跡や神奈川県西ノ谷遺跡でも出土している。法住寺殿跡では、他に、胸板や脇盾構造を示す壺板、さらには、梅檀板や鳩尾板等を伴っており、これらの鎧が大鎧であることを示している。冑も鉢こそ残されてはいないが、鍬形を飾るものである。

大鎧の成立については、三つ目札が出現する11世紀とされているが、十分に解明されたとはいい難い状況にある。そのなかで、9世紀前葉の岩手県志波城跡から、大鎧の梅檀の冠板と推定される鉄板が出土している。1点のみの出土のため、鎧としての全容はまったく不明であるが、大鎧の成立時期を知る上では看過できない資料である。

(小林謙一)

〔参考文献〕末永雅雄『日本上代の武器』弘文堂書房、1941年。末永雅雄『増補　日本上代の甲冑』木耳社、1944年。宮崎隆旨「文献からみた古代甲冑覚え書－「短甲」を中心として－」『関西大学考古学研究室開設参拾周年記念　考古学論叢』関西大学、1983年。津野仁「挂甲小札と国衙工房－茨城県石岡市鹿の子C遺跡をめぐって－」『太平臺史窓』13、1995年。津野仁「東大寺出土甲と古代小札甲の諸要素」『(財)栃木県文化振興事業団埋文センター　研究紀要第6号』(財)栃木県文化振興事業団埋文センター、1998年。秋田市教委・秋田城跡調査事務所『秋田城平成10年度秋田城跡調査概報』1999年。宮内庁正倉院事務所『正倉院の刀剣』1974年。宮内庁正倉院事務所『正倉院の大刀外装』1977年。(財)古代学協会「法住寺殿跡」『平安京跡研究調査報告　第13輯』1984年。(財)横浜市ふるさと歴史財団埋文センター「西ノ谷遺跡」『港北ニュータウン地域内埋蔵文化財調査報告 23』1997年。盛岡市教委『志波城跡－昭和56年度発掘調査概報－』1982年。

写真3　鉄小札（平城宮出土）

写真4　刀装具（左；平城宮出土）と様（右；平城京出土）

写真５　鎧出土状況（京都府法住寺殿跡）

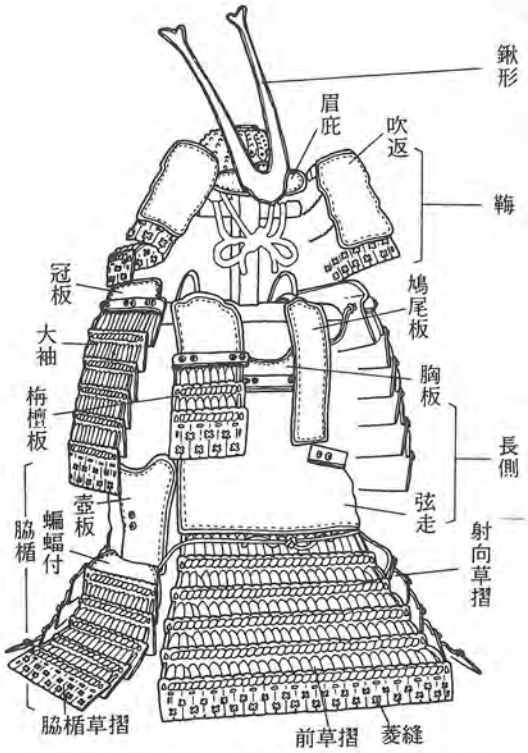

図１　大鎧部分名称

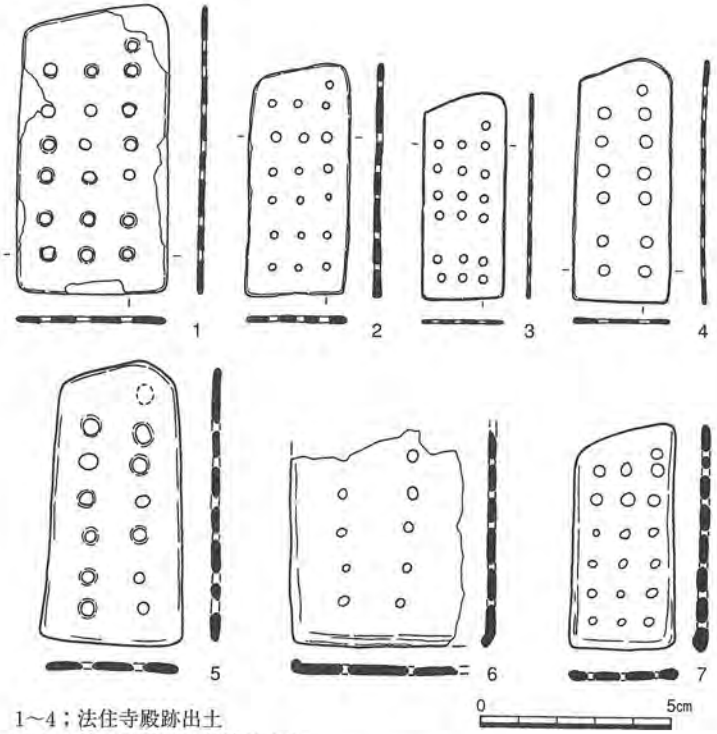

1～4；法住寺殿跡出土
5～7；神奈川県西ノ谷遺跡出土

図２　大鎧の小札

Ⅳ-3　祭祀具

科学が未発達な時代において、異常な状態や現象を解消するのは、人間の力の及ぶところではなく、これを常の状態に戻すために、ことあるごとにまじないが行われてきた。律令制の時代には、病気や厄災、さらには日常の安全を脅かすものを外に追い払う、また逆にそれらが入り込むのを防ぐため、国家的規模から個々人にいたるまで、さまざまな祭祀があった。特に、律令的祭祀が成立した天武・持統朝以降は、木製形代を中心とした祭祀具が宮都をはじめ、各地の官衙遺跡等に広がる。また、地鎮や鎮壇に伴う祭祀具も確認されている。祭祀具には、形代と実物があったが、基本的に、律令的祭祀には形代が、地鎮等には実物が用いられた。素材としては、金属、木、土、石、紙等があるが、紙等については、文献史料に記載されてはいるものの、遺存しにくいため、考古遺物としては確認されていない。

形代の種類　形代には、時期や祭祀の内容の違いにもよるが、それぞれ、祭祀における使い分けがある。具体的な祭祀と祭料については、出土遺物のみならず、『延喜式』「神祇式」の記載からも、一応を知ることができる。なお、形代の多くはすでに古墳時代から存在しているが、ここでは、律令的祭祀の成立にともなって、木製の人形代、馬形代や金属製人形代が出現した7世紀後半以降を対象とする。

形代の種類は多岐にわたる。最も代表的といえるのは人形であるが、その他にも馬、鳥等の動物、刀、剣、矛、鏃等の武器、刀子、鎌、斧等の工具、琴、鐸等の楽器、舟、陽物、さらには櫛、刀杼、紡錘等の紡織関係、下駄、玉、鏡等の装身・化粧具といった形代がある。また、ミニチュア土器も、実用の土器を極めて小さく作った祭具である。ただし、武器形代や工具形代等にあって、実物を忠実に模したとしうるもののなかには、「様」である可能性を考慮しなければならないものもあり、鏃にいたっては、木鏃のこともありうるので、注意を要する。しかし、これらを区別することは困難と言わざるをえない。

形代を使った祭祀　これらの形代がどのような使われ方をしたかは、山形県俵田遺跡のように、祭祀具が祭場（祓所）に配置された状態で発掘される例が稀有のこともあって、研究者の間で、意見の分かれる部分もあるが、基本的には、個人にあっては、内にある悪しきもの、つまり、病を始めとする穢、罪などを外（別の世界）に追い出す、地域にあっては、厄災をもたらす疫神を追い出す、あるいは、その侵入を防ぐために行われたのである。

数多くある形代のなかで、人形代は、個人との関係という点で、他の祭祀具とは同一に扱えない。多くは、薄い板材を切り欠いて人の正面全身像の形に作ったもので、側面形や立体的なものは少ない。病気治癒を始めとする肉体的・精神的苦痛の解消、欲望達成の手段、呪詛等に用いられた。祓においては、罪・穢等を人形に移し、流れに投じたとされる。人形代は、呪詛を目的としたものや招代と推定される大型人形代といった特殊な目的を除けば、このように身代わりとして用いられ、多くの場合、馬、鳥等の他の木製形代類とともに出土する。馬や鳥は、罪・穢を負った人形を根の国に運んだと考えられた。舟についても、もとは、航海安全を祈願したとも考えられるが、これらと同様の使われ方をした可能性がある。

祭場の舞台装置　こうした祭祀の場を区画したのが、以前は削り掛けとも言われた斎串である。斎串が結界を示すのに対し、刀、剣等の武器形は、外部からの悪気を防ぎ、祭場を神聖に保つために用意されたのであろう。また、金属製形代である鏡にも、祭場浄化の機能があったのであろう。人形が直接祓ものであるのに対し、これらは、祭場（祓所）の舞台装置と言えるのであり、鈴もこれに含まれるであろう。

土器・土製品の祭祀　これらを代表するのは、墨書人面土器と土馬である。ユーモラスともいえる人の顔を描いた墨書人面土器は、大和・山城ではそれ専用の甕を使用するが、他地域では日常使用する実用の土器を用いる。疫神の侵入を防ぐ、あるいは、追い出すための饗宴の道具とも、罪・穢を気息とともに封じ込めるためのものとも言われている。なお、ミニチュア土器は饗応具と考えられている。一方、土馬は、祈雨のための動物犠牲として生馬の代わりに用いた、あるいは、馬が疫神の乗物であることから、その猛威を事前に防ぐため投棄した等、意見が分かれる。完形で出土することがまずないので、破壊することに意味があったと考えられ、この点で、木製馬形代とは異なる。

このほか、陽物形代は、井戸からの出土が多いことから、豊かな水を願うものであったとされる。なお、金属製の人形代は、天皇家に関わるものであり、その出土は宮都及びその周辺や国家が関連する施設に限られる。　（小林謙一）

〔参考文献〕田中勝弘「墨書人面土器について」『考古学雑誌』58－4、1973年。水野正好「祭礼と儀礼」『古代史発掘第10巻　都とむらの暮し』講談社、1974年。金子裕之「古代の木製模造品」『奈良国立文化財研究所学報第38冊　研究論集Ⅵ』奈文研、1980年。水野正好「馬・馬・馬－その語りの考古学」『奈良大学文化財学報』2、1983年。山形県・山形県教委『山形県埋蔵文化財調査報告書第77集　俵田遺跡第2次発掘調査報告書』1984年。金子裕之「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究報告』7、1985年。巽淳一郎『まじないの世界Ⅱ（歴史時代）日本の美術』361、至文堂、1996年。

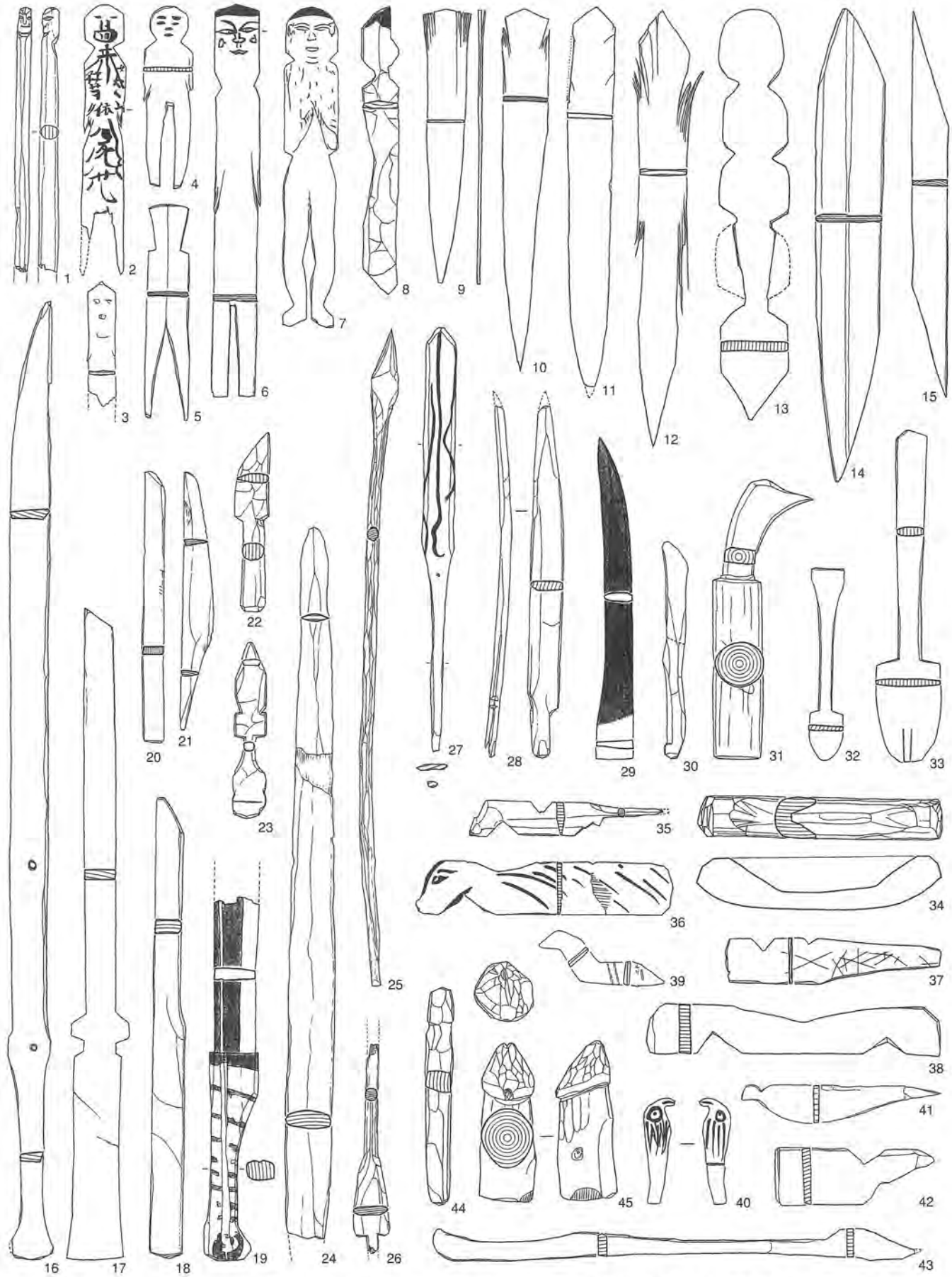

1～8；人形　9～15；斎串　16～19；刀形　20～22；刀子形　23･24；剣形　25･26；矢形　27；矛形
28；鉾形　29･30；鎌形　31；鉈形　32･33；鋤形　34；舟形　35～38；馬形　39～43；鳥形　44･45；陽物形

図1　都城等出土の形代

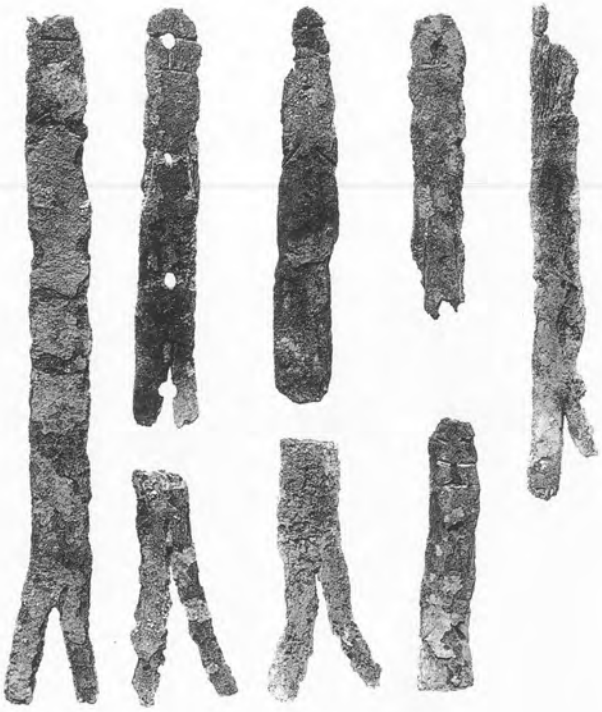

写真1　鉄人形（平城京出土）

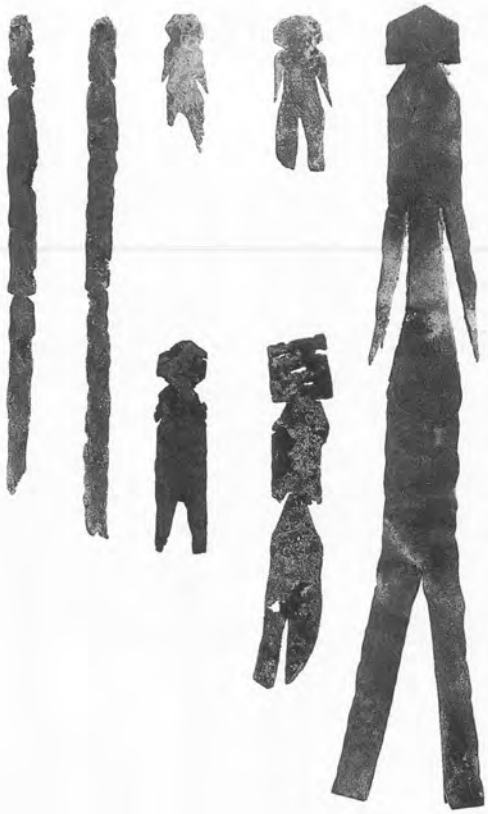

写真2　銅人形（平城宮・藤原京出土）

写真3　土馬（平城京出土）

写真４　墨書人面土器・ミニチュア土器（平城京出土）

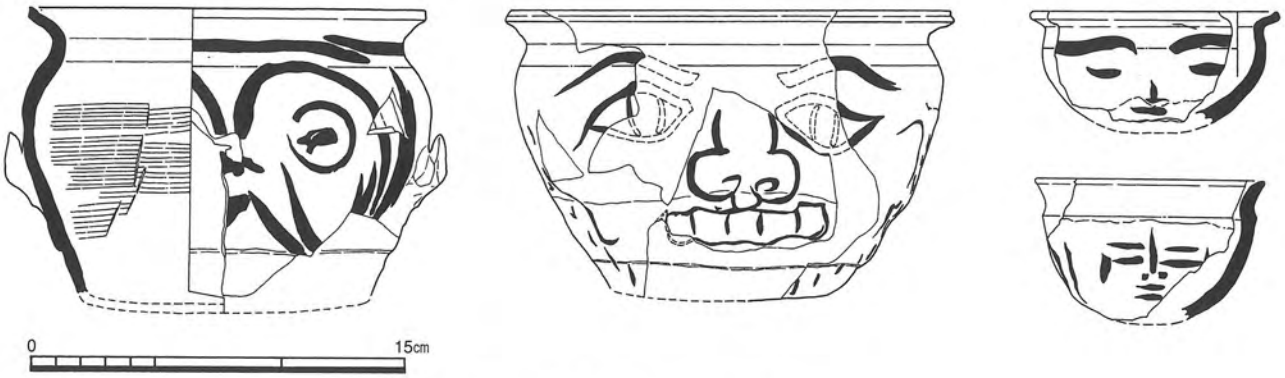

図１　墨書人面土器（平城京出土）

Ⅳ-4　工房関係遺物

製鉄関連遺物　製鉄炉の周囲から出土する遺物には、炉壁片、送風管片、炉の中で鉄と粘土と木炭が反応して生じる黒鉛化木炭、木炭、鉄滓（スラグ）、鉄塊系遺物、原料（鉱石・砂鉄）等がある。鉄滓と鉄の素材である鉄塊系遺物は、見ただけでは区別が付き難く磁石を用いてメタル度の確認が必要となる。作業場では、微細な砂鉄が残存することが多く、方眼メッシュを切り、土ごと取り上げ、水で洗浄して採集しなければならない。

鍛冶関係遺物　鍛冶には滓混じりの素材から鉄の純度を高め、炭素分を調整する精錬鍛冶と粗鉄塊を鉄挺状に加工したり、鉄器そのものを鍛造する鍛造鍛冶の両種がある。

鍛冶は覆い屋のある工房内でおこなわれるが、工房の作業内容・作業工程の復原のため、炉周辺だけでなく、工房全体の床面直上の土砂をメッシュ毎に採取し、微細遺物の検出に心がけねばならない。鍛冶に伴う遺物としては、送風管（羽口）、羽口台、ルツボ、鉄塊系遺物、叩き台石、鉄鉗、鉄槌、鉄砧、鉄杓子、木炭、炉底に形成する椀型鍛冶滓、粒状滓、鍛造薄片がある。粒状滓は精錬鍛冶の鍛打の際に飛散した微細な玉状遺物である。鍛造剥片は両種の鍛冶に伴い、やはり鍛打の際に飛散したものである。両滓ともメタル度が高く、磁石で容易に採取できる。

銅製錬関連遺物　山口県美東町長登製銅所遺跡の出土品から関連遺物をみてみよう。シャフト炉壁片、ホゾ炉片、羽口、選鉱用の石槌・要石、銅片、銅滓（からみ）、鉱石、石灰石（溶媒剤）が出土している。銅の付札木簡では単位が「枚」となっていて、板状にして貢納していたと考えられ、現物は出土していないが槌と台の存在が予想される。

鋳造関連遺物　鋳造の最も基本となる道具は、金属を溶解するルツボと鋳型であり、その他に、鋳型の湯口に溶湯を流し込む際に使う湯樋、片口取瓶（図3－1・2・5～8）、それを挟む鉄鉗（図1－1～3）がある。

鋳型は外型（雌型）と中型（中子）から成り、その間の間隙に熔湯を流しこんで鋳物を作る方法で、真土（まね）と呼ばれる特殊な土を用いることから「真土型鋳造法」と呼ばれている。真土は耐火度ある川砂と粘土を混ぜ、700度前後で素焼きした鋳物土の総称であり、この真土を紛砕して、鋳型の使用部分に応じて篩い分け、さらに砂を加え、粘土を溶かした泥水と混ぜ合わせたものを鋳型土とする。

真土型鋳造法には、蝋の原型（金銅仏・仏具）を鋳物土で包んで鋳型を作る蝋型法、原型（笵）から鋳型を写し取る込型法、挽型用の板を回転させて直接鋳型（釜・梵鐘）を作り出す惣型法が知られている。

鋳造がおこなわれた痕跡を示す遺物には、鋳型片、真土、湯口や湯道に溜まった溶解金属塊（鋳棹）、鋳張り片、敲石、ルツボ、トリベ、鉄鉗、炭がある。

鋳型は製品を取り出す際に破壊されることが多く、特に鋳上げ品の内側に残る中子は、細かく砕かれ形状を留めることは極めて稀である。また鋳型土は、砕いて再利用されることも多い。

ルツボは、それぞれ金属の溶解温度により、胎質、大きさ、形状が異なるが、肉眼で見えるほどの金属痕を留める例は極めて少ない。そのため、溶解金属の特定のためには、ルツボ器壁の洗いすぎに注意し、被熱温度の測定、器面の顕微鏡観察、蛍光X線分析法などによって検証する必要がある。一般的には、砂粒を混ぜた粘土を使用するが、土師器の甕や椀の破片の内外両面に粘土を貼り付けて作ったルツボも存在する（図2－4・5）。

金属器加工道具　金属製品加工にかかわる道具には、鉄槌、鉄砧、ヤスリ、鉄鉗、鉄鋏、砥石などがある。砥石には、石の他に瓦を利用した砥も知られている（茨城県鹿の子C遺跡、奈良県飛鳥池遺跡）。瓦砥は、金属製品の研ぎ出しのほか、漆器を研ぎ出しにも使われる。

様　様は製品見本であり、飛鳥池工房跡では、様々な木製の様が出土している。中には製品の注文者もしくは供給先や数量を墨書した例もある（図5）。

ガラス製作関係遺物　ガラス生産、主としてガラス玉の生産は弥生時代以来の伝統を持つが、7世紀以前においては中国や朝鮮半島から輸入したガラス製品、ガラス塊を素材とし、再加工していた。我が国の材料を使ったガラス生産は、7世紀末に飛鳥の国営工房（飛鳥池工房跡）において開始する。それは、鉛ガラスであり、工房跡からは以下のような遺物が出土している。先ず材料となる方鉛鉱・石英・長石、扁平な蓋を伴い、乳頭状に先端が尖った砲弾型のルツボ、楕円形あるいは隅丸方形を呈する陶製平板で、上面に多くの小円形孔が穿たれた鋳型、上面に浅い方形の槽を持つ石製品、砥石等がある。ガラス玉は、一旦ガラス板あるいはガラス塊を作った後、それを細かく紛砕した紛抹を前述の鋳型の小孔に詰め加熱して作る。鋳型の円孔の底には、玉孔を開けるための鉄針を受ける小孔がある。

石製槽はガラス板を作るための鋳型と見られる。砲弾型ルツボは、内型作りによる規格品で3種ほどの容量の違うものがある。外面に叩き痕を留め、やきものの釉薬と同様に、内面や口端の器表に溶解したガラスが付着残存する。

（巽　淳一郎）

〔参考文献〕たたら研究会編『日本古代の鉄生産』六興出版、1991年。松井和幸『古代日本の鉄文化』雄山閣、2001年。美東町教委『美東町文化財調査報告書第5集　長登銅山跡　Ⅱ』1993年。

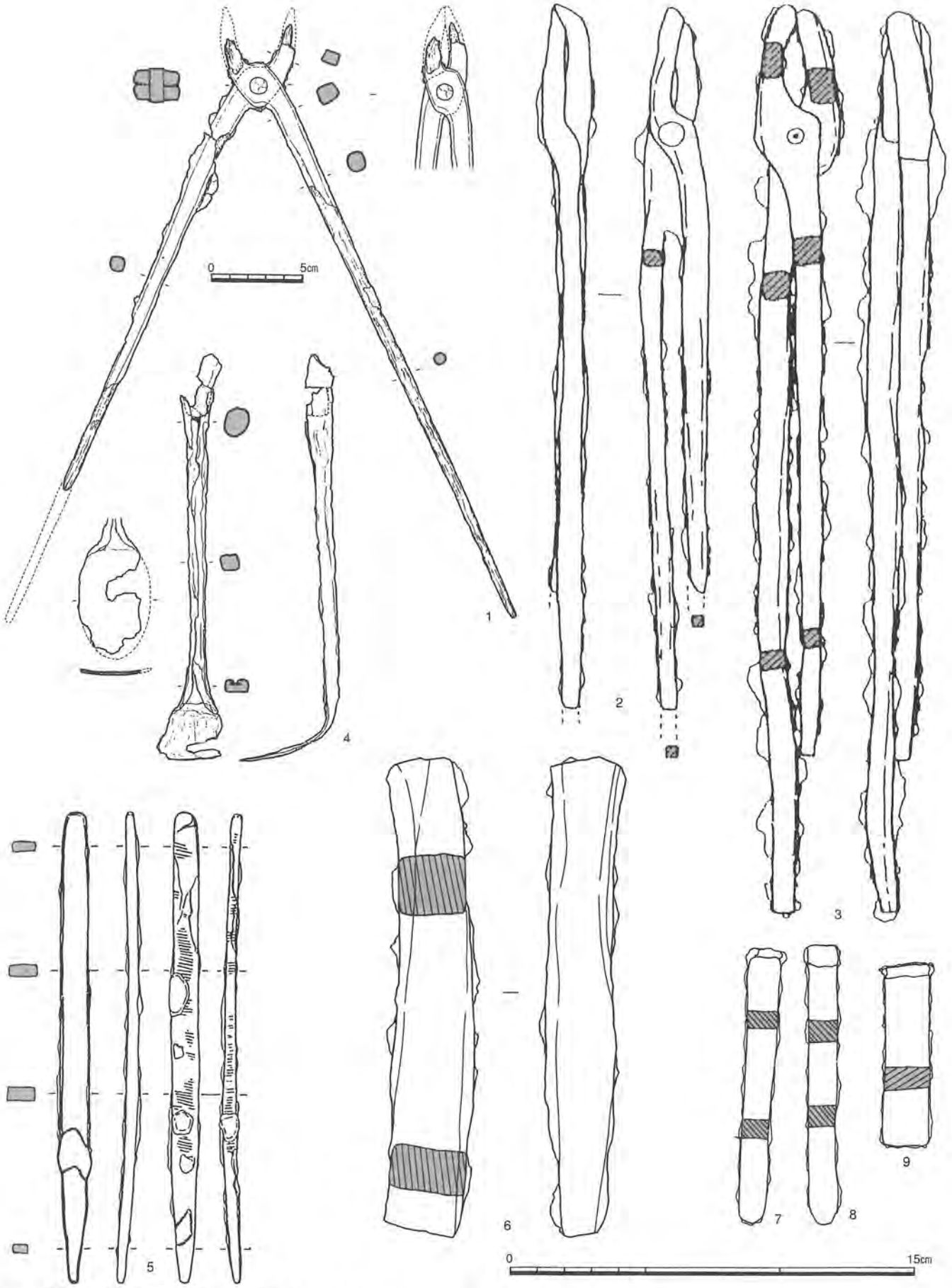

1～3；鉄鉗　4；鋲杓子　5；ヤスリ　6；鉄槌　7～9；タガネ

図1　工房関係遺物1

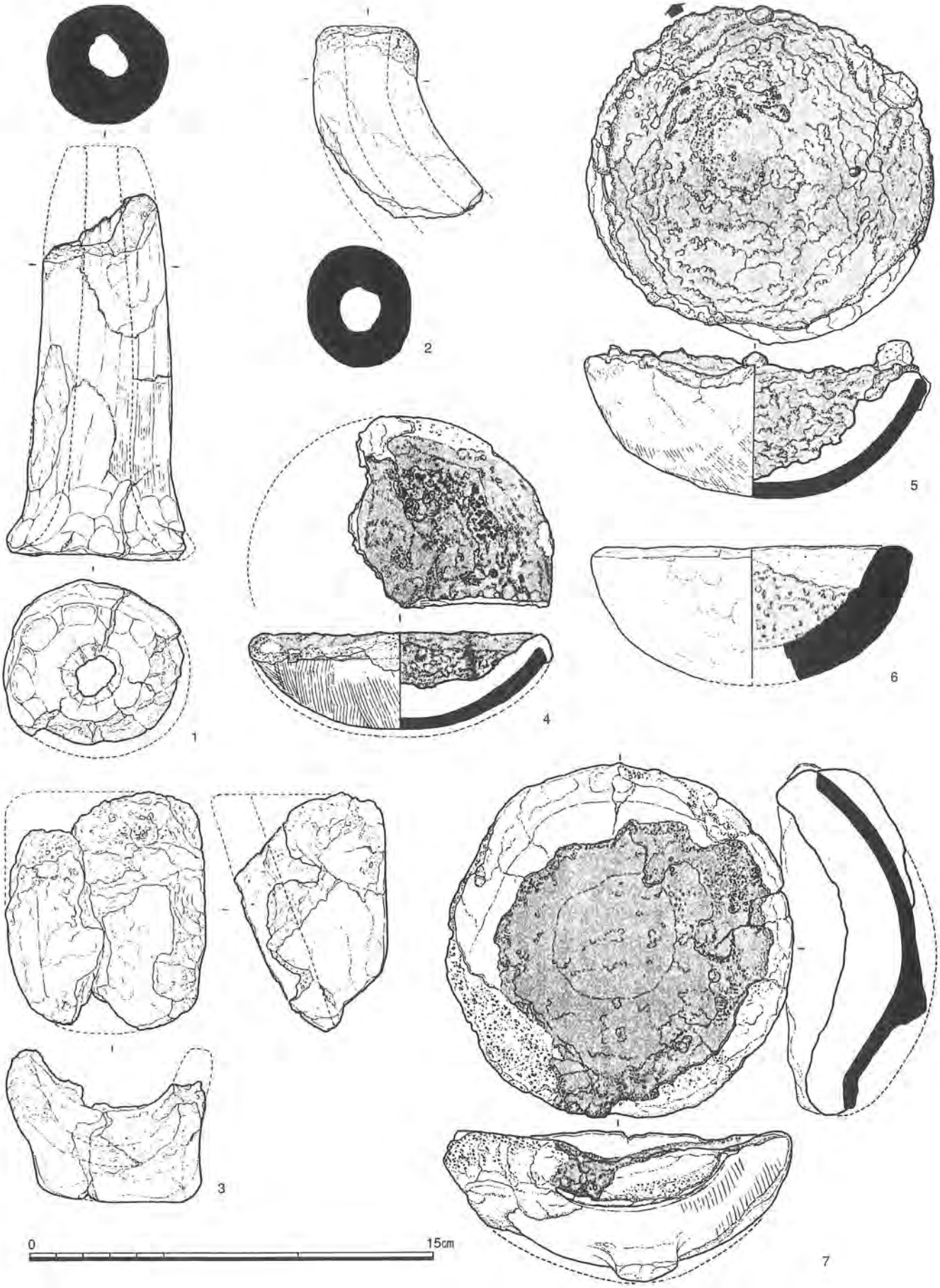

1・2；羽口　3；羽口台　4～7；銅を溶解したルツボ

図2　工房関係遺物2

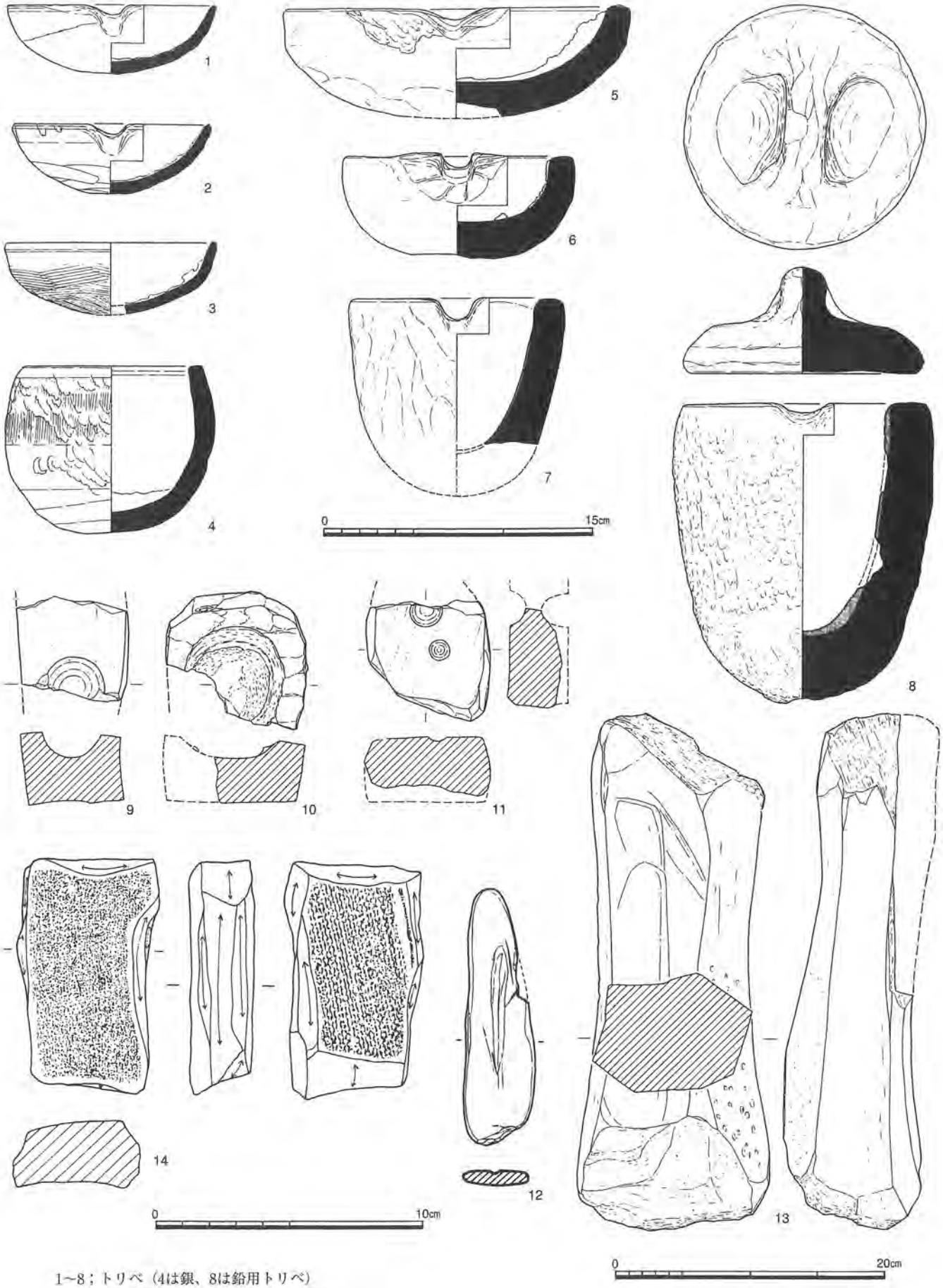

1～8；トリベ（4は銀、8は鉛用トリベ）
9・10；石製鋳型　11～13；砥石　14；瓦砥

図3　工房関係遺物3

1～4；ガラス玉鋳型　5～8；ガラスルツボ

図4　工房関係遺物4

図5　奈良県飛鳥池工房跡出土「様」

写真１　さまざまな銅製品を鋳造した鋳型（飛鳥池工房跡出土）

写真２　鍛冶工房の遺物（飛鳥池工房跡出土）

Ⅳ-5　柱根

柱・柱根の樹種　低湿地に築造された建物跡からは、柱根が腐らないで発見される場合が多い。当時、どういった種類の木が選択されて柱に使われていたのであろうか。これを知るには柱根から、木口、柾目、板目の３断面の切片を採取し、生物用顕微鏡で木材組織を観察すれば、種のレベルまでわかることが多い。

樹種の同定にあたっては、針葉樹の場合は木口面で垂直樹脂道の有無、樹脂細胞の有無、早材から晩材への移行具合を見る。柾目面ではらせん肥厚の有無、放射仮道管の有無、分野壁孔の形状、樹脂細胞の有無を見る。また、広葉樹の場合は、木口面で、環孔材、散孔材、放射孔材、紋様孔材かを見定める。環孔材では、晩材部道管の大きさや分布、柔細胞の分布、柾目面では、放射組織の細胞高や細胞幅などを拠にして樹種の同定をおこなう。なお、樹種の同定は、専門家にゆだねるのが無難である。

地域別に使用傾向をみてみると地方では平城宮跡の出土例からヒノキが多く、ついでコウヤマキが使われていたことがわかる（表１）。東海地域の静岡県御子ヶ谷遺跡では、ヒノキが主要樹種で、ついでイヌマキが使われている。ヒノキの生育していない東北地方では、秋田県史跡払田柵跡ではスギ、宮城県の史跡多賀城跡ではクリ材が主要樹種であったことがわかる。このように、使用樹種の傾向は、地域毎の植生を反映した樹種構成となっている。

柱そのものが発掘調査で出土することは稀であるが、奈良県桜井市に所在する山田寺跡の発掘調査では、南面回廊、東面回廊が倒壊した状態で発見された。

出土した柱は、東面回廊18本、南面回廊２本である。柱の樹種は１本がヒノキで、残りはすべてクスノキであった。この時代の柱にはヒノキを使うことが一般的であったが、どういう理由か山田寺の回廊の柱には、広葉樹のクスノキが使われていた。ちなみに飛鳥・白鳳時代の木彫仏には、ほとんどすべてクスノキが使われている。

柱の加工　官衙遺跡で検出された柱根の多くは面取りがしてあり、辺材（白太）部分を残すものは少ない。例外的に、滋賀県宮町遺跡（紫香楽宮）から出土した柱根のなかに樹皮つきのものが何本か確認されている。取りあげられた柱根が最もよく残っている部分は柱下面である。まず底面を観察して、手斧によるハツリ仕上げか、鋸引きかを確認する（写真１）。総じて鋸挽きのものは少ない。つぎに、柱下面に墨線が引かれているかどうかに注意を払う（図１）。墨掛けは、原木から円柱を作るときに、まず十字に柱の中心を決める墨線（心墨）をうち、心を定めたのち円を墨書きし、その周囲に８角、16角等の割り付墨をうつ。この墨線に沿って手斧ではつって円柱に仕上げる。このように下面に引かれた墨線は円柱を仕上げる際の手順を示している。

筏穴　平城宮跡から出土した柱根の基部には、筏穴の残るものが多い。これは、木材を伐採地から筏に組んで流すためのものであり、陸揚げしたあとも、建築現場まで運ぶために空けられた穴である。鼻繰りともいう（図１）。

柱根の径　出土した柱根の径は保存状態の良し悪しにかかわらず、正確に計測しておく必要がある。保存状態の良いものは、柱の径から建物の規模等を推測する手掛りにもなる。たとえば、身舎の柱に対して廂の側柱はやや小さい数値を示している。これは柱の掘りかたにもあらわれることがある。入側柱の掘りかたに対して、側柱の掘りかたがやや小さいことからも判断できる。こうした視点は発掘現場における建物遺構の解釈に役立つ。普通、宮殿では直径30～50cm、寺院の主要堂塔では直径40～60cmの柱が使用されている。

腕木、枕木の挿入孔　掘立柱には、建物の重みで柱が不動沈下するため、しばしば柱根の下に礎板、石、塼、瓦などを敷いている場合がある。また、柱の下部で安定を計るため枕木を組んだものもある。さらに、平城宮東院地区の隅楼で検出された柱根には柱底から約40cm上がったところに長141cmの腕木がとおり（図２）、この腕木の両端下部に枕木が設けられていた。

柱の転用　当初、柱に使われていたものがその後再び他の建物の柱として利用されることがある。あるいは他のものに再利用されることはしばしば見受けられる。一例として、平城宮跡の第41次発掘調査で検出されたコウヤマキの木樋２本は（図３）、もとは藤原宮の大垣の柱であったことが判明した。それは木樋に残る仕口の痕跡からであった。仕口を詳細に検討したところ、上部側面に約78cm間隔に10cm×８cmの間渡（まわたし）穴が残るほか、上端から75cmのところに36cm×12cmの埋木した仕口が両面にあり、貫通されていた証左とみたからである。宮都が藤原宮から平城宮へ遷都した時に藤原宮の建築部材がそのまま移送され、様々に形を変え再利用されていたのである。（光谷拓実）

〔参考文献〕島地謙・伊東隆夫『日本の遺跡出土木製品総覧』雄山閣、1988年。奈文研『創立50周年記念奈良文化財研究所学報第63冊　山田寺発掘調査報告』2002年。村上訒一「平城宮の造営技法」『日本建築学会大会学術講演梗概集』1971年。

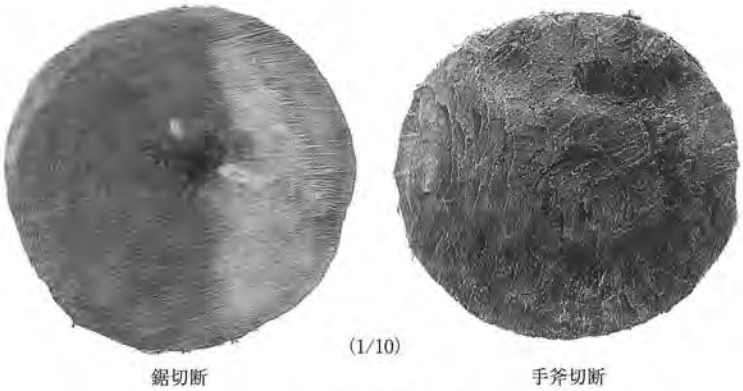

写真1　柱根底面

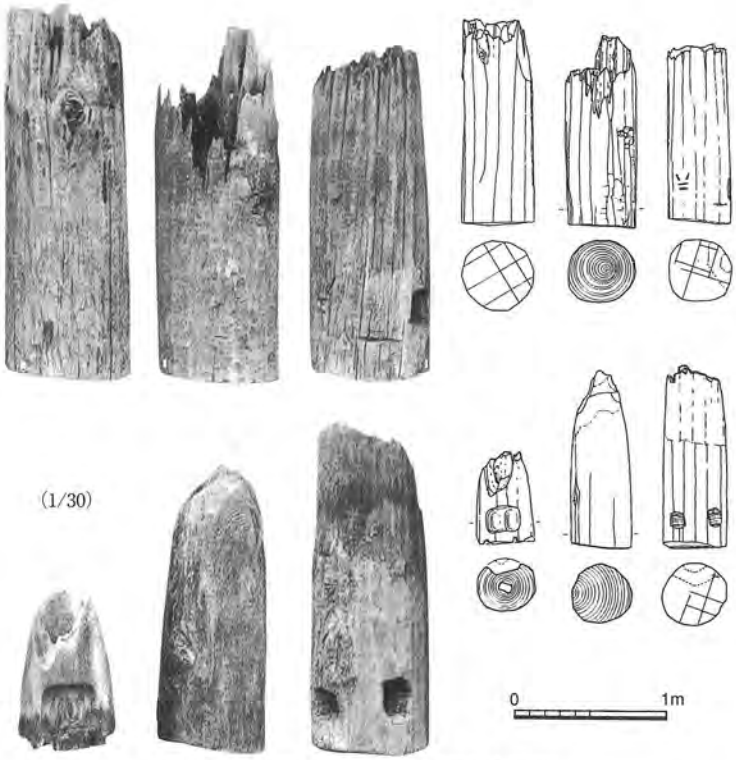

図1　平城宮出土柱根（墨線等を確認）

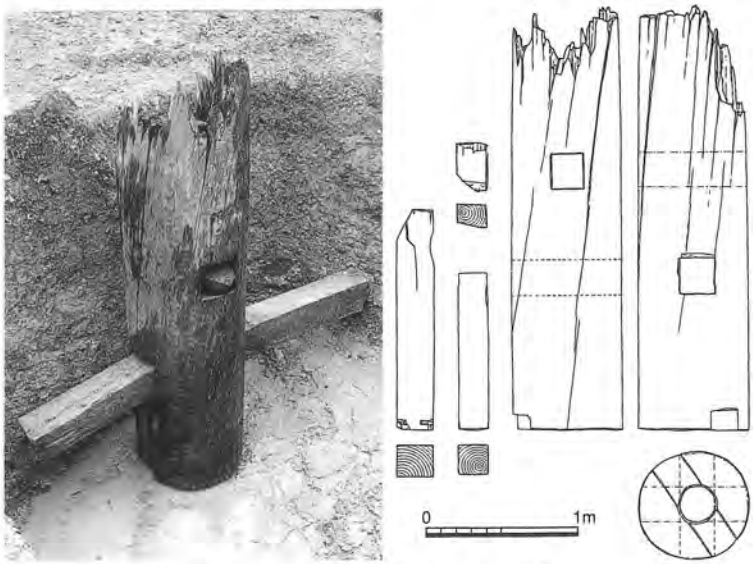

図2　腕木を伴う柱根（平城宮出土）

表1　都城出土柱根の樹種

藤原宮及び周辺遺跡	平　城　宮
ヒノキ(5例)	ヒノキ(91例)
建物柱根　2例	建物柱根　64例
	柵柱根　21例
井戸柱根　3例	井戸柱根　4例
	橋脚柱根　2例
コウヤマキ(8例)	コウヤマキ(54例)
建物柱根　4例	建物柱根　45例
柵柱根　4例	柵柱根　7例
	井戸柱根　2例
カシ	モミ
建物柱根　1例	建物柱根　2例
	ツガ
	建物柱根　2例

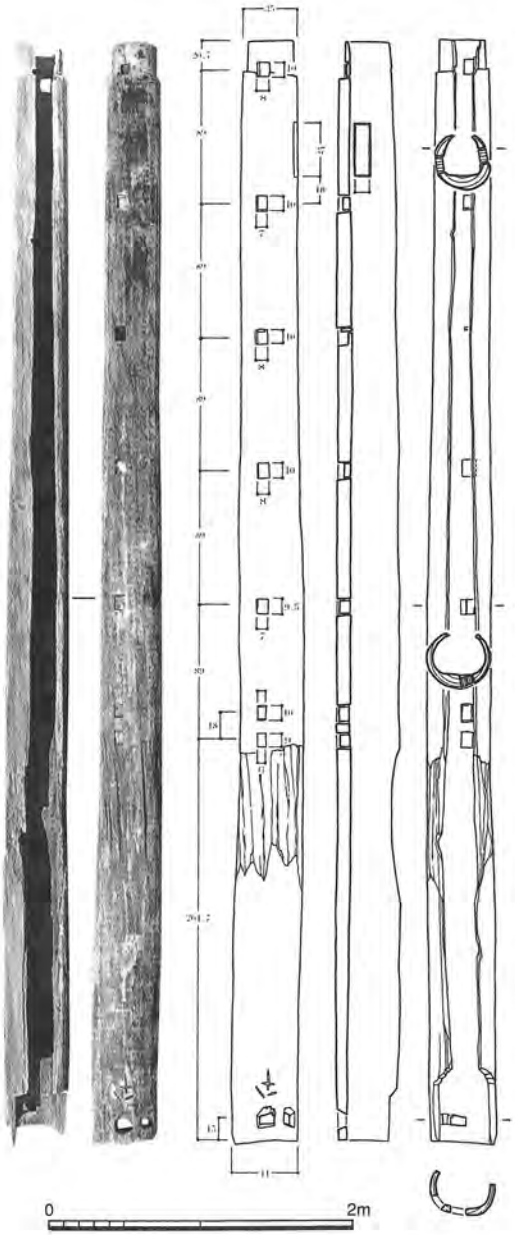

図3　木樋に転用された柱（平城宮出土）

Ⅳ-6　建築石材

石材　岩石は、石器石材をはじめ建築石材など遺構構築部材として広範囲に利用された素材の一つである。そのほとんどは、単純な成形・加工がなされているのみで、岩石自身の特徴を残しており、岩石種の同定や産地の推定がしやすい物質でもある。石材の種類やその特徴が明らかになれば、材質の歴史的変遷や石材の移動・転用などについての考古学的考察なども可能となる。

ここでは、平城宮跡とその近辺地域および飛鳥藤原地域の宮殿や寺院跡で見られる礎石などの建築石材について、その種類と特徴等について整理した。

岩石の分類について　岩石は、金属やガラスのように化学組成にもとづいて分類されることもあるが、成因による分類が一般的である。大きくは、火成岩、堆積岩、変成岩に分類されている。

火成岩はマグマが冷却して固化した岩石であり、地下の深いところで固化したものを深成岩（花崗岩、閃緑岩など）、浅いところで固化したものを火山岩（安山岩、玄武岩など）と言う。火成岩は、岩石全体の化学成分のうち二酸化珪素（SiO_2）が66wt%以上のものを酸性岩といい、52～45wt%のものを塩基性岩という。酸性岩と塩基性岩の中間は中性岩で、塩基性岩より二酸化珪素の含有量が少ないものを超塩基性岩という。一般に、二酸化珪素が多くなる酸性岩は優白色で、塩基性岩になると優黒色を呈する。

堆積岩は各種の岩石が風化・分解して礫や砂、粘土などになったものや、生物の遺骸などが陸上や水中で堆積して固化した岩石をいう。よく見かけるものとしてチャートや砂岩、頁岩、石灰岩などがある。

地殻内部で熱や圧力の影響を受け、もとの岩石に含まれている鉱物が変化して新しい鉱物が生成したり、性質の異なる岩石になったものを変成岩といい、熱と圧力の作用が広範囲にわたる造山運動などに伴って生じる岩石を広域変成岩、マグマの熱による影響で生じたものを接触変成岩という。片麻岩や結晶片岩、粘板岩やフォルンフェルスなどである。しかし、これらの分類では、火山活動に伴い火山灰が降下して堆積・固化した凝灰岩類は火成岩と堆積岩の両方の成因が関与することになるので、これらの岩石を総称して火山砕屑岩（火砕岩）という。いずれにしても遺跡から出土する遺構構築石材は、肉眼によって、構成鉱物種、岩石組織などからその特徴を読みとって岩石種の同定がなされ、さらに周辺の地質調査をおこなって類似する岩石を探して、その特徴を整理して産地の推定がおこなわれている。

平城宮跡とその近辺地域　平城宮跡をはじめ近辺の寺院などから出土する石材の種類は少なくない。礎石は基本的に、領家花崗岩類が多く使用されているようである。主なものは黒雲母花崗岩、両雲母花崗岩、アプライト質花崗岩、ペグマタイト質花崗岩、石英閃緑岩、花崗閃緑岩、角閃石黒雲母花崗閃緑岩、黒雲母片麻岩、両雲母花崗片麻岩などで、粗粒から細粒に至り中粒のものが最も多い。花崗岩類の多くは奈良市東部地域周辺に分布するものが多いようで、南部地域や西部地域のものと思われるものも出土しており、多くの地域から集められているようにも考えられるが、遠くからの礎石は再使用されていることも推定される。

これらの平城宮跡および近辺の遺跡から出土する領家花崗岩類の多くは風化が進んでいるものは少なく、片麻岩やペグマタイト質花崗岩の一部のものは鉱物間の結合力が失われて砂礫状になっているものも見られるが、当初は堅牢にして十分な強度を有していたと考えられる。

片麻岩類やペグマタイト質花崗岩は、建築部材以外に庭園の景石として多く使用されている例が発見されている（東院庭園、大乗院、宮跡庭園など）。特に片麻岩は変成前の堆積構造を残し、白と黒の美しい縞紋様を呈しており、結晶片岩類などとともに庭園の景石として珍重されたと推定される。

平城宮跡から出土する花崗岩類礎石の多くは、近辺の奈良市域に産するものであるが、石英閃緑岩類、花崗閃緑岩および変斑レイ岩（角閃石黒雲母閃緑岩か）の礎石が出土しており、平城京近辺地域に産出しない岩石である。これらのなかで、石英閃緑岩、花崗閃緑岩の礎石には特徴的な塩基性シェリーレンを含んでおり、藤原京およびその近辺で多量に出土している礎石・石像物などと同じ特徴を有している。この特徴をもつ閃緑岩類（飛鳥石などとも呼ばれている）は、薬師寺、恭仁京大極殿跡などの礎石にも見られ、竜門山地に分布する石英閃緑岩類と酷似していることから、飛鳥・藤原京およびその近辺の寺院等で使用されていた礎石などが再利用されたか、飛鳥地域で採取された石材を平城京方面へ運搬していたのかもしれない。

また、平城京跡の阿弥陀浄土院跡の発掘調査では、花崗岩類の礎石に混じり変斑レイ岩（角閃石黒雲母閃緑岩か）で作られた礎石が発見された。その礎石表面は角閃石が表面に突出して、特徴的な風化痕跡を示していた。このような特徴を示す岩石は、生駒山に分布する変斑レイ岩－閃緑岩や神野山一帯に分布する閃緑岩－斑レイ岩に見られる。採取のし易さなどから考えると、神野山山麓の鍋倉渓谷には閃緑岩ないし変斑レイ岩大礫の転石が多量に分布していることから、これらの大礫が持ち込まれたのかも知れない。しかし、なぜこの１点だけ特別な岩石が使われたのかは不

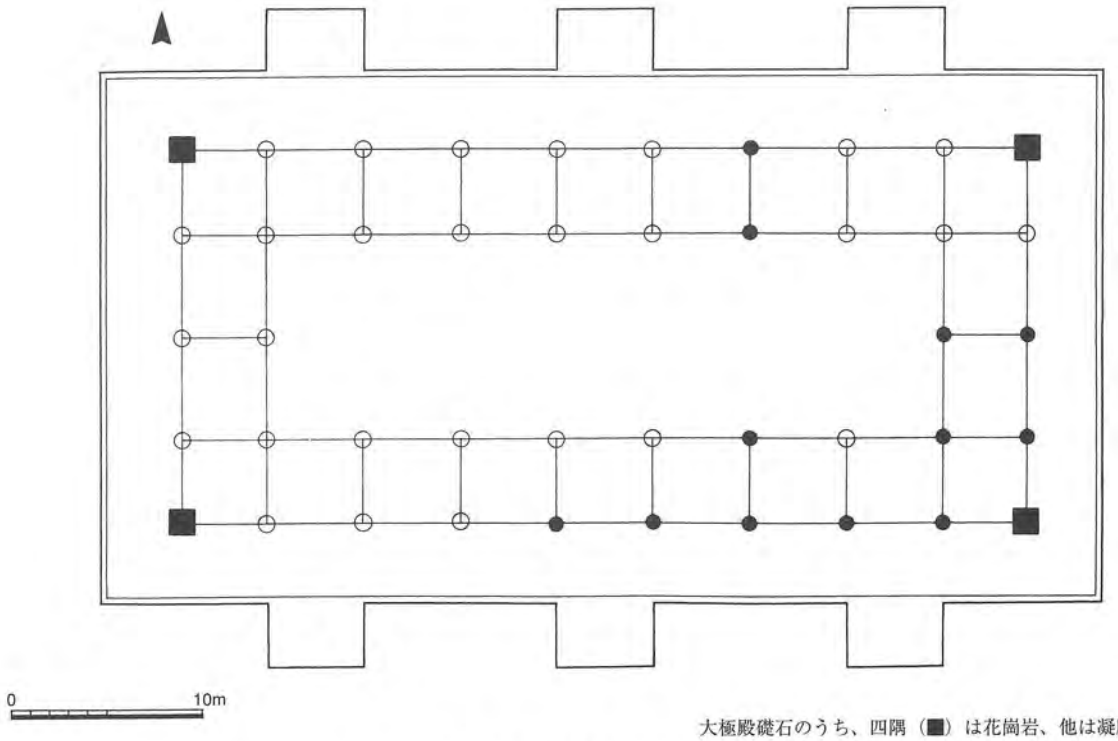

大極殿礎石のうち、四隅（■）は花崗岩、他は凝灰岩切石を使用。

図1　京都府恭仁京大極殿遺構図

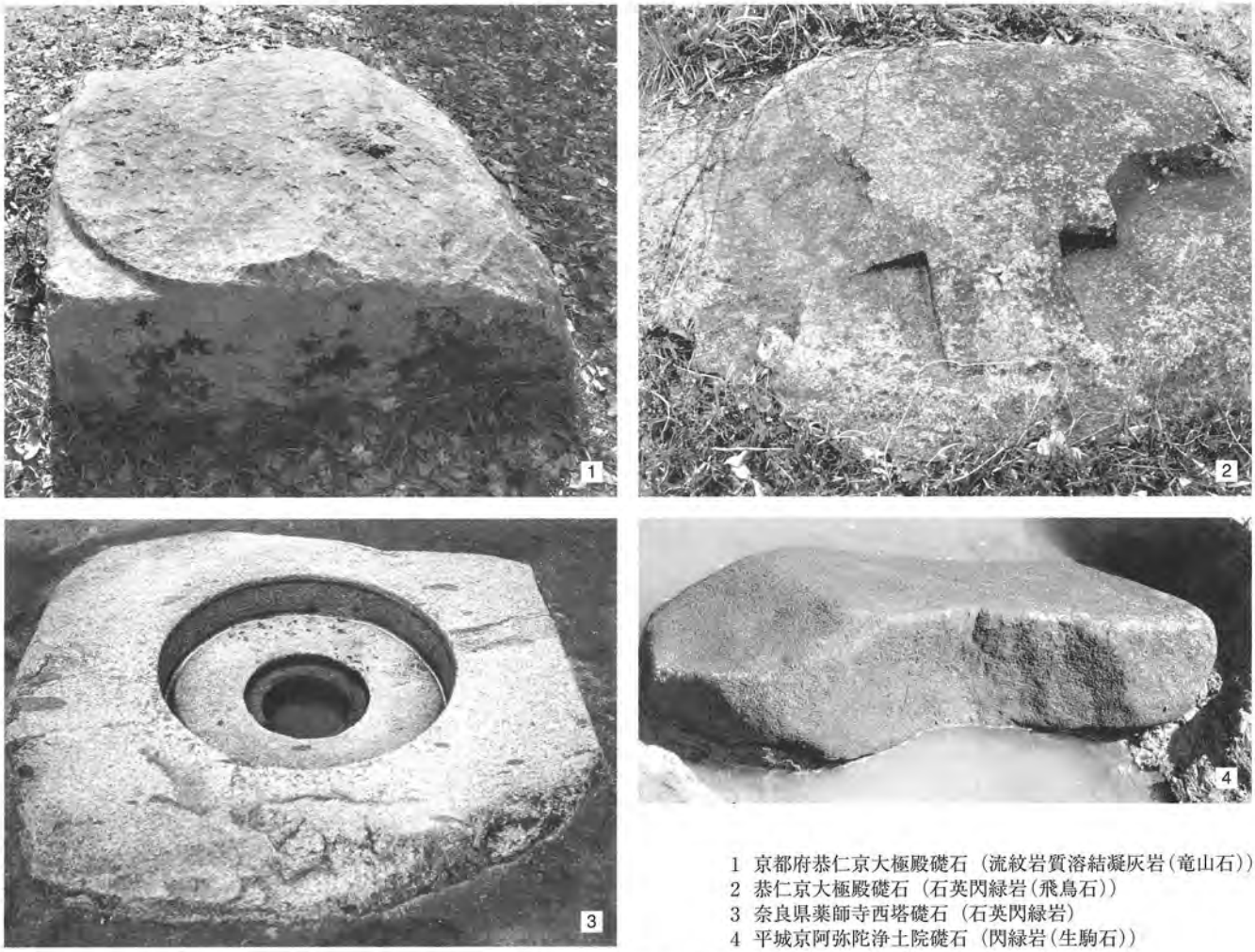

1 京都府恭仁京大極殿礎石（流紋岩質溶結凝灰岩（竜山石））
2 恭仁京大極殿礎石（石英閃緑岩（飛鳥石））
3 奈良県薬師寺西塔礎石（石英閃緑岩）
4 平城京阿弥陀浄土院礎石（閃緑岩（生駒石））

写真1　建築石材1

明である。

一方、平城宮跡からは領家花崗岩類で作られた礎石以外にも少量ではあるが姫路酸性岩類の礎石が発見されている。この岩石は“竜山石”の石材名で知られている流紋岩質溶結凝灰岩で、表面は風化して淡黄褐色になっているものが多く、その表面は発泡したような痕跡を残すものもある。凝灰岩としては比較的堅牢であり、古墳時代には石棺材として多量に使用されていが、奈良時代の遺構からの出土例は少なく、当時採取されていたかについては明らかではない。平城京近辺地域では、平城宮跡羅城門礎石、西大寺（石垣に破砕されたものが見られ、どの部材が砕かれたかについては不明）や恭仁京大極殿礎石（および石塔の台石になっている礎石）、大和郡山城天守石垣の下部辺縁部（平城宮跡の礎石に使われていたものが転用されたと言われている）などから発見されている。奈良時代の宮殿や寺院礎石のほとんどは、花崗岩類が利用されているにもかかわらず、“竜山石”が使用された理由は明らかではないが、巨大な礎石石材を採取する石切り場が近辺地域に開発されていなかったため、すでに開発されている竜山石の石切り場から求めたのか、藤原宮などに使用されていた竜山石の礎石が平城宮に運ばれて再利用されたのかもしれない。

平城宮やその近辺の寺院などから飛鳥石の礎石などが出土していることなどを考慮すると、再利用された可能性が充分考えられる。同様に、恭仁京大極殿跡から発見されている閃緑岩の礎石（飛鳥石）や竜山石の礎石は、藤原京もしくはその近辺で使われていた礎石が平城宮で再利用され、さらに恭仁京へ運ばれたと推定される。

また、平城宮および近辺の寺院などでは、少量ではあるが、俗称「榛原石」と同様な特徴をもつ流紋岩質溶結凝灰岩も礎石などの石材として利用されていた。この凝灰岩はガラス質のマトリックスに、石英、長石、黒雲母、柘榴石を斑晶とし、溶結構造は顕著である。極めて堅牢で、黒雲母石英安山岩と記載されていたこともあった。この岩石は平城宮近辺では、室生層群地獄谷累層（奈良市東部）に分布している。

平城宮跡や近辺の寺院などから出土するこの岩石は、2種類のタイプに分類される。細粒で軟弱なタイプと緻密で堅牢なタイプがある。両者は奈良市東部の地獄谷地域に産出するが、緻密で堅牢なタイプは榛原や都祁近辺に産出するタイプと酷似しており、産地の特定は困難である。

平城宮跡から多量に出土する石材の一つに二上山からドンズルボーにかけて分布する流紋岩質凝灰角礫岩（水中火砕流堆積物もある）がある。この凝灰岩はもともと固結度が低く加工しやすいため、古墳時代の石棺材として多量に使用され、平城宮跡をはじめ近辺の寺院では基壇の化粧石・側溝壁などに多用された。この岩石は各種類の礫を多く含むことが特徴で、その礫種により採取地の特定が可能である。黒色の溶結凝灰岩礫を多く含むものは二上層群のなかでも下部ドンズルボー層に多く、灰色の流紋岩礫や石英安山岩礫を多く含むものは上部ドンズルボー層のもので、数か所の採取地から平城宮へ運ばれたことがわかる。

平城宮跡やその近辺では上記石材以外に、三笠山周辺に分布する両輝石安山岩（三笠安山岩）が使用されていた。平城宮跡の礎石としては数少ないが、興福寺などでは礎石として溶結凝灰岩とともに使われていた。平城宮跡から出土する両輝石安山岩の大半は石敷き遺構からチャート礫・花崗岩礫などとともに発見され、大きいもので10～20cm大、小さいものは5cm大の円礫ないしは亜円礫状を呈し、礫層もしくは河川から採取されたと推定される。

飛鳥・藤原京とその近辺地域　飛鳥・藤原京およびその周辺の寺院跡などの遺跡から出土する石材も変化に富んでいる。

建築部材のなかで礎石として利用された岩石は、竜門山地一帯に分布する領家花崗岩類が最も多い。主なものは、角閃石黒雲母花崗閃緑岩、石英閃緑岩などで“飛鳥石”という石材名で知られており、少量ではあるが変斑レイ岩、変輝緑岩がある。

角閃石黒雲母花崗閃緑岩は、石英、カリ長石、斜長石、黒雲母、角閃石を主要造岩鉱物とし、チタン鉄鉱など鉄鉱物を少量含み、弱片麻状構造を呈する。石英閃緑岩は花崗閃緑岩に比べるとやや全体が灰黒色優勢で、斜長石、角閃石が一定方向に配列した片状構造を示すものが少なくない。しばしば細長くのばされたレンズ状の塩基性シュリーレン（変輝緑岩質の包有岩）が観察できる。特に明日香村細川谷に分布するものは顕著である。主要造岩鉱物のうち有色鉱物は、角閃石、黒雲母とわずかに輝石を含む。無色鉱物は斜長石と少量の石英で、副成分鉱物として磁鉄鉱とわずかにカリ長石を含むものもある。

いずれにしても、これらの閃緑岩類は、礎石をはじめ飛鳥・藤原時代の遺構から相当な量が発見されており、また、飛鳥の石像物に見られるように、加工技術の高さなどから石材の採取・運搬・加工に関する技術が整備されていたことを物語っている。なお、これらの岩石の石切り場は発見されていないことから、山を切り開いて石切り場から採取されたというより、むしろその大半は飛鳥川やその支流に転石として存在する巨礫を採取したとも考えられる。

礎石のなかには領家花崗岩類以外に特異なものとして、結晶質石灰岩に珪灰石を伴う岩石が使われた例がある。白色の瑪瑙のようにも見えるが、瑠璃とは産状が異なり、明らかにスカルンである。川原寺の中金堂の礎石は、滋賀県

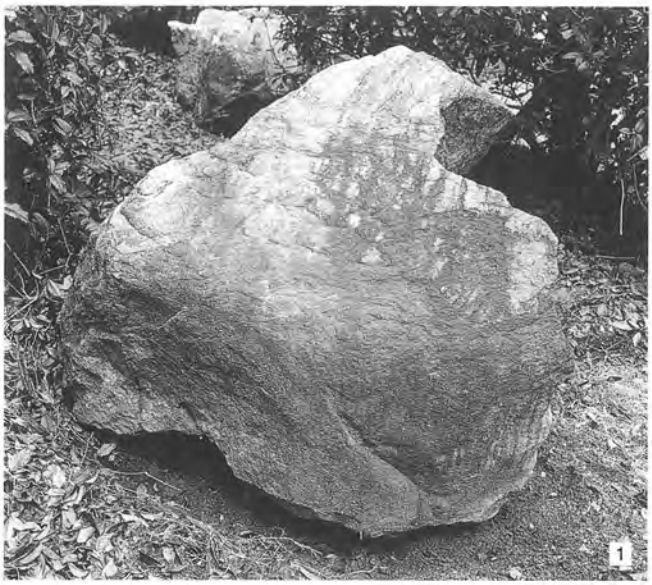

1　平城宮朱雀門礎石（片麻岩）
2　伝平城宮大極殿礎石（中粒黒雲母花崗岩）
3　平城京羅城門礎石（流紋岩質溶結凝灰岩(竜山石)）
4　奈良県川原寺塔礎石（安山岩）
5　川原寺中金堂礎石（珪灰岩）
6　奈良県興福寺礎石（流紋岩質溶結凝灰岩）
7　滋賀県石山寺境内の露頭に産出する珪灰岩（天然記念物）

写真２　建築石材２

石山寺境内に分布する珪灰石と産状が一致する（石灰岩体中にチャート円礫が取り込まれ、熱変性を受けている）ことから、石山寺から運ばれたものと考えられる。珪灰石の産出地は洞川（奈良県）、五別所（京都府）、綿向山（滋賀県）などが知られているが、これらの産地の珪灰石は川原寺や石山寺のものとは産状が明らかに異なる。このような珪灰石を含む結晶質石灰岩が礎石に使用された例はなく、特別な意味を有するものと考えられる。

このような数少ない例として、飛鳥寺の花崗岩類の礎石があげられる。この礎石は、飛鳥産の閃緑岩ではなく、葛木地域の花崗岩類が使用されていると考えられており、石材の使用は単に採取や運搬のし易さだけではなく、当時の政治的な要因もあったようである。

磚槨式石室に用いる板石や基壇化粧石などには火砕岩類が多量に使用されている。主なものは、曽爾層群に分布する室生火山岩類、姫路から三田にかけて分布する姫路酸性岩類、二上層群ドンズルボー累層に産する火砕岩類である。室生火山岩類は斜長流紋岩質溶結凝灰岩で、白溶岩と黒溶岩の２種類がある。柱状節理や板状節理が発達しており、このうち磚槨式石室には板状節理の発達したほとんど加工の手間のかからない石材が使用された。

これらの石材は、溶結構造が顕著なものが多く、石基はガラス質で、斑晶は石英、斜長石、黒雲母、ときにシソ輝石、石榴石、ジルコンである。透明感の強い石英が特徴的で、高温型でかつ溶食形を示す。平城宮跡近辺では、このような板状摂理の発達した溶結凝灰岩の使用例はほとんど見かけない。

姫路酸性岩類は、飛鳥寺（石垣に破砕されたものが多数見られるが、部材は不明）・本薬師寺（部材は不明）、山田寺の礼拝石などに見られる。大半は風化しており、淡黄土色を呈するやや固い流紋岩質の溶結凝灰岩である。

姫路酸性岩類のうち兵庫県高砂市宝殿竜山付近で産出する岩石は、石基部分はガラスないし微小な珪長質である。斑晶は石英、斜長石、カリ長石、ときに黒雲母、角閃石で、礫には流紋岩など火山岩礫や泥質の堆積岩礫などを含む。姫路酸性岩は岩相変化が大きく、兵庫県加西市高室付近では、礫を多量に含むものや、礫をほとんど含まず、溶結構造が明確でない流紋岩質の凝灰岩も分布する。

飛鳥・藤原近辺の遺跡からは、この石材が発見されることは少ないが、大半のものは竜山系に推定できるが、竜山系以外のものも存在するようである。

基壇化粧石に使用された流紋岩質凝灰角礫岩は二上層群ドンズルボー累層のものが発見されている。平城宮などで見られるものと同質で、飛鳥・藤原地域でも多くの遺跡から発見されており、大量に使用されていた。

建築部材として、堆積岩類や火山岩類も少量ではあるが利用されていた。堆積岩が使用された例として、亀石が発見された酒舟石西遺跡の石積み遺構で藤原層群豊田累層（天理市）に分布する凝灰質砂岩が多量に使用されていた。

この岩石は、細粒の石英、長石、火山ガラスと少量の雲母類で構成され、それらの間隙を珪質ないし粘土質の膠着物質が充填している。貝化石を伴うものも石積み遺構から発見されている。

飛鳥・藤原地域で建築部材に火山岩が利用されるのはごく稀である。川原寺の塔跡の礎石は、角閃石紫蘇輝石安山岩で風化して一部は暗赤色に変じている。この岩石は、二上層群に分布する畑火山岩で、石基はガラス質、斑晶は斜長石、紫蘇輝石、角閃石でわずかに黒雲母、わずかにガーネットを含んでいる。（肥塚隆保）

〔参考文献〕肥塚隆保「本薬師寺と薬師寺の建築石材」『奈良国立文化財研究所学報第45冊　薬師寺発掘調査報告書』奈文研、1987年。肥塚隆保「朱雀門礎石の材質」『奈良国立文化財研究所学報第53冊　平城宮朱雀門の復元的研究』奈文研、1994年。肥塚隆保「石材同定のための基礎資料の作成（1）－飛鳥・藤原京とその近辺地域－」『奈良国立文化財研究所年報　1994』奈文研、1994年。肥塚隆保「石材同定のための基礎資料の作成（2）－平城宮跡およびその近辺地域－」『奈良国立文化財研究所年報　1997』奈文研、1997年。肥塚隆保「石材の調査」『史跡頭塔発掘調査報告書』奈文研、2001年。肥塚隆保「山田寺金堂石材の肉眼観察による岩石種の同定と原産地の推定」『創立50周年記念　奈良文化財研究所学報第63冊　山田寺発掘調査報告』奈文研、2002年。高妻洋成・肥塚隆保「東院庭園に見られる石材」『創立50周年記念奈良文化財研究所学報69冊　平城宮発掘調査報告書ＸＶ－東院庭園地区の調査－』奈文研、2003年。

Ⅴ　宮都

Ⅴ-1　宮室

Ⅴ-2　京の成立

Ⅴ-3　大極殿・朝堂院

Ⅴ-4　三部世界観の成立

Ⅴ-5　宮内の曹司

V-1　宮室

平行関係の京と諸国　古代の地方組織である国は都である京と一体であり、その成り立ちを述べるには都から語る必要がある。古代の行政組織に関する岸俊男説は京と地方諸国が平行関係にあるとした[1]。

すなわち、大宝令以降の制度では都の京－条－坊の組織は、諸国の国－郡－里に対応し、行政も前者が京職－坊令－坊長が担い、後者は国司－郡司－里長が担う。地方組織の国が成立する時期について諸説は、7世紀後半の天武・持統朝とみる。これは694年に遷都する藤原京（694～710）の建設過程とも通底する。

宮室・都城・都宮　本格的都城藤原京が成立する以前、5・6世紀代の王権は奈良盆地南部にあり、次いで飛鳥に遷った。王権所在地を探る方法には、諸天皇の宮号がある。

宮とは通常、天皇の住いを意味し、宮の所在地が都であった。『日本書紀』は「みやこ」に都城の語を充てた。天武12(683)年11月条、難波宮造都の詔には、「凡都城宮室非一処、必造両参（みたところみたところ）。故先欲都難波」とある。都は1か所ではなく二・三か所を造るべきとした複都制の詔であるが、都城を宮処（みやどころ）の意味に用いる。都城の原義は中国の諸侯、卿、大夫の羅城を巡らすまちのこと。古代の実情に合わせ、宮都や都宮の語を用いる場合もある。

歴代遷都　宮号は主に地名＋宮号からなり、王権所在地の手懸かりである（表1）。たとえば、崇神宮は「磯城瑞垣宮（記は師木水垣宮）」、垂仁宮は「纒向珠城宮（記は師木玉垣宮）」とあり、宮号には宮を囲む瑞垣（崇神紀）や玉垣（垂仁記）の形容もみえる。諸宮のうち発掘調査は長谷朝倉宮（雄略天皇）推定地など一部に留まり、実態は不明である。しかし、莫然とではあるが地名から宮の所在が推定できる。

地名には「磯城」(崇神宮)、「纒向・師木」(垂仁宮)、「泊瀬・長谷朝倉」(雄略宮)、「伊波礼・磐余」(履中宮、継体宮)、「石上」(安康宮）などがあり、現地名にあてると、奈良盆地中央部の磯城、南西部の桜井市巻向、盆地南東部三輪山麓の長谷、香具山東北部の磐余となり、代ごとに宮が遷っている。これを歴代遷都ともいい、先帝の死穢を避けるためとか、父子別居の慣習によるなどの説がある[2]。王権の支持機構が未発達だったことも一因であろう。

飛鳥への収斂　初期王権は、奈良盆地の中央部付近から東南部の三輪山周辺に移動し、仁徳の難波（大坂）高津宮のような例外を除けば、次第に南部の飛鳥に収斂する。王権は古代国家の誕生までの約1世紀を飛鳥の谷で過ごし、ついで南の平野部である藤原の地に移動し、僅か16年でこれまた25kmあまり北の奈良に遷る。

この飛鳥の谷は極めて狭隘な地域である。飛鳥を冠する宮・寺社などの地名を検討した岸俊男説では、古代史の舞台となる飛鳥は、飛鳥川右岸の地で南が橘寺付近、北が香具山の南、東が岡の丘陵、西が甘樫丘である。地図上に計測すると僅か南北1.5km、東西0.5kmほどの範囲である。

岸説では飛鳥川左岸の小墾田（小治田）を飛鳥から除いたが、近年は小墾田を飛鳥以前の古地名とし、現山田道の北、飛鳥川左岸から奥山久米寺がある奥山付近に広がるとの見方がある。この説では、飛鳥は岸説よりさらに狭くなる。

宮殿と寺院の地域　飛鳥は宮と寺院が集中する特殊な地域である。北には飛鳥寺（6世紀末創建）と饗宴施設ともいう石神遺跡が、南には橘寺（7世紀初頭創建）があり、東には酒船石遺跡や岡寺（7世紀後半創建）が、西には川原寺（7世紀後半創建）がある。近年、雷丘の麓説が有力になった推古小墾田宮を別にすると、以降の宮々は大半が明日香村岡の飛鳥京跡周辺にあった（図2）。

ここの最上層、飛鳥浄御原宮跡（天武・持統）比定地には、掘立柱の遺構群である内郭と外郭、エビノコ郭があり、さらに苑池遺構（白錦後苑か）等がある。そして下層には飛鳥岡本宮（舒明）、飛鳥板蓋宮（皇極）、後飛鳥岡本宮（斉明）が推定される。飛鳥川左岸の川原宮（斉明）は罹災による臨時の宮であるから、前代の歴代遷都とは違って宮を同一場所に造営したのである。恒久的な藤原宮の前段階であり、宮周囲には苑池・饗宴などの諸施設も充実している。

7世紀後半期の宮殿や石神遺跡は主軸を真南北に揃える。飛鳥寺など寺院は創建時からこの方位をとるが、宮殿などは7世紀中葉以前は主軸が大きく西偏した。地形に合わせたのであろう。石神遺跡の発掘からみて、これを寺院と同方位に揃えたのは斉明朝である。土木工事を好んだ斉明女帝の大変革は、飛鳥の谷全体に及んだのである。

国際関係の反映か　なぜ飛鳥がなのか。地名から判明する飛鳥以前の宮は比較的広闊な地にあるから、7世紀初頭に王権が飛鳥に籠る原因は当時の国際情勢であろう。

つまり、この地域は北がやや開けた状態であるが、南半部には尾根が迫る。殊に東と南は天然の羅城ともいうべき多武峯から延びる山塊によって扼された天険の地であり、6世紀代の王権が位置した初瀬や、磐余とは環境が異なる。

こうした地理的環境に加えて、飛鳥の王権が親近感を抱いた朝鮮半島の百済国が高句麗の圧迫によって父祖の地から熊津（公州）へ、ついで扶余へ南下遷都したことと関わるのではあるまいか。　（金子裕之）

〔注〕(1) 岸俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。(2) 八木充『古代日本の都』講談社、1974年。

表1　宮と歴代遷都

天皇	古事記	日本書紀
神武	畝火之白檮原宮	畝傍橿原宮
綏靖	葛城高岡宮	葛城高丘宮
安寧	片塩浮穴宮	片塩浮孔宮
懿徳	軽之境岡宮	軽曲峡宮
孝昭	葛城掖上宮	掖上池心宮
孝安	葛城室之秋津嶋宮	室秋津嶋宮
孝霊	黒田廬戸宮	黒田廬戸宮
孝元	軽之堺原宮	軽境原宮
開化	春日之伊邪河宮	春日率川宮
崇神	師木水垣宮	磯城瑞籬宮
垂仁	師木玉垣宮	纒向珠城宮
景行	纒向之日代宮	纒向日代宮
成務	志賀高穴穂宮	
仲哀	穴門之豊浦宮・築紫詞志比宮	穴門豊浦宮・橿日宮
応神	軽嶋之明宮	明宮
仁徳	難波之高津宮	難波高津宮
履中	伊波礼之若桜宮	磐余稚桜宮
反正	多治比之柴垣宮	丹比柴籬宮
允恭	遠飛鳥宮	
安寧	石上之穴穂宮	石上穴穂宮
雄略	長谷朝倉宮	泊瀬朝倉宮
清寧	伊波礼之甕栗宮	磐余甕栗宮
顕宗	近飛鳥宮	近飛鳥八釣宮
仁賢	石上広高宮	石上広高宮
武烈	長谷之列木宮	泊瀬列城宮
継体	伊波礼之玉穂宮	磐余玉穂宮
安閑	勾之金箸宮	勾金橋宮
宣化	檜垣之廬入野宮	檜隈廬入野宮
欽明	師木嶋大宮	磯城嶋金刺宮
敏達	他田宮	訳語田幸玉宮
用明	池辺宮	磐余池辺雙槻宮
崇峻	倉椅柴垣宮	倉梯宮
推古	小治田宮	小墾田宮

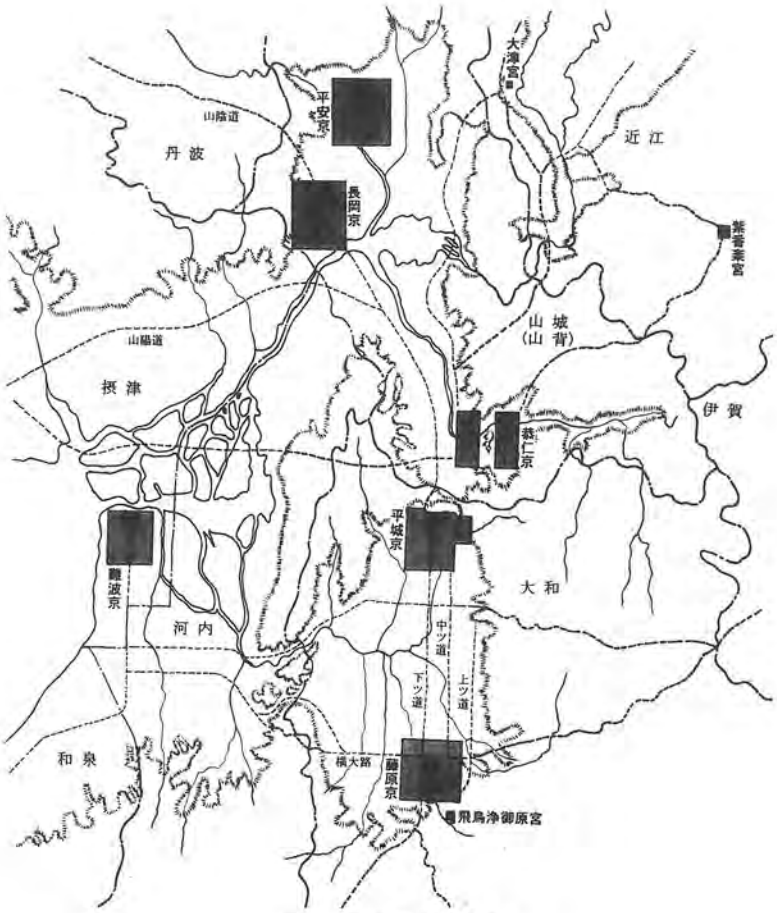

図1　歴代都城の位置

表2　古代宮都略年表

	天皇	大和	摂津・河内	山城	近江
593	推古	豊浦宮→小墾田宮			
	舒明	飛鳥岡本宮→田中宮→厩坂宮→百済宮			
	皇極	小墾田宮→飛鳥板蓋宮			
645	孝徳	(飛鳥川辺行宮)	難波長柄豊碕宮		
	斉明	飛鳥板蓋宮→飛鳥川原宮→後飛鳥岡本宮			
	天智				近江大津宮
672	天武	島宮→岡本宮→飛鳥浄御原宮	難波京		
	持統	飛鳥浄御原宮→藤原京			
697	文武	↓			
707	元明	平城京			
	元正				
724	聖武		→難波京	→恭仁京	→紫香楽宮
749	孝謙				
	淳仁				→保良宮
	称徳		→由義宮		
	光仁				
781	桓武			長岡京→平安京	
	平城				
	嵯峨	平城宮			
823	淳和				

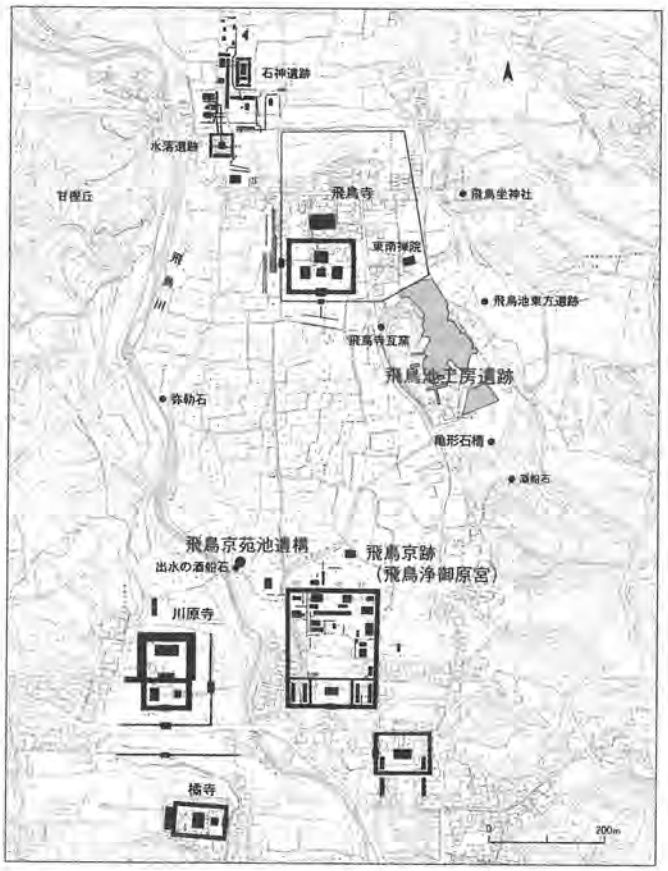

図2　飛鳥の宮殿と寺院

V-2　京の成立

画期は7世紀後半　古代都城の画期は持統9(694)年12月、大和三山の中央に遷居した藤原京である[1]。特徴は3点。

①天皇の居所である宮城周囲に条坊制の京が成立する。それまで意識の上で京域はあっても、街割りの実態はない。

②宮城には天皇起居の場である内裏に、国家的行事に用いる大極殿、朝堂院、行政を行う諸官衙を簡潔に配置する。大極殿・朝堂院を中心に朝儀、朝政、朝参が恒例化する。

③死者と生者を峻別し、京の外周部に死者の楽園を設けた。天・地・地下を相似形とする世界観の浸透である。

これらは推古朝に胎動を始めた都城制への動きが、7世紀後半に大展開したことを示す。

方形の都　藤原京は条坊制都城ともいう東西（条）・南北（坊）の道路が交わる方形（碁盤目）の都である。坊（街衢）は1里（約530m）四方。ほぼ中心に2里（約1.06km）四方の藤原宮がある。方形都城には回字型と北闕型がある。宮城の位置によるもので、京中央にあるのが回字型、中央北寄りが北闕型である。藤原京は回字型説が有力である。

方形の都は天上世界に由来する。古代中国では天子は天上世界の付託によって地上（天下）を支配し、それに伴い地上の形も天上世界に似せた。しかし、半球状の天上を写す地上はなぜか、方形であった。「天円地方」である。

地上の規模は言語や風俗習慣が共通する三千里四方であり、これを9等分した九州の中心、千里四方を天子の県（畿内）とし、畿内を9等分にした中心に天子の王宮を置き、さらに81等分した中心に先祖の廟を配した[2]。冬至に天帝を祀る北京の天壇は、今日に遺る天円地方の具体例である。回字型の都城は「周礼」考工記が述べる理想の都に通じる。

中国では南北朝を境に回字型から北闕型に移行するという。事実、唐長安城や平城京は北闕型であるから、藤原京が回字型を採用した経緯が課題となろう。

条坊は京内の宅地規模や宮城との位置関係を視覚的に表す装置である。平城京では北極星が周囲に有力な星々を従える天上を模すように、宮城周辺に貴族・皇族の大邸宅が蝟集し、下級官人の宅地はその外郭にある。

12条8坊説の提唱　藤原京復元における画期は岸俊男説[3]である。要旨は、①藤原京は下つ道、中つ道、横大路等に画された東西12条南北8坊である。②藤原京の基準長は½里（265m）、一坊の面積は平城京の¼であり、平城京は朱雀大路を基準に藤原京を2倍にしたもの。こうして藤原京から平城京への発展過程を考えた（図4）。12条8坊説の根拠は「養老令」京職条である[4]。京職は都の行政・治安などを担い、末端組織に坊令・坊長が属した。坊令は坊長を指揮し、1名が4坊を監督した（戸令）。その定員は左京職12名。大宝令を境に京が左右が分かれ合計24名となり、12条8坊の京域が復元できる。平城京は遺存地割から9条8坊であるから、これは藤原京のこととなる。これらは喜田の着想であり、岸説はその修正版といえる。

岸説藤原京と大藤原京　岸説の提唱後、藤原京の外郭から条坊道路の発見が相次ぎ、広大な京域が確実になった。大藤原京である。現在は復元案に種々があり、最大案には10条10坊説がある。このうち白眉は阿部義平説で、早くに岸説を否定し、坊の面積は藤原・平城京ともに等しく、両京の規模も大差がないとした（図5）[5]。現在は京域を最初から大藤原京の規模とみる当初説[6]、藤原京を内・外城の二郭とみる説、大宝令を契機とする拡大説と縮小説がある（図5）。

しかし、藤原京は王都の標準とはならず、それを担ったのは9条8坊制の平城京であり、その基本規模は平安京に受け継がれる。中国では王都と郡県の間には格差がある[7]。諸国国府にも同様のことを考慮すべきであろう。

条坊建設は天武初年から　藤原京の条坊建設は遷都を遡る10余年前、天武10(681)年前後に始まる。その根拠が藤原宮下層での運河や条坊道路（先行条坊）、建物、塀などの遺構や、天武9(680)年創建と伝える藤原薬師寺（本薬師寺）跡の遺構である。藤原京直前の飛鳥京には条坊はなく、宮殿や寺院を直線道が繋ぐのであり、それも7世紀後半代に下る[8]。それ故、飛鳥・藤原京域での条坊建設はそれ以降のことで、天武天皇が新都建設に挫折した記事（天武5(676)年）は、条坊建設の上限を示す可能性がある。

難波京は7世紀後半か　条坊の起源で論議になるのが前期難波京である。難波宮跡（大阪市東区）には7・8世紀代の上下二時期があり、孝徳朝説がある前期難波京の存否が課題である。京域の調査成果は前期難波京に否定的である。朱雀大路にあたる前期難波宮「朱雀門」南には谷がある。その整地は7世紀後半に下り、条坊はあってもその頃で天武8(679)年11月条「仍難波築羅城」と関わるかという[9]。朱雀大路以前は西一坊大路相当の道が機能した。次の焦点は天智朝の大津京（667～672）の状況である。（金子裕之）

〔注〕(1)狩野久『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年。(2)渡辺信一郎「宮闕と園林」『考古学研究』47-2、2000年。(3)岸俊男「緊急調査と藤原京の復元」「朝堂の初歩的考察」「日本に於ける「京」の成立」『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。(4)喜田貞吉「帝都」『喜田貞吉著作集』5、平凡社、1979年。(5)阿部義平「新益京について」『千葉史学』9、1987年。(6)黒崎直「藤原宮・京の範囲とその性格」『奈良国立文化財研究所学報第60冊　研究論集XI』奈文研、2000年。狩野久、注(1)に同じ。(7)宿白「隋唐都城の類型」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』10、1984年。(8)木原克司「古代難波地域の景観復原に関する諸問題」『大阪の歴史』48、1996年。(9)相原嘉之「飛鳥の道路と宮殿・寺院・宅地」『条里制・古代都市研究』15、1999年。

図1 『礼記』王制

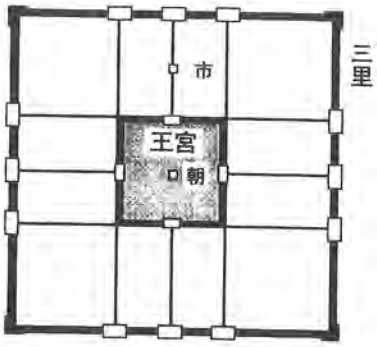

図2 『周禮』考工記・匠人

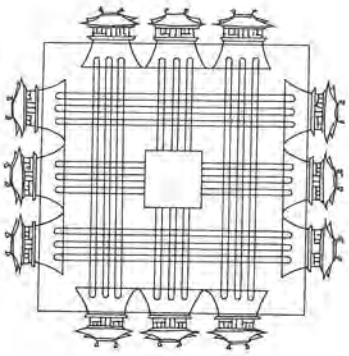

図3 『三禮圖』王城

①岸俊男説　②阿部義平説

図4 藤原京・平城京関係図

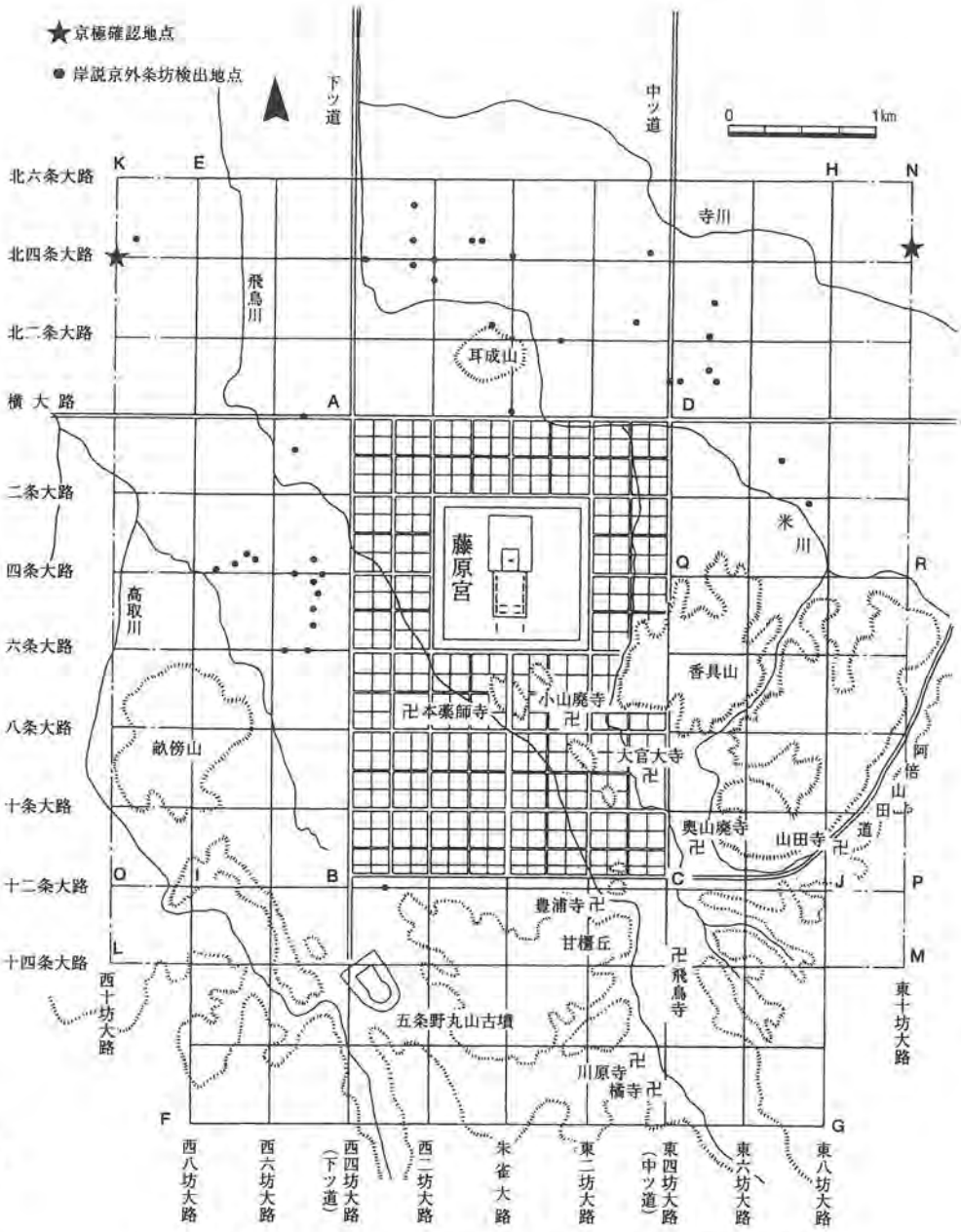

ＡＢＣＤ＝岸俊男説、ＥＦＧＨ＝阿部義平・押部佳周説、ＥＩＪＨ＝秋山日出雄説、
ＫＯＰＮまたはＫＯＣＱＲＮ＝竹田政敬説、ＫＬＭＮ＝小澤毅・中村太一説
（条坊呼称は岸説およびその延長呼称による）

図5 藤原京域の復元諸説

V-3　大極殿・朝堂院

大極殿とその機能　藤原宮以降の宮城は2里四方（約1.06km）、宮中枢部には内裏、大極殿・朝堂院、曹司などがある。大極殿は朝堂院の正殿で、即位や元日朝賀儀などに用いる殿舎である。名前は太極（北極）星に由来して中国に始まり、藤原宮で始めて確認できる。これは礎石立ち瓦葺き桁行9間・梁行4間の四面廂建物である。宮殿の殿舎規模、構造、間数、装飾などは「大宝令」以降、格式が明確になり大極殿は最高格の殿舎であった。なお、平安宮の大極殿は桁行11間・梁行4間（「大内裏図考証」）という。

大極殿には高御座があり、最重要の国家儀式には天皇が御した。大極殿儀式には平安時代、大・中・小の区分があるが（927年『延喜式』）、その基本は8世紀に遡る。大儀は元日朝賀や即位が、中儀は元日の宴や蕃客の迎接が、小儀は告朔や授位があたる。こうした儀式の他に御斎会、仁王会など仏教行事があり、その比重は平安期に増していく[1]。大極殿は、南の朝堂院と一体で機能した。

朝堂の三機能　朝堂は長大な殿舎群で、藤原宮では瓦葺き礎石建ちの12堂があり、中央には広大な庭（朝庭）がある。この朝堂院は朝賀などの儀式（朝議）や朝参、朝政の場であった。朝政は朝堂における政務であり、朝参は朝庭に会集し賀意などを表すること。朝堂は官司毎に座るべき座（朝座）が固定しており、朝堂院の外郭にある曹司と相まって機能した。朝堂、朝政など「朝」字を冠するのは、日の出から正午頃まで執務したことに由来する[2]。

朝参などでは朝堂院中央の朝庭に位階を記した版位を配し、官人が整列した。平安時代には官人を代表した奉賀・奏瑞使が東階（きざはし）を経て龍尾壇に昇る（『貞観儀式』他）。龍尾壇の成立は平安宮であり、それ以前の大極殿は回廊によって院を構成し、正面に閤門が開く。平城宮第二次大極殿院では閤門の東側に階段がある。東階の前身であり、同じ構造は藤原宮に遡るのであろう。朝座や朝参における官人群の序列は、北極星を中心とした天上の模倣といえよう。

朝堂の始め　朝堂の初期形態を考える上に重要なのが推古朝小墾田宮（603～628）と、前期難波宮である。岸俊男は朝堂が小墾田宮に起源すると説く。『日本書紀』推古16(608)年、同18(610)年条には、小墾田宮を隋使裴世清や新羅使が訪れる記事がある。岸説はこれをもとに、宮の構造を「禁省（大殿）－閤門・大門－朝庭（庁）－宮門・南門」とし、天皇の坐す大殿がある一域の南に、朝庭があり大臣・大夫らの座位する朝堂があるものと推定した。

難波宮跡では8世紀代の聖武朝難波宮朝堂院の下層に上層と中軸線を合わせた広大な「朝堂院」があり、内部に14堂（16堂説があるが未確認）の「朝堂」が並ぶ。これらは掘立柱建物であるが構造は藤原宮朝堂院と類似する。この「朝堂・朝堂院」をめぐっては、宮の比定と絡んだ論争がある。すなわち白雉2(651)年に竣工した孝徳朝難波長柄豊碕宮説と、朱鳥元(686)年に焼亡した天武朝難波宮説である。

大庭から朝堂へ　孝徳朝説批判の主眼は、藤原宮以前の大津宮や浄御原宮では朝堂が不明確であるのに、それを遡る孝徳朝に14朝堂があることは不審とする。つまり、浄御原宮説が有力な飛鳥京跡上層遺構では、内郭南のエビノコ郭に大極殿と4堂の朝堂を考える説がある。しかし、前者は掘立柱建物と大極殿の要件を欠く上に（大安殿か）、朝堂は未確認である。次に、令制下の朝堂は官司毎に朝座があるが、その成立は天武末年であろう。それ故、八省の官制が成立する「大宝令」以前の孝徳朝に多数「朝堂」の必然性はないが、天武朝なら不合理ではないとする。

近年、前期難波宮西北隅や外郭の調査では7世紀中葉の遺構・遺物、「戊申年」（648年）銘木簡などの発見が相次ぎ、孝徳朝難波長柄豊碕宮説が有力化しつつある。

他方、多数朝堂の解釈には、「大宝令」以降とは別の、口頭伝達による執政形態に求める説がある[3]。すなわち、文書主義が基本となる令制朝堂にあっても、文書を必要としない官司がある。令制下では内廷系の官司には朝座がないが、その理由は内廷官人は天皇に侍候するために意志伝達に文書は要せず[4]、必然的に朝座、延いては朝堂も不要という。これには文書と口頭伝達は相互補完との批判もあるが、右説に従うと、「朝堂」は文書主義が未確立の天武末年以前には遡らないことになる。この段階は大庭・庭（おおば）と呼ぶべきで、その正殿は大安殿であろう。藤原宮朝堂の祖形は前期難波宮であるが、原理は大きく異なる。

朝堂の数と首都副都　朝堂の数は14、12、8、4があり、令制下では12と8が基本である。中国の朝堂は東西2堂が基本であるから、古代朝堂の来歴が課題である。鬼頭説は新羅の影響を示唆するが[5]、今のところ独自色が強い。

平城宮には朝堂院が2区画あり、平安宮豊楽院と八省院の原型をなす。他方、藤原宮朝堂院は1区画であり、8世紀以降1系列の藤原宮型と2系列の平城宮型に分れる。平城京の陪都、難波宮やそれを移す長岡宮朝堂は8堂であるが首都、藤原・平城・平安各宮の朝堂は12堂である。朝堂の数は首都・副都の系列で明確な格差がある。（金子裕之）

〔注〕(1)奈文研『平城宮発掘調査報告XIV　第二次大極院の調査』1993年。(2)岸俊男「緊急調査と藤原京の復元」「朝堂の初歩的考察」「日本に於ける「京」の成立」『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。(3)早川庄八「前期難波宮と古代官僚制」『日本古代官僚制の研究』岩波書店、1986年。(4)吉川真司「難波長柄豊碕宮の歴史的位置」『日本国家の史的特質　古代・中世』思文閣出版、1997年。(5)鬼頭清明「日本における朝堂院の成立」『古代木簡と都城の研究』塙書房、2000年。

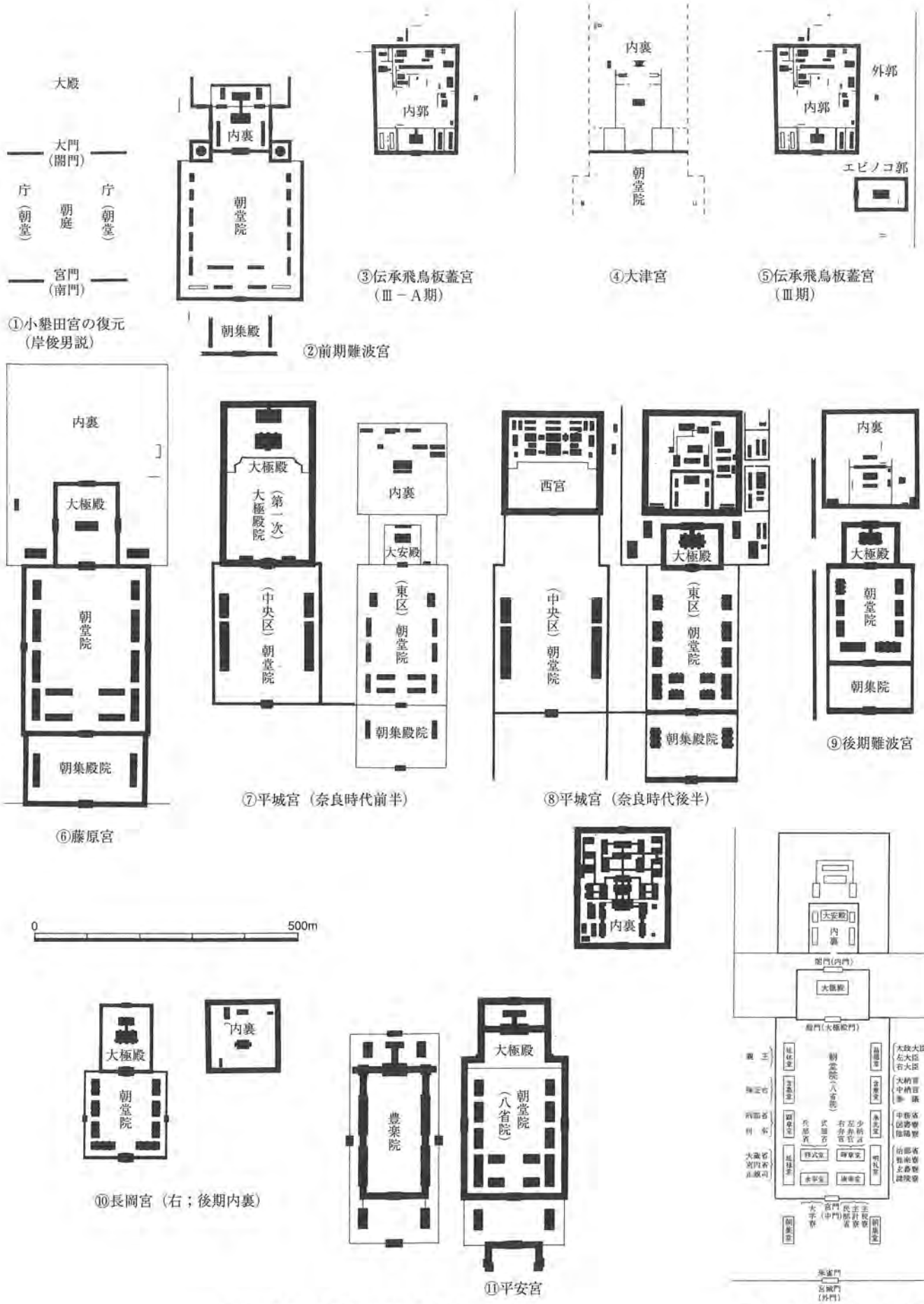

図1　大極殿・朝堂院の変遷過程

図2　内裏・朝堂院概念図

V-4 三部世界観の成立

京外の葬送地　藤原京では葬送地を都の周辺に設定した。「喪葬令」皇都条には「凡皇都及道路側近。並不得葬埋」とある。皇都への埋葬を禁止した本条は、生者と死者を分けることを明確に規定したもので、大宝令(701年)に遡る。中国の仙（僊）と人と鬼（死者）の世界を分ける思想にもとづくものであり、さらに、令制への進展によって古墳の構造や規模、埋葬位置などにも明確な格差が生じた。

最も重要な葬送地は、京の南西にある南西古墳群である。その範囲は東西約2km、南北約3km。これに次ぐのは東方の初瀬山、西方の葛城・二上山東麓である。墓誌によって天武・持統・文武三代に出仕したことが判明する威奈大村墓は二上山東麓（奈良県香芝市）にある。

逆転する北と南　平城京（710～784）や平安京（794～1185）では、天子南面の原則によって北方の葬送地が最も重要であったから、藤原京では南西を重視した理由を明らかにする必要があろう。これには前代からの慣習を受け継いだとする説、道教思想による説などがある。前者は、この地が7世紀前半から中葉にかけて天皇陵など重要な古墳群が集中する段丘などに接することを根拠とする。また後者は、天武天皇が壬申の乱（672年）では戦況を道教的方法によって占ったこと、道教の高位者名を諡号「瀛真人（おきまひと）」とすることなど道教思想に造詣が深いこと、道教経典の『真誥』には貴人が死後の昇仙に備え都の南方にある朱火宮で錬成すると説くことを理由とする[1]。

大内山陵が起点　いずれにしても、南西古墳群の成立が天武・持統合葬陵（檜隈大内山陵・野口王墓）の築造を契機（持統元(687)年10月）とする点でほぼ一致し、南西古墳群全体を天武・持統の陵園区とする見方もある[2]。唐では亡き皇帝のために陵前に神遊殿、献殿、寝宮など巨大な施設を建て、その周囲に広大な陵園区を設け、近親や功臣など特別の事情がある者に限って造墓を許した。この制度を南西古墳群にあてるのである。これとは別に、高松塚古墳を文武陵説が有力な中尾山古墳の陪葬墓とみる説もある。天皇ごとに陵園区を考えるのであろう。

昭穆制による解釈　いかなる原理に基づき南西古墳群内では陵墓を配置したのであろうか。昭穆制による解釈がある。昭穆制とは天子七廟。三昭・三穆の制ともいい、中国古代の祖先をまつる廟（みたまや）の順位を示す名である。左昭右穆（ぼく）制とも呼び、太祖の廟を中央に置き左側に二世・四世・六世と並べて昭といい、右側に三世・五世・七世とならべて穆という。この制では太祖が問題で、前漢の韋玄成注は基本を父子とする。天武・持統合葬陵を太祖とすると中尾山古墳や草壁皇子説がある束明神古墳は昭穆制とは左右が逆転するが、父子の関係であれば一致する。これは平城京北方にある、元明陵以下の陵でもほぼ同様である。これには女帝を父子の関係に含められるか否かや、墓誌がなく陵墓の比定は確証を欠く点など課題も残る。

なお、南西古墳群を陵園区とみる時、域内にある檜隈寺の位置づけが必要であろう。陵墓と寺院の関わりについては指摘があり[3]、唐二代皇帝の昭陵は「陵側建佛寺」（『旧唐書』巻4）とある。檜隈寺が充実するのは藤原宮期である。

都城に対して、仏教伽藍を浄土という小宇宙になぞらえることもあった。二上山東麓の加守寺では、寺域西側の一郭に金銅製蔵骨器を埋納している。平安時代の経塚造営にも一脈通じる行為であろう。ただし、年代が7世紀代か8世紀に下るのかは課題である。

国々との関わり　7世紀末から8世紀にいたる王権の姿は、諸国の動向にも反映しているようである。因幡国（鳥取県東部）では、因幡国府がある法美平野（鳥取県岩美郡国府町）には大和三山に対比される面影山、今木山、大路山がある。因幡国府推定地はその中央付近、中郷地区にある。推定規模は方約800m。調査は国府の一部に留まるために詳細は明らかにし難いが、規模を別とすれば国府推定地とそれを囲む情景は持統天皇の藤原京さながらである。

藤原京の縮尺版　これに関連して注目すべきは、初期の墓誌として有名な「伊福吉部徳足比売（いふきべとこたりひめ）」の埋葬地である。墓誌によると、徳足比売は伊福吉部氏の一族で文武朝に出仕。慶雲4(707)年2月に従七位下を受け、翌和銅元(708)年7月に卒した。和銅3(710)年に火葬の上、この地に葬るとある。采女として文武朝に出仕した有力豪族の子女が官位を受けた例としても著名な徳足比売の墓は、国府町宮ノ下の無量光寺の背後、稲葉山群の一支峰、宇倍野山にある[4]。ここは国府域の東南北に聳える峰々の北東側にあたる。方位はやや異なるとはいえ、国府域の外郭丘陵上に葬送地がある姿は、徳足比売が女官として出仕した藤原京の葬送地を想わせる。

さらに、因幡国府推定地の東南、岡益には寺院説が有力になった岡益石堂、終末期古墳である史跡梶山古墳などがある。いずれも7世紀代であり、この姿は飛鳥と藤原の関係に類似するようにもみえる。国府についても今後、こうした観点からの検討が必要であろう。　（金子裕之）

〔注〕(1) 福永光司『道教と古代日本』人文書院、1987年。(2) 河上邦彦「凝灰岩使用の古墳」『末永先生米寿記念戯献呈論文集』奈良明新社、1985年。(3) 藤澤一夫「墳墓と墓誌」『日本考古学講座第6巻　歴史時代（古代）』河出書房、1956年。(4) 鳥取県教委『因幡国府遺跡発掘調査報告書Ⅰ～Ⅷ』1973～88年。

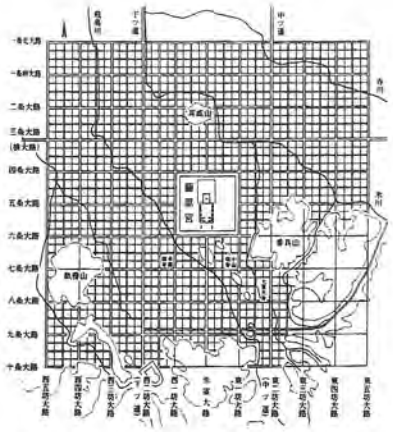

図1　藤原京条坊復原図（1/125000）

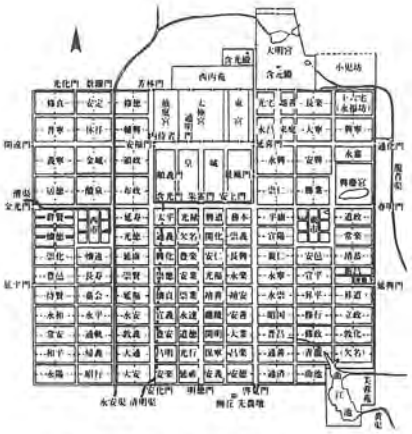

図2　唐長安城復原図（1/200000）

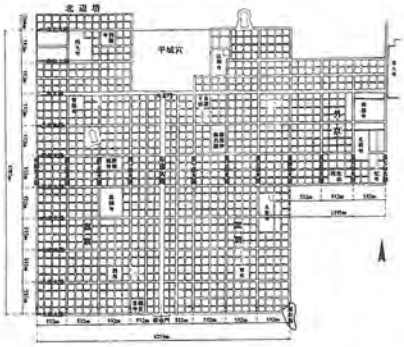

図3　平城京条坊復原図（1/125000）

写真1　終末期古墳
（奈良県石のカラト古墳全景）

写真2　称徳山荘の火葬墓
（9世紀）

写真3　藤原京周辺の蔵骨器

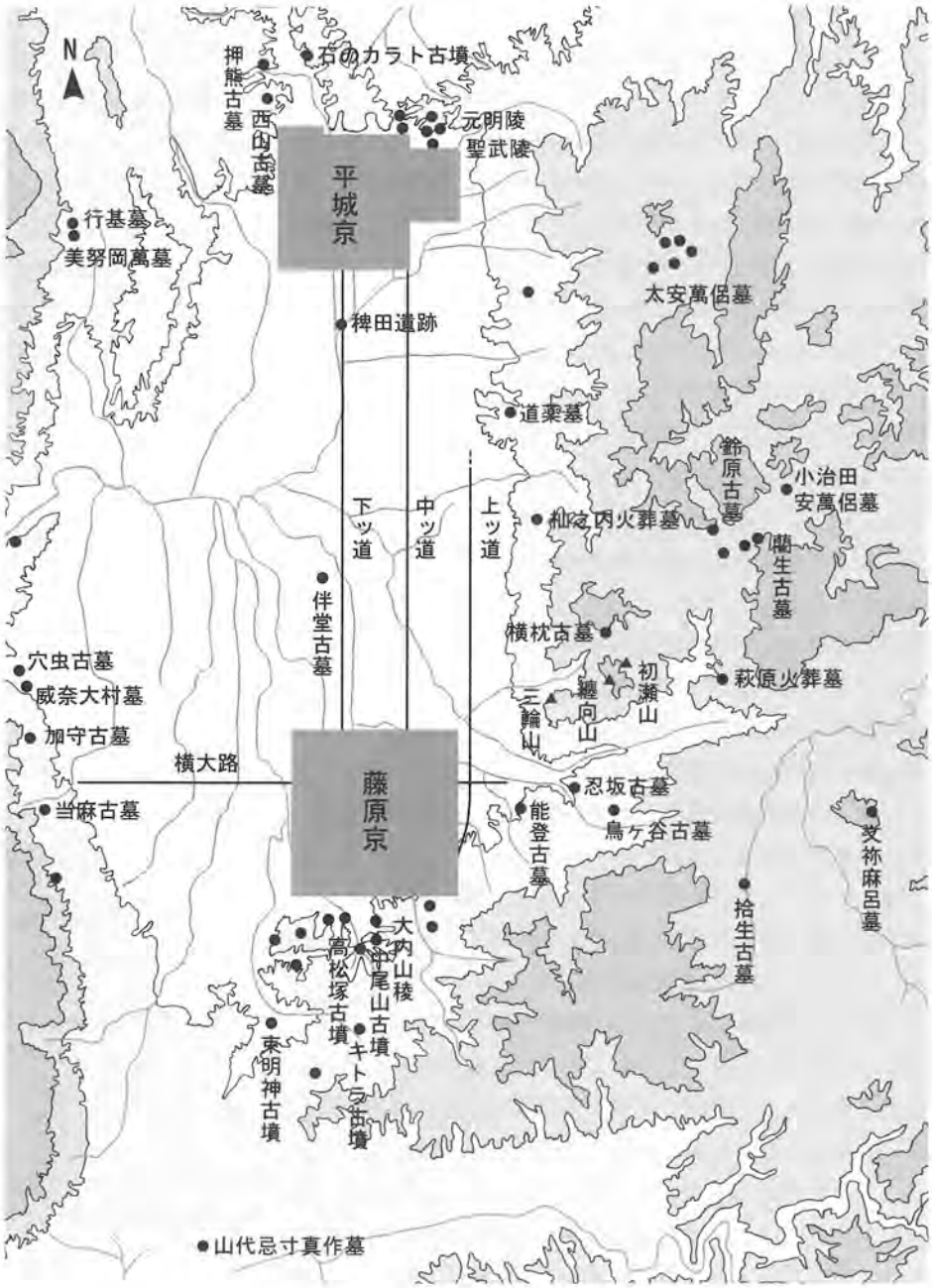

図4　藤原京と平城京の葬送地

V-5　宮内の曹司

曹司とは　曹司は行政実務や諸雑務を分掌した官衙であり、宮内の各所や京内の一部などに設置された。ここでは主に平城宮内の諸曹司（図１－①・②）について紹介する。

平城宮の曹司　発掘調査で所在位置が特定されている曹司には、内裏東方の造酒司、佐伯門付近の左右馬寮、東区朝堂院南方の式部省（奈良時代前半および後半）と兵部省（奈良時代後半）、神祇官（奈良時代後半）がある。

また、確証はないがほぼ間違いないとされている曹司として、「寺請木簡」や墨書土器「羹所」が出土した中央区大極殿院北方官衙地区の大膳職、墨書土器「内裏盛所」が出土した内裏北方の内膳司、西宮兵衛の食料関係木簡が出土し、兵衛の詰所と推定される内膳司推定地東隣の官衙地区[1]がある。

木簡や墨書土器などの出土遺物から、付近にその所在地が想定できるものとして、東区大極殿院東隣の陰陽寮、東院西部の縫殿寮・主水司や東宮坊、若犬養門付近の雅楽寮、建物が復元されている内裏東方官衙地区の宮内省[2]がある。宮内省推定地東方の通称塼積官衙地区（現在遺構展示館として公開）では、「公事」および「私事」とヘラ書きされた塼が出土し、太政官に比定する説がある。しかし、奈良時代の太政官院は、平安宮の太政官曹司のような官衙ブロックを構成する（図４右）のではなく、朝堂院そのものを指していたことが明らかになってきており[3]、平安宮との対比では、位置的に中務省かその被管官司である可能性を指摘する説もある[4]。

曹司の構造　平城宮内の各曹司の建物構成は、廂付の主要殿舎を中心として、その前後左右に短舎や長舎を配し、掘立柱塀や築地塀で周囲を囲繞するのを基本とする。二官八省などの宮の中枢部門を担う曹司と現業部門に属す曹司とでは、その建物配置に差がみられる。各曹司の職掌に応じた建物構成が採用されたのであろう。

前者の例に、兵部省と式部省がある（図１－⑥・⑦）。両曹司は、東区朝堂院地区の南、壬生門を入った両側に位置し、同規模で同様の建物構成をとっている。250尺（約74m）四方に築地塀をめぐらし、北から80尺の位置で東西塀によって敷地を南北に二分している。区画内の建物は全て礎石立ちであり、北側では東西棟が３棟並び、南側では南北に廂をもつ建物を中心にコの字型に殿舎が配置されている。ここで注意しておきたいのは、このような建物配置が現れてくるのは、平城宮遷都当初からではなく、奈良時代後半になってからという点である。奈良時代前半のこの地はほぼ空閑地であり、奈良時代前半の式部省はさらに東隣（式部省東官衙地区）に存在していた[5]。

一方、現業部門の曹司では、正殿を中心とする整然とした建物配置をとらず、造酒司のように何らかの作業スペースと考えられる空閑地が比較的広く存在している点に特徴がみられる（図２左）。

塼積官衙下層遺構　前述の通称塼積官衙は、塼を積み上げた基壇外装を伴う特異な曹司であり、前述したように太政官に比定する説もある。この曹司の下層では、掘立柱建物群（奈良時代初期）が検出されており、正殿・前殿・東西の両脇殿からなる左右対称のコの字型配置が復元されている（図１－⑧）[6]。この下層遺構の建物配置と国庁配置（長舎型：Ⅵ－3参照）との系譜関係を想定する説もあるが[7]、この下層建物群の配置復元案に対する疑義や同じ配置が継続する国庁配置との違いが指摘されており[8]、この曹司の建物配置復元やその性格については今後の検討を要する。

藤原宮・平安宮の曹司　平安宮では数種類の宮城図によって宮内の曹司の位置が復元されており（図４左）、基本的には平城宮のそれが踏襲されていたことが知られている。したがって、平城宮内の未知の曹司を平安宮の宮城図を使って、ある程度推測することができる。

平安宮へ継承されていった平城宮の曹司配置は、奈良時代後半の段階のものであった。前述のように、規格的な左右対称のコの字型配置をもつ曹司が現れてくるのは奈良時代後半であり、それ以前の様相はかなり異なっていた可能性が高い。８世紀後半にこのような変化が生じた要因はいったい何であったのか、今後の調査の進展が期待される。

藤原宮内の曹司の様相はあまりよくわかっていないが、西方官衙地区は長大な建物で構成される特徴や平城宮との類似性から馬寮に比定されている（図３右）。この藤原宮の曹司には長舎が多用されている。初期の地方官衙の殿舎にも長舎が多く、共通した特徴が認められる。今後、政庁はもちろん、曹司ブロックについても、宮城と地方官衙との比較検討を進めていく必要がある。　（志賀　崇）

〔注〕(1) 図書寮の可能性もある。(2) 物的証拠がなく、また建物や門の規模から、宮内省本体ではなく、宮内省被管官司のいずれかの可能性が指摘されている。(3)「太政官院」でおこなったとされる大嘗祭の遺構が、東区朝堂院地区の朝庭部分から５時期分検出されている。(4) 渡辺晃宏『平成12年度～平成14年度科学研究費補助金基盤研究（C)(2)）研究成果報告書　日本古代宮都の官衙配置の研究』2003年。(5) 奈文研『1992年度平城宮跡発掘調査概報』1993年。同『奈良国立文化財研究所年報　1997－Ⅲ』1997年。(6) 町田章『平城京』ニュー・サイエンス社、1986年。(7) 阿部義平「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。(8) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

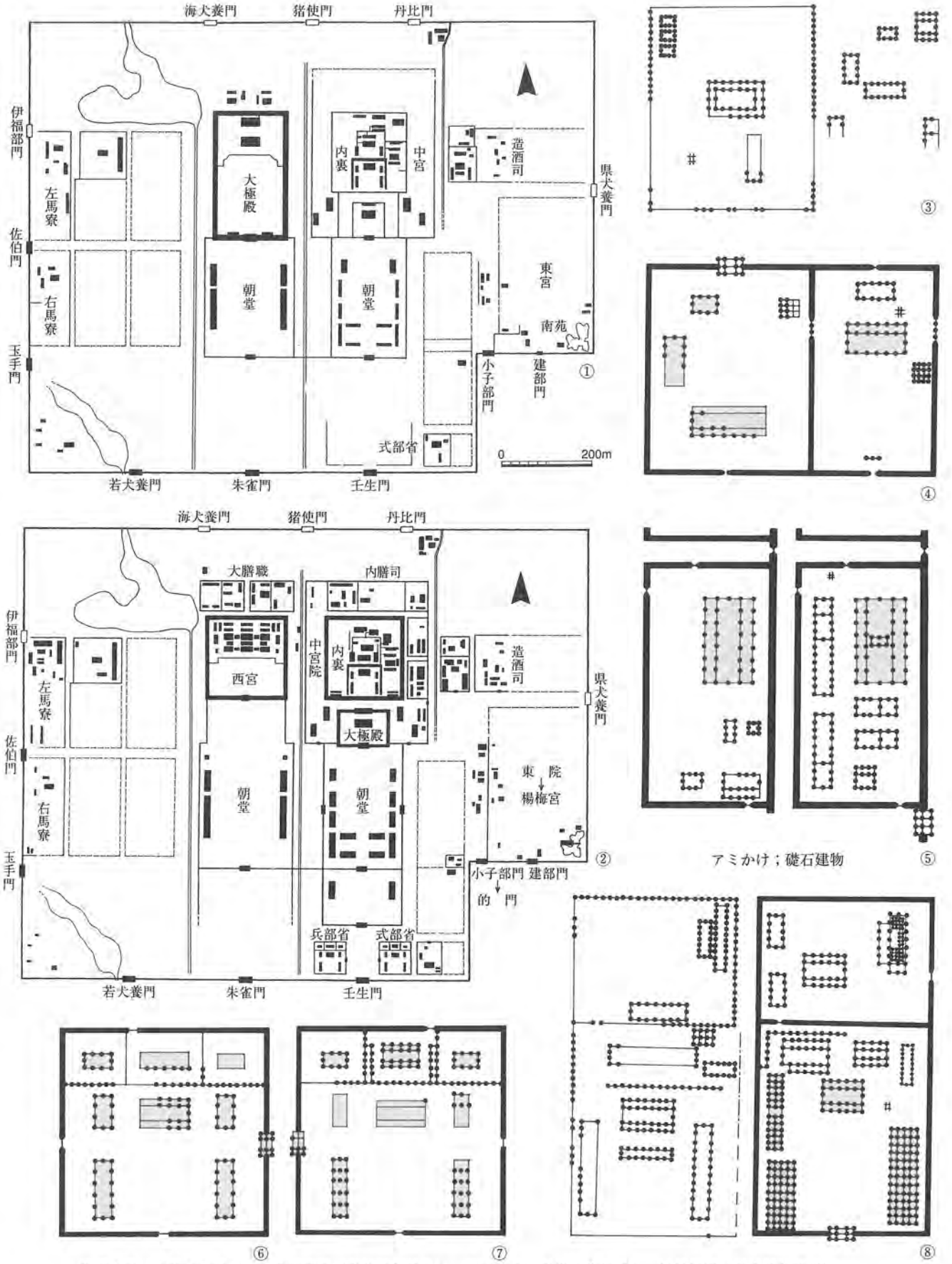

①平城宮（奈良時代前半）　②平城宮（奈良時代後半）　③式部省（奈良時代前半）　④神祇官（奈良時代後半）
⑤宮内省推定地（左；下層　右；上層）　⑥兵部省（奈良時代後半）　⑦式部省（奈良時代後半）
⑧塼積官衙（左；下層　右；上層）　③～⑧；1/2000

図1　平城宮の曹司

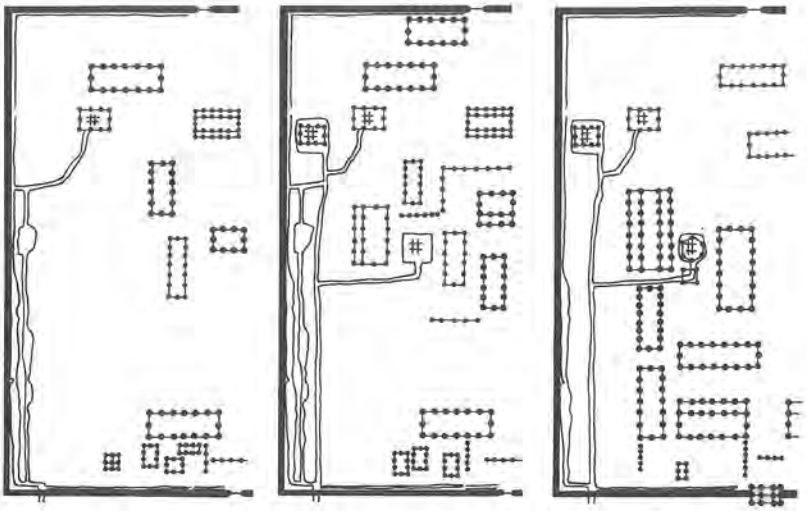

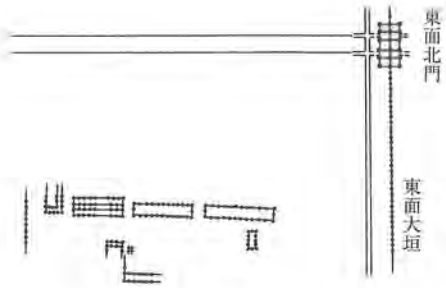

（左；1/2000　右；1/4000）

図2　平城宮造酒司（左）と
藤原宮東方官衙

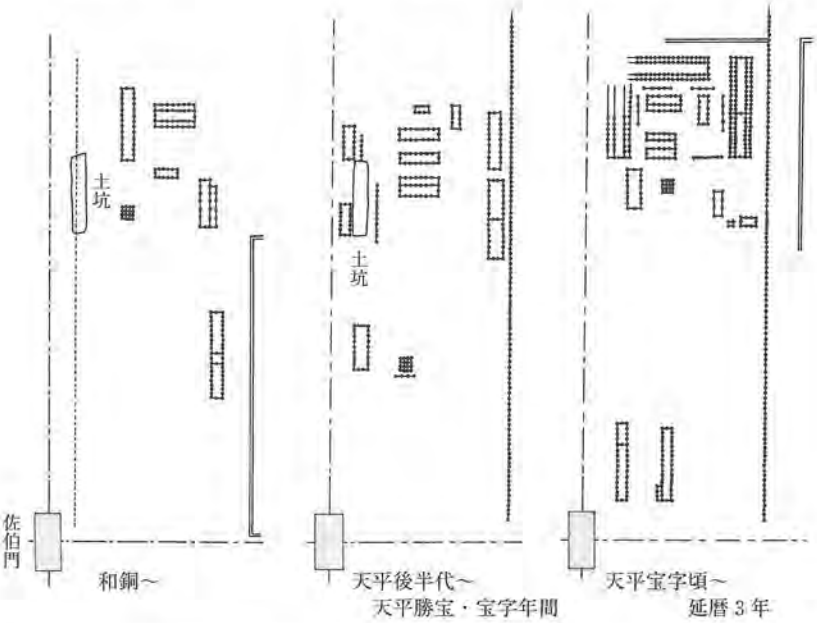

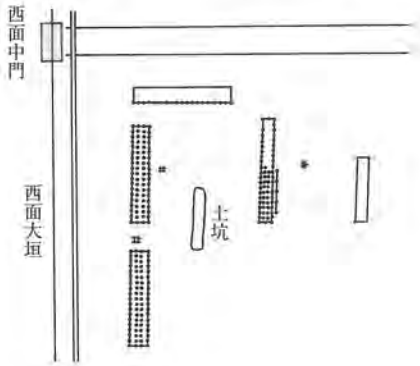

アミかけ；礎石建物

図3　平城宮左馬寮（左）と
藤原宮馬寮（1/4000）

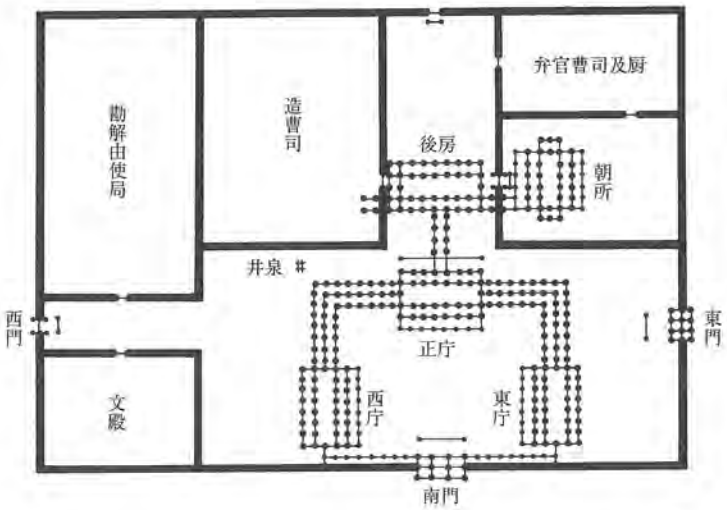

（1/2000）

図4　平安宮推定復元図（左）と
裏松固禅『大内裏図考証』による太政官図

Ⅵ　国府

Ⅵ-1　国府の空間的構成

Ⅵ-2　国府跡調査の手がかり

Ⅵ-3　国庁

Ⅵ-4　曹司

Ⅵ-5　国司館

Ⅵ-6　国府の景観

Ⅵ-1　国府の空間的構成

国衙　地方の上位行政単位である国にはそれぞれ国の役所がおかれた。この役所の諸施設を指す学術用語の概念や用語法は研究者によって異なる点がある。また、文献史料にみえる用語についてもその語義が限定的に用いられているわけではない。そこで、ここでは以下で用いる用語の概念を整理しておく。

まず、国の行政執行機関ないし政庁（国庁）およびその周辺に設けられた実務的官衙（曹司）やそれらの施設の汎称として国衙の語を用いることにする。これは郡衙（郡家）の用語に対応する。

国庁　国衙の中枢をなす政庁の一院を国庁と呼ぶ。「仮寧令外官及使人聞喪条」「儀制令凶服不入条」や『日本三代実録』貞観14(872)年正月乙酉条などの史料にみえる「国庁」「廳事」に相当する。郡衙の政庁である郡庁の語に対応する。国庁は儀式や饗宴あるいは政務の場として用いられた。

遺構の上では、周囲を塀や溝などで囲繞した方形の院を形成しており、大型の建物群が左右対称のコの字型または品字型に配置されるという共通点がみられる（Ⅳ－3参照）。すなわち、国衙では最も特徴的な施設であり、その遺跡を国の役所と判断する上で最も有力な指標になる。

曹司　国庁とは別に、国衙の行政実務や役所の機能の維持・運営に関わる業務などを分掌する機関およびそれに伴う施設群を曹司と呼ぶ（Ⅳ－4参照）。この語は宮城の諸官衙の呼称法に対応する。

『扶桑略記』天延4(976)年6月18日条に「近江国分寺大門倒、二王悉破損、国府庁并雑屋卅余宇顛倒」とみえる「雑屋」がこの曹司の施設に相当すると考えられる。遺構の上では、周囲を塀や溝などで囲繞した院、または建物群がひとまとまりになった官衙ブロックが各曹司に対応すると推定しうる。ただし、部分的な発掘成果では、曹司か後述する国司館かの識別が容易でない場合が多い。

『続日本紀』天平11(739)年6月癸未条にみえる「国府兵庫」や「上野国交替実録帳」記載の「府院諸倉」などの収納施設や、Ⅵ－4で述べる近江・伊勢国衙の例にみられるような饗宴・儀礼など特殊な用途に用いられたと推定される施設もここでは仮に曹司に含めておくことにする。

曹司には、国庁の付近に設けられたものと、遠く離れた場所に別置されたものとが存在した。前者には、諸曹司全体を国庁とともに溝や築地塀などで囲繞するもの、各曹司を国庁とは別に集中的・計画的に配置しているもの、各曹司が独立・分散的に設けられているものとがある（Ⅵ－4参照）。

国司館　中央派遣官である国司（四等官・史生）らが宿泊滞在する施設を指す。国司らはそれぞれ別の国司館を設けていたことが『万葉集』などから知られる。国司館は、饗宴や執務の場としても利用された（Ⅵ－5参照）。

国府　国衙、国司館[1]、国衙で労役に従事する徭丁らの宿所、国衙を守備する軍団兵士の宿所、国学の学校[2]、市、民家[3]など、国衙関係の諸施設が営まれた地区を示す。旧来の慣例に倣い国府の語を用いる。

国府は京に対応する。しかし、国府にはいくつかの主要街路が設けられているが、条坊制的方格地割が確認されている例はない。また、この国府概念は、旧来考えられてきた方八町というような外郭線が定められた特定の領域の存在を前提としておらず、京のような独自の行政的単位を指す概念ではない。ただし、ある範囲が国府域と意識されていた可能性はある（Ⅵ－6参照）。

この国府の範囲に関連して、木下良氏は「国府域とその外側の国分寺など国府に密接な関連が予想される遺跡群を含めた範囲」を「国府（関係）地域」と呼称している[4]。こうした国府地域というエリアを明確に指し示す文献史料や考古資料が存在するわけではないが、国府と周辺地域との関係を把握するうえでは参考になる概念である。ただし、国府の範囲自体を把握することが容易でないので、国府の範囲と国府地域とを明確に区別できない場合が多い。

（山中敏史）

〔注〕(1)『令集解』公式令諸司奏事条には「(略) 為府内有館也」とあり、国府内には数か所に国司館が設けられていたことがうかがえる。(2)『三代実録』元慶2(878)年9月28日条には「紀伊国言、今月廿六日亥時、風雨晦暝、雷電激発、震於国府庁事及学校并舎屋、被破官舎廿一宇、縁辺百姓四十三家」とあり、国衙の近くに学校があったことがうかがえる。下総国府の一角を占めるとみられる千葉県須和田遺跡では「博士館」の墨書土器が出土しており、国学博士の宿泊施設も国衙周辺に設けられていた可能性がある。また、山口県天田遺跡からは、国学でおこなわれた儒学者を祀る儀式を示す「釋奠」の墨書土器が出土している。この遺跡は周防国庁推定地から1.3kmほどの距離に位置している。これらの考古資料も、学校が国府またはその近くに置かれていたことを示唆する例である。(3) 注(2) 所引の『三代実録』の史料にみえるように、官舎の縁辺に百姓の民家が存在したこともあった。(4) 木下良「地方都市　国府－総論－」『講座考古地理学2　古代都市』学生社、1983年。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

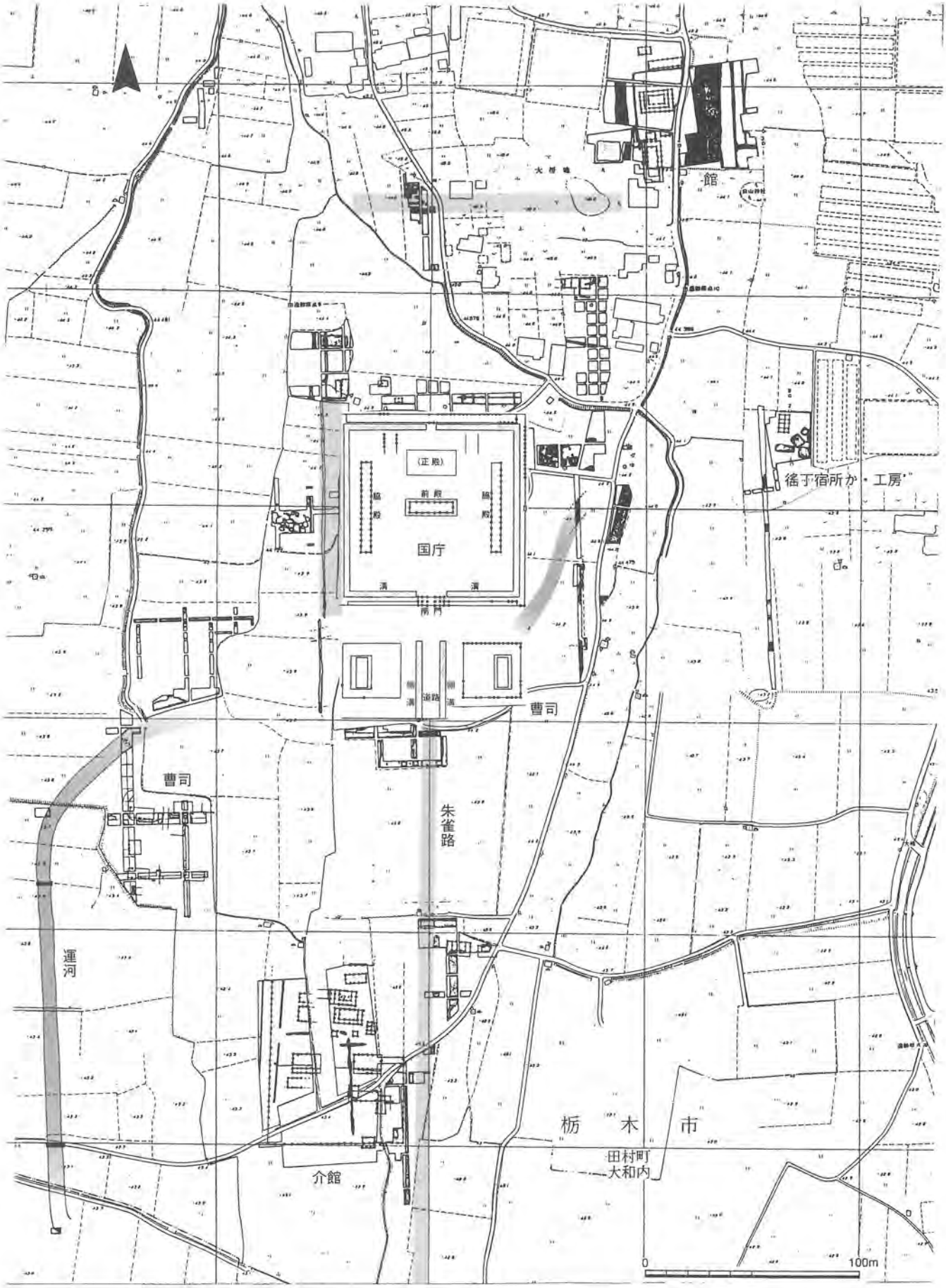

図1　下野国府遺構配置図

Ⅵ-2　国府跡調査の手がかり

文献史料　10世紀中頃編纂の『和名類聚抄』には、国府所在郡が記されている。これによってどの郡内に国府が置かれていたかを絞ることができる。ただし、移転後の国府所在郡を記したとみられる例もある。

地名　国府の具体的な位置比定の手がかりの一つとされているのが地名である。それにはまず「国府（コウ・コクフ）」「古国府（フルコウ）」「庁（チョウ）」「国庁（コクチョウ）」「国衙（コクガ）」などの地名がある。また、中世以降の府中が古代の国府跡を踏襲することも多く、「府中（フチュウ）」の地名も国府関連地名である。

国衙行政が変質した平安後期以降には、国政執行の必需物であった国印や鎰は単に律令的権威の象徴にすぎないものとなり、神格化されて神社に祀られることもあった。「印鑰・印役・印薬（インヤク・インニャク）」地名や印鑰神社などはそれに由来するもので、国府の所在地を示す可能性が高いとされている。ただし、古代末以降の状況を示しており、8世紀以来の国府所在地と直結するとは限らない。

また、山口県周防国府跡の「朱雀（シラカ）」や讃岐国府推定地の「青龍」は、国府に伴う主要街路にちなむ地名と考えられている。高知県土佐国府跡に残る「ダイリ」の地名は、宮城の内裏との関連が考えられ、国衙が「大君の遠の朝廷」と歌われた（『万葉集』4112）ことと結びついた地名と推定されている。

このほかに、下野国庁の正殿推定地や武蔵国庁推定地などの神社名として残る「ミヤノベ」「ミヤノメ」も、国庁跡地を示すものとして注目されている。

上記のような地名は国府跡比定の有力な手がかりとなるが、たとえば周防国府跡に残る地名をみると、宝暦年間にはなかった地名が明治期の字名に登場したり、以前の地名が別の場所に付けられている例がみられる（『官衙Ⅰ』Ⅸ－1参照）。このように、地名には後世において改変・創作がおこなわれたり、場所が移動したりしたものもある。したがって、その地名がいつまで遡るものかを探るとともに、他の手がかりとなる資料とあわせて国府比定地の根拠とすることを心がける必要がある。

国分二寺・大光寺（大興寺）　各国に置かれた国分寺・国分尼寺は国家によって造営された仏教施設であり、国内統治の精神的な支柱として、行政の拠点である国府の近くに造営されることが多かった。この国分二寺は、出土瓦や基壇等の遺存、法灯を継ぐ現国分寺などによってその所在地の判明している例が多いので、この国分二寺の所在地が国府跡比定の手がかりともされている。ただし、国によっては、国府と国分二寺とは6㎞以上離れている場合もあり、また国分寺の比定自体が確実性に欠ける場合もあるので、一つの参考資料として扱うのが無難であろう。

また、大光寺（大興寺）の寺号や地名の存在も注目されている。隋代には国都を大興城と呼び、地方官寺を大興国寺と称した。大光寺はこれに関わる寺名とみられ、その近くに国府が所在したことを示唆する資料とされている。伊豆国府や能登国府の推定地には国分寺に転用された大興寺があり、若狭国府推定地には太興寺跡があり、遠江国府に近接する大宝院廃寺も別名大光寺と呼ばれていたらしい[1]。

総社　11世紀後半以降になると、国司は神社を巡行しておこなっていた神拝から、諸神を一か所に合祀してそこに神拝するようになる。この諸神合祀の神社が総社であり、平安後期の国府付近か国府内に設けられた可能性が高いことから、この神社所在地も国府跡推定の手がかりとされている。三河国府跡では、この総社のすぐ東脇で国庁が検出されている。このほかに、国庁神・府中神・六所神社なども国府比定の際に注目されている。

地割・交通路　従来、国府の比定では、条里地割や道路などの地割や河川の人為的な流路変更のみられる場所なども注目されてきた。それは、主に、国府が都城の縮小版としての方格地割を伴うものとする旧説により、条坊道路の痕跡や方八町の国府域を囲繞する施設の痕跡を見いだそうとして着目されてきたものである。しかし、後述するように、これまでの発掘調査例では、国府には条坊制的方格地割を見いだせず、また、条里地割に基づいて設定されたとみられる国府域の確例も検出されていない。したがって、旧来のような視点から地割を検討し国府域を推定するような方法はあまり有効とは言えない。

ただし、国府にもいくつかの主要な道路が存在し、また、築地塀などを巡らした国庁や曹司・館の院もみられるので、そうした道路や囲繞施設の痕跡が現存あるいは古地図上の地割として遺存している可能性はあろう。また、国府は駅路と水上交通に利用された河川との結節点など交通の要衝に設けられていることが多い。したがって、駅路に比定できる古道の位置も国府の重要な比定材料となる。

考古資料　遺物や土壇・礎石・土塁などの遺構の分布は、上記の歴史地理学的な資料による比定をより確かなものとするうえでも大きな意味を持つ資料である。とくに国庁では瓦葺が採用されている例が多いので、瓦類の分布集中地点などは極めて有力な候補地となる。　（山中敏史）

〔注〕(1) 山中敏史「国府郡家の構造と機能」『静岡県史　通史編1』静岡県、1994年。

〔参考文献〕藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館、1969年。木下良『国府』教育社歴史新書、1988年。

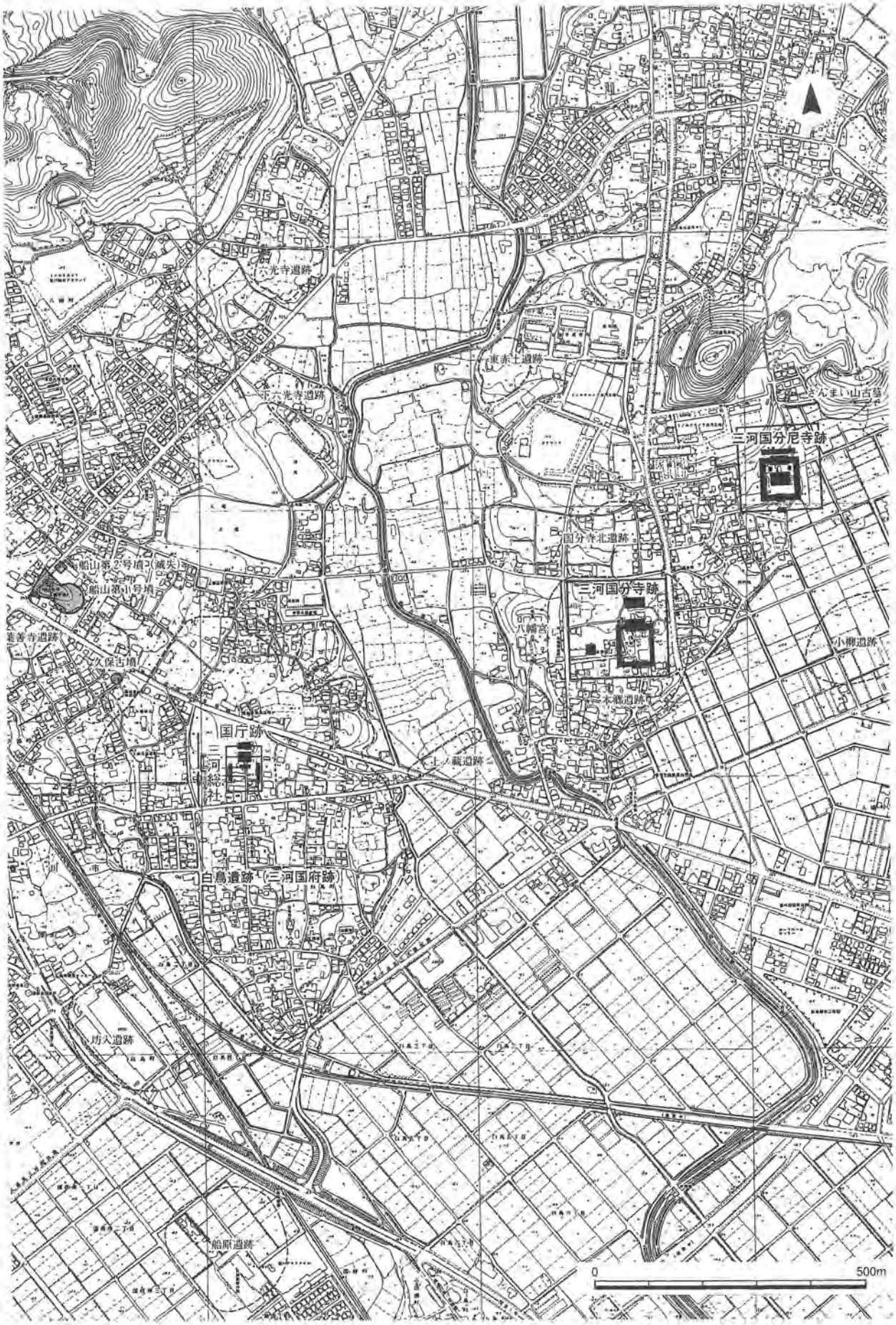

図1　三河国府とその周辺

Ⅵ-3　国庁の構造と機能

建物構成　国庁跡は、これまでに陸奥（宮城県多賀城跡）・出羽（秋田県秋田城跡・山形県城輪柵遺跡）・下野・三河・美濃・伊勢・伊賀・近江・伯耆・出雲・美作・筑後・肥前・肥後・日向などの諸国で検出されている。この国庁の建物配置には次のような特徴がみられる。

中枢殿舎である正殿、その前方の前庭、左右の脇殿、正殿正面の門、周囲を囲繞する塀を主要な構成要素とする。後述する大宰府政庁型では脇殿は2棟ずつで構成される。

正殿の前後には準構成要素として前殿・後殿が配されている例が多い。しかし、ほとんどの国庁では9世紀以降には前殿を伴わない。このほか、伯耆国庁のように脇殿の前後に楼閣か高床倉庫とみられる総柱建物を伴う例、多賀城政庁などのように後殿の左右に建物を配す例もある。

建物配置　国庁は周囲が塀や溝で囲繞された一院を形成している。その北寄り中央に正殿を設け、その前面の前庭を挟んで左右に脇殿を配置した左右対称の整然とした建物配置をとる。中には伊勢・近江国庁のように、高度の地割計画にしたがって建物が配置されている例もある。また、前殿を伴う国庁では、後述する国庁院のほぼ中心位置に前殿を配置するという計画性が認められる例が多い。

国庁の建物配置は次の3類型に大別できる。

長舎型；脇殿が長大な建物でコの字型配置をとる。最も一般的なタイプである。下野・三河・美濃・伊勢・近江・伯耆国庁などの例がある。中には、伊勢・近江国庁のように、正殿・後殿・脇殿を軒廊で結んだ構造や規模の点で酷似している例もある。ただし、本類でも、脇殿と正殿との位置関係、正殿・後殿の規模等、細部には違いがみられる。

大宰府政庁型（脇殿4棟型）；脇殿を左右2棟ずつ配置したコの字型配置をとる。大宰府政庁に類似した構造をとる。肥前国庁・伊賀国庁の例があり、筑後枝光国庁[1]も同様の配置が推定されている。筑後朝妻国庁は長舎型に含めうるが、脇殿を2棟ずつ配置しているのは本類の変化形として造営されたことによるものかもしれない。

城柵政庁型；正殿と桁行の短い両脇殿が品字型に配置される。陸奥国庁、出羽国庁（城輪柵遺跡）の例があり、美作国庁も7×4間の片廂付東西棟を南北に向い合わせに配置した東向きの品字型配置とみられる[2]。

陸奥・出羽国庁のように南門外側左右に建物を配置している点も本類型の特徴として注目されている[3]。ただし、大宰府政庁型と推定されている筑後枝光国庁にも同様の建物が見られるので、城柵政庁型以外にも門外の建物を設けた例があるのか否かの検証が今後の課題となる。

上記のように国庁の建物配置には3類型がみられるが、いずれの類型でも主要な殿舎や囲繞施設はほぼ同じ位置で建て替えられる例がほとんどで、多賀城政庁例などを除き、基本的に同じ建物配置が長期にわたって踏襲されている。したがって、柱穴や礎石据え付け痕跡などがほぼ同じ位置で重複して検出されることが多く、各時期の遺構を峻別する詳細な調査が必要となる。

8世紀前半以来存続してきた国庁は、10世紀頃に廃絶または移転し、構造が大きく変化するという傾向がある。

国庁院の向きは、東向きの美作国庁を例外として、他はすべて南面している。そして、肥前国庁例がやや西偏する以外は、ほぼ真北方位で造営されている。

国庁院の規模　国庁院の規模は、東西70～90mほどの例が一般的である。この規模は、方半町程度の規模を有する郡庁院に対して、上級官庁としての国庁の格式を反映したものと考えられる。ただし、筑後朝妻国庁のように一辺130mを超える例や、東西40mほどで小規模な郡庁の規模と変わらない伊賀国庁の例まで、ばらつきもみられる。

こうした国庁院の規模の差は、大国・上国は三等官庁、中国・下国は四等官庁とされていること、『令集解』元日国司条には中・下国の守にあたる六位長官は「止受郡司賀」とあること、伊賀国庁は下国の例であることを勘案すると、国の等級をある程度反映している面があったかもしれない。しかし、下国とはいえ伊賀国庁が郡庁と同レベルの規模であること、一方、中国の日向国庁は上国の国庁に似た規模を備えている[4]ことなど問題が残る。

主要施設の構造と変遷　国庁の主要建物は国府の中でも大型の部類に属するものが多い。正殿は身舎桁行5間でほとんどの例が廂付建物である。しかし、廂構造には四面廂（三河・伊勢国庁）、片廂（陸奥・伯耆国庁）、三面廂（伊賀国庁）など各種があり、構造は一様ではなく、また変化している例が多い。近江・伊勢国庁では、正殿の方が脇殿より一段高い基壇を伴っていたと考えられており、伊賀国庁でも、掘立柱建物段階の正殿・脇殿の柱掘りかたの深さの差から、正殿が脇殿より高い基壇を伴う建物であったと推定できる。このように、正殿は中枢殿舎として脇殿より格の高い構造になっていたとみられる。

脇殿は、長舎型国庁では桁行が10間以上に及ぶような長舎構造をとる点に特徴がある。脇殿の多くは側柱建物とみられているが、建物の構造はその使われ方とも関わるので、城柵型政庁の脇殿にみられるような間仕切や床束の有無、馬道の有無などを十分に調査検討する必要がある。

『令集解』儀制令凶服不入公門条によると国庁の門は公門とされている。その門形式は、下野Ⅱ期国庁のようにやや変則的な五間門とされている例もあるが、八脚門を基本

①美濃国庁　②伯耆国庁（Ⅲ期）　③下野国庁（Ⅱ期）　④近江国庁　⑤伊勢国庁　⑥三河国庁（Ⅰ期）
⑦大宰府政庁（Ⅱ期）　⑧肥前国庁（ⅡB期）　⑨筑後枝光国庁　⑩日向国庁　⑪伊賀国庁（奈良後半）
⑫美作国庁（Ⅰ期）　⑬秋田城政庁（出羽国庁）（Ⅱ期）　⑭多賀城政庁（陸奥国庁）（Ⅰ期）
⑮城輪柵政庁（出羽国庁）　⑯筑後朝妻国庁

図1　国庁の諸例

形式としていたとみられる。

国庁の主要建物は創建時には掘立柱建物構造をとっており、礎石建物に変わる時期は8世紀後半ないし9世紀代に下る例が多い。囲繞施設も当初は掘立柱塀で後に築地塀に造り替えられる傾向がある。ただし、伊勢国庁のように掘立柱建物が存在しない例や、陸奥・筑後国庁のように当初から築地塀とされている例もある。また、下野国庁の脇殿のように、9世紀後半以降に再び掘立柱建物に変わっている例がある点にも留意しておきたい。

こうした礎石建物化に伴って、下野・伯耆国庁のように、前庭あるいはその一部が舗装整備された例も確認されている。これは前庭空間が拡げられ、儀礼空間としてより重視されるようになったことを意味し、前殿消滅とも関わる。旧地表が遺存していない場合には舗装の確認は容易でないが、柱掘りかた・抜取穴や溝の埋め土などの状況から砂利敷などの舗装を推測できる場合もありうる。

国庁の主要建物は、当初は非瓦葺であるが、8世紀中葉から後半以降に正殿・脇殿などで瓦葺が採用されている例が多い。したがって、瓦の分布状況は国庁位置推定の有力な手がかりとなる。ただし、陸奥国庁のように瓦葺が8世紀前葉に遡る例もあり、瓦葺採用の契機や造瓦体制など瓦の受給関係については国ごとに実態を分析する必要があろう（Ⅲ－2参照）。また、瓦葺は礎石建物化と一体的に進められたわけではない点にも注意を喚起したい。

儀礼・饗宴空間としての国庁　上記のように、国庁には細部に違いがみられるが、郡庁と比較すると、各国共通した建物配置が採用されていたことがわかる。その建物配置には、大極殿・朝堂院や内裏内郭といった宮城中枢施設、あるいは大宰府政庁との類似性が認められるので、国庁の構造はそうした施設を祖型として省略・変形・合成して造り出されたものと考えることができよう。そこには中央政府の強い関心・関与がうかがえ、天平宝字3(759)年に頒下された「国分二寺図」（『続日本紀』天平宝字3年11月甲子条）と同様、「国庁図」のような形での規格の指示や技術指導がなされていたことも推定しうる。

上記のような類似した構造が各国の国庁に採用されているのは、国庁がそれぞれの国情に即した行政実務にふさわしい施設として造営されたというよりも、宮城中枢施設に似た儀礼・饗宴空間としての画一的な利用に対応する施設として設けられたことを示すものであろう。すなわち、天皇のミコトモチノツカサとして赴任した国守が、国家権力の威信を在地の郡司層以下に誇示する儀礼の場、あるいは「化外民」や「蕃客」に対する外交・饗宴の場としての国庁の機能が最も重視されていたことを推定できる。

この儀礼・饗宴の場としての国庁のありかたは、儀制令元日国司条にみえる元日朝賀の儀式にその一端をうかがうことができる。すなわち、この儀式では、宮中の元日朝賀に準ずるような形で、①国守が属僚・郡司らを率いて朝廷への服属を誓うための拝礼、②天皇のミコトモチとしての国守に属僚や郡司らが拝礼、③国司と郡司ら地方豪族との饗宴、と続く。この儀式では正殿は大極殿に相当する施設として機能したと推定できる。この儀式と結びついた饗宴は、郡司ら地方豪族の服属儀礼の一環としても位置づけられていた。

こうした儀礼の内容を直接復元できる考古資料は少ないが、国庁やその周辺から出土する食器群には饗宴に伴うものが含まれているとみられ、その器種構成などの分析によって、饗宴の実態や変化を復原することも可能となろう。そして、国庁での饗宴とⅥ－5で述べる国司館での饗宴との違いや相互の関係などについても今後検討が深められることを期待したい。

このほかに、国庁は吉祥悔過の法会などの場としても利用されたことが知られる（『延喜式』巻21玄蕃寮）。

政務の場としての国庁　上記のように国庁は儀式・饗宴の場としての利用を第一として設けられたが、同時に政務の場としても機能していた。多賀城政庁や筑後枝光国庁などで陶硯類が検出され、下野国庁西外側の土坑から多数の木簡が出土していることは、国庁において文書作成を含む政務が執行されていたことを示している。間仕切された脇殿、後殿やその周辺の建物などが曹司の正庁的な機能を果たしていたことも考えられよう。

今後は、政庁と曹司地区とにおける陶硯類のあり方の違い、国庁から廃棄された木簡のあり方などから、国衙曹司での実務と国庁での政務のあり方との異同などについて分析を深めていくことも課題となる。

このほかに、国庁の前では笞打ちの刑罰も執行された（『日本文徳天皇実録』仁寿3(853)年3月壬子条）。

（山中敏史）

〔注〕(1) Ⅱ期国庁とされているものであるが、Ⅰ期とされる国庁は国庁と言えるか疑問も残るので、ここでは所在地を付して表記し、Ⅲ期国庁とされているものは朝妻国庁と呼ぶことにする。(2) 秋田城政庁も脇殿位置が未調査であるが、本類に含まれると推測できる。(3) 阿部義平「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。(4) 日向国庁の場合は辺境国との政治的関係から上国同等の規模が採用されたとも考えうる。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

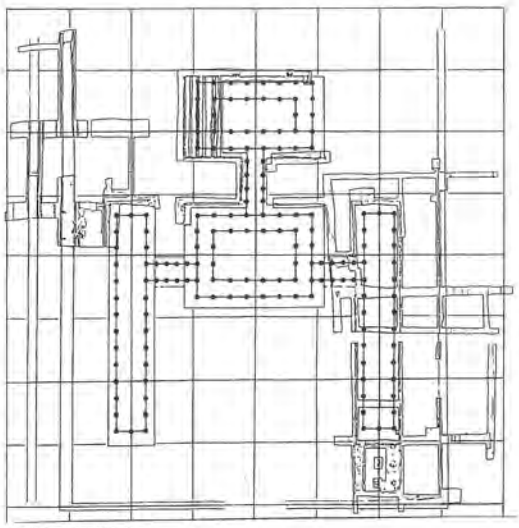

近江国庁復元図

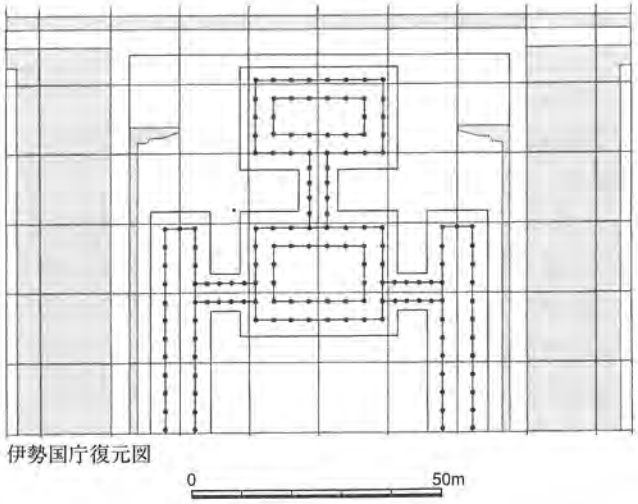

伊勢国庁復元図

図2　近江国庁と伊勢国庁

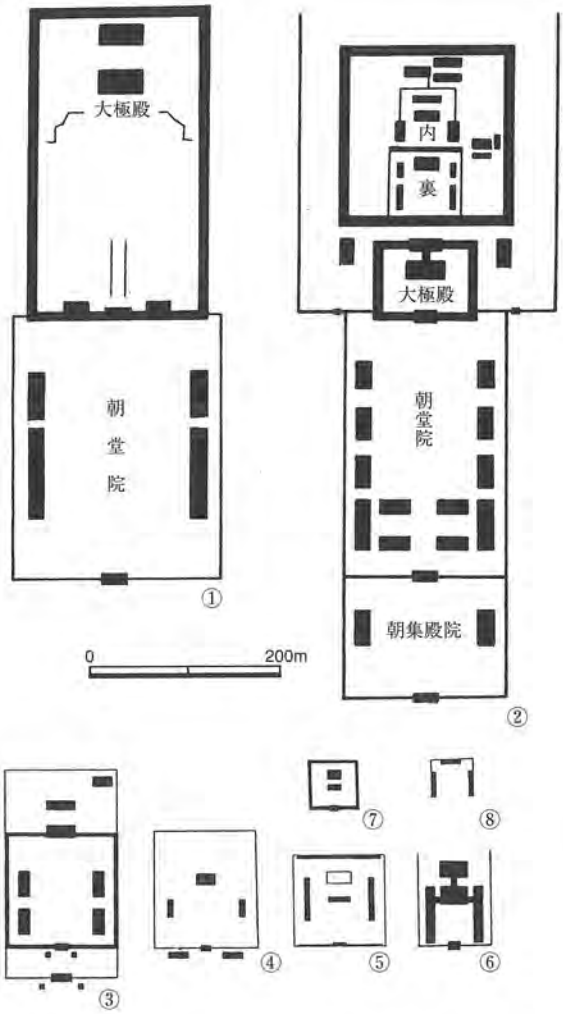

①平城宮中央区朝堂院　②平城宮東区朝堂院
③大宰府政庁　④多賀城政庁　⑤下野国庁
⑥近江国庁　⑦常陸国鹿島郡庁（神野向遺跡）
⑧美作国久米郡庁（宮尾遺跡）

図3　政庁構造の比較

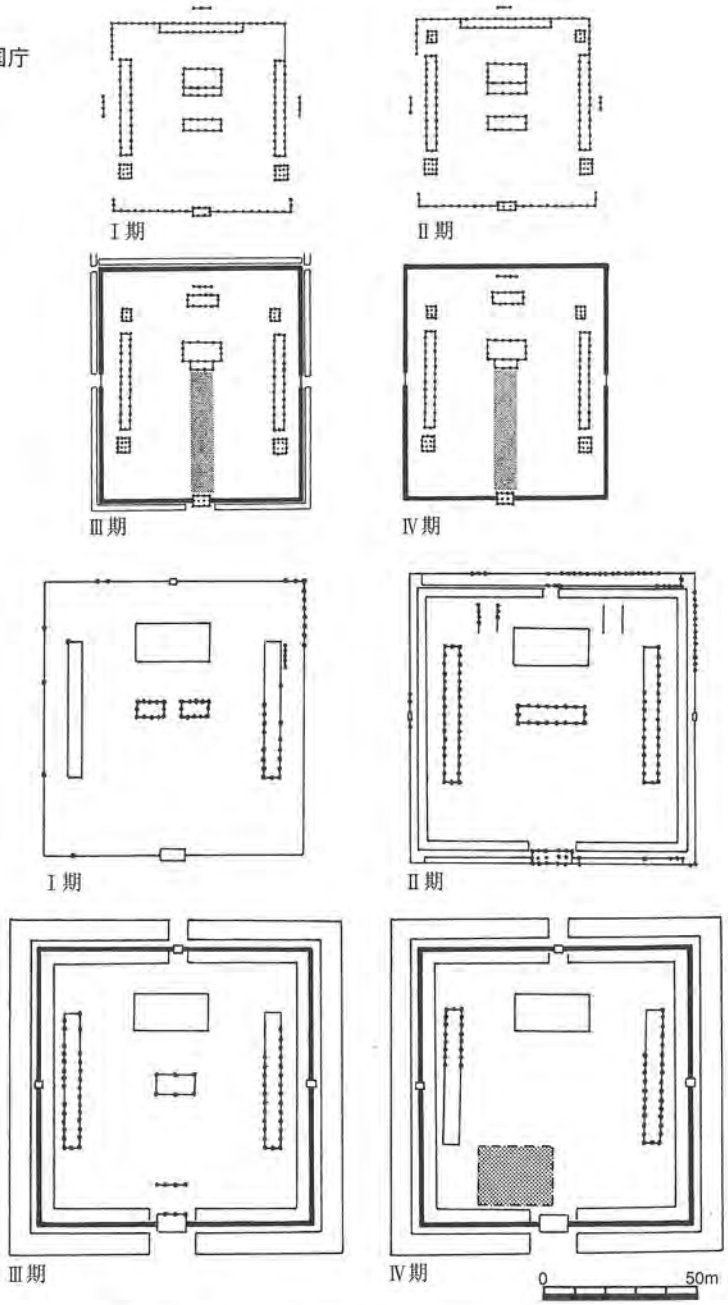

図4　国庁の変遷（上；伯耆国庁　下；下野国庁）

Ⅵ-4　曹司

曹司の占地形態　国庁の周辺部に設けられた曹司群の占地形態は次の3類型に大別できる。

〔Ⅰ類〕　諸曹司が国庁の周囲に一体的に整然と配置され、全体を溝や築地塀などで囲繞した明確な国衙域を形成しているもの。中枢部に国庁を置き、その周囲を溝や塀で仕切るなどして各曹司の区画が設けられるという構造で、宮城内や大宰府の曹司の占地形態に似ており、宮城型とも言いうる。これまでの検出例では、この国衙域は一辺200～300m程度の方形を呈している。

滋賀県近江国衙跡では、築地塀を巡らした東西2町・南北3町の国衙域が推定されている。この内部に国庁や諸曹司群が整然と配置され、南辺には門が存在したとされている。鳥取県伯耆国衙跡では、大溝を巡らした東西273m・南北227mの方形区画の東南部に51mの東張り出し部のある国衙域が確認されている。内部には、国庁をほぼ中央にして、その周りで方形の曹司区画が検出されている（図1）。

ただし、Ⅰ類の場合でも、国衙域内の曹司だけで国衙の諸機能が果たされていたわけではなく、国衙域周辺部にも数か所の曹司ブロックが設けられている。

〔Ⅱ類〕　国庁とは一体的に配置されてはいないが、曹司が計画的な地割に従って集中配置されているもの。

伊勢国庁の北方では建物群が120m四方の方格地割に従ってそれぞれ院を形成し配置されていたとみられている。しかし、これら曹司群全体を囲繞する施設はなかったらしい。ただし、この建物群中には国司館が含まれている可能性もある（図3）。

〔Ⅲ類〕　各曹司は溝や塀で囲繞された院を形成したり、囲繞施設を伴わない場合でも建物がひとまとまりの群をなしているが、各曹司は独立・分散的に設けられており、Ⅰ類のような国庁・曹司群を囲む明確な囲繞施設はなかったとみられるタイプである。散在型とも言いうる。下野・筑後・肥前国衙跡などの例がある。

国庁周辺の主要街路に沿うような形で設けられている例もあるが、必ずしも統一された地割計画のもとには配置されておらず、肥前国衙のように曹司ブロックごとに建物方位が異なっている例もある（『官衙Ⅰ』15頁図2）。

このⅢ類の場合には、国衙の範囲は官衙施設がまとまりをもって分布する範囲という形でしか把握できない場合が多く、その範囲はⅠ・Ⅱ類の国衙域の規模をはるかに上回り、数百mから1km以上の長さに及ぶ場合もある。

また、このタイプの場合には、国庁や諸曹司が他の施設の分布域から空間的に分離されたあり方を示しているとはかぎらない。すなわち、国庁と曹司、曹司と曹司との間に、国司館や徭丁らの居所あるいは民家などが介在していた場合もありうる。筑後国衙では、風祭地区の曹司と介の館とみられる国司館とが並置されている状況が明らかにされている。このように、国庁・曹司と国司館あるいは民間施設とが混在し、国衙の範囲と国府の範囲とが重なり合い、両者を空間的に分離できない場合も少なくない。したがって、国庁、国衙、国府は、都城にみられる「大極殿・朝堂院」「宮城」「京」に対応するような三重の枠組み・範囲を示すとはかぎらない。

このように、国衙跡の調査に着手する場合には、宮城のような方形区画のイメージを一元的に思い浮かべるのでなく、各国衙の立地する地形や歴史的環境などに制約された多様なあり方を示す可能性も念頭に置いた調査計画を立てなくてはならない。

城柵型の国衙　宮城県多賀城跡や岩手県城輪柵遺跡の場合には、国庁にあたる政庁を中央部に置き、周辺に曹司が配置され、その国庁・曹司群全体を柵木や築地塀などで囲む構造になっている。その規模は、多賀城跡では一辺約700mから1000m以上の不整形、城輪柵遺跡では一辺約720m以上の方形で、他の国衙域の数倍に及び、国府の範囲に匹敵する規模となっている。

これらの曹司のあり方はⅠ類に含まれるともいえる。しかし、多賀城では内部には兵舎とみられる竪穴建物群なども設けられている点で、城柵型の国衙としての特徴を示している。おそらく蝦夷との緊張関係に対応して、他国では国衙域外に置かれた曹司や曹司以外の諸施設の多くも郭内に取り込んだ形になっていたのであろう。

曹司の構造　全体像が明らかな曹司の例は少ないが、曹司は複数の建物群で構成されているのが一般的であったとみられる。曹司によって方位が異なる国衙でも、これらの各曹司ごとの建物群は、方位を揃え、計画的な建物配置をとる様相がうかがえる。中には、福岡県筑後国府跡風祭地区や島根県出雲国府跡国庁北側地区の曹司のように、40尺・10尺単位の高度な地割計画が復原されている例もある。また、伯耆国衙では曹司地区からも廂付建物が検出されているように、各曹司では中核となる殿舎を設け、複数の建物でおこなわれていた下部組織の実務をそこで統括する形をとっていた可能性が高い。

『朝野群載』巻22「国務条々事」には「税所」「大帳所」「朝集所」「健児所」「国掌所」「政所」などがみえ、国衙行政は多くの「所」で遂行されていた。下野国府跡出土の8世紀前半の木簡にも「藤所」とあり、「某所」の出現は国衙成立期に遡ることが知られる。ただし、上記の「某所」が、それぞれ独立した曹司にあたるか、またそれぞれ独立

図1　伯耆国衙遺構配置図

図2　近江国庁と惣山遺跡

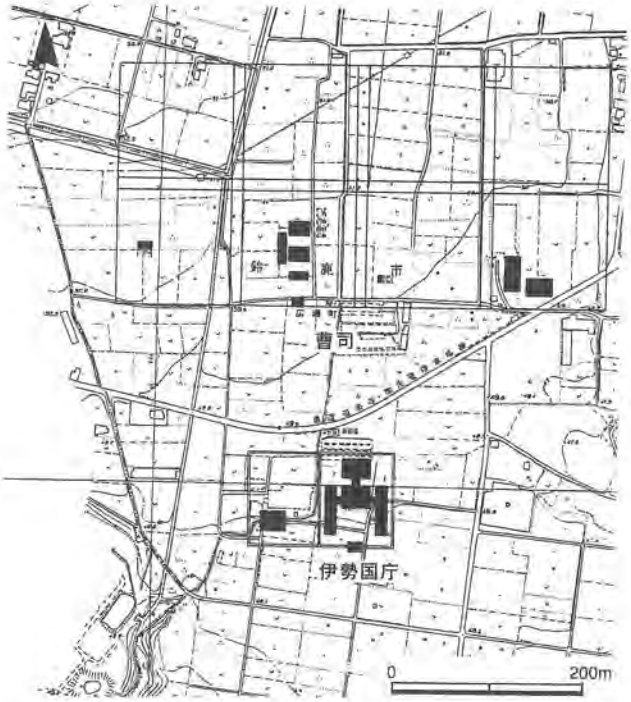

図3　伊勢国庁と曹司

した官舎を伴っていたか否かについては検討を要する。

曹司の変遷　伯耆国衙域内の曹司には、4期の変遷がみられるが、8世紀末から9世紀にかけて、国庁の整備と一連の改作がおこなわれている。これらの曹司はその位置からみて国庁と直接的な関わりを持っていたと考えられ、そのため国庁と一体的な改作がおこなわれた可能性がある。こうした曹司の変遷のありかたも、その曹司の機能を考える上で重要な手がかりとなりうる。

上記の伯耆国衙の例は建物配置が比較的踏襲されている例であるが、出雲国衙の国庁北側地区や筑後国衙の風祭地区の曹司のように、建物構成や建物配置が大きく変化し、国庁に比べて踏襲性や継続性が希薄な例が一般的である(図5)。筑後国衙の例のように、造営方位が時期によって変化している例もある。こうした曹司の変化は実務内容の変化や機構改革等に対応して施設の改変がおこなわれたことを示すのであろう。

この曹司の変遷は、国によって、また曹司によって多様であるが、一般的に8世紀前半期の曹司の施設は少なく、8世紀中頃以降に官舎が新設・増築され拡充されるという傾向が認められる。たとえば伯耆国衙の例では、8世紀末ないし9世紀以降に建物数の増加や礎石建物への変化がみられる。

このような曹司の変遷は、国衙機構の拡充と実務の独立分化が8世紀後半ないし9世紀以降に進行したことを示すものと考えられる。前述した「所」にもこの時期に成立したものが多かったと推測される。裏返せば、8世紀中頃までは、国衙を構成する曹司あるいはその下部組織の数が相対的に少なかったことを示唆している。前掲Ⅰ類のような明確な国衙域を伴う例が少ないのは、多くの国衙の場合、当初から国衙域が確保され諸曹司が分化し整備されていたのではなく、8世紀後半以降の国衙行政の整備拡充に伴って、曹司の諸施設が、街路沿いなどの適当な場所を選びながら、順次新設・増加されていった過程を物語るものであろう。

曹司における行政実務　曹司でおこなわれた行政実務としてはまず第一に文書・帳簿作成をあげることができよう。天平5(733)年の「出雲国計会帳」によると、各種の文書が中央政府に申送されていたことがみえる(史料3)。曹司にはこうした多数の帳簿や文書の作成を業務としていたものがあったと考えられる。兵庫県但馬国府跡からは、「官稲」「造寺米残」「租未進」「田租」「佐須郷田率」「田公税帳」などと記された平安前期の題箋軸の木簡が出土している(図9)。これらは、「税所」「田所」「収納所」「検田所」などで作成された帳簿類とみられている[1]。

各部署における文書作成実務の実態解明には硯も有力な手がかりとなるが、その分析作業はまだ緒についた段階といってよい。

次に、租税の徴収・管理・貢進、国衙の運営・維持に関する諸物資・経費の調達やその出納事務などの実務をあげることができる。

但馬国府跡出土の(表)「式部卿」(裏)「□文」と書かれた題箋木簡は、式部卿の封戸を管轄していた曹司の存在を示す資料である。

静岡県藤井原遺跡や御幸町遺跡は調煮堅魚の加工センター的な役割を担っていた集落跡と推定されている(X－5参照)。駿河国の調煮堅魚荷札木簡に国衙公文様書風がみられるように、そうした調庸物の調製や合成、税物の勘検には国衙も関与していたことが知られ、国司の指揮の下に実務を担当した曹司が存在したとみてよかろう。

近江国衙域から南東に400mほど離れた滋賀県惣山遺跡では、7×4間の礎石立ち瓦葺の大型総柱高床倉庫12棟以上を直列に配置した官衙ブロックが検出されている(図2)。正倉とは異なり、その性格は判然としないが、このように物資出納に関わる曹司も存在した。ただし、このような特異な倉庫群は近江国だけの特殊例かもしれない。

また、鳥取県不入岡遺跡(Ⅱ期)では、並列配置された長大な建物群が検出されている(図8)。これらは建物の格式や構造、出土遺物が寡少なこと、河川に隣接した立地などからみて、輸京する調庸物などを一時的に集積・保管した施設であったと推定しうる。この地は伯耆国衙から1.5km離れているが、徴税関係曹司にはこのように国衙から別置された施設も存在したとみられる。

工房を伴う曹司　発掘資料によって判明している曹司の業務内容には鉄製品などの物品製作がある。周防・近江・美作・筑後・相模国府跡などでは鍛冶工房跡が検出されており、鉄製品製作にあたる曹司が存在していたことを示している。伯耆国衙跡からは鏡の鋳型、下野国府跡では漆篦とみられる木製品が出土しており、銅製品鋳造や漆関係の工房も存在したことが知られる。

こうした工房を伴う曹司には、天平6年度「尾張国正税帳」にみえるような年料器仗の生産にあたっていたものも存在した(史料1)。「買進甲料皮」と記された下野国府跡出土木簡は、甲の材料である皮を国衙に貢進させていたことを示すものである(写真2)。弘仁13(822)年閏9月20日の太政官符(『類従三代格』巻6所収)には「造年料器仗長」や「造年料器仗丁」がみえ、これらの工人を国衙工房に集めて武器製作等に従事させていたとみられる。茨城県鹿の子C遺跡は、常陸国衙の管轄下で年料器仗の製作などにあたっていた曹司の実態を示す好例である。

この鹿の子C遺跡は、工房や工人らの宿泊施設とみられ

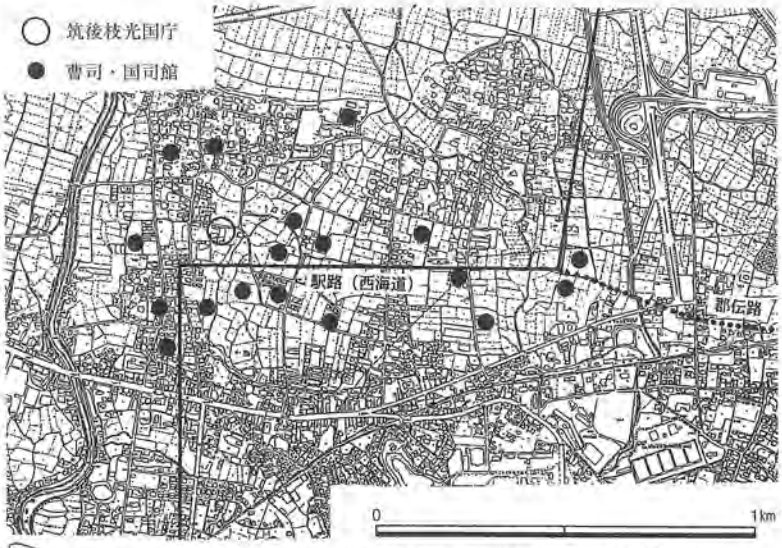

図4　筑後枝光国庁と曹司・国司館の分布

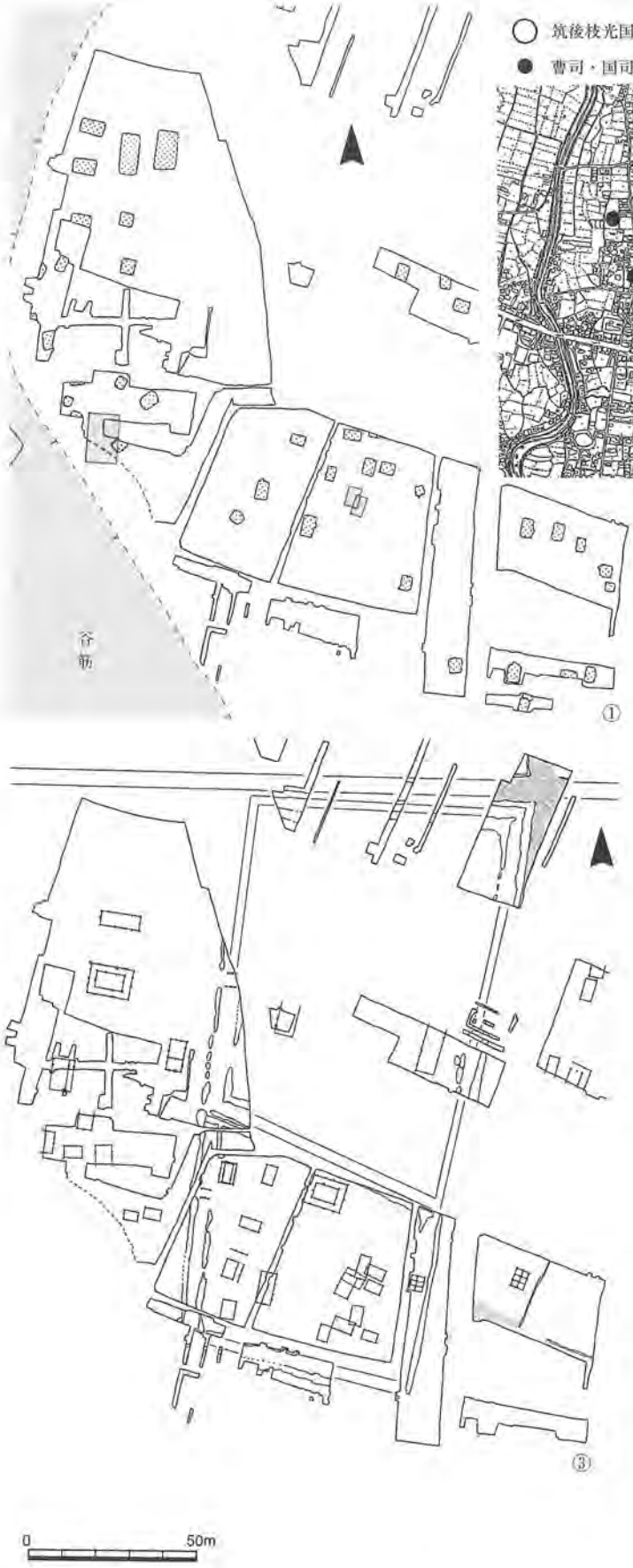

①Ⅱ期　②Ⅲ期　③Ⅳ期

図5　筑後国府井葉・風祭地区曹司の変遷

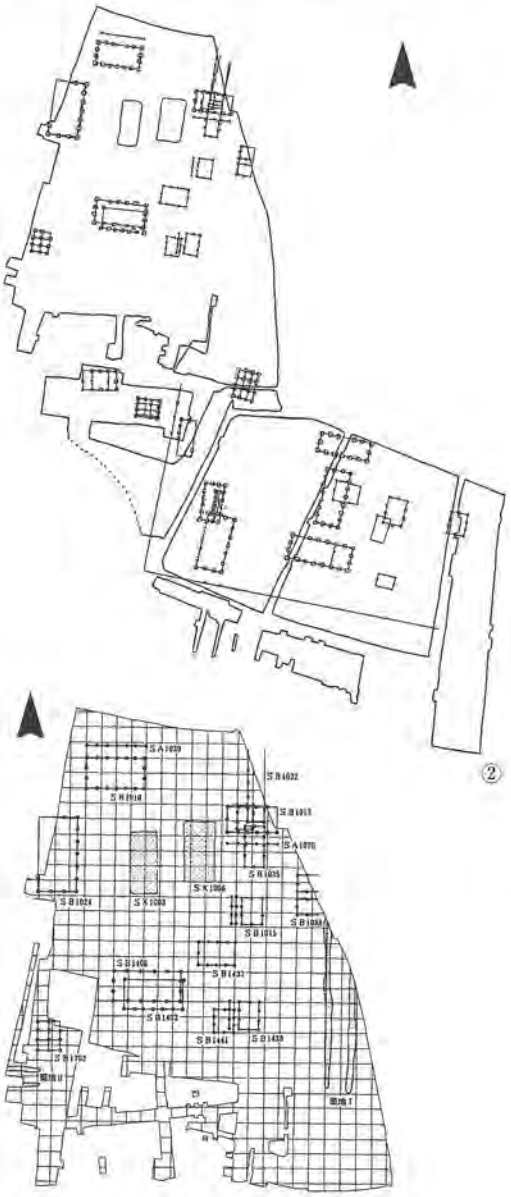

升目は10尺方眼地割

図6　筑後国府風祭地区Ⅲ期の建物配置

る竪穴建物群と、生産量の管理や工人らの監督にあたった国司あるいは雑任らの執務棟、製品の収納倉庫とみられる掘立柱建物群とで構成されている。また、「矢作家」「鞘作」の墨書土器（図10）から、分業生産がおこなわれていたこともうかがえる。物品製作の現業を担当する曹司では、このように工人組織や諸施設がある程度分化していた可能性がある。したがって、工房群が検出された場合には、管理部門にあたる施設の有無確認や作業内容による組織分化の実態解明も重要な課題となる。

工房を伴う曹司には国衙から離れた場所に置かれたものもある。陸奥国衙直営の製鉄工房跡と考えられている宮城県柏木遺跡は、多賀城の東方約4km離れた場所に位置している。また、栃木県三毳窯は下野国衙の官営瓦窯とみられている（Ⅲ－2参照）。こうした工房関係の曹司は、その原材料などを入手しやすい場所などに別置されることが多かったとみてよい。また、下野国府跡出土木簡に「造瓦倉所」「造厨□」がみえるように、官衙施設の造営を担当する臨時的な曹司が設けられることもあった。

このほかに、製紙や紡織を担当する曹司も存在した（史料2）。これらを遺構として識別する指標や方法はまだ得られていないが、静岡県御殿・二之宮遺跡から出土している「綾生」の墨書土器は、遠江国府内またはその近くに紡織関係曹司が存在していた可能性を示している。

国厨家　国衙には食事の供給にかかわる曹司も存在した。下野、三河、相模、周防、薩摩国府跡などで出土している墨書土器の「国厨」は、国衙の厨家の備品であることを示している。この厨家を国厨家と仮称する。国厨家は、郡厨家と同様、食膳準備や食糧・食器の調達・管理を職務としていた曹司であったとみてよい。

国厨家の業務としては、元日朝賀などの公式行事に伴う饗宴などの食膳準備をまずあげることができよう。また、『万葉集』（4250）には越中国の介の館で大帳使大伴家持を送る「国厨之饌」が催されたことがみえ、『朝野群載』巻22「国務条々事」には「新任之吏。著國之日。以後三箇日之間。必有二調備供給一。」とあるように、国司館での宴にも国厨家が動員されることがあった。

この国厨家は下部組織を備えていた。秋田城跡出土の墨書土器「厨上」「酒所」、下野国府跡出土の漆紙文書にみえる「炊所」は、国厨家に上・下の組織や、いくつかの「所」があり、それらが業務を分割しておこなっていたことをうかがわせる資料である。

また、国厨家は、国衙域の一郭を構成する施設のほかに、出先施設も備えていた。大宰府の場合には、主厨司が出先機関として津厨を置き、厨戸396烟を抱えていた。福岡県海の中道遺跡はその厨戸の集落と考えられている遺跡である。ここでは製塩や漁業がおこなわれていたことが判明しており、塩や海産物を大宰府に貢進していたものと推察されている。

この大宰府の場合と同様、国衙で消費する食料の調達にあたっても、別置された国厨家の下部組織が大きな役割を果たしていた可能性が高い（Ⅹ－4参照）。

交易　国内の行政や官衙の日常的な維持運営に必要な物資を調達する手段として交易は重要な位置を占めていた。国府市や国府津はその交易活動の主要な場であった。

周防国府跡では、古代の海岸線に近い「浜ノ宮」や「船所」地区で、港湾施設とみられる掘立柱建物群や舟着き場状の護岸施設が検出されている。岡山県百間川当麻遺跡も備前国の国府津などの可能性が指摘されている遺跡である。こうした交易活動の拠点にも物資の調達・輸送などの業務を担当する曹司が置かれていたとみられる。

非実務的曹司　このほかに、近江国庁東側、伊勢国庁西側、下野国庁南側などでは、基壇を伴う大型の礎石建物を配した一院が検出されている（図2・3、129頁図1）。近江・伊勢国の例では国庁に準じた規模の院を形成し瓦葺建物を伴っている。これらの官衙ブロックは、行政実務を分掌した通常の曹司とは異なる様相を示しており、饗宴あるいは儀礼のような特殊な利用を目的とした施設であった可能性が高い。とすれば、国庁での儀式とこの官衙ブロックでの饗宴または儀式との施設の分化を意味することになるが、その性格究明は今後の課題である。今後、他の国府跡でもこうした官衙ブロックが検出される可能性があろう。

曹司は上記のように各種の職務を分掌している。その実務内容の違いなどに起因して、各曹司の建物群の構造・規模や配置は多様であり、国庁のような定型的な建物配置を見いだすことは困難である。したがって、工房跡など特殊な遺構や遺物が検出される曹司以外では、限定された発掘区の検出遺構だけから国衙の曹司を識別することは容易でない。また、国衙行政に伴う諸業務は、国庁周辺の曹司で遂行されるばかりでなく、国衙から離れた場所に別置された曹司によっても国衙機能は維持されていた。その意味では、国庁、国司館、他の国庁周辺の曹司との関係、別置された曹司との関係、出土遺物の特徴などを総合的に検討して初めて、その曹司の性格付けが可能となると言ってよい。

（山中敏史）

〔注〕(1) 寺崎保広「但馬国府の木簡」『日高町文化財講演会記録』1、1989年。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

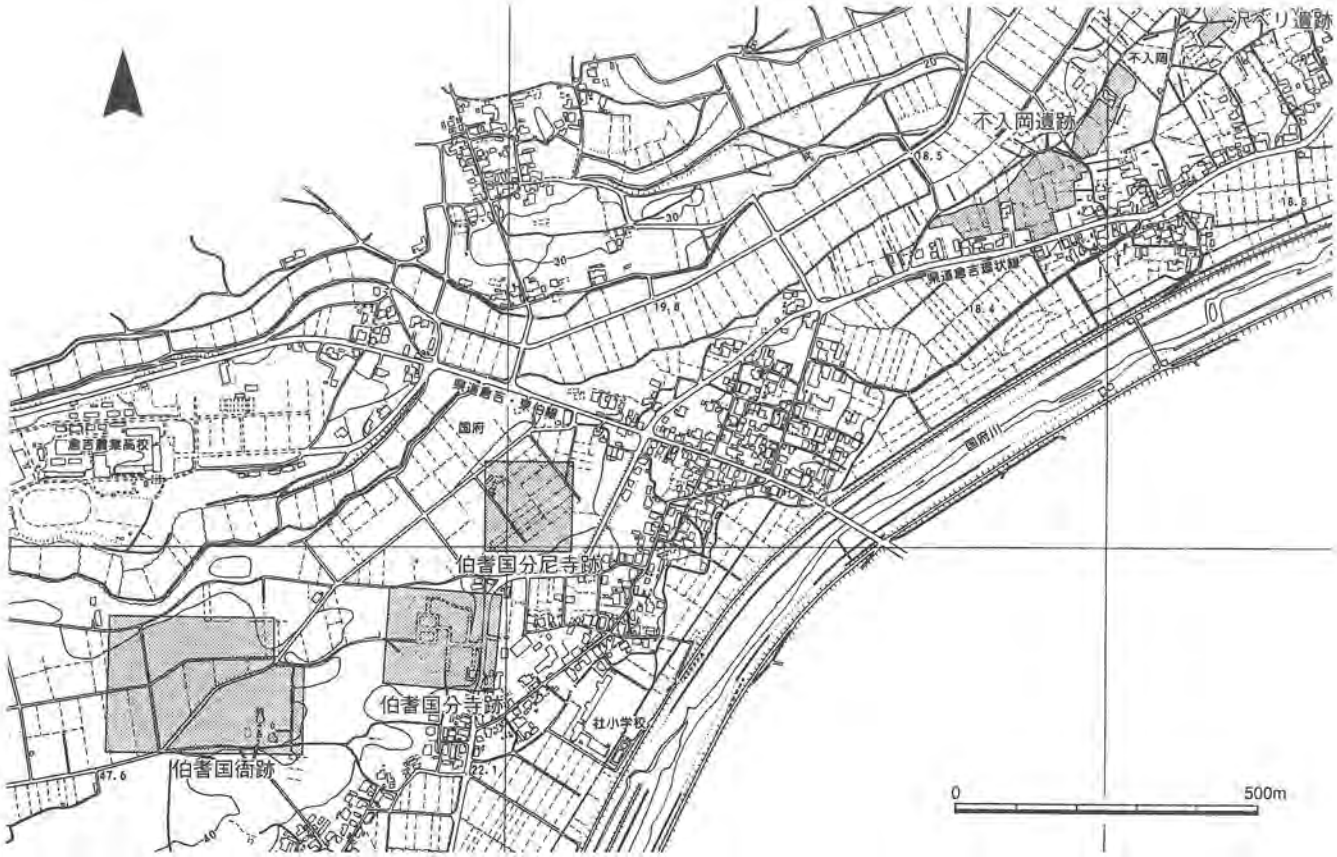

図7　鳥取県伯耆国衙跡と不入岡遺跡

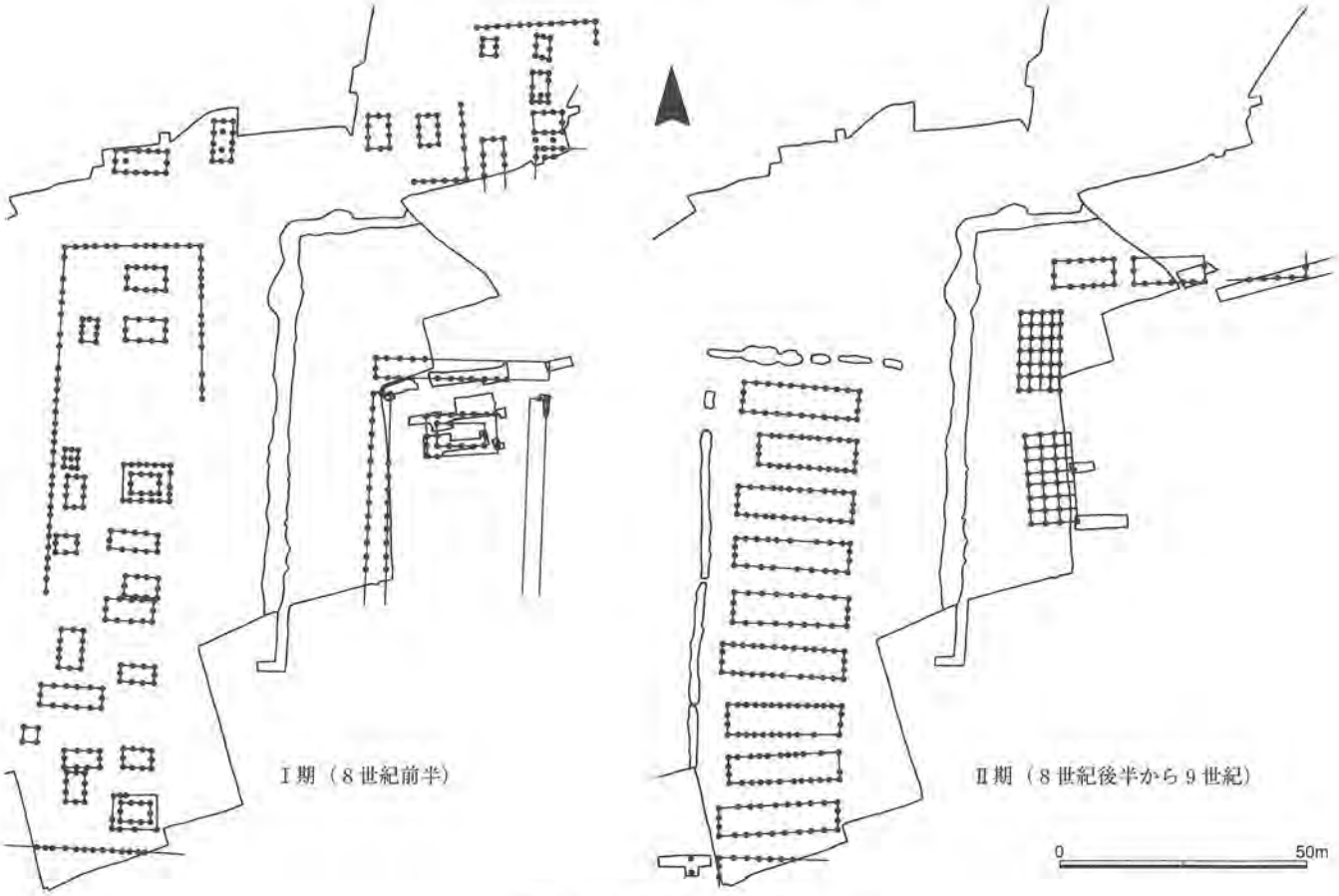

図8　不入岡遺跡遺構配置図

史料3　出雲国計会帳

解辨官解文肆拾壹條
天平五年
八月

一　二日進上公文漆巻肆紙　調帳肆巻　運調脚帳壹巻　匠丁帳貳巻貳紙　過期限帳壹紙　運調綱帳壹紙

右附運調使史生少初位上子〻法次進上

一　九日夏調過期限遅進事

一　同月十九日進上水精玉壹伯伍拾顆事

一　同日進上主當調庸國郡司歴名事

一　同日進上無國司等營造家事

一　同日進上主當地子交易國司目正八位下小野臣淑奈麻呂事

一　同日進上公文壹拾捌巻參紙　大帳二巻　郷戸課丁帳一巻　括出帳一巻　走還帳一巻　放奴婢帳一巻　逃亡満六年帳一巻　神龜五年以来逃亡帳一巻　割附奴婢帳一巻　争戸帳一巻　遭服人帳一巻　高年及残疾以上帳一巻　計會帳一巻　大税出擧帳一巻　郡稲出擧帳一巻　公用稲出擧一巻　九等戸帳一巻　麦帳一巻　主當調庸國司并郡司帳一紙　主當地子交易國司歴名帳一紙　無國司造家帳一紙

一　同日進上驛起稲出擧帳壹巻

一　同日進上真珠參拾顆　上一十顆　中五顆　下一十五顆

一　同日進上水精玉壹伯顆事

右捌條附大帳使史生大初位上依網連意美麻呂進上

十月

一　廿一日進上公文壹拾玖巻貳紙　考文三巻　考状一巻　選文一巻　歳竟帳一巻　僧尼帳一巻　寺財物帳一巻　斎會帳一巻　放生帳一巻　鋪設帳一巻　桑漆帳一巻　干菜帳一巻　鶏帳壹巻　四季帳四巻　擬郡司帳一巻　復任郡司状二紙

一　同日進上公文貳拾陸巻肆紙　考文一巻　考状一巻　兵士簿目録一巻　兵士歴名簿四巻　點替簿四巻　儲士歴名簿一巻　烽守帳一巻　道守帳

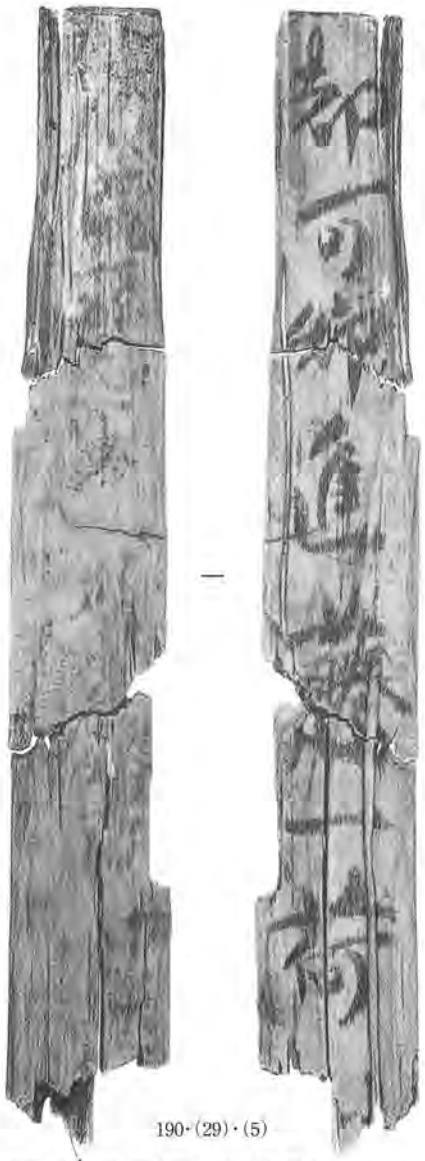

190·(29)·(5)

・「　都可郷進一荷□
・「『（異筆）〔藤カ〕撿領□所返抄　郡雑器所　申送

(123)·25·9

・「朝来郡
・「死逃帳
・「天長□□（右側面）
・「□□三年（左側面）

(46)·26·5

・「田公税帳
・「承和二年

(60)·25·5

・「養父郡買田券
・「寛平九年

図9　但馬国府出土木簡（題籤）

写真1　下野国府跡出土木簡1

史料1　天平六年度尾張国正税帳

（略）

營造兵器用度價稲陸伯玖拾肆束玖把

挂甲陸領新稲陸伯束　壹領新稲壹伯束

横刀鞘壹拾陸口新稲壹拾玖束貳把壹口

新稲壹束貳把　生糸一分二銖直

弓肆拾張新稲陸束　壹張新稲壹把伍分

握纒鹿韋一枚　長六尺一寸　廣二尺五寸　張別方五寸直

箭伍拾具新稲洙束伍把　壹具新稲壹把伍分　生糸一銖直

胡禄伍拾具新稲肆拾伍束　壹具新稲玖把

生糸三銖　直稲四把五分　緒鹿洗韋長二尺　廣三寸　直稲四把五分

靳肆拾巻新稲壹拾洙束貳把　壹巻新稲

肆把叁分　鹿韋長九寸　廣五寸　直稲三把三分　緒鹿洗皮長二尺三寸　廣五分　直稲一把

修理綾綜壹拾洙具新絲壹拾陸斤捌兩

（略）

史料2　天平四年度越前国郡稲帳

（略）

錦綾羅機合壹拾叁具綜壹伯壹拾肆條

錦機別廿八條羅機別二條綾機別六條　新糸壹伯叁拾捌斤捌兩直

稲叁仟肆伯陸拾貳束伍把　斤別廿五束

錦機貳具綜伍拾陸條　機別廿八條　新糸肆拾貳斤

羅機貳具綜肆條　機別二條　新糸玖斤

綾機玖具綜伍拾肆條　機別六條　新糸捌拾洙斤捌兩

大野郡壹仟捌伯束　江沼郡壹仟陸伯陸拾貳

束伍把

（略）

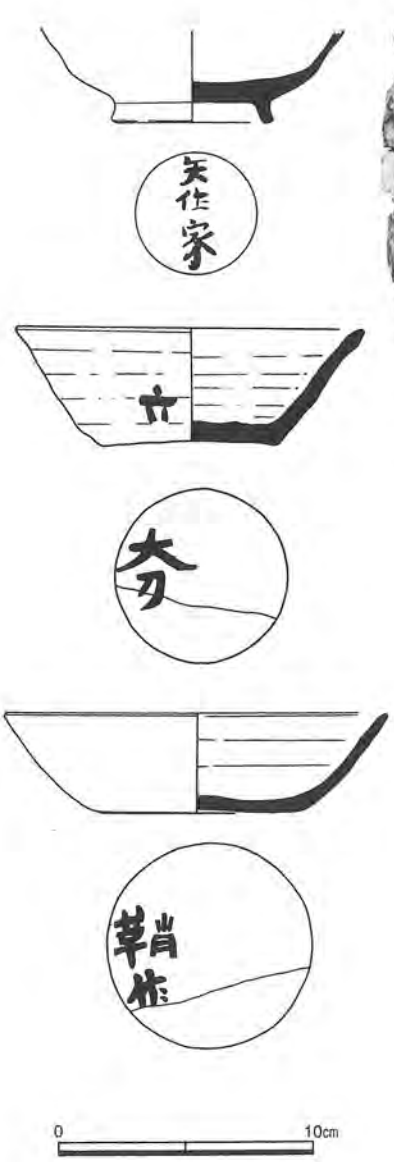

図10　茨城県鹿の子C遺跡出土墨書土器

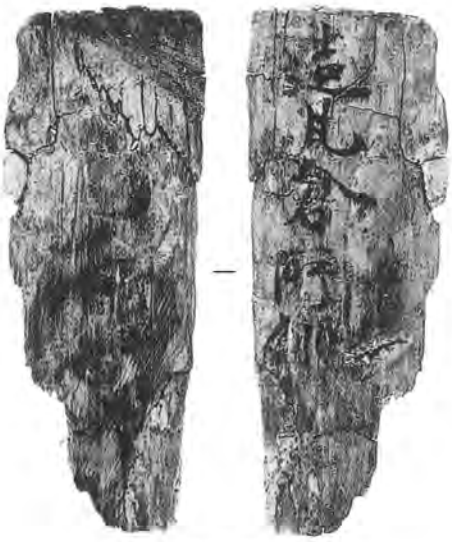

70·28·(2)

・「造凡倉所解

・「（異筆カ）

113·3·一

・□□□□國三月廿日符買進□□（依カ）

・□六月廿三日符買進甲料皮（同カ）

152·23·(3)

・都賀郡凡倉

・□□□

写真2　下野国府跡出土木簡2

Ⅵ-5　国司館

国司館の構造　国司館の遺構は、陸奥・下野・三河・筑後国府の例などわずかしか知られていない。

下野国府跡の例では、8世紀後半から9世紀代にかけて、東西約70m・南北約100mの敷地を掘立柱塀で囲繞し、東西に直列する2棟の片廂建物を中心にして、その前後に三面廂建物や無廂建物数棟などを配した一院が検出されている（図1－①）。「介□〔館カ〕」の墨書土器が出土しており（図1－②）、介館と推定されている。主要殿舎は高度な地割計画に従って配置されている。9世紀代には廂付建物や南門は礎石立ちとなる。

福岡県筑後国府跡の風祭・ギャクシ地区では、築地塀で区画された東西約80m・南北約110mの一院内で9世紀代の長大な掘立柱建物などが検出されている（図1－⑥）。「介」の墨書土器や緑釉花蝶文香炉（図1－⑥）などが出土しており、介館と推定されている。

宮城県山王遺跡千刈田地区では10世紀前半頃の大型の四面廂建物を中心とする掘立柱建物群や井戸が検出されている（図1－⑤）。施釉陶器・磁器、「厨」墨書土器、「右大臣殿／餞馬収文」と書かれた題籤木簡などから、陸奥国守の館と推定されている。

また、鳥取県因幡国府跡では、平安末か鎌倉時代に下る例であるが、中島のある楕円形の池と掘立柱建物が検出されている。池殿を伴う国司館であったとみられる[1]。

上記のように国司館とみられる建物の構造や配置は多様である。しかし、方一町近くの院を形成し、廂付建物、その前面の広場、副屋・雑舎とみられる複数棟の建物で構成されるという基本構造を見いだすことができる。有廂建物、礎石建物、築地塀、あるいは苑池を伴う例があることは国司館の格式の高さを示している。また、中枢殿舎の前面の広場は、後述する国司館での儀礼的行為の場として重要な構成要素であったとみられる。

ところで、秋田城跡出土の漆紙文書には、「介御館」の「務所」宛に差し出された手紙がある。これは国司館に務所という事務を執りおこなう家政機関的な部署が存在していたことを示している。下野国の例のように中枢建物2棟を東西に並置するのは、そうした国司館内部での組織分化に対応した姿の一端を反映しているものかもしれない[2]。

国司館の変遷　下野国の介館の例では、8世紀後半から10世紀初め頃にかけて4期の変遷をたどるが、2棟の中枢建物や囲繞施設は各期を通じてほぼ同位置・同規模で建て替えられている。

『続日本紀』天平15(743)年条、『類聚三代格』巻7の弘仁5(814)年6月23日太政官符などによると、国司が旧館に住まず新館を造ることを禁止している。上記の下野国の例は、こうした禁令を遵守した例かもしれない。しかし、他の例では存続期間が短かったり、建物配置が大きく変化するといった様相がみられる。こうしたことは、新任国司が旧館の改築や館の新築をおこなっていた実態を反映するものであろう。

国司館の機能　国司館は中央派遣官である国司の宿舎であったが、『万葉集』巻17・18・19には国司館における四度使送迎の饗宴のことがみえ、『土佐日記』には国司交替の際に守の館で送別の宴が催された様子が記されている。筑後国府や山王遺跡の例では、供膳形態の土師器、緑釉陶器・灰釉陶器・青磁・白磁などが多数出土しており、そうした国司館での饗宴を裏付けている。

また、『続日本紀』天平宝字5(761)年8月癸丑朔条には、美作介が「恣行国政。独自在館。以印公文。」とみえる。また、『朝野群載』巻22「国務条々事」によれば、新任国司の着任に際して、新司の館にて印鑑の受領がおこなわれたり、新任国司の着館の日に、見参に訪れた「所々雑人等」が庭中に列立し「其職其位姓名」を述べたりしたことが記されている。このように、国司館は政務や儀礼的行為の場としても利用されていた。

山王遺跡の例や下野国庁東北部のブロックでは、国庁の衰退期である10世紀前半代に大規模な有廂建物が造営されている。こうした事例は、国司館が国庁に代わる儀礼や政務の場として大きな役割を担うようになってきたことをうかがわせる。

また、国司館には、国衙を離れたところに設置され、稲の出挙や職分田経営など、経済活動の拠点としての役割を果たした例もあったと推定されている[3]。

この国司館については、傍証となる出土遺物がみられない場合や他の官舎群の検出が進んでいない場合には、曹司と識別することは容易でない。そのため、まだ遺構として確定できる例が少ない。したがって、今後は、曹司や貴族邸宅などとの比較検討も進め、国司館としての特徴を抽出する作業がまず必要となる。また、四等官のランクによる国司館の格差の有無、国司館における組織分化と国司館の構造との関わりの分析など、国司館についてはこれから取り組むべき調査研究課題が多い。　（山中敏史）

〔注〕(1) 下野国府跡からは「池殿」の墨書土器が出土している。(2) この配置は長屋王邸など平城京の貴族邸宅の中枢部と類似しており、興味深い。(3) 鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。

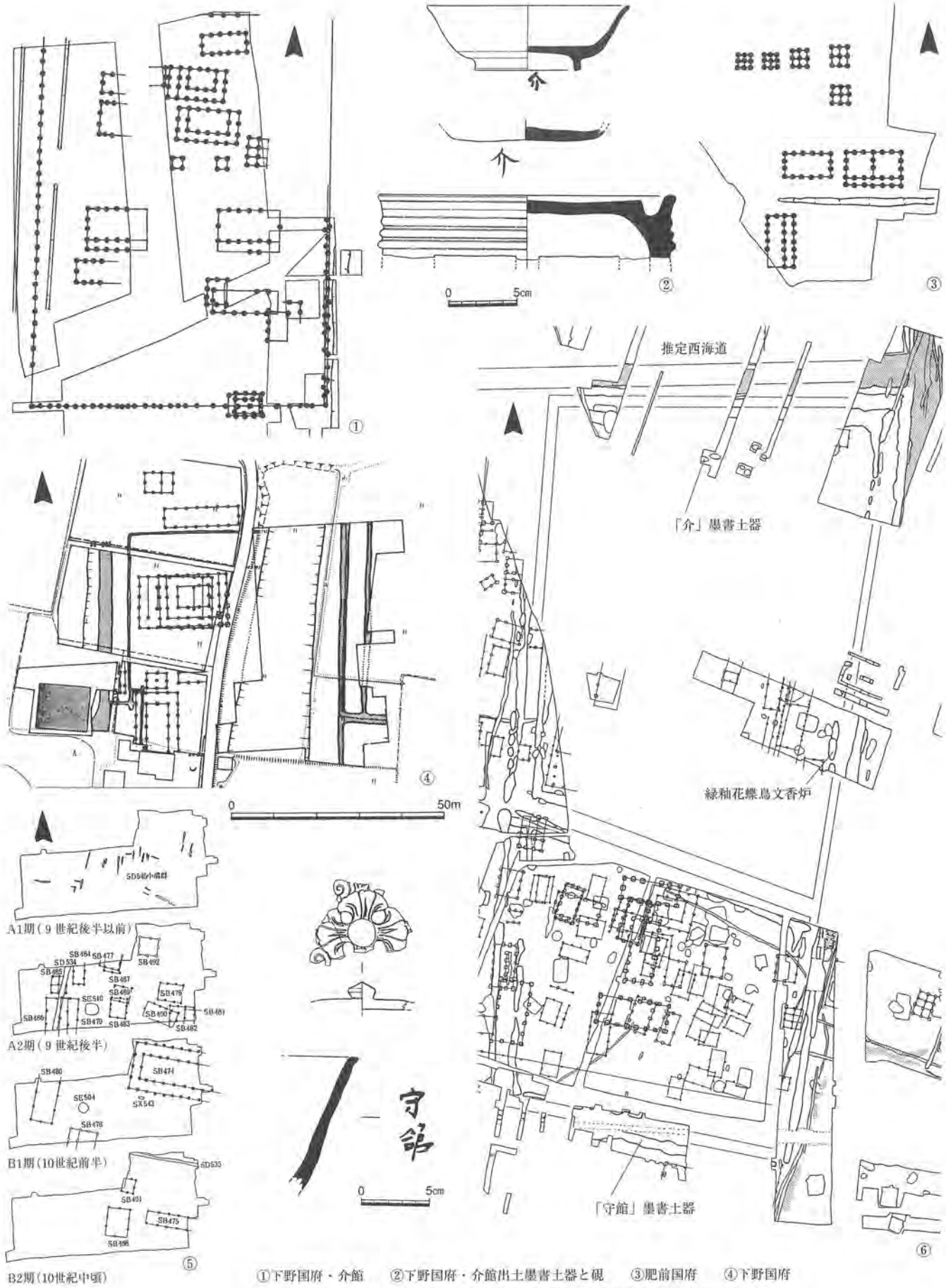

①下野国府・介館　②下野国府・介館出土墨書土器と硯　③肥前国府　④下野国府
⑤山王遺跡千刈田地区・守館変遷図　⑥筑後国府・国司館推定遺構と出土遺物

図1　国司館と推定される遺構例

Ⅵ-6　国府の景観

旧説への疑問　国府の形状については、1933年、現畦畔などに基づいて周防国府の復元プラン（図2）を示した三坂圭治らの歴史地理学的研究以来、次のような通説的見解が示されてきた。すなわち、国府は一般に、周囲を土塁や濠・河川などで囲んだ条里の四～九町ほどの方形域を形成しており、京の条坊制方格地割と同様に、条里一町単位に朱雀大路などに準じた街路が碁盤目状に施工された人為的地方都市・文化的都市というものである。そして、この都城ミニチュア説が前提とされ、現存条里地割や道路あるいは古地図の地割、地名等から諸国のいわゆる方八町域が線引きされてきた。

しかし、周防国府跡の発掘調査では、いわゆる方八町域の囲繞施設とされてきた土手が、中世末期の天井川によって形成されたものであったこと、古代の国府関係施設とみられる遺構が推定方八町域外に広がっていること、一町方格地割の街路推定線をまたぐ形で建物が造営されていることなどが判明した。また、近江国府でも、前述した惣山遺跡で、いわゆる方八町の東南辺推定線をまたぐようにして、8世紀代創建の高床倉庫列が検出されている（137頁図2参照）。

このように各国府の発掘調査では、旧来の都城ミニチュア説を覆す遺構が検出されている。したがって、方八町説に代表される従来の国府域の想定は再考をせまられているといえ、それに固執した調査計画は有効性に欠けると言わざるを得ない。

国府地割の実態　国府の地割についてこれまでの発掘調査で明らかになっているのは次のような点である。

①中心的な街路の存在。下野国府では国庁前面から9m幅の南北道が延び、筑後国府では枝光国庁の南側に西海道と推定される道が検出されている。これらの道路は、京の朱雀大路や二条大路などと同様、国府を荘厳し、また儀礼的行為などをおこなう空間として機能していたとみてよかろう。

②計画的な地割の存在。下野国府では道路側溝の肩や塀が条里1町ないし半町単位の地割計画線に揃えられている例があるとされており、周防国府で検出されている溝・道路・塀などにも条里1町に近い間隔で設けられている例がある。また、伊勢国庁の北方では120m（400尺）四方の方格地割が推定されている（137頁図3）。また、多賀城南側の宮城県山王遺跡・市川橋遺跡では多賀城南門から延びる大路とこれに斜めに交差する大路とを基準とした菱形の方格街路が展開している（Ⅸ－1参照）。このように、国府には地割の計画性が認められる。ただし、上記のように国府の地割は多様であるので、国府の地割遺構の検出や地割復元に際しては、独自の地割単位、令小尺あるいは地方独自の実長の物差し使用の可能性、非均等地割、地割線と施設の施工方式などを考慮した柔軟な調査・検討が求められると言える。

③主要街路を基準として国司館や曹司などを配置（図6・7）。武蔵国府跡でも掘立柱建物群や竪穴住居群に方位の統一性が認められる例があり、建物造営に際しての規制が存在したことを示している。宮城県山王遺跡の調査では、東西大路沿いに国司クラスの邸宅が並び、そこから離れたところに中下級の役人などが居住していたことが判明しており、階層によって居住区に規制が及んでいたことも明らかにされている[1]。しかし、他方では、筑後・肥前国府のように地区によって建物の方位が異なっていたり、同じ地区でも建物の方位が変化している例も認められ、複合的な地割が存在したり、地割が変化したりする場合もあったことがうかがえる。

④方格地割の部分的施工。計画的な地割が認められる下野・周防国府の場合でも、国府全域が均等地割されていたわけではない。前掲の多賀城南側の変則的方格地割は、多賀城創建時から存在したものではなく、8世紀末以降に徐々に整えられるという過程をたどっている（206頁図11）。また、条坊制的方格地割が推定されてきた大宰府でも、8世紀代では部分的に道路が認められるだけであり、10世紀代になってから方格地割が展開することが明らかにされている[2]。このような事例からみて、国府における道路や溝などの地割関係の施設は、国府創設当初から一貫した市街区画として設けられていたとは言いがたい。おそらく、初期の国府には、国司が国内を支配していくうえで不可欠とされた最小限の都城の要素（国庁・一部の曹司・国司館・儀礼的空間としての主要街路など）が導入された程度であり、それらの諸施設の位置や方位が規制されたり、また曹司や国司館と国庁とを結ぶ街路が設定された状況であったのではなかろうか。そして、その後の国衙機構の充実などに対応して、国府域が拡大したり、道路や溝による区画などが付加・改変され、国によっては方格地割が整備されるという過程をたどったものと推定できよう。したがって、地割遺構の造営時期や廃絶時期などをおさえながら国府景観を復元する必要がある。

⑤国府域内における国庁・国衙の位置関係の多様性。平城京においては、京中央北端部の宮城の位置が京域設定と京内の条坊制地割計画の段階で決定されている。これに対して、肥前国庁は国府の西寄り、武蔵国庁は南寄りというように、国府内における国庁の位置には共通性は見いだせ

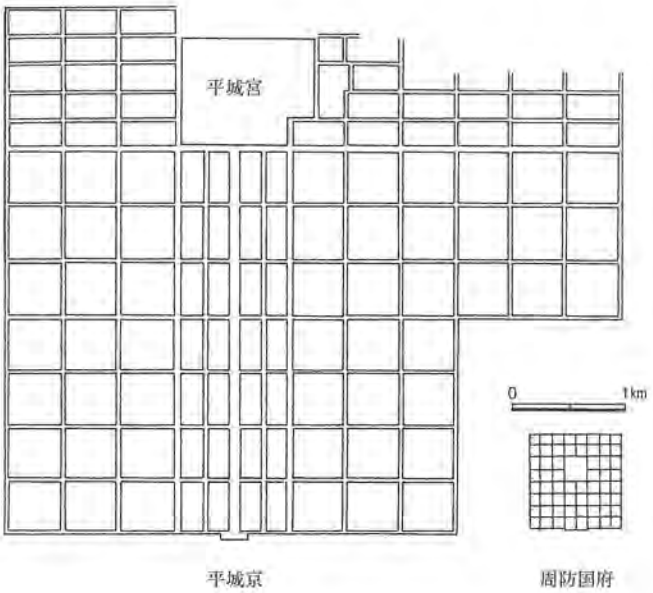

図１　平城京と旧来の周防国府復元域

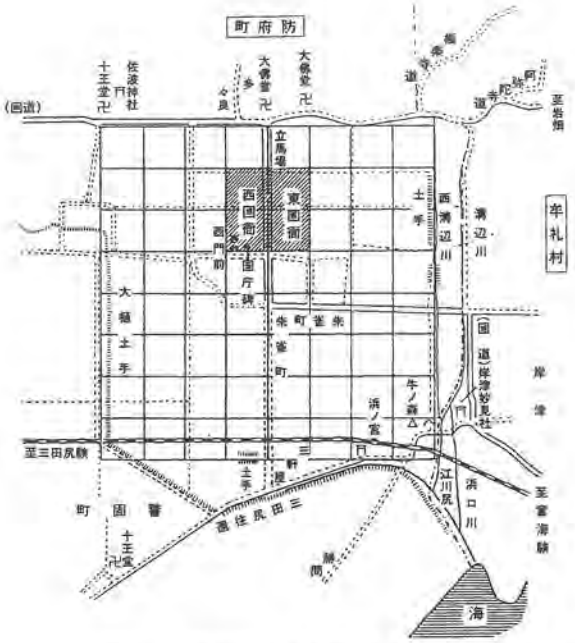

図２　三坂圭治による周防国府の復元

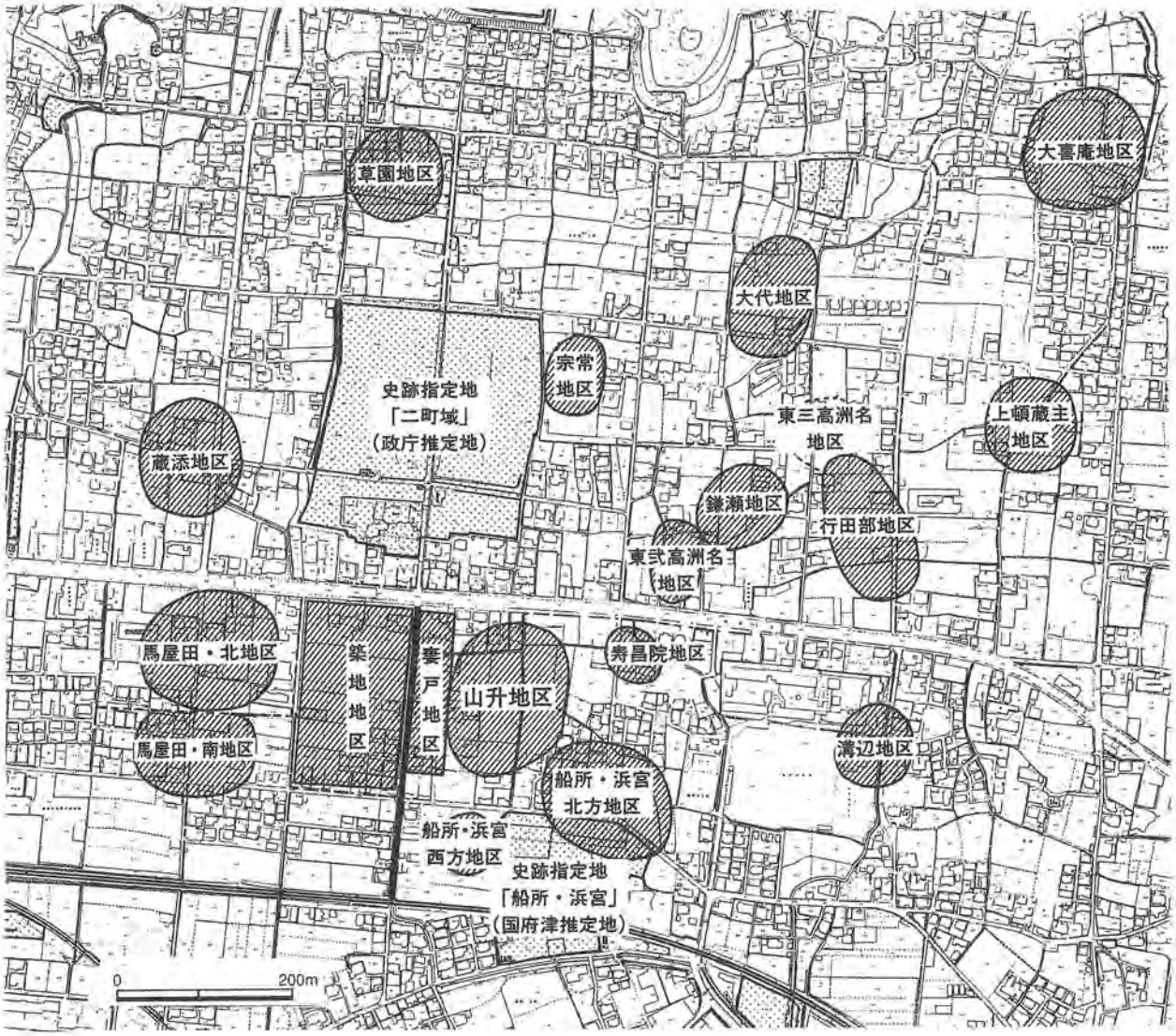

図３　周防国府７～10世紀建物分布図

ない。このようなあり方は、当初から明確に定められた国府域内の特定の場所を選んで国庁・国衙の位置が決められたのではなく、むしろ、まず国庁や国衙が設定され、その後、その周辺地域に曹司や国司館などの諸施設が増築され国府が形成されていった過程を推定させるものである。

国府の境界　しかし、ある範囲が周辺とは区別される国府域として意識されていた可能性は高い。下総国府跡や武蔵国府跡から出土している「右京」「京」の墨書土器は、国府が京に対応するものと意識されていたことを示唆している。また、万葉歌の研究によると、武蔵野は、夕占・摘み草の場であり、武蔵国府の周縁部を指すものとして歌われていたことが明らかにされている[3]。

この国府域の具体的な範囲の推定にあたっては、武蔵国府の西端を通る東山道などの道、下野国庁の北方4町や東方2.5町で検出されているような大溝、あるいは曹司・国司館や徭丁・兵士などの居所などの分布範囲、また、埋葬地の規制の及んでいる範囲が手がかりとなりうる。また、但馬国府や遠江国府推定地で検出されているような人形や斎串などの祭祀遺物は、四角四境祭や御霊会などと同様の祭祀に伴うもので、穢の侵入を防ぎ国府の安寧を守る防御ラインと意識された境界線や境界点が存在したことをうかがわせる。こうした国府の境界が人為的な囲繞施設として把握できる可能性は少ないが、祭祀遺物の分布状況や地形・地物などは、外と区別されるべき空間と意識されていた国府域を見いだす糸口となるであろう。

また、中世の多賀国府や周防府中では、方八町をはるかに超える都市領域の存在が指摘されていることを考慮すると、古代の国府でも国庁や散在する曹司・国司館などを包含する数キロの範囲にも及ぶような国府域が意識されていたケースがあった可能性についても念頭に置きたい。

しかし、いずれにしても、国府は京の縮小版のような特別の行政的領域にあたるものではなく、また、方八町のように常に固定された外郭線を伴なっていた可能性も少ない。長期間存続した国府の場合には、国府として意識された範囲は時期によって流動的であった可能性もある。したがって、時間軸を考慮し、各時期ごとの国府域やその構造の変化を復元・検証する作業が必要であろう。

国府景観と人的構成　上記のように、国府は、周囲と区別される地区として意識された範囲を有し、道路や地割計画、建物造営における規制を伴っていた。そして計画的な建物配置をとる掘立柱建物や礎石建物群で構成される国庁・曹司・国司館などの存在は、周辺地域とは異なる国府の景観を作っていた。

この国府構成員としては、国司四等官や史生、権任・擬任国司、国博士、国医師、学生・医生、国書生、雑掌、郡散事、国掌、外散位、国師、徭丁などが知られている。

徭丁は本来は雑徭として短期間労役に服するものであったが、徭丁の中には、国府に長期間集住し、国衙行政の雑務といった非生産部門や、国衙必需品や中央への貢進物の一部の生産などの手工業生産部門に携わる者もいた。武蔵・相模国府では少なくとも1000軒ほどの竪穴建物が同時存在しており、居住人口は数千人に達すると推計されている[4]。武蔵国府跡出土土器には各地の様相が認められることから、国内から人々が国府へ徴発されてきたことが推察されているように[5]、竪穴建物は官衙施設や街路などの造営に駆使された徭丁らや兵士らの居住空間、工房などにあたるとみられる。この竪穴建物群の分析は、徭丁らの居住・労働形態や徭丁徴発単位などを明らかにする手がかりとなろう。

このほかに、国府には上番した軍団兵士や国司の従者も居住していた。また、武蔵国府のように郡衙が国衙と併置されていたとみられる例もあり、郡衙の構成員である郡司、郡衙に勤務する徭丁なども存在していた場合もある。また、国府には寺院が存在する場合もあり、僧侶やその維持経営にあたる者も活動していた。

このように、国府は直接的な農業生産からは切り離された者が多数集住していた場であり、その意味で地方の政治的都市としての様相を呈していたと言える。国府の調査は、こうした政治都市としての実態を明らかにしていくという役割も担っている。　（山中敏史）

〔注〕(1) 千葉孝弥「多賀城から府中へ」『中世都市研究』2、1995年。(2) 金田章裕「大宰府条坊プランについて」『人文地理』41－5、1989年。狭川真一「大宰府条坊の復元」『条里制研究』6、1990年。(3) 小野一之「古代＜武蔵野＞の展開－国府の周縁－」『府中市郷土の森博物館紀要』10、1997年。(4) 荒井健治「武蔵国庁周辺に広がる集落」『国史学』156、1995年。明石新「相模国府域の様相」『考古論叢　神奈河』4、1995年。(5) 山口辰一「武蔵国府と奈良時代の土器様相」『東京考古』3、1985年。

〔参考文献〕国立歴史民俗博物館『共同研究「古代国府の研究」国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

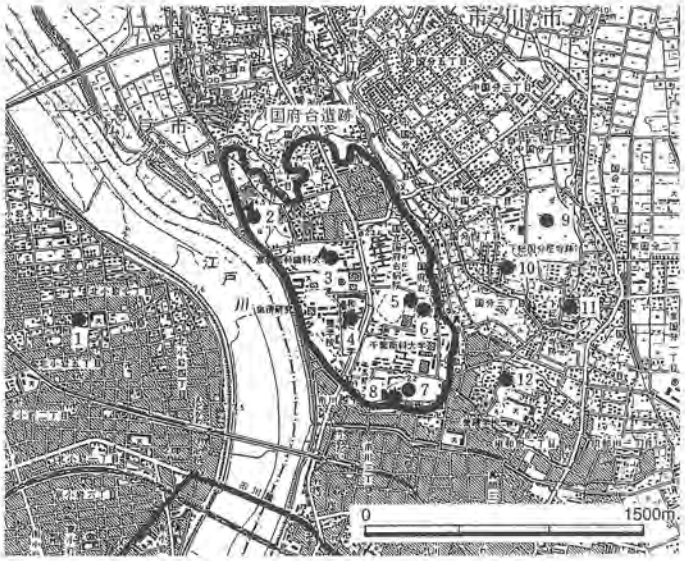

1 上小岩遺跡　2 明戸古墳　3 法皇塚古墳
4 和洋学園国府台キャンパス内遺跡　5 下総総社跡
6 市営総合運動場地点　7 国府台遺跡第3地点
8 弘法寺古墳　9 下総国分遺跡　10 下総国分尼寺
11 下総国分寺　12 須和田遺跡第6地点

図4　下総国府と主要遺跡

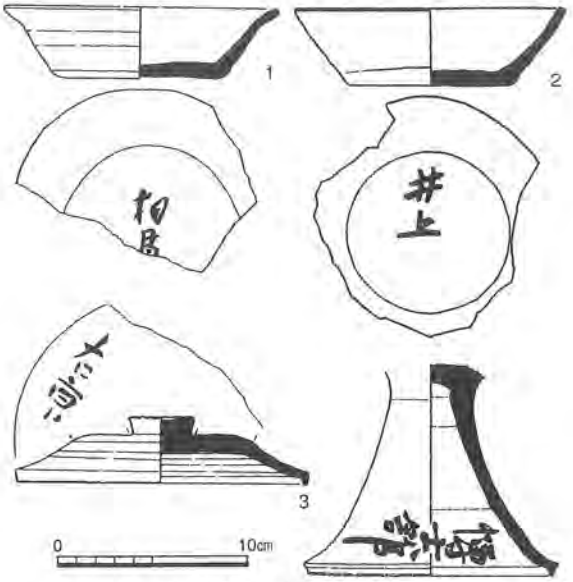

1 下総総社跡　2 市営総合運動場地点
3 須和田遺跡第6地点　4 須和田遺跡

図5　国府台遺跡と周辺遺跡出土の墨書土器

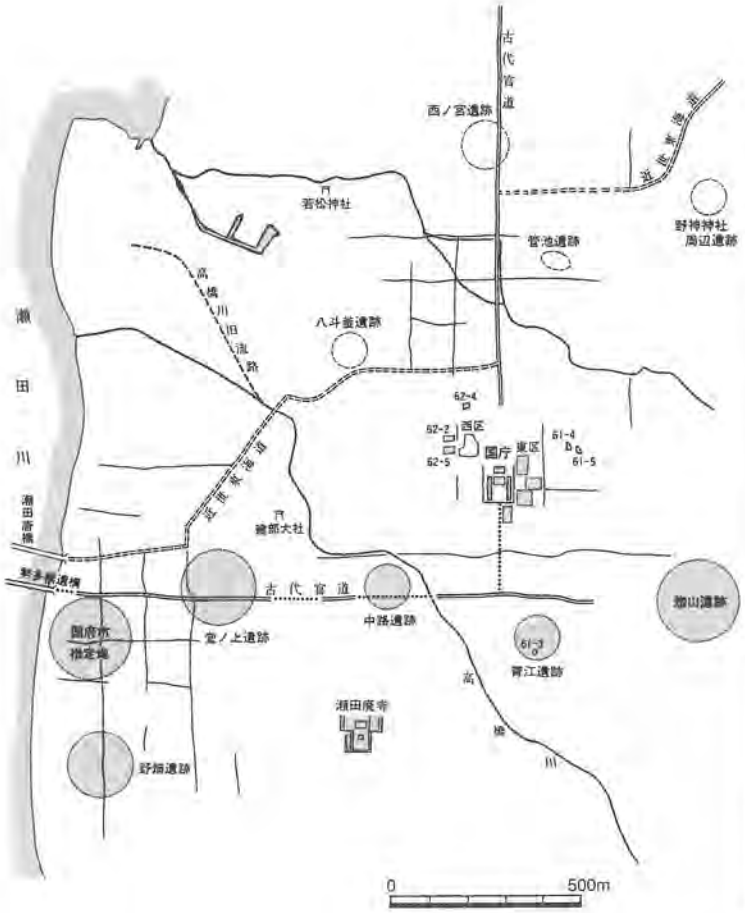

図6　近江国府周辺遺跡と古代官道

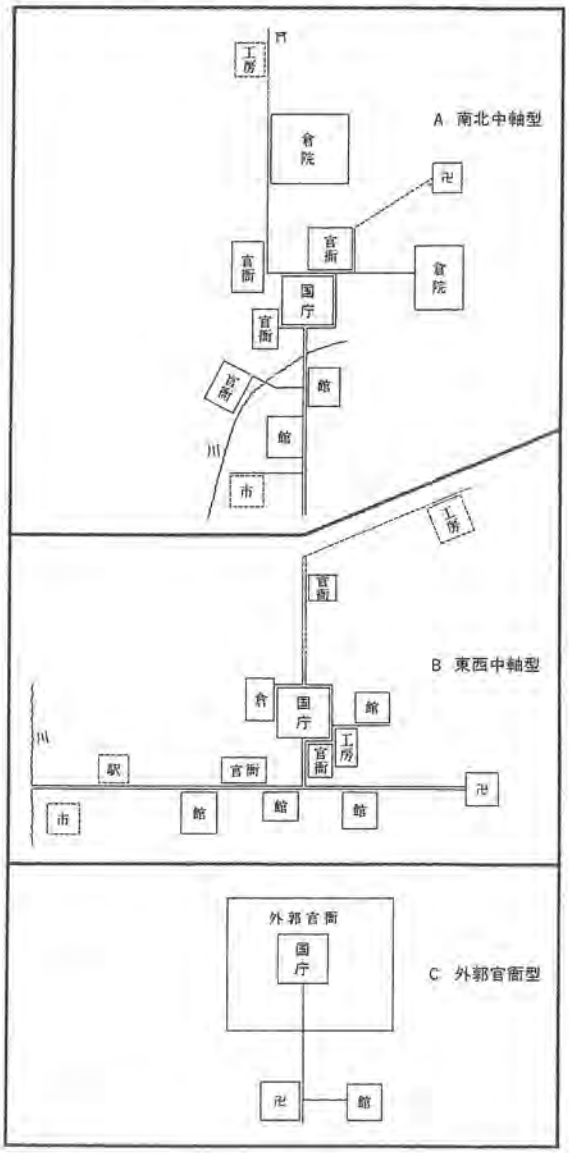

図7　金田章裕氏による国府域の類型

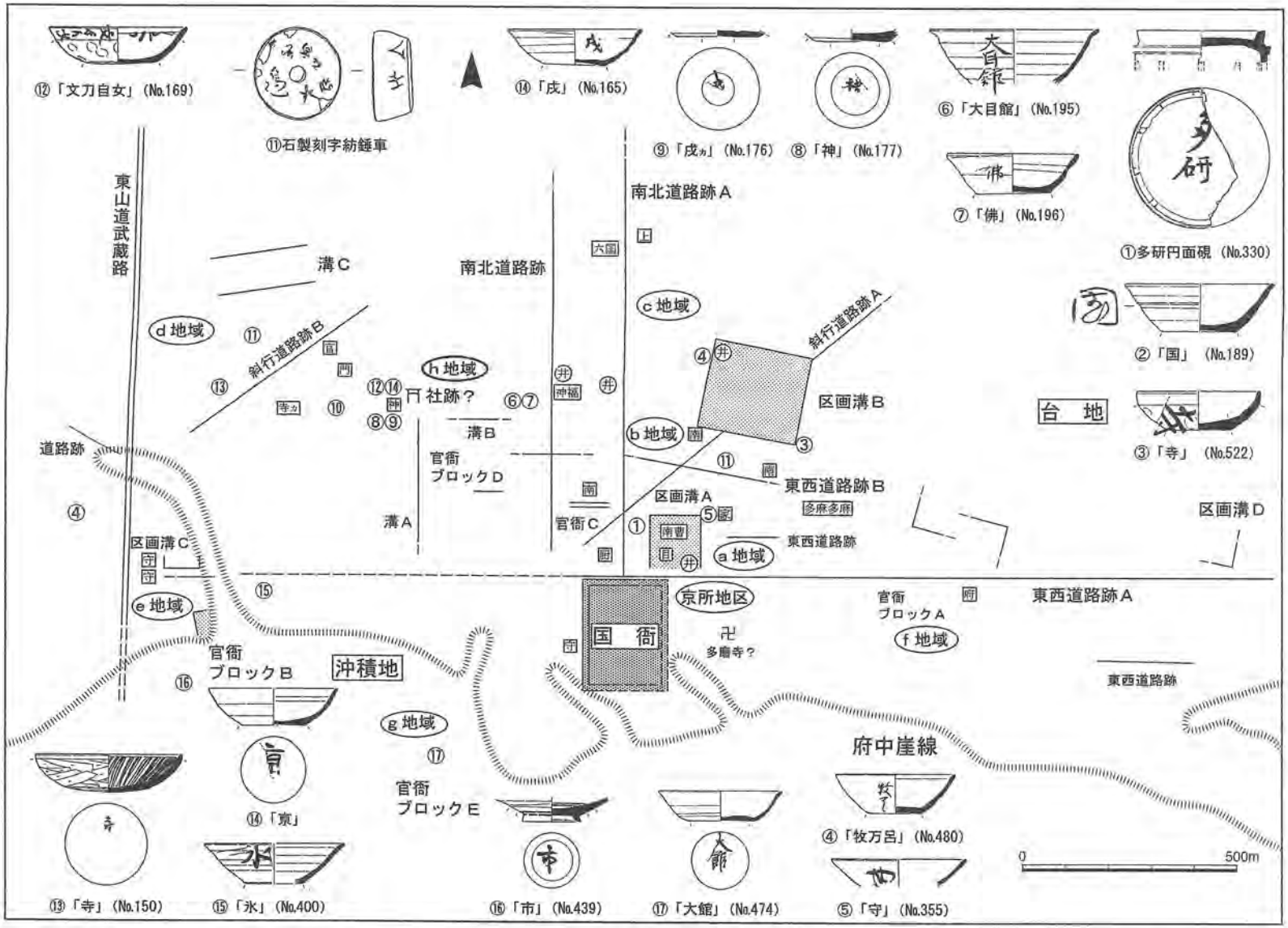

凡例 井=井戸跡　南曹=図示した以外の墨書土器　○数字=図示した遺物の出土地点

図8　武蔵国府跡主要遺構と主要出土遺物（1/6）

Ⅶ　郡衙

Ⅶ-1　郡衙の諸施設

Ⅶ-2　郡衙遺跡調査の手がかり

Ⅶ-3　郡庁

Ⅶ-4　正倉の建築構造

Ⅶ-5　正倉の規模と収納量

Ⅶ-6　正倉の建物配置

Ⅶ-7　正倉火災

Ⅶ-8　館・厨家

Ⅶ-1　郡衙の諸施設

郡庁　地方行政単位である郡を統治する役所を郡衙（郡家）という。その中枢施設が郡庁である。『令集解』儀制令五行条古記や儀制令凶服不入条、『令義解』儀制令凶服不入条にみえる「郡院」、長元3・4(1030・1031)年頃の「上野国交替実録帳」（以下、実録帳と略す）の諸郡項に記された「郡庁」がそれにあたる。

実録帳には「庁屋」「公文屋」などの建物がみえ、『常陸国風土記』行方郡条には「廳庭」の記載があるように、郡庁は複数の殿舎と広場を備えていた。この「廳庭」の存在は、郡庁が殿舎と前庭とを主な舞台とした政務や儀式の場として用いられていたことをうかがわせる。郡庁遺構でも、中心殿舎の前面に空間が設けられていることが判明しており（Ⅶ－3参照）、大勢の人が列立する儀礼の場、あるいは饗宴などの場として利用されたことがうかがえる。

前掲の『令集解』儀制令凶服不入公門条によると、郡庁の門は、「倉庫院」や「厨院」などの門とは異なり、国庁の門とともに公門と位置づけられている。このことから、当時、郡庁は一院を形成しており、門を伴うものとみられていたことが知られる。発掘調査でも郡庁院の南門として八脚門が検出されている例があり（Ⅶ－3参照）、国庁に準じた格式の高さを示している。郡庁院の規模は50m前後の例が多く（Ⅶ－3参照）、郡庁の候補地を比定する場合の参考となる。

この郡庁には、正倉などより高所に位置し、立地のうえでも郡衙の核となる場所に占地している例がみられる。たとえば、広島県下本谷遺跡（備後国三次郡衙）では、正倉は丘陵斜面に配置されているのに対して、郡庁は尾根上の平坦部の高所に位置しており、岡山県宮尾遺跡（美作国久米郡衙）でも郡庁は遺跡内のほぼ中央北端部の高所に造営されている。倉庫令で「高燥処」に置けとある倉より郡庁の方が高い位置に存在する事例は、郡衙中枢施設としての郡庁を景観的にも際立たせ、郡庁が郡内支配の核となる施設として位置づけられていたことを示唆する。

こうした点は、郡衙における諸官衙ブロックの配置を探る上で一つのヒントとなる。

正倉　天平期の諸国正税帳や前掲の実録帳などに記された「倉庫院」「正倉」も郡衙を特徴づける施設である。

正倉は主に穎穀を収納保管した倉庫である。正税帳によると、正倉は収納物によって穀倉・穎倉・穎屋・義倉・糒倉などに区別されている。穀倉は主に田租の穀稲（稲籾）を貯蔵する倉であり、穎倉・穎屋は出挙雑用の穎稲（稲穂の束）を保管する倉・屋である。義倉は、貧窮民の救済をたてまえとして徴収された粟等を収納した倉であり、糒倉には、米を蒸して乾燥させた保存食料である糒が袋詰めにして納められていた。

主に田租として収取された穀稲は、多くが不動穀や動用穀として蓄えられた。前者は、和銅元(708)年の不動倉の制定以来、もっぱら「遠年之儲、非常之備」として不動倉に蓄えられた。後者は、賑給などごく限られた用途に支出されるだけであり、やはり備蓄を基本とし、主に動用倉に貯積された。天平年間の田租蓄積量は、年間田租収入の10～30倍の量にのぼっていたとされており[1]、10棟以上の穀倉が存在した郡が少なくない。

穎稲は種籾や食糧用として農民らに出挙され、その利稲は、中央政府に貢進する物資の一部を調達する費用や、国司の部内巡行や伝使などの往来に関わる経費、国衙や郡衙の維持活動諸経費などの財源とされた。延暦17(798)年9月17日官符（『類聚三代格』巻八　不動々用事）で貸付・返還とも穀の形でおこなうように規定される以前は、出挙は穎稲での貸付・返還が基本であった。

返済された出挙本利稲は、一部が脱穀されて穀倉に収納されたが、それ以外は、穎稲の状態で穎倉や穎屋に収納されるのが普通であった。この穎倉や穎屋は天平年間で20棟以上に及ぶ郡もあった。

倉庫令の規定と実態　倉庫令には、「凡倉。①皆於二高燥処一置之。②側開二池渠一。③去レ倉五十丈内。不レ得レ置二館舎一」（①②③は筆者注）と規定されている。

まず、①の規定は、穎穀の保管のための湿気防止策で、正倉には台地上や段丘上に位置している例が多い。しかし、福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）や兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙）などのように、低丘陵が隣接しているにも関わらず低地に正倉域を設け、河川交通などによる穎穀輸送の便を優先したとみられる例もあるので注意を要する。

②の「池渠」は水を溜めた防火用施設を意味していたと考えられる。東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）では、正倉域を囲繞する大溝内で枡と木樋の痕跡とされる遺構を検出しており（『官衙Ⅰ』Ⅴ－4参照）、他の正倉院の調査においても慎重な調査が望まれる。ただし、これまでの正倉院囲繞大溝例の多くは空濠とみられ、正倉群を他の官舎から隔てて類焼を防いだり、正倉域への出入りを規制するための施設であったと考えられる。「池」にあたる遺構は未発見であるが、郡衙遺跡の近くに存在していた池などは要注意であり、今後の発見が期待される。

③の規定については、正倉が他の官舎群とは別の一院を形成している例や地区分けされている例に反映されている。しかし、正倉と他の官舎とを50丈以上離して設置していたと推定できる例はほとんどない。

史料1　「上野国交替実録帳」郡衙項

（略）

那波郡
正倉院
倉拾柴宇　不注本帳並名　東甲一倉壹宇
郡庁壹宇
向屋壹宇　公文屋壹宇　副屋壹宇
一館
宿屋壹宇　向屋壹宇　副屋壹宇　厩壹宇
二館
宿屋壹宇　向屋壹宇　副屋壹宇　厩壹宇
三館
宿屋壹宇　向屋壹宇　副屋壹宇　厨家壹□
四館
宿屋壹宇　向屋壹宇　副屋壹宇　厩□□
厨家
酒壹宇　備屋壹宇　竈屋壹宇　納屋壹宇

（略）

新田郡
正倉
東第二土倉壹宇　中第一土倉壹宇　東第一土倉壹宇
北第二土倉壹宇　西第一土倉壹宇　西第二土倉壹宇
西□□倉壹宇　西第四土倉壹宇　西第五土倉壹□
西第六土倉壹宇　東第三土倉壹宇　北第一土倉壹宇
北第二土倉壹宇　東第四土倉壹宇　北第五土倉壹宇
北第五土倉壹宇　北第二土倉壹宇　東第五土倉壹宇
東第六土倉壹宇　北第四土倉壹宇　中行第二土倉壹宇
中行第三土倉壹宇
郡庁
東□屋壹宇　西長屋壹宇　南長屋壹宇
□□□壹宇　公文屋壹宇　厨壹宇
一館
宿屋壹□　向屋壹宇　厨家壹宇　副屋壹宇
二館
宿屋壹宇　南屋壹宇　副屋壹宇　厨壹宇
四館
宿屋壹宇　向屋壹宇　副屋壹宇　厨壹宇
厨家
酒屋壹宇　納屋壹宇　備屋壹宇　竈屋壹宇

（略）

図1　神奈川県長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）

この正倉院あるいは正倉域の敷地面積は、前掲の御殿前遺跡のように50000㎡（東西約200m、南北約250m）に及ぶ広大なものや、滋賀県岡遺跡（近江国栗太郡衙）のような7000㎡（東西約110m、南北約60m）程度のものもあり、郡によって広狭がみられる。この面積は郷の数や、正倉を郡衙の正倉域に集中的に造営したか、正倉別院を設けて分散したかによっても異なる。

館・厨家　前掲の史料にみえる「厨院」「館」「厨家」も郡衙の主要な施設である。館は宿泊施設、厨家は食膳準備や食糧・食器の調達管理などのための施設である。実録帳にみえる館や厨家の建物名から、それぞれ数棟以上の建物で構成されていたことがうかがえる。実録帳ではそれぞれ画一的な建物構成であったかのように記されているが、発掘遺構ではそうした画一的な施設は見いだせず、多様なあり方をとっていたとみられる。

栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）・福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）や岡遺跡では館院とみられる官衙ブロックが検出されている。また、前掲の『令集解』儀制令凶服不入公門条から厨家も院構成をとっていた例があったことがうかがえる。しかし、館・厨家には遺構として明確に把握できる塀・溝などの囲繞区画施設を巡らした院を形成している例は少ない。その占地状況は多様であるが、厨家の場合はその機能から井戸など水の得やすい場所に占地していた場合が多かったと考えられ、地形状況の観察が厨家ブロックを推定する判断材料となりうる場合がある。

その他の施設　『日本書紀』天武14(685)年11月丙午条にみえる「郡家」への武器収公記事や『続日本後紀』承和2（835）年3月条の甲斐国の「不動倉二宇、器仗屋一宇」の焼失記事などから、郡衙には武器を収納した兵庫が存在した場合もあったことが知られる。また、下野国府跡出土木簡にみえる「郡雑器所」のような実務的曹司、金属製品などの工房や、性格を特定できない官舎群も検出されており、上記以外の実務的施設（曹司）群が存在したことも知られる。また、徭丁らの宿泊施設などが設けられていた可能性もある。ただし、これらの諸施設には、郡衙に集中的に造営されている集中型と、一部が他所に分置されている分散型とが存在した。

このほかに、『常陸国風土記』行方郡項に「郡家南門有一大槻　其北枝　自垂触地　還聳空中」とみえ、『続日本後紀』承和14(847)年6月21日条には「左相撲司伐葛野郡郡家前槻樹作大鼓、有祟」と記されているように、郡衙の門前などには槻の大木が聳えていた例も知られる。『続日本後紀』承和4(837)年2月1日条には「遣唐使祠天神地祇於当国愛宕郡家門前」とあるように、門前などには祭儀などの空間があり、槻の木はそうした広場を象徴する聖樹であったとみられる。また、郡衙の戌亥（西北）隅には内神と称す神社が祀られることもあった[2]。発掘調査では、空閑地におけるこうした巨木の痕跡や、神社の遺構・祭祀遺物などにも留意する必要がある。

官衙ブロックの院　上記のように、発掘調査例では、各官衙ブロックがそれぞれ明確な院の構造をとっていたわけではないことが判明している。しかし、官舎群は各部署ごとに他とは空間的に区別されたまとまりをもっている傾向がみられる。この点は居住施設・収納施設・厨房施設などが近接し一体的に造営されていることの多い豪族居宅や集落とは異なっている。

この各部署が形成する官衙ブロックは、同時期の場合、官衙ブロックごとには諸施設の方位が統一され、基本的には方形域が意識されている場合が多い。しかし、那須官衙遺跡の各ブロックのあり方に典型的にみられるように、ブロック間では地形や地割・道路等に制約されて方位を異にする場合もある。また、一つの官衙ブロックでも各辺の囲繞施設が直角に曲がり整った方形を呈するとは限らず、上記の那須官衙遺跡例のように、いびつな形になっているものも少なくない。したがって、院の外郭線を明らかにすることを目的とした調査では、地形などを勘案しながら溝などの延びをトレンチや探査などによって見つけ、その屈曲点と屈曲方向を確認する方法も有力である。

外郭施設　上記の郡衙の諸施設全体あるいはその多くを囲繞する施設（外郭施設）が確認されている遺跡例としては、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）、仙台市郡山遺跡（陸奥国名取評衙[3]）、関和久遺跡などがあげられる。

これらのうち、東山官衙遺跡では築地塀、仙台市郡山遺跡では柵木・溝が確認されており、周囲から遮蔽する施設をともなっていたことが判明している。今のところ、遮蔽施設を伴う外郭施設は、対蝦夷の緊張関係などが存在した城柵分布地域や北関東以北に顕著に認められることを考慮すると、政治的軍事的な緊張関係の強かった郡において多用された構造であった可能性もある。これに対して、関和久遺跡・岡遺跡では溝のみで区画されていたとされている。しかし、これからの調査では、大溝内の埋め土状況や大溝脇における同時期の遺構分布の粗密状態の観察などを踏まえ、土塁の有無確認を十分おこなうことが必要であろう。

一方、上記のような明瞭な外郭施設が確認されていない郡衙遺跡もある。それには、栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）や福岡県下高橋遺跡（筑後国第二次御原郡衙）のように、各官衙ブロックごとに囲繞施設を伴い一院を形成するものと、福島県根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）、茨城県神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）、神奈川県長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）、鳥取県上原遺跡群（因幡国気多郡衙）などのよ

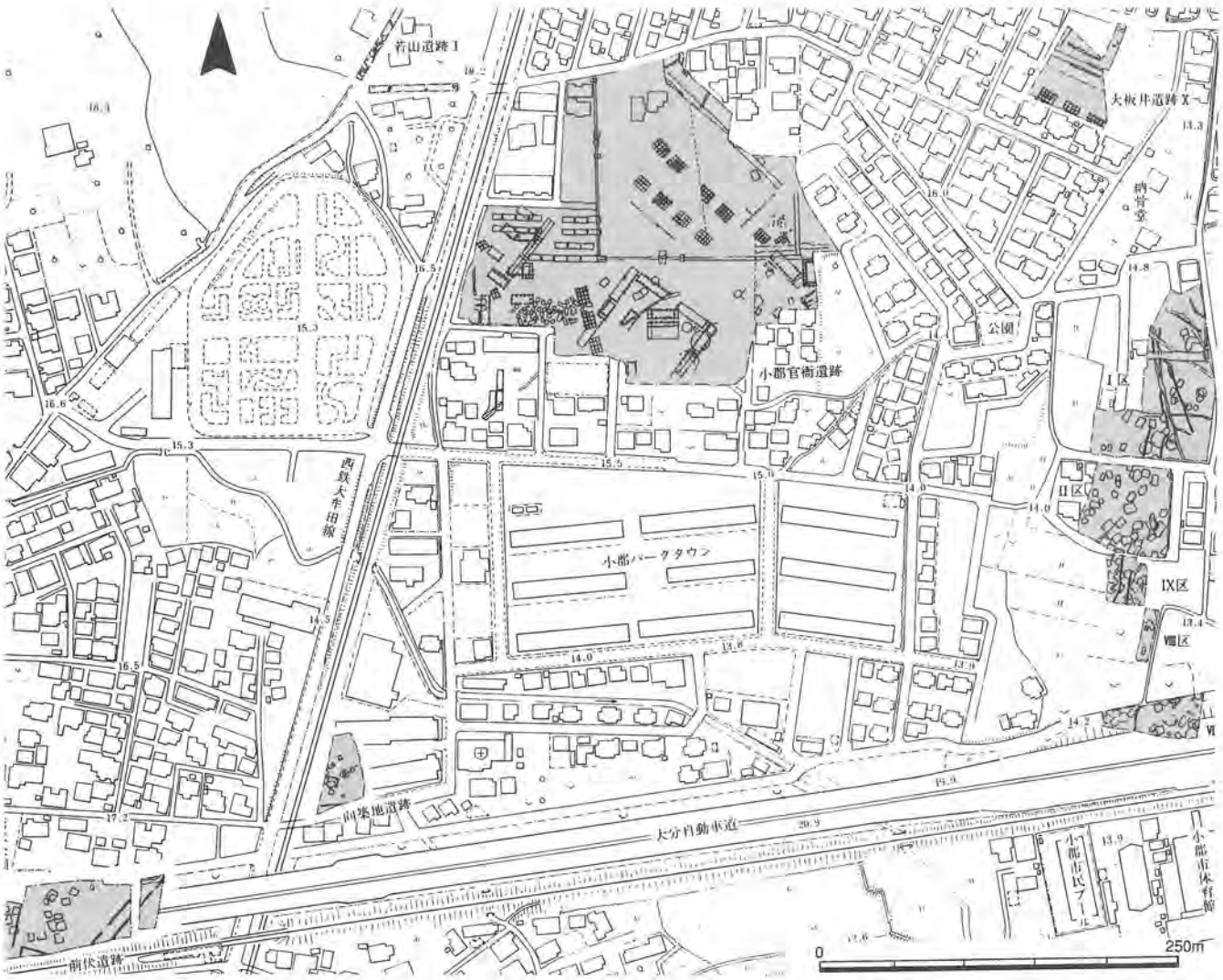

図２　福岡県小郡官衙遺跡（筑後国御原郡衙）と周辺遺跡遺構配置図

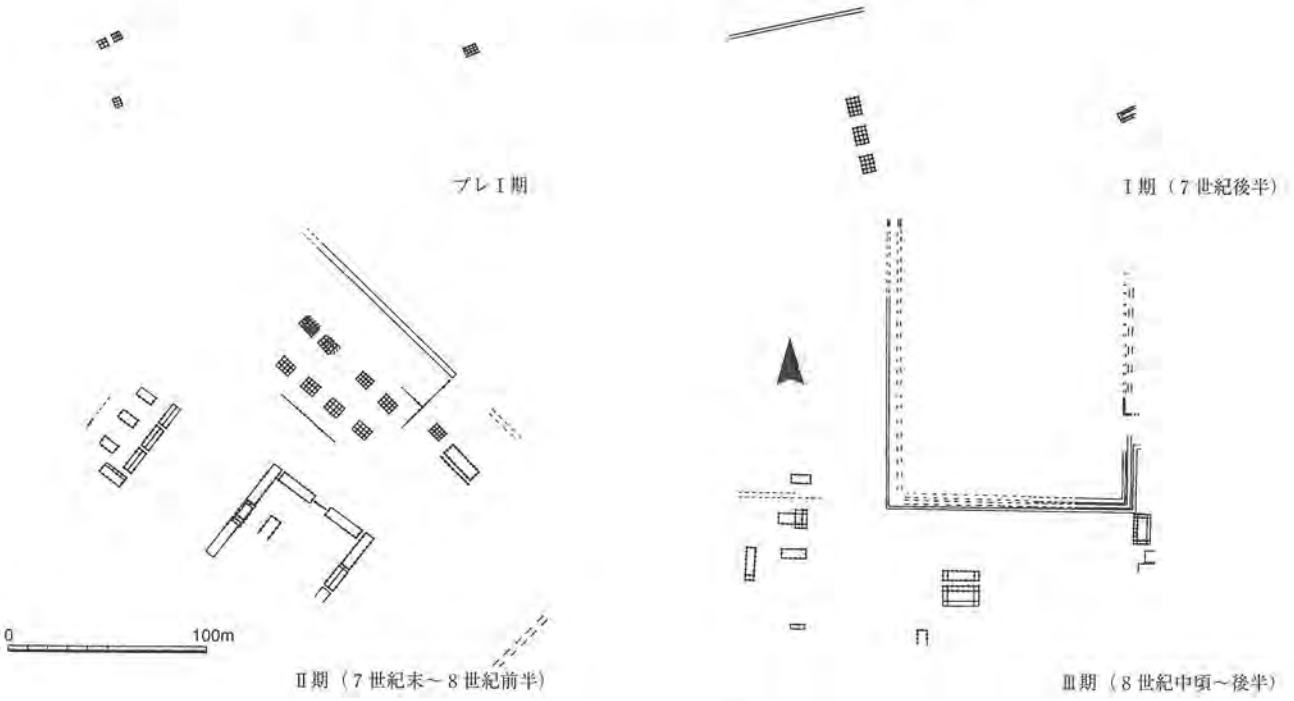

図３　小郡官衙遺跡変遷図

うに、正倉院や郡庁の院はみられるが官衙ブロック全体を囲む施設が検出されない例とがある。この後者のうち、根岸遺跡や長者原遺跡の場合は、丘陵上に位置しており、丘陵斜面で周囲が区画される形になっている。このように、自然地形を外郭施設のかわりに利用した場合もある。上原遺跡群の場合は、東西250m以上、南北500m以上の範囲において、空閑地を挟みながら複数の官衙ブロックが多核的に分散するような様相を示している。

このように郡衙には必ずしも全域を囲繞する施設が伴うとはかぎらないので、郡衙としての内容がまだ判然としていない遺跡における範囲確認の際には、そうした囲繞施設の存在を前提として外郭施設の探索から調査を進めることは賢明ではない[4]。むしろ、まず官衙ブロックの中枢部の様相をある程度明らかにし、そこから周囲に向かって遺構群の広がりを追いながら各ブロックの囲繞施設の有無を確認し、その上で地形的条件などを考慮しながら郡衙全体の外郭施設の有無を調査検討していく方法が有効であろう。

前掲の『常陸国風土記』行方郡項や『続日本後紀』承和4(837)年条、承和5(838)年11月18日太政官符（『類聚三代格』巻18）には「郡家南門」や郡家の門がみえ、『衛禁律』第三の越垣及城条には「郡垣杖七十」とみえる。これらの史料は郡衙全体を囲繞する遮蔽施設やそれに取り付く門にあたるとも解しうる。しかし、上記のように郡衙全体を取り囲む垣などの遮蔽施設が無いとみられる例もあるので、これらは、郡庁院や正倉院などの院に伴う施設を指した可能性が高いであろう[5]。

郡衙域の形状と規模　上記のように明瞭な外郭施設が存在しない郡衙の場合には、その郡衙域を確定することは極めて困難である。また、官衙施設が分散的に存在している郡衙例では、官衙施設と民間施設との区別が容易でない場合もあり、官衙ブロックと官衙ブロックの間に集落など民間施設が介在している可能性もありうる。したがって、諸曹司が一まとまりに集中配置された宮城のような方形の郡衙域を前提とした機械的な調査はできないし、また、どこまでを郡衙域と判断するかという点についても大きな問題が投げかけられている。

しかし、囲繞施設や地形条件、あるいは各官衙ブロックの広がりなどによって、郡衙域をある程度把握しうる例もある。その形状には関和久遺跡や栃木県上神主・茂原官衙遺跡（下野国第一次河内郡衙）のように方形域がある程度意識されていた例がある。平坦地の場合にはいびつではあっても基本的には方形が志向されていたようである。

それに対して、東山遺跡のように丘陵上に立地する郡衙の場合は、外郭施設が地形にそって屈曲する不整形な形状を示す例が多い。また、根岸遺跡や長者原遺跡などのように、外郭施設を伴わず丘陵や段丘地形に制約されて不整形となっている例も多い。このように、郡衙域には正方形または長方形といった画一性は認められない。また、外郭施設を伴わない官衙ブロック分散型の郡衙の場合も、各官衙ブロックはそれぞれの地形的条件や相互の有機的な関係などに制約を受けながら立地していたとみられ、方形域を前提として配置されたわけではない。

郡衙域の面積は、関和久遺跡は90000㎡、長者原遺跡では43000㎡、岡遺跡では72000㎡以上、上原遺跡群では75000㎡以上というように、郡によってばらつきがある。郡衙規模にばらつきが見られるのは、地形条件による敷地面積の制約、郡衙諸施設が集中型か分散型かによる違い、時期による官衙ブロック設置場所の移動の有無などの要因が考えられる。しかし、いずれも40000㎡以上の面積を有する傾向があり、郡衙域は、かつて想定されていたよりはるかに広域に及ぶことを確認しておきたい。

郡衙周辺の関連施設・出先施設　郡衙遺跡の調査では、明瞭な外郭施設が検出された場合、あるいは官衙ブロックの分布域が把握できた場合、それで一応一段落となる。しかし、郡衙の日常的な機能維持等においては、徭丁らの活動が欠かせず、彼らの中には郡衙近辺に宿泊滞在していた者もありうる。また、近辺には郡司の居宅や正倉・曹司の一部が分置されていたり、郡衙の活動に関連する民間施設が設けられているケースもありうる（X－5参照）。また、郡衙には出先施設も存在した（X－4参照）。

こうした郡衙関連施設についても注意を払うことによって、郡衙の在地社会の中における活動の実態をより具体的に明らかにしていくことができよう。　（山中敏史）

〔注〕(1) 寺内浩「田租の運用法について」『日本政治社会史研究』上、塙書房、1984年。(2) 平川南「古代の内神について－胆沢城跡出土木簡から発して－」『国立歴史民俗博物館研究報告』45、1992年。(3) 大宝令制定以前の評の支配拠点官衙を指す場合には評衙と呼ぶことにする。(4) ただし、縁辺部と思われる地区に開発の手が迫ってくるおそれのある場合には、問題が生じる以前に遺跡の保存域と開発との調整を早く進める目的をもって、そうした外郭線の検出を絡めた調査から着手することも必要であろう。(5) 阿部義平『考古学ライブラリー50　官衙』ニュー・サイエンス社、1989年、参照。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

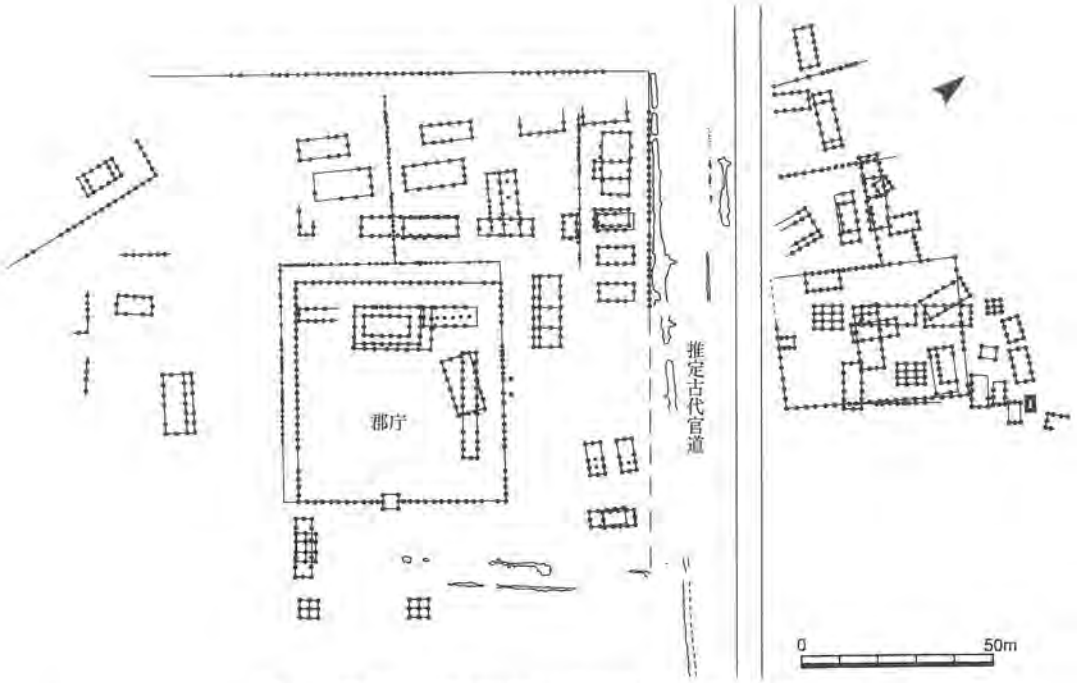

図4 福岡県大ノ瀬官衙遺跡（豊前国上毛郡衙）遺構配置図

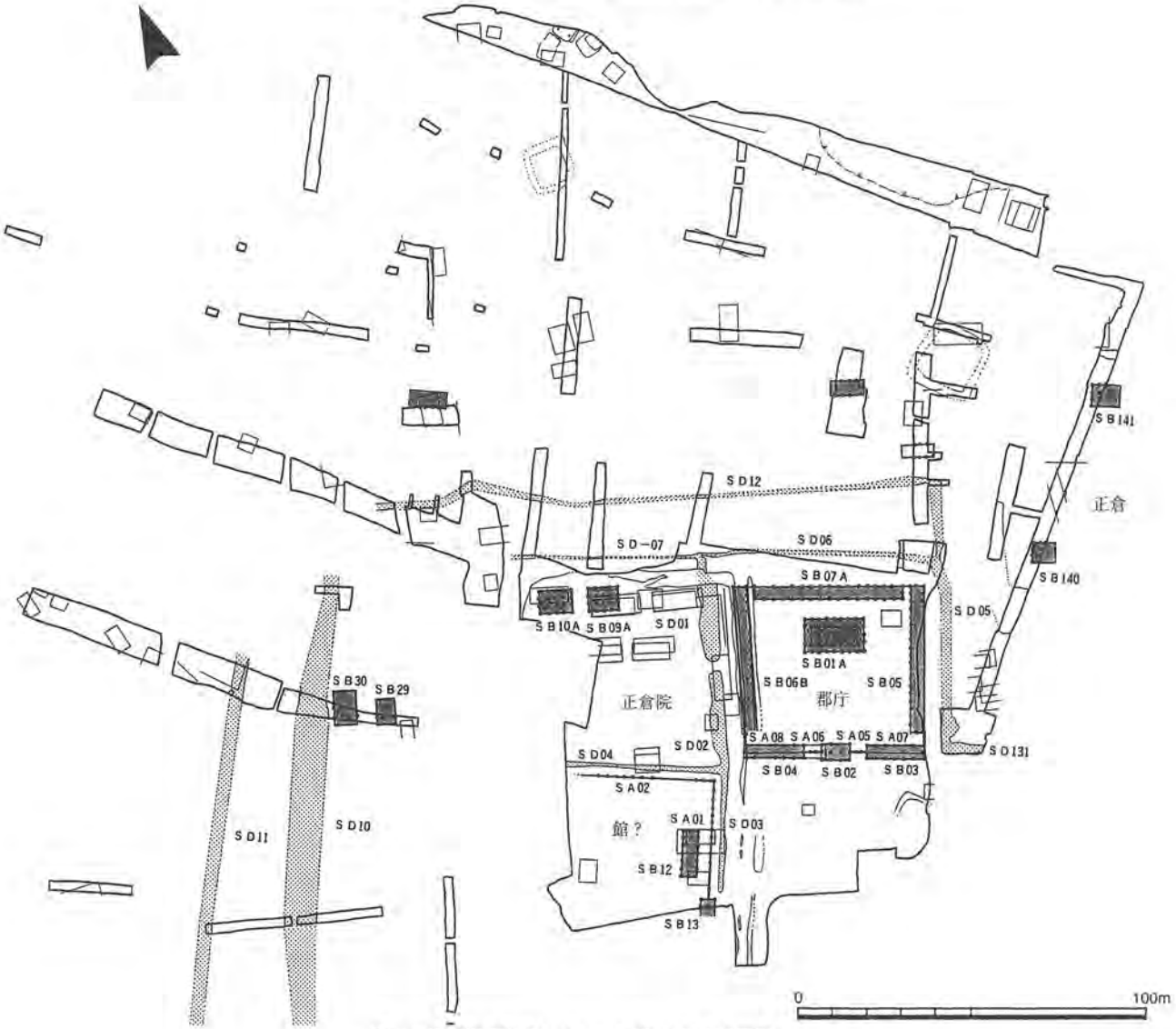

図5 滋賀県岡遺跡（Ⅲ－1期）遺構配置図

Ⅶ-2　郡衙遺跡調査の手がかり

地名・伝承　国分寺跡は、その伽藍の跡や法灯を継ぐ現在の国分寺の所在、出土瓦、国分寺の地名などによって、その所在地の多くが明らかにされている。これに対して、各郡の郡衙の所在地を直接的に示す資料はほとんど無い。そのため、郡衙遺跡には開発行為に伴っていわば偶然に発見されたものが多い。

しかし、郡衙の所在地を知る手がかりが全くないわけではない。その手がかりの一つとして注目されているのが「こおり（こほり）」地名である。律令国家の地方行政単位である郡は古くは「こおり」と呼ばれ、その役所である郡衙は「郡家」（こおりのみやけ）と称された。「こおり」地名はこの郡・郡家の古称に由来しており、かつて「こおりのみやけ」の所在地であったために、この地名が遺存した場合が多い。

それは最初に郡衙として確認された茨城県古郡遺跡（常陸国新治郡衙）の「ふるごおり」の地名に代表される。この「こほり」地名には、ほかに「郡（こおり）」、「郡山（こおりやま）」などがあり、郡衙遺跡名にもいくつかみられるとおりである。

次に、郡衙や正倉別院の遺跡の比定にあたって有力な手がかりの一つとされているのが「長者屋敷」「長者原」などの地名や長者伝説の存在である。郡衙や別院には税の田租や出挙稲を収納した正倉が多数おかれていた。かつてそうした多数の稲倉が建ち並んでいたことが長者がいたという伝承となり、長者地名が遺った一因であったとみられる。また、この正倉はしばしば火災（放火）に遭ったことが知られている（Ⅶ－7参照）。そのため、焼けた稲が採集されることが多い。そうした炭化米の存在が長者伝説と結びついたこともあったとみて良い。事実、長者地名や長者伝承の遺るところでは炭化米が出土していることが少なくない。また、郡衙遺跡名にもこの長者地名がみられる。

また、「八並（やつなみ）」「八ツ並」の地名も注目され、正倉が建ち並んでいた様子にちなむ地名と考えられている[1]。また、「郡家（こうげ）」「郡家（ぐんげ）」地名が遺るところもある。

上記のような地名や伝承が遺存している場所は郡衙所在地の有力な比定地となる。このような地名は字名などとして残されていることもあるが、そうした地名ではなく田畑一筆ごとなどに地元で通称されている地名もあるので、耕作者や古老などからの聞き取り調査も重要な作業となる。

しかし、地名には、たとえば「郡家（こうげ）」地名のように、「水の乏しい草生地」に由来する「高下」地名に江戸時代に好字が当てられた可能性が考えられている[2]ものなどもあり、また、後世の改変や本来の場所から移動して別の場所に付けられている地名などもある。また、瓦が出土することから寺院跡と伝えられているところもある。したがって、地名や伝承の情報を無批判に鵜呑みにして郡衙比定材料にすることは慎まなくてはならない。

考古学的な手がかり　考古学的資料としては遺物の分布がある。とくに前述した炭化米の出土地は有力な手がかりとなる。また、瓦類の出土地も寺院や瓦窯以外では官衙施設にあたる可能性が大であり、重要な情報である。

遺構面では、礎石や土壇・土塁の残存などがてがかりとなる。また、クロップマークやソイルマークも貴重な情報となることもある。前掲の古郡遺跡の調査でもすでに土の乾燥状態の違いなどのソイルマーク情報が注目され、正倉の掘込地業遺構検出の手がかりの一つとされている。

上記のような情報も、前述したように、古老などからの聞き取りによって得られることが少なくない。

歴史地理的環境　郡衙は租税の集散の場であり、公的な使臣の宿泊供給の場でもあったから、その所在地は交通の要衝に位置することが多かったとみてよい。そうした点で、古く遡る古道や河川交通の考えられる場所、その水陸交通の結節点などは郡衙比定を求める場合の有力な候補地となろう。ただし、郡衙は駅路が通過する郡でも駅路沿いにあったとは限らない点にも注意しておく必要がある。

また、倉庫は高燥の地に設けるべきことが倉庫令にみえるように、正倉院の場所として丘陵や台地上が選ばれていることが多いので、そうした小高い平坦地の得られるような場所も候補地となる。ただし、発掘調査例ではその地区では他所より相対的に低平な場所に設けられている福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）の正倉院のような例もあり、柔軟な考え方もまた求められる。

また、郡衙遺跡の近隣には7世紀後半ないし8世紀初め頃に創建された寺院跡や終末期の古墳が存在していることが多い（図1・表1）。こうした寺院跡や古墳所在地の周辺地域も郡衙遺跡を比定する上で注目される場所となる。

いずれにしても上記のような手がかりが複数見いだされるほど郡衙所在地の比定はより蓋然性が高まる。

（山中敏史）

〔注〕(1) 木下良「律令制下における宗像郡と交通」『宗像市史通史編　第二巻　古代・中世・近世』宗像市、1999年。
(2) 中林保「古代因幡の交通路について」『伯耆』1971年。

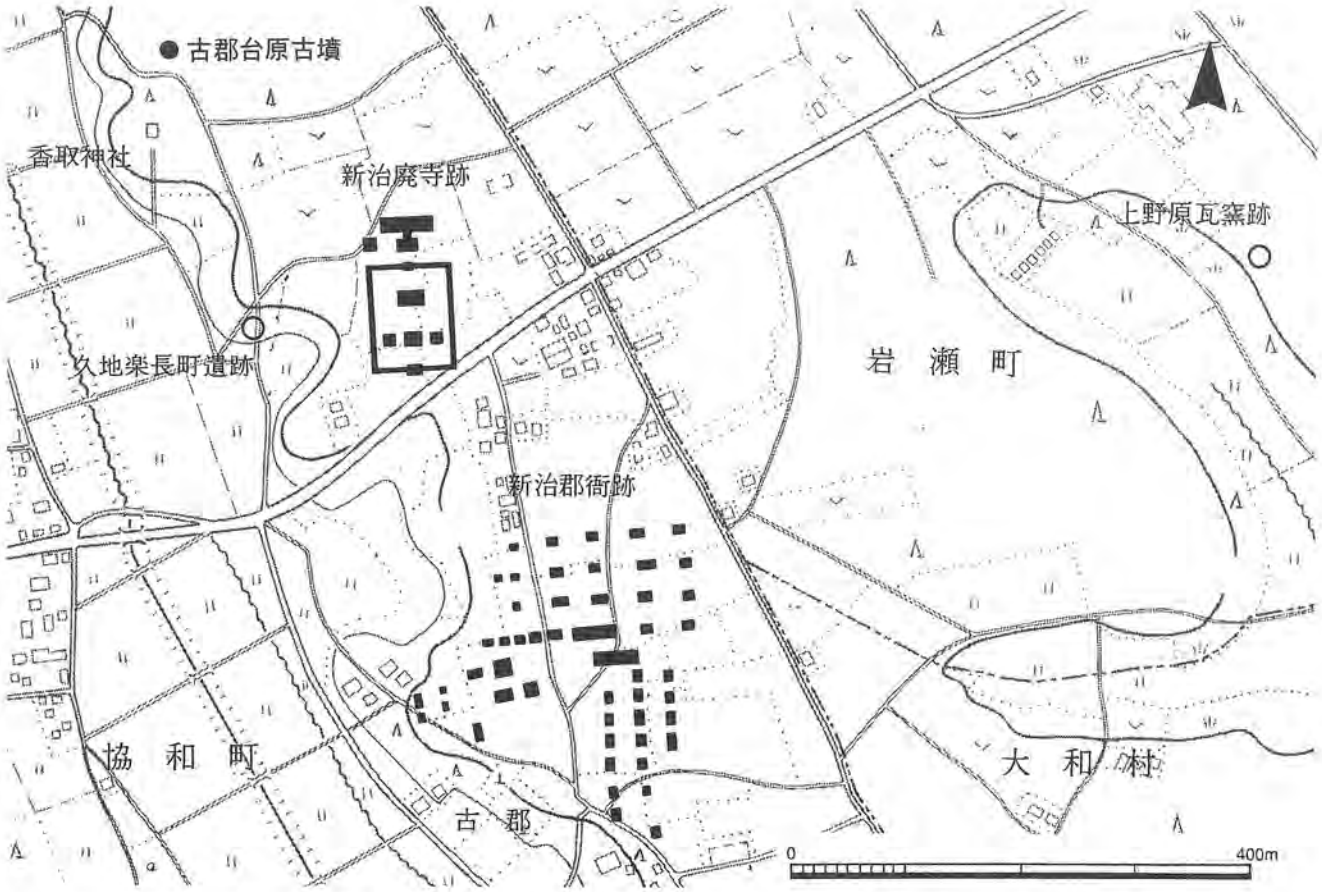

図1　茨城県古郡遺跡（常陸国新治郡衙）とその周辺

表1　郡衙と周辺寺院

国名	郡名	郡衙遺跡名	寺院跡名
陸奥	賀美	東山	名切谷廃寺
	玉造	名生館官衙	伏見廃寺
	名取	(仙台)郡山	郡山廃寺
	伊具	(角田)郡山	○
	安達	郡山台	郡山台廃寺
	白河	関和久	借宿廃寺
	標葉	郡山五番	○
	行方	泉(泉廃寺)	植松廃寺
	磐城	根岸	夏井廃寺
常陸	新治	古郡	新治廃寺
	筑波	平沢官衙	中台廃寺
	久慈	長者屋敷	○
	那珂	台渡里	台渡里廃寺
	河内	金田西・西坪B	九重東岡廃寺
下野	那須	那須官衙	浄法寺廃寺
	芳賀	堂法田	大内廃寺
上野	新田	天良七堂	寺井廃寺
上総	海上	西野	今富廃寺
	武射	嶋戸東	真行寺廃寺
下総	埴生	大畑I	龍角寺跡
武蔵	榛沢	中宿	岡廃寺
	豊島	御殿前	○
	都筑	長者原	○
	幡羅	幡羅	西別府廃寺
	橘樹	千年伊勢山台北	影向寺跡
相模	鎌倉	今小路西	千葉地遺跡
	足下	下曽我	千代廃寺
	高座	下寺尾西方A	下寺尾廃寺
甲斐	山梨	国府	寺本廃寺
信濃	伊那	恒川	○
駿河	益頭	郡	○
	志太	御子ヶ谷	○
遠江	敷智	城山・伊場	○
三河	渥美	市道	○
美濃	武義	弥勒寺東	弥勒寺跡
近江	栗太	岡	○
山城	久世	正道	久世廃寺
			正道廃寺
河内	安宿	円明	円明廃寺
摂津	嶋上	郡家川西	芥川廃寺
丹波	何鹿	青野南	綾中廃寺
因幡	八上	万代寺	土師百井廃寺
	気多	上原遺跡群	寺内廃寺
			上原南遺跡
伯耆	八橋	大高野	斉尾廃寺
	会見	長者屋敷	坂中廃寺
			大寺廃寺
美作	英田	高本	江見廃寺
	勝田	勝間田・平	○
	久米	宮尾	久米廃寺
備中	英賀	小殿	英賀廃寺
伊予	久米	久米官衙	来住廃寺
筑後	御原	小郡官衙	井上廃寺
豊前	上毛	大ノ瀬官衙	垂水廃寺
	下毛	長者屋敷	相原廃寺
肥後	玉名	立願寺	塔の尾廃寺
	託麻	神水	水前寺廃寺

注；○は瓦・墨書土器などにより仏教施設の存在が推定可能なもの。

Ⅶ-3　郡庁

一般的特徴　郡庁に一般的にみられる共通点として次のような点をあげることができる。

①官舎群の中で大型の部類に属す建物数棟で構成される。

②中核的殿舎である正殿とその左右ないし前面左右に配した脇殿とを主たる構成要素とする[1]。ただし、脇殿等は省略されることもある。

③正門（後述）または主たる入口からみると、正殿は基本的に正面の奥まった位置に存在する。

④正殿または前殿の前面に前庭（「廰庭」）を設ける。

⑤他の官舎群とは区別される方形を基本とした郡庁域を形成している。ただし、必ずしも周囲を塀や溝で囲繞した明瞭な一院を形成しているとは限らず、長舎[2]等の外壁が遮蔽施設を兼ねているような例もある。

⑥郡庁域の規模は方54mほどが平均的規模であり[3]、ある程度の規制があったとみられる。この規模は国庁の一般的な規模より一回り小さく、国衙と郡衙との官衙の等級序列を反映するものであろう。

⑦交通路や地形による制約を受けた場合を除くと南面するのを基本としている。

⑧ほとんどが非瓦葺の掘立柱建物で構成されている。

上記のような郡庁の特徴は、官衙政庁としての特徴を示すものであり、①～⑤は国庁などと類似した使われ方がなされていた郡庁の一面を反映しており、国庁における政務・儀式・饗宴と同様の行為が、その形を変えながらも郡庁でも実施されていたことを物語るものであろう。

郡庁の類型　しかし、郡庁は、建物配置に焦点をあてて分類すると、次のような類型に分けることができる[4]。

〔Ⅰ類－ロの字型〕　殿舎が左右対称を意識した整然とした方形に配置されたもの。正門の両脇にも回廊か殿舎が配置されるのが特徴である。このⅠ類は四辺に配された建物構造によって次の3類に細分できる。

ⅠA類（長舎連結型）；長舎をロの字形状に近接して並べるか、各辺の長舎を塀で結んで方形の一院を形成するもの。福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅰ・Ⅱ期、滋賀県岡遺跡（近江国栗太郡衙）Ⅲ－1期などの例がある。「上野国交替実録帳」新田郡項に「東□屋壱宇　西長屋壱宇　南長屋壱宇□□□壱宇　公文屋壱宇　厨壱宇」とある郡庁も本類にあたると推定できよう。これまでの例では、郡庁院の内部に正殿が独立して設けられている。

ⅠB類（短舎連結型）；短舎をロの字形状に近接して並べるか、各辺の短舎を塀で結んで方形の一院を形成するもの。ⅠA類の変化型とみなすことも可能である。鳥取県戸島遺跡（因幡国気多評衙支所か）の例があるが、郡庁の確例はまだ知られていない。

ⅠC類（回廊型）；回廊が方形に巡って一院をなすもの。宮城県名生館官衙遺跡（陸奥国玉造郡衙）小館地区、茨城県神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）Ⅱ・Ⅲ期などの例がある。これまでの発掘例では、郡庁院の内部に正殿が独立して設けられている。名生館官衙遺跡の例は、短舎の脇殿も伴っており、ⅠC類とⅢ類とを合体したような構造である。

〔Ⅱ類－コの字型〕　数棟の殿舎が冂の字形状に並べられ、左右対称の方形の一画を形成しているもの。脇殿などを塀で結んだり、正殿・両脇殿の外回りに塀を巡らして一院を形成するものもある。

ⅡA類（正殿隔絶型）；正殿が廂付建物などの構造をとり、脇殿などとは連ならず独立しているもの。神野向遺跡Ⅰ期、栃木県上神主・茂原官衙遺跡（下野国第一次河内郡衙）Ⅱ期、岡遺跡Ⅲ－2期、鳥取県万代寺遺跡（因幡国八上郡衙）Ⅱ期、広島県下本谷遺跡（備後国三次郡衙）Ⅱ期などの例がある。

ⅡB類（正殿非隔絶型）；正殿が脇殿と同様の長舎構造をとり、方形域の一辺を構成しているもの[5]。岡山県宮尾遺跡（美作国久米郡衙）Ⅰ・Ⅱ期の例があり、万代寺遺跡Ⅰ期の例も本類に含まれる可能性がある。

〔Ⅲ類－品字型〕　正殿・脇殿が左右対称形の品字形に配置されているもの。脇殿が長舎ないし長舎に準じた構造をとらず、正殿前方左右に位置する。宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）、岐阜県弥勒寺東遺跡（美濃国武義郡衙）の例[6]がある。

〔Ⅳ類－ロの字省略変形型〕　Ⅰ類のロの字型建物配置から片方の脇殿を省略・変形したような左右非対称の建物配置をとるもの。神奈川県今小路西遺跡（相模国鎌倉郡衙）Ⅱ期の例がある[7]。

〔Ⅴ類－コの字省略変形型〕　Ⅱ類のコの字型配置から片方の脇殿を省略ないし変形したような左右非対称の配置形態をとるもの。名生館官衙遺跡城内地区上神主・茂原官衙遺跡Ⅰ期、福岡県大ノ瀬官衙遺跡（豊前国上毛郡衙）の例がある。

〔Ⅵ類－品字省略変形型〕　Ⅲ類の品字型配置から片方の脇殿を省略・変形したような左右非対称の建物配置を伴うもの。東山官衙遺跡Ⅱ期の例がある。茨城県古郡遺跡（常陸国新治郡衙）中央部の建物群は東の脇殿を欠き正殿の東や北に殿舎を付加したような配置で、郡庁であるとすれば本類に含まれる。正道遺跡Ⅲ期も山背国久世郡衙であるとすれば、やはりⅢ類の変形例となる。

〔Ⅶ類－両脇殿省略型〕　明瞭な脇殿を伴わないもの。泉廃寺Ⅳ期や鳥取県上原遺跡群（因幡国気多郡衙）Ⅰ区B群

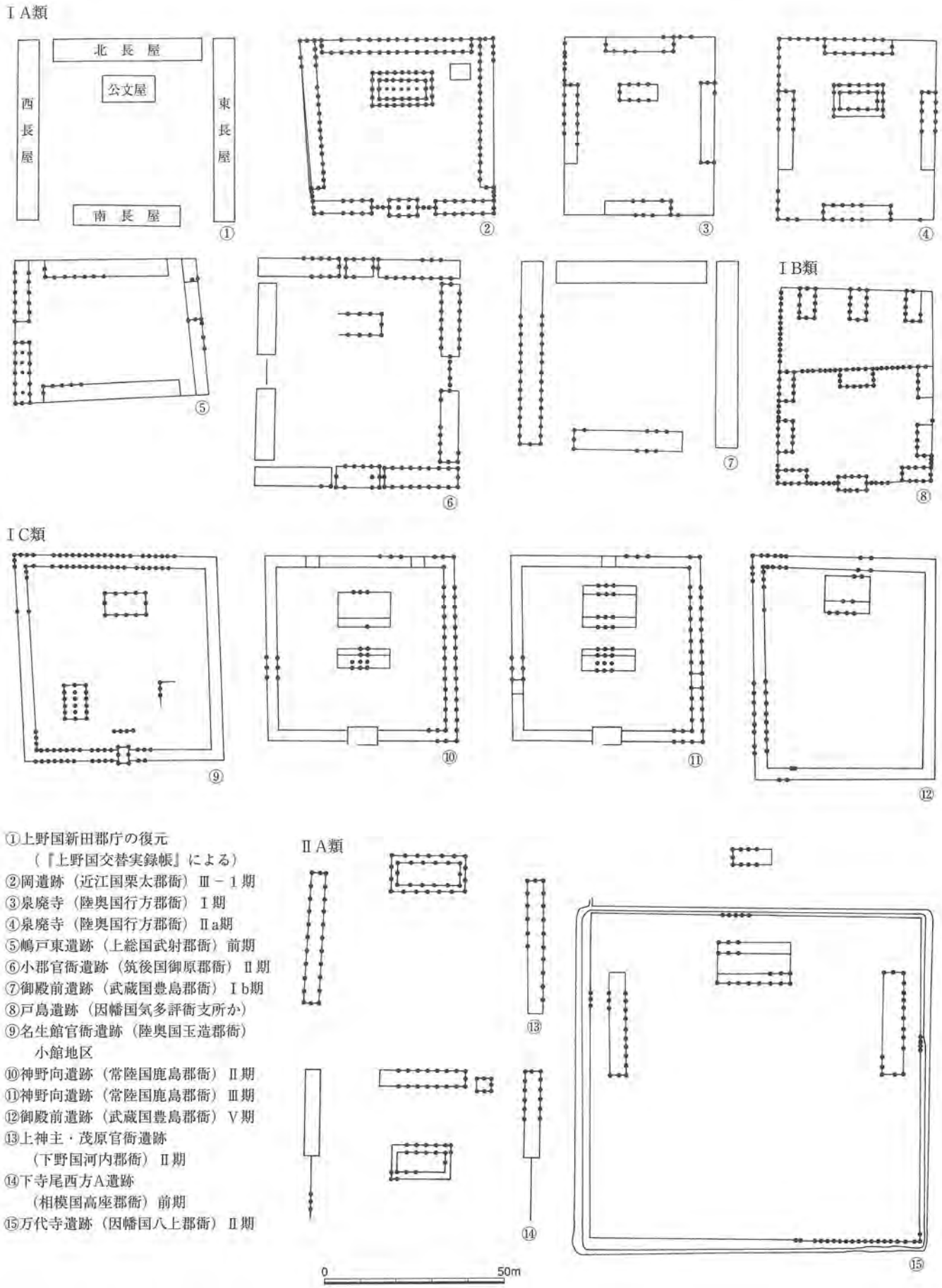

①上野国新田郡庁の復元
（『上野国交替実録帳』による）
②岡遺跡（近江国栗太郡衙）Ⅲ－1期
③泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅰ期
④泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅱa期
⑤嶋戸東遺跡（上総国武射郡衙）前期
⑥小郡官衙遺跡（筑後国御原郡衙）Ⅱ期
⑦御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）Ⅰb期
⑧戸島遺跡（因幡国気多評衙支所か）
⑨名生館官衙遺跡（陸奥国玉造郡衙）
小館地区
⑩神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）Ⅱ期
⑪神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）Ⅲ期
⑫御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）Ⅴ期
⑬上神主・茂原官衙遺跡
（下野国河内郡衙）Ⅱ期
⑭下寺尾西方A遺跡
（相模国高座郡衙）前期
⑮万代寺遺跡（因幡国八上郡衙）Ⅱ期

図1　郡庁の諸類型1

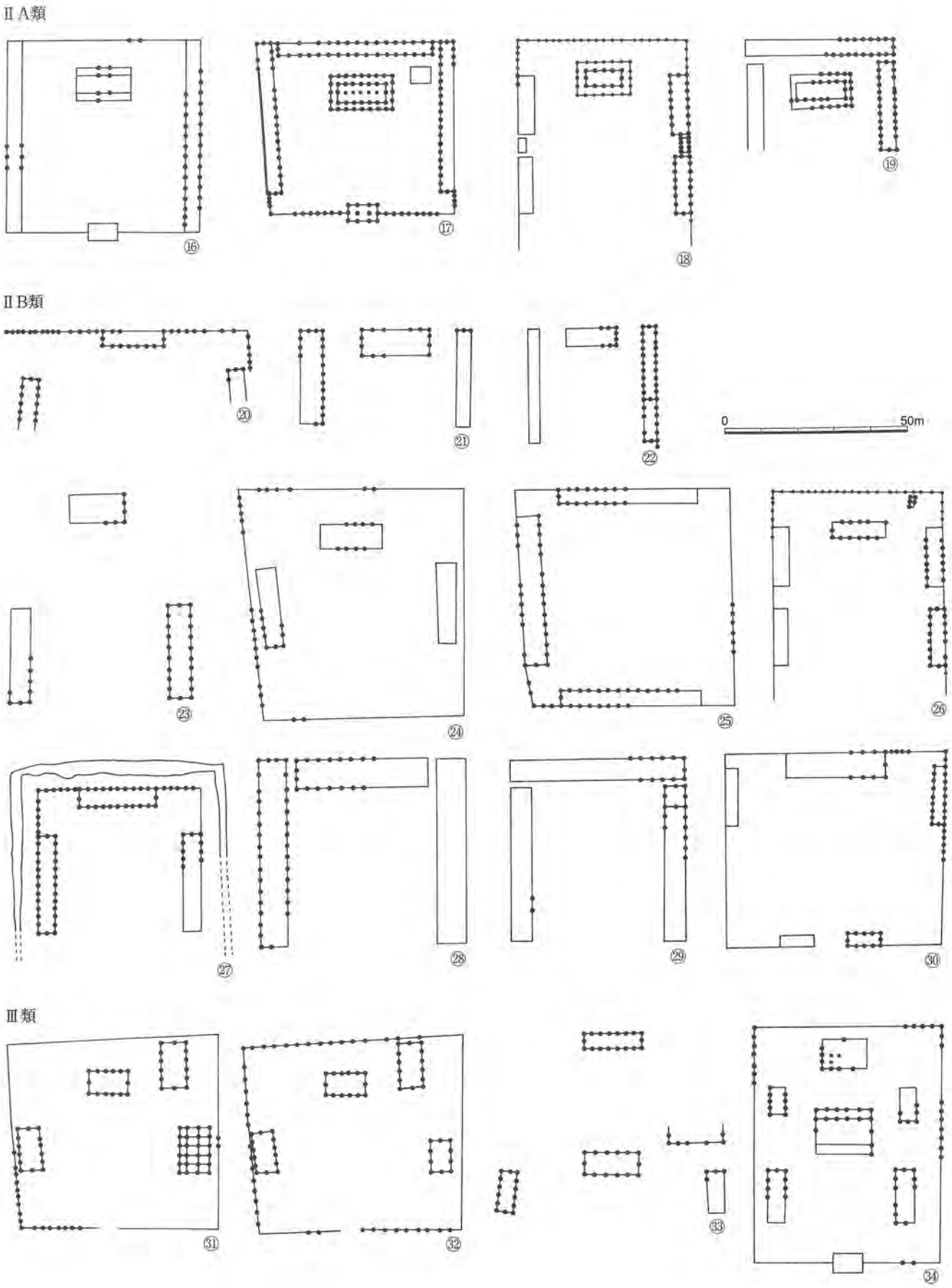

図2　郡庁の諸類型2

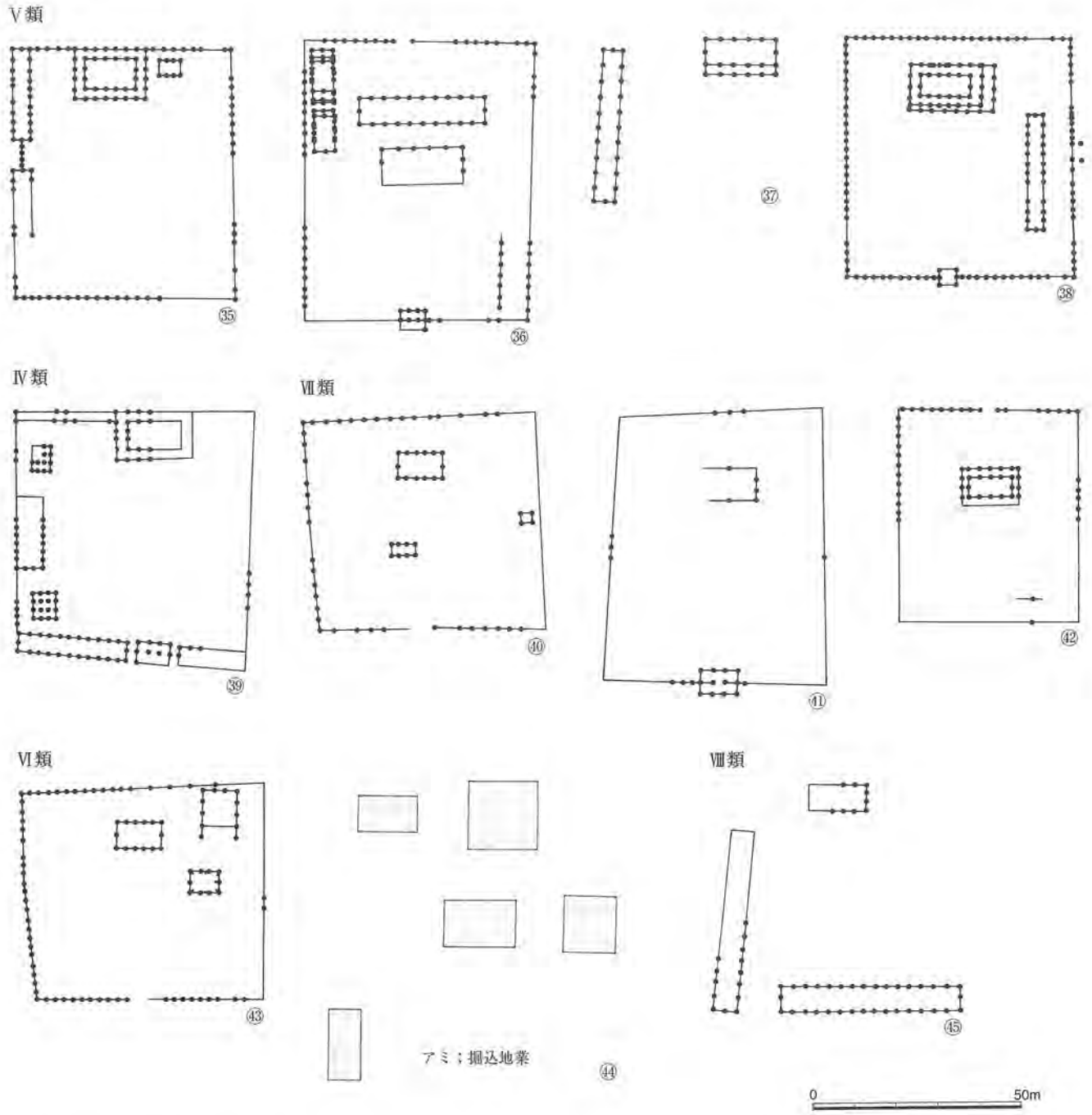

⑯神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）Ⅰ期
⑰岡遺跡（近江国栗太郡衙）Ⅲ－２期
⑱下本谷遺跡（備後国三次郡衙）Ⅱ期
⑲有田遺跡（筑後国早良郡衙）
⑳根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）Ⅱ期
㉑山宮阿弥陀森遺跡（因幡国気多郡衙）
㉒久米官衙遺跡（伊予国久米郡衙）Ⅰ期
㉓長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）ｂ期
㉔御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）Ⅳ期
㉕今小路西遺跡（相模国鎌倉郡衙）Ⅰ期
㉖下本谷遺跡（備後国三次郡衙）Ⅳ期
㉗宮尾遺跡（美作国久米郡衙）Ⅰ期
㉘万代寺遺跡（因幡国八上郡衙）Ⅰ期
㉙古志本郷遺跡（出雲国神門郡衙）Ⅰ期
㉚久米官衙遺跡（伊予国久米郡衙）Ⅱ期
㉛東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）Ⅲ期
㉜東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）Ⅳ期
㉝根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）Ⅲ期
㉞弥勒寺東遺跡（美濃国武義郡衙）
㉟名生館官衙遺跡（陸奥国玉造郡衙）城内地区
㊱泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅲ期
㊲上神主・茂原官衙遺跡（下野国河内郡衙）Ⅰ期
㊳大ノ瀬官衙遺跡（豊前国上毛郡衙）
㊴今小路西遺跡（相模国鎌倉郡衙）Ⅱ期
㊵東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）Ⅴ期
㊶三十三間堂遺跡（陸奥国亘理郡衙）
㊷泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅳ期
㊸東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）Ⅱ期
㊹古郡遺跡（常陸国新治郡衙）
㊺長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）ａ期

図３　郡庁の諸類型３

の例がある。これには、泉廃寺Ⅳ期や東山官衙遺跡Ⅴ期のように正殿以外には顕著な建物を伴わないものと、後殿やその左右の脇殿を設けるものとがある。

〔Ⅷ類－その他〕　上記の7類に含まれないもの。岡遺跡Ⅱ期では長舎2棟がL字形に並ぶ配置をとると考えられている。これは造営過程における仮説的な段階を示すとも考えられるが、郡庁初期段階には明確な正殿を欠く構造も一タイプとして存在したかもしれない。

このように、郡庁の構造には多様な類型があり、他の官衙施設などとの相互関係が明らかにならないと、その官衙ブロックを郡庁と確定できない場合も少なくない。とくにⅥ～Ⅷ類は、周囲を囲繞する施設の確認や周辺地区の調査が進んでいない段階では、この建物ブロックだけから郡庁と判断することは容易でない。

郡庁の門　前述したように郡庁の門は国庁の門とともに公門とされている（Ⅶ－1参照）。この門の格付けから、郡庁は行政実務を専らとする施設であったのではなく、儀礼的行為を執りおこなう場としても位置づけられていたことを推察できる。この郡庁の門には、福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅲ期や岡遺跡など八脚門形式の例がみられ、公門とされている郡庁門の格式の高さを反映している。

しかし、名生館官衙遺跡小館地区や大ノ瀬官衙遺跡の例は四脚門であり、東山官衙遺跡の例は棟門の可能性があり、泉廃寺Ⅰ・Ⅱ期の例は長屋門とみられる。また、上神主・茂原官衙遺跡例のように門とみられる明瞭な遺構が検出されていない例も少なくない。

このように郡庁の門の形式には郡庁の殿舎構造や配置と同様に多様性がみられ、公門と位置づけられていても必ずしも統一された形式や規格に従って造営されたわけではなく、各郡やその時々の諸状況に応じた構造が採用されることが多かったことを示している。

郡庁の変遷と機能　郡庁の場合は、名生館官衙遺跡・泉廃寺・東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）のように、建て替えごとに構造が大きく変化したり、郡庁の設置場所が移動したりしている例があり、国庁にみられるような踏襲性・連続性は相対的に希薄である。また、郡衙の所在地自体が移転している例もある。こうした郡庁の非連続性は、地域の実情に即した実質的な人民支配を遂行する実務の中枢施設として位置づけられていたこと、また、郡庁で実施される儀式・饗宴の多くの部分が各郡ごとの独自の方式に委ねられていたこと、そして、それらが在地の諸条件などによって影響を受け変容し易かったという側面を反映するものであろう。

一方、弥勒寺東遺跡のように基本的に同じ構造が長期間踏襲されている郡庁も例外的にみられる。今後は、こうした郡庁の踏襲性が強い郡と変化の大きな郡とを比較対照することによって、郡庁の機能や郡司の動向を含めた在地社会の動向を浮彫りにできるかもしれない。

ところで、上記の郡庁類型とその出現時期との関係を整理すると、7世紀後半代の郡庁創設期からⅠB・ⅠC・ⅡA・ⅡB・Ⅴ類がみられ、8世紀後半以降にⅠA類が出現しており、弥勒寺東遺跡ではⅢ類が踏襲されているように、各類型を時期差と捉えることはできない。

しかし、郡庁を全体として眺めた場合には、ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅴ類など長舎やそれに準じる構造の建物を多用したロの字・コの字型配置やそれらの省略変化型の郡庁は古い段階に多く認められ、ⅠC・Ⅲ・Ⅶ類はやや後出して普及するという変遷の傾向があった可能性はある。

前者の長舎を伴う構造は、宮中枢施設の構造や長舎主体で構成されている藤原宮の曹司などと類似しており、後者の品字型配置は平城宮兵部省や宮内省などの曹司配置との類似性が認められる。郡庁の構造はそうした宮城施設の構造の影響も受けて創出されたスタイルであった可能性がある。また、Ⅶ類の郡庁は、脇殿などでおこなわれていた実務の一定部分が、分化独立した曹司など郡庁の外部でおこなわれるようになったことや、大型の正殿と前庭をより重視した儀式構造への変化を反映するものかもしれない。

今後の調査では、個々の殿舎の構造や規模、郡庁内の出土土器の器種構成などを踏まえ、郡庁の使われ方についても検討を加え、その構造の違いや変化の意味についても解明していく作業が必要である。　（山中敏史）

〔注〕(1) 神野向遺跡の郡庁では長大な脇殿を配した構造から回廊への変化がみられるので、回廊構造は長大な脇殿や後殿等の変化型とみておきたい。(2) 以下、桁行7間以上の細長い平面形の建物を長舎、これより桁行の短い建物を短舎と仮称する。(3) 方300尺ほどの特異な規模を示す鳥取県万代寺遺跡（因幡国八上郡衙）Ⅱ期郡庁を除くと、東西54m・南北55mの平均値となる。(4) 本稿では筆者のかつての類型区分を一部修正した。(5) これらの例では、独立した正殿が、礎石立ちなどであったために失われ、検出されなかった可能性も皆無ではない。とすればこれらもⅡA類に含まれることになる。ただし、7世紀中葉以前とされる愛媛県久米官衙遺跡政庁Ⅰ・Ⅱ期は本類の一種に含まれるかもしれない。(6) 弥勒寺東遺跡例は脇殿が桁行6間と短いが、北側にも脇殿が並ぶ時期があることを考慮すると、コの字型ⅡA類の一種に含めるべきかもしれない。(7) 今小路西遺跡Ⅰ期も同じ場所で建て替えられたⅡ期との連続性を考えると本類に含めることが可能であるが、独立した正殿が存在しない点が他と異なる。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

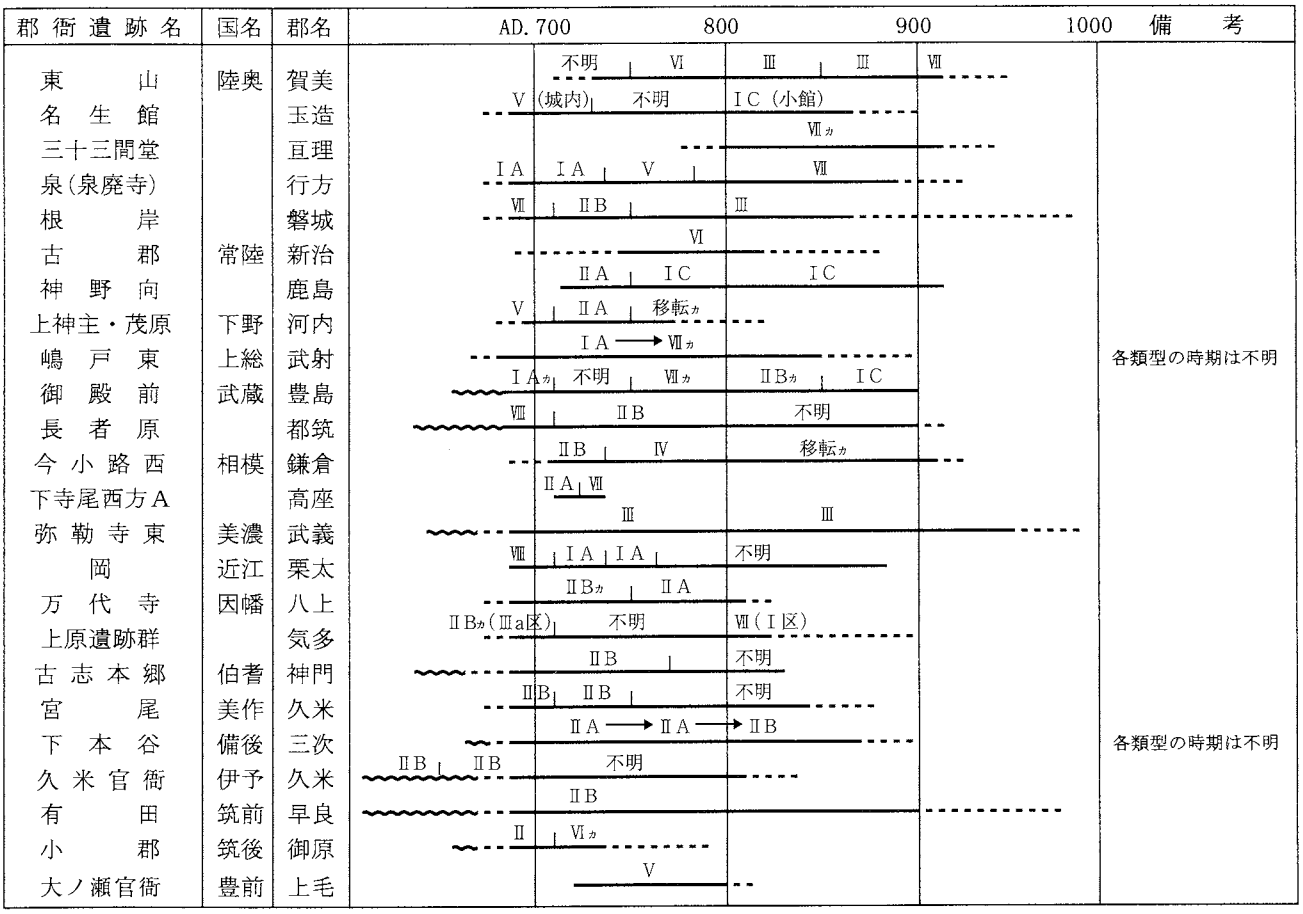

注；破線は、存在が不確定な期間。波線は郡衙とは異質な性格と考えられる期間。郡庁類型が判明するものを掲載。

図4　郡庁類型の変遷

表1　郡庁の規模

郡衙遺跡名	国名	郡名	東西長（m）	南北長（m）	郡衙遺跡名	国名	郡名	東西長（m）	南北長（m）
東山官衙Ⅰ～Ⅴ期	陸奥	賀美	57	52	下寺尾西方Ａ前期		高座	66	40以上
名生館官衙(城内地区)		玉造	53	61	下寺尾西方Ａ後期			62	40以上
名生館官衙(小館地区)			(55)	58	弥勒寺東	美濃	武義	47～50	60～64
三十三間堂		曰理	50	60	岡 Ⅲ－1・2期	近江	栗太	52	50
泉廃寺Ⅰ期		行方	43	50	(花園鷹司)	山城	葛野	(40)	(50)
泉廃寺Ⅱa期			44	51	(正道Ⅱ期)	因幡	久世	42以上	(30)
泉廃寺Ⅱb期			44	52	(正道Ⅲ期)			(40)	(50)
泉廃寺Ⅲ期			55	68	万代寺Ⅰ期		八上	35以上	51
根岸Ⅱ期		磐城	(66)	25以上	万代寺Ⅱ期			92	91
根岸Ⅲ期			(63)	(43～50)以上	山宮阿弥陀森	出雲	気多	(50)	26以上
神野向Ⅰ期	常陸	鹿島	53	52	(戸島)	美作		45	56/33
神野向Ⅱ・Ⅲ期			53	51	古志本郷Ⅰ期	備後	神門	(48)	42以上
上神主・茂原官衙	下野	河内	70	45	宮尾Ⅰ・Ⅱ期	伊予	久米	45	40以上
嶋戸東前期	上総	武射	(53)	(40)	下本谷Ⅱ・Ⅲ期		三次	53	43以上
御殿前Ⅰb期	武蔵	豊島	25以上	34以上	久米官衙Ⅰ期	筑前	久米	(35)	33
御殿前Ⅳ期			38以上	64	久米官衙Ⅱ期	筑後		(45)	45
御殿前Ⅴ期			33以上	68	有田		早良	(40)	31
長者原b期		都筑	(50)	(58)	小郡官衙Ⅱ期		御原	(56)	63
今小路西Ⅰ期	相模	鎌倉	50	50	小郡官衙Ⅲ期			32以上	40以上
今小路西Ⅱ期			46	48	大ノ瀬官衙	豊前	上毛	53	59

注；数字は四捨五入してm単位にした。(　)内の遺跡は参考例。(　)内の数字は推定値または概数。不整方形の場合は平均値の概数。戸島遺跡の南北長33mは南郭部分の長さ。山宮阿弥陀森遺跡は上原遺跡群の一部。

Ⅶ-4　正倉の建築構造

倉と屋　正倉の建物には倉と屋とがあり、文献史料や正倉院の調査例から、倉は総柱建物構造の高床倉庫、屋はほとんどが側柱建物構造で無廂の土間ないし平地床の倉庫であったことが知られる。総柱高床倉庫には、側柱の柱穴が内部より一回り大きい側通柱構造とみられるものと、内外ともに均一の規模の掘りかたを伴う総束柱構造とみられるものとがある（『官衙Ⅰ』Ⅵ－3参照）。

天平期の諸国正税帳にみえる正倉の内訳では、倉が約94%、屋が約6%の割合であり、穎穀の湿気防止に適した高床倉庫が多用されている。とくに穀稲（稲籾）倉庫では、倉が約98%を占め、屋（穀屋・穀借屋）は約2%で動用穀収納施設のごく一部に採用されているにすぎない。この傾向は10世紀初めの「越中国官倉納穀交替記」においても変わらず、永年貯積を目的とする穀稲収納施設の特徴をよく示している。このように、総柱高床構造の正倉遺構のあり方は、不動穀制の変遷を考古学的に検証できる有力な指標となる。

穎稲収納施設の場合も、天平期の正税帳では倉が約88%を占めており、やはり高床倉庫が主体となっていた。しかし、屋総数の約86%は穎屋や穎借屋であり、屋は主に穎稲収納用倉庫として用いられたことが判明する。そして、「越中国官倉納穀交替記」では穎屋が穎稲収納施設の約40%～80%を占めている。また、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）・茨城県平沢官衙遺跡（常陸国筑波郡正倉）・栃木県中村遺跡（下野国第二次芳賀郡衙）などでも新しい時期には側柱建物の数が増え、時期が下るにしたがって穎屋の占める割合が増加した可能性が高い。

このように穎稲収納施設として倉の代用施設ともいえる屋が利用されたのは、穎稲が種籾や食糧としての出挙や官衙運営経費などとして運用され、出納頻度が高く新稲とも入れ替わる稲であったため、屋でも湿損の心配が少なく、また出納の便が考慮されたためであろう。

ただし、正倉地区で検出される側柱建物の中には、穎穀の出納事務用や正倉管理用の官舎などが含まれていた可能性もある。兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙。Ⅶ－8、図1参照）の総柱高床倉庫群と並ぶ廂付建物はその一例であろう。したがって、側柱建物が屋なのか他の官舎にあたるかは、高床倉庫群との配列状況や建物の格式や構造などから総合的に判断する必要がある。

倉下　このほかに、高床倉庫の床下を二次的な収納空間として利用したとみられる「倉下」もわずかにみえる。総柱建物の側柱筋に伴う柱筋溝状遺構には、この「倉下」の壁の据付痕跡が含まれている可能性もあろう。

穀倉と穎倉　正倉の高床倉庫に総柱構造が採用されているのは、稲の荷重を支えるために束柱が欠かせなかったからである。とくに穀倉の場合は、穎稲の約2倍強の比重を有する穀稲が収納されるため、穎倉より大きな加重がかかる。そして、穀稲はバラ積みで貯積される。そのため、穀倉には荷重に耐える堅固な構造や計量に適した平滑な内平面をもち隙間がない壁・床構造、塞等の設備が欠かせず、その造営には穎倉より高度な建築技術が必要とされた。したがって、穀稲収納用として造営された倉に穎稲を収納することはできたが、穎稲用として造営された倉には、強度や床・壁の緻密度などの制約で穀稲を貯積することは困難であったとみられる。

一方、穎稲の荷重は穀稲に比べて軽く、穀倉ほどの強度は必ずしも要求されなかったとみられる。民間施設である倉が借倉として穎稲収納用に利用されることが多かったことや、和泉監の正倉分析によって、不動倉・動用倉の存在形態が各郡を通じて画一的であるのに対して、地域差が顕著であるとされている[1]ことなどは、穎倉の造営には穀倉のような建築技術が不可欠ではなかったことを示しており、穎倉には多様な存在形態をとりやすい面があったことを物語っている。そうした点では、初期正倉の穎倉には、一部に、弥生・古墳時代にみられるような平面正方形に近い側柱構造の古いタイプの高床倉庫が利用されたケースもありうるかもしれない[2]。

上記のような点を考慮すると、柱径や柱筋の通り具合など遺構の上にも穀倉と穎倉との差が現れている可能性もあり、今後の遺構の詳細な観察・分析によって両者を識別する糸口を見いだすことが課題となる。

正倉建物の基部構造　天平11年度「伊豆国正税帳」では、「正倉」85棟のうち、「在礎」7棟と記されており、礎石建物の倉は8%とわずかであったことが知られる。栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）・埼玉県中宿遺跡（武蔵国榛沢郡衙）・岐阜県弥勒寺東遺跡（美濃国武義郡衙）などの正倉院でも、掘立柱の倉が礎石立ちの倉より相対的に先行して造営されており、8世紀半ば頃までは掘立柱が主体をなしていたことがうかがえる。

しかし、8世紀後半以降になると礎石立ちの倉の比率が増す正倉院がみられるようになる。そして、関東以北では、総地業・坪地業・布地業など各種の礎石下基礎地業を伴う倉が数を増す。正倉の屋や他の官舎では9世紀以降もほとんどが掘立柱の構造をとっているのに比べて、正倉の倉では礎石建物が採用されている割合が高くなる。それは、穀稲の荷重に対する地耐力を高め、穀稲の永年貯積を目的とした倉の耐用年数の長期化が意図されたこと、不動倉や動

表1　正税帳にみえる正倉の種類

国名(年度)	郡名	総数	不動穀倉	動用穀倉	穎倉・穎借倉	雑色稲納倉	空倉	糯倉・糯借倉	義倉・借納義倉	粟倉・粟借倉	殻屋・殻借屋	穎屋・穎借屋	空屋	穀倉下	穎倉下
大倭 (730)	(全郡)	141	2	32	23	84									
	平群	6		1	2	3									
	十市	8		1	1	6									
	城下	16		4	3	9									
	山辺	8	1	1	1	5									
	添上	16		3	5	8									
尾張 (730)	(全郡)	168	64	26	63?	15									
紀伊 (730)	(全郡)	91	19	21	24	17	7		2	1					
越前 (730)	(全郡)	343	41	88	85		63	20			8	34	1	2	1
	敦賀	16	2	7	3		3	1							
	丹生	51	9	13	8		16	4						1	
	足羽	54	6	15	11		18	4							
	大野	59	4	13	22		4	2			3	9	1	1	
	坂井	64	10	18	12		5	3			2	13			1
	江沼	45	3	13	13		15	1							
	加賀	54	7	9	16		2	5			3	12			
隠岐 (732)	(全郡)	54	15	4	6	16	5	5	3						
	智夫	12	3	1	2	4		2							
	海部	12	5	1	1	3		1	1						
	周吉	17	5	1	1	5	3	1	1						
	役道	13	2	1	2	4	2	1	1						
尾張 (734)	知多ヵ	33	7	6	6		4	1				5	1		3
周防 (734)	某郡	28	6	5	15			1				1			
	吉敷	35	14	3	16			1				1			
摂津 (736)	東成ヵ	10	3	3	2				2						
薩摩 (736)	出水ヵ	15		1	13			1							
	高城ヵ	10	1	1	6ヵ			1				1ヵ			
	薩摩ヵ	6		1	4ヵ							1ヵ			
長門 (737)	(全郡)	207	41	58	69		31	8							
豊後 (737)	日田	19	5	3	8			3							
	球珠	19	5	5	7			2							
駿河 (737)	駿河ヵ	42	21	2	13			2		1		3			
和泉 (737)	(全郡)	68	21	5	14	1	19		1			5	2		
	大鳥	29	8	2	5	1	11					2			
	和泉	23	10	2	3		4		1			2	1		
	日根	16	3	1	6		4					1	1		
駿河 (738)	(全郡)	250	115	14	57		14	13		7	7	19	4		
	志太	28	13	2	6		2	1		1	1	2			
	有度ヵ	39	?	?	?		3			1	1	4	1		
周防 (738)	(全郡)	166	54	34	43		14	7				10			4
伊豆 (739)	(全郡)	85	26	6	37		12	4							
合計		1790	460	318	511	133	169	69	8	9	15	80	8	2	8

用倉を高質化し国家の威信や支配の正統性の誇示が図られたことによるものであろう。

この礎石立ちの倉は先行する掘立柱の倉をほぼ同位置で建て替えたものである場合が多いので、礎石建物倉庫を検出した場合には下層遺構の有無確認をおこない、正倉院の変遷を明らかにする作業が欠かせない。

ところで、この掘込地業などを伴う正倉の確例は現状では中部地方以西では検出されていない。一方、福島県根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）や宮城県角田郡山遺跡（陸奥国伊具郡衙）などでは掘込地業を伴う正倉が7世紀末ないし8世紀初め頃には造営されている。今後の正倉遺構の調査においては、こうした基礎地業の有無あるいは礎石下基礎地業方法の違いが、正倉造営土木技術の地方差・時期差や倉の性格の違いを示すか否かなどを十分意識した検証作業が求められよう。

壁　正倉の壁体構造には、丸木倉・甲倉（構木倉・格倉）・板甲倉・板倉・土倉・塗壁屋・草屋などがあったことが正税帳などから知られる。丸木倉は丸太による校倉組。甲倉は東大寺正倉院宝庫の南倉・北倉に代表される断面三角形状の角材を井桁に組み上げた校倉造。板甲倉は厚板による校倉組。板倉は板材を柱の溝に落しはめる構造で、東大寺正倉院宝庫中倉にみられる。土倉・塗壁屋は土壁構造、あるいは防火の手法として甲倉や板倉の表面に壁土を塗ったもの[3]。草屋は茅壁など構造とみられる。

このうち、和泉監諸郡にみられる丸木倉は、桁行20尺以下の小規模なもので、収納物のわかる例がすべて穎稲であることから、穎稲収納専用の倉であったと考えられている。丸木倉は、壁面構造や強度から稲籾バラ積みには適さない構造であったとみてよかろう。このほかに、草屋もバラ積みした稲籾の圧力に耐える壁構造ではないので、穎屋として用いられたとみてよかろう。

屋根葺材　瓦葺の正倉は、中部地方以西では丸・平瓦がわずかに検出されている福岡県下高橋官衙遺跡（筑後国第二次御原郡衙）などがみられる程度で、現状では関東以北に集中しており[4]、地域的な特色を示している。この瓦葺正倉は、いずれも高床倉庫の例であり、瓦葺の屋とみられる例は知られていない。

福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）や前掲の角田郡山遺跡などでは7世紀末ないし8世紀初頭に遡る瓦葺の倉が確認されており、那須官衙遺跡などでは8世紀中葉、中村遺跡では8世紀後半に瓦葺が採用されている。このように瓦葺が採用される時期は郡によって異なるが、7世紀末から8世紀中葉頃までの例が一般的である。

しかし、瓦葺がみられる正倉院でも瓦葺は特定の倉に限られており、圧倒的多数が非瓦葺建物であった。また、瓦葺きが認められる例でも瓦の出土量がわずかである場合が少なくない。したがって、瓦葺については、出土瓦の種類や出土量の分析によって総瓦葺か甍棟か熨斗棟かを明らかにする必要がある（Ⅲ－1参照）。

また、軒平瓦顎部の朱線の有無確認も重要で、那須官衙遺跡や栃木県多功南原遺跡（下野国河内郡衙）、上神主・茂原官衙遺跡（下野国第一次河内郡衙か）などでは、その観察によって瓦葺の倉が丹塗りの建物であったことが判明している。こうした丹塗りの倉は一般の倉とは区別され、法倉と呼ばれた特別の倉であった可能性が高い（Ⅲ－3参照）。

瓦葺の正倉の造営には国衙が「造瓦倉所」という造営組織を設けるなどして直接的に関与していたことが判明している。「都賀郡瓦倉×」、「造瓦倉所解×」と記された下野国衙跡出土の木簡はそれを示す資料である。その一端は瓦の製作技法の分析や瓦窯との関係などを通じて解明されつつある（Ⅲ－2参照）。

非瓦葺屋根の葺材の検出例には前掲の東山遺跡がある。ここでは総柱礎石建物倉庫の雨落ち溝から炭化米とともに炭化した萱が出土しており、萱葺の穀倉であったと推定されている[5]。火災にあった正倉の場合には、炭化材の観察からこうした屋根葺き材を復元できる場合もある。

このほかに、正倉の屋根葺き材には板・桧皮も存在したとみられる。また、『貞観交替式』（「応旱作土屋及被焼損官稲填納事」延暦5（786）年8月7日）によると、屋根に防火用の土をのせた「土屋」の造営が奨励されている。その「土屋」の泥土の上には、土が雨で流れ落ちないように草や板が葺かれた。焼失した正倉ではこうした屋根葺きの土が遺存している場合もありうる。　（山中敏史）

〔注〕(1) 舟尾好正「古代の稲倉をめぐる権力と農民（下）－和泉地方を中心として－」『ヒストリア』74、1977年。(2) これまでに正倉院で検出されている側柱建物は、桁行の大小を問わず矩形を呈しており、史料にみえる屋の平面構造と符合しており、高床の倉と判断すべき例は今のところみられない。(3) 富山博「正倉建築の構造と変遷」『日本建築学会論文報告集』216、1974年。(4) 志賀崇「瓦葺建物の比率と時期」『古代の官衙遺跡　Ⅰ遺構編』奈文研、2003年を参照。(5) 萱は壁材に用いられることもあるが、この例では穀倉とみられる総柱礎石建物に伴うので、壁材とは考えられず、屋根葺き材とみなしてよかろう。

〔参考文献〕富山博「律令国家における正倉建築の機能」『日本建築学会論文報告集』214、1973年、同「律令国家における正倉建築の規格と実態」『日本建築学会論文報告集』215、1974年。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

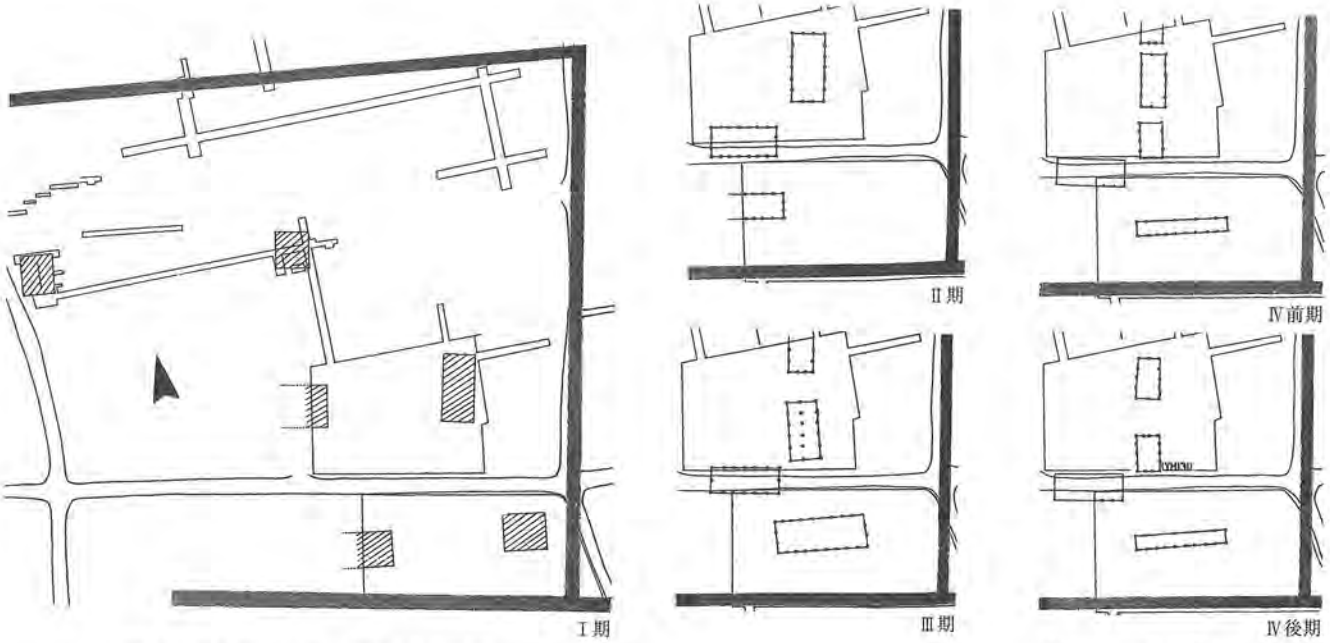

図1　栃木県中村遺跡正倉院変遷図

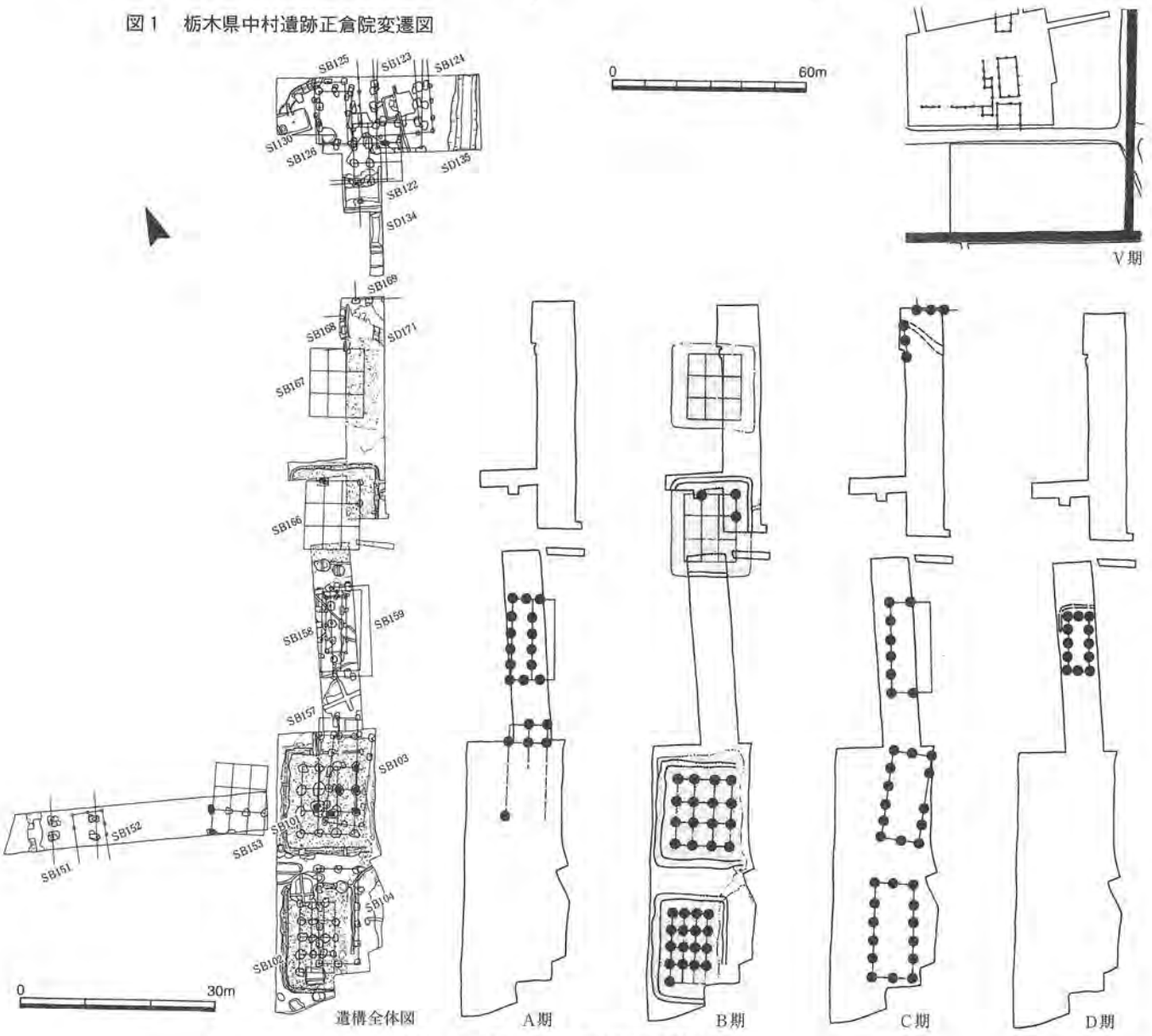

図2　宮城県東山官衙遺跡正倉院変遷図

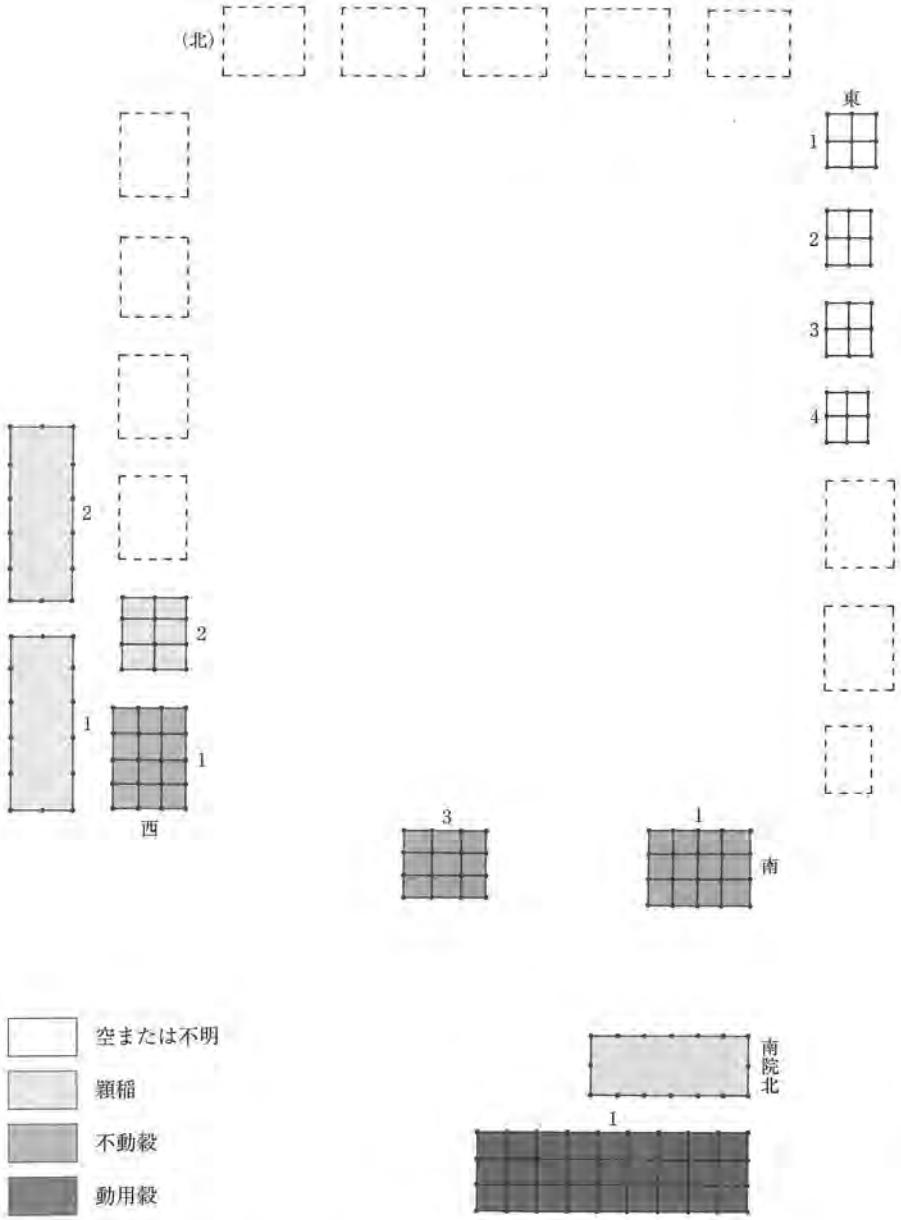

表２　和泉監諸郡衙正倉の小群構成

大鳥郡

東第一板倉	不動穀倉
東第二板倉	動用穀倉
東第三板倉	動用穀倉
東第四板倉	空倉

他に不動穀倉７棟，穎稲倉５棟，借納放生稲１棟，空倉10棟，穎稲屋２棟が存在

和泉郡

南院北第一法倉	動用穀倉
南院北屋	穎稲屋
南第一板倉	不動穀倉
南第三板倉	不動穀倉
西第一板倉	不動穀倉
西第二板倉	穎稲倉
西一屋	穎稲屋
西第二屋	穎稲屋→空屋（出挙尽）
東第一丸木倉	空倉
東第二丸木倉	空倉
東第三丸木倉	空倉
東第四丸木倉	空倉
？？？？？？	動用倉

他に不動穀倉７棟，穎稲倉２棟，借納義倉１棟が存在

日根郡

南第一甲倉	不動穀倉
南第二丸木倉	穎稲倉
南第三丸木倉	穎稲倉
南第四板倉	空倉
西第一丸木倉	穎稲倉
西第二甲倉	穎稲倉
北第一丸木倉	空倉
北第二丸木倉	穎稲倉→空倉（出挙尽）
北第三板倉	穎稲倉
北第四板倉	不動穀倉
北第五甲倉	不動穀倉
北第六法倉	動用穀倉
東院北第一丸木倉	空倉
東院北第二丸木倉	穎稲倉
東第一屋	穎稲屋
東第二屋	空屋

注：天平９年度和泉監正税帳による

図３　「和泉監正税帳」による和泉郡の正倉規模と配置の復元

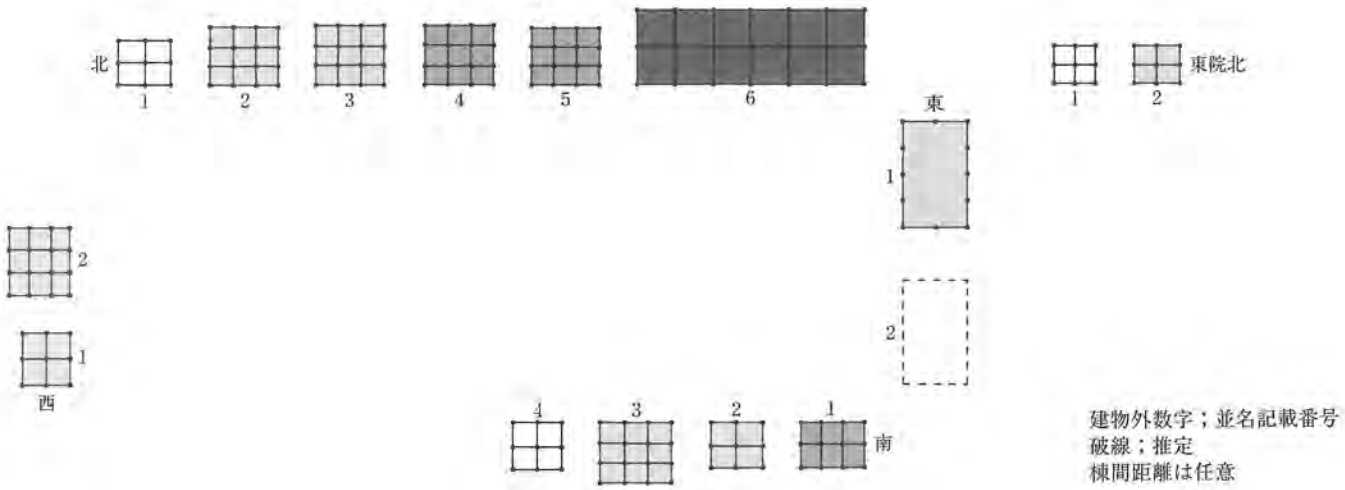

図４　「和泉監正税帳」による日根郡の正倉規模と配置の復元

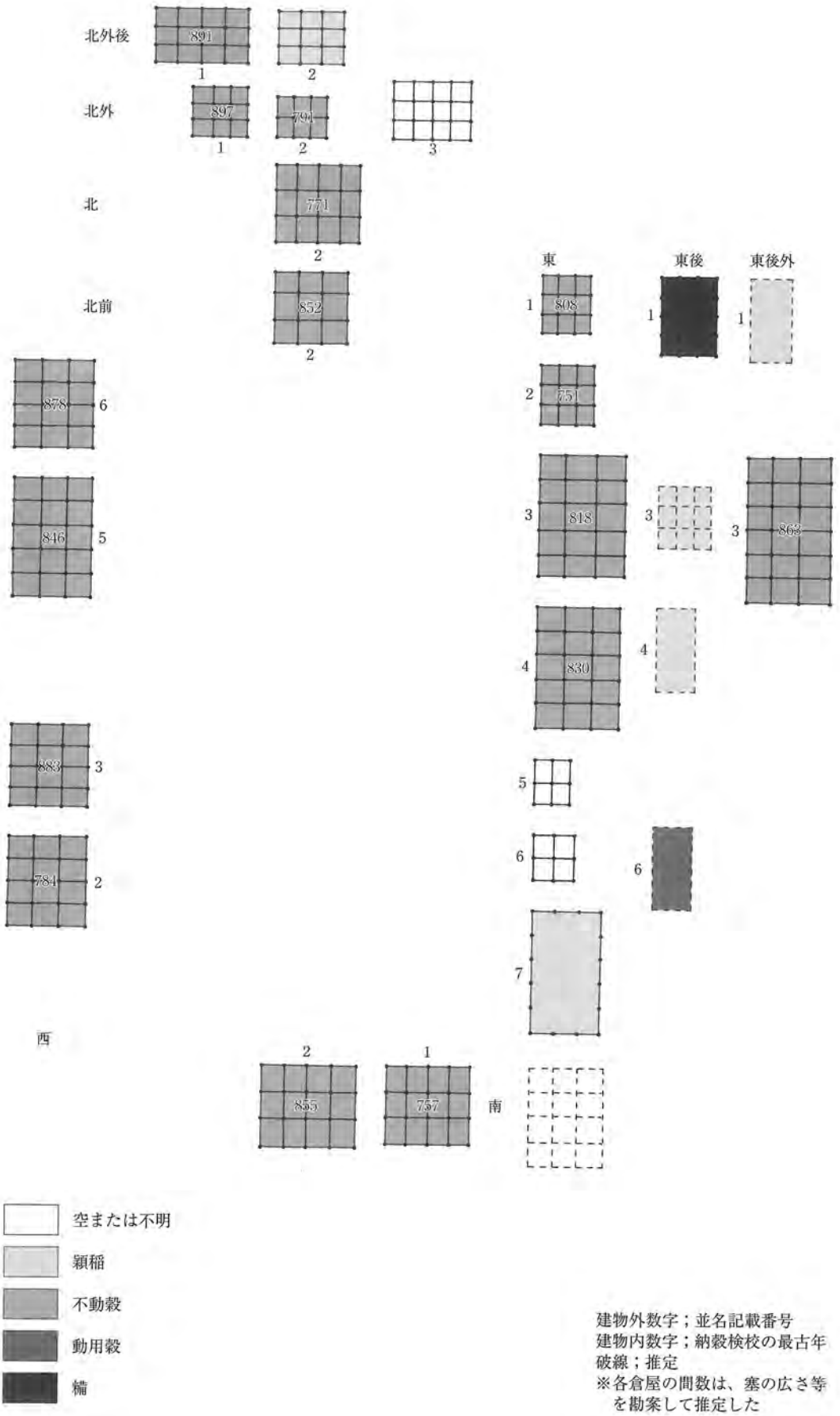

図5　「越中国官倉納穀交替記」による砺波郡意斐村の正倉規模と配置の復元

Ⅶ-5　正倉の規模と収納量

倉・屋の平面規模　史料や正倉遺構について正倉の桁行と梁行の寸法を整理すると、倉では桁行約4～22m、梁行約3～9mほどの範囲に分布している（図1）。屋は、桁行約6～21m、梁行約4～7mの間に分布している。遺構例では桁行約25m以上に及ぶ長大なものもある。

倉の構造と規模の点では、丸木倉は、ほとんどが桁行6m以下、梁行3～4.8m、収納部分の高さ（倉高）も2.4m以下で、正倉の中では最も小規模な倉である。甲倉は、桁行約5～6m、倉高2.7～3.6mである。したがって、丸木倉や甲倉は、桁行2・3間のものがほとんどであったとみてよい。丸木倉や甲倉に長大な例がないのは一丁材として調達できる丸木や校木の長さに制約されたものであろう。板倉は桁行5m以上の例がほとんどで、倉高は約2.3～6mと幅がある。史料上では桁行6m以上のものはすべて板倉となっているので、桁行4間以上の高床倉庫遺構の多くは板倉であった可能性が高い。

穀倉の規模と収納量　正税帳等にみえる穀倉[1]は、ほとんどが桁行約5～22m、梁行約4～9m、平面積は約25～140㎡、倉高は約3～6mの間に分布している。

穀倉の可能性が高い島根県山代郷正倉跡（団原遺跡）の倉SB05は桁行7.48m・梁行5.61m（平面積42.4㎡）、SB012は桁行7.48m・梁行6.69m（平面積50.0㎡）であり、福島県郡山台遺跡（陸奥国安達郡衙）のSB06A・Bは平面積70㎡・86㎡ほどの倉であったと推定でき、いずれも上記の諸国正税帳にみえる穀倉規模の分布範囲に収まる。

図2は穀倉・穀屋の平面積と実際の収納量との関係を示したものである。倉高や塞面積や委高状態が収納量を左右するが、平面積と穀量には相関性が認められ、穀量分布の平均的なラインを基準として、平面積に対応した満倉時の穀量概数を推定しうる。

穎倉・穎屋の規模と収納量　穎倉では、大多数が桁行約3.3～8.1m、梁行約3～6m、倉高約1.8～3.7mの間に分布している。平面積では、15㎡前後、25～30㎡、36～44㎡の辺りに集中しており、1棟平均では約28.8㎡となる。また、正倉遺構の例ではないが、穎倉であることが判明している石川県横江庄遺跡のSB25[2]は、3×3間（4.95×4.5m）で平面積22.25㎡と推定できる。

史料で規模が知られる屋は、桁行約8.4～14.1m、梁行約4.9～6.9m、倉高約3～3.3mの間に分布しており、平面積は40㎡以上となっている。屋とみられる側柱建物遺構でも桁行10m以上、平面積70㎡以上の大規模な例が多数を占めている。

図3は、史料にみえる穎倉・穎屋の平面積、穎稲容積を0.9立法尺とした場合の収納可能量、実際の収納量とを示したものである[3]。これによって、倉屋の平面積と満倉状態の穎量とのおよその対応関係を把握できる。

穀倉・穎倉の比較　上記のように、正倉の規模は、豪族居宅や集落の高床倉庫の平面積が25㎡以下に集中しているのに比べて、総体として大規模な倉であった。また、穎屋は全般的にみて穎倉より平面積が大きく、穎稲多量収納施設としての役割を果たしていたことが知られる。

穀倉・穎倉の比較では、一部の例外的な事例を除くと、穀倉は平面規模・倉高ともに穎倉より大きな規模であったことが知られる。とくに、桁行が8m以上で平面積が50㎡を超える倉はほとんどが穀倉として造営されたとみて大過ないであろう。

この大型の穀倉の中でも最大クラスの倉は法倉と呼ばれ、「凡倉」と区別された。正税帳によると、法倉は平面積が100㎡以上の倉であり、天平期には各郡に1～3棟ほどが設置されていた。遺構においても、平面積100㎡以上の総柱高床倉庫が正倉院ごとに1棟ないし数棟ずつ認められる傾向があり、これらは法倉にあたるとみてよかろう。ただし、法倉の規模に一定の基準があったとは考えがたく、各郡の正倉において最大級の倉が100㎡未満であっても法倉とされていたのであろう。

この法倉は、賑給など民衆を救済する名目で支出される動用穀が収納されている例があるように、君主有徳思想や民衆扶助の律令法理念を象徴的に示す存在であった。「伊豆国正税帳」では法倉のみが「有礎」であること、北関東の例ではこうした大型の倉に瓦葺き丹塗り柱が採用されていたり、栃木県上神主・茂原官衙遺跡（下野国第一次河内郡衙）のように溝で囲んだ一院を形成している例があることもこの法倉の性格を示唆している。

一方、桁行5m未満、平面積20㎡以下の小規模な正倉の場合は穎倉であった確率が高い。

しかし、穀倉・穎倉の平面規模が重複している桁行5～8mクラスの総柱式高床倉庫遺構については、平面規模だけから穀倉か穎倉かを判別することは困難である。

倉の平面形式　倉の平面形式をみると、2×2間の小型のものから、上神主・茂原官衙遺跡にみられるような14×4間に及ぶ超大型の倉まである。しかし、そのうちでも、4×3間、3×3間、3×2間のものが多く、特に各郡衙に共通してみられる4×3間の倉は正倉を代表する形式の倉として位置づけることができる。

これに対して、居宅や集落にみられる総柱高床倉庫の場合は、2×2間の例が大半を占めており、3×3間の平面形式をとる例も正倉に匹敵する床面積を備えていない。ま

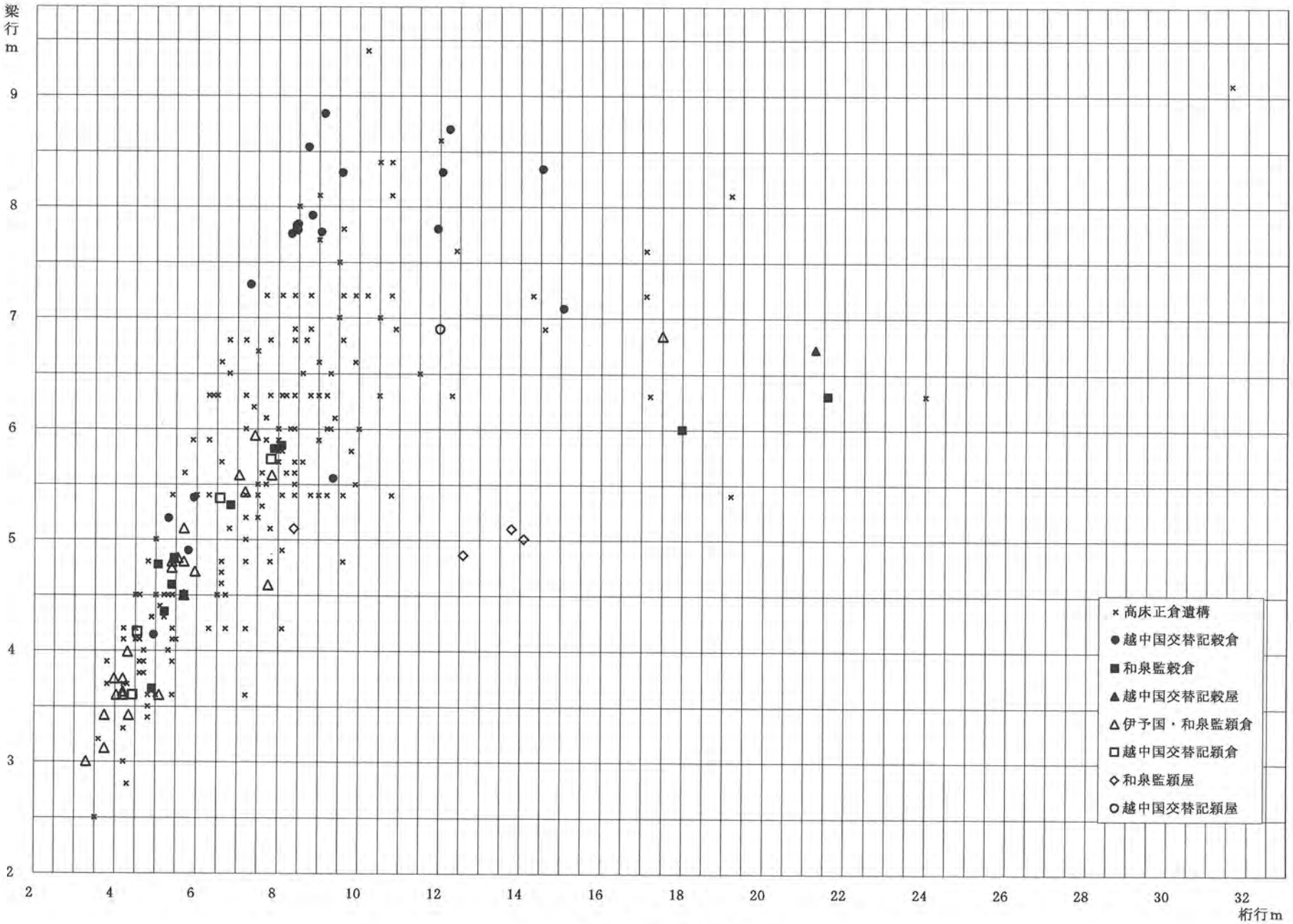
梁行m
9
8
7
6
5
4
3
2
2
4
6
8
10
12
14
16
18
20
22
24
26
28
30
32
桁行m
高床正倉遺構
越中国交替記穀倉
和泉監穀倉
越中国交替記穀屋
伊予国・和泉監穎倉
越中国交替記穎倉
和泉監穎屋
越中国交替記穎屋

図1　正倉の平面規模

た、4×3間の例はみられない[4]。

このように、郡衙正倉は、平面形式の点でも集落の倉に比べて相対的に大型であったと言える。

正倉の規格　『続日本紀』和銅7(714)年4月26日条の太政官奏によると、大（四千斛入）・中（三千斛入）・小（二千斛入）の三等級の穀倉規格が定められている。これらの収納斛量に対応する穀倉の平面積は、70㎡前後、55㎡前後、40㎡前後と推定できる（図1）。

この規格について正倉遺構の規模をみると、必ずしもこれらの平面積の辺りに分布の集中が見られるわけではない。したがって、穀倉が実際に建造されるにあたっては、この規格は目安とされた程度であり、全国画一的な様相をもたらすほどの規制力はなかったと言える。

しかし、東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）の正倉院では、総柱高床倉庫のほとんどが7尺等間の3×3間で平面積40㎡の同一規格で造営されており、上記の規格の小型に相当する規模となっている[5]。したがって、正倉の造営にあたっては、各郡で各時期ごとに規格が定められている場合もあったことが知られる。

上記の穀倉規格は、小型でも40㎡ほどの平面積を有するものであり、居宅や集落の倉よりはるかに大規模なものが正倉の穀倉の有るべき姿として国家によって意識されていたことを物語る点でも興味深い。

穀倉の大型化　次に正倉の規模を時期別に概観すると、古郡・那須官衙（梅曽）・塔法田・中村・長者原などの遺跡例では、8世紀後半以降の総柱高床倉庫群に桁行10m以上の大型のものが多く含まれている。また、正税帳や「越中国官倉納穀交替記」などの史料からも、時期が下るにしたがって倉の規模が大型化するという傾向がみられる。そうした正倉の大型化は、和銅元(708)年の不動倉制の実施や前掲の和銅7年の穀倉規格の制定などを契機として普及していったものと思われる。

ただし、正倉の中には、福岡県小郡遺跡（筑後国御原郡衙）のように、7世紀第4四半期から60㎡前後の大きな倉が造営されている例もある。一方、「越中国官倉納穀交替記」意斐村の正倉では、正倉の大型化する時期に小規模な倉も造営されている。これは居宅や集落の倉が穎倉として移築されたケースなどが考えられる。これらの例は、各地域における歴史的環境や諸情勢が正倉の造営に大きく関わっていたことを示唆している。また、穎倉の場合には必ずしも穀倉のように大型化が進んだわけではないことを示しており、前述したように、多量の穎稲収納施設としては大型の屋が利用されることが多かったと推定することができよう。

小型の穎倉　一方、穎倉には、「和泉監正税帳」にみえる丸木倉のように、平面積が20㎡以下で集落や居宅の倉と変わらない小規模なものもある。福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）、栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）、御殿前遺跡、兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙）などでもそうした小型の高床倉庫が検出されており、これらも穎倉とみなしてよかろう。

上記の小型正倉のうち、関和久遺跡、那須官衙遺跡、御殿前遺跡例は、7世紀第4四半期頃から8世紀初め頃の評衙ないしは初期の郡衙に伴い、また和泉監の丸木倉もその並名記載からみて早い時期に造営された倉であったことが判明している。

次に、天平6(734)年の官稲混合以前の郡稲倉1棟当たりの平均規模は、正税帳記載のその収納穎量からみて最小20㎡以下と推定できる。この規模は豪族居宅にみられる高床倉庫の規模と近似している。このことは、郡稲が天平期になっても郡司の私倉に収納されていたとする説[6]とも関わり、豪族居宅の倉がそのまま、あるいは移築されて郡稲倉とされたケースが多かったことを示すものかもしれない。

上記の点を考慮すると、郡稲倉以外の小型の穎倉についても、集落や居宅の倉を移築したり、あるいは集落や居宅の倉庫と同質の建築土木技術や労働力徴発方式によって造営されていた可能性があろう。

8世紀前半以前の正倉に小型の倉が目に付く背景には、田租の穎納、個別分散的に運営されていた雑色官稲の存在、建築資財や工人・労働力確保における限界などが考えられる。正倉遺構の調査では、倉の造営技術に関わる諸属性の詳細な分析や集落・居宅の倉との比較によって、上記の正倉造営の実態や変化、正倉の造営における地域的な特徴を解明することも重要な課題となる。　（山中敏史）

〔注〕(1) 動用穀と永年保管の不動穀を収納した倉を穀倉と呼び、出挙稲などの穎稲を収納した穎倉と区別する。(2) 松任市教育委員会『東大寺横江庄遺跡Ⅱ』1996年。(3) 史料にみえる穎倉・穎屋の容積と実際の収納量との関係から、穎稲1束を収納するのに必要とした容積（穎稲容積）は0.9～1立方尺ほどと推定できる。(4) 井上尚明「古代集落における掘立柱建物について－八・九世紀の北武蔵国を中心として－」『土曜考古』10、1985年。(5) ただし、これらの倉が穀倉か穎倉であったかについては確証がない。(6) 不破英紀「郡稲倉の管理形態よりみた官稲混合」『日野昭博士還暦記念　歴史と伝承』永田文昌堂、1988年。私倉が利用されていたとしても、郡稲と郡司の私稲とが未分化な状態で収納されていたのか否かについては不詳である。

〔参考文献〕松村恵司「古代稲倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』奈文研、1983年。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。同「正倉の規模と穎穀収納量をめぐる若干の問題」『文化財論叢Ⅲ』奈文研、2002年。

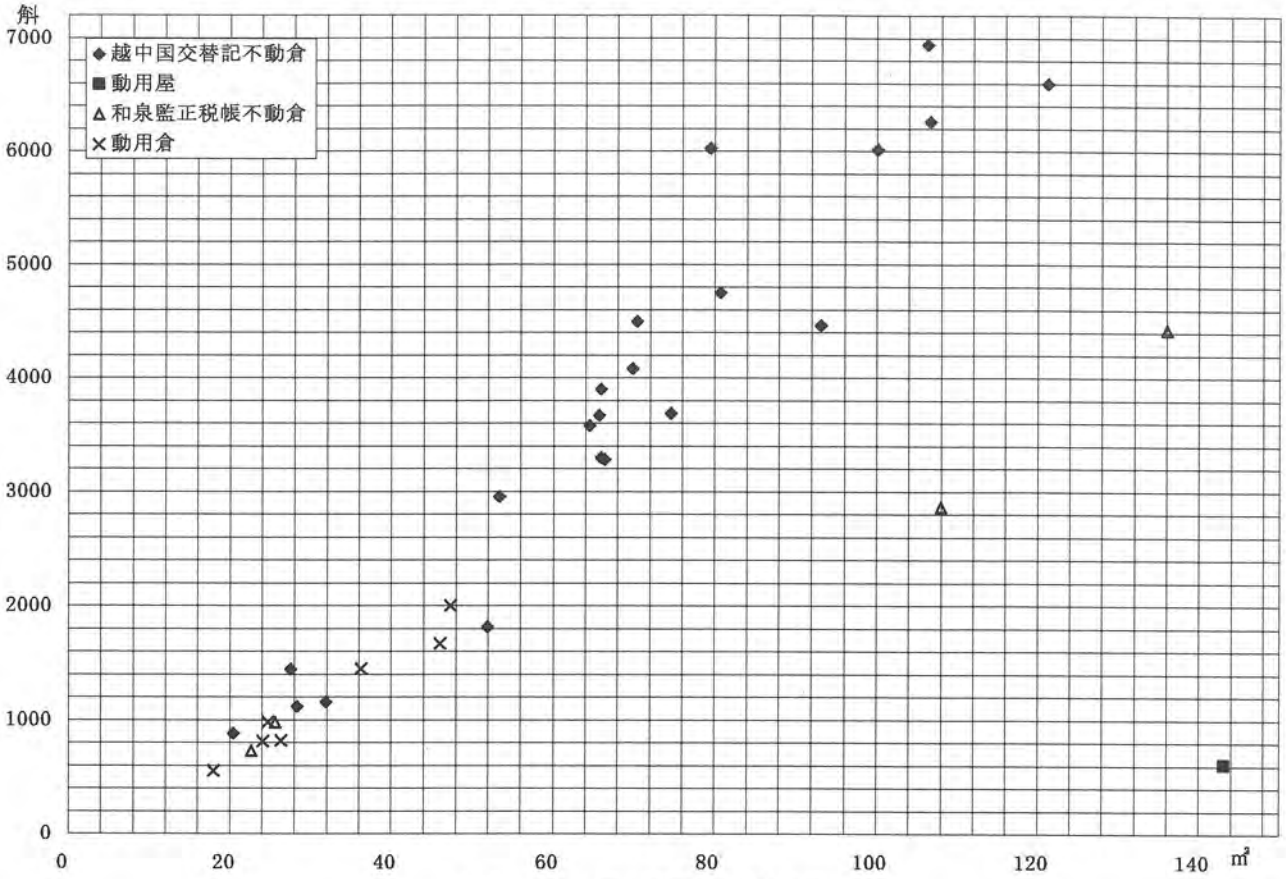

図2　穀倉・屋の平面積と収納穀量

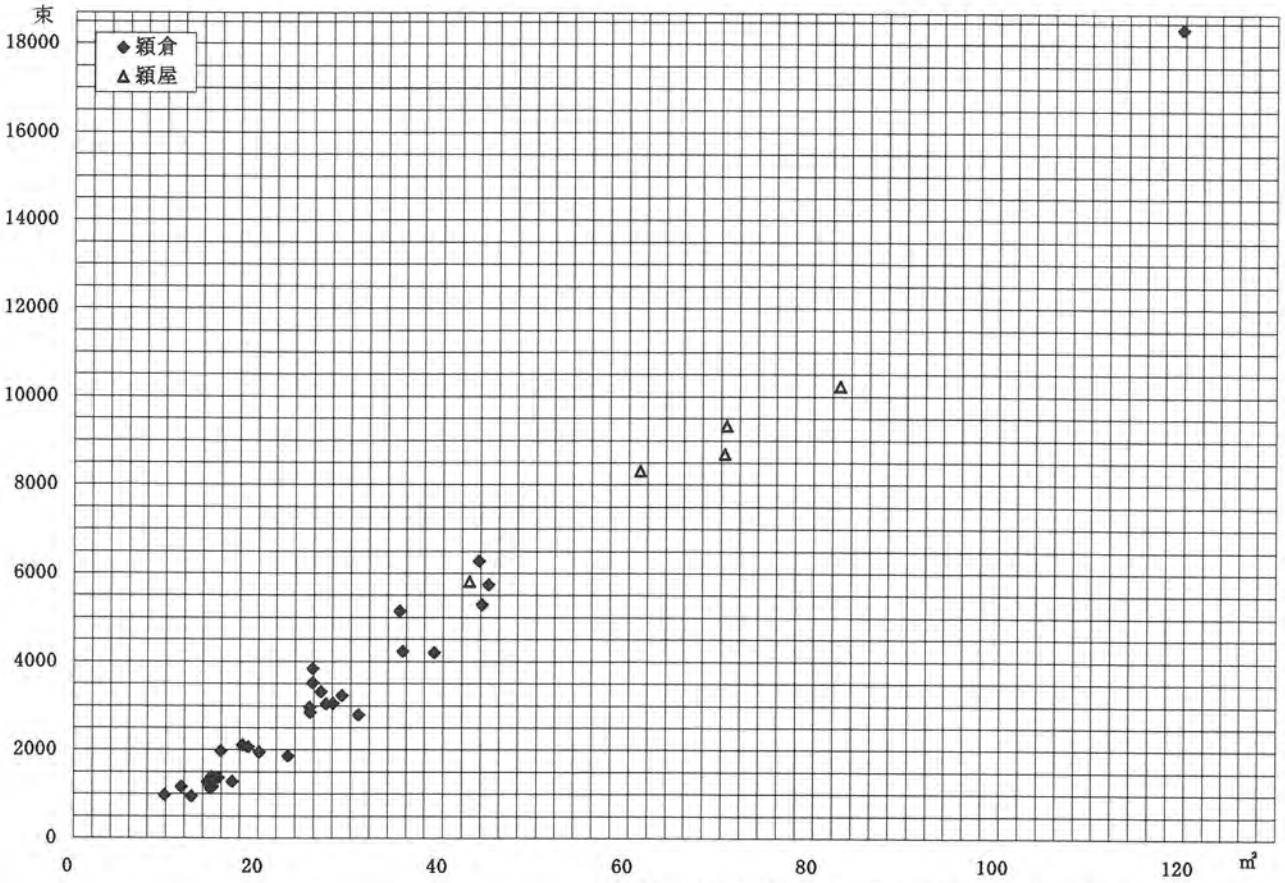

※穎稲一束の収納に要する容積を0.9立方尺とした場合の収納穎稲量。

図3　穎倉・屋の平面積と収納可能量

Ⅶ-6　正倉の建物配置

正倉院と正倉群の位置　正倉群は、通常、他の官舎群とは区別された正倉院を構成している[1]。千葉県日秀西遺跡（下総国相馬郡衙正倉院）の例では、正倉院内の中央部に広い空閑地を設け、それを囲むように、北・南・西・東に倉庫２棟から７棟ずつが直列に並ぶ。このように、正倉群は数棟ずつの倉や屋からなる小群に分かれており、複数の小群が空閑地を挟みながら配置されて正倉域を形成しているという一般的な特徴が認められる。したがって、正倉の場合は、一部を検出できると、その後の調査方針を比較的立てやすい。

この正倉小群間の空閑地は、火災による倉屋の類焼防止や穎穀の出納作業、穎稲の脱穀や籾摺、あるいは穀稲の虫干しなどの作業場として設けられたのであろう。

後述するように、遺跡にみられる正倉群の姿は増築過程の結果できあがったものであるが、地形に制約されない場合には、正倉院の敷地は、その将来の正倉の数や配置がある程度見込まれて、それに応じた面積が早期の段階から広く確保されることが多かったとみられる。正倉群と他の官舎群との重複関係がほとんどみられないことはそのことをよく示している。ただし、大溝など囲繞施設の造営については、茨城県平沢官衙遺跡（常陸国筑波郡衙正倉院）例のように８世紀中葉頃に下るとみられる例もあり、正倉創建当初から存在したか検討の余地がある。

正倉の建物配置　地形による制約や囲繞施設の方位にあわせて、小群単位で方位が異なる場合もある。しかし、造営時期が大きくかけ離れている場合を除くと、小群ごとには方位を揃え直列に整然と配置されるのが一般的である。そして、福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）や東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）・福岡県小郡官衙遺跡（筑後国第一次御原郡衙）例のように、各倉庫間の棟間距離も10尺単位や倉の桁行・梁行の長さを基準とした数値、あるいは等間隔などをとり、計画的に設定されていることも多い。また、小群どうしも並列・縦列やコの字型・Ｌ字型・ロの字型といった整然とした配置をとっていることが多く、小群どうしの距離にも計画的な数値がみられる場合もある。逆に、こうした計画的な配置を見いだすことによって、正倉群の造営時期を区分できることもある。栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）の中央ブロックで検出された礎石立ちの高床倉庫群は、棟間距離30丈で直列に配置されており、延暦10(791)年２月12日太政官符「新造倉庫相去必須十丈以上」の規定に従って造営された正倉であったことが判明している。

このような正倉配置の特徴は、正倉が当初からの配置計画に従って造営されていったことを示している。また、正倉にはほぼ同一位置で建て替えられている例が多く、その配置形式が長く踏襲される傾向がある。こうした特徴は各郡の正倉院に顕著に認められる。したがって、正倉遺構は郡衙認定のもっとも有効な指標となる。

上記のような特徴は、「和泉監正税帳」「越中国官倉納穀交替記」や実録帳などの倉屋呼称、すなわち「東第壱板倉」「東第弐板倉」「西壱屋」「西第弐屋」のような方角＋順番＋倉の種類による倉屋の表記法と一致する。この表記は、正倉群が東・西・南・北というような小群単位からなり、各小群ごとに直列ないし並列配置をとって整然と並んでいたことをうかがわせる。

これらの史料と遺跡例とを考え合わせると、９世紀初め頃までは、多くの郡において直列を基本とした整然とした正倉配置が踏襲されていたとみてよい。そこには正倉の造営・管理に対する国家権力の強い関与と関心が反映されていると言えよう。

しかし、那須官衙遺跡の西部正倉ブロックや栃木県中村遺跡（下野国第二次芳賀郡衙か）の礎石建物倉庫の配置例にみられるように、８世紀末～９世紀初め頃からは、整然とした配置が乱れる例も現れる。こうした変化は、正倉の計画的な配置形態自体に表現されていた国家権力の象徴性が徐々に喪失し始めていたことを意味している。それとともに、正倉数の増加により、計画当初の正倉配置では敷地面積が足りず、小群の列を乱す形でその前面や背後に、あるいはそれまでの小群の倉と倉の間に入れ込むような形で増築がおこなわれたことも正倉配置の乱れを促進したと思われる。

正倉小群の構成　正倉小群は、各倉庫の平面規模や平面形式の点から、次の３類に大別できる。

Ａ類；すべて同じ平面形式・平面積をもつ同規格の倉庫群で構成されているもの[2]。御殿前遺跡や小郡官衙遺跡Ⅰ期の例がある。いずれも場合も棟間距離が等間隔とされている。本類は、各倉が同時ないしはあまり長い期間を置かずに次々に造営され、短期間に小群が形成されたと考えられるタイプである。

Ｂ類；小群を構成する倉庫すべてが同規格ではないが、隣合う複数の倉庫に同規格のものが見られるもの。関和久遺跡で東寄りに南北に直列配置をとる３棟の総柱高床倉庫（SB01・02・03）の例がある。このうちSB01・02の２棟は、同平面形式・同規模であり、桁行総長を両棟の棟間距離としていることから、同時ないしは近接した時期に造営されたとみてよい。これらとは規格が異なるSB03は、造営の時期・状況、あるいは用途が他の２棟とは異なっていた可

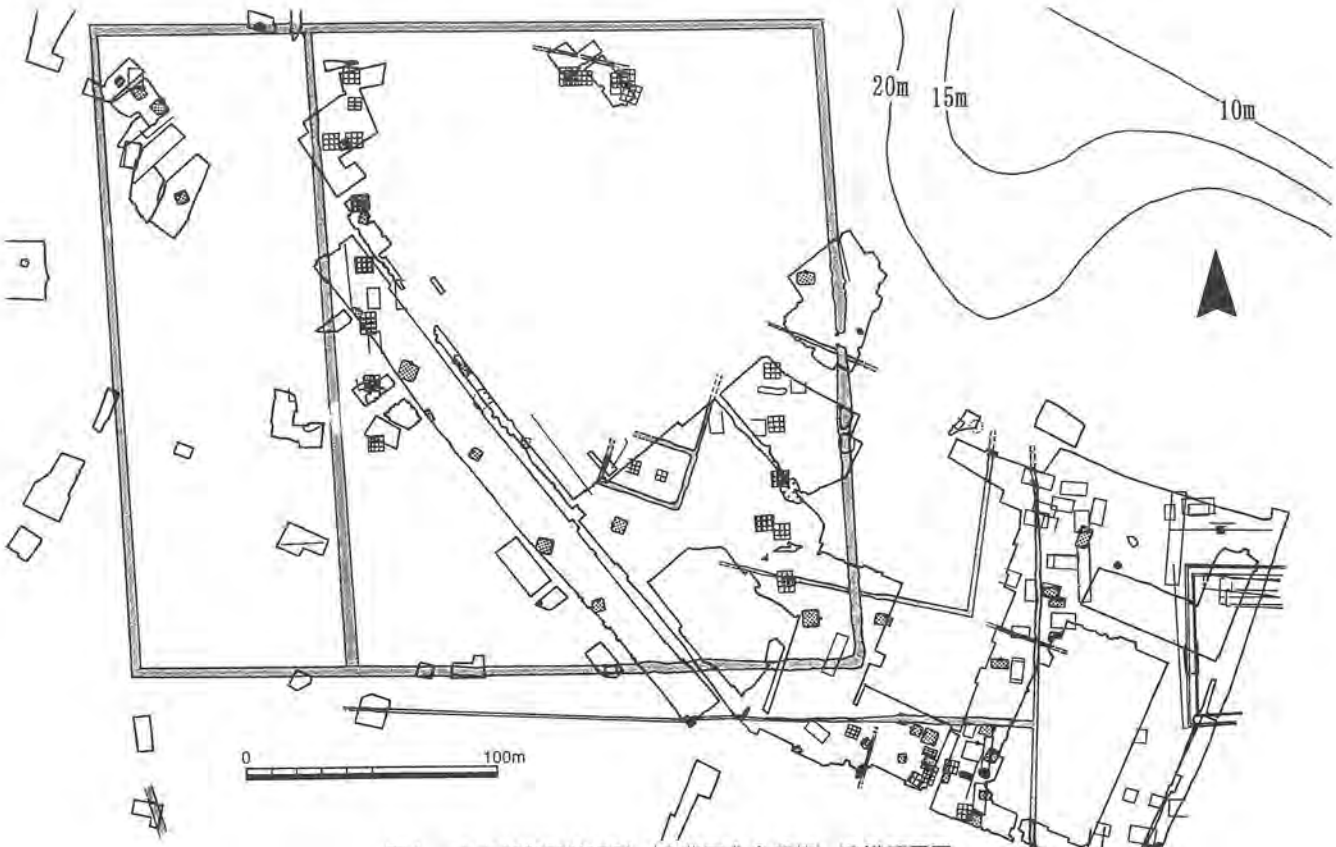

図1　東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）遺構配置図

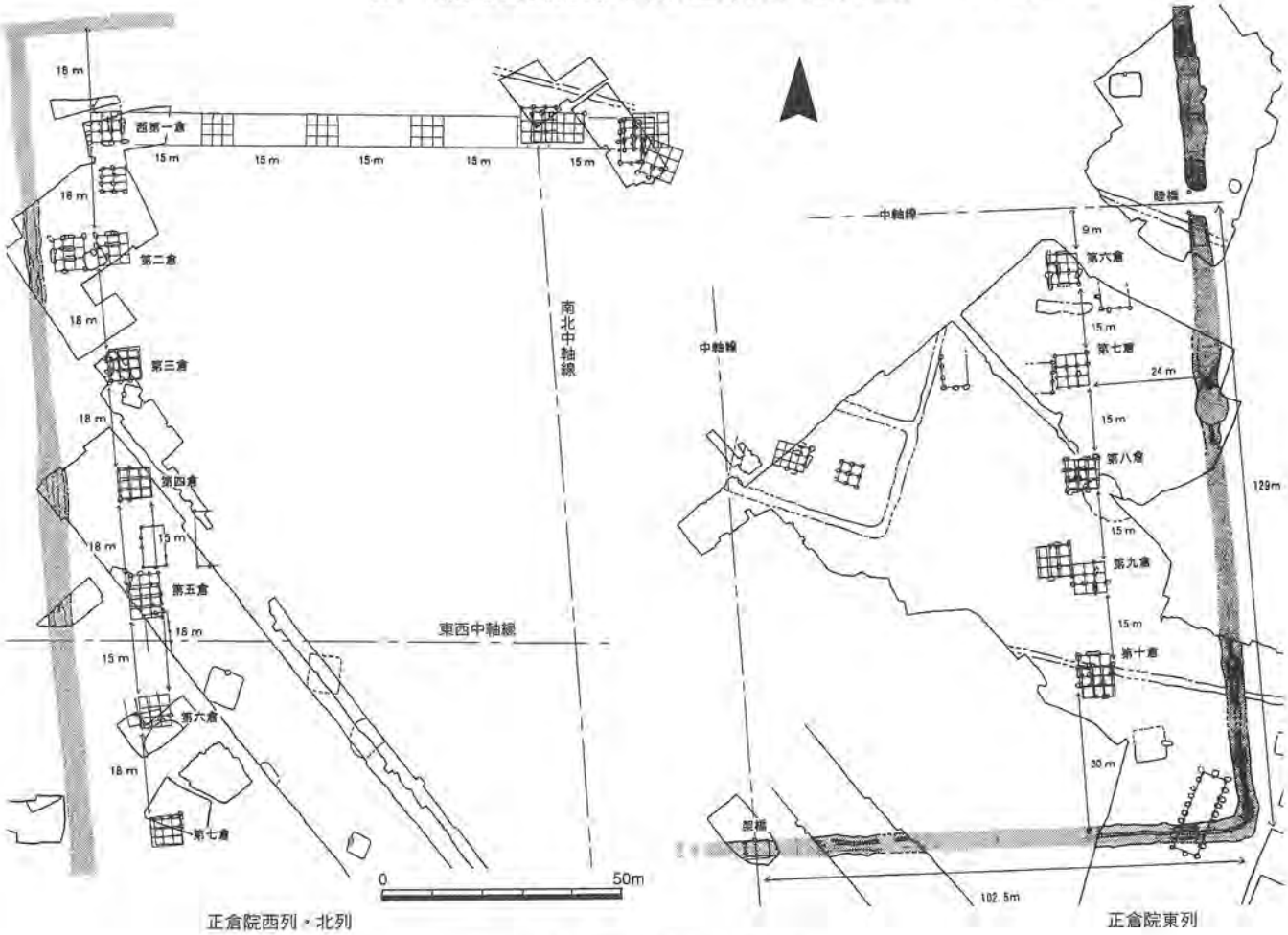

図2　豊島郡衙の正倉院建物配置

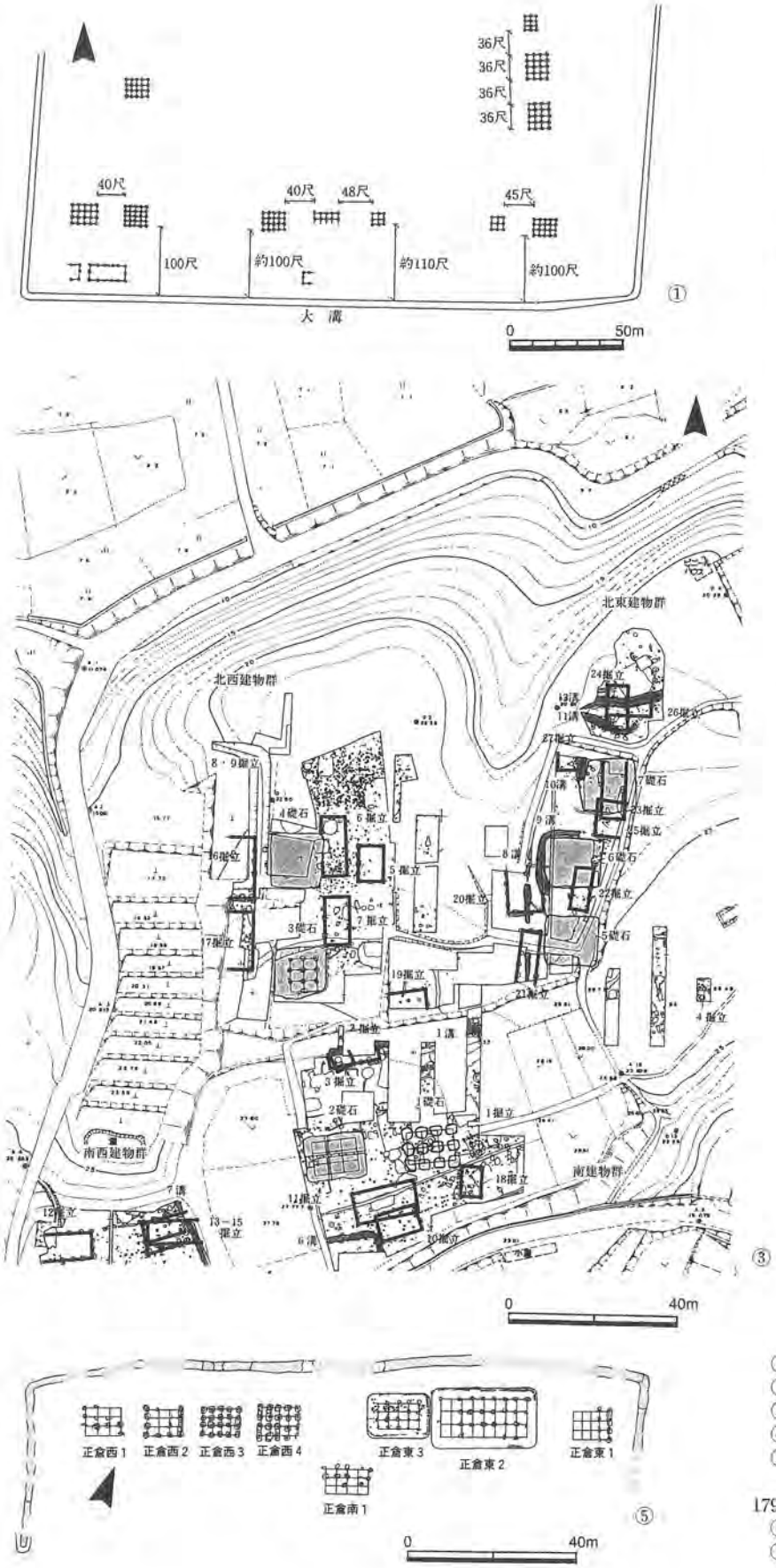

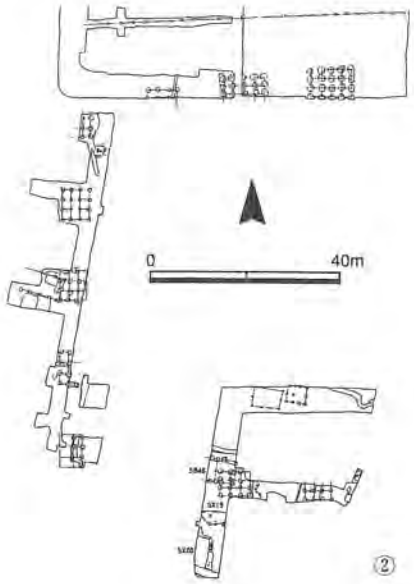

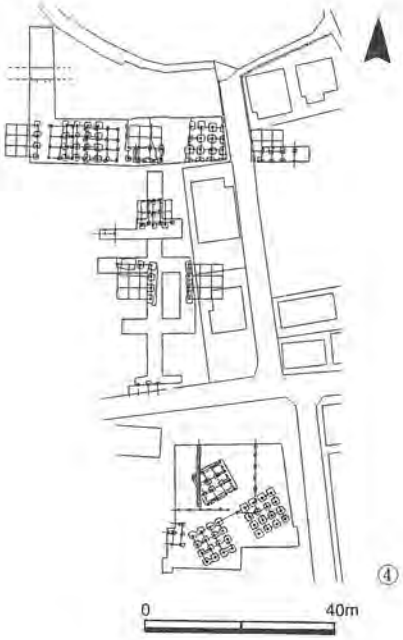

①福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）
②三重県狐塚遺跡（伊勢国河曲郡衙）
③福島県根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）
④神奈川県千年伊勢山台北遺跡（相模国橘樹郡衙）
⑤岐阜県弥勒寺東遺跡（美濃国武儀郡衙）

179頁　図4
⑥栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）
⑦宮城県三十三間堂遺跡（陸奥国日理郡衙）

図3　正倉院の諸例1

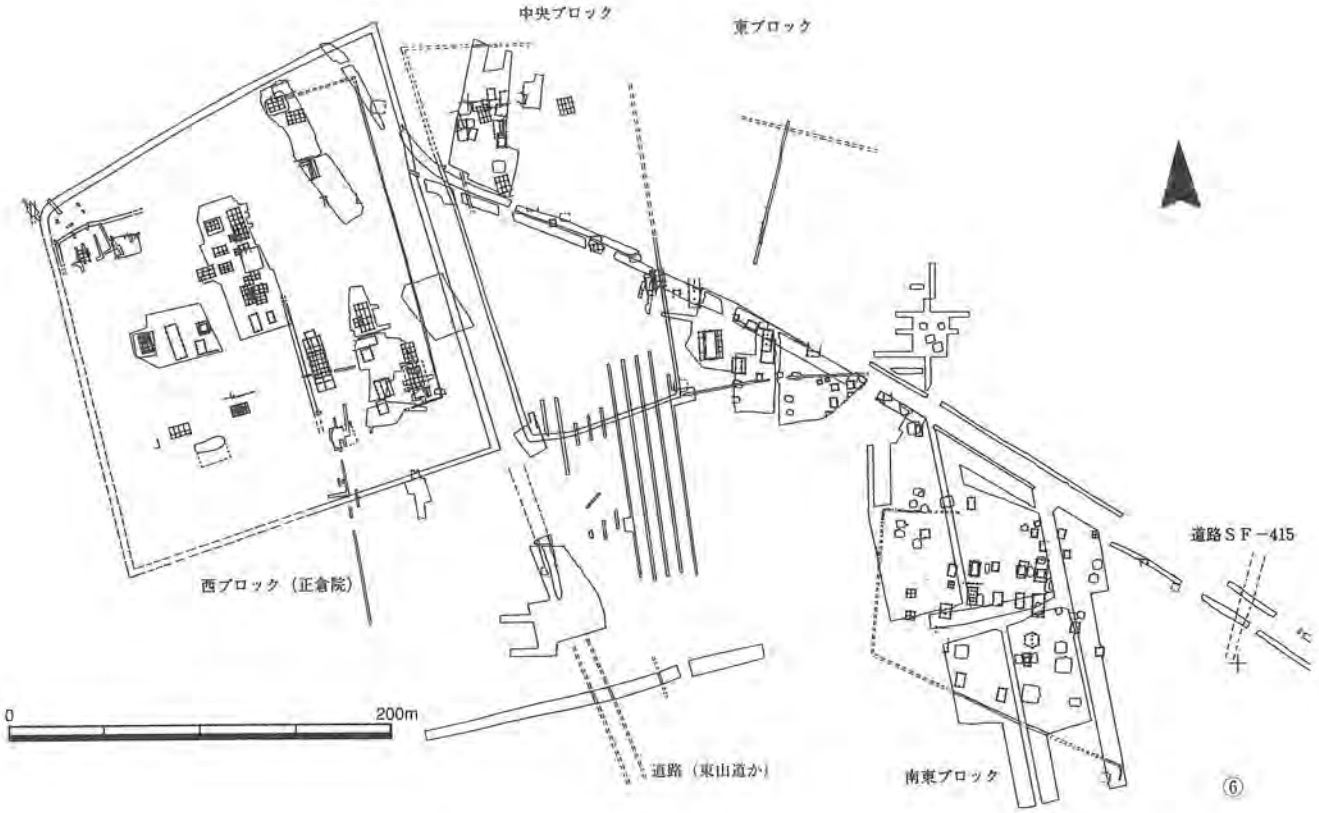
中央ブロック
東ブロック
西ブロック（正倉院）
道路ＳＦ－415
0
200m
道路（東山道か）
南東ブロック
⑥

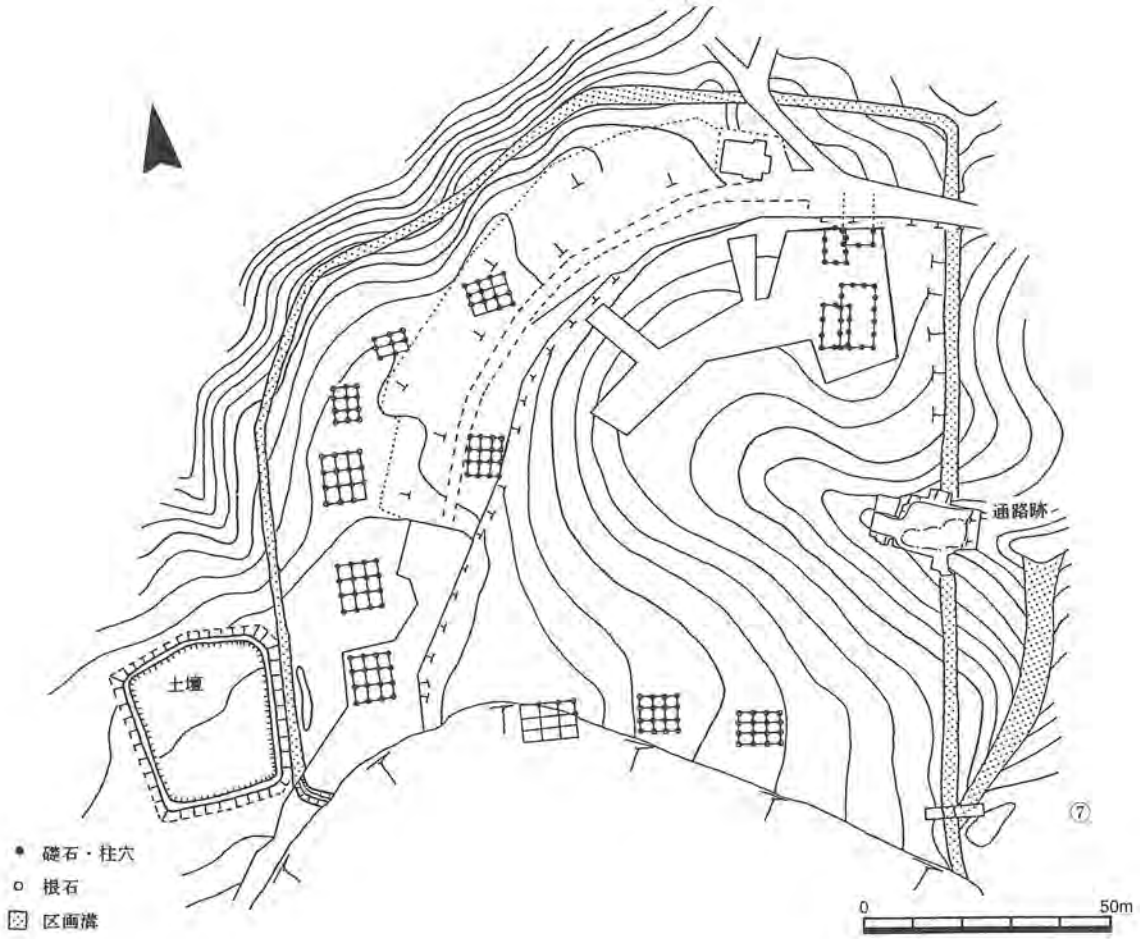
通路跡
土壇
⑦
礎石・柱穴
根石
区画溝
0
50m

図４　正倉院の諸例２

能性が高い。

C類；平面規模や柱間寸法あるいは平面形式などが相互に異なる倉庫数棟で構成されているもの。日秀西遺跡・弥勒寺東遺跡の各小群など多数の例がある。このC類の各倉庫は、後述するように造営時期あるいは造営状況や用途などがそれぞれ異なっていたことを示している。また、「和泉監正税帳」日根郡正倉の南群の場合には、「南第壱甲倉」「南第弐丸木倉」「南第参丸木倉」「南第四板倉」とみえるように、倉によってその建築構造が異なっていた。

このように、正倉小群には3類があるが、これまでの発掘調査例においては、A類はわずかしか検出されておらず、B類・C類が一般的である。

次に、収納された穎穀の種類が判明する文献史料によると、正倉小群は甲類と乙類とに分けられる。

甲類；共通した用途の穎穀を収納した倉庫だけから構成されているもの。古郡遺跡の13棟からなる東群の例がある。この東群は並列する3つの小群からなり、各小群は直列する4ないし5棟の倉で構成されている。『日本紀略』弘仁8(817)年10月癸亥条の「焼不動倉十三宇」の記事によるといずれも不動倉であった。

乙類；用途の異なる穎穀を納めた倉庫が混在するもの。「和泉監正税帳」日根郡正倉の北群の例がある。この小群では穎稲倉・不動倉・動用倉が混在している。

文献史料にみえる正倉院では、いずれにも甲・乙の両類がみられ、いずれかだけで構成されている例はない。

正倉小群の形成　上記のように小群を構成する各倉の規格・構造や用途などにはばらつきがあり、また郡によって小群構成のありかたに違いが認められる。それは、次のような正倉群の形成事情を反映しているとみられる。

第一は、穎稲か穀稲かという収納稲の形状の違いや田租(不動穀・動用穀)・出挙稲（正税・雑色官稲）などの税目の違いによって、倉庫の規模や構造が変えられていた場合である。和泉監諸郡の穎倉・穀倉の両者を含む正倉小群で、穎倉には丸木倉などの相対的に小型の倉が利用されていることはその一例である。

第二には、造営を担当した各集団の技術や労働力編成などの違いを反映している場合である。居宅や集落の倉を移築したケースもありうる。

第三には、小群の各倉がすべて同時に造営されたのではなく、1棟ないし数棟が順次追加造営されたり、あるいは改築されたりして小群が形成された場合である。尾張・駿河・越前・長門・薩摩の諸国の正税帳にみえる「新造倉」や「新造屋」の記載例はそうしたことを示す史料である。また、「越中国官倉納穀交替記」意斐村の正倉院の例では、納穀年代や並名記載順から、倉庫の造営順が復原されている[(3)]。それによると、倉庫が増築されて一つの小群ができあがった後に次の小群の造営が開始されたのではなく、造営順がたとえば東・南・西・北というように小群間で移動し、各小群全体にまたがって増築が進んでいくケースがあった（Ⅶ－4の図5参照)。こうした正倉の追加新営・改築に際しては、先行する倉庫の規模や構造にならって同様の規格が採用された場合もあろう。しかし、B・C類が多い実態をみると、その時々の造営技術や労働力の徴発状況、郡衙の穎穀管理・財政運営などの諸条件にしたがって、規模や構造などに違いが生じた可能性が高い。

これらに対して、前掲A類の例では、郡衙正倉造営以前から蓄積されていた多量の穎穀を正倉に収納するため、小群を構成する全ての倉庫が一度に造営されたり移築されたりした場合を想定できる。

このような正倉配置の多様性は、正倉の造営や管理に地域差が存在したことを物語るものである。そこからは、田租や出挙稲の徴収・出納・管理の方式などが各郡必ずしも一様ではなかったことがうかがえる。このように、正倉は画一的な特徴を有する反面、各郡の実状に対応した姿をも反映しているといえる。

今後各小群のそれぞれの倉庫の柱掘りかたをはじめとする遺構のあり方を詳細に観察することによって、上記のような正倉の二面性を浮かび上がらせることができよう。

（山中敏史）

〔注〕(1) 溝や大溝などで囲繞していなくても、他の官舎群と明確に区別された敷地が確保されているのが一般的であり、ここではこれらも正倉院と呼ぶ。(2) ただし、平面形式と平面積が等しくても倉高や壁構造の違いはありうるから、ここで述べる同規格とは、各倉庫の建築構造・規模全てが同一であることを必ずしも意味しない。(3) 渡邉晃宏「平安時代の不動穀」『史学雑誌』98－12、1989年。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

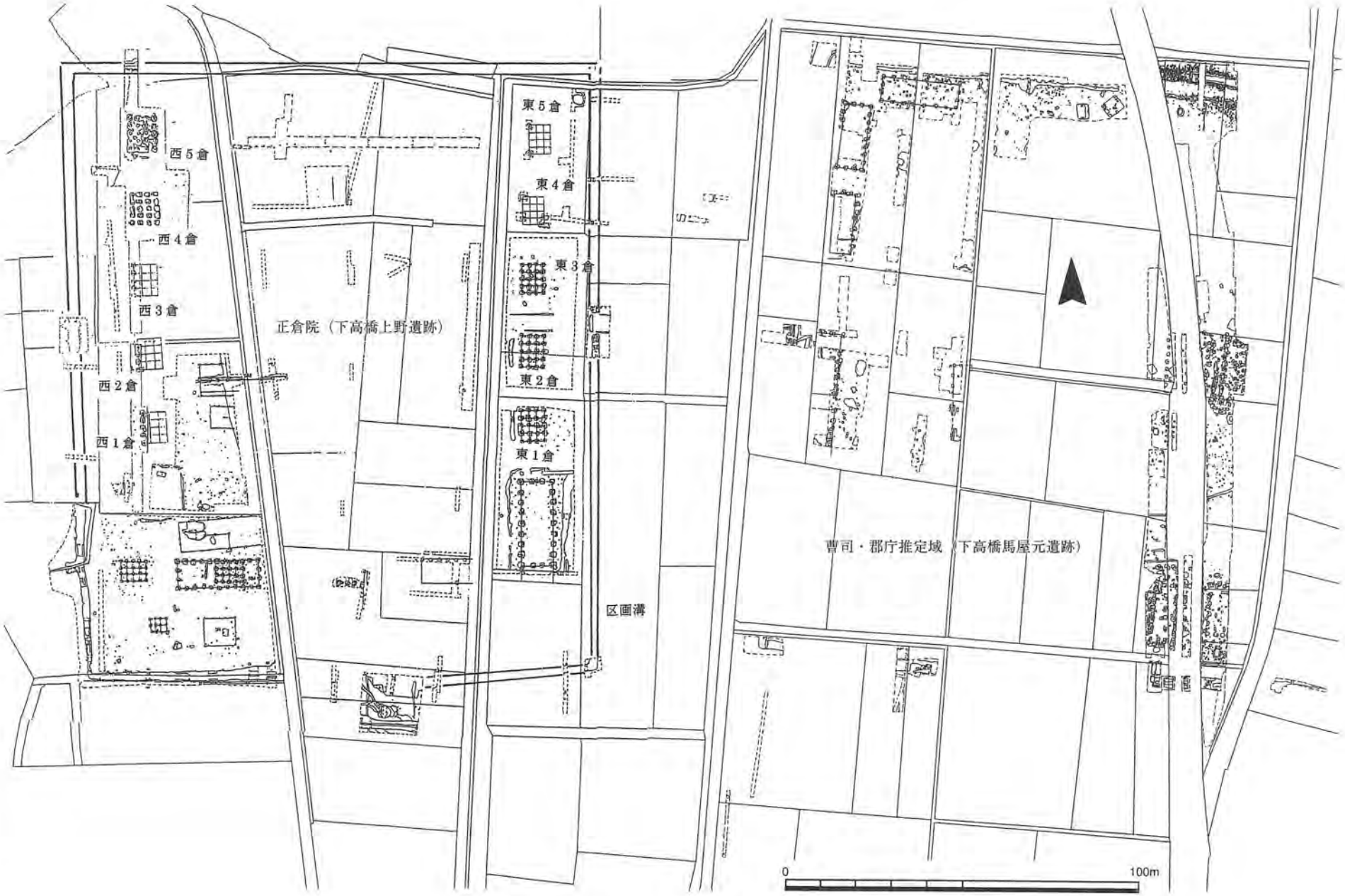

図5　福岡県下高橋官衙遺跡（筑後国第二次御原郡衙）

Ⅶ-7　正倉火災

神火　『続日本紀』天平宝字7(763)年9月庚子朔条をはじめ、8世紀後半以降、陸奥・常陸・武蔵・下総・上野・越中・甲斐などの諸国における正倉火災記事が頻出する。この正倉火災は「神火」と呼ばれ、律令政府によって、当初は神への不恭による祟りと理解されていたが、次第に郡領職争奪をめぐる抗争や穎穀虚納の隠蔽工作による放火であると把握されるようになる。そしてまた、神火には国郡司の無道に対する農民らの抵抗を背景とした放火もあったと考えられている[1]。

正倉火災例　正倉火災は、考古学的には炭化材・焼土・炭化米・火熱を受けた礎石などによって確認することができる。

これまでに正倉火災の確認されている例は、関東以北の郡衙遺跡例に多く（表1）、正倉火災記事が東国に集中していることと符合している。それは、関東以北の正倉院の発掘事例が多いことにもよるが、「神火」が東国で頻発していたことを裏付けており、すでに指摘されているように、蝦夷征討に伴う厳しい負担増への抵抗があった東国固有の社会情勢に起因した[2]ものも少なくなかったであろう。ただし、正倉火災痕跡は美濃・近江・伯耆・出雲・筑後・豊前・肥後の諸国でも確認されており、「神火」が、穎穀収納にからむ郡司層の動向や在地豪族間の政治的抗争、農民や俘囚の抵抗など、全国的な社会的動向に伴う放火事件であったことを示唆している[3]。

炭化米の出土状況　正倉遺構の発掘調査においては、この炭化米の有無確認が欠かせない。その炭化米は、火災により元の形状が失われ、炭化した米粒状を呈している場合がほとんどである。そのため、少量しか遺存していない場合や攪乱を受けている場合は見逃すおそれもあるので、遺構検出の際には十分な精査が必要である。

前述したように、正倉に収納された稲は主に稲籾（穀稲）か稲穂（穎稲）の形状であり、一部に糯が収納されている場合もあった。炭化米からこれらの形状を判別することは容易ではない。穎稲は籾粒が穂先に付いた状態であるので籾粒が一定方向に並ぶ。岐阜県弥勒寺東遺跡（美濃国武儀郡衙）の調査では、ブロック状に固まった炭化米の粒群が一定方向に揃っている様子を確認し、それが穎稲であった可能性が指摘されている[4]。

また、正倉焼失後、最初に掻き出された炭化米は穀稲、後でその上層に掻き出された炭化米は穎稲というように、炭化米の堆積状況には不動倉の底敷穎稲と穀稲との関係が逆になったケースがあることも推定されている[5]。

また、炭化米の分布状態によって、焼失した倉庫を特定できることも少なくない。一方、焼失していても炭化米が全く検出できない場合には空倉であった蓋然性が高くなる。この空倉には、穎稲が出挙し尽くされていた場合や、全くの虚納隠しの放火であった場合などを推定でき、正倉遺構から出挙運用の実態や郡司らの動きを知る手がかりが得られる可能性もある。

このように、炭化米の出土状態やその出土地点・層位の観察は重要な意味を持っている。

炭化米の分析　採取した炭化米については、形状・大きさ等の微細な分析が必要である。穎皮部分が付いている場合には穀稲か穎稲、穂茎部分が遺存している場合は穎稲と判断しうるし、胚芽残存の有無は穀稲か穎稲か糯か玄米かを識別する情報ともなる。また、長粒・短粒の比率などは、複数品種の稲が一緒に収納されていたのか、区別されていたのかなど、稲の収納・貯積形態のあり方を探る手がかりともなる。したがって、炭化米を水洗する際などには、もとの形状を失なわないよう慎重な作業が求められる。

また、滋賀県西河原森ノ内遺跡の調査では、イネの部位によって異なる機動細胞プラント・オパールの分析によって、稲の籾殻堆積層が穎稲からの脱穀・脱稃によって形成されたものという結果も報告されている[6]。今後、こうした科学分析の進展によって、炭化米を含む土から穀稲か穎稲かを識別できるようになることも期待される。

（山中敏史）

〔注〕(1) 佐伯有清「神火と国分寺の焼失」『新撰姓氏録の研究研究篇』吉川弘文館、1963年。(2) 塩沢君夫『古代専制国家の構造』御茶の水書房、1960年。(3) 出雲国の正倉火災例は、弘仁年間の史料（『類聚国史』巻84）などにみえる俘囚の乱との関わりも考えられ、伯耆国の例についてもそうした動向との関係を検討する必要があろう。福岡県小郡遺跡の8世紀前半に遡る火災例は、天平12(740)年の藤原広嗣の乱との関わりも想定できるかもしれない。(4) 関市教委『関市文化財調査報告第21集　弥勒寺東遺跡』1999年。ただし、不動倉は底敷穎稲を伴うから、穎稲の検出はその倉が穎倉であったことを直ちには意味しない。しかし、その倉庫が側柱建物の屋である場合や小型の高床倉庫である場合などは穎稲収納倉庫である可能性が極めて高くなるし、また、穎稲が検出されれば、その倉を穀倉とした場合にも不動倉に限定できる確率が高いことになる。(5) 佐藤敏也「山代郷正倉跡の炭化米」『史跡出雲国山代郷正倉跡』島根県教委、1981年。(6) 外山秀一「滋賀、西河原森ノ内遺跡の立地環境」『皇學館大学紀要』31、1993年。このほかに、収納品種の分析にはDNA分析の適用も期待されるが、蒸し焼き状態になって炭化したイネにおいて適用が可能かまだ研究は進められていない。

〔参考文献〕佐藤敏也『考古学選書1　日本の古代米』雄山閣、1971年。

表1　正倉遺構検出遺跡と正倉火災

	国名	郡名	正倉火災	備考
南小林	陸奥	未定	○	
東山官衙		賀美	○	茅葺炭化材出土
仙台郡山		名取		８世紀初頭以前
角田郡山		伊具		
一里塚		黒川	○	郡衙か正倉別院か
三十三間堂		日理		殿舎火災有り
大畑		苅田		
郡山台		安達	○	穎稲かとみられる炭化米含む
清水台		安積	△	古記録に「炭化米」出土とあり
関和久		白河	○	
泉（泉廃寺）		行方	△	炭化米出土。宝亀５年火災（『続日本紀』）
根岸		磐城	○	
郡		菊多	○	
長者屋敷	常陸	久慈	△	炭化米出土
台渡里		那珂	○	長者山地区
神野向		鹿島	○	
東平		茨城	○	正倉別院か。安侯駅家周辺
古郡		新治	○	弘仁８年火災（『日本紀略』）
平沢官衙		筑波	○	
西坪		河内	○	
那須官衙	下野	那須		
堂法田		芳賀		
中村		芳賀	○	正倉別院か第二次芳賀郡衙
長者ケ平		芳賀	○	芳賀郡衙支所・正倉別院か
上神主・茂原		河内		第一次河内郡衙か
多功		河内	○	
千駄塚浅間		寒川	○	
国府野		足利		
天良七堂	上野	新田	○	
		緑野	△	宝亀４年火災（『続日本紀』）
日秀西	下総	相馬	○	
嶋戸東	上総	武射		
		猨嶋	○	神護景雲３年火災（『続日本紀』）
		夷灘	△	弘仁７年火災（『類聚国史』巻84）

	国名	郡名	正倉火災	備考
中宿	武蔵	榛澤		
幡羅		幡羅		
		入間	△	神護景雲３年火災（『寧楽遺文』）
御殿前		豊島	○	
長者原		都筑		
千年伊勢山台	相模	橘樹		
下寺尾西方A		高座		８世紀前葉以前
	越中	礪波	△	正倉別院が昌泰４年火災（「越中国官倉納穀交替記」）
国府	甲斐	山梨	○	
	遠江	？	△	元慶５年火災（『日本三代実録』）
掛之上		山名		
市道	三河	渥美		
弥勒寺東	美濃	武儀	○	炭化穎稲出土
久留倍	伊勢	朝明		朝明郡衙か正倉別院
狐塚		河曲		８世紀中葉以前
岡	近江	栗太	○	多量の炭化物出土
正道	山背	久世		
吉田南	播磨	明石		
馬場	因幡	気多		気多郡衙支所・正倉別院
大高野	伯耆	八橋	○	
長者屋敷		会見	○	
団原	出雲	意宇	○	山代郷正倉別院（山代郷）
安来市市沢町		意宇	△	舎人郷正倉別院。穎稲かとみられる炭化米出土
後谷		出雲	○	
高本	美作	英多		
宮尾		久米		殿舎の火災有り
下本谷	備後	三次		
久米官衙	伊予	久米		
有田・小田部	筑前	早良		
小郡官衙	筑後	御原	○	第一次御原郡衙
下高橋官衙		御原		第二次御原郡衙
長者屋敷	豊前	下毛	○	
惣座	肥前	佐賀		あるいは肥前国衙の倉院か
立願寺	肥後	玉名	○	

○：正倉火災痕跡がみられるもの。　△：火災にあった正倉遺構は未確認だが史料等で火災が知られるもの。

Ⅶ-8　館・厨家

館の構造　「上野国交替実録帳」の諸郡項には、無実・破損の官舎として「一館」から「四館」が掲げられ、各館に「宿屋」「向屋」「副屋」「厨」または「厩」が記されている。ここに示された館の画一的な構造は、後述するように実態を反映したものとは言いがたく、館諸施設構成の典型例などと対照して机上で作成されたものとみられる。しかし、この史料や館を利用したとみられる公的な使臣や部内を巡行する国司の身分などを勘案すると、館が宿泊所や食事の提供を受ける施設など複数で構成され、民屋とは区別できる規模・構造・格式を備えた建物を伴っていた場合が多かったと推定できよう。

しかし、館の遺構については、郡司居宅との識別など多くの問題を抱えており、また各郡に共通する館の建物構造・規模や配置形式などの特徴を把握できず、館と認定できる確たる指標がまだほとんど得られていないのが現状である。したがって、館の遺構については、郡衙遺跡の中で郡庁や正倉などとは区別される建物群の中から、上記のように推測される館の構造を念頭に置いて、消去法的に抽出するという方法が必要となる。

これまでの調査例で館と考えうる遺跡例には、福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）８次調査区、福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）北区の西院、栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）南東ブロック（図２）、神奈川県長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）東南部建物群、静岡県御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡衙館・厨家）Ⅱ期東南部建物群（図４）、滋賀県岡遺跡（近江国栗太郡衙）南西ブロック、兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙）東南部建物群（図１）、広島県下本谷遺跡（備後国三次郡衙）郡庁北側地区などがある。

吉田南遺跡例は、床束・間仕切をともなう主屋があること、塀で敷地を区画していること、北半部の井戸を備えた厨家とみられるブロックに隣接していることの諸点から、宿泊施設または居住施設にふさわしい様相を示している。御子ケ谷遺跡例も床束を伴う廂付建物や井戸を伴う厨家とみられる建物群と隣接している点で吉田南遺跡例に類似している。下本谷遺跡例は、塀で囲繞した敷地内に一棟しか設けられていない点が問題として残るが、多量の土器が出土していること、厨家とは考えがたい構造であることから、二つの館が並置されていたと推定しうる。

上記の遺跡例はそれぞれ異なった建物構成や配置をとっており、館の構造は郡によって多様であったことがうかがえる。ただし、これらの中では間仕切・床束を伴う建物や有廂建物を伴う例や厨家推定施設との関連性が目に付く。これらは公的旅行者の宿泊・給食施設にふさわしい構造を示しており、こうした特徴が館の一部を抽出する一つの手がかりになるかもしれない。

複数の館　館が複数存在したことを示唆する資料に次の墨書土器がある。静岡県伊場遺跡（遠江国敷智郡衙）の「上館」「東□」は上・下や東・西というような複数の館が８世紀代から存在したことを示唆する資料である。吉田南遺跡や下本谷遺跡の館推定地区に認められる２区画は、こうした複数の館に対応するものかもしれない。また、鳥取県上原遺跡群（因幡国気多郡衙）山宮阿弥陀森遺跡北地区出土の「郡家一」、静岡県井通遺跡（遠江国引佐郡衙）の「引佐一」「引佐二」、福岡県長野Ａ遺跡・寺田遺跡出土の「企救一」「企貳」などの８世紀ないし９世紀初め頃の墨書土器は、一館、二館の備品であることを示している可能性がある。秋田城跡から出土している９世紀前葉頃の墨書土器「濱継　一館」は、郡衙遺跡の例ではないが、上記の推定を傍証する資料といえるかもしれない。

今のところ「実録帳」にみえるような４館構成を示す資料はないが、上記のように８世紀代から複数の館が存在していた可能性がある。今後の調査でその検証と使用実態などが明らかにされることを期待したい。

館の用途　館は宿泊や食事提供の場としての機能を有していたが、その用途については、郡司官舎説[1]と、公的使臣や部内巡行国司などの旅舎説[2]とがある。後述するように、茨城県神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）の厨家推定遺構からは「介」の墨書土器が出土していること、赴任国司などの伝使や文書逓送使らへの郡衙による給食活動が正税帳などからうかがえることを考慮すると、館が後者の用途で使用された蓋然性は高いと言える[3]。郡衙が交通の要衝に立地しているのは、税物などの輸送の便によるばかりでなく、右のような宿泊供給施設としての館の役割も考慮されたと結果であろう。

しかし、館の発掘資料からはまだその用途を確定できる資料は得られておらず、郡司宿舎としての機能も備えていたか否かについては今後の課題として残されている。

厨家の比定　厨家の施設名も「上野国交替実録帳」の郡衙項の記載にみえ、「竈屋」「納屋」「備屋」「酒屋」などが掲げられている。この４棟を基本形とする斉一的な厨家構成の記載も、館の記載と同様、そのまま実態を反映したものとは言いがたく、典型例などをもとに机上で作成されたものであろう。しかし、その施設名からみて調理場や食糧品・食器類を収納管理する施設を主体として構成されていたと推定できる。「実録帳」によれば、館にも「厨」と記された建物が記されている例がある。この「厨」も厨房施設とみてよいが、厨家は、そうした館に付設されたような

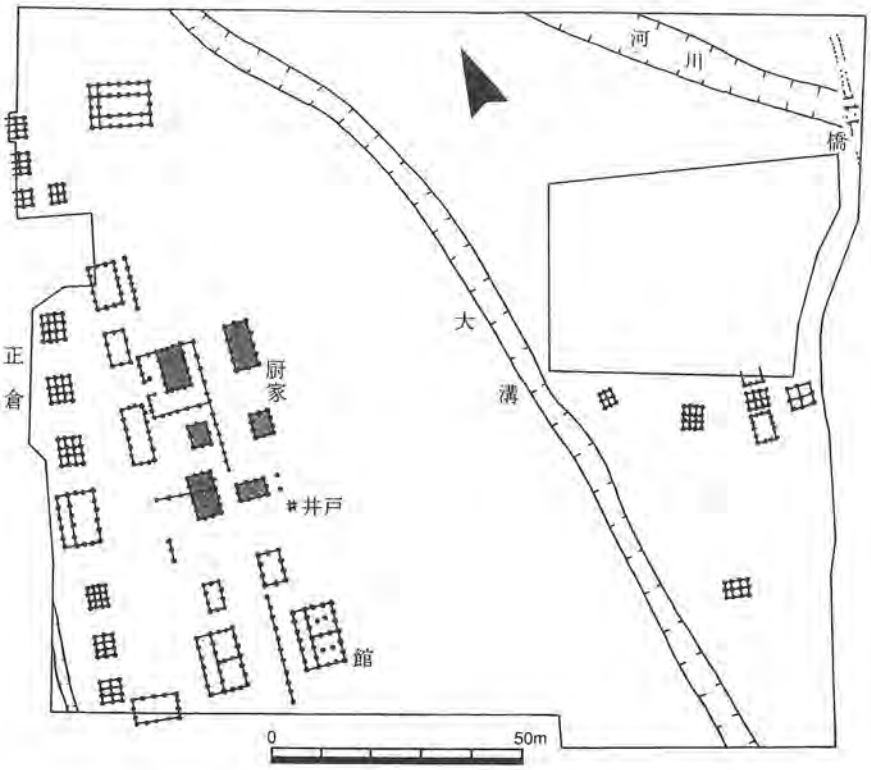

図1　兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙）

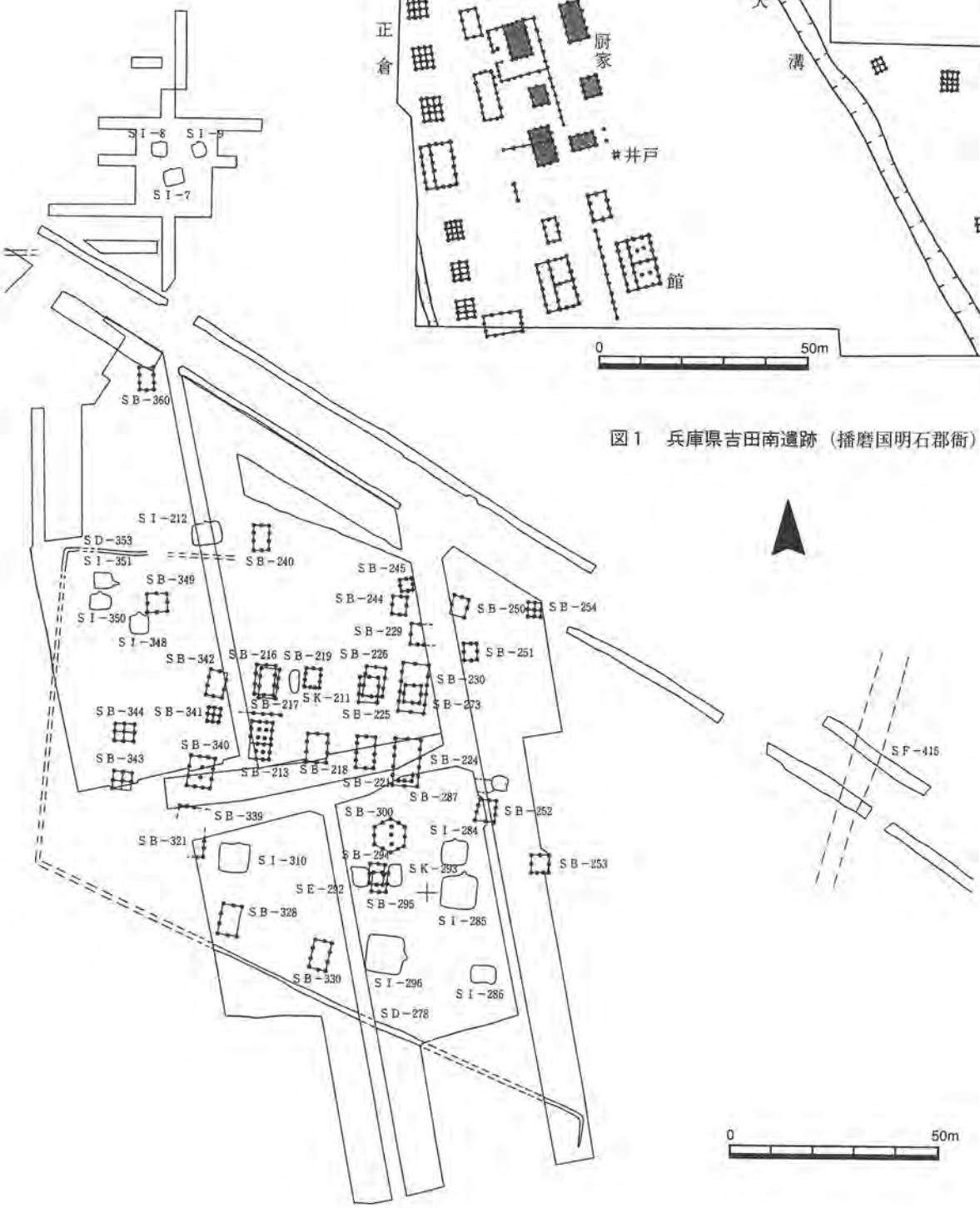

図2　栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）館推定遺構

厨房施設とは異なり、郡衙全体の諸機能にかかわる食料供給や食膳に饗すべき食糧品・食器の調達・管理を掌る曹司であり、いわば宮内の大膳職にあたるような機関であったともいえる。

この厨家の比定にあたっては次のような点が手がかりとなろう。

まず、正税帳などによると、酒や酢・醤などは甕に貯蔵されており、酒や酢が醸造されていたこともうかがえる。平城宮の造酒司や大膳職といった厨房関係官衙などでは土間に大甕を並べた側柱建物が検出されているように、甕据え付け痕跡のみられる側柱建物遺構（『官衙Ⅰ』Ⅷ－4参照）の存在は酒屋などの有力な指標となる。

天平10年度「駿河国正税帳」に「塩倉鎰一勾」がみえるように、塩は高床倉庫に収納されていた場合もあった。しかし、「実録帳」の厨家の欄には「倉」の記載がみられないので、厨家の一角に小規模な高床倉庫が設けられていたことはありうるとしても、多数の高床倉庫群が並ぶような状況は考えがたい。給食米も納屋など側柱建物に保管されていたのであろう。そして、厨家の施設は厨房関係の作業・収納空間であったから、中小規模の建物群で構成されることが多かったと推定しうる。

また、神野向遺跡のように竪穴建物が竈屋として利用されたとみられる例もあり、掘立柱建物群で構成される官舎群中にあって竪穴建物が検出される場合には厨家の可能性を考慮する必要があろう。

御子ケ谷遺跡、吉田南遺跡、福岡県小郡官衙遺跡（筑後国第一次御原郡衙）Ⅱ期東南部などの建物群のように、井戸周辺や湧水地点に近接した位置関係にある官衙ブロックも、調理場としての機能にふさわしく、厨家の有力候補とすることができる。

遺物の点では、食膳具や大甕などの貯蔵具、製塩土器、食物残滓などが多数出土する地区は厨家の有力な候補となる。また、後述する厨家関係墨書土器の出土も重要な手がかりとなる。

しかし、これまでの発掘例からは各郡に共通した厨家の建物構造・規模や配置形式などを抽出することは難しい。岩手県胆沢城東方官衙の「府庁厨屋」とされている官衙ブロックでは、平城宮大膳職と同様に、中央部に中枢殿舎、その左右前面に脇殿風に長舎を配し、前面に井戸を設けたコの字型の配置が認められるが（Ⅸ－1、図10参照）、郡衙では今のところそうした構造をとる曹司ブロックは検出されていない。

したがって、厨家の官舎ブロックの比定には、上記の特徴を検出するのが現状では有効であり、それが複数確認されることによって蓋然性が増すと言える。また、それとともに、館の場合と同様に、郡衙の検出遺構の中から郡庁・正倉など他の性格に比定できる官衙ブロックを消去しながら、厨家の候補となりうる遺構を絞り込み、遺物の特徴と絡めて検討を深めていくという作業が必要となる。

厨家の組織　厨家は複数の組織に分化していた可能性がある。富山県美野下遺跡出土の墨書土器「傳厨」は、伝使らに対する供給を担当した厨家で、『類聚三代格』弘仁13(822)年閏9月20日太政官符にみえる「伝使厨人」らが所属した組織であったとみられ、他の公的使臣らに対する供給などを業務とする厨家の部署とは分化していたことを示唆している。

また、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）の「上厨」、御子ケ谷遺跡の「志厨上」、伊場遺跡の「下厨南」、岡山県津寺遺跡（備中国都宇郡衙）の「上厨」などの墨書土器も、上・下の厨家組織が8世紀代に存在した可能性を示している。また、関和久遺跡出土の墨書土器「水院」は、井戸水などを管理する厨家の下部組織の存在を示すのかもしれない。

上記のような複数の組織が厨長によって郡厨家として統括されていたものとみられる。今後の発掘調査では、このような厨家の組織が複数の官衙ブロックとして分化していたのか否かの検証も課題となる。

また、郡衙とは別に「伝馬所」が設けられた場合も推定でき、そこには「伝厨」の施設が別に置かれていたと推定できる。また、滋賀県斗西遺跡（近江国神埼郡）の「厨田」や大阪府円明遺跡（河内国安宿郡衙）の「郡田」などの墨書土器から、厨家の機能維持運営に関わる田地が存在して可能性も考えられ、そうした経営に関与した厨家の出先組織が存在していたことも推定しうる（Ⅹ－4参照）。

厨家による給食対象　厨家からは次のような者が給食を受けたと推定される。

〔巡行国司（国師）〕　『続日本紀』和銅5(712)年5月甲申条や天平期の諸国の正税帳などに部内巡行国司への食料支給の記載がみえる。神野向遺跡出土の「介」墨書土器は、その供給が郡厨家によってなされたを示すものであろう。

〔郡司〕　郡衙遺跡で出土する「大領」「少領」などの郡司官職名記載の墨書土器が示すように、郡司らも給食対象者であったとみられ、公的使臣や巡行国司などに対する饗応の場での供膳などが考えられる。正税の支出項目には郡司に対する日常的な食料支給の経費はみえないので、郡司らの日常的な食事の経費は別途用意されていたとすべきであろう[4]が、そうした非公式の食膳準備も厨家で一括しておこなわれていた可能性があろう。

〔徭丁〕　伊場遺跡出土の「郡鎰取」「馬長」「竹田成継」や静岡県郡遺跡（駿河国益頭郡衙）の「□厨長」などの郡雑任職掌名を記した墨書土器や人名・郷名墨書土器などから、

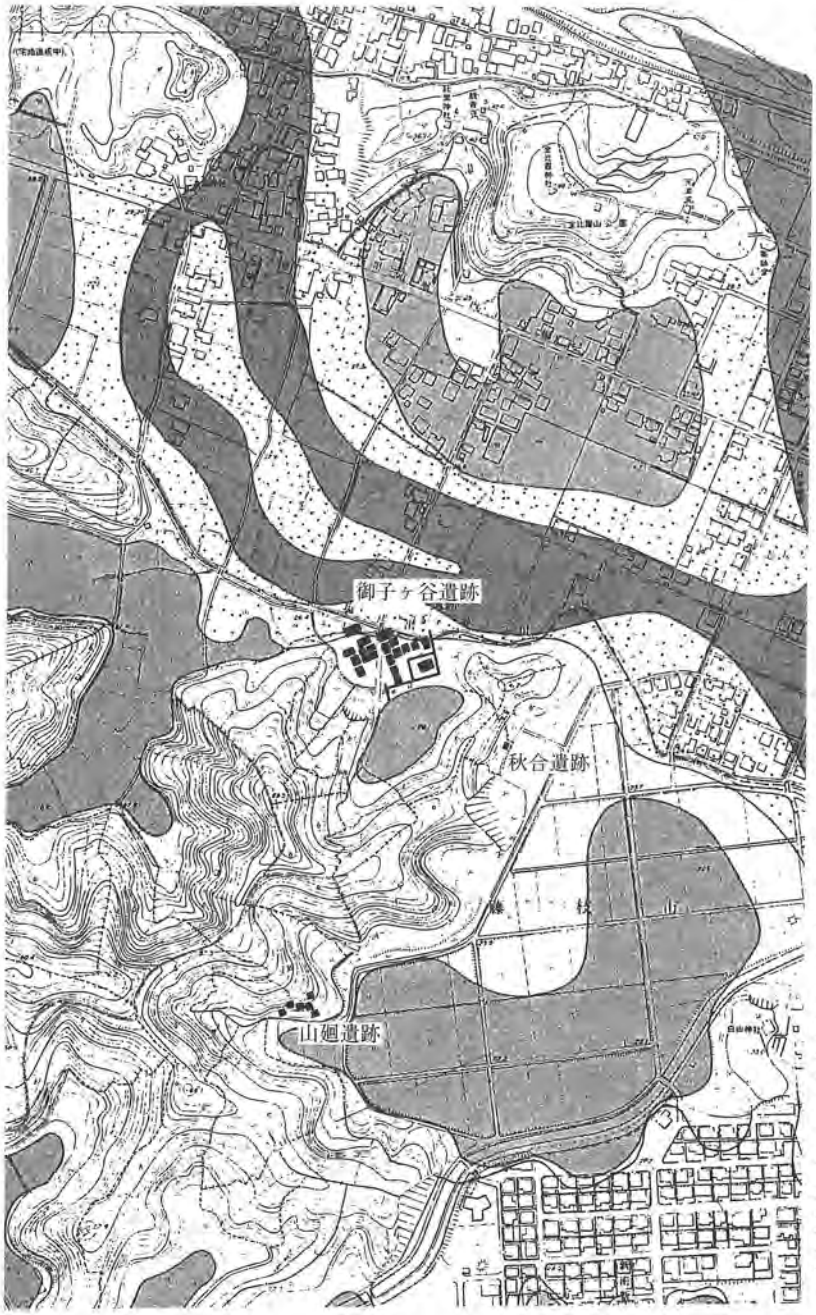

図3　静岡県御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡衙厨家・館）と周辺旧地形

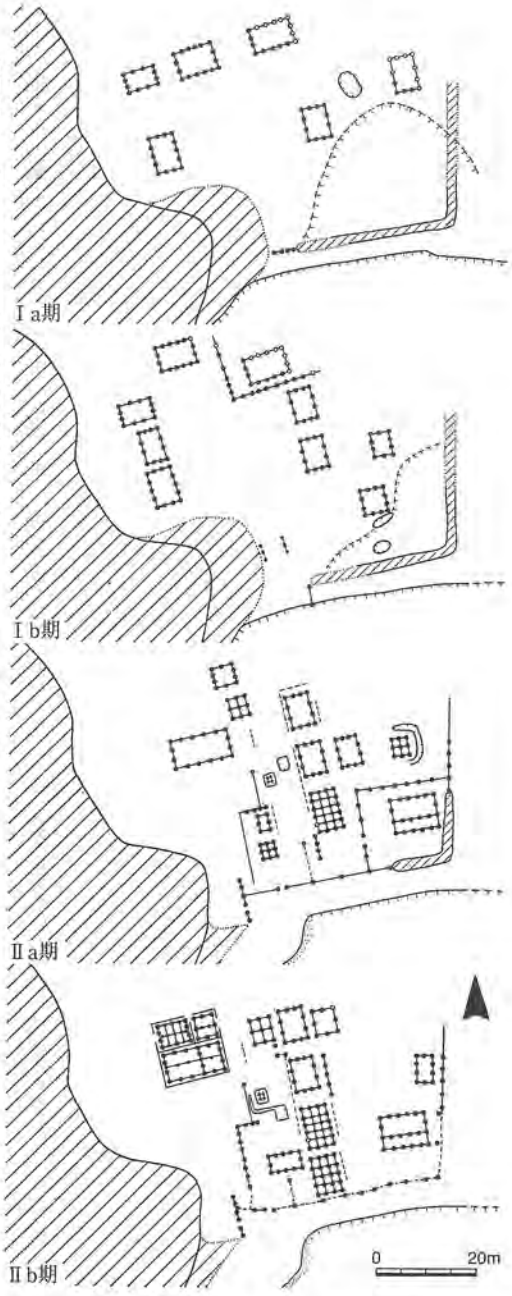

図4　御子ヶ谷遺跡遺構変遷図

図5　御子ヶ谷遺跡出土墨書土器

徭丁らに対する給食もおこなわれていたことがうかがえる。ただし、本来は徭丁には給粮はなされないから、雑徭日数以上に恒常的に郡衙等で勤務する雑任らに対して粮食が支給された場合や、経費は自前で用意し厨家で一括調理支給を受けた場合が考えられる。

〔軍毅〕　伊場遺跡の「竹田二百長」、静岡県城山遺跡（遠江国敷智郡衙）の「少毅殿」の墨書土器から、郡衙での行事や政務などに参加した軍毅に対して給食がおこなわれたことを推定しうる。

〔郷長〕　千葉県平木遺跡（匝瑳郡衙出先施設か）の「玉長」（玉作郷）、兵庫県山垣遺跡（丹波国氷上郡衙出先施設）からは「春里長」の墨書土器が出土している。これらは、郡衙での供給例ではないが、郡衙の出先施設における行事・政務などに参加した郷長への供給を意味するものであろう。

〔伝馬使・伝使〕　伝符を支給され伝馬を利用して旅行する伝馬使に対する供給は郡衙の重要な役割の一つであり、前掲の美野下遺跡出土の墨書土器「傳厨」からも裏付けられる。伝符を所持しない公的往来者である伝使に対しては、郡厨家が供給にあたっていたのかもしれない。

〔外国使節・帰還者・「帰化」人〕　戸令没落外蕃条には「凡没二落外蕃一得還。及化外人帰化者。所在国郡。給二衣粮一。」とあり、『続日本紀』天平宝字6(762)年10月丙午条や宝亀7(776)年12月乙巳条には、渤海使らの来朝記事がみえ、「於越前国加賀郡安置供給」とあるように、郡がその供給にあたったことが知られる。また、『類聚三代格』天長5(828)年正月2日官符には、但馬国に漂着した渤海使らを郡衙に安置し粮米を給すべきことが記されている。

〔駅長〕　伊場遺跡では「栗原駅長」や「駅長□（壱か）」の墨書土器も出土している。栗原駅家は浜松市馬郡町近辺に比定され、郡衙とは離れた場所に置かれていた可能性があるので、この「駅長」墨書土器は郡衙に出仕した駅長に対する給食に伴うものであろう。

〔その他〕　後述するように、郡厨家は国府や隣郡をはじめとする他の郡内でも供給活動をおこなう場合があり、国府や他郡での饗宴参加者への給食も担当することもあったことが知られる。

厨家の活動場所　厨家による給食活動の場としては、まず郡庁や館が考えられる。神野向遺跡の郡庁出土の「□／般今厨」や厨家の竈屋出土の「館」の墨書土器は、郡庁や館における饗宴準備にも郡厨家が関わったことを示している。御子ケ谷遺跡と隣の秋合遺跡からは「志大領」「志厨」の墨書土器が出土しており、「志大領」の土器墨書には同一筆跡と認められる例もあり、厨家から食膳が運ばれたことを示唆している。

また、伊場遺跡群では広範囲から人名墨書土器などが出土しており、曹司や徭丁らの居所や勤務場所でも給食がおこなわれていた可能性がある。また、『万葉集』4250によると、越中国射水郡大領が門前の林において宴を催しており、郡庁や館とは別の饗宴の場でも郡厨家が供給に従事することがあったとみてよい。

厨家は郡衙以外の場所でも給食をおこなう場合があった。福岡県野瀬塚遺跡（筑後国三潴郡出先施設か）の「三万大領」「三万少」などの墨書土器は、郡衙の出先施設などで郡司らに対する供給がおこなわれたことを示し、集落遺跡出土の「厨」墨書土器の中には国司や郡司らによる税物調達などの部内巡行に際しての供給に伴うものが含まれていた可能性もある（X－4参照）。

また、御子ケ谷遺跡の「益厨」、郡遺跡の「安厨」の墨書土器は、益頭郡・安倍郡の厨家がそれぞれ隣の郡衙で給食活動にあたることがあったことを示している。また、栃木県下野国府跡から出土している「寒川厨」「塩屋」の墨書土器は、国庁での饗宴などに際して、寒川郡や塩屋郡の厨家が関与していたことを示している。こうした郡厨家の備品の移動は、国府と郡衙や郡衙間における供給分担システムや業務遂行の補完関係、政治的服属関係などを示すものとして注目される。

上記のように、厨家については墨書土器などの文字資料が重要な情報を提供しているが、食器の器種構成などの分析を踏まえ、食器の管理供給形態などを追究する作業や、郡衙とその出先施設や集落との関係なども視野に入れた厨家の活動の実態を明らかにする作業も欠かせない。

（山中敏史）

〔注〕(1) 竹内理三「郡衙の構造－上野国交替実録帳について－」『史淵』50、1951年。(2) 吉田晶「評制の成立過程」『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、1973年。原秀三郎「郡家小考」『日本政治社会史研究』中、塙書房、1984年。大日方克己「律令国家の交通制度の構造－逓送・供給をめぐって－」『日本史研究』269、1985年。(3) ただし、X－4で触れるように、伝馬使が各郡衙を経由して往来したとされてきた点については再検討の余地があろう。(4) 原秀三郎、前掲注(1) 論文。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。平川南「『厨』墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号、1993年。田中広明『地方の豪族と古代の官人』柏書房、2003年。奈文研『古代官衙・集落と墨書土器』奈文研、2003年。

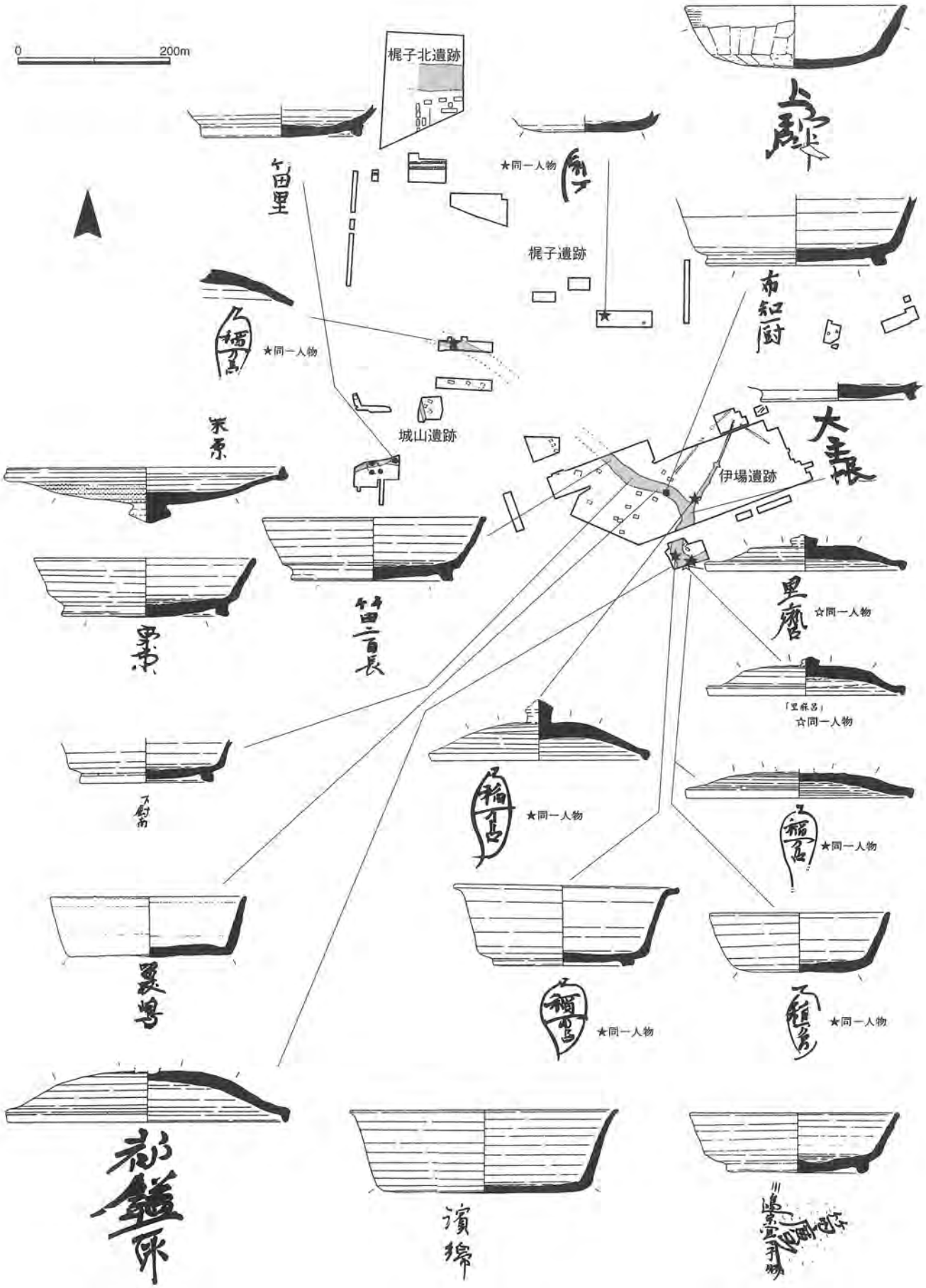

図6　静岡県伊場遺跡群（遠江国敷智郡衙）と墨書土器

表1　駿河国正税帳にみえる往来者への供給記事

供給対象者	従人数	郡数	食数	備考
（欠失）				
山梨郡散事小長谷部練麻呂	一人	六郡	一日食	
（欠失）				
下総国印波郡采女丈部直広成	一人	六郡	一日食	
部領使左弁史生少初位下文忌寸奈保麻呂	八人	六郡	一日食	
依病下下野国那須湯従四位下小野朝臣老	二人	六郡	一日食	
覓珠玉使春宮坊少属従七位下大伴宿禰池主	一人	六郡	一日食	
従上総国進上文石使大初位下山田史広人	一二人	六郡	一日食	
従陸奥国進上御馬部領使国画工大初位下奈気私造石嶋	八人	六郡	一日食	
従甲斐国進上御馬部領使山梨郡散事小長谷部麻佐	二人	六郡	一日食	
巡行部内国師明喩および沙弥一人	一人	六郡	一日食	
検校正税下総国下兵部省大丞正六位上路真人野中	一人	六郡	一日食	
下総・常陸等国国師賢了	三人	六郡	半日食	
下野国造薬師寺司宗蔵および助僧二人	九人	六郡	半日食	
旧防人伊豆国一〇八二人		六郡	半日食	
依病退本土仕丁・衛士・火頭等（相模国御浦郡衛士）		六郡	半日食	
依病退本土仕丁・衛士・火頭等（匠丁宍人部身麻呂）		六郡	半日食	
依病退本土仕丁・衛士・火頭等（常陸国茨木郡仕丁日下部友敷）		六郡	半日食	
従陸奥国送摂津職俘囚一一五人		六郡	半日食	
従相模国逓送官奴黒泰		六郡	半日食	
旧防人部領使遠江国少掾正六位下高橋朝臣国足	二人	六郡	一日食	遠江国←駿河国
防人部領使史生従八位上日置造石足	一人	六郡	一日食	遠江国←駿河国
当国俘囚部領使史生徒八位上岸田朝臣継手	一人	六郡	一日食	遠江国←駿河国
俘囚部領使安倍団少毅従八位上有度部黒背	一人	六郡	一日食	遠江国←駿河国
肥人部広麻呂		六郡	一日食	官符遥送遠江国使
磯部飯足		六郡	一日食	官符遥送遠江国使
小長谷部善麻呂		六郡	一日食	官符遥送遠江国使
矢田部猪手		六郡	一日食	官符遥送遠江国使
齋宮符遠江国使磐田郡散事大湯坐部小国		六郡	一日食	官符遥送遠江国使／二度
小長谷部国足		六郡	一日食	官符遥送遠江国使／二度
物部石山		六郡	一日食	官符遥送遠江国使／三度
敢石部角足		六郡	一日食	官符遥送遠江国使／一〇度
矢田部猪手		六郡	一日食	省符遥送遠江国使／一一度
齋宮符遠江国使磐田郡散事大湯坐部小国		六郡	一日食	省符遥送遠江国使
物部石山		六郡	一日食	省符遥送遠江国使
遠江国佐益郡散事丈部塩麻呂		六郡	一日食	省符遥送遠江国使／五度
生部牛麻呂		六郡	一日食	省符遥送遠江国使
税部古麻呂		六郡	一日食	省符遥送遠江国使
小長谷部足国		六郡	一日食	省符遥送遠江国使／六度
敢石部角足		六郡	一日食	省符遥送遠江国使／六度
相模国進上御贄部領使余綾郡散事丸子部大国		六郡	一日食	駿河国←相模国
当国防人部領使史生従八位上岸田朝臣継手	一人	六郡	一日食	駿河国←相模国
防人部領安倍団少毅従八位上有度部黒背	一人	六郡	一日食	駿河国←相模国
従陸奥国送摂津職俘囚部領使相模国余綾団大毅大初位下丈部小山	一人	六郡	一日食	駿河国←相模国
俘囚部領相模国大住団少毅大初位下当麻部国勝	一人	六郡	一日食	駿河国←相模国
横田臣大宅		六郡	一日食	官符遥送駿河国使／二度
伊奈利臣千麻呂		六郡	一日食	官符遥送駿河国使／二度
半布臣子石足		六郡	一日食	官符遥送駿河国使／二度
丈部牛麻呂		六郡	一日食	官符遥送駿河国使／二度
当国使安倍郡散事常臣子赤麻呂		六郡	一日食	官符遥送駿河国使／五度
半布臣禹麻呂		六郡	一日食	省符遥送駿河国使
伊奈利臣牛麻呂		六郡	一日食	省符遥送駿河国使
横田臣大宅		六郡	一日食	省符遥送駿河国使／一〇度
当国使安倍郡散事日下部若槌		六郡	一日食	省符遥送駿河国使／二度
丈部牛麻呂		六郡	一日食	省符遥送駿河国使／四度
半布臣足嶋		六郡	一日食	省符遥送駿河国使／四度
丈部多麻呂		六郡	一日食	省符遥送駿河国使／四度
半布臣石麻呂		六郡	一日食	省符遥送駿河国使／四度
川辺臣足人		六郡	一日食	駿河国使／二度
他田舎人益国		六郡	一日食	駿河国使／二度
当国使有度郡散事他田舎人広庭		六郡	一日食	駿河国使／四度

Ⅷ　駅家・関・津・泊

Ⅷ-1　駅家

Ⅷ-2　関

Ⅷ-3　津・泊

Ⅷ-1　駅家

駅家跡の位置の探求　駅家跡をみつけるには、まず地名が重要である。『延喜式』の兵部省諸国駅伝馬条に書かれた諸道の駅名によって、その駅がどこに位置するかを地名などから推定して、古代の交通路を推定していく方法がとられてきた。駅名をあらわす地名や駅（古代には「うまや」「むまや」「まや」「はゆま」などと発音した）の存在を暗示するような「馬」「早馬」「馬屋」「厩」などがつく地名が大きな手がかりとなる。この「うまや」地名は、群馬県の前橋が古代の駅に由来する「厩橋」が変化してできた地名であったり、静岡県の葉山が「早馬」に由来する地名であるなど、別の漢字があてられている場合があるので注意を要する。

次に駅家の遺跡の追究には、山陽道では考古資料の瓦が重要な資料となる（図1）。「備後、安芸、周防、長門等国の駅館は、本蕃客に備えて瓦葺き粉壁」（『日本後紀』大同元(806)年5月14日条）の記事によって、山陽道では蕃客に備えて瓦葺の駅家があったとある。このことから、従来寺院跡と考えられていた奈良時代の瓦が出土する遺跡に再検討を加えて、駅家跡と推定できるものを選びだすことができた[1]。それは、国府跡や国分寺に共通する瓦などから国府系瓦を設定し、その国府系瓦を出土する遺跡の中から、山陽道沿いに一定間隔で並ぶ遺跡を駅家跡と推定するものである。

また、駅家の構造を断片的な史料から推定することもできる。山城国山崎駅では、駅家の建物群には駅家全体を取り囲む中に大きく2種類の建物群があると想定された。それは、駅館院と呼ばれる一群と、屋とか倉の呼び方で表される雑舎群である。雑舎群は駅の実務を執行する建物や、駅の基本財源であった駅田からの収穫を収める倉庫群、厩舎などからなる雑舎と呼ばれる建物群であろう。駅館院は院と呼ばれるとおり、駅全体の囲いの中にさらに内側に築垣などで囲まれる建物群があり、その中心建物は駅使の宿所などにあてられる寝殿とも呼ばれる建物であった。駅館院を内郭とし、駅家全体を取り囲む柵などを外郭とするいわば二重構造となっていたと想定された[2]。

駅家跡の調査法　考古学的に駅家跡をみつけていく方法は、播磨国布勢駅と確定した兵庫県小犬丸遺跡などの発掘成果によって実証されてきた。その遺跡の調査成果から駅家の遺跡の調査法をみていこう（図2）。

小犬丸遺跡は、兵庫県龍野市揖西町小犬丸小字「大道ノ上」「大道ノ下」などに所在する。かつては、この遺跡は奈良時代の寺院跡と考えられ、「小犬丸廃寺」と名付けられていたが、播磨国府系瓦を出土することから、布勢駅と推定されるようになった。古代の山陽道を踏襲する旧県道はこの大道ノ上と大道ノ下の間を東西走していた。小犬丸遺跡は1984年以来、継続的に発掘調査が進められている。1984年の発掘調査は、この遺跡の中央を横断して走る県道の拡幅工事に伴うものであったため、遺跡の中心部の東西幅が約85mで、瓦葺の築地によって囲まれていることが判明した。さらに、その中に南北方向の瓦葺建物の跡が4棟みつかった。いずれも東西幅6m前後の建物で、東端の建物は南北の長さ9m以上あることがわかった[3]。周辺から多量の瓦が出土し、軒瓦のほとんどは、播磨国府系瓦の中で最もポピュラーな「古大内式」であり、播磨国の典型的な駅家の遺跡として注目された。1986年の調査は、遺跡の中心部から東方100mの谷あいで行なわれ、側溝を伴う幅7m以上の東西方向の道路遺構がみつかった。さらに注目されたのは、南側の道路脇の低地で奈良時代から平安時代の多量の遺物が見つかったことである。その中には「驛」、「布勢井邉家」とある墨書土器や、「布勢駅戸主□部乙公……」とある木簡があった（図3）。これによって、小犬丸遺跡が布勢駅家であることが確定するとともに、駅家としての活動の様子まで読み取れるようになった。このほかにも瓦、土器類などとともに、下駄、容器、斎串、鳥形木製品、馬形木製品などの多彩な木製品が出土した[4]。1988年からの調査は範囲確認の調査で、1984年からの調査を追認するとともに、遺跡の中枢部分の大きさが一辺約85mあり、その中の建物配置も明らかになった[5]。典型的な駅家の遺跡の実例として注目されている。

同様にして、播磨国府系瓦の研究から「落地廃寺」と呼ばれていた遺跡が、播磨国の西端の野磨駅跡であることも判明しつつある。　（高橋美久二）

〔注〕(1) 今里幾次『播磨考古学研究』今里幾次論文集刊行会、1980年。高橋美久二『古代交通の考古地理』大明堂、1995年。(2) 高橋美久二「山崎駅と駅家の構造」『長岡京古文化論叢』同朋社、1986年。(3) 兵庫県教委『兵庫県文化財調査報告書第47冊　推定布勢駅家跡　小犬丸遺跡Ⅰ』1987年。(4) 兵庫県教委『兵庫県文化財調査報告書第66冊　小犬丸遺跡Ⅱ』1989年。(5) 龍野市教委『龍野市文化財調査報告8　布勢駅家　－小犬丸遺跡1990・1991年度発掘調査概報－』1992年。同『龍野市文化財調査報告11布勢駅家Ⅱ　－小犬丸遺跡1992・1993年度発掘調査概報－』1994年。

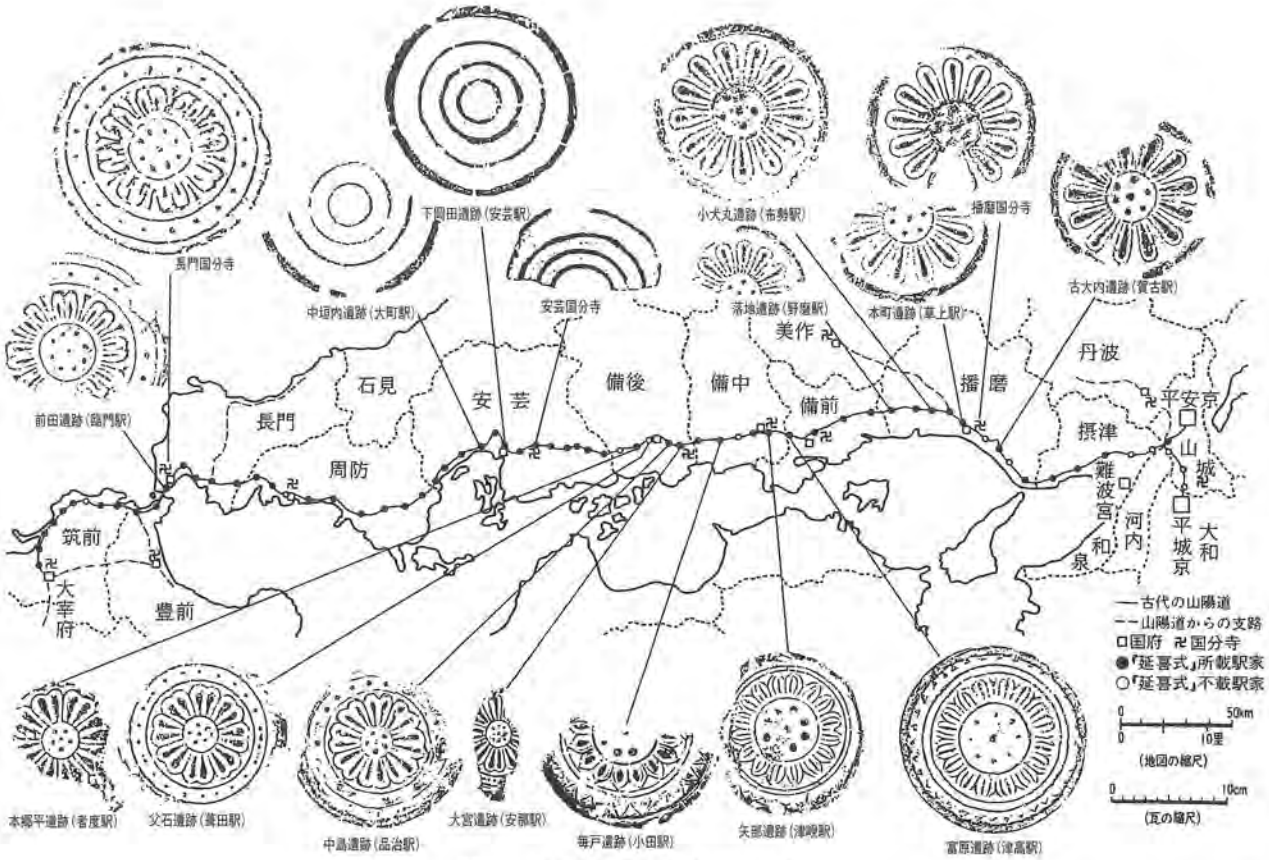

図１　山陽道の駅家遺跡と出土瓦

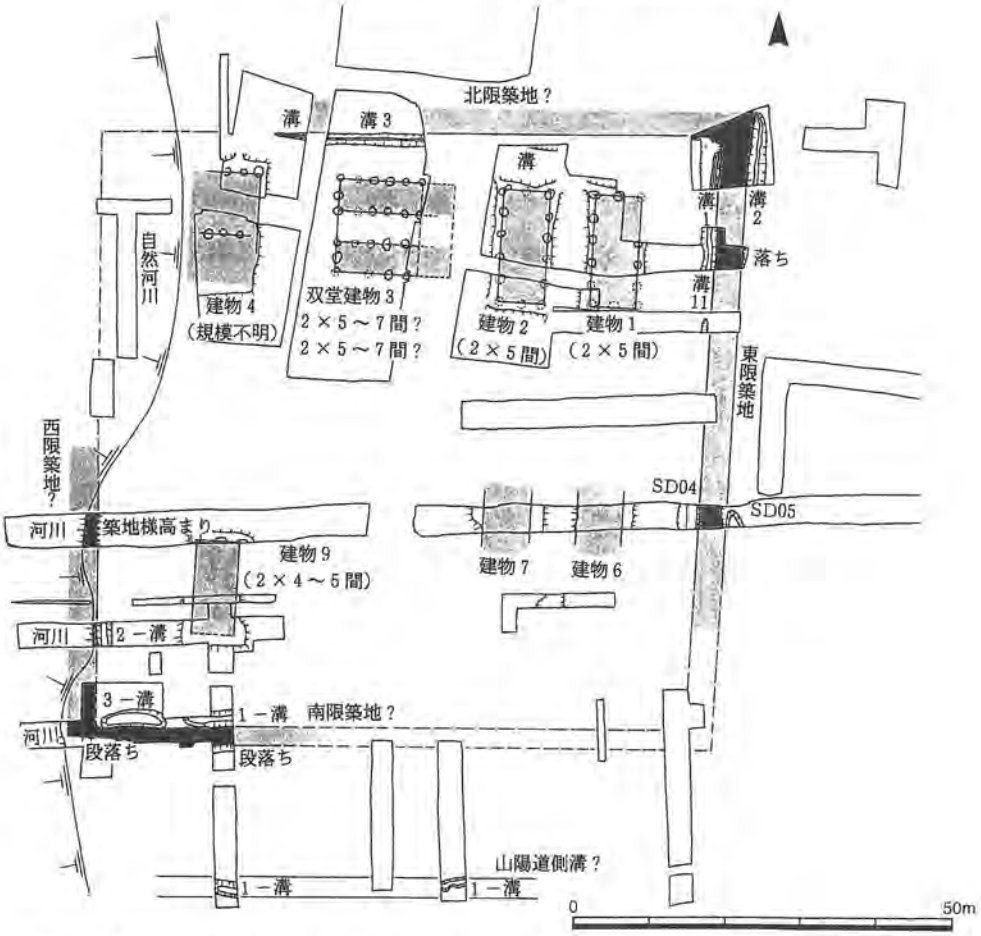

図２　兵庫県小犬丸遺跡（布勢駅家）遺構復原図

図３　小犬丸遺跡（布勢駅家）出土木簡

Ⅷ-2　関

関の位置の探求　全国の古代の関がどこにあったか、『延喜式』の駅家のように全国の関を一覧するような便利な史料はない。そのために『万葉集』や『風土記』などのいろいろな史料から古代の関を集める必要がある。それらが集められて検討された結果、関は国境に設置され、国境をはさんで都から遠い国側に属すという原則があるとされた[1]。古代の関には「関」と「剗」と呼ばれた2種類があって、「関は検判の処、剗は斬柵の処」とか、「関の左右に小関あり、亦剗と云う可き也」(『令集解』職員令、大国条)とある。関の中で最も重視されたのが三関で(図1)、当初は東海道沿いの伊勢国の鈴鹿関、東山道の美濃国不破関、北陸道の越前国愛発関であった(『令義解』軍防令、置関条)が、のちに愛発関に替わって近江国逢坂関が三関の一つとなった(『日本後紀』弘仁元(810)年9月丁未条)。関は山越えの国境の隘路に設置されることはもちろんであるが、東山道に設置された不破関が、南東に伊勢街道、北西に北国街道がのびることから、関は「X状に交差する交通系の交点」に位置する(図1)ことが指摘されている[2]。

また、関の位置を探究するにも、地名が重要である。三関のうち、鈴鹿関は現在でも三重県「鈴鹿郡関町」に、不破関は岐阜県「不破郡関ヶ原町」にあったというように関地名が残っている。ところが、関は中世や近世にも多く設けられたことから、関地名だけで古代の関を求めることは難しい。前記のように関の左右に「小関」があったとあることから、逢坂関の近くの「小関」地名が北陸道沿いに設けられたものであったことが、官道沿いに多い地名「車路」からも傍証された[3]。同様に不破関の北方にある「小関」地名が北国街道に設けられたものであろう(図2)。このように「大関」「小関」地名は古代の関を探究するには有効である。

関跡の調査法　考古学的に古代の関跡を見つけていく方法は、不破関跡と確定した遺跡の発掘調査成果[4]によって実証されてきた。その成果をみていこう。

不破関跡は岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾にある(図2)。中山道沿いの民家の一画に古くから「関守の跡」とされるところがあって、多くの石碑や歌碑が建立され、ここが不破関跡として知られていた。不破関は、不破という名にもかかわらず、荒れ果てた様が興趣をよび、多くの歌にうたわれた。三関は、延暦8(789)年7月14日に廃止された(『続日本紀』)が、それ以後も天皇の譲位、崩御などに際して固関使が派遣されて、関が固関された。この固関の儀は儀式化されて後まで続いた。このように、歌枕として有名であったことや固関の儀により、不破関跡は後世まで伝承地が残った。

不破関跡の調査は1974年から5か年かけて行われた。調査開始にあたって注目されたのが、伝承地の北方に地上に残る長大な土塁遺構であった(図3)。これが古代のものとすれば、関の外郭を把握する上できわめて有効な遺構であると思われたからである。その結果、古代の不破関は藤古川を西限として、左岸側に北・東・南に逆台形に土塁をめぐらすものであることが判明した。その規模は、北側土塁が全長460m、東側土塁は北側から50mが地表上に遺構をとどめ、全長432mにおよぶ。南側土塁は地上に遺構はとどめていなかったが、発掘調査で東側土塁から藤古川におよぶ全長112mを確認した。土塁の北東隅近くでは、楼状の建物跡が確認された。この土塁で囲まれたほぼ中央を東西方向に中山道が走り、これが古代の東山道でもあったことが確認された。この道路の北側に築地で囲まれる一画があり、その範囲は約方一町におよぶと推定され、土塁を外郭とする内郭と推定されている。その中に掘立柱建物群が存在するが、その構造規模は判明しなかった。この付近に瓦が集中することなどから、関の主要施設はここに位置していたことが推定された。出土遺物のうち瓦には白鳳期の様式を示す7世紀末～8世紀初頭とみられる軒瓦がある。一方、須恵器の年代は8世紀以降のものであり、8世紀中葉の土器型式が最も多かった。

かつては、三関は7世紀末の大津京の時代に、近江国を東国の賊から防御するために、設けられたと考えられていた。ところが関の位置をみると、それぞれが関を防御する国の役所(国府)よりも都側にあって、東国からの賊を防ぐ機能がないこと、また判明した不破関の構造でみると、藤古川を西側の防御線にして、都側の防御に重点が置かれていることなどがわかった。三関には、都で異変が起こったときに、都から東国に逃れる賊を防ぐ機能があった考えられるようになってきた。また、その造営年代も不破関の調査成果によって、大津京の時代よりも後の奈良時代になってからであることもわかってきた。平安時代以降の固関の儀式に関する遺構や遺物は確認されていない。

(高橋美久二)

〔注〕(1) 舘野和己『日本古代の交通と社会』塙書房、1998年。(2) 木下良「三関考定試論」『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』柳原書店、1971年。(3) 木下良『日本古代律令期に敷設された直線的計画道の復原的研究』國學院大學、1990年。(4) 岐阜県教委・不破関跡調査委員会『美濃不破関』1978年。

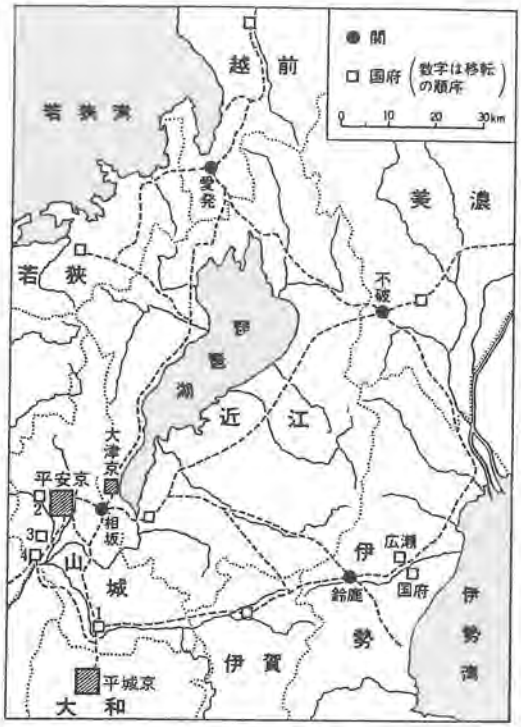

図1　三関の位置

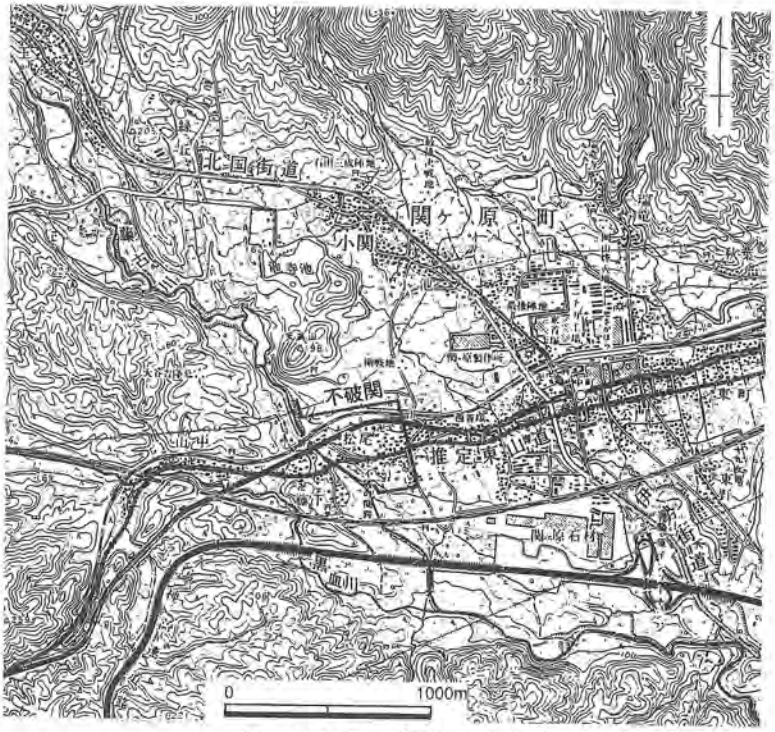

図2　岐阜県不破関付近地形図

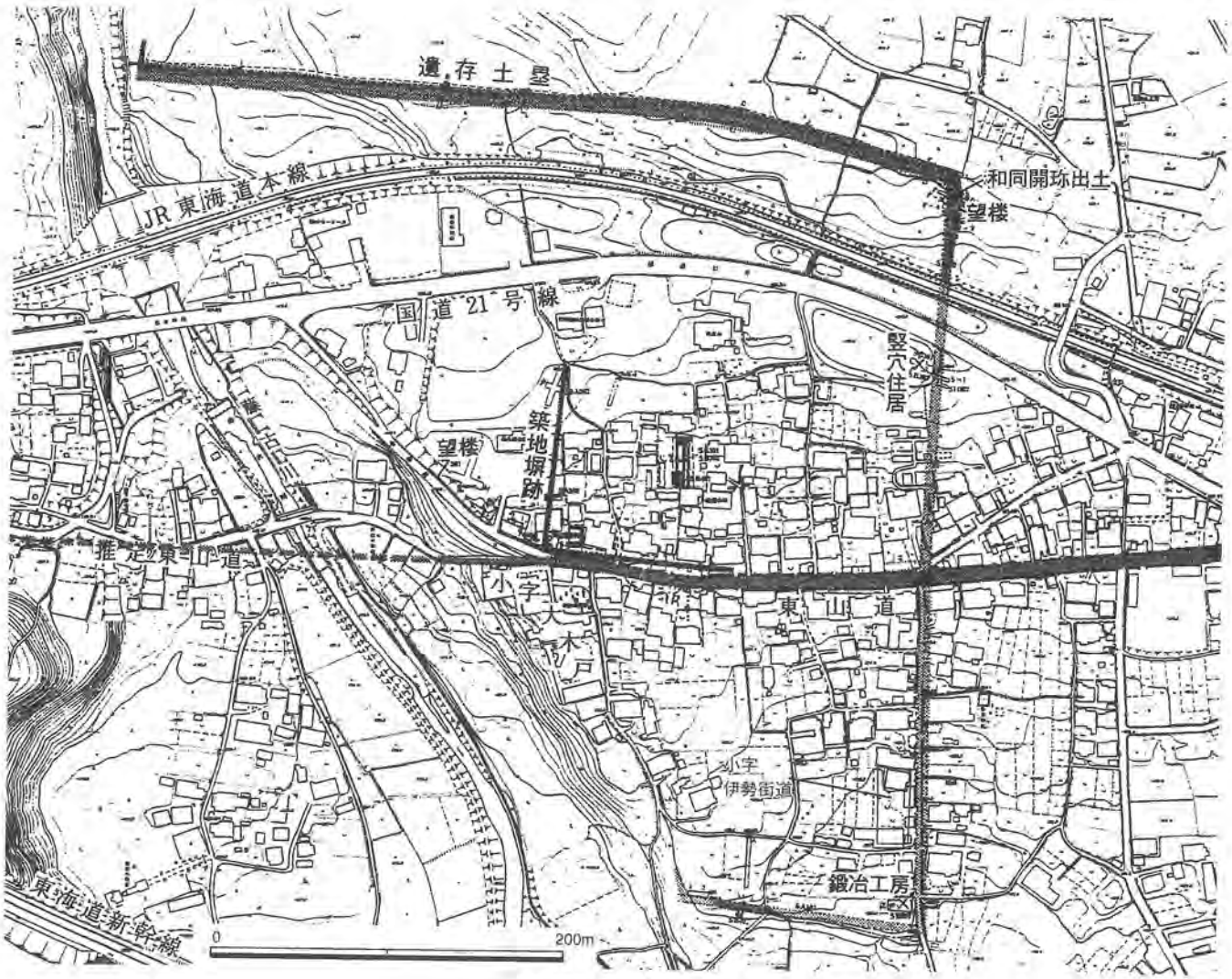

図3　不破関遺構全体図

Ⅷ-3　津・泊

津・泊　古代の津や泊の史料も全国のものを一覧する史料はない。『延喜式』には、諸国から寄せられた物資が、都の郊外にあった大津、宇治津、大井津、与等津（淀津）などで陸揚げされて、車などで都に運ばれることが書かれている（木工寮式　車載条など）。また、同書には各国の津も書かれていて、越前国の敦賀津、比楽湊、能登国の加嶋津、越中国の日理津、越後国の蒲原津湊などは津の固有名詞が書かれているが、山陽道や南海道の国の津は単に国とのみ普通名詞で書かれている（主税式　諸国運漕雑物功賃条）。このように、国家の津、各国の津、また「郡津」という地名から各郡の津など、古代には各官衙に所属する津があった。

泊については、三善清行の意見封事には、河尻泊、大輪田泊、魚住泊、韓泊、樫生泊の五泊が載せられ、これが行程を計って行基が建置したもの（『本朝文粋』巻2）としている。このように、泊は内海や外海の航路上に一日行程の距離に設定された停泊地であった。

津や泊の遺跡を探究するには、まず津・泊の固有名詞の地名や津・泊の地名から探す必要があるが、これも中世・近世にも使われたことから、古代の津・泊の遺跡を特定することは難しい。

津・泊の遺跡　津や泊は河岸や海岸に位置しているが、そのような場所は地形の変遷が著しいところであるから、その遺跡を追究することは難しい。地名や現状地形から港の遺跡を歴史地理的に追究したもの[1]、発掘成果やボーリングデータから難波津を復原したもの[2]、発掘成果や条里の復原から泉津を復原したもの[3]などがある。

ここでは、発掘調査による泉津の様相をみよう（図1）。泉津の一部である上津遺跡の発掘調査によって、木津川に平行して柵列、溝が検出され、その内側に多数の掘立柱建物群が検出された。溝・柵・建物等の遺構はおおむね方向を揃えて配置され、東西2町ないしそれを超える面積を存すると推定されること、これらの遺構にともなって、瓦、土器、三彩陶器、帯金具、銭貨、土馬など多彩な遺物が出土し、それらが平城宮内からの出土品と共通するものであることなどから、泉津の一部でその東方にある上津遺跡は、官の施設、すなわちいずれかの官司に属する木屋所であると推定された[4]。（高橋美久二）

〔注〕(1) 千田稔『埋もれた港』学生社、1974年。(2) 木原克司「古代難波地域周辺の景観復原に関する諸問題」『大阪の歴史』48、大阪市史料調査会、1996年。(3) 高橋美久二「相楽郡条里と泉津」『京都府埋蔵文化財論集』3、(財)京都府埋文調査研究センター、1996年。(4) 木津町教委「上津遺跡第2次発掘調査概報」『木津町埋蔵文化財調査報告書第3集』1980年。

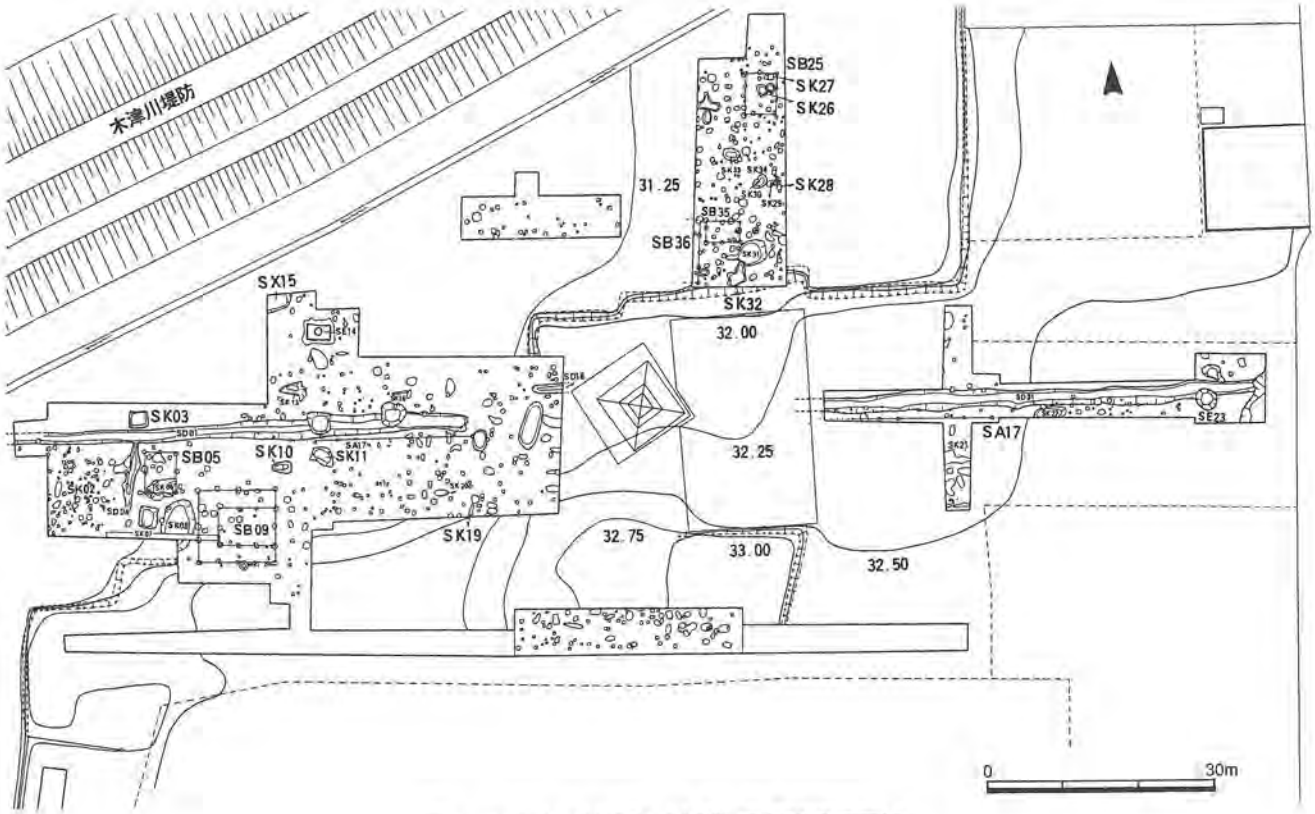

図1　京都府上津遺跡（泉津）発掘遺構平面図

Ⅸ　城柵・山城・神籠石

Ⅸ-1　城柵

Ⅸ-2　山城・神籠石

Ⅸ-1　城柵

城柵　『日本書記』大化3(647)年の渟足柵の設置を初見として、『三代実録』仁和3(887)年の最上大山郷への出羽国府の移転不認可記事に至るまで、城柵に関する記事が散見する。

城柵は蝦夷支配を目的として、越後・出羽・陸奥国北半の辺境国に設置された軍事・行政機関である。辺境国の国司には、通常の任務に加えて「饗給、斥候、征討」の任務があり、国郡制と城司制の二本立で行政が執行されている。城柵とは国府をも包括した蝦夷支配の国家施設という普通名詞として理解でき、このことは陸奥国府多賀城が天平五柵（色麻、玉造、新田、牡鹿柵）の中で多賀柵と記されていることからもわかる。秋田高清水岡の出羽柵が阿支太城に、多賀柵が多賀城へと呼称を変え、雄勝城・桃生城に柵と城の混用がみられるのは、天平宝字年間である。城から柵への変化は当時の唐風好みの呼称変更とみてよい。

変遷の段階　城柵は立地およびその構造と内容の変遷から3段階に区分して理解できる。

第1段階は『日本書紀』に登場する渟足・磐舟・都岐沙羅柵で代表される7世紀中頃から8世紀初頭の城柵である。信濃・阿賀野川河口の沖積地に立地するとされるが、遺跡は確定していない。一方、表日本では城柵に関する記事がないものの、この期の城柵遺跡が調査されている。広瀬川河口の低位河岸段丘上にある宮城県仙台市郡山遺跡や浜堤上に立地する宮城県赤井遺跡（牡鹿柵・牡鹿評家と推定）がそれである。

仙台市郡山遺跡は掘立柱建物で構成され、基準線から真北に30度振れるⅠ期官衙と真北方向のⅡ期官衙に大別され、それぞれに数小期の変遷がある（図2）。

Ⅰ期官衙は材木列塀で区画された方形の院が連結して東西300m×南北600mの官衙全体を構成する。中枢部の院は90m×120mで、建物群は塀に連結し、周囲に総柱建物群が付属する。「名取」のヘラ書き土器の存在から名取評家か名取柵とみられている。なお、院が連結して官衙全体を構成する在り方は赤井遺跡でもみられる。

Ⅱ期官衙は428m＝4町四方の材木列塀とその外の大溝で区画された「単郭」構造の城柵である。この構造が「重郭」構造をとる8世紀以降の城柵との大きな違いである。郭の南正面に八脚門、中央北寄りに6間×3間の四面廂付建物の正殿、正殿の北東後方に石敷広場と入水溝・出水溝を完備した石組池、正殿前面に2～3棟の東西建物、さらに、その前方に楼風建物を含む東・西各4棟の建物を対称に配置する。特に、石敷広場と石組池は飛鳥の地で蝦夷を饗宴した石神遺跡の例に似る。方4町の単郭それ自体が蝦夷への饗給・儀式という城柵の目的を最もシンプルな形で表した城柵政庁とみられる。南1町には政庁に付属する数棟の建物があり、南西には方2町の寺院が伴う。このⅡ期官衙を多賀城以前の国府とみる説もあるが、平城遷都以前の国府については全国的にもまだわかっていない。

第2段階は8世紀に建設された城柵である。立地上の特

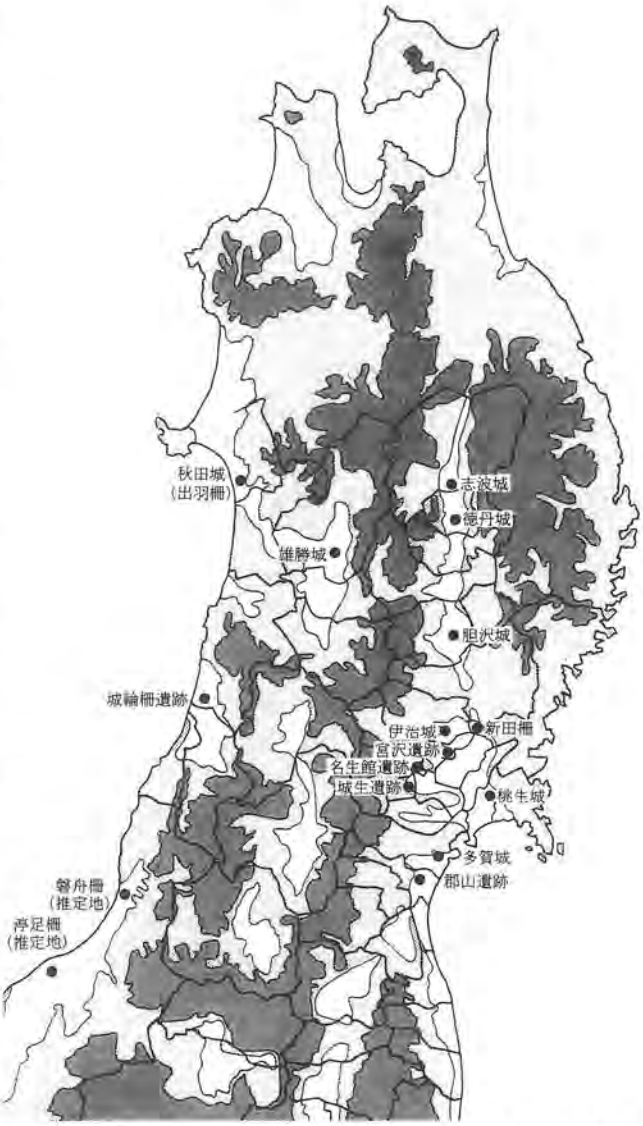

越後　渟足柵　六四七（大化三）年
越後　磐舟柵　六四八（大化四）年
越後　都岐沙羅柵　六五八（斉明四）年
（日本書紀）

出羽　出羽柵　七〇九（和銅二）年
陸奥　多賀柵　七三七（天平九）年
陸奥　牡鹿柵　七三七（天平九）年
陸奥　新田柵　七三七（天平九）年
陸奥　色麻柵　七三七（天平九）年
陸奥　玉造柵　七三七（天平九）年
（続日本紀）

陸奥　桃生城（柵）　七五八（天平宝字二）年
出羽　小（雄）勝城　七五八（天平宝字二）年
陸奥　伊治城　七六七（神護景雲元）年
陸奥　覚鱉城　七八〇（宝亀一一）年
陸奥　多賀城　七八〇（宝亀一一）年
出羽　秋田城　七八〇（宝亀一一）年
出羽　由利柵　七八〇（宝亀一一）年
（続日本紀）

陸奥　胆沢城　八〇二（延暦二一）年
陸奥　志波城　八〇三（延暦二二）年
陸奥　中山柵　八〇四（延暦二三）年
陸奥　徳丹城　八一四（弘仁五）年
（日本紀略）

図1　古代東北の城柵

Ⅰ期官衙

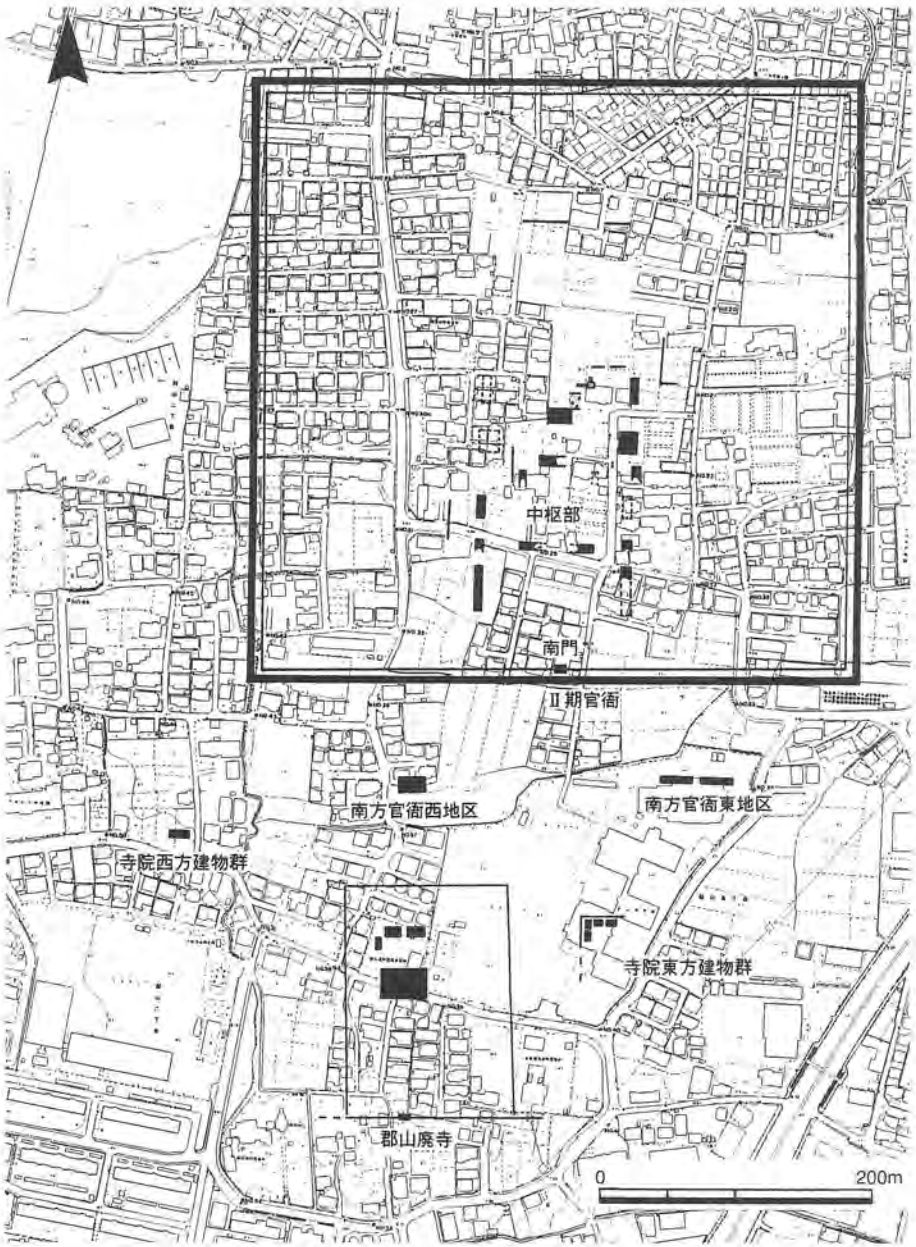

Ⅱ期官衙

図２　仙台市郡山遺跡

徴は比高30～50mの低丘陵を取り込んで築造されることである。前段階との構造上の変化は、築地などで区画した政庁域を取り囲む形で実務を司る曹司群を置き、これをも築地等の明確な施設で区画し、政庁域と曹司域からなる「重郭構造」の官衙域を形成する点である。曹司域の成立に起因したこの重郭構造は陸奥国府多賀城の成立を画期としている。

8世紀後半の桃生城、此治城、小勝城（払田柵跡）など一部に三重構造がみられるが、政庁域と曹司域からなる城柵特有の形態は終焉を迎える10世紀中頃まで一貫して続く。このことは多賀城の建設を契機に、城柵は蝦夷への饗給を主目的とした単郭構造の段階から、これに実務行政の役割が加わったことを意味する。

第3段階は9世紀初頭を契機とする城柵の内容充実という大きな変換である。具体的には政庁建物配置の変化、曹司建物の定型化と充実、官衙域周囲での方格地割の成立と展開という事象にあらわれる。

なお、2003年度の多賀城の調査で外郭南門から1町政庁寄りの位置にあたる南面道路上で掘立柱八脚門が検出されている。政庁中軸線上の門としては多賀城から移った鎮守府胆沢城の政庁前門（殿門）があるだけであり、鎮守府に係わる問題として検討すべき課題となっている。以下、政庁、曹司、官衙周辺域の順に変遷と特徴について解説する。

政庁の変遷　8世紀前半の政庁として多賀城Ⅰ期政庁と秋田城Ⅰ期政庁が調査されている（図3）。

多賀城Ⅰ期政庁は720年頃から造営を開始し、724年頃にはほぼ完成したとみている。建物は瓦葺きの掘立柱式である。中央北寄りに5間×3間南片廂の正殿、その東西前面に対称に配置した東・西脇殿は7間×2間の北2間に間仕切のある床張り建物で、正殿正面に広場、南辺築地正面に八脚門の南門を配置する。南門外にも対称に、朝集殿的機能を持つ東・西南門前殿がある。桁行の短い（5～7間）脇殿や南門前殿は他地方の国府では見られない東北城柵固有の特徴である。Ⅰ期の配置は多賀城各期（Ⅱ～Ⅳ期）およびすべての東北城柵政庁にみられる基本的な要素であり、城柵政庁のモデルになっている。

多賀城Ⅰ期政庁と同配置の政庁に、払田柵跡Ⅰ期（8世紀末）、城輪柵跡（出羽国井口国府推定地）がある。

秋田城跡Ⅰ期政庁の規模は東西94m×南北77mで、城柵政庁では唯一の横長プランである。瓦葺きの築地で区画され、多賀城Ⅰ期と同構造の5間×3間の南片廂正殿、3間×1間の前殿、6間×2間の北東建物が検出されている。横長プランは地形の制約からである。正殿に多賀城政庁との共通性がみられるが、前殿の存在（伯耆、三河、下野国府）や北東建物の出現時期など他の国府からの影響も指摘できる。この時期に前殿と正殿北方の建物が存在するのは、秋田城政庁と此治城政庁だけである。

8世紀後半の城柵政庁としては760年築造の桃生城、小勝城、760年修造の多賀城政庁Ⅱ期、秋田城政庁Ⅱ期がある。仲麻呂の四子である朝獵が按察使兼陸奥国守として天平宝字年間に東北一円支配強化のもとに修造、造営したものである。また、767年築造の此治城政庁がある。

このうち、国府多賀城Ⅱ期政庁だけが特異な配置が採用される。建物はすべて礎石立ちで再建され、広場も石敷きに改められる。南門の左右に6間×2間の翼廊、東・西脇殿も東・西築地に、北築地中央に桁行54mの北殿が取付くなど意識的に四至の築地線が飾られる。また、正殿の背後には近江国府政庁や伊勢国府政庁にみられるような梁行の広い後殿（4間×4間の総柱建物）が新設される。

これらの国府はいずれも天平宝字年間頃の成立とみられている。陸奥国守は朝獵、近江国守は仲麻呂自身の兼任、伊勢国守は仲麻呂と親交の深い石川名足、藤原小黒麻呂らが任官されており、仲麻呂と関係が深い一族の任官国府に限って認められる点が注目される。

築地に取り付く桁行の長い北殿は8世紀後半の下野国府Ⅱ期に、8世紀末（多賀城Ⅲ期）の脇殿北に配置する東・西楼についてもほぼ同時期の伯耆国庁にみられるので、多賀城政庁Ⅱ期以降の建物配置の変化は他の国府の同時期の類例から説明できる。また、桃生城では、多賀城以前に後殿が成立しており、5×2間の床張りの東・西脇殿の内庭側中央3間に縁が付く。この特徴は志波城、その移転先の徳丹城政庁、城輪柵Ⅰ期西脇殿に受け継がれている。

第3段階の9世紀初頭以降に設置された城柵政庁として、陸奥国では多賀城（Ⅲ・Ⅳ期）、胆沢城（802年）・志波城（803年）、徳丹城（814年初見）の政庁が、出羽国では城輪柵、八森遺跡（仁和期の出羽国府）、払田柵遺跡、秋田城Ⅲ～Ⅴ期の政庁がある。払田柵遺跡外柵Ⅰ期の柵木の年輪年代が801年伐採で「小勝」の墨書土器が数点存在することから、9世紀の小勝城とみられている。

この段階での特徴は正殿の後方東西に掘立柱建物が出現し、正殿後方の使われ方に変化がみられることである。北西の建物群については、胆沢城跡の木簡などから戌亥（北西）を祭る内神に関する建物とする説がある。

また、徳丹城の調査では、志波城からの移転過程が明らかになってきた。徳丹城は方355.8m＝1,200尺であるが、外郭東辺築地と重複しこれより古い一辺150mの大溝で区画した不正方形の一郭が検出されている。区画内には廂付建物を中心に2時期の変遷がみとめられ、機能していたことがわかる。区画に近接する東方の北上川から引いた運河の遺構も発見されている。調査者はこの一郭を造営等官衙

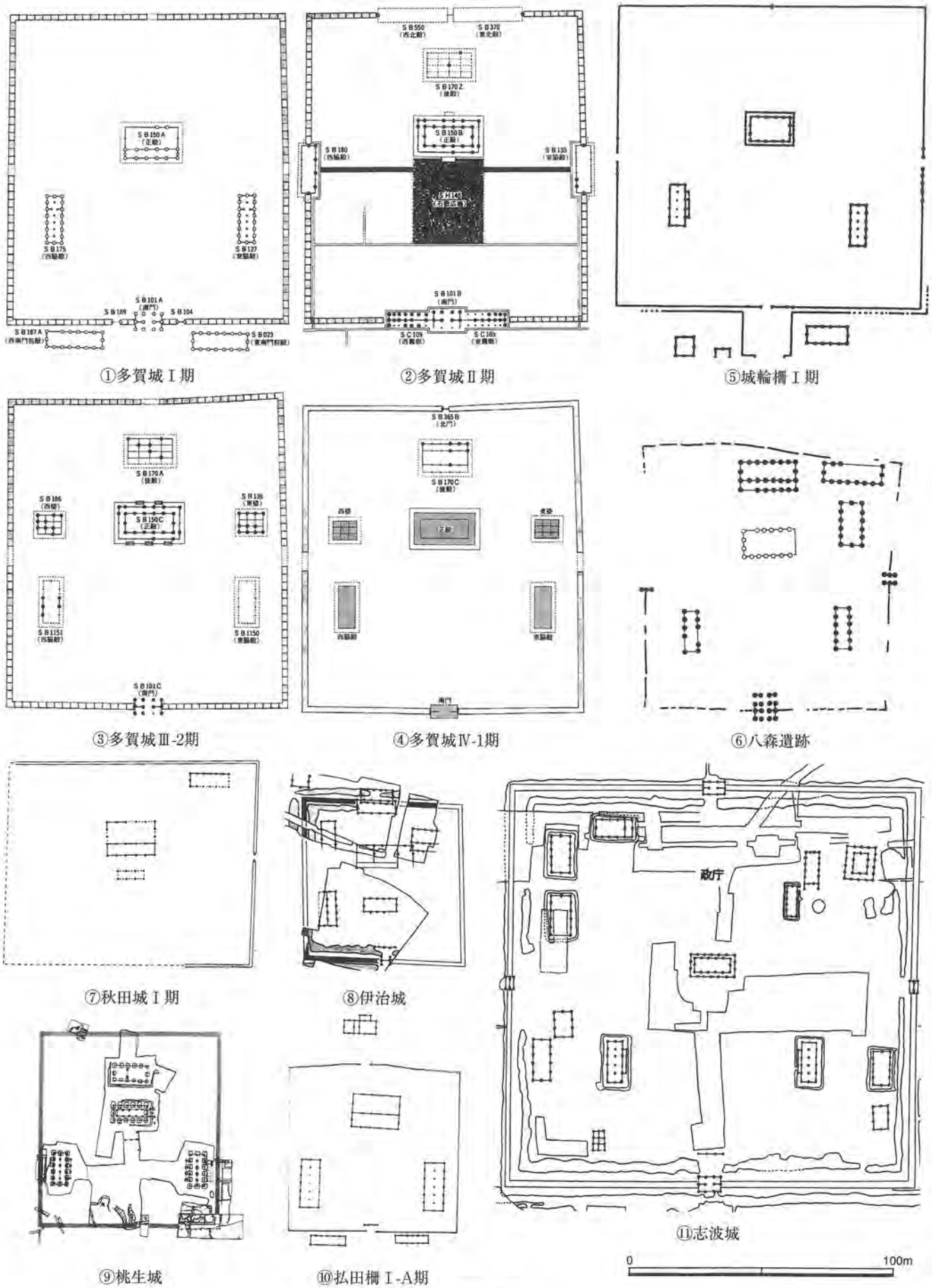
①多賀城Ⅰ期
②多賀城Ⅱ期
⑤城輪柵Ⅰ期
③多賀城Ⅲ-2期
④多賀城Ⅳ-1期
⑥八森遺跡
⑦秋田城Ⅰ期
⑧伊治城
政庁
⑨桃生城
⑩払田柵Ⅰ-A期
⑪志波城
0
100m

図3　城柵の政庁

と位置付けている。

陸奥・出羽の結節点に営まれた城柵である志波城政庁は方150mを築地で囲い、国府政庁を凌ぐ規模をもつ（図7）。建物配置も脇殿の前方や正殿北方にも四面廂建物を配置するなど特異である。曹司建物は希薄で、政庁南前面に展開するにすぎない。この現象は第1段階の郡山Ⅱ期官衙のあり方に極めて似る。最北端の城柵として蝦夷への饗給を主目的とした城柵とみたい。移転した徳丹城の曹司は方355.8m全体を使って濃密に展開しており、弘仁14(823)年段階で実務中心の施設へ転換したことを物語っている。

曹司　8世紀の曹司については資料が少ない。秋田城は断片的な資料であり、多賀城の場合でも8世紀前半と後半の変化を知ることは難しい。大畑地区、作貫地区、城前地区で8世紀の掘立柱建物がわずかに発見されている。

城前地区では8世紀後半に中央列に廂付東西棟建物を縦に配置し、これを目隠し塀で3ブロックに区分し、その東には南北棟の切妻の建物を直列に配置している。大畑地区では4間×15間以上の二面廂付建物1棟、作貫地区では桁行10～12間以上の片廂付建物数棟がある。8世紀段階の曹司の特徴として、桁行の長い廂付建物が多い傾向がうかがえる。これは職掌分化が進んでおらず、類似する職掌の曹司が合庁的な形で実務をおこなっていたことを示している可能性がある（図4）。

此治城は築地で囲った政庁、その外を方形に築地で囲った曹司域、その外の竪穴住居群を土塁で区画した三重郭の構成をなす。曹司域では、同規模の建物を北に東西棟2棟、その東と西に各3棟の南北棟建物を配置するコの字型が成立している。

9世紀になると、曹司域は建物棟数の増加、これと井戸や工房、竪穴住居との組み合わせを含めた官衙パターンが成立するなど、曹司域が一段と整備充実されてくる。多賀城では大畑・作貫・六月坂・金堀・五万崎地区など政庁を取り囲む独立小丘陵上に、職掌ごとに掘立柱建物を中心とした実務官衙が展開する。そのパターンとしては、

①天長年間に整備された大畑東官衙でみられるような片廂付建物を主屋として、数棟の切妻建物と井戸や鉄製品関係の竪穴工房で構成されるもの

②9世紀後半の大畑西官衙でみられるような6間×2間の切妻建物を中心として、これと同規模の建物各3棟を東西対称に配置し、井戸や竪穴が伴わないもの

③9世紀の作貫地区の官衙でみられるような二面廂付建物を中心に左右対称に2棟の切妻建物を対称に配置し、井戸や竪穴が伴わないもの

④9世紀の六月坂地区の官衙でみられるような東・西2棟の四面廂付建物を中心に地形にあわせた数棟の切妻建物を配置し、これに竪穴が伴うもの

⑤五万崎地区の官衙にみられるような、切妻建物を中心に製鉄・製銅工房が伴い、これらを塀で区画するもの

がある。10世紀初頭に充実するなど様々である。張り床下に暗渠を有する竪穴は例外なく工房とみてよいが、他の要素で居住竪穴と工房竪穴を区別する視点が課題となる。

鎮守府胆沢城では東方官衙南、東方官衙北、府庁厨、西方官衙が政庁周囲に配置され、柱列塀で仕切られた院を形成している（図10）。すべての建物が政庁と方位を揃えており、廂付建物を中心に数棟の切妻建物で構成されるものが多い。特に、府庁厨では桁行が長く、間仕切の多い切妻建物をコの字形に配置し、中央に井戸を有する特徴がみえる。

徳丹城の曹司は方355.8m全体を使って濃密に展開する。政庁北東官衙、政庁北西官衙、政庁南西官衙があり、方位を政庁に合わせ、廂付建物を中心に院を構成するあり方は胆沢城と共通する。これに対して志波城では政庁東南前面に数棟の片廂付建物・小規模の切妻建物群、竪穴で構成される曹司がみられるが、政庁の東と西は極端に建物が少なく、徳丹城との違いは大きい。払田柵跡、秋田城跡の曹司については調査成果を待ちたい。

方格地割　8世紀後葉になると多賀城南前面に方格地割が成立し、様々な変遷を経て10世紀中頃に終焉を迎える。地割内には数か所の国司館や城外の公的施設（市や駅家など）、会津郡主政益継の解文案が示すように郡関係の出張施設、製鉄や漆工房など直接多賀城を支えた行政的色彩の強い施設などが展開する。また、四境祭や万燈会など国府域の境を祭る遺構や遺物もみられ、視覚的にも国府域が設定できるようになった（図11・13）。

地割の基準は政庁から南に延びる南北大路とこれに交差する東西道路である。当初城内で幅員12m、9世紀に18m、城外18mから23mに拡幅された南北大路は、その東側溝から170点に及ぶ郷里制段階の木簡が出土しており、創建期から存在していたことがわかる。外郭南門から南に5町まで延びて、東西大路と交差する。

幅員12mの東西大路は、8世紀後半の土器を含む土坑を埋めて作られており、建設時期は8世紀後葉頃とみられている。東西大路は外郭南辺築地と平行し、中軸線と西で7度北に振れるので、この二大路を基準とする幅員3mの小路で地割された個々の区画は不正方形をなす。概ね1町間隔を意識した地形にあわせた割付けになっている。

東西大路は南北大路との交差点から西1.3kmの東町浦地区まで西1～9道路を、東は東1～3道路までを検出している。したがって、国府域の東西範囲は1.6kmに及ぶ。南北は南2道路を南限とするので、外郭南門から7町＝750mほどになる。地割内には砂押川が時折流路を変えて北か

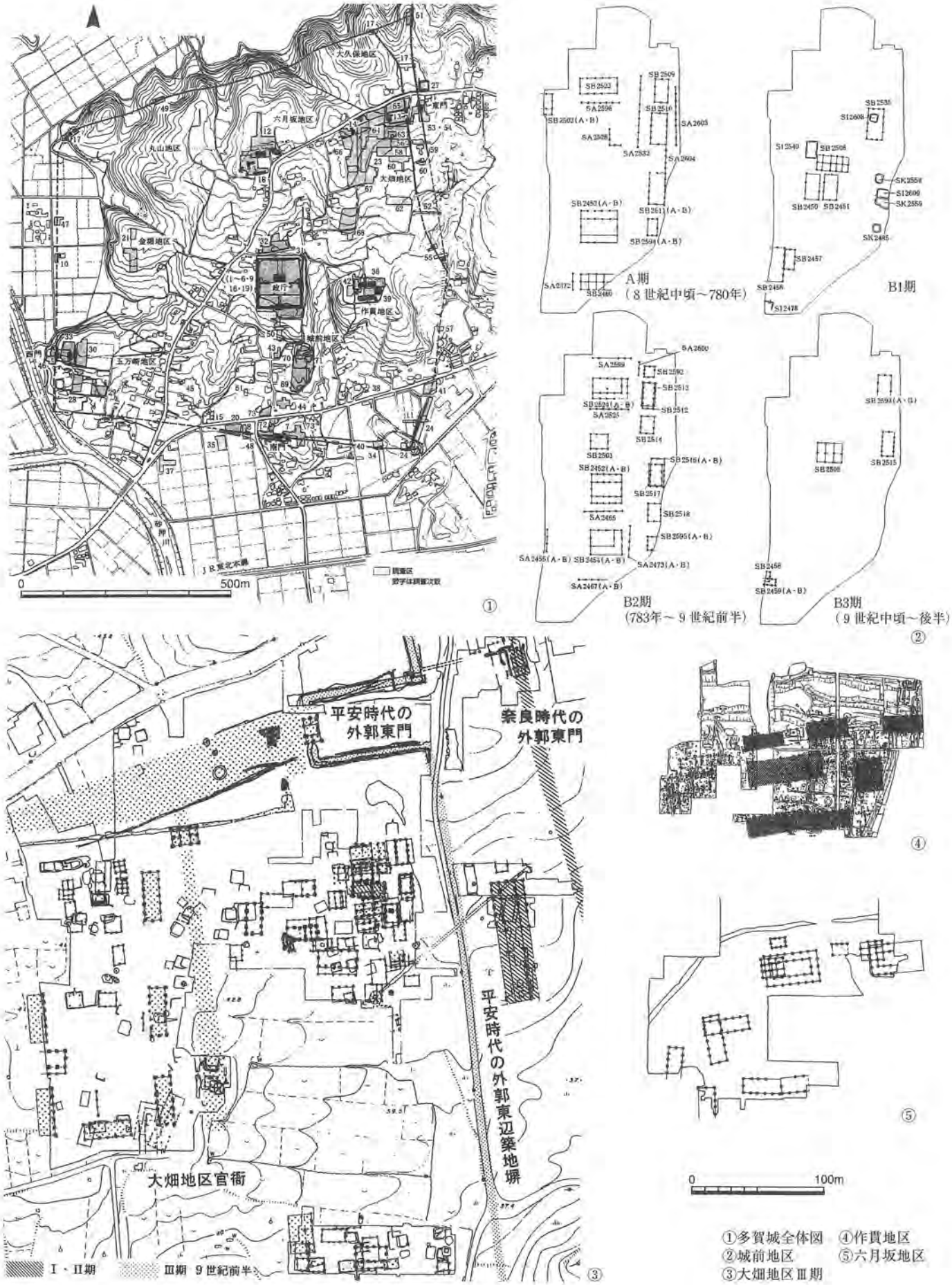

①多賀城全体図　④作貫地区
②城前地区　⑤六月坂地区
③大畑地区Ⅲ期

図4　多賀城各地区の曹司

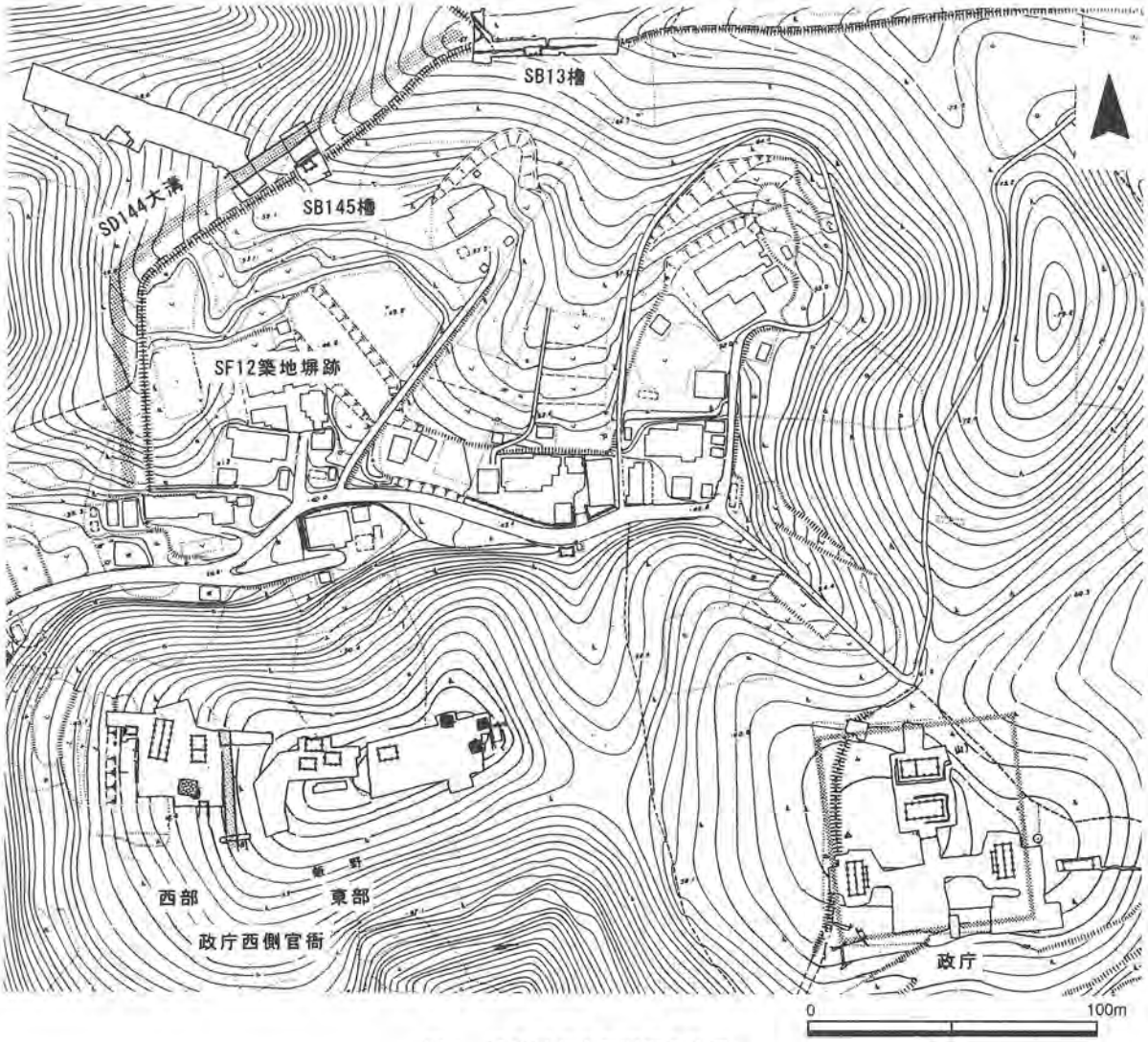

図5　桃生城北半部遺構全体図

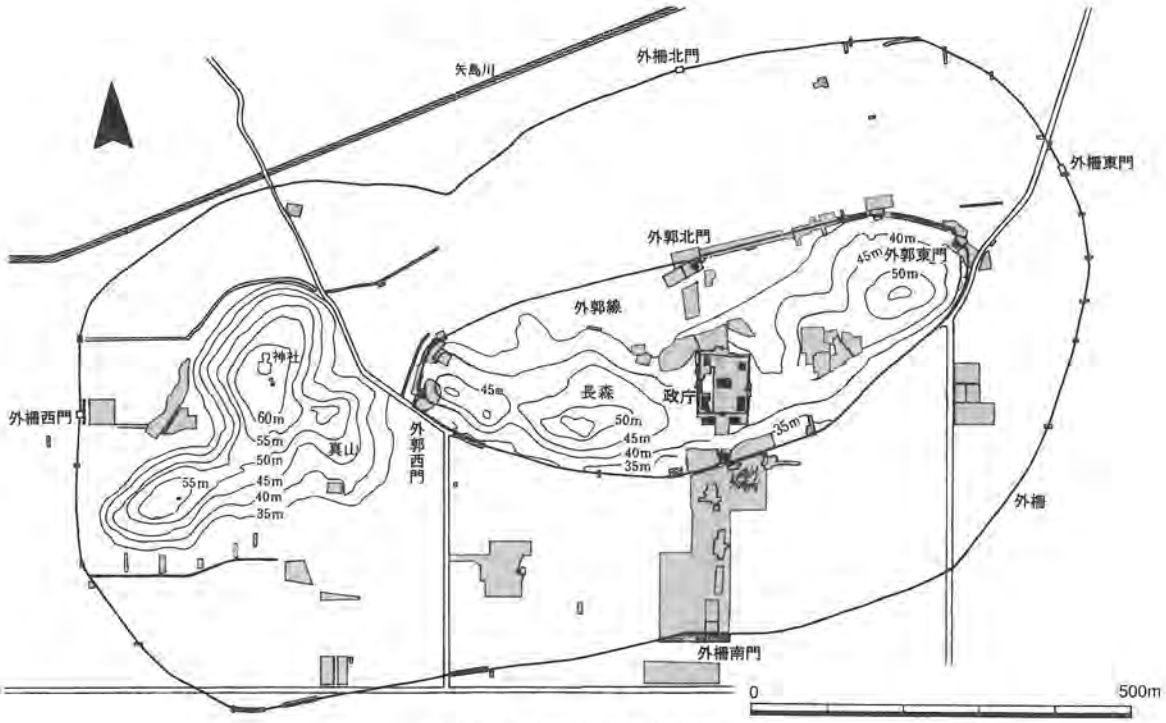

図6　払田柵跡遺構全体図

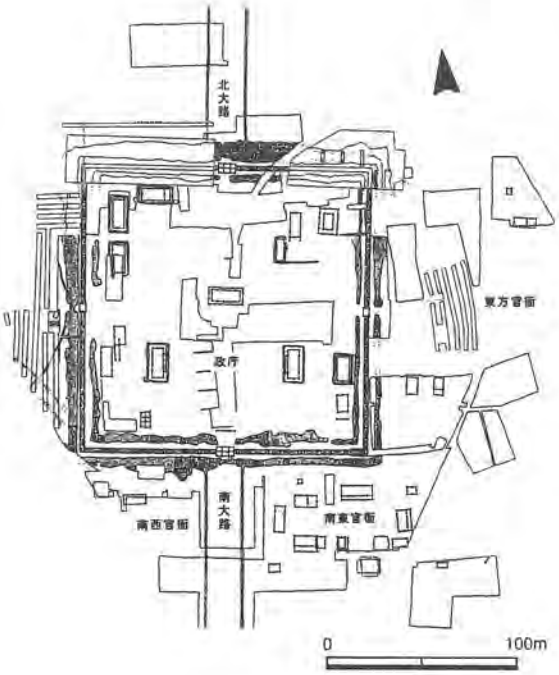

図7　志波城政庁と付属建物

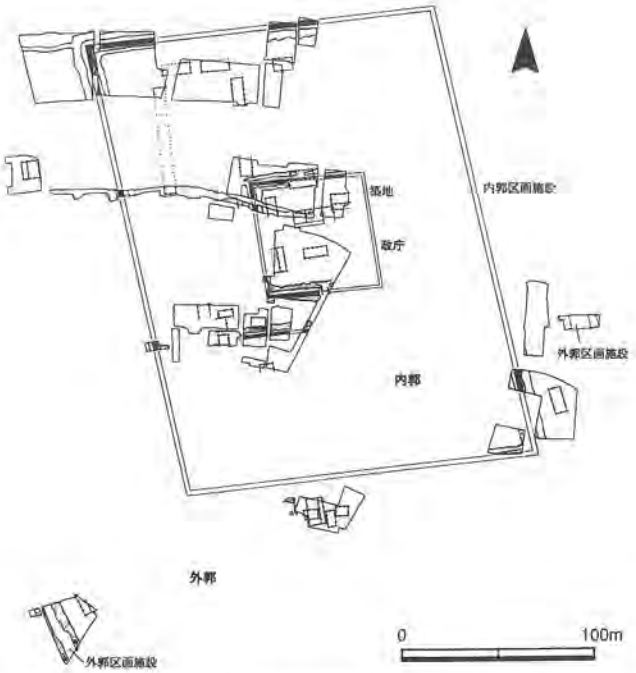

図8　伊治城政庁とその周辺

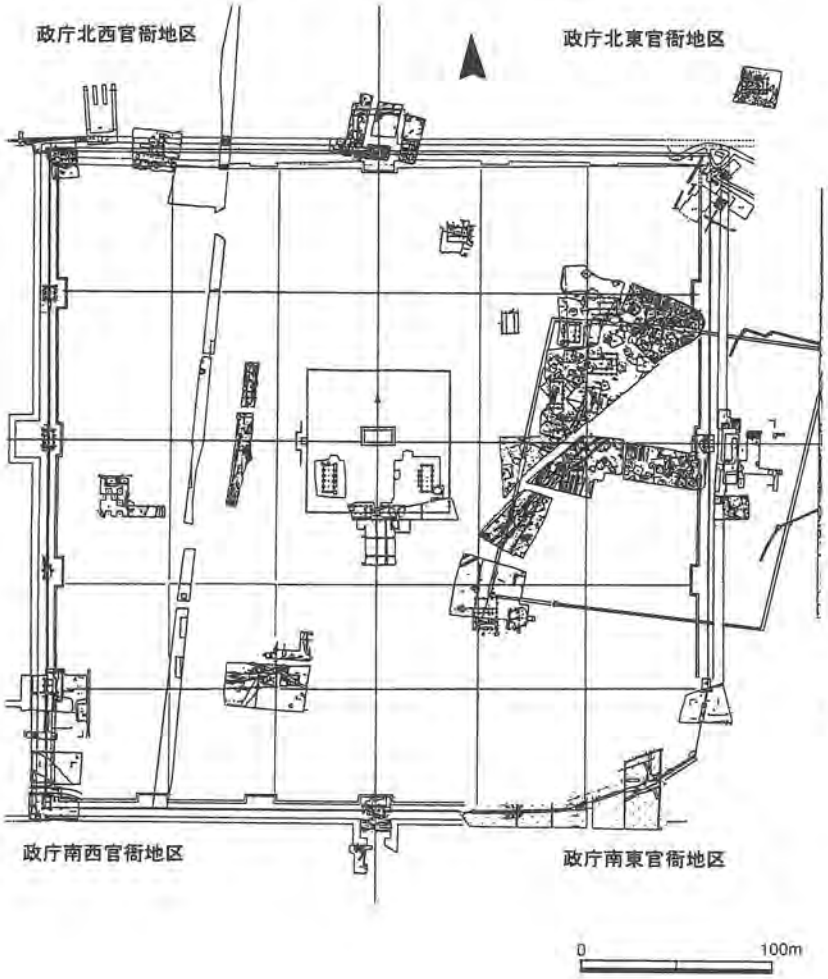

図9　徳丹城遺構全体図

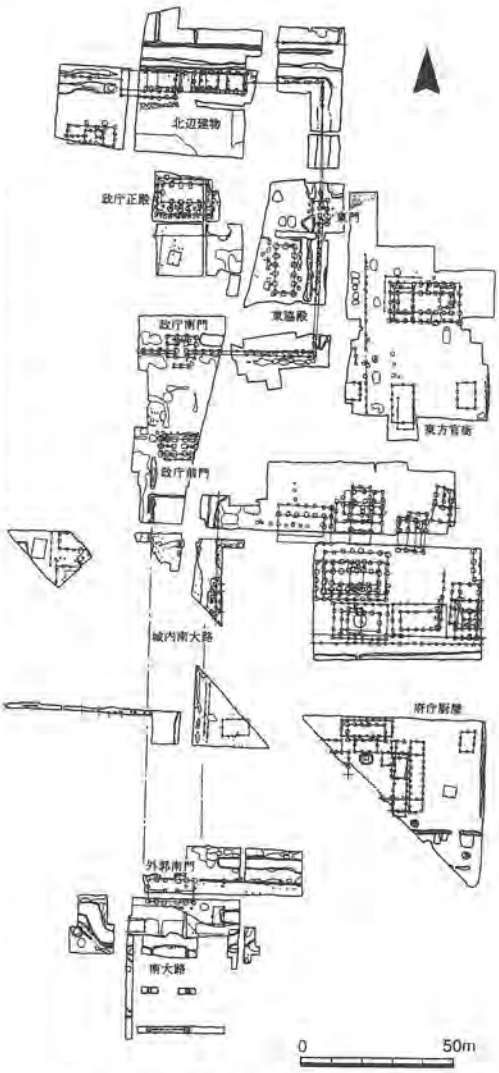

図10　胆沢城政庁と東方・西方官衙

ら南に流れており、南北道路に平行して多賀城へ引いた運河が随所にみられる。南北大路は胆沢城と志波城が建設される9世紀初頭に幅員23mに拡幅整備される。

東西大路にはA～I期の変遷がある。このうち、A期が8世紀後葉、C期が側溝から出土した弘仁11年付札木簡、F期の側溝に10世紀の30年代に降下した灰白色火山灰が堆積していること、最終のI期が10世紀後半の遺物に限定され終焉を迎えていることから推定できる。

方格地割は段階的に行われている（図11）。すなわち、8世紀後葉には部分的に地割がみられ、9世紀前半には東西大路の北と南に、9世紀後半段階で最も整備された形となる。

最近、県営圃場整備事業に伴う調査で、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡家）南前面の壇の越遺跡で、多賀城と同様の方式すなわち東西・南北道路で区画された方格地割の存在が判明している。その成立年代も8世紀後半とされ、多賀城よりも若干古い。

地割の基準は東山官衙遺跡の外郭南門から南に延びる道路を基準として1町＝109m方眼の地割である。現在、南2～南7道路まで760m、西には西1～3、5、6道路まで650mが検出されている。低位段丘の南5区西5区、南6区西5区には東西61m×南北64mを材木列塀で囲み、主屋と雑舎、倉庫群からなる院がある。賀美郡家の前面に展開していることを重視すれば、「上野国交替実録帳」に記す一館、二館のような館の可能性が考えられる。また、9世紀の段階で、櫓の取り付く築地も西5南2付近から西3南6付近まで段丘に沿って確認されている。これについては、東山官衙が拡大したものか、地割内の特殊事情によるものかは今後の課題となる。

このほか、9世紀初めに築造した胆沢城、徳丹城、城輪柵跡は沖積平野に立地する特徴がある。城輪柵は400尺×6＝720mで、多量の人形や人面墨書土器を出土する俵田遺跡や斗供・長押など多量の建築部材を出土した堂の前遺跡もこの400尺法眼上に設定されているという。400尺の地割単位は平安京条坊単位尺であることから、方格地割の施行をめざした立地選定が桓武期になされているとも考えられる。9世紀初頭で東北の城柵が大きく拡大整備されていることは確かである。（進藤秋輝）

〔注〕(1) 8世紀以降の国府政庁パターンについては、大宰府政庁をモデルとした西海道国府型、多賀城をモデルとする東北城柵型、桁行の長い脇殿を特徴とする内国型の3類型が指摘されている。また、その成立年代と起源については和銅元年の平城遷都を契機とし、太政官院下層の建物配置に祖形を求める説がある（阿部義平「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年）。

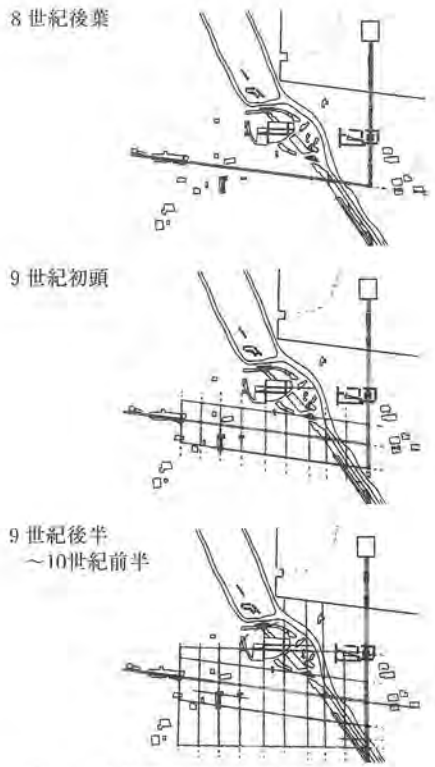

図11　多賀城南側の方格地割変遷図

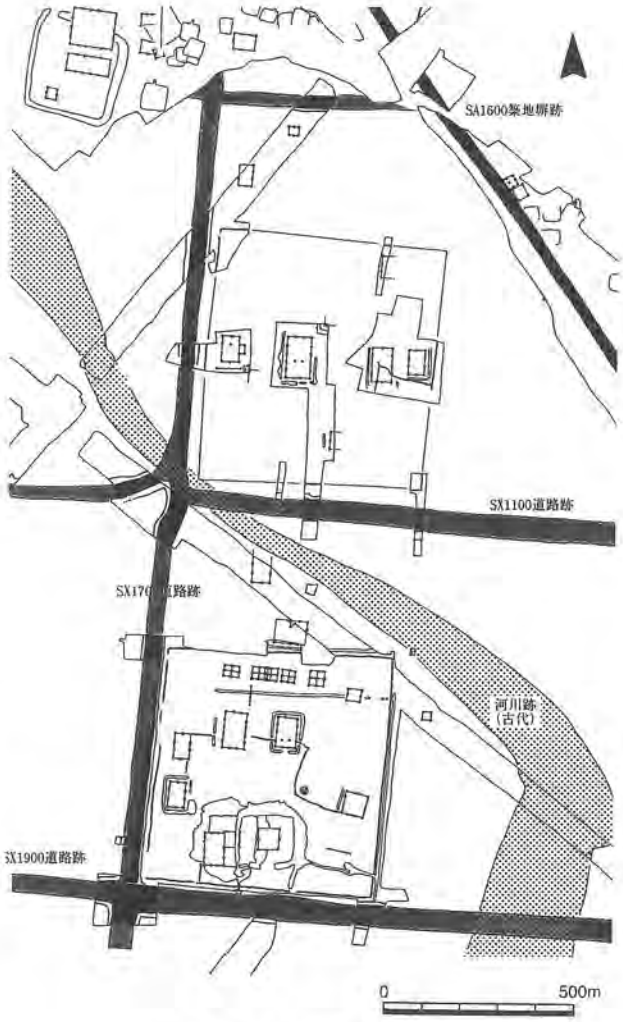

図12　宮城県壇の越遺跡の館

図13　多賀城と方格地割

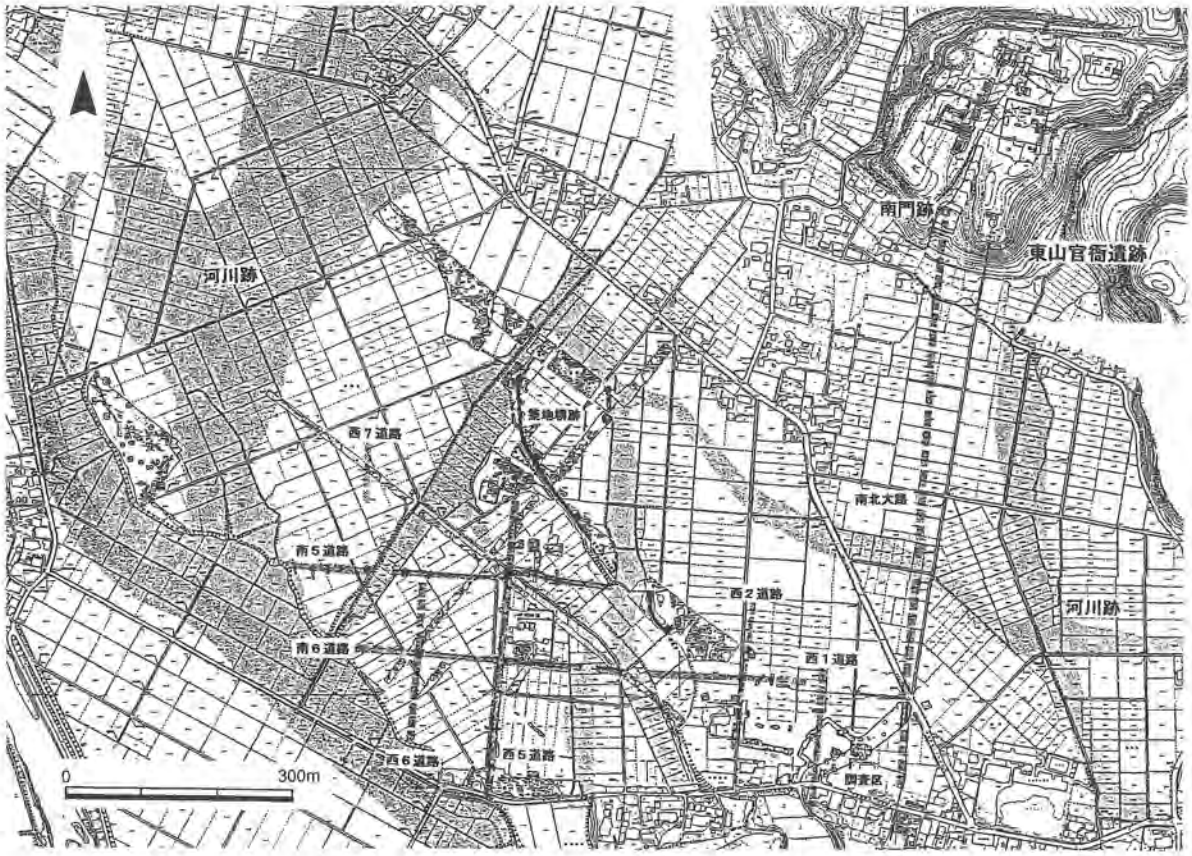

図14　宮城県東山官衙遺跡と壇の越遺跡の方格地割

Ⅸ-2　山城・神籠石

分類・呼称　西日本の古代山城はこれまで朝鮮式山城と神籠石の２つに分類されてきたが、近年の調査成果を受けて「古代山城」として一括して論じられるようになりつつある。『日本書紀』『続日本紀』などに築城・修築記事のみえる山城（いわゆる朝鮮式山城）は12城を数え、その築城契機・築城主体については比較的明らかであるが、遺跡地や遺構が未判明の城も多い。文献に記載のない山城は、最近、福岡県で新たに２城（宮地岳城、唐原城）が発見され全部で16城となったが、その年代観と築城主体をめぐって論争が続いている。文献未記載の山城について「神籠石系（式・型）山城」の呼称が使用されているが「神籠石」とは本来列石ではなく「岩座」を指した名称であり、現在では学史的に使われているにすぎない。文献に記載の有る無しによる分類も考古学的分類としては実態にそぐわない。神籠石系山城といってもいくつかの類型に分けられるし、朝鮮式山城自体多様である。選地・外郭構造などの分析による類型化と編年がこれからの有効な研究方法と言える。

分布　日本の古代山城は北部九州～瀬戸内～畿内までベルト状に分布し（図１）、特に北部九州には14城が濃密に分布する。逆に王都である畿内には高安城１城のみで、大陸に近い日本海側にも分布をみない。大きくみると畿内を守る縦深防御体系（侵攻ルートに沿う防衛シフト）と捉えられるが、朝鮮諸国のような王都を守る衛星防御体系（環状の防衛網）を欠いている。最前線の前縁防御体系（国境防衛線）たるべき北部九州の山城配置は、玄界灘沿岸に薄く有明海方面に厚い、大宰府を中心とした同心円状の配置となっている（図３）。山城群の分布は一見大陸からの防衛ラインを為しているが、細部において疑問点も多い。その分布範囲は６世紀後半～７世紀代の倭王権の地域支配施策地と重なり合うことから、その築城目的が大陸からの防衛を契機（663年白村江敗戦）としながらも、西日本主要部の地域支配に重点を置いたものであったことがうかがえる。

選地（占地）　朝鮮半島の山城では選地形態からみた「包谷式」と「テメ式（山頂式・鉢巻式）」の分類が広く使われているが、両者の中間的な山城も多く、実際に分類するとなると単純には分けられない。また包谷式でも大規模なものを「連峰式」と呼ぶこともある。高句麗地域には大型の包谷式山城が多いが、百済・伽耶など半島南部では大部分が周長１km以下の中小規模のテメ式山城である。日本の古代山城は「百済式」とされているが、山城の規模や形態は大型の包谷式ばかりで、むしろ高句麗山城を指向している。周長（全周規模）と城壁最低点（水門部）までの比高相関図（図２）からは、日本の古代山城の選地に大きく二つのタイプがあることがわかる。

〔選地１類（嶮山城類）〕　城壁最低点比高が30m以上で、周長が２～６kmに及ぶ。

〔選地２類（緩山城類）〕　城壁最低点は平地近くまで下り、周長は３kmを超えずほぼ２km前後に集中する。

１類の多くは独立峰に選地し、縄張として「複郭プラン」をとっている場合が多い。大野城や基肄城が水城のような遮断城を併設し、大宰府を囲む一種の羅城を形成していることはよく知られている。讃岐城山城の低土塁の外郭、鬼城山城南東麓の小水城状の土塁遺構、屋嶋城の浦生石塁のように具体的な遮断線を持たなくても、周辺地形（湾、丘陵、段丘）を利用して外城ラインとし、城内最低点を背後の谷盆地側に開く状況は１類の多くの山城で指摘でき、防御性を考慮した縄張と評価できる。これに対し２類は城壁最低点である水門部が平地まで下り、平野側に正面を向けて縄張りされている。独立峰でなく主山塊を背後に持つ支峰に選地し、城域背面側には一部城壁を設けていない場合もある。谷を多く取り込んでいる割には城内は傾斜地ばかりで平坦地に乏しい。１類に比して防御性は著しく劣り、特殊・様式化された選地と言える。１類は北部九州～瀬戸内沿岸に広く展開するのに対し、２類は北部九州、中でも有明海沿岸を中心に集中分布している。

土築・石築　日本の古代山城の外郭線は基本的に版築土塁が多く、全外郭線を石築で構築しているのは金田城、屋嶋城、讃岐城山城内郭など少数派である。朝鮮半島では石塁が主流であるのと対照的である。しかし稜線上の城壁線が土築であっても谷を渡る部分は石塁となり、谷水を排水するために石塁中に暗渠状の水門（水口）を設けている場合もある。水門石塁の上に土塁を乗せるタイプが比較的多い。石塁の石積みには野面積みや若干整形加工した割石積みと切石積みがあり（図６）、横に目地が通る布積みあるいは布築崩しと呼ばれる技法がとられている。外壁面角度は60～80度、切石積みでは90度に近く、土塁外壁もほぼ同じ角度に復元される。切石積み石塁や水門部を土塁と列石だけで構築している事例（鹿毛馬城、帯隈山城、杷木城、唐原城）は北部九州に限られる。石塁内部の充填石材は普通外壁材より若干小さい程度だが、切石積み石塁ではグリ石が用いられている場合（おつぼ山城、女山城）がある。鬼城山城では石壁内部が版築の箇所も確認されている。

夾築・内托　外郭線の形態については「夾築（両壁式）」と「内托（外壁式）」の２種がある。朝鮮半島の山城は山地稜線上に外郭線を設けているため、斜面を利用し城外側に城壁を設ける内托形となるが、実際は城内側にも低い壁を造る半夾築形が一般的である。これに対し日本の古代山

1 播磨城山城　7 御所ヶ谷城　13 帯隈山城　A 大野城　G 長門国の城
2 大廻小廻山城　8 宮地岳城　14 おつぼ山城　B 基肄城　H 常城
3 鬼城山城　9 高良山城　15 杷木城　C 金田城　I 茨城
4 讃岐城山城　10 雷山城　16 唐原城　D 屋嶋城　J 怡土城
5 永納山城　11 女山城　E 高安城
6 石城山城　12 鹿毛馬城　F 鞠智城

図1　古代山城分布図

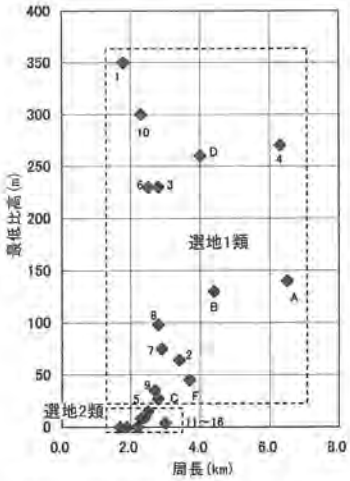

図2　古代山城の周長比高相関図

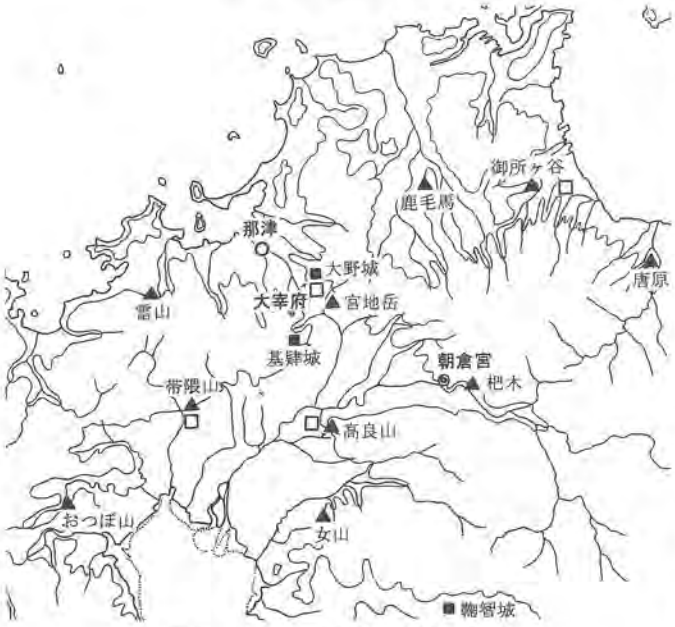

図3　北部九州の古代山城分布図

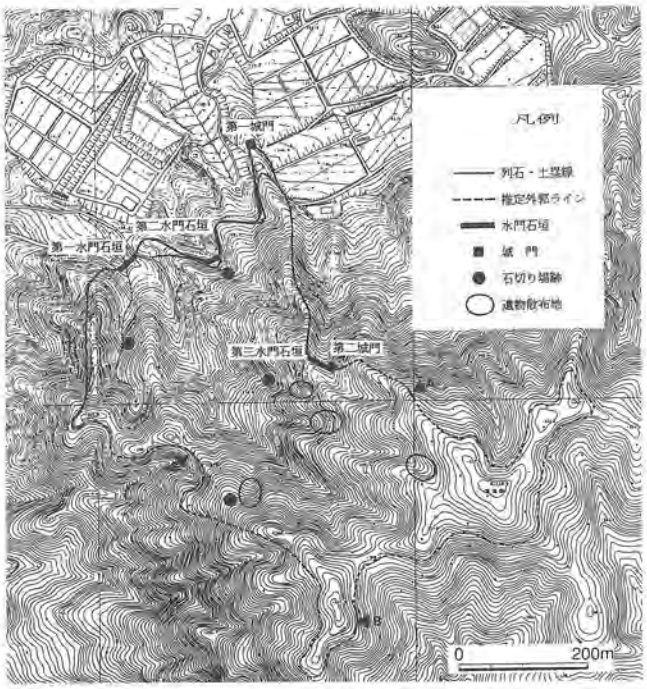

図4　福岡県宮地岳城遺構平面図

表1　古代山城構造比較一覧

	山城名	所在地	周長(km)	標高(m)	最低比高(m)	外郭線構造					列石・石材							城門		類型
						土塁・石塁	墨形態	折・曲	版築	水門	列石	石材加工	石材供給	被覆・露出	置き方	段差調整面	列石前柱(有無・間隔m)	城門	門礎	
1	播磨城山	兵庫県龍野市・新宮町	1.8	458	350	石?	内托	折?		石塁		野面	現地					○?	凹型	選地1外郭1-b
2	大廻小廻	岡山県岡山市・瀬戸町	3.4	198	64	土	内托	折	◎	石塁	◎	割石	現地	被覆	寝	×	×			選地1外郭1-b
3	鬼城山	岡山県総社市	2.8	403	230	土・石	夾築	折	◎	石塁	◎	割石	現地	露出?	寝	×	◎3.0	◎	凹○型	選地1外郭1-a
4	讃岐城山	香川県坂出市・飯山町	6.3	462	270	石・土	内托	折		石塁	○	野面	現地	被覆	寝	×		◎	凹型	選地1外郭1-b
5	永納山	愛媛県東予市	2.5	128	15	土	内托	折	◎		◎	割石	現地	被覆	寝	×	×			選地1外郭1-b
6	石城山	山口県大和町・田布施町	2.5	350	230	土	内托	折	◎	石塁	◎	割石	現地	被覆	横	○	◎2.19	◎	凹型	選地1外郭1-c
7	御所ヶ谷	福岡県行橋市・勝山町・犀川町	2.9	247	75	土	夾築	折?	◎	石塁	◎	切石	現地	被覆	横	◎	◎1.8	◎		選地1外郭1-a
8	宮地岳	福岡県筑紫野市	2.8	339	98	土	内托	折	○?	石塁	◎	切石	現地	露出?	横	×		○?		選地1外郭1-c
9	高良山	福岡県久留米市	2.7	252	35	土	内托	曲	○?	石塁?	◎	切石	現地?	露出	横	×				選地1外郭2
10	雷山	福岡県前原市	2.3	483	300	土塁なし	(内托)	折		石塁	◎	切石	搬入	露出	横	◎	×			選地1外郭2
11	女山	福岡県瀬高町	3.0	202	4	土	内托	曲	◎	石塁	◎	切石	搬入	露出	横	◎	◎3.0			選地2外郭2
12	鹿毛馬	福岡県頴田町	2.2	70	0	土	内托	曲	◎	土塁	◎	切石	搬入	露出	横	◎	◎3.0			選地2外郭2
13	帯隈山	佐賀県佐賀市	2.4	174	9	土	内托	曲	◎	土塁?	◎	切石	搬入	露出	横	◎	◎3.0	◎		選地2外郭2
14	おつぼ山	佐賀県武雄市	1.9	66	0	土	内托	曲	◎	低石塁	◎	切石	搬入	露出	横	◎	◎3.0	◎		選地2外郭2
15	杷木	福岡県杷木町	2.3	130	8	土塁なし	(内托)	曲	○?	土塁?	◎	切石	搬入	露出	横	◎	×			選地2外郭2
16	唐原	福岡県大平村	1.7	73	0	土塁なし	(内托)	曲?		土塁	◎	切石	搬入	露出	横	◎	×			選地2外郭2
A	大野城	福岡県太宰府市・宇美町	6.5	410	140	土・石	夾築	折?	◎	石塁	○	野面	現地	被覆?	寝	×	◎1.6	◎	○型	選地1外郭1-a
B	基肄城	佐賀県基山町	4.4	416	130	土	夾築		○?	石塁		野面	現地					◎	○型	選地1外郭1-a
C	金田城	長崎県美津島町	2.8	276	27	石	夾築	折?		石塁	○?	野面	現地					◎	○型	選地1外郭1-a
D	屋嶋城	香川県高松市	4.0	292	260	石	内托	折?				野面	現地					◎		選地1外郭1-b
E	高安城	大阪府八尾市・奈良県平群町		488		土?	内托?													選地1外郭1-b
F	鞠智城	熊本県菊鹿町・菊池市	3.7	169	45	土	夾築?		○?		○	野面	現地	被覆?	寝	×		◎	○型	選地1外郭1-b

城では城内側を山の斜面に持たせ掛けるような土段（壇）状の内托土塁（図５－②）が圧倒的に多く、半夾築（図５－①③）は大野城や鬼城山城などにしかみられない。半夾築は城壁高も高く（３～５ｍ）対人遮断性に優れ、塁の背後には城内通路（車路）が付設されている。土段状土塁の城壁高は1.5～３ｍと低く、城壁天部が通路を兼ねているらしい。本体城壁の前後にも土段を形成して「多段式」の外郭ラインとしている場合が多い。

折れ構造　外郭線が直線を一単位として走行し接続部に「折れ構造」を持つ山城が瀬戸内の諸城と北部九州の一部の山城（御所ヶ谷城、宮地岳城、雷山城）にみられる。おつぼ山城など有明海沿岸部の山城は曲線走行を基本としており、外郭線走行に大きく東西２つのタイプが存在している。大野城など文献に記載のある山城や朝鮮半島の山城については、一部折れではないかと指摘されている箇所もあるが未確認であり、将来の発掘・精査が必要である。

列石　土塁構造については、北部九州の神籠石系山城の土塁断面調査が先行し、朝鮮式山城や瀬戸内の山城では最近まで調査事例に恵まれなかった。そのため神籠石系山城＝列石あり、朝鮮式山城＝列石なし、といったイメージが定着してしまった。韓国でも土塁基底部に列石（基壇石）を持つ山城が検出され始めたが、割石（板石）を１～２段積みとしており、北部九州のような切石列石はみられない。最近の調査で大野城や讃岐城山城でも土塁基底部の列石が確認されるに及んで、分類指標としては列石の有無よりも列石の「被覆（非露出）」と「露出」が注目されてくる（図７）。列石の被覆（いわゆる埋め殺し）は石城山城、大廻小廻山城、御所ヶ谷城で検出され疑問の余地はなく、韓国の蛇山城でも外皮版築として報告されている。これまで列石の機能は単に土留め用とされていたが、雨水による土塁基底部の浸食保護も重要な役割であったと考えられてきている。土塁背面側に排水溝が検出されている事例（おつぼ山城、大廻小廻山城、鬼城山城）や鬼城山城の基底部列石前面と土塁背面に付設された敷石（図５－③）も雨水対策と考えられている。土塁の保全からみれば列石を露出させるかどうかはあまり問題ではなく、露出については「見せる」効果が想定される。列石の被覆・露出の相違は外郭線走行や石材供給の方法、石材形状、置き方とも概略一致している（表1）。

〔外郭１類〕　折れ構造－列石の被覆－現地調達（選地する山塊周辺で採石）－割石使用（一部切石使用）－寝かせ置き（高さ＜奥行き）

〔外郭２類〕　曲線構造－列石の露出－外部からの搬入（城外の他山塊に石切場を設け搬入）－切石使用－横置き（高さ＞奥行き）－列石間密着－段差調整面加工

外郭２類は選地２類と一致し、この山城群が選地だけでなく外郭構造の面でも様式化されていることがわかる。段差調整面加工（列石上縁線を揃えるＬ字状の切りかき加工）も２類に特徴的にみられる。外部からの石材搬入については、数kmも遠隔地から搬入している事例もあり、安定供給を図るためとしても石材運搬そのものが目的化している感が強い。外郭１類も選地１類とほぼ一致するが、断面形態では２～３つに細分できる（a半夾築、b土段－低、c土段－高）。最近確認された宮地岳城は列石基礎に地覆状の石材を前方へ15～18cm突出させて並べており（図８－③）、国内では鬼城山城の角楼基礎があるだけで、他に類例をみない（韓国では統一新羅期山城に類例あり）。宮地岳城は選地面では２類、構造面では１類に近い特徴を持っており、両者の編年序列をつなぐ位置にある。さらに築造場所も大宰府羅城を補完する選地であり、今後の調査が注目される。

列石前面柱　列石前面の柱列に関しては、おつぼ山城の調査時に「柵列説」が出されたが、その後「版築工事の堰板支柱説」が支持されるようになった。最近の調査では土塁内部からも柱列が検出される事例（おつぼ山城、鹿毛馬城、御所ヶ谷城、鬼城山城）（図５－①③）も増加しており、土塁構築前に立てられ埋め殺しにされている。また版築技法で構築されていても列石前面柱を持たない土塁（大廻小廻山城・永納山城）もあり、雷山城や杷木城、唐原城のように列石のみ配し上部の土塁を築いていない山城でも前面柱は検出されていない。大野城や鬼城山城の前面柱は版築工事の完成後抜き取られており、柱穴も深くなく掘方もない仮設的なものだが、北部九州の神籠石系山城の前面柱は抜き取られた痕跡がなく、堀方や柱と列石間に倒れ防止用の添石を伴っている（図７－②）。おつぼ山城や鹿毛馬城では柱根や板材・炭化材が検出されており、堰板支柱としての使用後、土塁上縁に女墻などを設けていた可能性がある。土塁内外の柱は対となり柱列間隔は1.6m（大野城）、1.8m（御所ヶ谷城）など短いものもあるが３ｍ間隔の事例が多い。前後の柱を横木で接続して版築が行われたと考えられるが、前面柱のない事例は版築工事の多様性（堰板保持の方法）を示している。韓国の山城でも列石に伴う柱列（永定柱）が検出されているが、石列間に立柱し、土塁に半ばめり込んだ状態（寄柱状）で設けられている（図８－①）。韓国では永定柱間距離が三国時代には1.2～1.8m→統一新羅時代以降３ｍ以上に長くなっていくと考えられている。また韓国では版築土層の違いから柱を境に工区が想定されているが、日本でも最近検出事例（鬼城山城、水城）が出てきている。

城門　山城の諸施設としては城壁本体（体城）に伴う城門、雉城、甕城などと城内の建築物（倉庫、兵舎、管理棟、望楼など）や貯水池・井戸、石弾の集積などが考えられる。

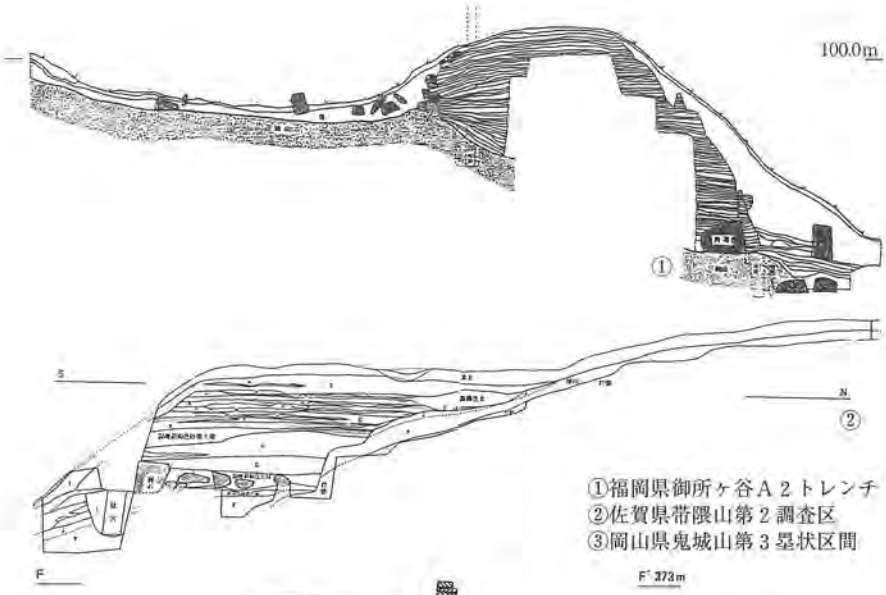

①福岡県御所ヶ谷Ａ２トレンチ
②佐賀県帯隈山第２調査区
③岡山県鬼城山第３塁状区間

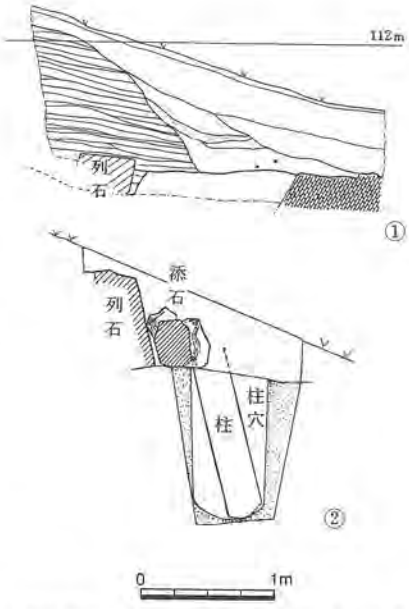

①岡山県大廻小廻山Ｌ地点第４・５トレンチ
（列石被覆）
②佐賀県帯隈山第４調査区
（列石露出）

図７　列石前面部の状況

図５　土塁断面図

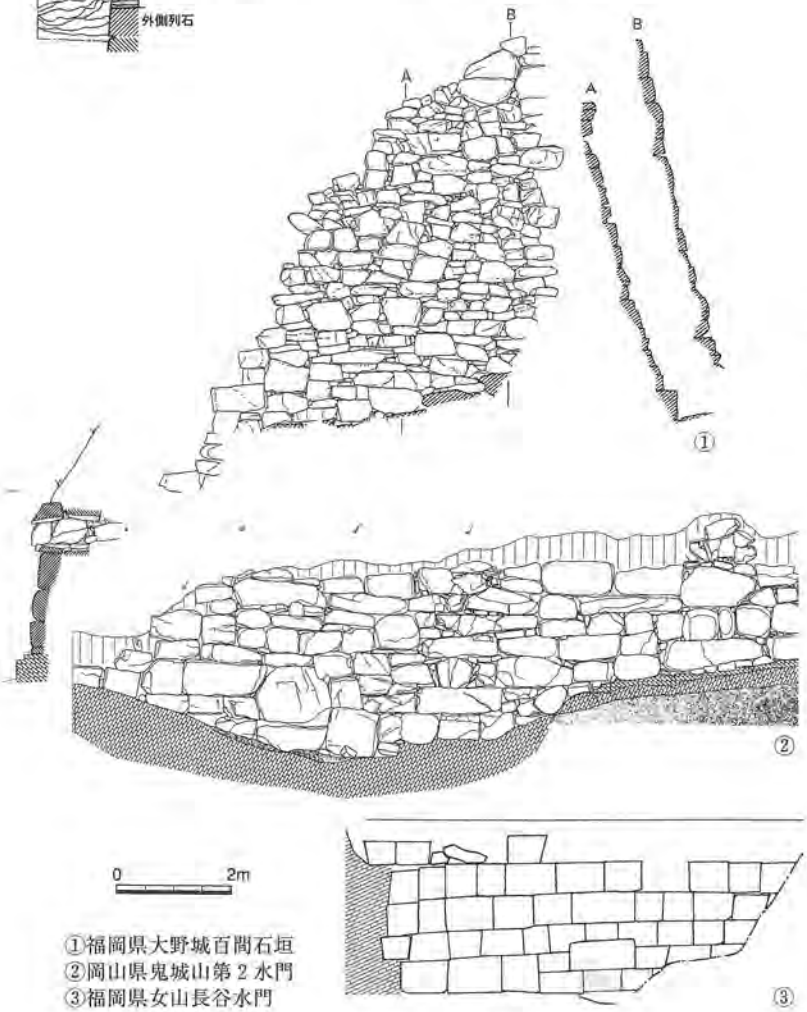

①福岡県大野城百間石垣
②岡山県鬼城山第２水門
③福岡県女山長谷水門

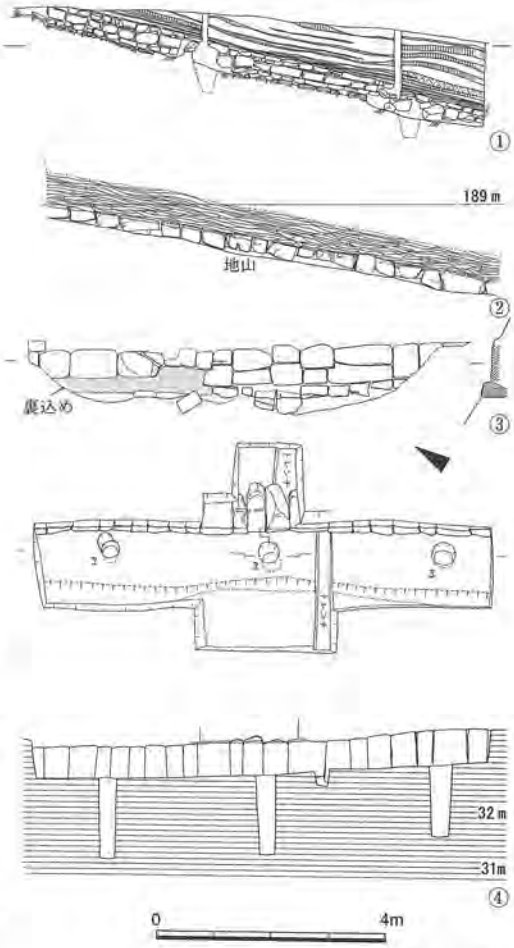

①韓国蛇山城東門址北壁
②岡山県大廻小廻山Ｈ地点
③福岡県宮地岳Ａ塁状遺構
④福岡県鹿毛馬Ａトレンチ

最近調査例が増加しているのは城門で、16例（大野城、金田城、鞠智城、おつぼ山城、帯隈山城、御所ヶ谷城、石城山城、鬼城山城、屋嶋城）を数える。城門は建て替えや閉鎖など時期的変化を追える遺構として注目され、建築構造の比較検討によって築城主体や技術系譜など多様な情報を得られる可能性を持つ。城門には「平門式」と「懸門式（門入口に段差を設ける）」があり、朝鮮半島での調査事例には懸門式が比較的多い。日本では平門式が一般的だが、鬼城山城や屋嶋城は懸門式と推定されている。鬼城山城や金田城で検出された門道床面の石敷きも半島北方に系譜がある。また古代山城の城門には門礎石（唐居敷）の残る事例が多く、円形や方形の掘立柱用の刳り方を持つものと礎石建てのものがある。瀬戸内の諸城（鬼城山城、石城山城、播磨城山城）には共通して方形刳り方を持つ「コ字型唐居敷」がみられ、様式・寸法が酷似し同一の築城主体や年代を想定させる。

城門（虎口）防御　城門の形態自体は単純に開口する形で、甕城や雉城のような付帯施設が設けられている事例はほとんどない。ただし選地１類の山城では城外からの進入経路を守城側に有利となるよう、城門位置を尾根筋から若干脇に置いて進入路をクランクさせ横矢をかけたり、谷部では城壁を前方へ張り出して左右から俯瞰・挟撃できるよう縄張している。門を入った場所に遮蔽物（塀・岩）を置く事例もある。逆に選地２類の山城ではこのような防御上の配慮はほとんどみられない。

城内施設　大野城などでは郭内に礎石倉庫建物群が40～60棟確認されているが、他の山城では建物の検出事例は非常に少ない。鬼城山城では城内全域を対象とするトレンチ調査が行われ、倉庫建物、兵舎、鍛冶工房など機能別の配置が判明しつつある。大野城などの多数の倉庫群も築城当初からのものではなく８世紀以降増改築を重ねた結果とみられている。貯水池は水門背面と並んで遺物が集積する位置にあり木製品などの遺存率も高いと予想されている。

出土遺物　大半の城では土器の表採例もほとんどなく、発掘調査でも出土遺物は極めて少ない。出土状態も版築土塁中や建物基壇・柱穴からではないため、城に伴うものとしても存続期間の一時点を示すにすぎない。坏蓋・坏身、長頸壺、平瓶など出土・表採須恵器の年代は７世紀中葉～８世紀前半に比定されるものが多い（飛鳥Ⅲ～平城宮Ⅱ期）。甕破片は出土点数が多いが年代推定は難しい。遺構の切り合い関係から推定される年代は、帯隈山の陶棺破壊、女山城・唐原城郭内の群集墳、唐原城水門下層遺物などの事例から、６世紀末以前には遡れない。比較的出土遺物の多い鬼城山城の場合、城が機能していた年代は７世紀中葉～８世紀前半、特に７世紀後半（末葉）～８世紀初頭に大きなピークがあるとみられており、築城記録のある城とほぼ同時期に併存していたことになる。僅かな出土遺物の上限年代＝初築年代としたり、逆に城の存続の下限年代とするのは資料操作の限界を越えており、現状では大野城などとの先後関係を判断することは難しいが、多くの山城が８世紀以降使用継続されなかったことを遺物量は示している。

類型化と編年　文献に記載のない山城の歴史的性格、特にその築造年代については諸説あるが、最近では７世紀代に収斂しつつある。７世紀代といってもその築城を大野城（665年）以前とするか以後とするかによって、「先行説（７世紀前半）」と「後出説（７世紀後半～８世紀初頭）」に分けられる。先行説をとる研究者は多いが、特に明確な根拠があるわけではなく、文献記録のないことが大野城以前とする最大の理由となっている。先行説も後出説も類型化に関しては大差なく、①大野城などの朝鮮式山城（選地１類・外郭１類a・b）、②瀬戸内の神籠石系山城（選地１類・外郭１類a・b・c）、③北部九州の神籠石系山城（選地２類・外郭２類）の３つの類型を想定する研究者は多い。編年序列の逆転は北部九州の神籠石系諸城の編年的位置付けが論点となっている。「斉明天皇西下時築城説」の提起以降、先行説の年代は660年頃まで引き下げられ、白村江戦後の神籠石系諸城の未完成・放棄、一部修築後の朝鮮式山城との併存を認めようとする傾向にあるが、選地、外郭構造の異なる山城が同時、同契機に造られたとは考えにくい。先行説は全ての城を対外防衛用とし、異なる類型の存在を地域性とみているが、後出説では時期差や機能差（対外防衛→律令制化・地域支配）として段階的な築造課程を推定しており、編年序列は軍事性の低下していく方向で想定されている。

百済・新羅地域の山城では三国統一後、より高い山岳へ立地するものと城壁が山の斜面から平地へ降りてくる二つの類型が成立する。高い山岳へ立地する山城は純軍事的城郭で三国時代よりさらに大型化していく。また平地へ降りてくる平山城（土城）は高麗時代の古邑城につながる城郭で、行政的機能を担当したとみられている。軍事→行政への機能の違いは城門の位置や形式にも反映しており、防御に有利→出入の便利さ、懸門式→平門式へと推移する。また韓国では列石の出現時期について早くても百済末、一般化するのは統一新羅時代以降として編年が調整されつつある。このような朝鮮城郭史の編年観は無理なく後出説と対比することができる。　（向井一雄）

〔参考文献〕亀田修一「日韓古代山城比較試論」『考古学研究』42－３、1995年。村上幸雄・乗岡実『吉備考古ライブラリィ２鬼ノ城と大廻り小廻り』吉備人出版、1999年。小田富士雄「日本の朝鮮式山城の調査と成果」『古文化談叢』44、2000年。向井一雄「古代山城研究の動向と課題」『溝濯』９・10、2001年。徐程錫『百済の城郭－熊津・泗沘時代を中心に』学研文化社（韓国）、2002年。

X　末端官衙と豪族居宅

X-1　官衙関連遺跡と末端官衙

X-2　郡衙別院

X-3　末端の税穀収納施設

X-4　その他の末端官衙

X-5　官衙補完施設

X-6　地方豪族居宅

X-7　末端官衙遺跡調査の課題

X-1　官衙関連遺跡と末端官衙

官衙関連遺跡と末端官衙　近年、「一般的な集落とは様相が異なる官衙的遺跡」、「公的性格を持つ集落」、「官衙か豪族居宅」、「郷家」、「郷衙」、「官人居住集落」、「官衙近隣集落」などと報告されている遺跡例が増加している。国衙・郡衙とは異なるが、このように官衙と関連づけられている遺跡には大別すると次のようなものがある。

a；官衙遺跡とは推定できるが、性格づけが未定の遺跡。

b；官衙か居宅・荘所・集落か、判断に迷う遺跡。

c；集落や有力層の居宅の様相を示すが、木簡、「郷長」などの官職名や「厨」などの部署名を記した墨書土器、硯、腰帯具などが出土したり、あるいは規模の大きな建物や計画的な建物配置がみられる遺跡。

ここではこうした遺跡を官衙関連遺跡と総称する。

末端官衙と官衙補完的施設　官衙は、第三権力機関としての国家による人民統治機能や公共機能を担うことを主目的として設けられた機構・施設、あるいは直接的な人民統治以外で国家の機能を維持する役割の一翼を担うべきものとして設けられた機構・施設である。この点からみると、上記の官衙関連遺跡は次の3類に大別できる。

Ⅰ類；集落・居宅とは別に分離して設けられた官衙施設。これには、後述する郡衙別院、正倉別院、国衙・郡衙出先施設などがある。

Ⅱ類；民間施設に併設された官衙施設。その職務内容や在地の政治経済的状況・地形条件に応じ、適宜、設置・移転・廃止された補助的な性格の強い官衙施設である。後述する税穀収納施設の小院や借倉・借屋などがある。

Ⅲ類；官衙機能の一翼も担った民間施設。民間施設としての本来的な機能を維持しつつ、地方官衙の業務の一部を補佐・維持する役割を副次的に果たしており、国家による地方支配のためにも利用された施設である。後述する里倉や郷家などはこのⅡ類に含まれる。

このうち、Ⅰ・Ⅱ類を末端官衙、Ⅲ類を官衙補完施設と仮称する。ただし、末端官衙遺跡には、その性格が未確定なものが多いので、郡衙より下位には位置づけられない官衙施設も含まれうる。また、官衙補完施設には、民間施設と官衙施設とが分化する以前の段階のものや、本来区別されていた民間の居住・経営施設と官衙施設とが合体した段階のものも含まれる可能性がある。

郷衙論　ところで、上記の官衙関連遺跡については、国衙・郡衙とならび、郷ごとに設置された独自の官衙の存在を推定する説がある。この官衙をここでは「郷衙」と仮称し、この郷衙が存在したとする説を郷衙説と呼ぶ(1)。

この郷衙説の根拠とされている文献史料には、『令集解』儀制令春時祭田条古記にみえる「郷家」、『出雲国風土記』における郷の位置の里程表記などがある。また、考古資料としては、平城宮下層などから出土している「五十戸家」の墨書土器、郷間における荷札木簡の表記や製作技法の違い、多数の官衙関連遺跡の存在などがあげられている。

それに対して、郷衙は存在せず、郷衙とされる遺跡には郡衙出先施設とすべきものがあるとする反論が示されている。その根拠としては、里（郷）には里長一人が任用されるだけで官僚組織がないこと、戸令国郡司條には巡行国司を迎えるに際して「郡司候當郡院」とあるのに対して、「里長候當里」と記されており役所が明記されていないこと、「郷家」は郷長の家と解すべきこと、などがあげられている。これを反郷衙説と仮称する。

この郷衙説の問題点については『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』（奈文研、1998年）に譲るが、たとえば、郷衙説において、その候補とされる遺跡の存続時期を整理した井上尚明氏の研究成果によると、それらの遺跡の出現・廃絶時期や存続期間にはばらつきが大きい。このことは、これらを郷段階の官衙と仮定した場合にも、各郷に普遍的に郷衙が設けられた様相はみられず、適宜設置廃棄される施設が多かったことを示している。したがって、結論だけを述べれば、国衙・郡衙とならび各郷に置かれた郷衙の存在は認めがたい。

しかしながら、郷衙説は末端官衙や官衙補完施設に調査研究の光を当てたものとして貴重な研究成果といえる。そしてまた、郷衙とされてきた官衙関連遺跡には、郷衙とは言えないが、末端行政に関わった官衙施設や官衙補完施設として改めて把握しなおすべき遺跡が多く、そうした遺跡の調査研究は地方における末端行政の実態や変遷をうかがう上で重要な意味を持っている。　（山中敏史）

〔注〕(1) この郷衙説ではその役所を「郷家」と呼ぶ場合が多いが、史料にみえる「郷家」は郷長の家という民間施設を指すとする説も有力である。したがって、「郷家」と表記した場合、それを官衙の意味で論じているのか、民間施設の意味で用いているのか混乱を招きかねないので、ここでは郷の役所という概念として「郷衙」の語を提唱したい。

〔参考文献〕郷衙説；関和彦「古代村落「官衙」研究への提言」『共立女子第二中学高等学校研究論集』12、1989年。井上尚明「郷家に関する一試論」『埼玉考古学論集』1991年。津野仁「遺跡からみた郷長の性格」『太平台史窓』10、1991年。山中章「考古資料としての古代木簡」『木簡研究』14、1992年。
反郷衙説；浅野充「律令制下の地方行政について」『藤沢市史研究』24、1991年。平川南「郡符木簡」『律令国家の地方支配』吉川弘文館、1995年。山中敏史「末端支配機構をめぐる諸問題」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』奈文研、1998年。

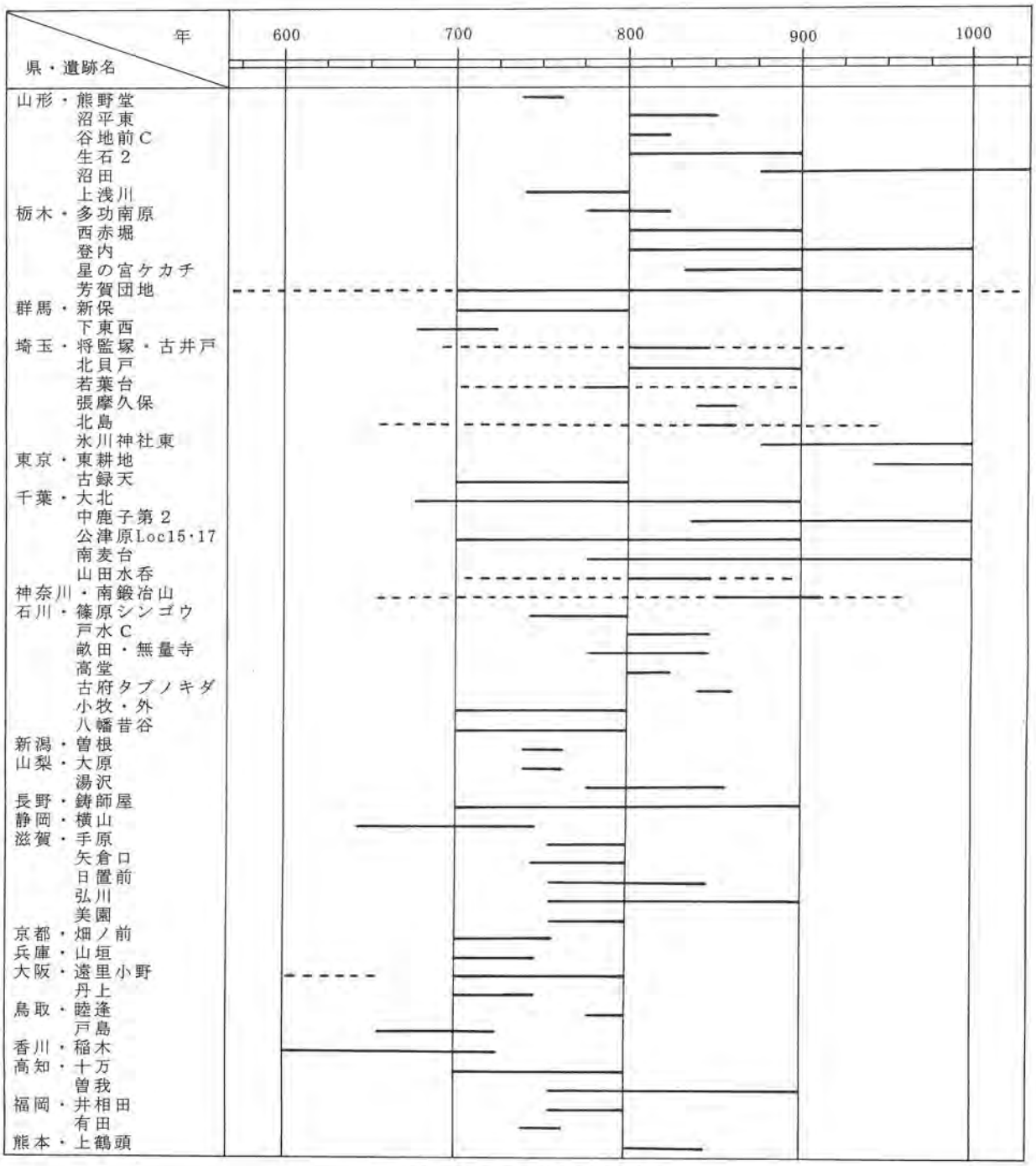

図1　官衙関連遺跡の存続時期

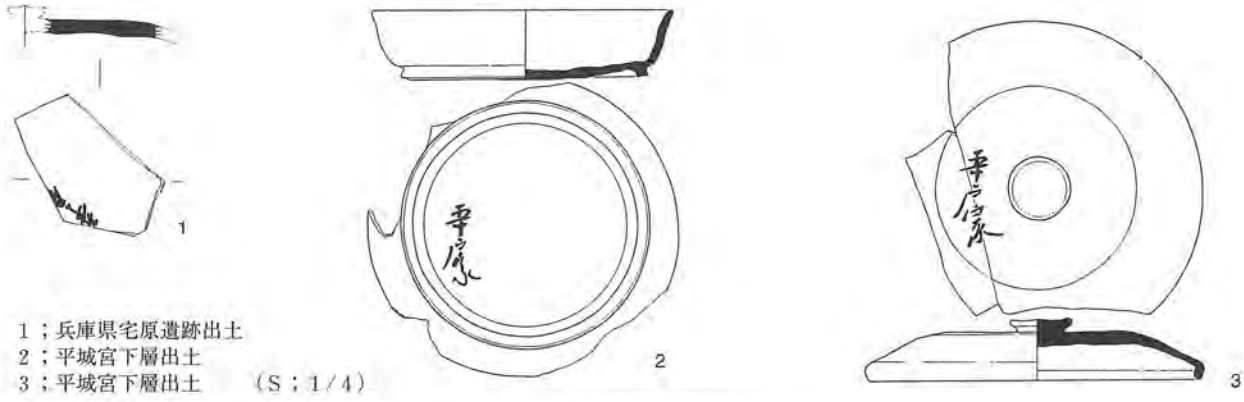

1；兵庫県宅原遺跡出土
2；平城宮下層出土
3；平城宮下層出土　（S；1/4）

図2　「五十戸家」墨書土器

X-2　郡衙別院

史料にみえる郡衙別院　郡衙から離れた場所に置かれ、その周辺地域を対象とした行政実務などを郡衙に準じて分掌した支所を郡衙別院と仮称する。

『続日本紀』和銅6(713)年9月己卯条にみえる摂津国能勢郡の立郡記事によると、摂津国河辺郡では郡衙から離れた遠隔地の玖左佐村に大宝元年に「館舎」が建てられ、郡衙に準じた行政実務が執行されていた。この「館舎」が郡衙別院に相当する。また、長元3・4(1030・1031)年頃の「上野国交替実録帳」吾妻郡項にみえる「長田院」「伊参院」も、無実破損の建物名に雑舎や屋のみが掲げられ、倉の記載がないので、後述する正倉別院とは異なる官衙施設であった可能性がある。おそらく、長田郷・伊参郷に設けられた郡衙別院を指しているのであろう[1]。また、12世紀前半頃の『朝野群載』に「郡庫院　駅館　厨家　及諸郡院　別院　駅家」とみえる「別院」も、こうした郡衙の支所を指しているとみられる。

上光遺跡群　郡衙別院とみられる遺跡としては、まず鳥取県上光遺跡群（戸島遺跡・馬場遺跡）をあげることができる（図1～4）。戸島遺跡では7世紀後葉の側柱建物群が検出されており、ロの字型建物配置をとる南郭はその特徴から政庁に相当する施設であったと推定できる。この地は、因幡国気多郡衙（評衙）である鳥取県上原遺跡群から東北方に約3.5km離れた郡の東端部に位置する。気多郡衙（評衙）が立地する場所とは丘陵を隔てた別の谷筋に立地しており、また、東隣の高草郡（評）から丘陵を越えて気多郡（評）内に下り終えた位置にある。後述する山垣遺跡と同様、こうした地形・交通上の要因から、気多郡（評）の東部地区の行政・交通拠点として設置された施設であろう[2]。戸島遺跡の東南約90mに位置する馬場遺跡は、8世紀初めから9世紀代にかけての長大な側柱建物や総柱高床倉庫などが設けられた官衙遺跡である。周囲を溝と塀で囲繞する。この馬場遺跡は、戸島遺跡の機能を引き継ぐとともに、正倉別院の性格も併せ持った施設であったとみられる。

山垣遺跡　兵庫県山垣遺跡は、丹波国氷上郡春部郷に位置する。この遺跡では周囲を大溝で囲繞した敷地内に中型の掘立柱建物が設けられている。建物配置などは不明であるが、大溝などから、郡符木簡・封緘木簡を含む木簡群、「春部／春里長」などの墨書土器、木製品など、8世紀前半代の多量の遺物が出土している（図5～8、史料1）。これらの調査成果から、本遺跡の性格について、里長居宅・郷衙・郡衙出先施設・荘園などの諸説が示されている。

しかし、平川南氏によると、郡符木簡には、宛所でなく差し出し元ないし召喚先で廃棄されるという特徴がある。また、氷上郡は中央部の丘陵によって西の加古川水系と東の由良川（竹田川）水系とに分断された形になっている。『和名類聚抄』（高山寺本・名古屋市立博物館蔵本）には東縣・西縣とあって、この地形上分断される東と西の諸郷を管轄する行政区が存在していたことが知られる。氷上郡衙は西方約6.5kmの市辺遺跡隣接地に存在していたと推定されている。平川氏はこれらの点から山垣遺跡を丹波国氷上郡の東部支所と推定している[3]。

この平川氏の見解は妥当なものと言えよう。また、山垣遺跡では次のような点も注目される。まず、封緘木簡は、宛先が「丹波国氷上郡」と記されており、国外から直接郡衙の支所に差し出された可能性が高い。5号木簡にみえる「秦人マ新野百□〔　〕本田五百代」は、公田などを新野に請負耕作させる際の種籾や営料が支出されたことを示すとみられる。山垣遺跡からは農具が出土しており、耕作や春米作業もおこなわれた農業経営の拠点でもあったことが知られる。これらの点から、この郡衙支所が京の貴族などの位田・職分田あるいは公田の経営にも関与していたことを推察でき、後述するような公田経営施設や目代所としての機能もこの場で果たされていたと考えられる[4]。

山垣遺跡の所在地は竹田川・由良川を経由して日本海に通じる水上交通の終着点とも言うべき場所に位置している。丹後国の税物にも、このルートで運ばれ、ここから陸路で京に貢進されたものが少なくなかったとみられる。そうした水陸交通の要衝という立地が、この地に郡衙支所などを設けた要因であったと考えられ、他地域における官衙関連遺跡の性格解釈においても留意すべき点である。

国府内の郡衙別院　郡衙の支所には国府内に置かれた例もあったと推定されている。多賀城にともなう市街区である宮城県山王遺跡伏石地区で検出された「(表) 解文案 (裏) 會津郡主政益継」とある題籤は、国府に会津郡衙の支所が置かれていた根拠とされている。

国衙についても国内に支所を設けていた場合がありうるが、まだ確たる資料は見いだせない。

このように、末端官衙においても他国との交通の拠点として重要な役割を果たしていたところもあったことを念頭に置く必要がある。　(山中敏史)

〔注〕(1) 後述する館の別院であった可能性もある。(2) ただし、戸島遺跡の規模が兵庫県落地八反坪遺跡（初期野磨駅家）と類似していることから、7世紀後葉段階には、この地には気多評とは別の駅評のような支配拠点が置かれていた可能性も考慮すべきかもしれない。(3) 平川南「郡符木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、2003年。(4) 山中敏史「奈良・平安時代の山垣・七日市遺跡」『七日市遺跡と「氷上回廊」』春日町歴史民俗資料館、2000年。

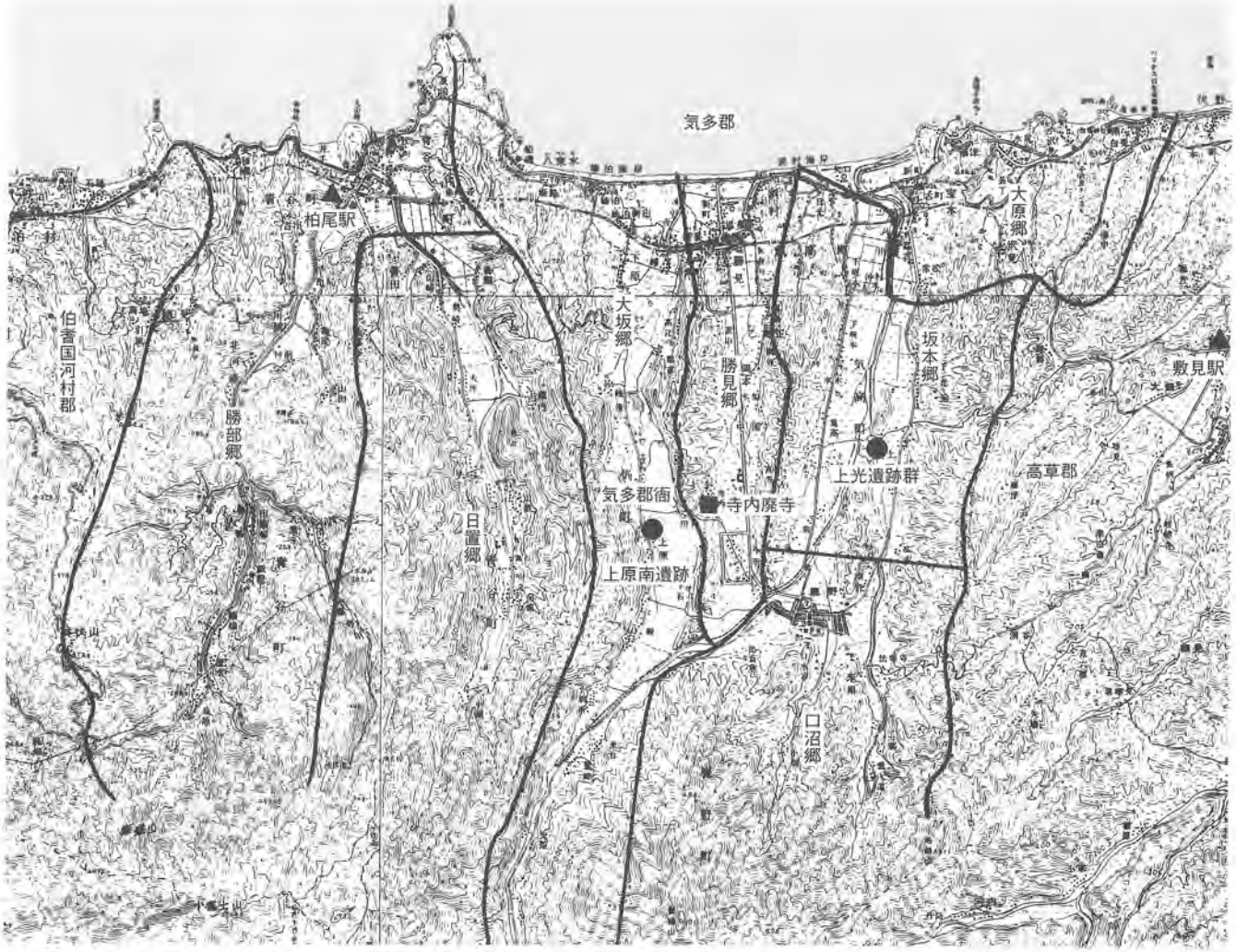

図1　因幡国気多郡衙（上原遺跡群）と上光遺跡群（戸島・馬場遺跡）

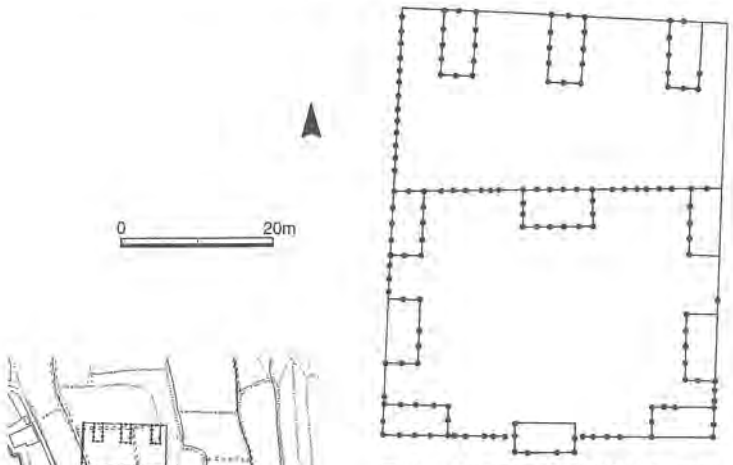

図2　鳥取県戸島遺跡遺構配置図

図3　戸島遺跡・馬場遺跡の位置関係

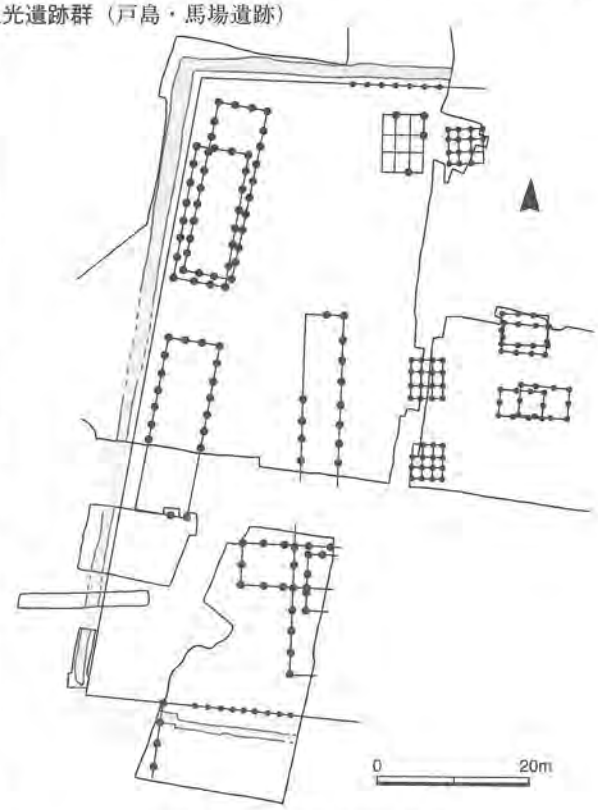

図4　馬場遺跡遺構配置図

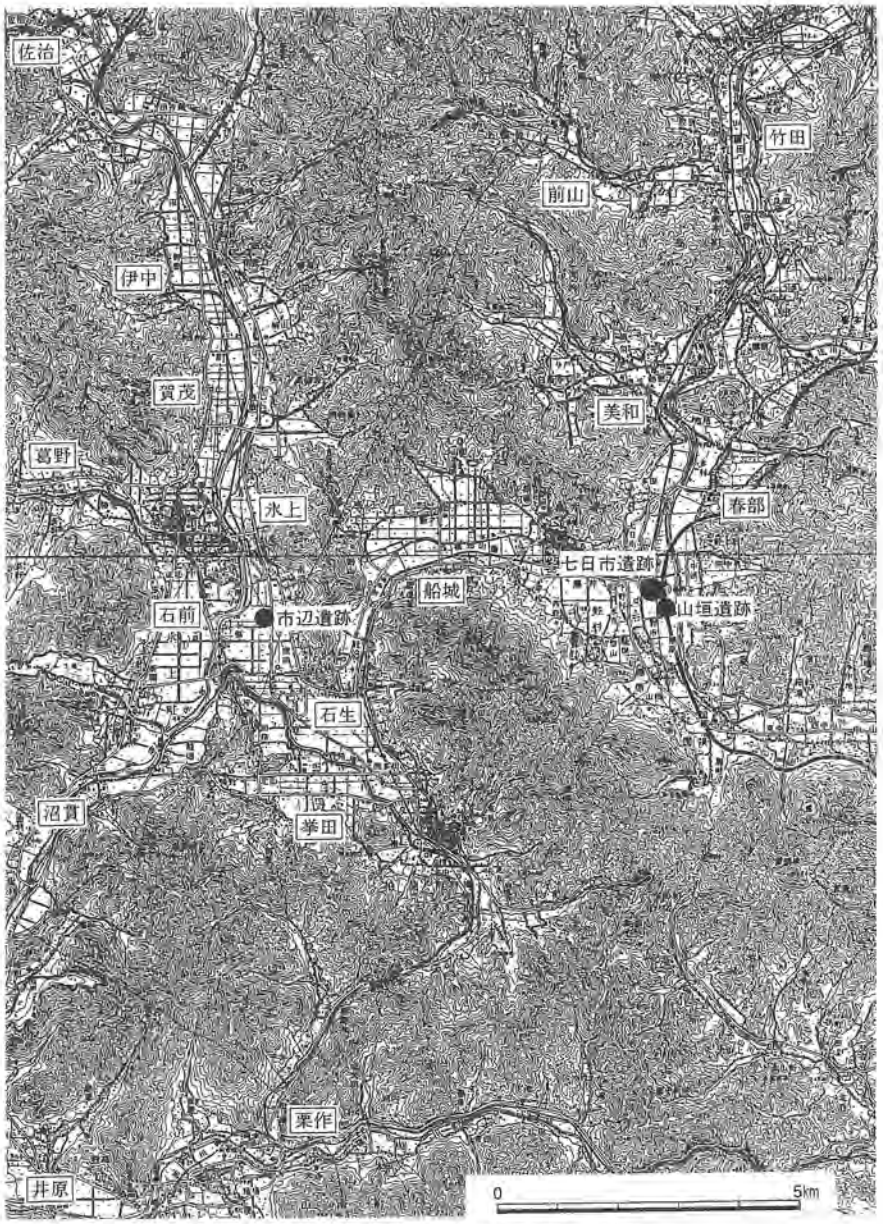

図5　丹波国氷上郡の郷配置と山垣遺跡

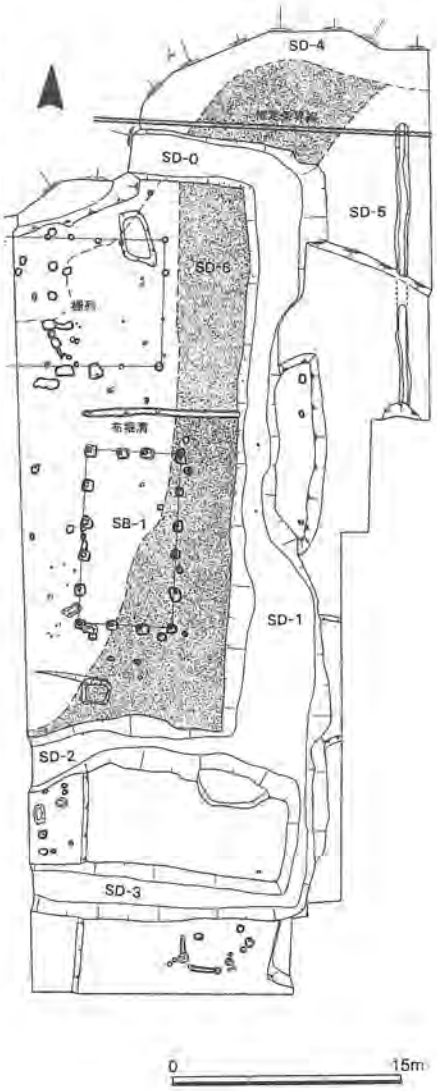

図6　兵庫県山垣遺跡遺構図

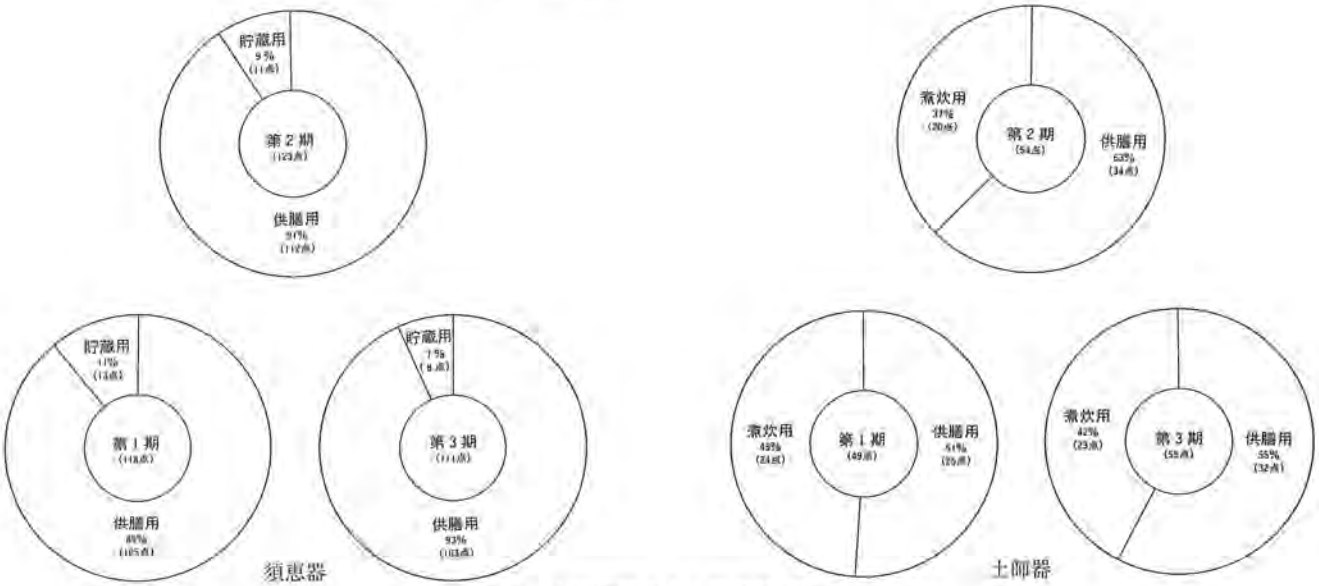

図7　山垣遺跡出土土器の器種構成

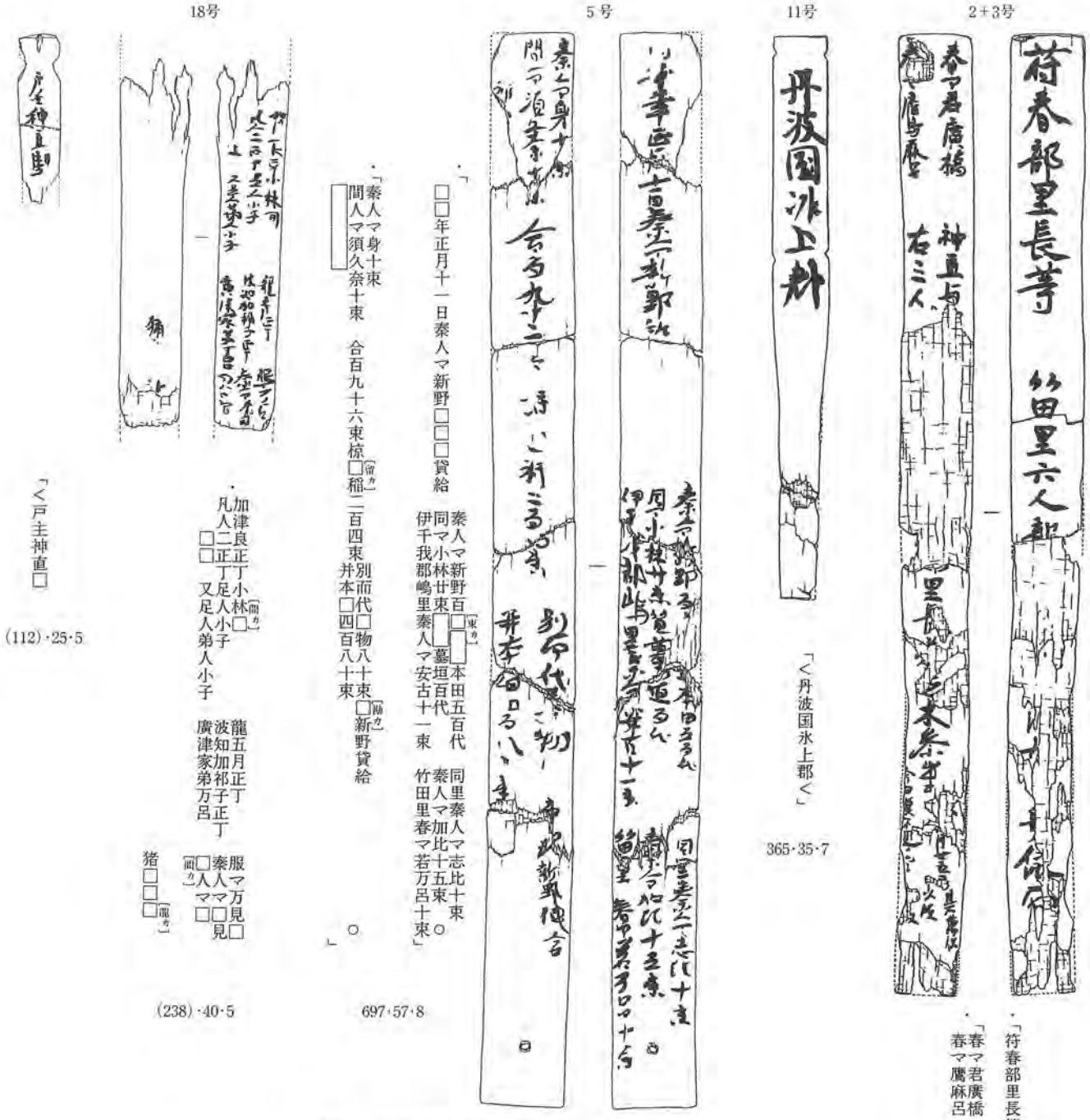

「〈戸主神直□

(112)·25·5

・加津良正丁小林□〔間カ〕
凡人二正丁足人小子
□□又足人弟人小子
龍五月正丁
波知加祁子正丁
廣津家弟万呂
服マ万見□
秦人マ□見
□人マ□〔間カ〕
猪□□□〔間カ〕

(238)·40·5

・「秦人マ身十束
間人マ須久奈十束
合百九十六束椋□〔留カ〕稲二百四束
別而代□物八十束□〔勘カ〕新野貸給
并本□四百八十束
○」

・「□□年正月十一日秦人マ新野□□□貸給
秦人マ新野百□□〔東カ〕本田五百代
同マ小林廿束□□墓垣百代
伊千我郡嶋里秦人マ安古十一束
同里秦人マ志比十束
秦人マ加比十五束○
竹田里春マ若万呂十束」

697·57·8

「〈丹波国氷上郡〈」

365·35·7

・「符春部里長等　竹田里六人部　□□　□依而□
・「春マ君廣橋　神直与□
春マ鷹麻呂　右三人
□〔部カ〕里長□□〔弟足カ〕木参出来　四月廿五日
今日莫不過急々
碁萬侶
少領
□」

619·52·7

史料1　山垣遺跡出土木簡

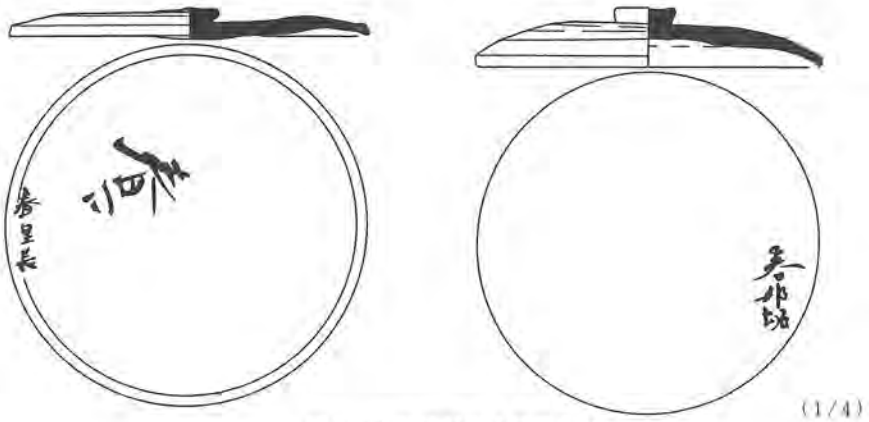

(1/4)

図8　山垣遺跡出土墨書土器

X-3　末端の税穀収納施設

正倉別院　田租や公出挙の穎穀を収納する官衙施設には、郡衙の一角に置かれた正倉院のほかに、郡衙とは別の場所に正倉別院が設けられている場合もあった。『出雲国風土記』意宇郡山国郷・舎人郷・山代郷・拝志郷条などには「有正倉」とみえ、8世紀前半以前から正倉の別院があったことが知られる。その出雲国意宇郡山代郷に置かれた正倉院が島根県山代郷正倉跡（団原遺跡）で検出されている。「越中国官倉納穀交替記」記載の砺波郡意斐村にみえる倉庫群も、天平年間から蓄積された不動穀を収納した不動倉を含んでいるように、正倉別院として創設された倉院であったとみてよい。また、栃木県多功遺跡と上神主・茂原官衙遺跡は下野国河内郡内に併存する遺跡で、ともに正倉群を伴っており、郡衙正倉と正倉別院の関係にあった[1]。

郷倉　延暦14(795)年閏7月15日太政官符では、百姓の納税の便を図るため、また火災による焼失の危険分散のため、郷毎に新たに倉院を設置する策がとられる。同年9月17日には、この策は穏便でないとして近接する複数郷の中央に一院を設けるよう変更される。この倉院を郷倉と通称している。ただし、この郷倉は、郡衙の管轄する正倉院とは別の郷独自の倉であったわけではく、一か所に集中して置かれた郡衙正倉の分置策として設けられた倉院であり、正倉別院の一種である。

「上野国交替実録帳」群馬郡項にみえる「小野院」「八木院」は、小野郷や八木郷に別置された正倉院とみられ、上記の郷倉かあるいは早くから別置された正倉別院にあたると考えられる。群馬県大八木屋敷遺跡はこの「八木院」と関連づけられており[2]、鳥取県殿屋敷遺跡も郷倉であった可能性があるが、まだ郷倉と確定できる遺跡例はない。しかし、この郷倉には空倉になった不動倉も遷造されることになっているので、郡衙正倉と同様の特徴がみられる可能性が高い。

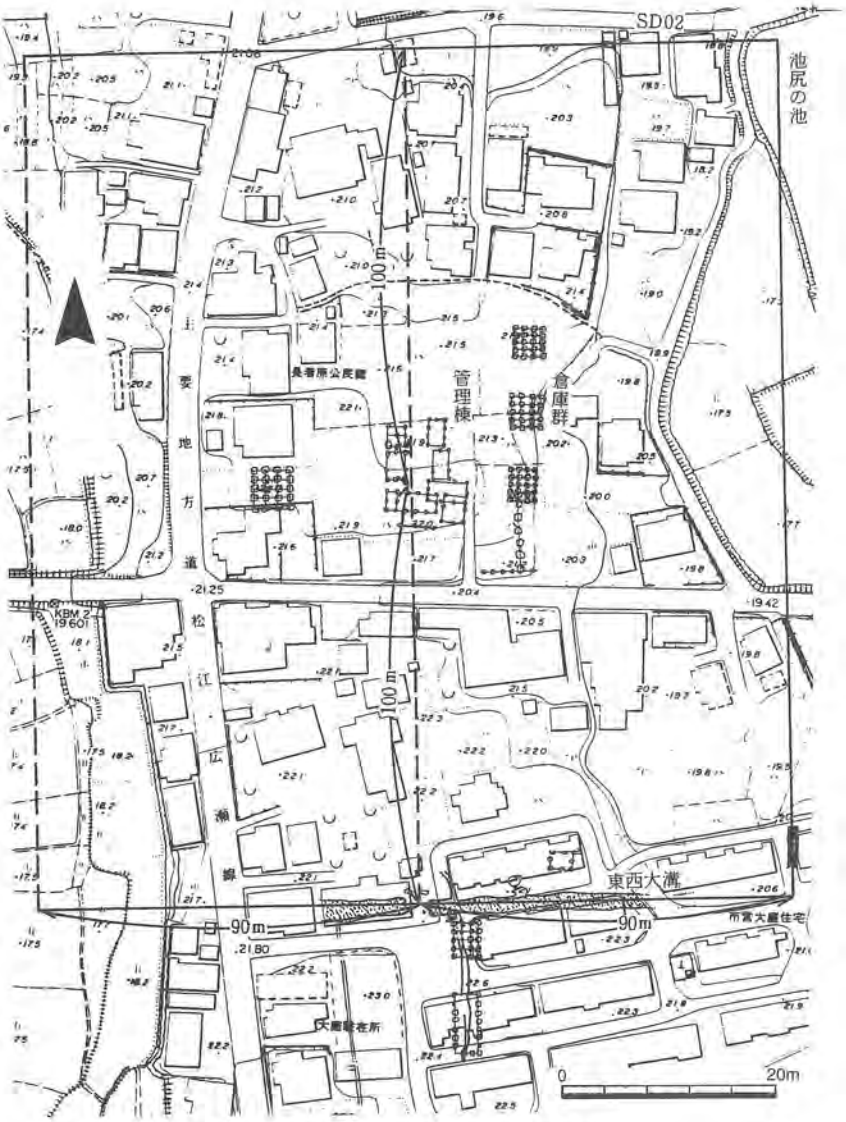

図1　島根県山代郷正倉跡（団原遺跡）

図2　山代郷正倉跡遺構変遷図

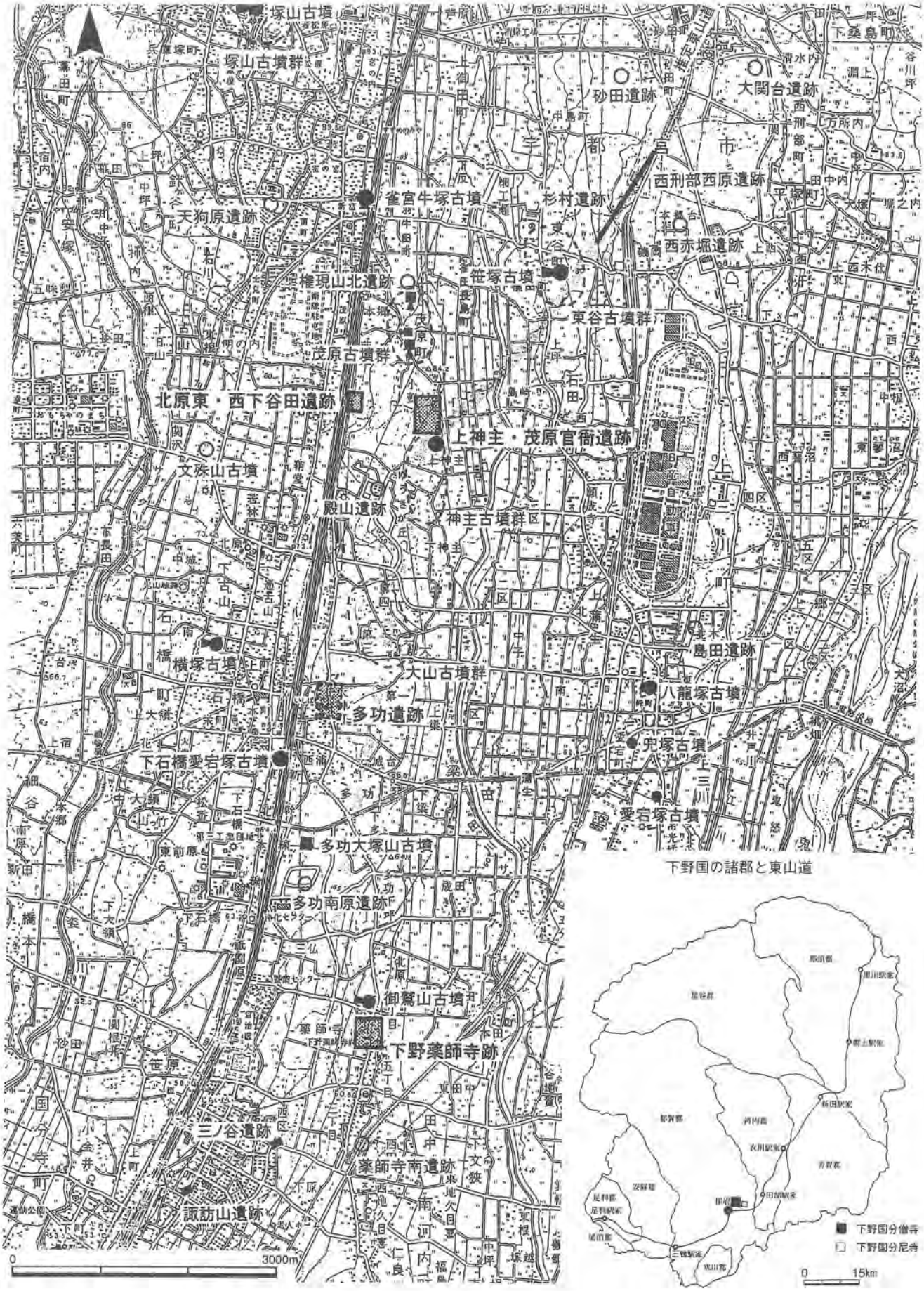

図3　下野国河内郡の遺跡分布図

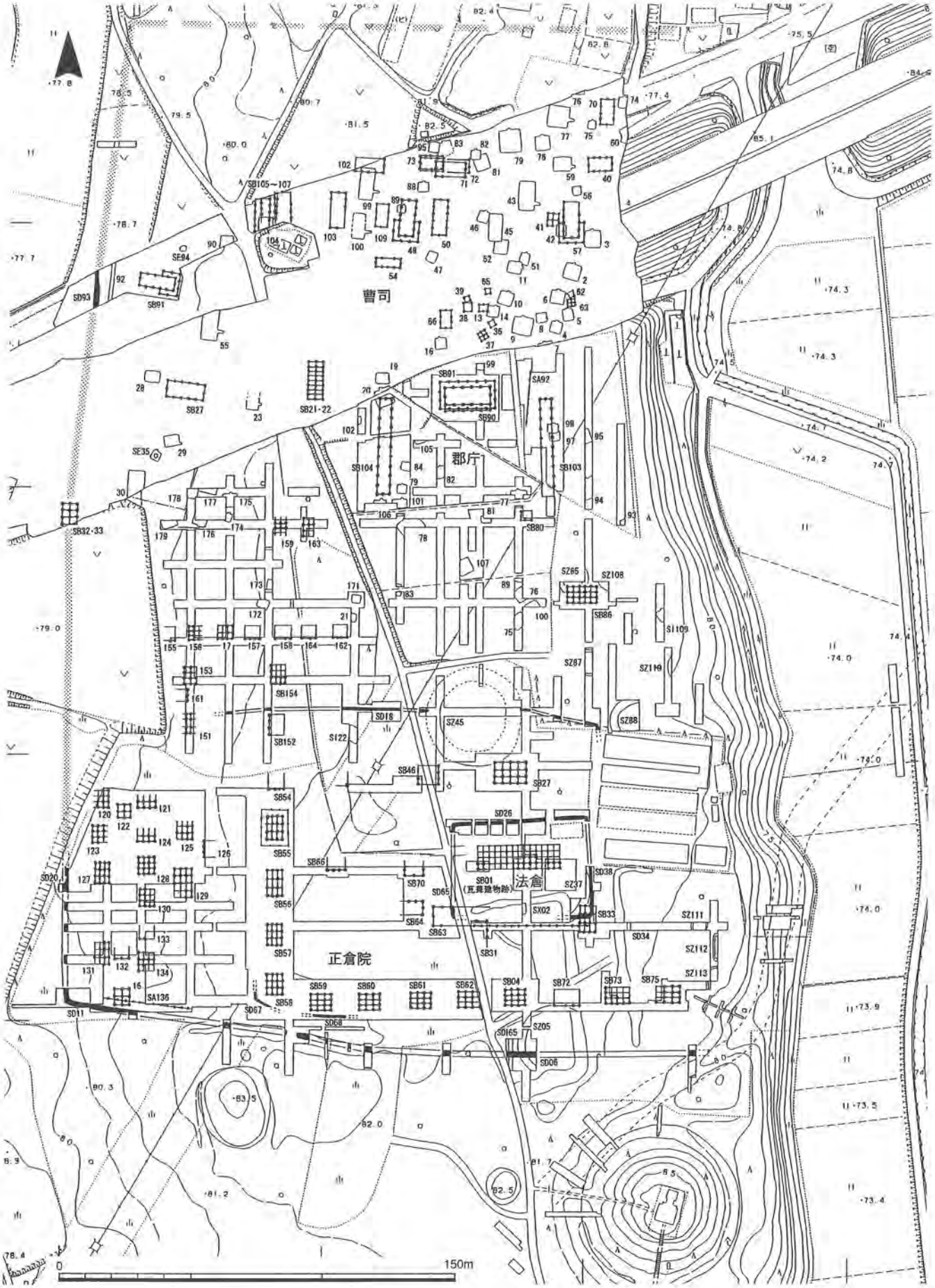

図4　栃木県上神主・茂原官衙遺跡遺構配置図

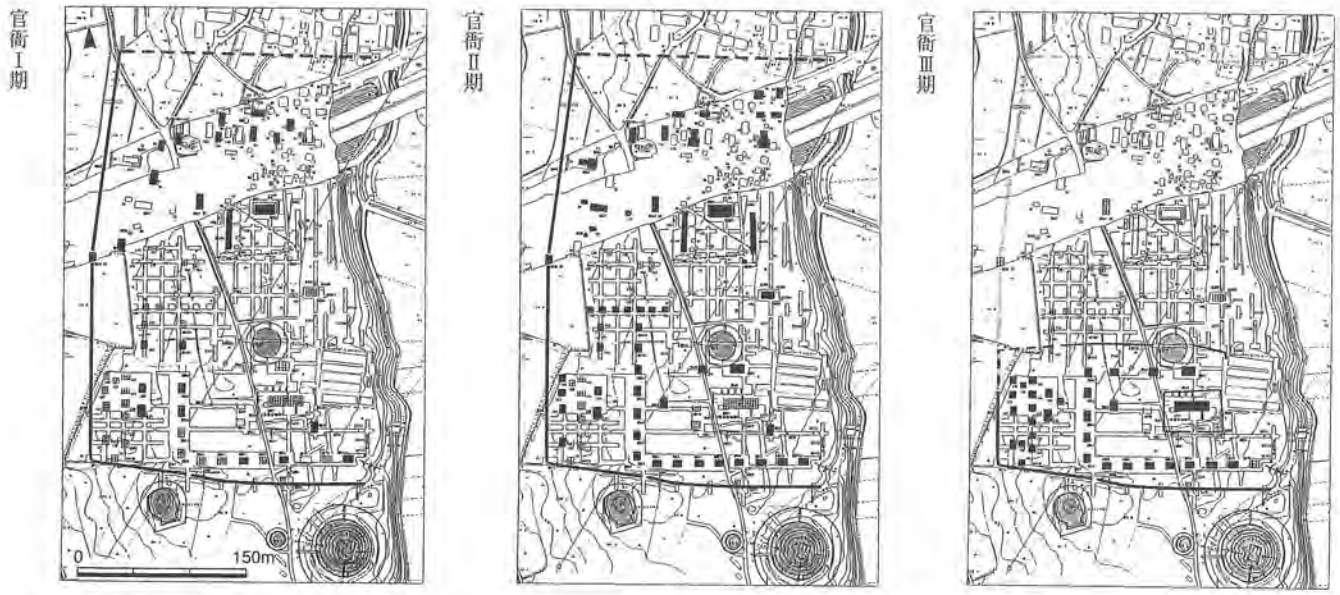

図5　栃木県上神主・茂原官衙遺跡遺構変遷図

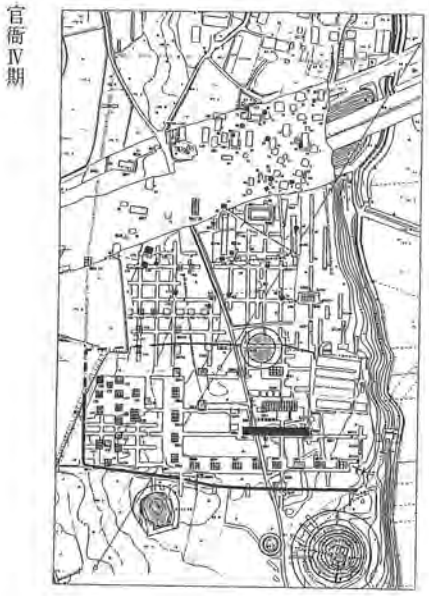

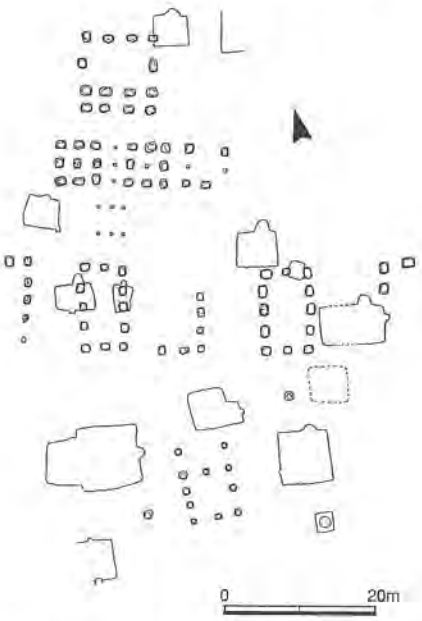

図6　栃木県西赤堀遺跡遺構図

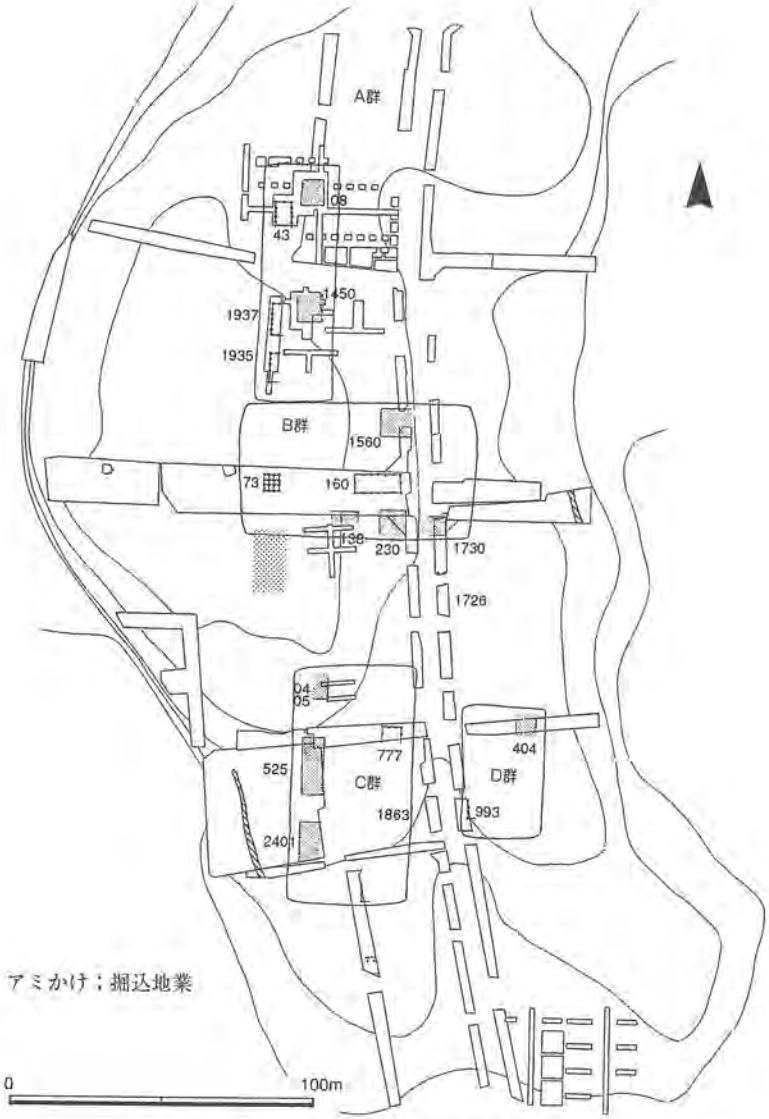

図7　栃木県多功遺跡遺構配置図

小院　弘仁14(823)年2月21日官符（『類聚三代格』巻15公営田佃事）や元慶5(881)年2月8日官符（『類聚三代格』巻15 官田獲稲事）によると、大宰府管内に設置された公営田や畿内官田の穫稲の収納にあたっては、百姓の居の近くや営田の近くに「小院」を設け出納の便が図られている。この小院は、前掲弘仁14年官符では「田租納官両色」以外を収納するとされているので、出挙運用する穎稲の収納を主体とした倉庫群であったとみられる。

滋賀県西河原森ノ内遺跡（近江国野洲郡）は、稲の借貸や出挙等に関わる木簡、多量の籾殻層、掘立柱建物の検出などにより、公田（乗田）の経営施設に比定されている[3]。ここではプラントオパール分析により、穎稲からの脱穀作業が実施されていたことも推定されており、脱穀以前の穎稲倉庫や脱穀後の舂米収納倉庫も存在していたとみてよい。

この遺跡例も勘案すると、公田の経営や穫稲収納にあたっては、すでに7世紀後葉ないし8世紀代から、そして九州・畿内以外の各地でも小院が設けられることが少なくなかったと思われる。したがって、総柱建物や側柱建物が集落の一角や集落に近接して計画的に配置されている場合には、この小院にあたる可能性も念頭に置く必要がある。静岡県東平遺跡、栃木県西赤堀遺跡などの掘立柱建物群はその小院の一例とも考えうる（図6・10）。

村里の借倉・借屋　『延暦交替式』天平勝宝元(749)年8月4日勅に「就村里借用他倉」とあるように、村里の倉が税穀収納施設として借用される場合があった。それには、集落や居宅などの倉屋が既存のまま正倉として利用された場合と、集落や豪族居宅などの倉屋が移築されたり、百姓の財力によって村の一角に新造されたりして、上記の小院のような姿を呈した場合とがあったと推定できよう。

この村里の倉庫は、穎稲収納が一般的であったので、前者のケースでは、その遺構だけから借倉・借屋を抽出することは難しい。後者の場合には、集落の建物と同質の建築技術による小規模な総柱建物や側柱建物が集落の一角に直列・並列に配置されているブロックが候補となる。たとえば、埼玉県丸山遺跡のL字型配置をとる掘立柱建物群の東西列の側柱建物などは借屋の候補になる一例である。また、前掲の東平遺跡・西赤堀遺跡などの例もこの借倉・借屋にあたるかもしれない。

しかし、丸山遺跡の例では西側列には廂付建物を伴うことから居宅とそれに伴う倉庫群であった可能性も残されている。したがって、借倉・借屋が倉庫群を形成するタイプを想定した場合でも、部分的な調査では小院や豪族の所有する倉庫群との識別は容易でない。したがって、しばしば集落で認められるこうした倉庫群とみられるブロックの性格については、多くの可能性を念頭に置き、建築技術や出土遺物などの詳細な検討が必要である。しかし、いずれにしても集落や居宅にも税穀を収納した倉屋が存在し、官衙機能の一部を果たしていた場合がある点に留意したい。

里倉　昌泰4(901)年6月25日太政官符（『類聚三代格』巻20）に初見の「里倉」も、正税公廨雑稲等を本倉（正倉院）に収めず、百姓の私倉や私宅に収納したものを指す。その倉屋には牓札をかかげて、出仕していた官司や貴族等の稲と称し、税稲を国郡に納めなかった様が記されている。

この里倉も、集落や居宅などを構成する民間の倉そのものであり、遺構から里倉を識別することは困難である。10世紀代に正倉院が消滅していく背景の一つにはこうした動向があり、官衙の機能を吸収した民間施設が存在したことを示している。官衙関連遺跡の中にはこうした里倉を伴う例が含まれている可能性もある。

郡稲倉　不破英紀氏によると、天平期に至っても郡稲の管理は郡司層に委ねられ、その収納は郡司の私倉によってなされ、出挙運用も私出挙運営と未分化のままであったという[4]。正税帳にみえる郡稲倉の収納量から推測される倉の規模は小さく、集落や居宅の倉庫と類似することも、不破説のような郡稲運用がなされる場合があったことを示すものかもしれない。とすると、豪族所有の倉庫自体が、本来私的な建物であったにもかかわらず、国郡経費などにあてる穎稲を収納した官衙施設としても機能していたことを意味する。もし、私稲と郡稲とが混在して収納されていたとすれば、官衙補完施設の一つということになる。

この場合も、小院、借倉・借屋、里倉と同様、倉庫遺構自体からは郡稲倉を識別することが困難で、文字資料など他の出土遺物と総合して判断すべきことになる。

路辺の郡稲倉庫　『続日本紀』和銅5(712)年10月乙丑条には、役夫や調庸物運脚夫らの往来にあたって、道中での食糧交易用として便地に郡稲を割き置くことが記されている。これは和同開珎流通政策の一環としておこなわれたものであるが、穎稲あるいは舂米の倉庫が官道などの路側・便地に設けられ、公的交通を支える施設として機能していたことが知られる。したがって、路辺で検出された倉庫遺構の場合には、こうした別置された郡稲倉庫か否かの検討も必要となる。　（山中敏史）

〔注〕(1) 8世紀中葉以前では、上神主・茂原官衙遺跡で政庁が検出されていることから、河内郡衙はここにあり、後に郡衙は正倉別院であった多功遺跡へ移転したと考えられている。(2) 群馬県埋文調査事業団『群馬県埋蔵文化財調査事業団年報』12、1993年。本遺跡は、八脚門を伴うことなどを勘案すると、郡衙の支所としての機能も果たしていたともみられる。(3) 山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」『木簡研究』12、1990年。(4) 不破英紀「郡稲倉の管理形態よりみた官稲混合」『日野昭博士還暦記念　歴史と伝承』永田文昌堂、1988年。

・「戸主石辺君玉足　戸主大友行□□　戸主□□□□□　□□□□□□（戸主）
戸主三宅連唯麻呂　戸主佐多□□　戸主黄文□□　□□□□正丁年卅
戸主登美史東人　戸主石木主寸□□呂　戸主□□□□（戸主）正丁卅二
戸主馬道首少広　戸主郡主寸得足　□□□□□□　□□□□□×七」
・「□□□□　戸主□□　馬道□□□　□臣□麻呂
□□□□　戸主□□□（三寸）　馬道□□□
□□□□　戸主□□□□　□□□
□□□□　戸主大友□□　□□□　」

520・64・8　011

・「椋□（直）伝之我□（持）往稲者馬不得故我者反来之故是汝卜部」
・「自舟人率而可行也　其稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家」

410・35・2　011

・「□□□□申□□□首□稲□□□□□
□□□　」
・「　□□首貸稲大□来記」

328・37・9　011

・「十一月廿二日自□（京）大夫□（以）前□白奴吾□□賜□（題）」
・「□匹尓□□□寵命坐□（而）今日□□
□□□□□　」

373・27・6　011

・×廿□
□□□利直十□□　」
又中直五十□五十□（直）
・×
□卅□利直廿□（大）□見廿五□」

(121)・22・2　019

史料1　西河原森ノ内遺跡出土木簡

図8　滋賀県西河原森ノ内遺跡

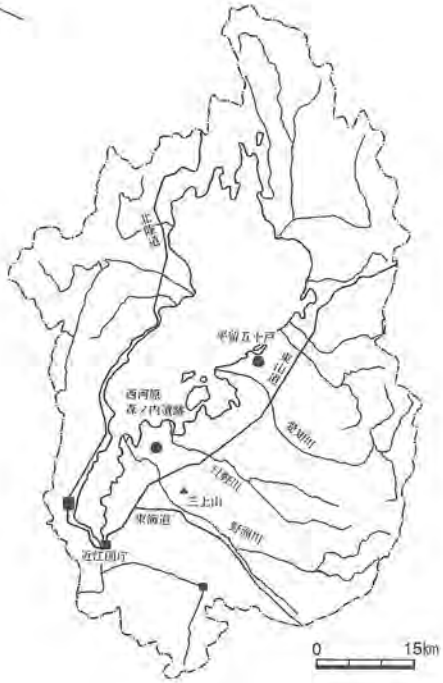

図9　西河原森ノ内遺跡位置図

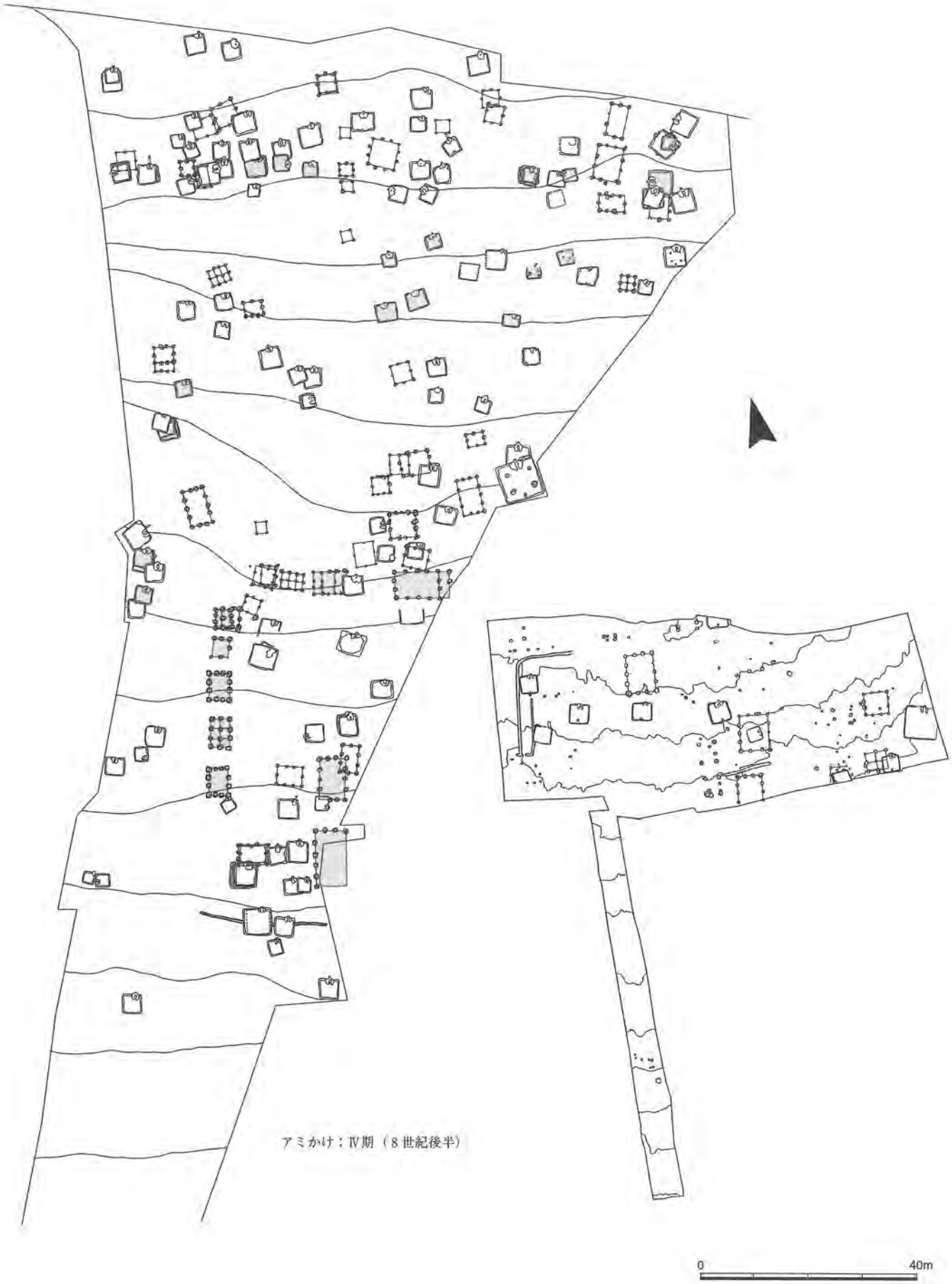

図10　静岡県東平遺跡

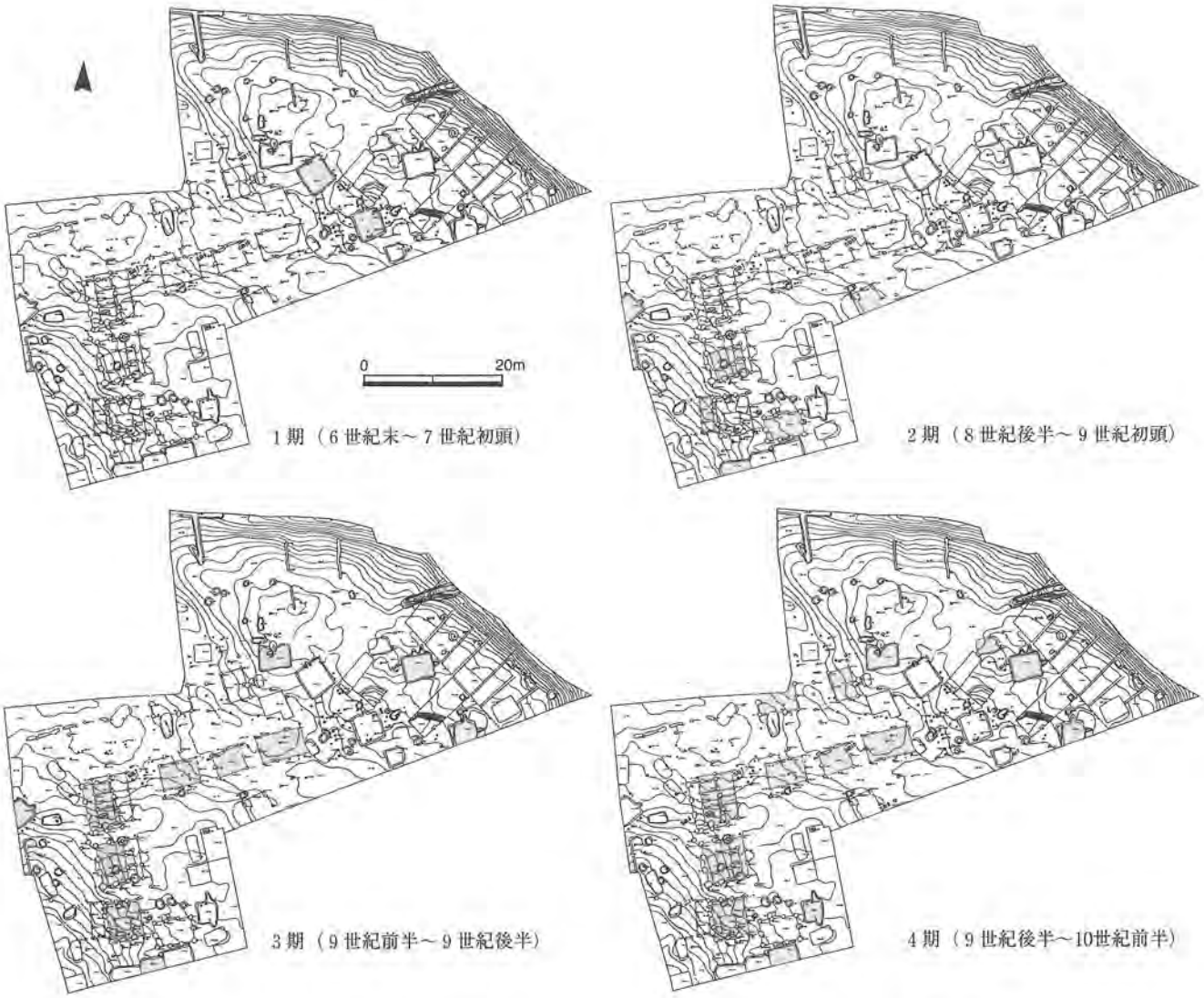

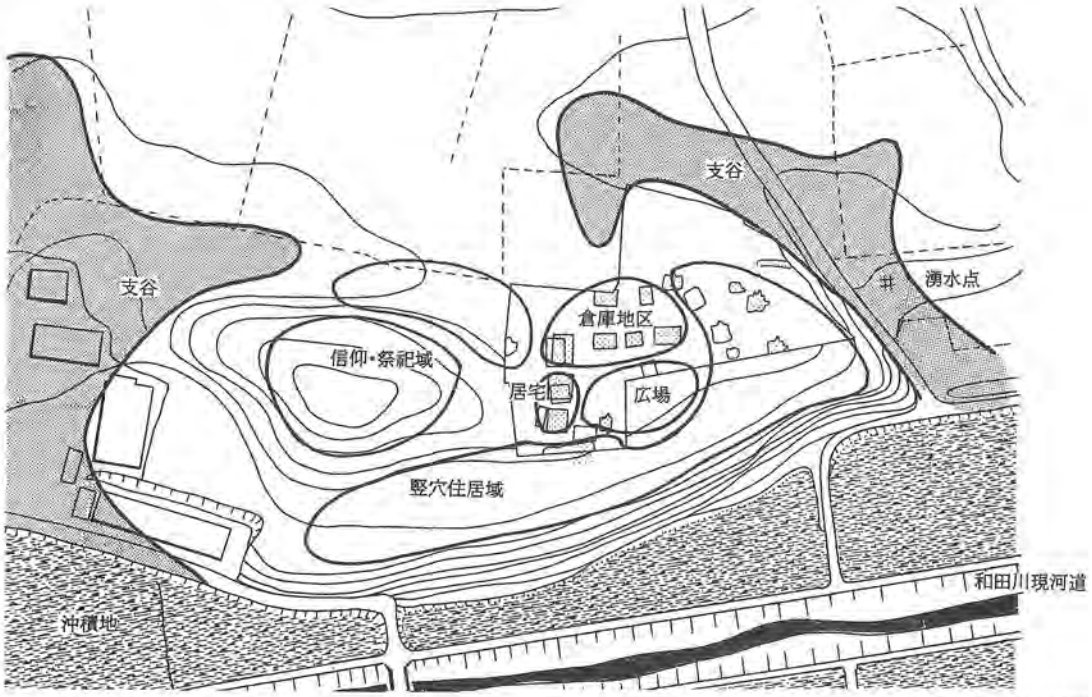

4期の集落景観想定図

図11　埼玉県丸山遺跡遺構変遷図

X-4　その他の末端官衙

別置された曹司　国衙・郡衙の曹司には国郡衙とは別の場所に置かれたものもあった。官営工房はその一つである。天平期の正税帳などには国衙が高級織物や武器などの生産に直接関与した例がみえる（Ⅵ－4参照）。茨城県鹿の子C遺跡は武器生産などにあたった国衙工房の好例である（『官衙Ⅰ』26頁図5参照）。官営工房には官衙や国分寺の造営に伴う材木や瓦などの資材、鉄・銅・塩・土器などの生産にあたる組織も存在した。また、調庸布などの税物にも官営工房で生産・調製されたとみられるものがある[1]。

福岡県野瀬塚遺跡は、長大な建物を含む南北棟主体で構成される遺跡で、筑後国三潴郡の郡司官職名を記した「三万大領」「三万少」などの墨書土器が出土している。郡衙は南西に約2.3km離れた道蔵遺跡に比定されている。この道蔵遺跡でも計画的な建物配置がみられ、「大領」「三万少領」などの墨書土器が出土している。野瀬塚遺跡は、この郡衙から離れた場所に設けられた郡衙工房である可能性が指摘され、調庸布などの織製工房かと推定されている[2]。その実務内容については検討の余地があるが、いずれにしても別置された郡衙曹司とみられる一例である。

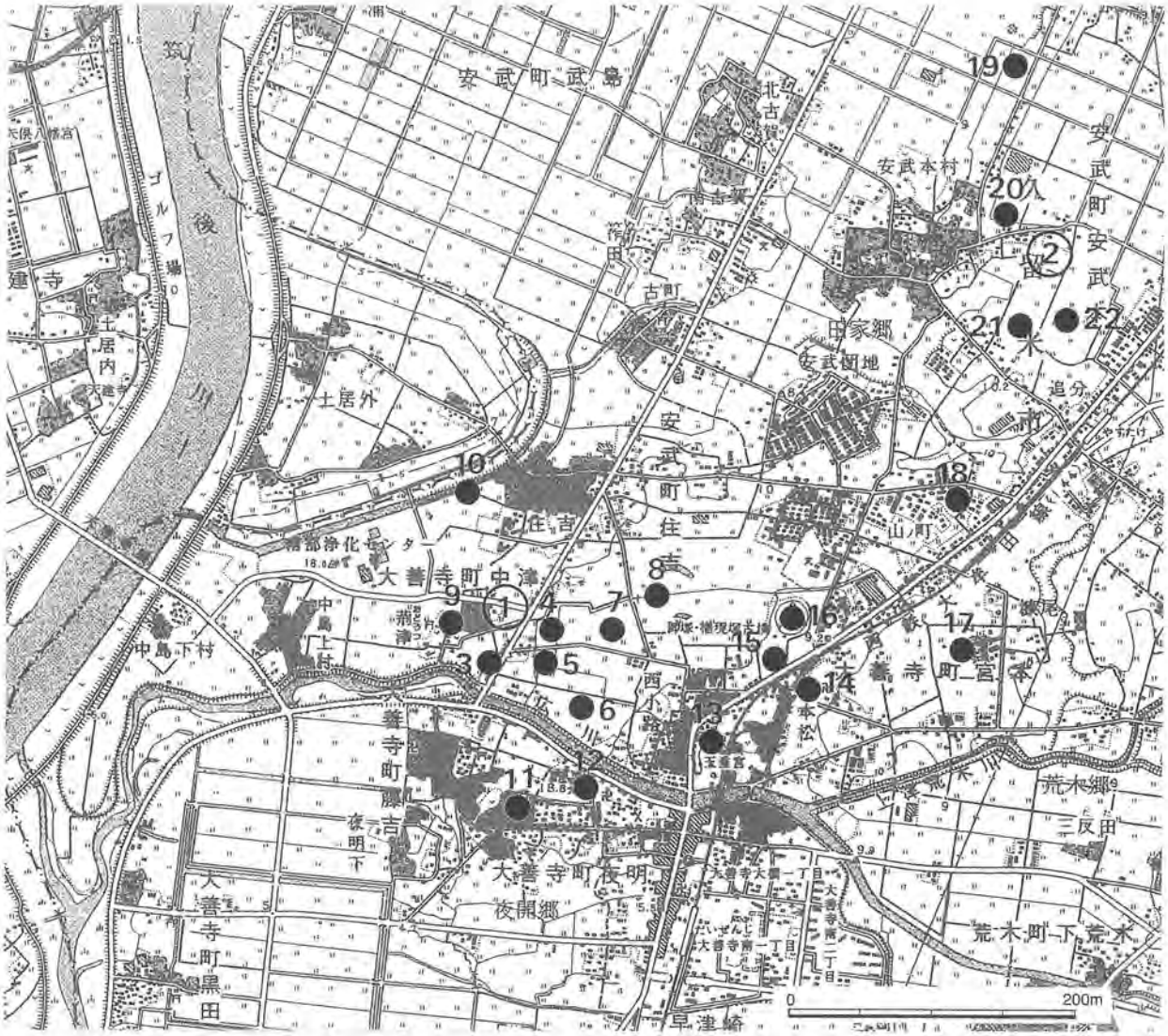

1 道蔵遺跡　2 野瀬塚遺跡　3 蓮輪遺跡　4 夫婦塚遺跡　5 天神免遺跡　6 御供田遺跡
7 伽藍田遺跡　8 汐入遺跡　9 荊津氏館跡　10 碇遺跡　11 乙名塚（伝筑後国守道君首名墓地）
12 中寺遺跡　13 大善寺遺跡　14 一本松遺跡　15 御塚古墳　16 権現塚古墳　17 東裏遺跡
18 銚子塚古墳（消滅）　19 塚畑遺跡　20 念仏塚遺跡　21 今泉遺跡　22 坂本遺跡

図1　福岡県道蔵遺跡（筑後国三潴郡衙推定遺跡）・野瀬塚遺跡周辺の遺跡分布

1～3；野瀬塚遺跡ＳＥ14出土
4～10；同ＳＫ65出土
11～15；道蔵遺跡出土

0　10cm

図２　野瀬塚遺跡・道蔵遺跡出土墨書土器

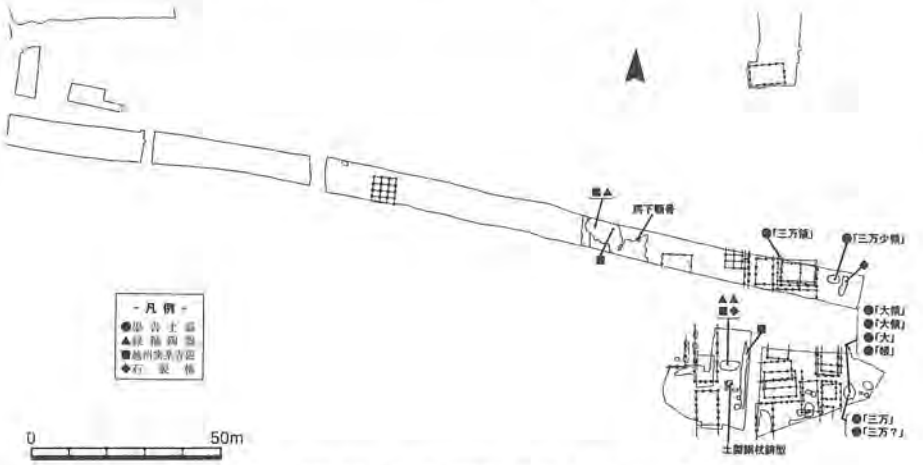

図３　道蔵遺跡の遺構配置と墨書土器出土位置

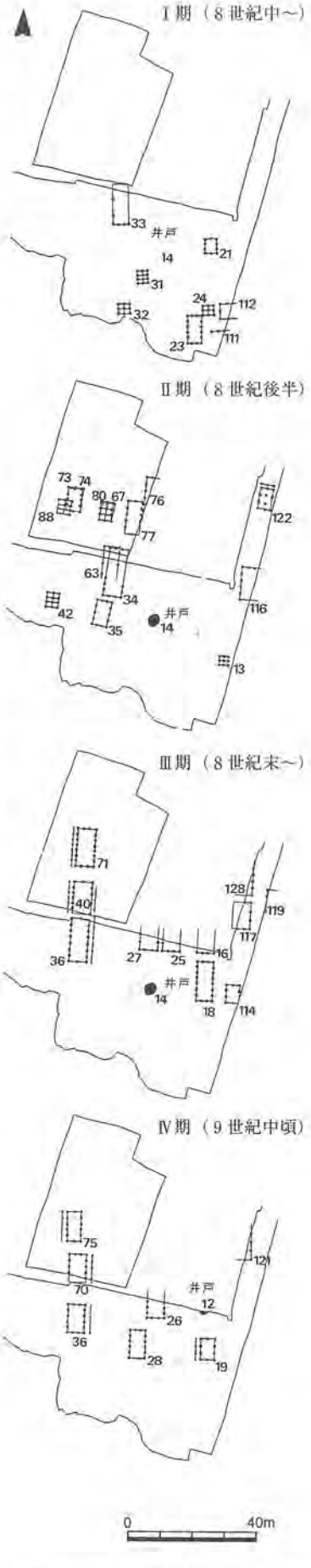

図４　野瀬塚遺跡遺構変遷図

厨家の出先施設　大阪府円明遺跡（河内国安宿郡衙）の「郡田」、滋賀県斗西遺跡の「厨田」の墨書土器は、郡衙直轄の田畑の存在を示唆する資料である。乗田を利用した「国厨田」（『類聚三代格』巻15、貞観18年閏6月25日官符）や「伝馬料田」（『平安遺文』2－339、尾張国郡司百姓等解）はその一例であろう。また、新潟県的場遺跡では、掘立柱建物、多量の魚撈関連遺物、製塩土器、木簡、帯金具などが検出されており、8世紀前半から9世紀中葉にかけて水産物関連物資を管理した遺跡と推定されている。木簡には夷狄に対する「饗給」を示唆する「狄食」の記載もみられ、越後国衙の国厨家出先機関が置かれていたとみられる。

このように、田畑の経営あるいは塩・海産物などの食糧調達にあたっては、現地に国厨家や郡厨家の出先施設が設けられていたこともあったと考えられる。

館　館にも郡衙とは別の場所に設けられたものがあった。前述したように、館は複数あり、福岡県長野A遺跡・寺田遺跡の「企救一」「企貳」の墨書土器は、「一館」と「二館」が別の場所に存在したことをうかがわせる。また、千葉県山田水呑遺跡出土の墨書土器「山口舘」は、下総国山辺郡山口郷に別置された館を意味する可能性がある（図6）。

また、後述する渡河点などにも川待ちで滞在する公的使臣らが利用する館が設けられていた可能性があろう。

また、国司館にも、国衙から離れた場所に置かれ、国司の経済活動の拠点として職分田経営や出挙経営などにあたっていたものも存在したと推定されている[3]。

布施屋　渡河点や峠の難所などには運脚夫などの往来に備えた布施屋が設けられることがあり、国家を維持する交通施設としての機能を分担していた。大和国十市郡に置かれた東大寺の布施屋には倉や桁行15間の廂付板屋がみえるので（『大日本古文書』6－120）、交通の要衝で検出された倉や長舎遺構の性格としては布施屋も考慮すべき対象となる。

X－5で述べるように、渡河点の布施屋の造営に際しては、仏教思想が大きな役割を果たしていたとみられ、知識によって造営された布施屋もある。

ただし、布施屋の場合は、運脚・役夫などの宿泊供給施設であるので、施設としての格式は低く、建築技術的にも通常の地方官衙施設より劣っていた可能性もあろう。

津・市　国府津・郡津や市にも国衙・郡衙から離れた場所に設けられたものがあったと考えられている。岡山県百間川遺跡は国府津関係の施設とみられている一例である。

伝馬所　また、赴任国司などの伝馬使が利用した伝馬や伝子は、郡衙に配属されていたものと、郡衙とは別の場所に配置されたものとが存在した可能性が高い。『三代実録』貞観6（864）年12月10日条に「駿河郡帯三駅二伝」とあるのは、少なくとも郡衙以外にも伝馬の配置された場所が存在したことを示す史料である。これを足利健亮氏にならい伝馬所と仮称したい。

送迎の場　国家の交通機能を支えた場としては、国司などの迎送の場もあげることができる。河内国安宿郡内に位置する大阪府駒ヶ谷遺跡では「古厨」の墨書土器が出土している。この墨書は隣郡の古市郡衙の厨家がこの場所での供給に動員されたことを示している。この場所は竹ノ内街道沿いで大和国との国境に近く、国境を越えて往来する公的使臣らの迎送供給の場として機能していた可能性が高い。国境や郡境に位置する遺跡の場合には、このような公私送迎の場という性格についても考慮する必要がある。

目代所　次の平城京二条大路木簡には目代所がみえる。

［　］
・目代所　駿河国有度郡當見郷　　宇度
・　　従七位下□□林朝臣

この目代所は「税などの物資の収納と中央への貢進を管理した現地代官所的な組織」で皇后宮の所管であったと推定されている[4]。国衙が、中央貴族・寺院の封戸や中央官衙直轄の封戸などから徴税し輸京する役割を果たすためには、このような現地代官所的な組織が別に設けられていたとみられる。そして、目代所は国衙・郡衙と連携しながら税物貢進などの機能を果たしていた可能性が高い。前述した兵庫県山垣遺跡は、氷上郡衙東部支所で中央貴族か官司の職分田耕作などにも関与した目代所としての機能をも果たされていた可能性を示唆している（X－1参照）。

国分寺の下部組織　須田勉氏は、下総国山辺郡山口郷内の大網山田台遺跡群などから出土している墨書土器「山邊万所」「山万所」について検討し、上総国分寺の財政基盤を確保する寺家の下部経営組織を示すと解している[5]。「所」は下野国府出土木簡に「郡雑器所」とみえるように、国政段階に限定使用されているわけではないので、山辺郡衙の下部機関や目代所を指す可能性も残ると思われる。しかし、このように官寺の下部組織が村里に設けられていた可能性も十分念頭に入れた検討が必要であろう。

調庸物の一時的保管施設　このほかに、郷内の税物徴収・合成・一時的保管施設などが郡衙の出先施設として設けられていた可能性もあろう。　（山中敏史）

〔注〕(1) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。(2) 松村一良「西海道の官衙と集落」『新版古代の日本3　九州・沖縄』角川書店、1991年。(3) 鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。(4) 中林隆之「東大寺封戸の形成と皇后藤原光明子」『国立歴史民俗博物館研究報告』93、2002年。(5) 須田勉「国分寺と山林寺院・村落寺院」『国士舘史学』10、2002年。

図5　千葉県山田水呑遺跡

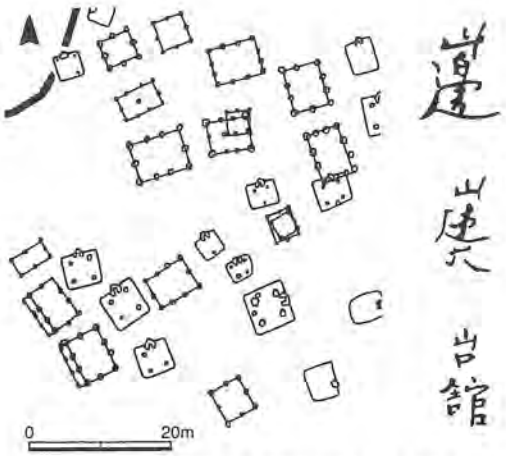

図6　山田水呑遺跡B地区建物群と土器墨書

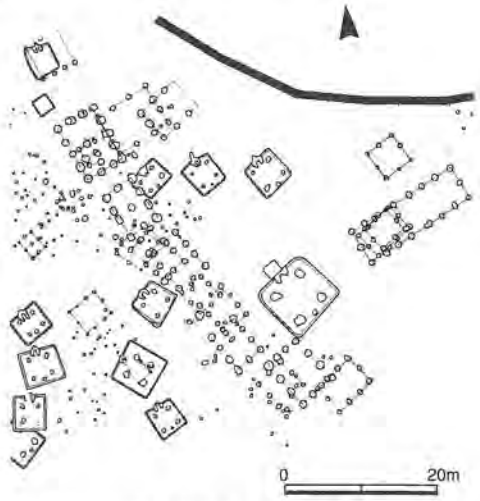

図7　山田水呑遺跡D地区主要部建物群

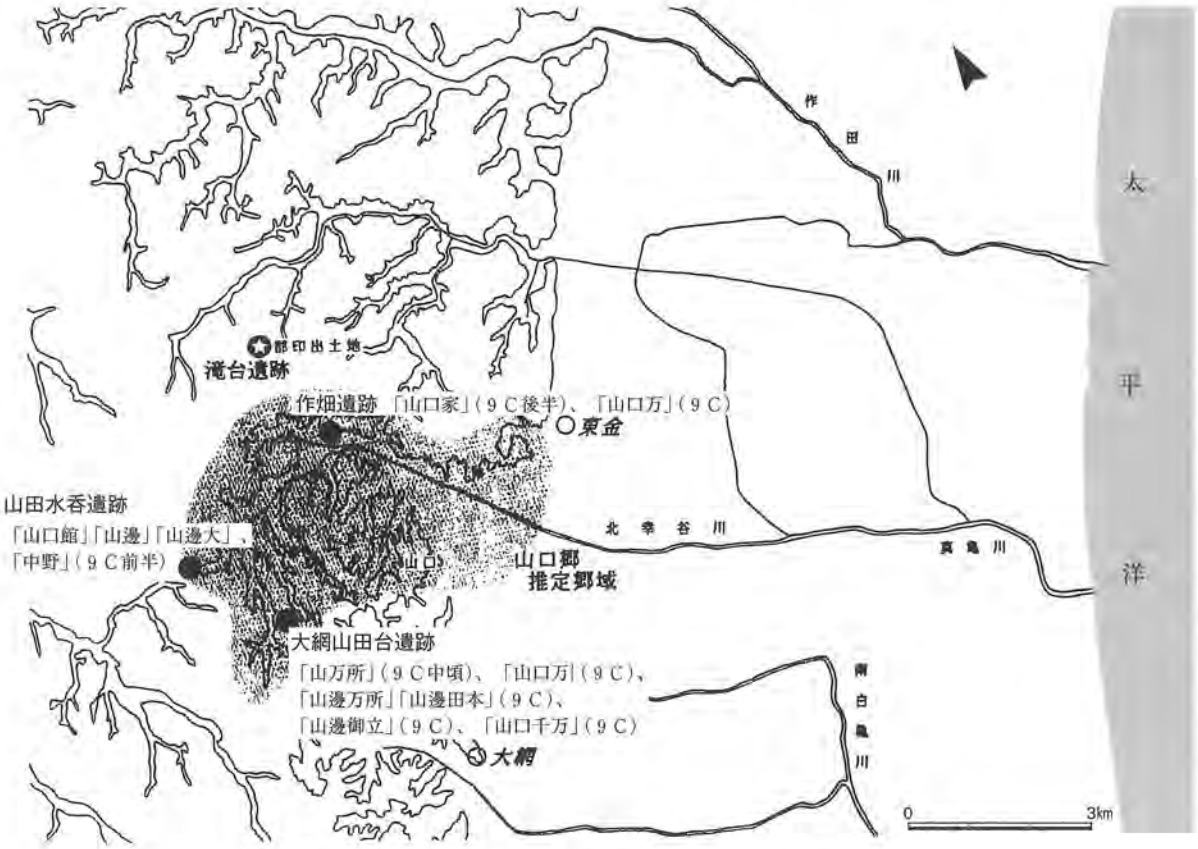

図8　下総国山辺郡山口郷と関連遺跡出土墨書土器銘

X-5　官衙補完施設

郷家（里家）　『令集解』儀制令春時祭田条によると、春時祭田の日に村の人々が集い「郷飲酒礼」という饗宴が催された。この饗宴は、尊長養老の道を知らしめ、国家の法を告げる場であった。その酒食はもとは村内での出挙によって準備されていたが、養老令制定段階では酒肴等の経費は公廨から支出されるようになった。古記には、この郷飲酒礼の備設において「郷家」が責を負ったことがみえる。

この「郷家」を郷段階の官衙と解するか、郷長の家とみるかで議論があるが、前述したように後者が妥当であろう（X－1参照）。しかし、律令国家の秩序を維持し法を周知せしめる郷飲酒礼という饗宴に際して、郷家は酒肴準備をはじめとして郷飲酒礼遂行の責務を負っていたと考えることができる。この春時祭田条にその一端がうかがえるように、郷長の家は私的な居住施設でありながら、国家による地方支配遂行の一翼を担っていたわけであり、官衙を補完する補助的施設としても機能していたとすることができる。

栃木県多功南原遺跡は有力層の居宅二か所を含む集落遺跡である。そのうち東南部の居宅では須恵器大甕多数を収納していたとみられる側柱建物や硯が検出されている。大甕には酒の醸造・貯蔵などの用途を推定でき、上記の郷飲酒礼の酒肴設備との関係を想起させる。また、硯は居宅で事務処理などもおこなわれていたことを示している。

また、多功南原遺跡ではこの遺跡が属する郷名を記した「三川」の墨書土器が出土している。また、滋賀県野洲郡内では、複数の遺跡からそれぞれの所属郷名を記した墨書土器が出土しており、前掲の兵庫県山垣遺跡やそれに近接する七日市遺跡からも「春部坏」「春マ」「春部郷」の郷名墨書土器が出土している（219頁図8）。これらの郷名墨書土器は、各郷所属の食器が準備されていたことを示すものであろう。この郷所属の食器は、郷飲酒礼の場で使われたり、また、郷内を巡行する国司・郡司への供給、国衙・郡衙やその出先施設に出向いた給食活動、あるいは当郷所属の徭丁らに対する給食用食器などとして用いられたものとみられる。こうした食器も日常的には郷家あるいは社首の居宅などで管理されていた場合が多かったであろう。

このように、各郷内には末端行政の遂行を補完していた民間施設や場が存在していたと言えよう。

税物加工集落　静岡県藤井原遺跡や御幸町遺跡は、堝型土器が多数出土することから調堅魚の加工など「国府に付属した水産加工センター的な役割を果たしていた」と想定されている[1]。これらの遺跡は竪穴建物群主体で構成される集落であり、集落の中にはこのように貢進用税物の集荷や集中的加工などをおこない、官衙の徴税輸京業務の一翼を担っていたものも存在した。こうした官衙機能を補完する集落についても大いに注意を払う必要がある。

寺院　寺院の中にも広義の公的交通機能の一端を担ったものが存在した。群馬県上西原遺跡は建物配置等から寺院跡とみられる遺跡であるが、「大守」「大□」「目」などの墨書土器などが出土している。これらは、国司の巡行などに際して寺院が給食の場とされたことを示す可能性がある。

また、『類聚三代格』承和2(835)年6月29日太政官符によると、浮橋や布施屋の造営、渡船の設置を大安寺僧に指揮させ、国司とともに講読師をその検校や修理にあたらせている。この史料は、行基による架橋記事、宇治橋断碑からうかがえる僧道昭による架橋勧進[2]なども参照すると、渡河点施設や津泊施設の造営にあたって仏教思想が大きな役割を果たしていたことを示している。したがって、河川や海岸近くの寺院の中には、山城国の泉橋寺のように、渡河・渡海関連施設の造営修復や渡河や水上交通などの安全祈願の拠点となって、国家の交通システム・税物貢進システムを支える機能を果たしていたものがあった可能性がある。寺院跡の調査研究にはこうした視点も考慮すべきであろう。

その他の官衙補完施設　静岡県伊場遺跡や兵庫県吉田南遺跡・佐賀県吉野ヶ里遺跡などでは、郡衙に隣接して小規模な倉庫群が多数造営されていることが明らかにされている。この総柱高床倉庫を主とした構成は集落の一部とはみなしがたく、郡衙と密接な関係のもとに設けられた民間施設とするのが妥当で、借倉あるいは郡衙の維持・運営に必要な物資調達や税物集散といった交易活動を補完する倉庫の役割を果たしていたと推察できよう。

また、駅戸集落なども、それ自体は官衙ではないが、駅馬の飼育や駅子の供給など駅家の機能を維持した官衙補完施設として位置づけることができるし、豪族居宅自体も官衙機能の一端を担っていた蓋然性が高いであろう[3]。

官衙関連遺跡として把握されている例には、このほかにも多様な末端官衙が少なからず含まれていよう。したがって、その遺跡ではどのような機能が果たされていたかを総合的に検討し、あらゆる可能性の中からその遺跡の性格を絞り込む方法をとるのが賢明である。　（山中敏史）

〔注〕(1) 原秀三郎「兵庫県三条九ノ坪遺跡出土の壬子年木簡と大化年号問題」『国史研究室通信』18、京都大学国史研究室、1999年。(2) 仁藤敦史「調・庸の貢進と地方財政」『静岡県史通史編1　原始古代』1994年。(3) 広瀬和雄「畿内の古代集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』22、1989年。

〔参考文献〕　山中敏史「律令国家の地方末端支配機構－研究の現状と課題－」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』奈文研、1998年。

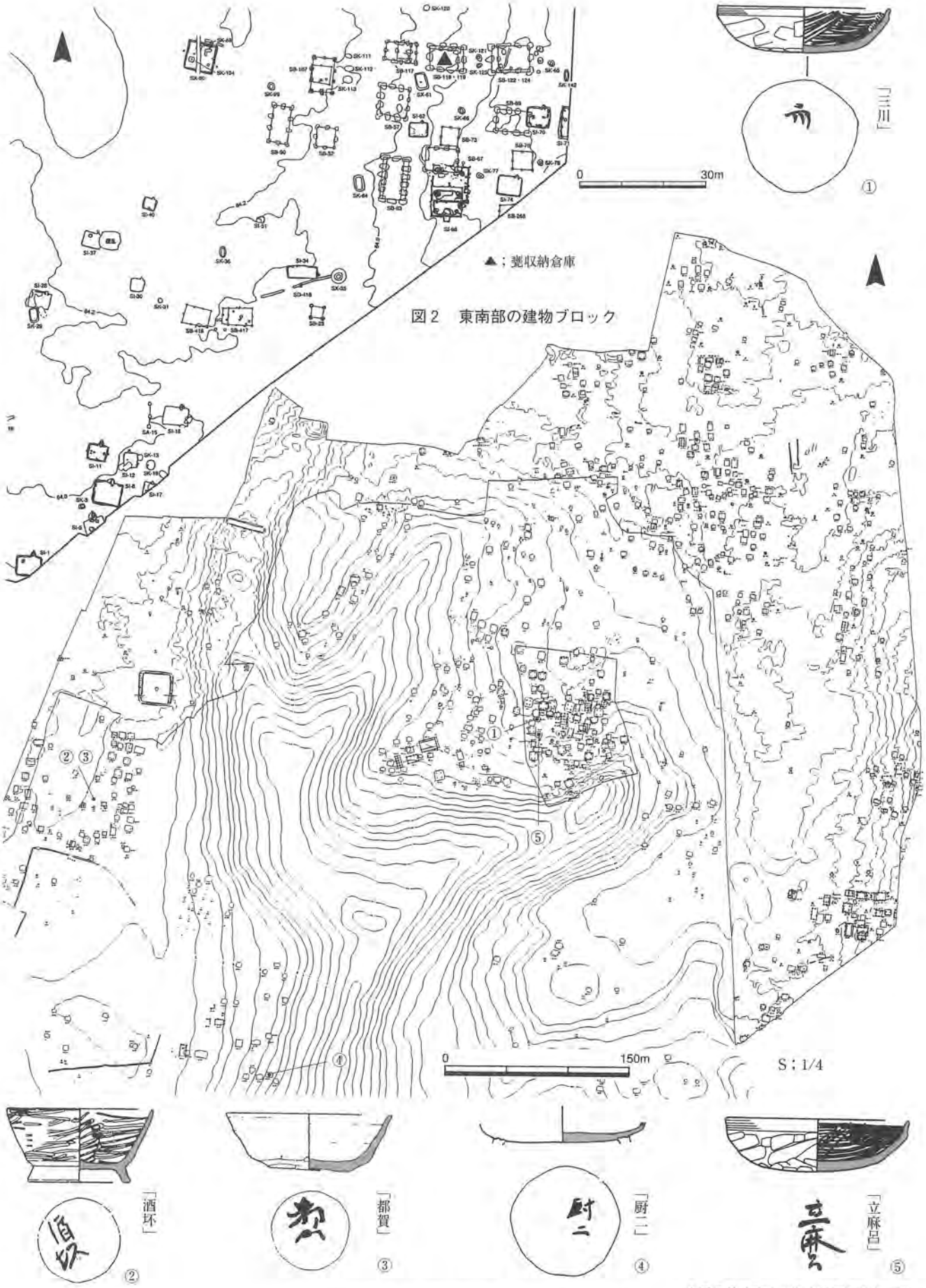

図２　東南部の建物ブロック

土器番号は図中の出土位置番号と一致

図１　栃木県多功南原遺跡遺構図と出土墨書土器

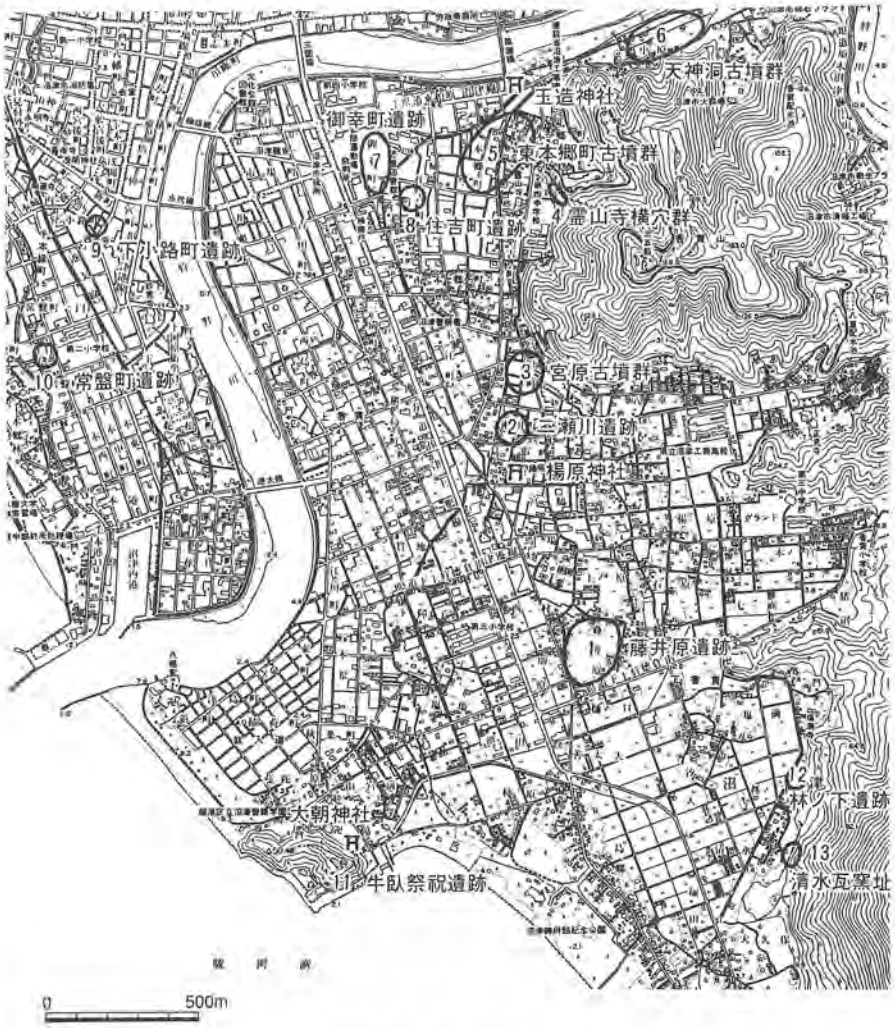

図3　静岡県藤井原遺跡・美幸町遺跡と周辺遺跡

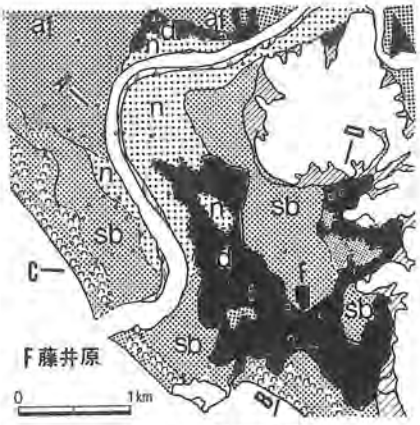

af；黄瀬川扇状地
sb；砂礫洲（砂丘）・砂堆地
d；三角州・後背湿地・谷底平野
n；自然堤防

図4　藤井原遺跡周辺の地質

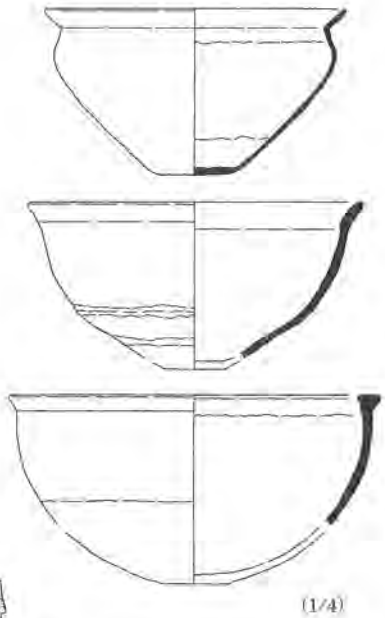

図5　藤井原遺跡出土埵型土器

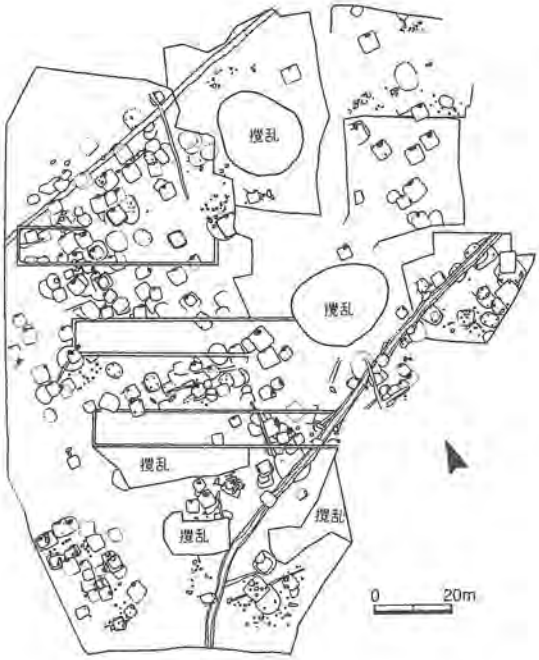

図6　美幸町遺跡遺構配置図

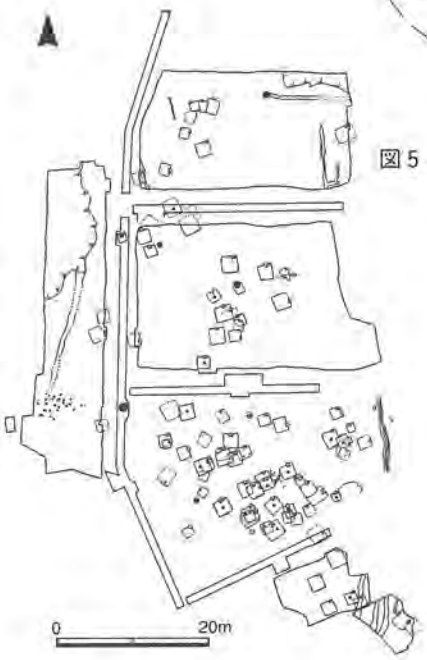

図7　藤井原遺跡律令期の遺構

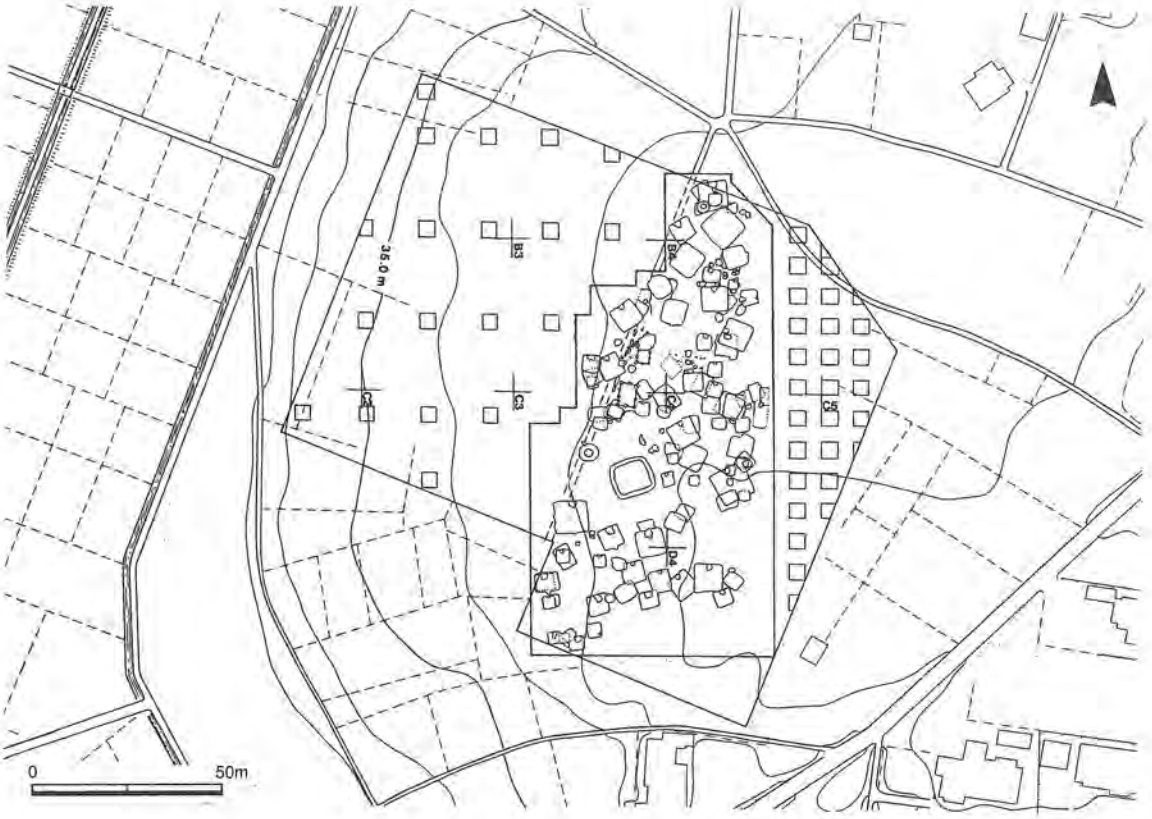

図８　茨城県大塚新地遺跡全体図

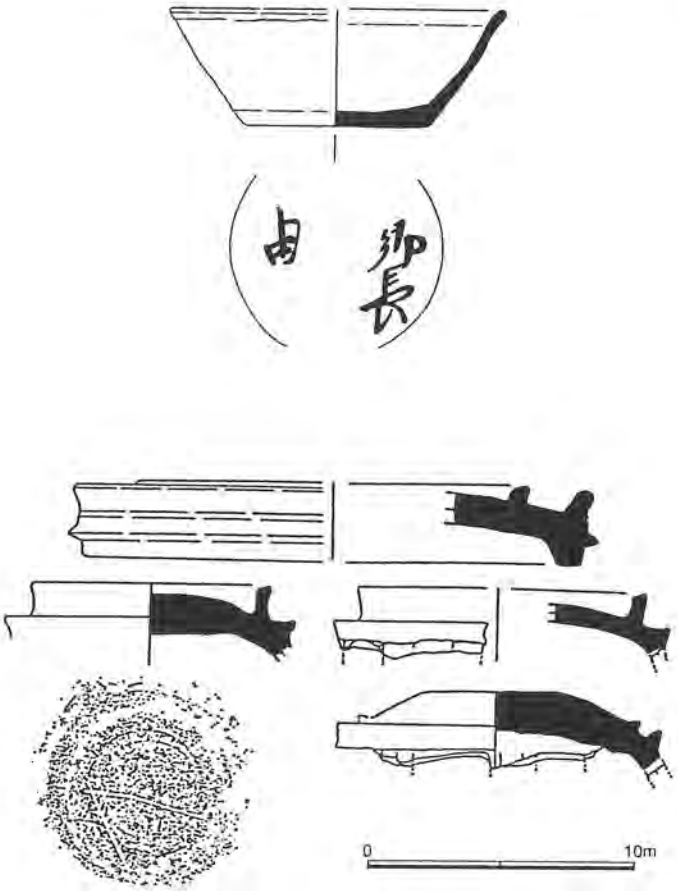

図９　大塚新地遺跡出土の墨書土器と硯

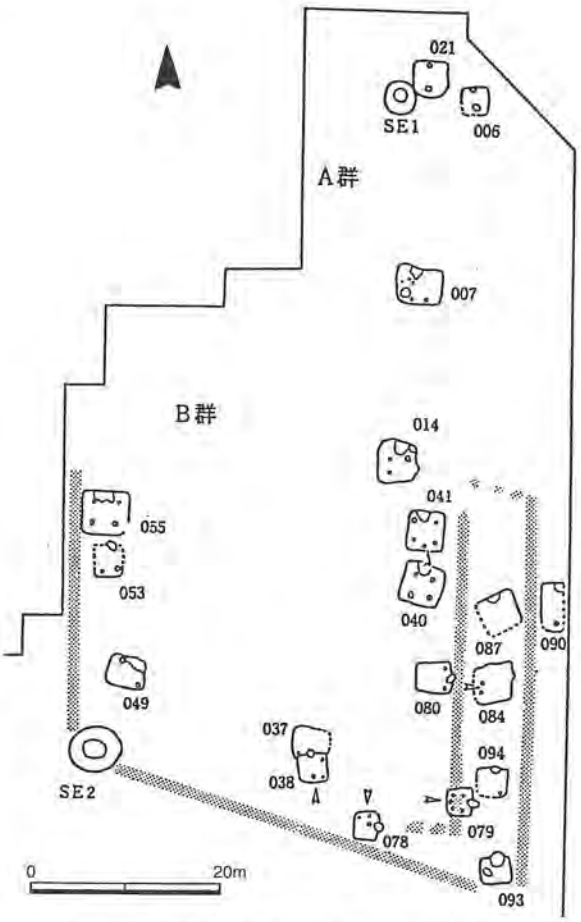

図10　大塚新地遺跡Ⅲ期（９世紀中葉）遺構配置図

X-6　地方豪族居宅

地方の政治的・経済的有力者である豪族[1]の居住施設であり、また農業等の経営拠点でもあった施設に地方豪族居宅（以下、居宅と略す）がある。この居宅も末端行政の一翼を果たした官衙補完施設の一つと推測しうる。ここでは、その施設を中心に整理し、官衙施設との異同等について触れることにする。

居宅の空間的構成　居宅は、居住・家政関係施設の空間と収納施設の空間とで構成されるのが一般的である。

居住・家政空間は、主屋、副屋、竈屋・納屋などとみられる数棟の建物群、主屋前面の中庭などを主要な構成要素とする。主屋が中庭とセットになる傾向は、主屋・広場が地域社会における紛争の調停の場、豪族による経営の事務処理などの家政機関的役割を果たす場でもあったことを示唆し、また、末端行政を補完する儀礼的行為や饗宴の場としての利用も推察させる。このほかに、井戸、仏堂、工房、畑地などを伴う場合もある。また、献物叙位関係史料（表1）などからみて、畜舎を伴う居宅も存在したとみてよい。一方の収納空間は、総柱高床倉庫群や側柱建物の屋で構成される。

これらの両空間は区別されている傾向はあるが、両者の間が塀や溝などで遮蔽・区画されたり、広い空閑地を挟んで隔てられている例はほとんど無く、両者が一体的に配置されている例が多い。

倉庫群は主屋からみて北側や西側に設けられる遺跡例が8割ほどを占めている。おそらく、居宅敷地内における倉庫の位置については共通した意識・観念が存在していたことによるのであろう。したがって、今後の調査では、居住空間とみられる一角が発見された場合、その北や西側における倉庫の有無確認なども試みる必要があるし、逆に倉庫群を検出した場合には、その東側や南側に居住・家政関係施設が付随していないかを調査する必要がある。その有無如何によって、その倉庫群の性格が末端官衙としての収納施設であった可能性が高いのか、居宅の倉庫群としての基本的性格を有すると捉えるべきものか、を判断しうる資料が得られることになる。ただし、福島県根岸遺跡や埼玉県百済木遺跡B区の例のように、居住空間に隣接した場所には高床倉庫群を設けていない場合もある（図1・2）。

居宅の敷地を囲繞する施設には、前掲の百済木遺跡や宮城県壇の越遺跡29S区（『官衙Ⅰ』98頁図3参照）などのように、掘立柱塀・柵や溝などの例がある。しかし、そうした明確な囲繞施設が検出されていない例の方が多い。

居宅には、福島県正直C遺跡のように、上記の居住・収納空間からやや離れた場所に掘立柱建物や竪穴建物などが検出されている例もある。また、千葉県山田水呑遺跡で検出されている数ブロックの建物群全体を郡司クラスの居宅と解する原秀三郎氏の見解もある[2]。居宅中枢部以外の竪穴建物や掘立柱建物群は、居宅を構成する同族や非血縁的な構成員の居住施設か、あるいは作業施設等にあたるか、または豪族とは別の百姓の居住単位なのか。これらの諸施設をどう把握するかは豪族の家族構成やその居住形態・生業形態の理解とも関わる重要な問題であり、今後の調査研究の大きな検証課題と位置づけるべきであろう。

建物の構造　居宅の建物の多くは掘立柱建物で、居住・家政空間の一部に竪穴建物を伴う場合もある。

関東以北の居宅では、前掲の百済木遺跡例や正直C遺跡、栃木県多功南原遺跡例のように、掘立柱建物群で構成される居住空間の一角またはその隣接地に大型の竪穴建物を設けている居宅の例が多い。この竪穴建物は竈屋とも推定されている。前掲の壇の越遺跡29S区の例にみられる大型の平地式建物は、この竪穴建物が変化したものとみられる（『官衙Ⅰ』98頁図3参照）。西日本の居宅では竪穴建物を伴う例は少ないが、高知県十万遺跡や福岡県フルトノ遺跡などの例がある。

主屋には廂付建物が多くみられる。この点は集落の建物群とは異なる特徴といえる。

瓦葺は、京都府畑の前遺跡などごく一部の居宅に、甍棟か熨斗棟の建物とみられるものが存在する程度である。おそらく仏堂などに採用されたものであろう。

これらの居宅の建物群には、柱穴や柱筋の通り具合などの点で集落の建物と似た特徴を有するものが多い。また、古墳時代以来の竪穴建物の系譜を引いたとみられる掘立柱建物構造が採用されている例がある[3]。一方、滋賀県長畑遺跡で検出されている居宅中枢部の建物群には官衙施設と同質の特徴が認められる。こうした居宅建物の建築構造・建築技術上の特徴も、居宅造営と官衙施設造営とにおける造営方式の異同、豪族の階層による差異、あるいは地域差・時期差との関係などを考える上で注目すべき点である。

建物規模　建物全体の平面積の点では、地方官衙では50㎡以下が72%、50㎡以上が22%であるのに対して、居宅では86%・14%であり、官衙施設より総体的に規模が小さい。しかし、集落では50㎡以上の建物はほとんどみられず、集落とは異なる居宅の特徴の一端がうかがえる。

また、居住空間の側柱建物群の総床面積は200㎡以上に及ぶ。一方、畿内集落の大阪府郡家今城東遺跡では、その単位集団として取り上げられている建物群のうち、側柱建物の総面積は平均100㎡弱であり、ここにも居宅と集落との差が見いだせる。

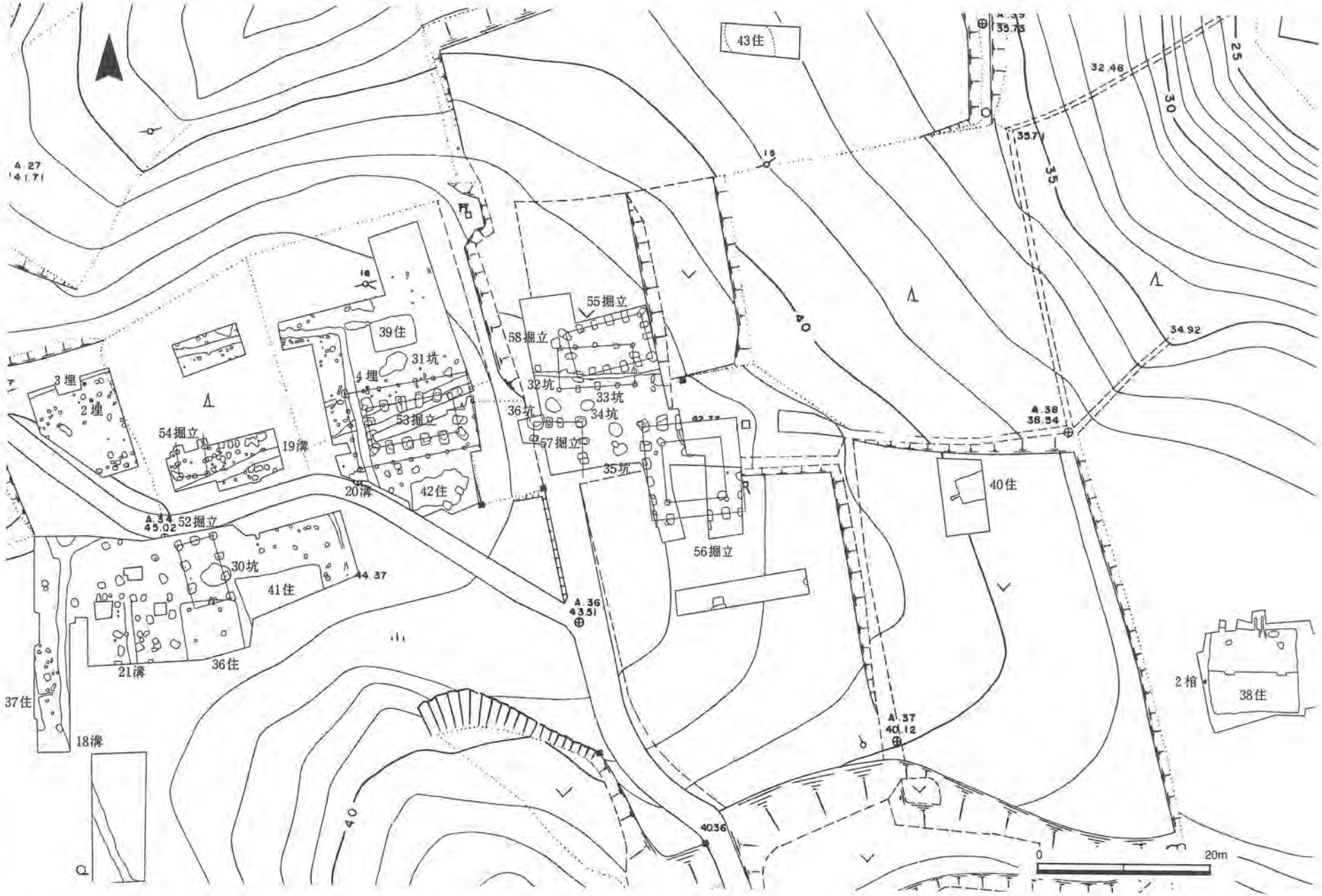

図1　根岸遺跡検出の豪族居宅

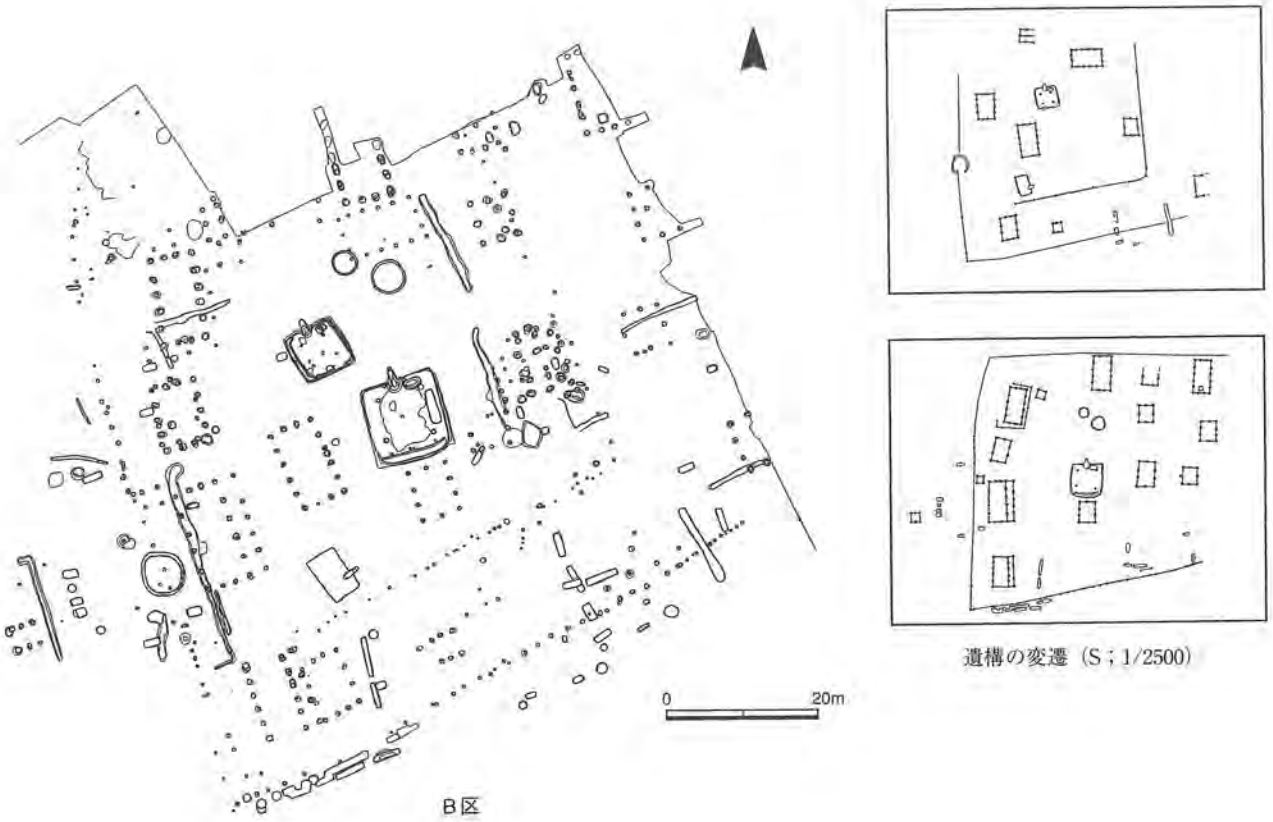

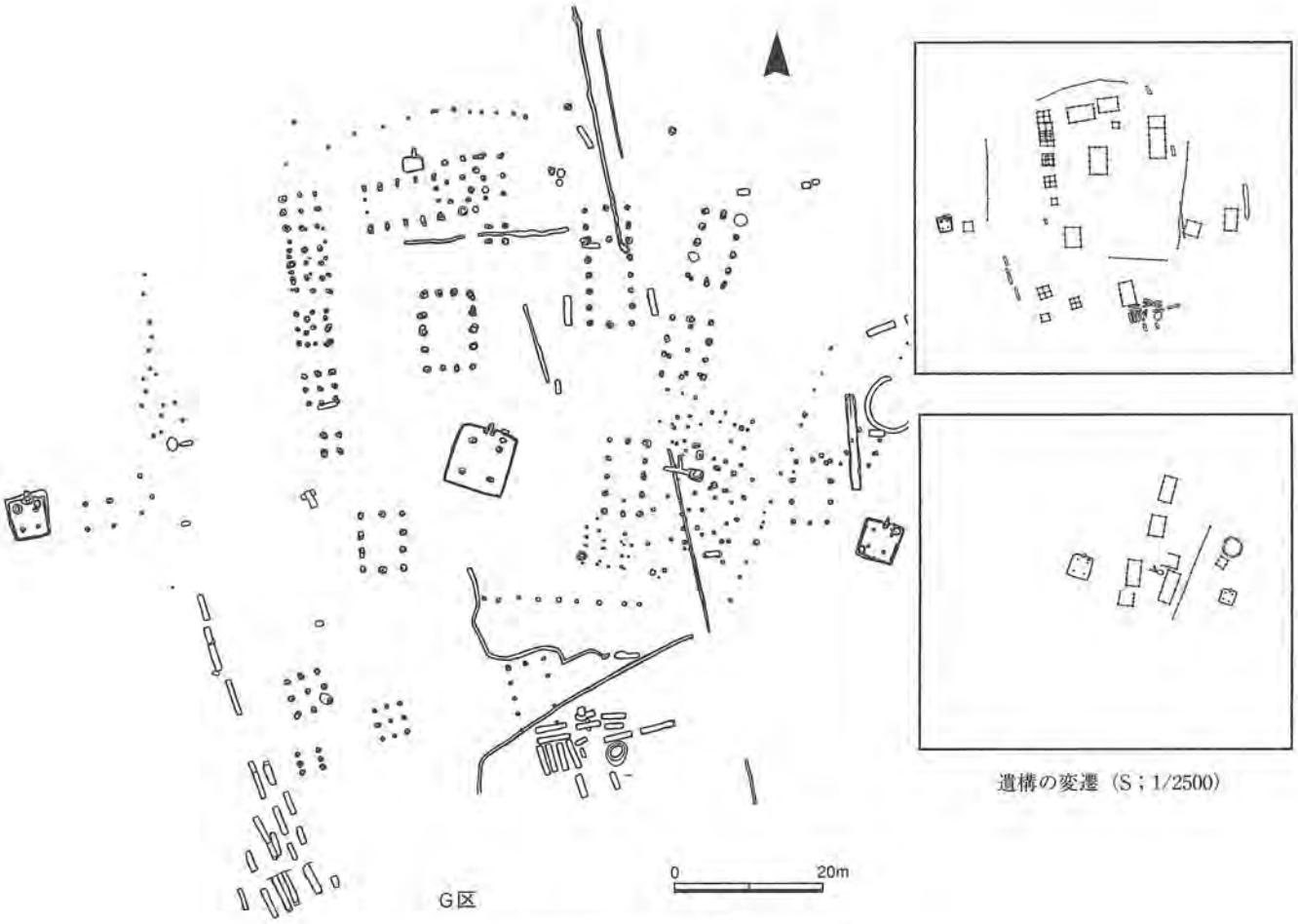

図２　埼玉県百済木遺跡の掘立柱建物群

図3　福島県正直C遺跡遺構配置図

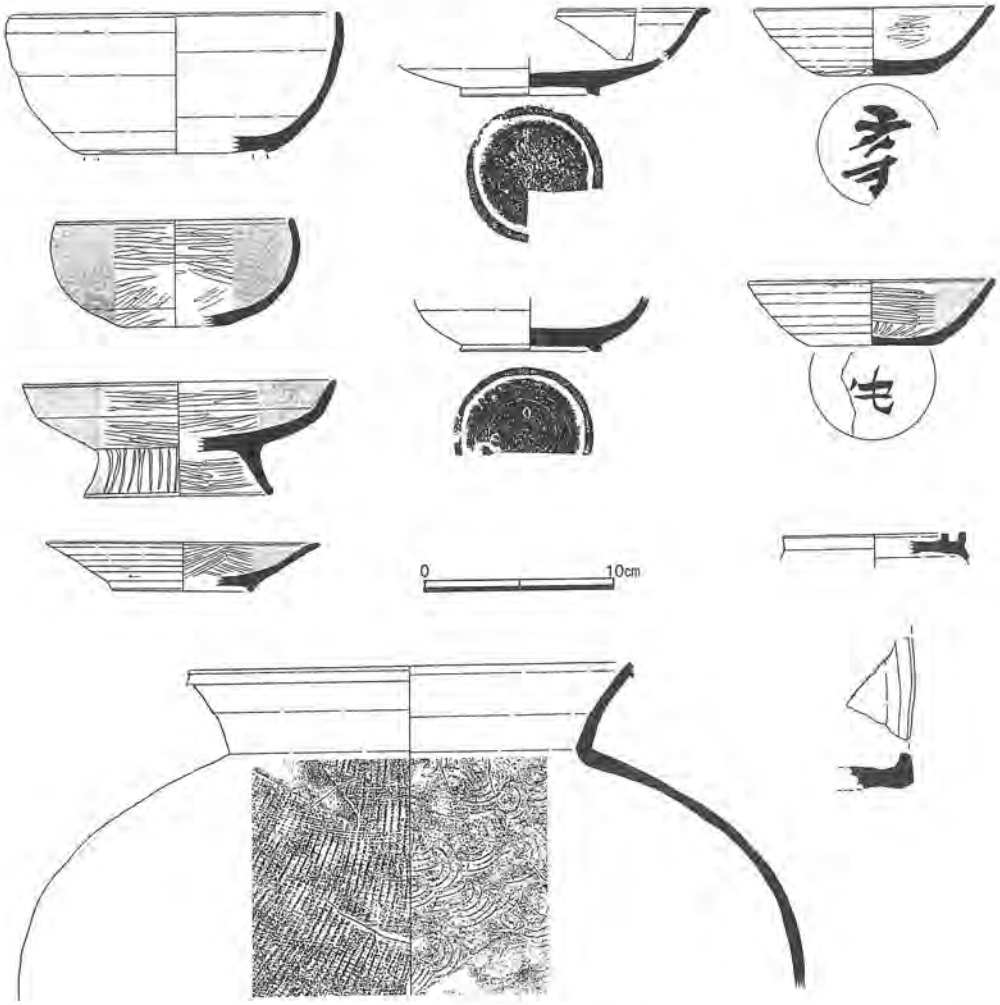

図5　正直C遺跡出土土器

図4　正直C遺跡遺構変遷図

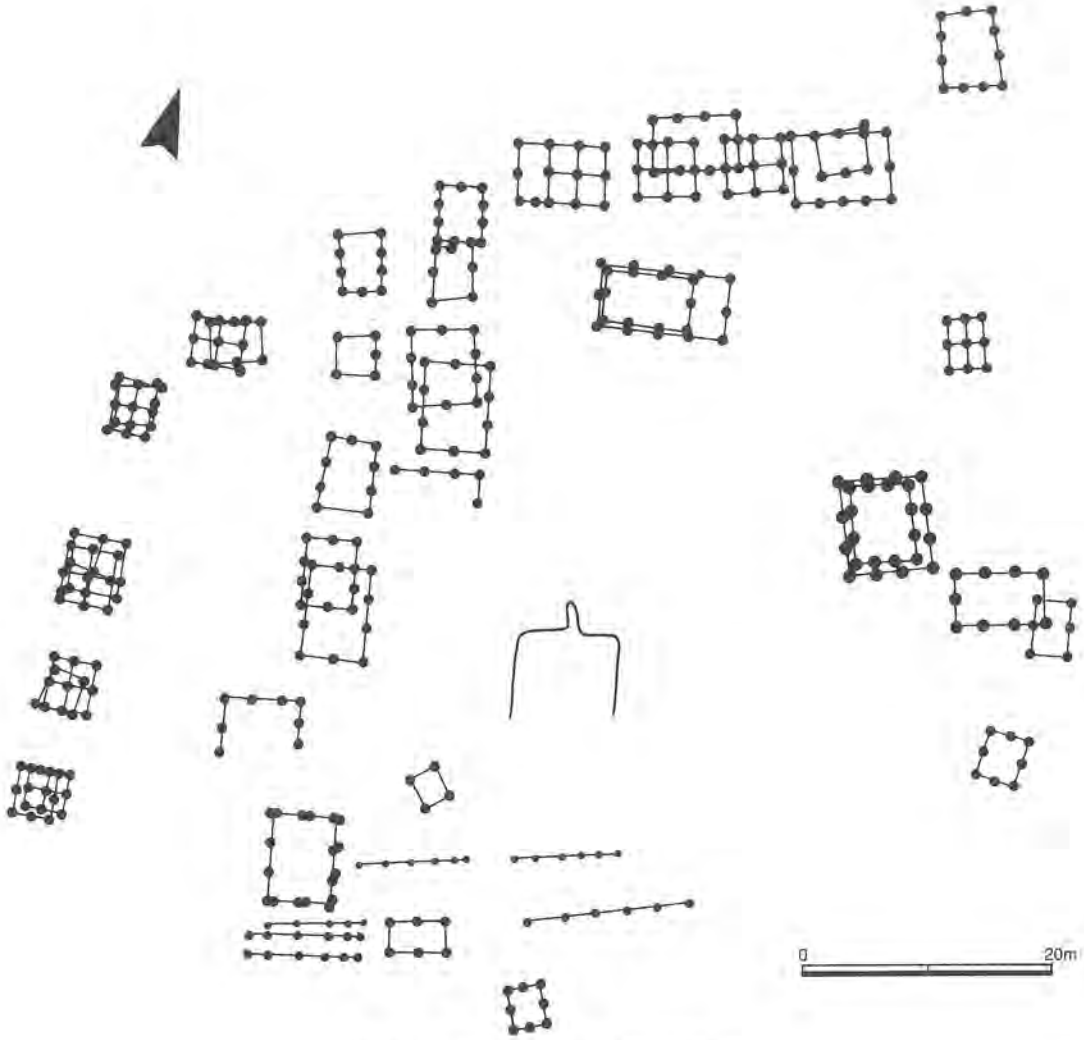

図6　福島県東山田遺跡遺構配置図

図7　高知県十万遺跡遺構図

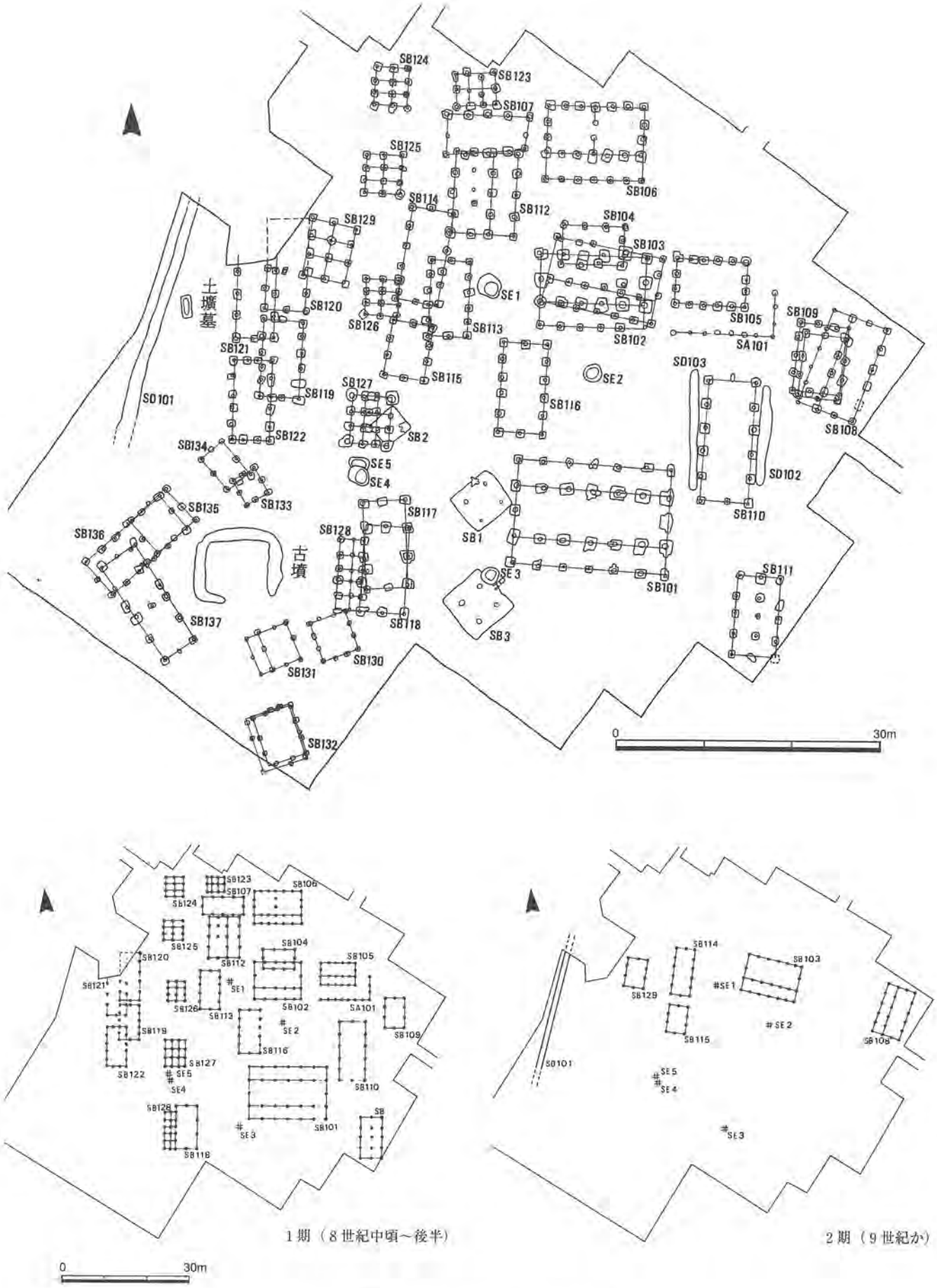

図8　滋賀県長畑遺跡遺構図と遺構変遷図

この集落の単位集団は郷戸あるいは房戸に比定されている。戸籍によると、郷戸の平均戸口数は20～25人、房戸は10人程度である。したがって、その2倍以上の床面積を有する居宅の場合には、通常の郷戸の戸口数をはるかに超える居住人数を推定することができよう。

収納空間を構成する総柱高床倉庫には2×2間のものが多く、3×2間、4×2間がこれに次ぐ。この点は3×3間、4×3間の例が多い正倉の倉とは異なる特徴であり、集落の倉と類似する。また、柱間寸法でも、正倉には7尺や8尺の例が多いのに対して、居宅や集落の倉では5尺・6尺と短い柱間をとる例が多い。

平面積の点では、『古代の官衙遺跡Ⅰ』Ⅶ－2で述べたように、正倉の倉が25㎡以上、平均50㎡程度であるのに対して、居宅や集落の倉は5～20㎡に集中しており、官衙と居宅とでは統計的に明確な違いが認められる（『官衙Ⅰ』150・151頁参照）。このような小規模の倉は、前述したように稲倉とすれば穎稲収納用であったとみてよい（Ⅶ－5参照）。

収納施設の屋とみられる側柱建物も2×2間から3×3間程度の小規模のものがほとんどであり、集落にみられる建物と類似する。ただし、屋の場合には、前述した多功南原遺跡例（Ⅹ－5参照）や島根県芝原遺跡SB06のように、須恵器大甕を据え置いたとみられる建物もあり、穎屋とは異なる用途についても十分気を配らなくてはならない。

敷地面積　居宅では囲繞施設が検出されないことが多いが、居住・家政空間や収納空間の建物群が集中している範囲を仮に敷地面積とみなすと、ほとんどが約1600㎡から7000㎡ほどの範囲に分布している。

史料に見える10世紀以前の家地を分析した金田章裕氏の研究によると、家地は1段（約1000㎡）前後のものと、3段（3000㎡）以上のものとに分かれ、前者は一般農民の家地、後者は貴族の所有する家地と推定されている[(4)]。

こうした研究成果も参照すると、敷地面積が1000㎡をはるかに超える規模の宅地は居宅に伴う可能性が高いと言えよう。そして、居宅の敷地面積は数ランクに分かれ、敷地面積の広い居宅の方が建物構造や建物配置の点でも整っている傾向がある。この点を考慮すると、豪族の階層差が居宅の敷地面積にある程度反映されている蓋然性が高く、この敷地面積と実際の階層との対応関係について明らかにしていくことも今後の居宅の調査研究の課題の一つである。

存続期間　官衙施設には、同じ場所で長期間存続している例が多い。これに対して、居宅では短期間で廃絶または移転するという傾向がみられる。また、1回ないし2回の建て替えがみられる居宅例においても、同一位置で同じ建物配置が踏襲されることはほとんどなく、建物配置に大きな変化がみられる。こうした傾向は、恒常的な機能の維持が図られた官衙と、在地社会における諸環境の影響を受けやすい居宅との違いをよく反映している。ただし、末端官衙施設の場合には、国衙・郡衙などの官衙機能を補完するために設けられるという性格上、短期で廃絶ないし移転しているものも多いので、存続期間の長短によって居宅と末端官衙とを識別することは容易でない。

倉庫の棟数　8・9世紀代における献物叙位関係史料によると、多量の穎穀を寄進・施入している郡司層や富豪層がみえる（表1）。居宅に一般的な平面積20㎡程度の倉には満倉の場合2000～2500束ほどが収納可能であった。それを参考にして、寄進量からそれを収納しうる倉の最小数を推計すると、10棟以上になる例が寄進例の6割を占める。中には外少初位上という下級官人身分でありながら、倉53棟、屋10棟を寄進している大友国麻呂のような例もある。

しかし、これまでの発掘例では、10棟以上の倉を伴う居宅例はなく、上記の寄進量から推定できる棟数には足りない。これは、前述した屋にも穎穀が納められていたことを示唆するとともに、豪族の所有する穎稲倉庫の全てが居宅に集中して建てられていたわけではなかったことを示している。左京三条四坊の戸主であった小治田藤麻呂の倉屋が伊賀国阿拝郡柘植郷の家地に設けられていたように（『東南院文書』469号）、豪族は居宅とは離れた田地の近くにも営農拠点を設けていた。そこからの収穫物はその倉屋に収納されることが多かったのであろう。

上記の点は、末端官衙の小院や借倉・借屋と居宅以外の豪族所有の穎稲倉庫とをどう識別するかという発掘調査の難問が存在していることを意味している。

遺物　豪族居宅を抽出する際の指標となりうる遺物としては、文字関係資料、須恵器の大甕や大量の食器、製塩土器、施釉陶器・仏具などの奢侈的遺物、工房関係遺物、腰帯具、馬具や武器・武具などが注目されている。ただし、これらの遺物は官衙・末端官衙にもみられるので、官衙と居宅との識別にあたっては、遺物構成のさらに詳細な検討を必要としている。　（山中敏史・石毛彩子）

〔注〕(1) 豪族の概念については、山中敏史・石毛彩子「地方豪族の居宅と稲倉」（『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年）を参照されたい。(2) 原秀三郎「土器に書かれた文字－土器墨書－」『日本の古代14巻　ことばと文字』中央公論社、1988年。(3) 根岸遺跡では梁行間数が多く隅木を支える柱を伴う「56掘立」がみられ、芝原遺跡では屋内棟持柱を伴うSB01・03や梁行間数の多いSB15などが検出されている。(4) 金田章裕「奈良・平安期の村落形態について」『史林』54－3、1971年。

〔参考文献〕原秀三郎「郡司と地方豪族」『岩波講座　日本歴史3　古代3』、岩波書店、1976年。『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年。『研究集会　古代豪族居宅の構造と類型』資料、奈文研、1998年。田中広明『地方の豪族と古代の官人』柏書房、2003年。

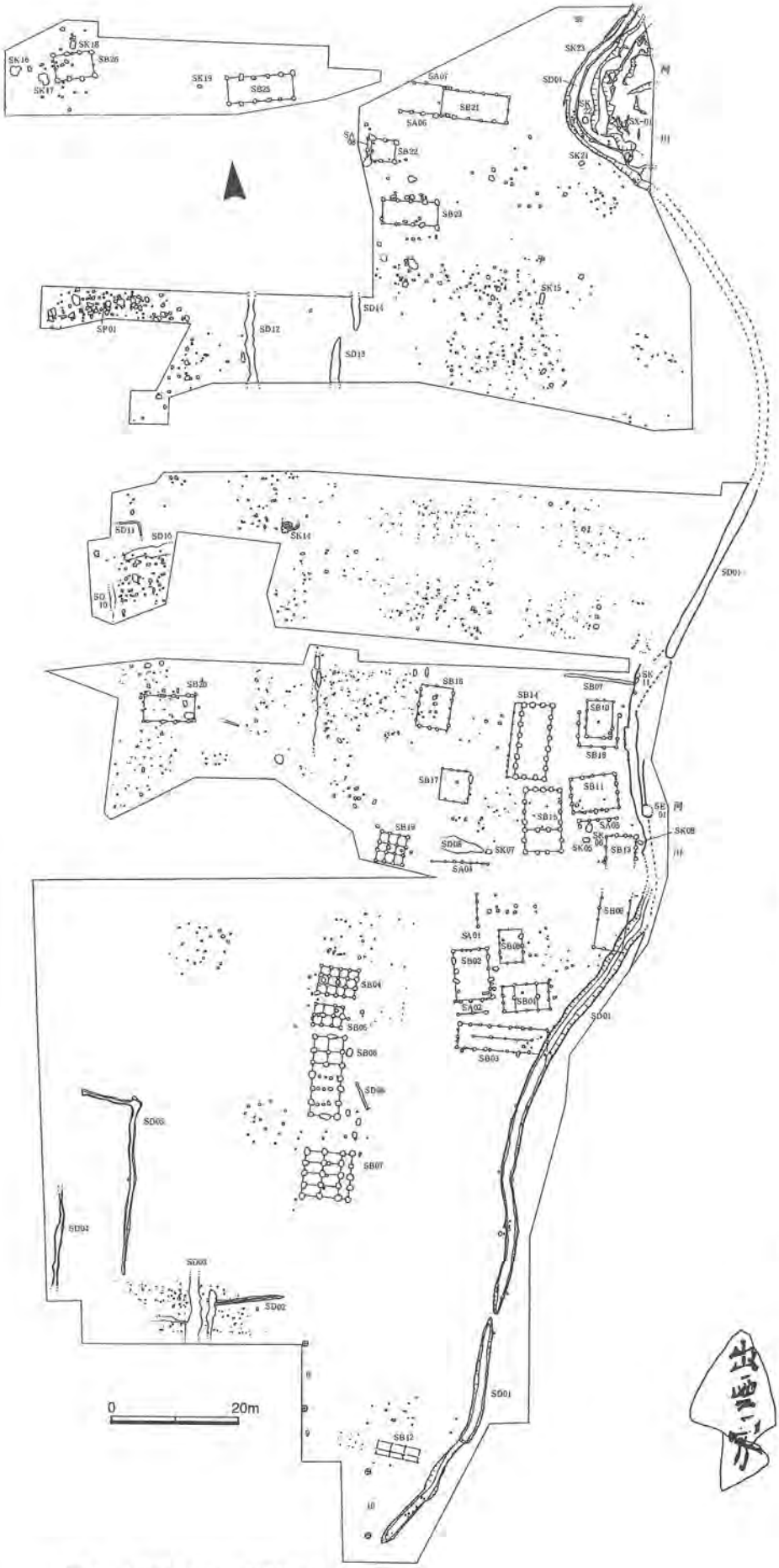

図9　島根県芝原遺跡遺構図

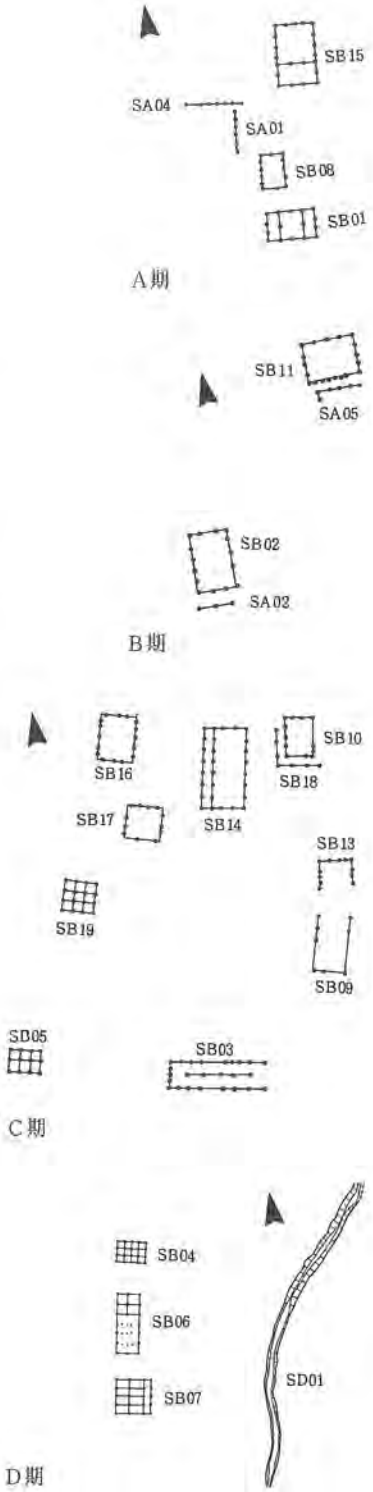

図10　芝原遺跡主要遺構変遷図

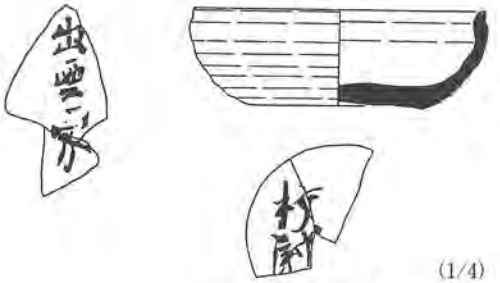

図11　芝原遺跡出土墨書土器

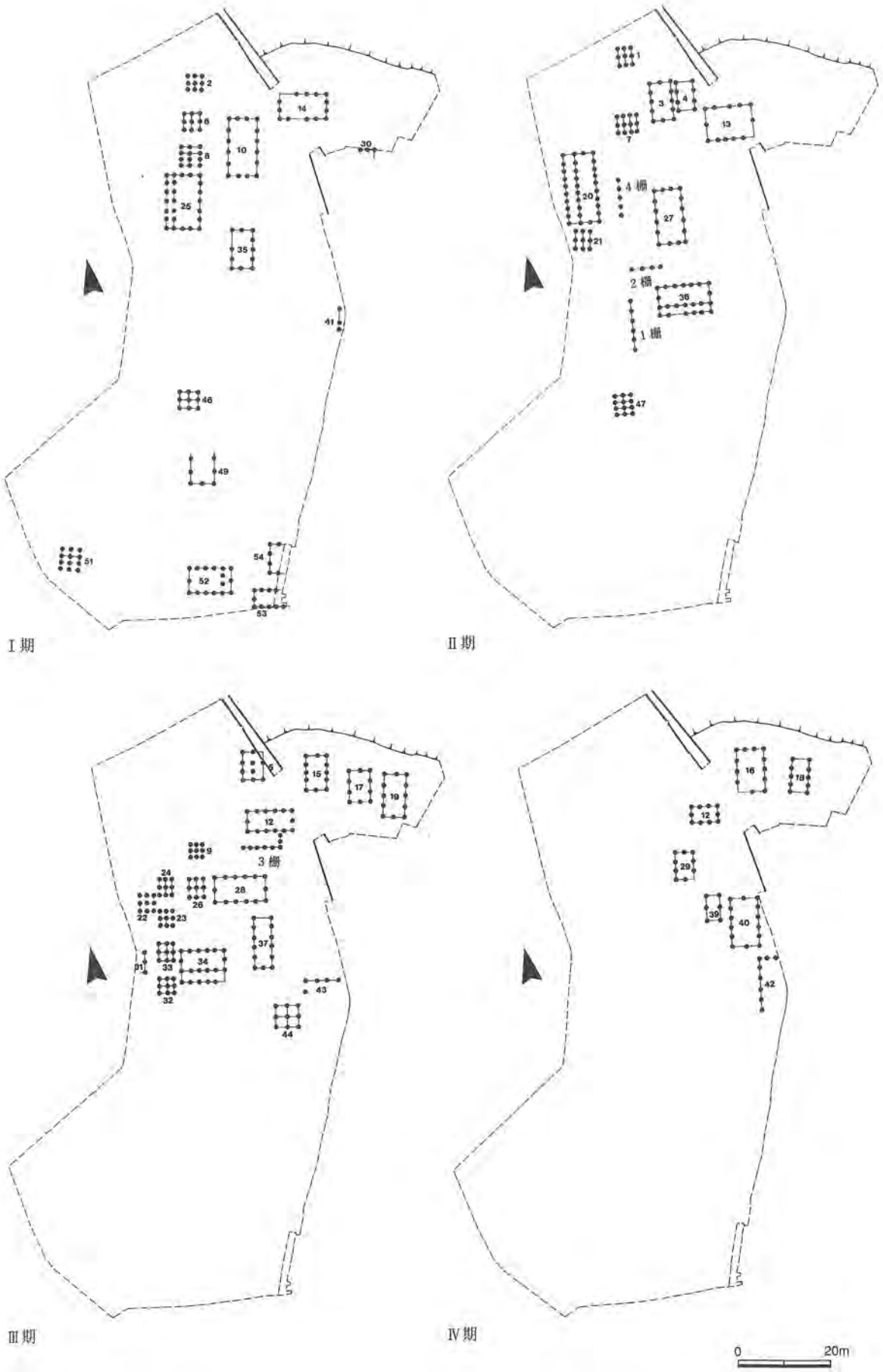

図12　福岡県下遺跡遺構変遷図

表1　8・9世紀における献物叙位関係記事

年代	国・郡	官職	位階施入前	施入後	人名	貢進先など	穀物	その他	倉数	出典
養老7(723).2.13	常陸那賀	大領	外正七位上	外従五位下	宇治部直荒山	陸奥国鎮所	穀3000石		15	続紀
天平19(747).9.2	越中		無位	外従五位下	礪波臣志留志	東大寺	米3000石		30	同
天平20(748).2.22	(近江)		外少初位上	外従五位下	大友国麻呂	(東大寺)	(稲100000束	栗林2町、家地3町) 屋10　倉53	50	東大寺要録
天平勝宝8(756).10.23		大納言			藤原朝臣仲麻呂	東大寺	米1000石	雑菜千缶	10	続紀
天平神護1(765).10.19		散位	正八位上	従五位下	民忌寸磯麻呂		稲10000束	銭百万	5	同
天平神護1(765).10.21	紀伊名草	前少領			榎本連千嶋		稲20000束		10	同
天平神護2(766).9.13	伊予		外少初位下	外従五位下	大直足山	伊予国分寺	稲77800束	鍬2440口、墾田10町	39	同
天平神護2(766).12.21	(因幡)	博士	少初位上	従六位下	春日戸村主人足		稲10000束	銭百万	5	同
神護景雲元(767).4.14	伊勢多気		外正七位下	外正五位下	敢磯部忍国		稲10000束	銭百万、絹五百匹	5	同
神護景雲元(767).4.29	長門豊浦	軍毅	外正七位上	外従五位上	額田部直塞守		稲10000束	銭百万	5	同
神護景雲元(767)5.20	左京		従八位上 無位	外従五位下 外従五位下	荒木臣道麻呂 忍国(子)	西大寺	稲12500束	墾田百町、庄3区	6	同
神護景雲元(767)5.20	近江		外正七位上	外従五位下	大友村主人主	西大寺	稲10000束	墾田10町	5	同
神護景雲元(767)5.20	尾張海部	主政	外正八位下	外従五位下	刑部岡足	尾張国分寺	米1000石		10	同
神護景雲元(767)6.22	紀伊那賀	大領	外正六位上	外従五位下	日置　登弟弓	紀伊国分寺	稲10000束		5	同
神護景雲元(767)6.22	土佐安芸	少領	外従六位下	外従五位上	凡直伊賀麻呂	西大寺	稲20000束	牛60頭	10	同
神護景雲元(767)9.1		右大臣	従二位		吉備朝臣真備	対馬島儲	雑穀20000束	墾田3.1町、陸田5.2町	10	同
神護景雲元(767)10.17	伊予宇摩			外従六位下	凡直継人		稲20000束	銭百万、紵布百端、竹笠百蓋	10	同
神護景雲2(768)5.28	信濃水内			田租終身免	倉橋部廣人	百姓負稲償	稲60000束		30	同
神護景雲3(769)	武蔵入間			外従五位下	大伴部直赤男	西大寺	稲74000束	商布1500端、墾田40町、林60町	37	同宝亀8.6.5
宝亀元(770).4.1	美濃方県	少領	外従六位下	外従五位下	国造雄萬	美濃国分寺	稲20000束		10	続後紀
宝亀7(776)	讃岐三木	大領	外従六位上		小屋県主宮手	東大寺	稲4000束	牛70頭、馬30頭、治田20町	2	霊異記
延暦3(784)10.21	越後蒲原			従八位上	三宅連笠雄麻呂	賑給など	稲100000束		50	続紀
延暦8(789)12.8	播磨美嚢	大領	正六位下	外従五位下	韓鍛首廣富	水児船瀬	稲60000束		30	同
承和7(840).3.12	陸奥宮城	権大領	外従六位上	外従五位下	物部巳波美	賑給	稲11000束		6	続後紀
承和8(841).8.4	相模高座	大領	外従六位下	外従五位下	壬生直黒成	貧民給養	正税11172.5束 稲5504束	調布360反2.8丈、庸布345反2.8丈	63	続後紀

(注) 倉数の欄は、貢進された稲などの数量を、平面積20㎡規模の倉に2000束収納(満倉)したと仮定した場合の換算値である。天平20年の大友国麻呂欄の記載は、『東大寺要録』(巻第二　縁起章第二　造寺材木知識記)にみえる夜国麻呂の記載を大友国麻呂の誤記とした場合の内容である。

X-7　末端官衙遺跡調査の課題

官衙のネットワーク　末端官衙には史料上に現れることの少ない多様なものがあり、また、集落内や居宅などでも末端行政機能の一端が担われている場合があった。すなわち、律令国家による地方支配・地方行政は、国衙や郡衙が、こうした末端官衙や官衙の機能を副次的に分掌した民間施設とネットワークを結び、それらに補完・補助されることによって遂行されていた。したがって、国衙や郡衙の存在しない市町村においても、官衙や官衙補完施設が発見される確率は高いし、そうした遺跡がすでに発見されている場合も少なくないかもしれない。そうした意味で、特殊な遺跡にみえる官衙遺跡も、実は多くの自治体にとって身近な存在であったとさえ言える。

末端官衙遺構識別の難しさ　しかし、末端官衙施設は、国衙や郡衙に比べてその識別指標が未確定な部分が多い。たとえば官衙か民間施設かの判別指標が明確になっていない例として、別置された国司の館や郡衙の館と、豪族居宅あるいは荘家との区別があげられる。天平勝宝7(755)歳9月26日の村部豊島解文（『大日本古文書』4－76頁）にみえるように、国司四等官の宅、史生の館は動産蓄積の場でもあった[1]。この点では多量の穎稲を収納していた豪族居宅との同質性が認められる。また、前述したように、郡稲を収納した郡司層の私倉と豪族の私稲収納倉庫との区別は極めて困難であり、税穀を収納した小院や借倉・借屋と、居宅や集落の私倉とを識別することも容易でない。

また、『日本三代実録』元慶2(878)年9月庚申条に「紀伊国司言。今月二六日亥時。風雨晦暝。雷電激発。震於国府庁事及学校並舎屋。被破官舎二十一宇。縁辺百姓屋四十三家。」とみえるように、官衙周辺には民家が存在していた場合もあった。したがって、そうしたケースでは、囲繞施設を伴わない末端官衙施設と百姓の住宅とをいかに区別するか、またどこまでを官衙域とみるか、というような判断は難しくなる。

さらに、1122年頃の『新任弁官抄』によると、斎宮外院では官舎である萱葺屋は、屋体が民屋の如しと記されており（『群書類従』公事部）、外観は百姓の住宅とあまり差がない様相を呈していたらしい。これは平安後期の史料であるが、9世紀以前に遡る官衙施設の場合にも、中枢からはずれた施設では、その部分だけの発掘調査成果だけからでは官舎と認定しがたい建物群が存在した蓋然性は高い。

さらにまた、官衙造営時期によっても判別が難しい場合がある。7世紀の郡衙成立過程においては、豪族居宅と評衙の機能が未分化の段階があったことも想定される。一方、9世紀後半以降の官衙構造の変化、郡衙組織の解体と行政実務の場の分散化、国司の土着・受領化の進行などによって、居宅と官衙施設とが融合し、様々な館が形成される。このように、平安中期以降の官衙や末端官衙には居宅との識別を難しくする要素が加わるといってよい。

調査研究の課題　上記のように、末端官衙の識別は多くの課題を抱えている。官衙関連遺跡の性格を判断するにあたっては、発掘成果から考え得るあらゆる案をまず想定し、その中から資料分析に照らして該当しないものを消去していく方法が望ましいであろう。したがって、それぞれの時点では、特定の性格に絞り込むには限界があり、いくつかの可能性が残される結果になることの方が多いかもしれない。むしろ、個々の官衙関連遺跡については、官衙か否かを識別することや、あるいは特定の官衙と認定すること自体が目的化してしまうことを避けなければならない。官衙かそうでないのかの判断を急ぐより、遺構・遺物あるいは地形等から、そこでどのような役割が果たされていたかを柔軟に検討すべきである。そして、居住の場か、物資製作の場か、儀礼の場か、農業生産の場か等々、その遺跡を性格づける規定的なものは何かを歴史的・地理的条件を考慮しながら、追求することが必要であろう。

末端官衙遺跡に限らず官衙遺跡全体に通ずる課題であるが、官衙遺跡を識別する方法を発展させるためには、官衙の種類別、また官衙内部での各部署別に、その官舎遺構の規模や造営技術などの特徴、出土遺物の特徴、それらの変遷の特徴を明らかにしていく基礎的作業がまず必要である。それは遺構型式学的分析あるいは遺跡型式学的研究ともいえる。

また、前述したような官衙間のネットワークの存在を考えると、なによりも各地域の中において、その遺跡の特徴や遺跡間の関係を比較検討する作業が求められよう。これを地域論的分析といってよかろう。

この地域論的分析と遺構・遺跡型式学的分析とを総合化することによって、それぞれの遺跡の位置づけがより確たるものになり、地方支配遂行において官衙と集落・居宅など他の関連諸施設との間に取り結ばれた補完関係、機能分掌関係などを究明することが可能になろう。また、それによって、豪族による民衆支配と国家権力（官衙）による人民支配との区別と相互の構造的連関性についても追究できる糸口が切り開かれることになろう。　（山中敏史）

〔注〕(1) 鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。

図版出典一覧

本書における頁、図・写真・表番号を先に示し、その次にその出典や注などを記した。
ここに出典を掲げていない図・表は、本書刊行にあたり新たに作成したものである。
図にはとくに断らなくても加筆・削除など一部に改変を加えたものがある。

Ⅰ－1　木簡の内容と型式

10頁　写真1
　－①②③　奈文研所蔵。
11頁　写真2
　－①～⑤　奈文研所蔵。
11頁　写真3　奈文研所蔵。

Ⅰ－2　木簡の書風と書式

12頁　写真1
　－①②　木簡学会『木簡研究』22、2000年、より転載。（財）大阪府文化財センター掲載許可済。
　③　奈文研所蔵。
13頁　写真2　奈文研所蔵。
13頁　写真3
　－①　長野県立歴史館所蔵。一部改変。
　②　木簡学会『木簡研究』20、1998年、より転載。兵庫県教委掲載許可済。
　③　奈文研所蔵。

Ⅰ－3　木簡の製作と廃棄

14頁　図1　山中　章「考古資料としての古代木簡」『木簡研究』14、木簡学会、1992年。一部改変。
14頁　写真1　向日市教委所蔵。掲載許可済。
15頁　写真2
　－①④　奈文研所蔵。
　②　木簡学会『日本古代木簡集成』東京大学出版会、2003年、より転載。長野県立歴史館掲載許可済。
　③　木簡学会『日本古代木簡集成』東京大学出版会、2003年、より転載。新潟県和島村教委掲載許可済。

Ⅰ－4　墨書土器・刻書土器

17頁　図1　奈文研『奈良国立文化財研究所30周年記念史料（史料第25冊）　平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』1983年。同『奈良国立文化財研究所史料第31冊　平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』1989年。同『奈良文化財研究所史料第59冊　平城宮出土墨書土器集成Ⅲ』2003年。
18頁　図2　奈文研『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』奈良県教委、1985年。
18頁　図3　島根県古代文化センター『島根県古代文化センター調査研究報告書第14　山陰古代出土文字資料集成Ⅰ（出雲・石見・隠岐編）』2003年。
19頁　図4　藤枝市埋文調査事務所『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ　－奈良・平安時代編－志太郡衙跡（御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡）』藤枝市土地開発公社・藤枝市教委、1981年。一部改変。
21頁　図5　千葉県史料研究財団『千葉県の歴史　資料編古代別冊　出土文字資料集成』千葉県、1996年。
22頁　図6　千葉県史料研究財団『千葉県の歴史　資料編古代別冊　出土文字資料集成』千葉県、1996年。
23頁　図7　千葉県史料研究財団『千葉県の歴史　資料編古代別冊　出土文字資料集成』千葉県、1996年。
25頁　図8
　－1　**福岡県狐塚横穴Ⅰ－1**　大任町教委『大任町文化財調査報告書第1集　狐塚古墳群』1976年。
　2～4　**島根県上塩冶横穴墓群第15支群1号横穴**　島根県教委『斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ　大井谷石切場跡･上塩冶横穴墓第14支群・上塩冶横穴墓第15支群・上塩冶横穴墓第16支群』島根県教委ほか、1997年。
　5　**島根県石田遺跡**　島根県埋文調査センター『石田遺跡Ⅲ』島根県教委ほか、1998年。
　6　**愛媛県久米官衙遺跡**　松山市教委・松山市立埋文センター『平成元年～2年度　松山市埋蔵文化財調査年報Ⅲ』1991年。
　7　**福岡県宮ノ本4号窯跡**　太宰府市教委『太宰府市の文化財第10集　宮ノ本遺跡Ⅱ　－窯跡編－』1992年。

8　**石川県金比羅山窯跡**　（財）石川県立埋文センター『昭和59年度県営ほ場整備事業・県営公害防除特別土地改良事業関係埋蔵文化財発掘調査概要』1985年。

9　**京都市日ノ岡堤谷須恵器窯跡**　（財）京都市埋文研『平成７年度　京都市埋蔵文化財調査概要』1997年。

10　**滋賀県桜生７号墳**　滋賀県教委・(財）滋賀県文化財保護協会『桜生古墳群発掘調査報告書』1992年。

11　**愛知県高蔵寺２号窯跡**　巽淳一郎『記号・文字・印を刻した須恵器の集成－平成９年～11年度文部省科学研究費補助金基盤研究（C)(2）研究成果報告』2000年。

12　**岐阜県老洞１号窯跡**　岐阜市教委『老洞古窯跡群発掘調査報告書』1981年。

13～15　**奈良県石神遺跡**　西口壽生「飛鳥諸宮の調査」『奈良国立文化財研究所年報　1993』奈文研、1993年。

16　**福岡県牛頸ハセムシ窯跡**　大野城市教委『大野城市文化財調査報告書第30集 牛頸ハセムシ窯跡群Ⅱ』1989年。

17　**島根県蛇喰遺跡**　玉湯町教委『蛇喰遺跡発掘調査報告書』1999年。

18　**鳥取県福岡柳谷遺跡**　淀江町教委『福岡柳谷遺跡（上淀廃寺跡第９次調査を含む）発掘調査報告書』2002年。

19　**奈良県興福寺旧境内**　奈良県文化財保存事務所『重要文化財旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』1964年。

20　**島根県出雲国府跡**　島根県古代文化センター『島根県古代文化センター調査研究報告書第14　山陰古代出土文字資料集成Ⅰ（出雲・石見・隠岐編)』2003年。

21　**島根県青木遺跡**　八雲町教委『青木ゆうゆう住まいづくり事業に伴う青木遺跡第Ⅰ調査区終了報告』1996年。

22　**愛知県小針遺跡**　岡崎市教委『小針遺跡』1999年。

23　**埼玉県広町Ｂ６号窯状遺構**　鳩山窯跡群遺跡調査会・鳩山町教委『鳩山窯跡群発掘調査報告書第２冊　鳩山窯跡群Ⅱ－窯跡編（２)』1990年。

24　**茨城県堀ノ内古窯群花見堂東支群採集**　甲陽史学会『常陸国新治郡上代遺跡の研究Ⅱ』1988年。

25　**兵庫県松投１号窯跡**　兵庫県教委『兵庫県文化財調査報告第217冊　志方窯跡群Ⅱ　－投松支群－』2001年。

Ⅰ－５　漆紙文書

26頁　写真１　東北歴史博物館『東北歴史博物館展示案内』1999年、より転載。東北歴史博物館掲載許可済。

27頁　写真２

－①　平川　南『漆紙文書の研究』吉川弘文館、1989年、より転載。一部改変。東北歴史博物館掲載許可済。

②⑤　平川　南『漆紙文書の研究』吉川弘文館、1989年、より転載。一部改変。石岡市教委掲載許可済。

③　奈文研所蔵。

④　米沢市教委所蔵。掲載許可済。

Ⅰ－６　紙・筆・硯・墨

29頁　図１

－１　奈文研『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977年。

２　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

３　奈良県立橿原考古学研究所『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書32冊　竜田御坊山古墳　付平野塚穴山古墳』奈良県教委、1977年。

29頁　図２

－１　福岡県教委『一般国道10号線椎田道路関係埋蔵文化財調査報告第９集　徳永川ノ上遺跡Ⅲ』1997年。

２　岩手県教委『岩手県文化財調査報告書52　東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅲ』岩手県教委・日本道路公団、1980年。

３　奈文研『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977年。

29頁　写真１

－１・２　正倉院宝物。宮内庁正倉院事務所提供。

29頁　写真２

－１・２　正倉院宝物。宮内庁正倉院事務所提供。

29頁　表１

－１　奈文研『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』1995年。

２　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告』1992年。

３　奈文研『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977年。

４　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第46冊　平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989年。

５　佐藤興治「奈良山出土の蔵骨器と墨」『奈良国立文化財研究所年報　1977』1977年。

６　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究調査報告第10冊　平安京右京三条三坊』1990年。

7　岩手県教委『岩手県文化財調査報告書52　東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅲ』岩手県教委・日本道路公団、1980年。
8　清水町教委『清水町埋蔵文化財発掘調査報告書第４集　越前・明寺山廃寺－平安時代前期寺院址の調査－』1998年。
9　米子市教委『米子市諏訪遺跡発掘調査概報Ⅱ』1981年。
10　福岡県教委『一般国道10号線椎田道路関係埋蔵文化財調査報告第９集　徳永川ノ上遺跡Ⅲ』1997年。

31頁　図３

－１～９　**京都府隼上り瓦窯跡**　杉本　宏「飛鳥時代初期の陶硯」『考古学雑誌』73－２、日本考古学会、1987年。
10　**大阪府陶邑TK43－Ⅰ号窯跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第33輯　陶邑Ⅴ』1980年。
11　**大阪府陶邑TG63号窯跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第29輯　陶邑Ⅱ　－図録編－』1977年。
12～14　**大阪府陶邑TG64号窯跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第29輯　陶邑Ⅱ　－図録編－』1977年。
15・16　**愛媛県大小谷谷窯跡**　愛媛県埋文調査センター『埋蔵文化財発掘調査報告書第22集　四国縦貫自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ』1987年。
17　**京都府大鳳寺跡**　宇治市教委『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第６集　大鳳寺跡第４次発掘調査概報』1984年。
18　**群馬県上淵名遺跡**　境町教委『明神遺跡発掘調査報告書　附　上淵出土古瓦・硯調査報告』1975年。
19　**福岡県塚ノ谷窯跡**　八女市教委『塚ノ谷窯跡群　－八女古窯跡群調査報告Ⅰ－』1969年。
20・24　**大阪府桜井谷２－19窯跡**　桜井谷窯跡群遺跡調査団『桜井谷窯跡群２－19・－24　－北豊中団地建設に伴う確認調査－』1977年。
21　**福岡県向野山窯跡**　小田富士雄「豊前向野山窯跡発見の円面硯」『古文化研究』No.43、1984年。
22　**滋賀県山ノ神窯跡**　大津市教委『大津市埋蔵文化財調査報告書17　山ノ神遺跡発掘調査報告書Ⅱ』1991年。
23・48　**愛知県高蔵寺２号窯跡**　愛知県教委『愛知県古窯跡群分布調査報告（Ⅲ）　尾北地区・三河地区』1983年。
25　**三重県鈴鹿市出土**　五島美術館『日本の陶硯』1978年。
26　**前期難波宮跡**　（財）大阪市文化財協会『難波宮址の研究第十一　－前期難波宮内裏西方官衙地域の調査－』2000年。
27　**静岡県宮原古墳**　楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察－有孔把手付円面硯と宝珠硯－」『名古屋大学総合研究資料報告』1、1985年。
28　**福岡県惣利北遺跡**　春日市教委『春日市文化財調査報告書第16集　春日地区遺跡群Ⅳ』1986年。
29　**島根県松本４号墳**　島根県教委『松本古墳調査報告』1963年。
30　**福岡県浦ノ原４号窯**　春日市教委『春日市文化財調査報告書第11集　浦ノ原窯跡群』1981年。
31　**大宰府政庁跡**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和51年度発掘調査概報』1977年。
32～37　**滋賀県山ノ神窯跡**　大津市教委『大津市埋蔵文化財調査報告書17　山ノ神遺跡発掘調査報告書Ⅱ』1991年。
38　**滋賀県大津京推定地**　（財）滋賀県文化財保護協会・湖西線関係遺跡発掘調査団『湖西線関係遺跡調査報告書』滋賀県教委、1973年。
39　**福岡県荒木出土**　鏡山　猛「筑後荒木出土多脚円面硯の一例」『九州考古学』16、九州考古学会、1962年。
40　**福岡県御供田遺跡**　福岡県教委『福岡県文化財調査報告書第56集　春日御供田区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告』1980年。
41　**奈良県石神遺跡**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』1985年。
42　**大宰府住ケ元地区**　福岡県教委『福岡県文化財調査報告書第47集　大宰府史跡 昭和45年度発掘調査の概要』1971年。
43　**奈良県法隆寺大宝蔵殿**　奈文研・奈良県教委『法隆寺防災施設工事・発掘調査報告書』法隆寺、1985年。
44　**三重県西ケ広遺跡**　三重県教委・日本道路公団名古屋支社『三重県埋蔵文化財調査報告５　日本道路公団東名阪道路埋蔵文化財調査報告』1970年。
45　**飛鳥浄御原宮跡**　奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報　1997年度』1998年。
46　**大阪府陶邑ＴＧ68号窯跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第29輯　陶邑Ⅱ　－図録編－』1977年。
47　**大阪府陶邑ＴＧ68号窯跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第29輯　陶邑Ⅱ　－本文編－』1977年。

32頁　図４

－49　**大阪府陶邑古窯跡**　楢崎彰一「日本古代の陶硯　－とくに分類について－」『考古学論考　小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。
50　**岡山県百間川岩間遺跡**　岡山県教委『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書46　旭川放水路（百間川）改修工事に伴う発掘調査Ⅱ』岡山県教委・建設省岡山河川工事事務所、1981年。
51・81　**愛知県篠岡第81号窯**　小牧市教委『桃花台ニュータウン遺跡調査報告Ⅳ 小牧市篠岡古窯址群』愛知県・小牧市教委、1982年。
52・54　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第26冊　平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976年。

53　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

55・56　**大阪府陶邑TG70号窯跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第29輯　陶邑Ⅱ　－図録編－』1977年。

57　**愛知県高針ゴルフ場内窯跡**　楢崎彰一「日本古代の陶硯　－とくに分類について－」『考古学論考　小林行雄博士記念論文集』平凡社、1982年。

58　**石川県稲舟13号窯跡**　吉岡康暢「北陸の陶硯」『日本の陶硯』五島美術館、1978年。

59　**岐阜県稲田山第13号窯**　各務原市教委『稲田山古窯跡群発掘調査報告書』1981年。

60・62・82　**平城京左京七条一坊十六坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第56冊　平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』1997年。

61　**平城京左京一条三坊十五・十六坪SD485**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第23冊　平城宮発掘調査報告書Ⅵ』1974年。

63・65・72　**奈良県興福寺旧境内**　奈良県文化財保存事務所『重要文化財旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』1964年。

64　**愛知県鳴海32号窯**　楢崎彰一「猿投山古窯跡出土の陶硯」『陶説』83、日本陶磁協会、1960年。

66　**平城京左京三条二坊七坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

67・70　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第40冊　平城宮発掘調査報告ＸＩ』1982年。

68・80　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第17冊　平城宮発掘調査報告書Ⅳ』1965年。

69・79・83　**平城京左京五条二坊十四坪**　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和54年度』1980年。

71　**平城京左京八条一坊三坪**　奈文研『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』奈良県教委、1985年。

73　**三重県岡山２号窯跡**　四日市市教委『四日市市埋蔵文化財調査報告５　岡山古窯址群発掘調査報告　付北浦古窯址群発掘調査報告』1971年。

74　**平城京左京三条二坊一坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

75　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所10周年記念学報（学報第15冊）平城宮発掘調査報告Ⅱ 官衙地域の調査』1962年。

76　**岐阜県長者屋敷遺跡**　楢崎彰一「日本古代の陶硯　－とくに分類について－」『考古学論考　小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

77　**平城京左京三条二坊東二坊坊間路西側溝**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

78　**石川県上江遺跡**　吉岡康暢「北陸の陶硯」『日本の陶硯』五島美術館、1978年。

84　**平城京左京六条二坊十三坪**　奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報　1991年度』1992年。

85　**平城京左京三条二坊一坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

86・87・89　**愛知県黒笹７号窯跡**　楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察－有孔把手付円面硯と宝珠硯－」『名古屋大学総合研究資料報告』1、1985年。

88　**愛知県折戸80号窯跡**　楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察－有孔把手付円面硯と宝珠硯－」『名古屋大学総合研究資料報告』1、1985年。

33頁　図５

－90　**愛知県猿投窯跡**　楢崎彰一「日本古代の陶硯　－とくに分類について－」『考古学論考　小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

91　**平城京左京八条三坊**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第26冊　平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976年。

92　**和歌山県大日山Ｉ遺跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第26冊　平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976年。

93　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第26冊　平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976年。

94　**平城宮SD3410**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第26冊　平城宮発掘調査報告Ⅶ』1976年。

95　**平城京左京三条二坊七坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

96　**平城京左京四条四坊九坪**　奈文研『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告書』奈良県教委、1983年。

97　**福岡県太宰府天満宮境内**　横田賢次郎「福岡県内出土の硯について－分類と編年に関する一考察－」『九州歴史資料館研究論集９』1983年。

98　**大宰府跡**　横田賢次郎「福岡県内出土の硯について－分類と編年に関する一考察－」『九州歴史資料館研究論集』９、

1983年。

99 **岡山県神力寺** 楢崎彰一「日本古代の陶硯 －とくに分類について－」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

100 **愛知県渥美窯跡** 楢崎彰一「日本古代の陶硯 －とくに分類について－」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

101 **兵庫県魚住遺跡** 寺島孝一「兵庫県明石市魚住古窯跡出土の陶硯」『古代文化』32－11、古代学協会、1980年。

102 **東京都武蔵国府跡** 楢崎彰一「日本古代の陶硯 －とくに分類について－」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

103 **新潟県コウモン塚** 内藤政恒『本邦古硯考』養徳社、1944年。

104 **長岡京** 楢崎彰一「日本古代の陶硯 －とくに分類について－」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

105 **茨城県北酒出遺跡** 楢崎彰一「日本古代の陶硯 －とくに分類について－」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

106 **愛知県折戸76号窯跡** 楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察－有孔把手付円面硯と宝珠硯－」『名古屋大学総合研究資料報告』1、1985年。

107・108 **愛知県黒笹7号窯跡** 楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察－有孔把手付円面硯と宝珠硯－」『名古屋大学総合研究資料報告』1、1985年。

109 **群馬県下五段田1号窯跡** 楢崎彰一「日本古代の陶硯 －とくに分類について－」『考古学論考 小林行雄博士古稀記念論文集』平凡社、1982年。

110 **石川県地気寺遺跡** 楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察－有孔把手付円面硯と宝珠硯－」『名古屋大学総合研究資料報告』1、1985年。

111 **福岡県観世音寺跡** 横田賢次郎「福岡県内出土の硯について－分類と編年に関する一考察－」『九州歴史資料館研究論集』9、1983年。

112 **福岡県太宰府市国分出土** 横田賢次郎「福岡県内出土の硯について－分類と編年に関する一考察－」『九州歴史資料館研究論集』9、1983年。

113 **福岡県朝倉郡杷木町志波採集** 横田賢次郎「福岡県内出土の硯について－分類と編年に関する一考察－」『九州歴史資料館研究論集』9、1983年。

Ⅰ－7 文字瓦

34頁 図1 都内遺跡調査会瓦谷戸瓦窯跡群調査団『瓦谷戸瓦窯跡群』1999年。

35頁 図2 上三川町教委『上神主・茂原遺跡Ⅰ』1999年。一部改変。

35頁 図3 近藤康司「行基建立・和泉大野寺出土の文字瓦」『文字瓦と考古学』日本考古学協会、2000年。一部改変。

36頁 図4 京都府教委『恭仁京跡発掘調査報告 瓦編』1984年。一部改変。

36頁 図5 高野芳宏・熊谷君男「多賀城Ⅱ期の文字瓦」『研究紀要Ⅴ』多賀城研、1978年。一部改変。

Ⅱ－1 古代前期の土器

39頁 図1

－1・4・5 **奈良県古宮遺跡石組溝遺構SD50** 奈文研『奈良国立文化財研究所学報第31冊 飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ 藤原宮西方官衙地域の調査』1978年。

2 **奈良県豊浦寺下層** 奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報16』1986年。

3 **奈良県山田寺下層** 奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報20』1990年。

6～11 **奈良県飛鳥池遺跡灰緑粘砂層** 奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』1992年。

12～14・16～19 **奈良県坂田寺池SG100** 奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報3』1973年。

15 **奈良県坂田寺池SG100** 奈文研『奈良国立文化財研究所学報第31冊 飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ 藤原宮西方官衙地域の調査』1978年。

20～24 **奈良県水落遺跡基壇周辺** 奈文研『奈良国立文化財研究所学報第55冊 飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅳ－飛鳥水落遺跡の調査－』1995年。

25～50 **奈良県大官大寺下層土坑SK121** 奈文研『奈良文化財研究所研究紀要 2001』2001年。

41頁 図2

－1～6・12～19・21～24・26・28～33・37～40・43・44・46～54 **平城京左京一条三坊十五・十六坪SD485** 奈文研『奈良国立文化財研究所学報第23冊 平城宮発掘調査報告書Ⅵ』1975年。

7～11・20・25・27・34～36・41・42・45 **平城京長屋王邸SD4750** 奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊 平城

京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

42頁　図3

－1～28・30～52　**平城京左京一条三坊十五・十六坪SD485**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第23冊　平城宮発掘調査報告書Ⅵ』1975年。

29・53・54　**平城京長屋王邸SD4750**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

43頁　図4

－1・2・4～7・17～23・25～27　**長岡京左京南一条三坊三町SD8903**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書 第13集』1984年。

3・8・11・12　**長岡京左京南一条三坊三町SD8901**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書　第13集』1984年。

9・10・13～16・24　**長岡宮長堂院北西官衙域SD20620**　向日市教委・向日市埋文センター『向日市埋蔵文化財調査報告書　第29集』1990年。

43頁　図5

－1～6・8　**平城京東堀河跡**　奈文研『平城京東堀河　左京九条三坊の発掘調査』奈良県教委、1983年。

7　**長岡京左京南一条三坊三町SD8901**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書　第13集』1984年。

43頁　図6

－1～3・6・7・11～13・17・19～21　**長岡宮北西北辺域SD19605**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書　第24集』1988年。

4・8・23・24　**長岡京左京南一条三坊三町SD8903**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書　第13集』1984年。

9・10・14～16　**長岡宮長堂院北西官衙域SD20620**　向日市教委・向日市埋文センター『向日市埋蔵文化財調査報告書第29集』1990年。

5・18　**長岡京左京太政官厨SD1301**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書　第4集』1978年。

22・25・26　**長岡京左京南一条三坊三町SD8901**　向日市教委『向日市埋蔵文化財調査報告書　第13集』1984年。

45頁　図7

－1～4　**鳥取県史跡大御堂廃寺跡井戸SE01掘方**　倉吉市教委『倉吉市文化財調査報告書第107集　史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001年。

5～10　**鳥取県史跡大御堂廃寺跡井戸SE01埋土**　倉吉市教委『倉吉市文化財調査報告書第107集　史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001年。

11～19　**鳥取県福田寺遺跡1号土坑**　倉吉市教委『倉吉市文化財調査報告書第92集　福田寺遺跡発掘調査報告書（2次調査）』1998年。

20・22・23　**鳥取県史跡大御堂廃寺跡井戸SD01**　倉吉市教委『倉吉市文化財調査報告書第107集　史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001年。

21・24　**鳥取県伯耆国庁跡西方官衙地区**　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1979年。

25～31　**鳥取県史跡大御堂廃寺跡溝SD01**　倉吉市教委『倉吉市文化財調査報告書第107集　史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』2001年。

32～34　**鳥取県伯耆国庁跡溝SD37**　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1979年。

35～38　**鳥取県伯耆国庁跡溝SD33**　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1979年。

39～44　**鳥取県伯耆国庁跡土坑SK05**　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第4次）』1978年。

45～49　**鳥取県伯耆国庁跡溝SD39**　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1979年。

50・51　**鳥取県伯耆国庁跡溝SD38**　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1979年。

47頁　図8

－1・2　**奈良県法隆寺南北流路SD6191**　奈文研『奈良文化財研究所史料第56冊　法隆寺考古資料』2002年。

3～8・14・15・26・27・32・33・38・40　**飛鳥京土坑SK10**　明日香村教委『明日香村遺跡調査概報 平成10年度』2000年。

9～12・16・17・20～25・28・34～37・39　**奈良県紀寺寺域東南部土坑SK10**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報18』1988年。

13・18・19・29～31　**奈良県飛鳥池遺跡灰緑粘砂層出土**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』1992年。

48頁　図9

－1～4　**平城京右京八条一坊西一坊坊間大路西側溝SD920**　玉田芳英「漆付着土器の研究」『奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集　文化財論叢Ⅱ』同朋舎、1995年。

5　**平城宮東方官衙**　玉田芳英「漆付着土器の研究」『奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集　文化財論叢Ⅱ』

同朋舎、1995年。

48頁　図10

－1・2・15　**平城京左京八条三坊九・十坪坪境小路側溝SD1155**　巽淳一郎『平城宮·京出土須恵器の分類と産地同定－平成元年～3年度科学研究費補助金一般研究（C）研究成果報告』1992年。

3・5　**平城京右京八条一坊十一坪西一坊坊間大路西側溝SD920**　巽淳一郎『平城宮·京出土須恵器の分類と産地同定－平成元年～3年度科学研究費補助金一般研究（C）研究成果報告』1992年。

4・6～14・16～19・21～23　**平城京右京八条一坊六坪土坑SK330**　巽淳一郎『平城宮·京出土須恵器の分類と産地同定－平成元年～3年度科学研究費補助金一般研究（C）研究成果報告』1992年。

20　**平城京左京八条一坊三坪SG3500**　巽淳一郎『平城宮·京出土須恵器の分類と産地同定－平成元年～3年度科学研究費補助金一般研究（C）研究成果報告』1992年。

49頁　写真1・2　奈文研所蔵。

51頁　図11

－1　**藤原京左京六条三坊東西大溝SD4130**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報17』1987年。

2～8　**奈良県飛鳥池遺跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所年報　2000－Ⅱ』2000年。

9　**奈良県川原寺**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第6冊　川原寺発掘調査報告』1960年。

51頁　図12　図は、巽淳一郎「都城における鉛釉陶器の変遷」『天平に咲いた華　日本の三彩と緑釉』五島美術館·愛知県陶磁資料館、1998年、による。

－1～3　**奈良県興福寺旧境内**　奈良県文化財保存事務所『重要文化財一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』1966年。

4　**平城京左京八条二坊四坪**　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和56年度』1982年。

5　**平城京左京三条二坊八坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

6　**京都府上津遺跡**　木津町教委『木津町埋蔵文化財調査報告書　第4集』1981年。

7・8　**福岡県沖ノ島**　第3次沖ノ島学術調査隊『宗像　沖ノ島』宗像大復興既成会、1979年。

9　**京都府上津遺跡**　木津町教委『木津町埋蔵文化財調査報告書　第3集』1980年。

10　**平城宮**　奈文研『1993年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1994年。

11　**平城京東市**　奈良市教委『平城京東市跡推定地の調査Ⅱ　第4次発掘調査概報』1984年。

12～14・17・19・21・30・32・34　**奈良県正倉院南倉**　宮内庁正倉院事務所『正倉院陶器』日本経済新聞社、1971年。

15　**静岡県御殿・二之宮遺跡**　磐田市埋文センター『御殿・二之宮遺跡　第8次発掘調査のあらまし』磐田市教委、1994年。

16　**新潟県八幡林遺跡**　和島町教委『和島村埋蔵文化財調査報告書第1集　八幡林遺跡』1992年。

18　**滋賀県上高砂遺跡**　大津市教委『大津市埋蔵文化財調査報告書20　上高砂遺跡発掘調査報告書』1992年。

20　**京都府西寺**　（財）京都市埋文研『平安京跡発掘資料選』1980年。

22　**平城京左京三条一坊七坪**　奈文研『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』1993年。

23　**京都府久世廃寺**　城陽市教委『城陽市埋蔵文化財調査報告書　第10集』1981年。

24・33　**滋賀県南滋賀廃寺**　梅原末治「正倉院尊蔵の所謂三彩釉器に就いて」『美術研究』137、美術研究所、1944年。

25　**大阪府鳥坂寺跡**　大阪府教委『大阪府文化財調査報告書第19輯　河内高井田・鳥坂寺跡』1968年。

26　**伝神奈川県登戸出土**　梅原末治「正倉院尊蔵の所謂三彩釉器に就いて」『美術研究』137、美術研究所、1944年。

27　**大阪府大職冠山**　間壁忠彦「美作津山近郊出土と伝える奈良三彩蓋付壷」『倉敷考古館研究集報20、倉敷考古館、1988年。

28　**福島県七ッ池遺跡**　江坂輝彌「郡山出土の三彩水瓶」『古美術』18－7、宝雲舎、1948年。

29　**平城京右京八条一坊十四坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第46冊　平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989年。

31　**伝岡山県津山出土**　間壁忠彦「美作津山近郊出土と伝える奈良三彩蓋付壷」『倉敷考古館研究集報』20、倉敷考古館、1988年。

35　**奈良県姫寺跡**　玉田芳英「平城京姫寺出土の二彩・三彩陶器」『奈良国立文化財研究所年報 1994』奈文研、1994年。

53頁　図13　図は、平尾政幸「弘仁瓷器直前の緑釉単彩陶器」『杉山信三先生米寿記念論集　平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集刊行会、1993年、による。

－1・3・4・7・10・11　**奈良県興福寺境内（一乗院下層）**　奈良県文化財保存事務所『重要文化財一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』1966年。

2・5　**奈良県大安寺苑院**　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和62年度』1988年。

6・12　**京都府山城国府跡**　大山崎町教委『大山崎町埋蔵文化財調査報告第7集　山城国府跡の発掘　山城国府跡第20次

調査略報』1990年。

8　**平安京左京北辺三坊隣接地**　京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報Ⅰ　1974・75年度』1979年。

9　**長岡京右京四条二坊八町**　長岡京市『長岡京市史　資料編』1991年。

53頁　図14　図は1～4；奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『貿易陶磁　奈良・平安の中国陶磁』（財）由良大和古文化研究会、1993年。5；奈文研『奈良国立文化財研究所年報　1993』1993年。　6・7・15；江浦　洋「古代日羅関係の考古学的検討Ⅰ－何故、新羅の土器は海を渡ったのか－」『考古学論集』第4集、歴文堂書房、1992年。　8；奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』1987年。9；奈文研『奈良文化財研究所史料第56冊　法隆寺考古資料』2002年。その他；江浦　洋「日本出土の統一新羅系土器とその背景」『考古学雑誌』74－2、日本考古学会、1988年、による。

－1・2　**奈良県竜田御坊山古墳**　奈良県立橿原考古学研究所『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書32冊　竜田御坊山古墳　付平野塚穴山古墳』奈良県教委、1977年。

3　**伝福岡県立明寺出土**　奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『貿易陶磁　奈良平安の中国陶磁』（財）由良大和古文化研究会、1993年。

4　**三重県縄生廃寺**　朝日町教委『朝日町文化財調査報告第1冊　縄生廃寺跡発掘調査報告』1988年。

5　**奈良県石神遺跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所年報　1993』1993年。

6　**大阪府大阪城三の丸下層**　（財）大阪府文化財センター大阪城跡発掘調査事務所・中村淳磯・江浦洋「大阪城発掘調査出土の新羅土器緑釉蓋と谷部出土の遺物群について」『大阪文化財研究第2号』（財）大阪府文化財センター、1991年。

7　**京都府久世廃寺**　城陽市教委『城陽市埋蔵文化財調査報告書　第10集』1981年。

8・10　**奈良県石神遺跡**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』1987年。

9　**奈良県法隆寺講堂跡**　奈文研『奈良文化財研究所史料第56冊　法隆寺考古資料』2002年。

11　**福岡県鴻臚館跡**　『九州文化シンポジュウム　いま、鴻臚館がよみがえる』西日本新聞社、1988年。

12　**大阪府大井遺跡**　（財）大阪府文化財センター『大井遺跡（2）　－調査の概要－』1987年。

13　**栃木県免の内台遺跡**　芳賀町教委『芳賀町の文化財第10集　免の内台遺跡調査概報Ⅰ』1985年。

14・15　**千葉県野々間古墳**　石井則孝「千葉県富津市出土の新羅焼土器」『史館』8、市川ジャーナル、1977年。

16　**福岡県玉城山C古墳群9号墳**　福岡県教委『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告－Ⅸ－　福岡県大野城市乙金所在古墳群の調査』1977年。

17　**福岡県玉城山C古墳群5号墳**　福岡県教委『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告－Ⅸ－　福岡県大野城市乙金所在古墳群の調査』1977年。

18　**佐賀県三郎丸古墳群2号墳**　小田富士雄「対馬・北部九州発見の新羅土器」『三佛金元龍教授定年退任記念論叢』一志社、1987年。

19　**福岡県相原古墳群2号墳**　宗像町教委『宗像町埋蔵文化財調査報告書第1集　相原古墳群』1979年。

54頁　図15

－1　**平城京左京九条三坊十坪井戸SE3755**　奈文研『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』1986年。

2　**平城宮東南隅東面大垣西側溝SD3410**　奈文研『奈良国立文化財研究所年報　1998－Ⅲ』1998年。

3　**福岡県海の中道遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第87集　海の中道遺跡』1982年。

4　**平城宮東大溝SD2700**　奈文研『昭和61年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1987年。

5　**平城京右京八条一坊十四坪土坑SK2073ほか**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第46冊　平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989年。

6　**難波宮西方遺跡**　積山　洋「上町台地西縁出土の外来系土器二例」『韓式系土器研究Ⅴ』韓式系土器研究会、1994年。

7　**福岡県鴻臚館跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第270集　鴻臚館跡Ⅰ　発掘調査概報』1991年。

8　**平城京左京三条四坊十一坪**　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和62年度』1988年。

9　**平城宮東院庭園跡**　奈文研『奈良文化財研究所学報第69冊　平城宮発掘調査報告Ⅳ－東院庭園地区の調査－』2003年。

10　**大宰府右郭六条一・二坊**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和61年度発掘調査概報』1987年。

11　**長岡京右京四条五坊七町**　長岡京市『長岡京市史　史料編一』1991年。

12　**福岡県沖ノ島遺跡**　第3次沖ノ島学術調査隊『宗像　沖ノ島』宗像大社復興期成会、1979年。

13　**奈良県坂田寺跡**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報5』1975年。

14　**平城京右京五条一坊十五坪**　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和62年度』1988年。

15　**福岡県観世音寺東辺部**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和52年度発掘調査概報』1978年。

16　**平城京左京七条二坊六坪**　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和60年度』1986年。

17～19　**奈良県大安寺講堂前庭**　巽淳一郎「大安寺の土器類」『大安寺史・史料』大安寺、1984年。

55頁　図16

－１～20　**奈良県大安寺講堂前庭**　巽淳一郎「大安寺の土器類」『大安寺史・史料』大安寺、1984年。

21　**静岡県城山遺跡**　浜松市博物館『城山遺跡調査報告書』可美村教委、1981年。

Ⅱ－２　古代後期の土器

57頁　図１　図は高橋照彦「防長産緑釉陶器の基礎的研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集、国立歴史民俗博物館、1993年、による。

－１・３・５・６　**福岡県多々良込田遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第121集　多々良込田遺跡Ⅲ』1985年。

2　**福岡県長野Ａ遺跡**　（財）北九州市教育文化事業団埋文調査室『北九州市埋蔵文化財調査報告書第24集　長野Ａ・Ｅ遺跡調査概報』1984年。

4　**大分県野依遺跡**　宮内克己・村上久和「豊前南部および豊後出土の緑釉陶器」『古文化談叢』第20集（上）、九州古文化研究会、1989年。

7　**福岡県筑後国分寺跡**　久留米市教委『久留米市文化財調査報告書第24集　筑後国分寺跡（Ⅱ）　昭和53・54年度発掘調査概報』1980年。

8　**山口県長登銅山跡**　美東町教委『美東町文化財調査報告書第５集　長登銅山跡Ⅱ』1993年。

9　**山口県周防国府跡**　未報告。

10　**福岡県砥石山遺跡**　（財）北九州市教育文化事業団埋文調査室『北九州市埋蔵文化財調査報告書第28集　砥石山遺跡』1984年。

11　**山口県突抜遺跡**　山口県教委・山口県埋文センター『山口県埋蔵文化財調査報告書第87集　よみがえる弥生のムラ－突抜・馬場遺跡－』山口県教委、1985年。

12　**福岡県豊前国府跡**　豊津町教委『豊津町文化財調査報告書第10集　豊前国府　平成２年度発掘調査概報』1991年。

13　**福岡県寺田遺跡**　（財）北九州市教育文化事業団埋文調査室『北九州市埋蔵文化財調査報告書第70集　寺田遺跡』1988年。

14　**大宰府跡**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和56年度発掘調査概報』1982年。

15　**山口県周防鋳銭司遺跡**　山口市教委『周防鋳銭司遺跡』1978年。

16　**山口県周防国府跡**　防府市教委『防府市文化財調査年報　Ⅱ』1980年。

17　**大宰府跡**　九州歴史資料館『大宰府史跡　第30・31・32次発掘調査概報』1974年。

18　**大宰府跡**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和60年度発掘調査概報』1986年。

57頁　図２　図は高橋照彦「防長産緑釉陶器の基礎的研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集、国立歴史民俗博物館、1993年、による。

－19　**福岡県市の上遺跡**　太宰府市『太宰府市史　考古資料編』1992年。

20・22・23　**福岡県多々良込田遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第121集　多々良込田遺跡Ⅲ』1985年。

21　**山口県上嘉川遺跡**　未報告。

24　**山口県周防国府跡第74次調査Ｇ－３井戸**　未報告。

25　**鹿児島県薩摩国府跡**　『薩摩国府跡・国分寺跡』鹿児島県考古学会、1975年。

26　**山口県周防国府跡第９次**　防府市教委『防府市文化財調査年報　Ⅱ』1980年。

27　**山口県周防国府跡**　防府市教委『防府市文化財調査年報　Ⅱ』1980年。

58頁　図３

－１～９　**京都府栗栖野13号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

10～19　**京都府本山官山窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

20～29　**京都府妙満寺境内窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

30～37　**京都府栗栖野３号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

59頁　図４

－１～12　**京都府石作１・２号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

13～25　**京都府大向１・２号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

26～36　**京都府小塩1号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第3回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

60頁　図5

－1～9　**京都府前山2・3号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第3回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

10～13　**京都府黒岩1号窯**　上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第3回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。

60頁　図6

－1・2・4・9・11・14　**滋賀県山神窯**　高橋照彦「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館報告』第57集　1994年。

3　**滋賀県梶田窯**　高橋照彦「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館報告』57　1994年。

5～8・10·12·13　**滋賀県十禅寺谷窯**　高橋照彦「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館報告』第57集　1994年。

15～28　**滋賀県作谷窯**　高橋照彦「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館報告』57　1994年。

29～43　**滋賀県峰道窯**　高橋照彦「近江産緑釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館報告』57　1994年。

61頁　図7　図は、尾野善裕「灰釉陶器生産技術の系譜」『楢崎彰一先生古希記念論文集』真陽社、1998年。　2～9・14・15・16・20；上村和直「平安京周辺の施釉陶器生産」『古代の土器研究会第3回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東　施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年。　10～13・15・18～37；愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

－1　**愛知県NN265号窯**　尾野善裕「灰釉陶器生産技術の系譜」『楢崎彰一先生古希記念論文集』真陽社、1998年。

3・6・7　**平安京左京二条二坊冷泉院**　（財）京都市埋文研『昭和57年度　京都市埋蔵文化財調査概報』1984年。

2・4・5・8・9・14　**平安京右京三条三坊五町溝SD19**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊　平安京右京三条三坊』1990年。

10～13・15　**愛知県黒笹14号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

16・17　**平安京右京三条三坊**　（財）京都市埋文研究所『京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊　平安京右京三条三坊』1990年。

18・21～38　**愛知県黒笹90号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

20　**平安京左京一条三坊**　未報告。

62頁　図8

－1～12　**愛知県黒笹90号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

13～29　**愛知県亀ヶ洞1号窯**　増子康真『名古屋市熊ノ前古窯址群』名古屋考古学会、1984年。

63頁　図9

－1・2～5・8・10～13・15・16・23～26・31～33　**愛知県熊ノ前1号窯**　増子康真『名古屋市熊ノ前古窯址群』名古屋考古学会、1984年。

6・7・9・14・17～22・27～30・34・35　**愛知県熊ノ前4号窯**　増子康真『名古屋市熊ノ前古窯址群』名古屋考古学会、1984年。

64頁　図10

－1～15　**愛知県NN278号窯**　名古屋市教委『名古屋市文化財調査報告書第9集　名古屋市緑区ＮＮ－278号古窯跡発掘調査報告書』1981年。

16～24　**愛知県NN282号窯**　名古屋市教委『名古屋市文化財調査報告書第12集　名古屋市緑区ＮＮ－282号古窯跡発掘調査報告書』1982年。

25～28　**愛知県東山72号窯**　斎藤孝正「猿投窯東山地区における灰釉陶器の様相－東山72号窯出土遺物を中心として－」『名古屋大学総合研究資料館報告』3、名古屋大学総合研究資料館、1987年。

29～45　**岐阜県東濃北丘古窯跡群**　多治見市教委『北丘古窯跡群・古墳群発掘調査報告書』1981年。

65頁　図11

－1～19　**愛知県黒笹7号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

20～38　**愛知県黒笹14号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

67頁　図12

－1～23　**愛知県黒笹35号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

24～42　**愛知県黒笹90号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

68頁　図13

－1～27　**愛知県折戸53号窯**　愛知県教委『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告』1980年。

28～59　**愛知県NN282号窯**　名古屋市教委『名古屋市文化財調査報告書第12集　名古屋市緑区ＮＮ－282号古窯跡発掘調査報告書』1982年。

69頁　図14

－1～10　**愛知県NN282号窯**　名古屋市教委『名古屋市文化財調査報告書第12集　名古屋市緑区ＮＮ－282号古窯跡発掘調査報告書』1982年。

11～30　**愛知県東山72号窯**　斎藤孝正「猿投窯東山地区における灰釉陶器の様相－東山72号窯出土遺物を中心として－」『名古屋大学総合研究資料館報告』３、名古屋大学総合研究資料館、1987年。

71頁　図15　図は小森俊覚「輸入陶磁器と国産施釉陶器」『古代の土器研究会第３回シンポジウム　古代の土器研究－律令的土器様式の西・東－施釉陶器－』古代の土器研究会、1994年による。

－1　**平安京右京五条三坊二町溝SD01**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財調査概要　昭和63年度』1993年。

2　**平安京右京六条一坊五町溝SD019**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究所調査報告書第11冊　平安京右京六条坊』1992年。

3　**平安京右京六条二坊**　『史料　京都の歴史　2　考古』平凡社、1983年。

4　**京都府西寺跡**　『史料　京都の歴史　2　考古』平凡社、1983年。

5・12・13・14～17・22　**平安京右京六条一坊五町**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究所調査報告書第11冊　平安京右京六条一坊』1992年。

6～11・19～21・23～28　**平安京右京三条三坊三町SX07**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊　平安京右京三条三坊』1990年。

14　**平安京右京六条一坊**　『史料　京都の歴史　2　考古』平凡社、1983年。

18　**平安京右京六条一坊十三町ＳＸ01**　未報告

31　**平安京左京一条三坊**　『史料　京都の歴史　2　考古』平凡社、1983年。

29・30・32～38　**平安京右京二条三坊十五町**　（財）京都市埋文研『平安京跡発掘調査概報　昭和61年度』京都市文化観光局、1987年。

39～45・47　**平安京右京二条二坊三町**　（財）京都市埋文研『平安京跡発掘調査概報　昭和56年度』京都市文化観光局、1982年。

46　**平安宮西隈隍23**　（財）京都市埋文研『平安京跡発掘調査概報　昭和60年度』京都市文化観光局、1987年。

48・49　**平安京左京一条三坊十一町（烏丸線）立会17**　京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報Ⅱ　1976年度』1981年。

50～52　**左京四条三坊五町SE21**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財調査概報　昭和57年度』京都市文化観光局、1984年。

72頁　図16

－1・5・6・16　**福岡県鴻臚館跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第270集　鴻臚館跡Ⅰ　発掘調査概報』1991年。

2　**平城京左京一条三坊東一坊大路側溝**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第23冊　平城宮発掘調査報告書Ⅵ　平城京左京一条三坊の調査』1975年。

3・7・8・13・14・20・21　**福岡県柏原M遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第191集　福岡市柏原遺跡－古墳・古代遺跡M遺跡の調査』1988年。

4　**京都府浄妙寺推定地**　藤岡了一「浄妙寺出土越州窯青磁水注」『美術史』１、美術史学会、1950年。

9・12　**大宰府右郭六条二坊**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和56年度発掘調査概報』1982年。

10・11・22・23　**京都府仁和寺円堂跡**　亀井明徳『日本貿易陶磁史の研究』同朋舎出版、1986年。

15　**京都府西寺跡**　奈良県立橿原考古研究所附属博物館編『貿易陶磁－奈良・平安の中国陶磁』（財）由良大和古文化研究会、1993年。

17　**福岡県多々良込田遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第121集　多々良込田遺跡Ⅲ』1985年。

18・19　**福岡県君畑第一経済大学内火葬墓**　奈良県立橿原考古研究所附属博物館編『貿易陶磁－奈良・平安の中国陶磁（財）由良大和古文化研究会、1993年。

72頁　図17

－1　**奈良県薬師寺西僧坊跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第45冊　薬師寺発掘調査報告』1987年。

2・10　**福岡県柏原M遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第191集　福岡市柏原遺跡群Ⅵ－古墳・古代遺跡M

遺跡の調査－』1988年。

3　**中国長沙窯跡（4の参考例）**　長沙窯課題組『長沙窯』紫禁城出版社、1996年。

4　**福岡県多々良込田遺跡**　福岡市教委『福岡市埋蔵文化財調査報告書第121集　多々良込田遺跡Ⅲ』1985年。

5　**福岡県観世音寺**　九州歴史資料館『大宰府史跡　昭和56年度発掘調査概報』1982年。

6　**平安京右京二条三坊二町**　『史料　京都の歴史　2　考古』平凡社、1983年。

7　**平城京左京一条三坊東一坊大路側溝**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第23冊　平城宮発掘調査報告書Ⅵ　平城京左京一条三坊の調査』1975年。

8　**大宰府市ノ上遺跡**　高倉洋彰ほか「観世音寺出土の唐三彩」『考古学雑誌』64－1、日本考古学会、1979年。

9　**広島県備後寺町廃寺**　広島県草戸千軒町遺跡調査研究所『備後寺町廃寺』三次市教委、1978年。

73頁　図18

－1～48　**中国上林湖Y37号窯**　慈渓市博物館『古陶瓷学研究基金会叢書』科学出版社、2002年。

74頁　図19

－1～20　**平安京右京三条三坊五町溝SD1901**（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊　平安京右京三条三坊』1990年。

21～33　**平安宮左兵衛府溝SD01**　（財）京都市埋文研『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報集1978－Ⅱ　平安京跡発掘調査概報』1978年。

34～38・41～45　**平安京左京一条三坊十一町（烏丸線）立会17井戸1**　京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査会『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡　調査年報Ⅱ　1976年度』1981年。

75頁　図20　兵庫県教委『兵庫県加古川市所在　志方窯跡群―投松支群―』2001年に所載の森内秀造編年を改変。

Ⅱ－3　陶製の杯・油杯

76頁　図1

－1　奈良市教委『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和63年度』1988年。

2　奈良県教委・（財）建築研究協会『唐招提寺防災施設工事・発掘調査報告書』唐招提寺、1995年。

76頁　図2

－1　奈良県教委『重要文化財旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』1964年。

2　『大安寺史・史料』大安寺、1984年。

3　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第44冊　平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986年。

4～8　奈文研『平城京東堀河　平城京左京九条三坊の調査』奈良県教委、1983年。

Ⅲ－1　瓦葺建物の復元

78頁　図1　多賀城研『名生館遺跡Ⅰ』1981年。古川市教委『宮城県古川市文化財調査報告書第8集　名生館官衙遺跡Ⅸ　－昭和63年度発掘調査概報－』1989年。

79頁　図2　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

79頁　写真1　鈴鹿市教委所蔵。掲載許可済。

79頁　写真2　奈文研所蔵。

81頁　写真3　奈文研所蔵。

81頁　図3　加茂町教委『恭仁宮（京）跡発掘調査概要　平成10年度発掘調査概報』1999年。

81頁　図4　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。

81頁　図5　今泉　潔「「瓦と建物の相剋」試論－大塚前遺跡出土瓦の分析－」『研究紀要　12』（財）千葉県文化財センター、1990年。

81頁　図6　上原真人「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった－平安京右京一条三坊九町出土瓦をめぐって－」『高井悌三郎先生喜寿記念論集　歴史学と考古学』真陽社、1988年。

Ⅲ－2　瓦の製作と分布

82頁　写真1　（財）京都府埋文調査研究センター提供。掲載許可済。

83頁　図1　高野芳宏「多賀城・陸奥国分寺の文字瓦」『文字瓦と考古学』日本考古学協会、2000年。一部改変。

85頁　表1　大橋泰夫「国衙工房の成立－下野国分寺出土瓦の分析－」『官営工房研究会会報』6、奈文研、1999年。

85頁　図2　大橋泰夫「国衙工房の成立－下野国分寺出土瓦の分析－」『官営工房研究会会報』6、奈文研、1999年、より作成。

Ⅲ－3　瓦の観察

87頁　図1　『天工開物』（平凡社）より書きおこし。

87頁　図2・3　『江戸名所図絵・下』（人物往来社）より書きおこし。

87頁　図４　　佐原　真「平瓦桶巻作り」『考古学雑誌』58－２、1972年、より作図。
87頁　写真１・２　奈文研所蔵。
87頁　図５　　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第62冊　史跡頭塔発掘調査報告』2001年。
88頁　写真３　龍野市教委提供。掲載許可済。
88頁　写真４　栃木県小川町教委所蔵。掲載許可済。

Ⅳ－１　腰帯具・銭貨・印章

91頁　図１
　－１・３・５・７　**平城京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第23冊 平城宮発掘調査報告書Ⅵ 平城京左京一条三坊の調査』1974年。一部改変。
　２・４・６・８・14～17　**平城京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘報告－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。一部改変。
　９　**平安京**　平尾政幸「平安京の石銙生産」『銙帯をめぐる諸問題』奈文研、2002年。一部改変。
　10～13　**長岡京**　木村泰彦「銅銙から石銙へ」『銙帯をめぐる諸問題』奈文研、2002年。一部改変。
91頁　写真１　講談社所蔵。『古代史復元３　古代の宮殿と寺院』講談社、1989年。転載許可済。
91頁　図２　　木村泰彦「銅銙から石銙へ」『銙帯をめぐる諸問題』奈文研、2002年。
93頁　写真２　大阪市指定文化財。（財）大阪市文化財協会提供。掲載許可済。
93頁　写真３・４　奈文研所蔵。
93頁　図４
　－１　**平安京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　２　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　３　**平城京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第56冊　平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』1997年。
　４　**平城宮造酒司**　奈文研『1993年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1994年。

Ⅳ－２　武器・武具

95頁　写真１・２　奈文研所蔵。
97頁　写真３・４　奈文研所蔵。
97頁　写真５　（財）古代學協會『平安京跡研究調査報告第13輯　法住寺殿跡』1984年。転載許可済。
97頁　図１　　（財）古代學協會『平安京跡研究調査報告第13輯　法住寺殿跡』1984年、より転載。
97頁　図２
　－１～４　**京都府法住寺殿跡**　（財）古代學協會『平安京跡研究調査報告第13輯　法住寺殿跡』1984年。転載許可済。一部改変。
　５～７　**神奈川県西ノ谷遺跡**　（財）横浜市ふるさと歴史財団『港北ニュータウン地域内埋蔵文化財調査報告23　西ノ谷遺跡』1997年。一部改変。

Ⅳ－３　祭祀具

99頁　図１
　－１・39・41　**平城京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第54冊　平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告　－長屋王邸・藤原麻呂邸の調査－』1995年。
99頁　図１
　－２・４・６～９・13・14・16・21・22・28・32・36・40・42・43　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊 木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　３・12・20・37・38　**藤原宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊 木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　５・34　**平安京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊 木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　10・17・18・24～26・30・44・45　**平城京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊 木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　11・15・29　**長岡京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　19　**藤原京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　23　**奈良県布留遺跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　27　**平城京**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第56冊　平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』1997年。
　31　**兵庫県上原田遺跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　33　**大阪府大蔵司遺跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
　35　**平城宮**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第27冊　木器集成図録　近畿古代篇』1985年。
100頁　写真１・２　奈文研所蔵。

100頁　写真３　講談社所蔵。『古代史復元９　古代の都と村』講談社、1989年。転載許可済。
101頁　写真４　奈文研所蔵。
101頁　図１　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第56冊　平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』1997年。

Ⅳ－４　工房関係遺物

103頁　図１
－１・４　**平城京右京八条一坊十三坪井戸SE1315**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第46冊　平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989年。
２　**岩手県稲村遺跡**　（財）岩手県埋蔵文化財センター『稲村遺跡、中田遺跡、古屋敷遺跡』1981年。
３　**千葉県花前Ⅱ－２遺跡**　（財）千葉県文化財センター『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書Ⅲ』1985年。
５　**宮城県東山遺跡**　多賀城研『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第15冊　東山遺跡Ⅳ－賀美郡衙跡推定地－』1990年。
６　**茨城県鹿の子Ｃ遺跡109号住居跡**　（財）茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告書第20集　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書５　鹿の子Ｃ遺跡　－遺構・遺物編－』1983年。
７～９　**茨城県鹿の子Ｃ遺跡41号住居跡**　（財）茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告書第20集　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書５　鹿の子Ｃ遺跡　－遺構・遺物編－』1983年。
104頁　図２　**平城京右京八条一坊十四坪**　奈文研『奈良国立文化財研究所学報第46冊　平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1989年。
105頁　図３
－１～13　**奈良県飛鳥池工房跡**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』1992年。
14　**茨城県鹿の子Ｃ遺跡102号住居跡**　（財）茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告書第20集　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書５　鹿の子Ｃ遺跡　－遺構・遺物編－』1983年。
106頁　図４
－１　**平城京左京一条三坊溝SD485**　奈文研『奈良国立文化財研究所年報　1991』1991年。
２～８　**奈良県飛鳥池遺跡**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』1992年。
106頁　図５
－14・24　**奈良県飛鳥池工房跡**　奈文研『奈良国立文化財研究所年報　2000－Ⅱ』2000年。
１～13・15～23　**奈良県飛鳥池工房跡**　奈文研『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』1992年。
107頁　写真１・２　奈文研所蔵。

Ⅳ－５　柱根

109頁　表１　島地　謙・伊東隆夫『日本の遺跡出土木製品総覧』雄山閣出版、1988年、より作成。
109頁　写真１　奈文研所蔵。
109頁　図１～３　奈文研『奈良国立文化財研究所30周年記念学報第40冊　平城宮発掘調査報告Ⅺ図版』1982年。写真は奈文研所蔵。

Ⅳ－６　建築石材

111頁　図１　京都府教育庁指導部文化財保護課『恭仁京跡発掘調査報告Ⅱ』京都府教委、2000年。一部改変。
111頁　写真１
－１～４　執筆者所蔵。
113頁　写真２
－１　奈文研所蔵。
２～７　執筆者所蔵。

Ⅴ－１　宮室

117頁　表１　岸　俊男『ＮＨＫ大学講座　日本の古代宮都』ＮＨＫ出版協会、1981年、より作成。
117頁　表２　岸　俊男『ＮＨＫ大学講座　日本の古代宮都』ＮＨＫ出版協会、1981年。
117頁　図１　奈文研『創立50周年記念　奈良国立文化財研究所史料第57冊　日中古代都城図録』2002年。
117頁　図２　奈文研ほか『奈良文化財研究所創立50周年記念　飛鳥・藤原京展－古代律令国家の創造－』朝日新聞社、2002年。

Ⅴ－２　京の成立

119頁　図１・２　渡辺信一郎「官闕と園林－３～６世紀中国における皇帝権力の空間構成－」『考古学研究』47－２、2000年。
119頁　図３　陳　博男『三禮圖』1995年、より書きおこし。
119頁　図４
－①　岸　俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。
②　阿部義平「新益京について」『千葉史学』９、千葉史学会、1986年。
119頁　図５　小澤　毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年。

Ⅴ－3　大極殿・朝堂院

121頁　図1

－①　岸　俊男『ＮＨＫ大学講座　日本の古代宮都』ＮＨＫ出版協会、1981年、より作図。

②・③・⑤　林部　均『古代宮都形成過程の研究』青木書店、2001年、より作図。

④　林　博道『大津京跡の研究』思文閣出版、2001年、より作図。

⑥　編集者作成。

⑦～⑩　奈文研『創立50周年記念奈良文化財研究所史料第57冊　日中古代都城図録』2002年、より作図。

⑪　寺升初代「平安宮の復元」『平安京提要』角川書店、1994年、より作図。

121頁　図2　　岸　俊男『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。

Ⅴ－4　三部世界観の成立

123頁　図1・3　奈文研『創立50周年記念　奈良文化財研究所史料第57冊　日中古代都城図録』2002年。

123頁　図2　　小澤　毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年。

123頁　写真1～3　奈文研所蔵。

Ⅴ－5　宮内の曹司

125頁　図1

－①②　小澤　毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年。

③④　奈文研『奈良国立文化財研究所年報　1997－Ⅲ』1997年、より作図。

⑤　　井上和人「官衙配置の原型・規模・配置」『古代都城制研究集会第2回報告集　都城における行政機構の成立と展開』奈文研、1997年、より作図。

⑥⑦　奈文研『1992年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1993年、より作図。

⑧　町田　章『考古学ライブラリー44　平城京』ニュー・サイエンス社、1986年、より作図。

126頁　図2　　**平城宮曹司**　奈文研『1995年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1996年、より作図。

藤原宮東方官衙　井上和人「官衙配置の原型・規模・配置」（『古代都城制研究集会第2回報告集　都城における行政機構の成立と展開』奈文研、1997年）より作図。

126頁　図3　　**平城宮左馬寮**　井上和人「官衙配置の原型・規模・配置（『古代都城制研究集会第2回報告集　都城における行政機構の成立と展開』奈文研、1997年）より作図。

藤原宮（右）馬寮　井上和人「官衙配置の原型・規模・配置（『古代都城制研究集会第2回報告集　都城における行政機構の成立と展開』奈文研、1997年）より作図。

126頁　図4　　**平安宮推定復元図**　（財）古代学協会・古代学研究所『平安京提要』角川書店、1994年。

太政官図　裏松固禅「大内裏図考証」『改訂増補　故實叢書38巻　大内裏図・中古京師内外地図他』明治図書出版1993年、より作図。

Ⅵ－1　国府の空間的構成

129頁　図1　　田熊清彦「下野国府と都賀郡家」（『国分寺町史　通史編』2003年）および木村　等「下野国府跡の発掘調査について」（『古代を考える』45、古代を考える会、1987年）から合成作図。

Ⅵ－2　国府跡調査の手がかり

131頁　図1　　豊川市教委『三河国府跡確認調査報告書』2003年。一部改変。

Ⅵ－3　国庁

133頁　図1

－①～⑯　各遺跡報告書より作図。地図は山中敏史・佐藤興治『古代日本を発掘する5　古代の役所』岩波書店、1985年より作図。

135頁　図2　　三重県埋文センター『三重県埋蔵文化財調査報告　99－4　伊賀国府跡（第4次）発掘調査報告』1992年、および、山中敏史・佐藤興治『古代日本を発掘する5　古代の役所』岩波書店、1985年、をもとに新規作成。

135頁　図3

－①～⑧　三重県埋文センター『三重県埋蔵文化財調査報告　99－4　伊賀国府跡（第4次）発掘調査報告』1992年、および、山中 敏史・佐藤興治『古代日本を発掘する5　古代の役所』岩波書店、1985年、をもとに新規作成。

135頁　図4　　山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

Ⅵ－4　曹司

137頁　図1　　倉吉市教委『伯耆国庁跡発掘調査概報（第5・6次）』1978年。

137頁　図2　　滋賀県教委『史跡近江国庁跡　附惣山遺跡・青江遺跡　調査整備事業報告書1』2002年、および、大津市教委『第2回惣山遺跡現地見学会資料』1997年、をもとに作成。

137頁　図３　鈴鹿市教委『伊勢国府跡４』2002年。一部改変。
139頁　図４　松村一良「筑後国府跡」『久留米市史　第12巻　資料編（考古）』久留米市、1994年。一部改変。
139頁　図５　久留米市教委『久留米市文化財調査報告書第182集　筑後国府跡－平成12・13年度発掘調査概要報告－』2002年。
139頁　図６　松村一良「筑後国府跡」『久留米市史　第12巻　資料編（考古）』久留米市、1994年。
141頁　図７　倉吉市教委『シンポジウム　「よみがえる古代の伯耆」－伯耆国庁跡と不入岡遺跡－』1995年。
141頁　図８　倉吉市教委『倉吉市文化財調査報告書第85集　不入岡遺跡群発掘調査報告書　不入岡遺跡・沢ベリ遺跡２次調査』1996年、より作図。
142頁　史料１　平川　南「出雲国計会帳・解部の復原」『国立歴史民俗博物館研究報告』第３集、1984年。
142頁　図９　加賀見省一「日高町の古代遺跡と出土木簡」『木簡学会但馬特別研究集会－古代但馬国と木簡－』木簡学会但馬特別研究集会実行委事務局、2002年。一部改変。
142頁　写真１　栃木県文化振興事業団『栃木県埋蔵文化財調査報告第74集 下野国府Ⅶ 木簡・漆紙文書調査報告』1987年、より転載。
143頁　史料２・３　林　陸朗・鈴木靖民編『復元　天平諸国正税帳』現代思潮社、1985年。
142頁　図10　（財）茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告書第20集　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書　鹿の子Ｃ遺跡　遺構・遺物編（上）』1983年。
143頁　写真２　栃木県文化振興事業団『栃木県埋蔵文化財調査報告第74集 下野国府Ⅶ 木簡・漆紙文書調査報告』1987年、より転載。

Ⅵ－５　国司館

145頁　図１
－①・③　山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。
②　栃木県教委『栃木県埋蔵文化財調査報告第63集　下野国府跡Ⅵ　昭和58年度発掘調査概報』1985年。一部改変。
④　栃木県教委『栃木県埋蔵文化財調査報告第30集　下野国府跡Ⅰ　昭和51～53年度発掘調査概報』1979年。
⑤　多賀城市埋文調査センター『多賀城市文化財調査報告書第26集　山王遺跡　－第９次発掘調査報告書－』1991年。
⑥　松村一良「筑後国府跡」『久留米市史　第12巻　資料編（考古）』久留米市、1994年、および、久留米市教委『久留米市文化財調査報告書第139集　筑後国府跡・国分寺跡　平成９年度発掘調査概要』1998年。一部改変。

Ⅵ－６　国府と地割

147頁　図１　防府市教委『周防の国府跡　1970～80年代の発掘調査成果から』1990年。一部改変。
147頁　図２　防府市教委『周防の国府跡　1970～80年代の発掘調査成果から』1990年。
147頁　図３　防府市教委・周防国府跡調査会『防府市埋蔵文化財調査概要　9805　周防国府跡山升地区－第43・45・49・53・60・65・85次調査－発掘調査概要Ⅰ』1998年。
149頁　図４・５　駒見和夫「国衙の変遷から国庁を探る　下総国」『幻の国府を掘る　東国の歩みから』雄山閣、1999年。
149頁　図６・７　金田章裕「国府の形態と構造について」『国立歴史民俗博物館研究報告第63集　共同研究「都市空間の形成過程についての研究」』国立歴史民俗博物館、1995年。
150頁　図８　江口　桂「武蔵国府関連遺跡出土墨書土器の基礎的検討」『府中市郷土の森博物館紀要』15、2002年。

Ⅶ－１　郡衙の諸施設

153頁　史料１　『群馬県史　資料編４　原始古代４』群馬県、1985年。
153頁　図１　山中敏史・佐藤興治『古代日本を発掘する５　古代の役所』岩波書店、1985年。一部改変。
155頁　図２　小郡市教委『小郡市文化財調査報告書第76集　大板井遺跡』1991年。
155頁　図３　中島達也「小郡官衙遺跡」『小郡市史　第４巻　資料編　原始・古代』小郡市、2001年。
157頁　図４　新吉富村教委『史跡大ノ瀬官衙遺跡保存整備基本計画』2000年、より製図。
157頁　図５　栗東町教委『岡遺跡発掘調査報告書　１次・２次・３次調査』1990年。

Ⅶ－２　郡衙遺跡調査の手がかり

159頁　図１　高井悌三郎「新治郡郡衙跡」『茨城県史料　考古資料篇　奈良・平安時代』茨城県、1995年。

Ⅶ－３　郡庁の構造

161頁　図１
－①～⑮　各遺跡報告書より作図。巻末報告書一覧参照。
162頁　図１
－⑯～　各遺跡報告書より作図。巻末報告書一覧参照。
163頁　図１
－　各遺跡報告書より作図。巻末報告書一覧参照。

Ⅶ－4　正倉の建築構造

169頁　図1　国士舘大学文学部考古学研究室『考古学研究室報告甲種第1冊　中村遺跡調査報告書』1979年。一部改変。

169頁　図2　多賀城研『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第13冊　東山遺跡Ⅱ』1988年。一部改変。

170頁　表2　山中敏史「古代の倉庫群の特徴と性格－前期難波宮の倉庫群をめぐって－」『クラと古代王権』ミネルヴァ書房、1991年。（渡辺晃宏「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』98－12、山川出版社、1989年）の表3を一部改変。）

Ⅶ－5　正倉の規模と収納量

173頁　図1　山中敏史『平成12年度～平成14年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書　古代の穎穀収取に関する考古学的研究』2003年。

Ⅶ－6　正倉の建物配置

177頁　図1　東京都北区教委『北区埋蔵文化財調査報告第31集　御殿前遺跡Ⅶ』2003年。

177頁　図2　中島広顕「武蔵国豊島郡衙の正倉」『郡衙正倉の成立と変遷』奈文研、2000年。

178頁　図3

－①　山中敏史「古代の倉庫群の特徴と性格」『クラと古代王権』ミネルヴァ書房、1991年。

②　鈴鹿市教委『伊勢国分寺・国府跡』3、1996年。

③　いわき市教委『いわき市埋蔵文化財発掘調査報告第72冊　根岸遺跡』2000年。

④　川崎市教委『千年伊勢山台北遺跡発掘調査説明会資料』2000年。

⑤　関市教委『関市文化財調査報告第21号　弥勒寺東遺跡』1999年。

179頁　図4

－⑥　栃木県教委・（財）とちぎ生涯学習文化財団『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告第249集　那須官衙関連遺跡Ⅶ』2001年。

⑦　宮城県教委『宮城県文化財調査報告書第127集　亘理町三十三間堂遺跡ほか』1988年。

181頁　図5　大刀洗町教委『史跡　下高橋官衙遺跡　整備基本構想』2003年。

Ⅶ－7　正倉火災

183頁　表1　新規作成。

Ⅶ－8　館・厨家

185頁　図1　山中敏史・佐藤興治『古代日本を発掘する5　古代の役所』岩波書店、1985年。

185頁　図2　栃木県教委・（財）とちぎ生涯学習文化財団『栃木県埋蔵文化財調査報告第249集　那須官衙関連遺跡Ⅶ』2001年。

187頁　図3～5　藤枝市教委・藤枝市土地開発公社『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告書Ⅲ　奈良・平安時代編　志太郡衙跡（御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡）』1981年。

189頁　図6　浜松市教委『伊場遺跡発掘調査報告書第8冊　伊場遺跡遺物編6　（本文編）』1994年。一部改変。

Ⅷ－1　駅家

193頁　図1　高橋美久二『古代交通の考古地理』大明堂、1995年。

193頁　図2　龍野市教委『龍野市文化財調査報告11　布勢駅家Ⅱ　－小犬丸遺跡1992・1993年度発掘調査概報』1994年。

193頁　図3　兵庫県教委『兵庫県文化財調査報告第66冊　小犬丸遺跡Ⅱ』1989年。

Ⅷ－2　関

195頁　図1　木下　良『日本古代律令期に敷設された直線的計画道の復原的研究』國學院大學、1990年。

195頁　図2・3　柴田博子「鈴鹿関と不破関」『日本の古代国家と城』新人物往来社、1994年。

Ⅷ－3　津・泊

196頁　図1　木津町教委「上津遺跡第2次発掘調査概報」『木津町埋蔵文化財調査報告書　第3集』1980年。

Ⅸ－1　城柵

198頁　図1　多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第1巻　原始・古代・中世』多賀城市、1997年。石松好雄・桑原滋郎『古代日本を発掘する4　大宰府と多賀城』岩波書店、1985年。一部改変。

199頁　図2　仙台市教委『仙台市文化財調査報告書第205集　郡山遺跡21　－郡山遺跡・仙台平野の遺跡群　平成12年度発掘調査概報－』2001年。

201頁　図3

－①②③④　宮城県教委・多賀城研『多賀城跡　政庁跡　本文編』1982年。

⑤　酒田市教委『城輪柵跡　－史跡城輪柵跡保存整備事業報告書－』1998年。

⑥　八幡町教委『八幡町埋蔵文化財調査報告書第11集　八森遺跡　古代編』2002年。

⑦　秋田市教委・秋田城跡調査事務所『秋田城跡　－政庁跡－』2002年。

⑧　築館町教委『築館町文化財調査報告書第15集　伊治城跡・嘉倉貝塚』2002年。

⑨　多賀城研『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第27冊　桃生城跡Ⅹ』2002年。

⑩ 秋田県教委・払田柵跡調査事務所『秋田県文化財調査報告書第122集　払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』秋田県埋文振興会、1985年。

⑪ 似内啓邦・津嶋知弘「志波城発掘調査の成果」『第28回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2002年。

203頁　図4

－① 多賀城研『多賀城跡－発掘のあゆみ－』2003年。

②～④ 生田和宏「城柵官衙遺跡における陶硯の様相－多賀城を中心として－」『古代の陶硯をめぐる諸問題－地方における文書行政をめぐって－』奈文研、2003年。

⑤ 宮城県教委・多賀城研『宮城県多賀城跡調査研究所年報1972　多賀城跡－昭和47年度発掘調査概報－』1973年、より作図。

204頁　図5　柳澤和明「桃生城跡発掘調査の成果」『第27回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2001年。

204頁　図6　秋田県教委・払田柵跡調査事務所『秋田県文化財調査報告書第288集　払田柵跡－第113次・第114次調査概要－』1999年。

205頁　図7　今野公顕「志波城　～平成14年度調査の概要～」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会2003年。

205頁　図8　築館町教委『築館町文化財調査報告書第15集　伊治城跡・嘉倉貝塚』2002年。

205頁　図9　西野 修「徳丹城発掘調査の成果」『第28回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2002年。

205頁　図10　水沢市教委『胆沢城跡　－平成12年度発掘調査概報－』2001年。

206頁　図11　多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第1巻　原始・古代・中世』多賀城市、1997年。

206頁　図12　宮城県教委『宮城県文化財調査報告書第195集　壇の越遺跡ほか』2003年。

207頁　図13　多賀城市埋文調査センター『第16回企画展　古代都市多賀城』2002年。

207頁　図14　斉藤 篤「壇の越遺跡第6次調査の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2003年。

Ⅸ－2 山城・神籠石

209頁　図1　村上幸雄・乗岡　実『吉備考古ライブラリィ2　鬼ノ城と大廻り小廻り』吉備人出版、1999年。一部改変。

209頁　図3　向井一雄「古代山城研究の動向と課題」『溝濯』9・10合併号、古代山城研究会、2001年。（『甘木歴史資料館だより　温故』24（朝倉橘広庭宮展）甘木歴史資料館、1996年）を一部改変。

209頁　図4　秀島龍男「宮地岳古代山城跡－2002年3月～11月踏査報告－」『溝濯』11、古代山城研究会、2003年。

211頁　図5

－① 行橋市教委『行橋市文化財調査報告書第26集　史跡御所ヶ谷神籠石』1998年。

② 佐賀県教委『佐賀県文化財調査報告書第16集　帯隈山神籠石とその周辺』1967年。

③ 総社市教委『総社市埋蔵文化財調査年報8』1998年。

211頁　図6

－① 九州歴史資料館「大野城跡（百間石垣）の調査と環境整備」『九州歴史資料館年報　昭和49年度』1975年。

② 鬼ノ城学術調査委員会『鬼ノ城』1980年。

③ 石野義助「筑後女山神籠石」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書　第10輯』福岡県、1935年、より作図。

211頁　図7

－① 岡山市教委『大廻小廻山城跡発掘調査報告』1989年。

② 佐賀県教委『佐賀県文化財調査報告書第16集　帯隈山神籠石とその周辺』1967年。

211頁　図8

－① 成周鐸・車勇杰『稷山蛇山城発掘調査報告書－1985・1986・1987年度発掘調査－』百済文化開発院（韓国）、1994年。

② 岡山市教委『大廻小廻山城跡発掘調査報告』1989年。

③ 中嶋　聡・向井一雄「宮地岳城跡の発見について－福岡県筑紫野市宮地岳所在の古代山城踏査報告－」『溝濯』8、古代山城研究会、1999年。

④ 頴田町教委『頴田町文化財調査報告書第2集　鹿毛馬神籠石Ⅱ』1988年。

Ⅹ－1 官衙関連遺跡と末端官衙

215頁　図1　井上尚明「郷家に関する一試論」（『埼玉考古学論集』（財）埼玉県埋文調査事業団、1991年）より、郷衙とは認められない遺跡を除外して作成。

215頁　図2

－① 神戸市教委『昭和62年度　神戸市埋蔵文化財年報』1990年。

②③ 奈文研『奈良国立文化財研究所学報第34冊　平城宮発掘調査報告Ⅸ』1978年。

Ｘ－２　郡衙別院

217頁　図１　吉村善雄「古代気多郡の行政区画と官道」（『気高町文化財報告書第16集　上光遺跡群発掘調査報告書』気高町教委、1988年）所蔵の挿図54を参照し新規作成。

217頁　図２　気高町教委『気高町文化財報告書第16集　上光遺跡群発掘調査報告書』1988年、より新規作成。

217頁　図３　気高町教委『気高町文化財報告書第21集　馬場遺跡発掘調査報告書』1993年。

218頁　図５　春日町歴史民俗資料館編『七日市遺跡と「氷上回廊」』2000年。

218頁　図６・７　兵庫県教委『兵庫県文化財調査報告書第75冊　山垣遺跡』1990年。

219頁　史料１　春日町歴史民俗資料館編『七日市遺跡と「氷上回廊」』2000年。

219頁　図８　春日町歴史民俗資料館編『七日市遺跡と「氷上回廊」』2000年。

Ｘ－３　末端の税穀収納施設

220頁　図１　松江市教委『下黒田遺跡発掘調査報告書』1988年。

220頁　図２　松江市教委『史跡出雲国山代郷正倉跡』1981年。

221頁　図３　上三川町教委・宇都宮市教委『上三川町埋蔵文化財発掘調査報告第27集　宇都宮市埋蔵文化財発掘調査報告書第47集　上神主・茂原官衙遺跡』2003年、および、栃木県教委『栃木県立しもつけ風土記の丘資料館　第９回企画展　古代の集落』掲載図を合成。

222頁　図４　上三川町教委・宇都宮市教委『上三川町埋蔵文化財発掘調査報告第27集　宇都宮市埋蔵文化財発掘調査報告書第47集　上神主・茂原官衙遺跡』2003年。

223頁　図５　上三川町教委・宇都宮市教委『上三川町埋蔵文化財発掘調査報告第27集　宇都宮市埋蔵文化財発掘調査報告書第47集　上神主・茂原官衙遺跡』2003年。

223頁　図６　前澤輝政編『西赤堀遺跡』上三川町教委、1976年。

223頁　図７　上三川町教委『上三川町埋蔵文化財発掘調査報告第16集　多功遺跡Ⅲ』1997年。

225頁　図８・９　中主町教委・中主町埋蔵文化財調査会『中主町文化財調査報告書　第９集　西河原森ノ内遺跡　第１・２次発掘調査概要』1987年。

225頁　史料１　中主町教委・中主町埋蔵文化財調査会『中主町文化財調査報告書第９集　西河原森ノ内遺跡　第１・２次発掘調査概要』1987年。徳網克己・山田謙吾「滋賀・西河原森ノ内遺跡」『木簡研究』８、木簡学会、1986年。辻広志「滋賀・西河原森ノ内遺跡」『木簡研究』12、木簡学会、1990年。

226頁　図10　富士市教委『東平』1981年、および同教委『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書－第３集－　東平遺跡第３次調査』1992年の掲載図を合成。一部改変。

227頁　図11　江南町教委『江南町文化財調査告第11集　丸山遺跡』1996年。

Ｘ－４　その他の末端官衙

228頁　図１　久留米市教委『久留米市文化財調査報告書第192集　筑後国三潴郡衙跡』2003年。一部改変。

229頁　図２　久留米市教委『久留米市文化財調査報告書第192集　筑後国三潴郡衙跡』2003年、および、富永直樹「野瀬塚遺跡」『久留米市史』第12巻、資料編考古、久留米市史編さん委員会、1994年、より作成。一部改変。

229頁　図３　久留米市教委『久留米市文化財調査報告書　第192集　筑後国三潴郡衙跡』2003年。一部改変。

229頁　図４　松村一良「筑後国三潴郡の末端官衙－福岡県久留米市野瀬塚遺跡群などの調査成果から－」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって－研究集会の記録－』奈文研、1998年。

231頁　図５・７　日本道路公団・山田遺跡調査会『山田水呑遺跡　第２分冊』1977年。

231頁　図６　松村恵司「律令国家の末端支配と集落」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって－研究集会の記録－』奈文研、1998年。

231頁　図８　松村恵司「律令国家の末端支配と集落」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって－研究集会の記録－』奈文研、1998年、および、天野努「出土文字資料と地名」（『千葉県史研究』２、千葉県、1994年）より作成。

Ｘ－５　官衙補完施設

233頁　図１・２　栃木県教委・（財）栃木県文化振興事業団『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告第222集　多功南原遺跡』1999年。墨書土器図は前澤輝政編『多功南原遺跡』上三川町教委、1985年。一部改変。

234頁　図３～５・７　沼津市教委『沼津市文化財調査報告第13集　藤井原遺跡発掘調査報告書Ⅰ　遺構編』1978年。

234頁　図６　瀬川裕市郎「御幸町遺跡」『静岡県史　資料編２　考古二』静岡県、1990年。

235頁　図８　（財）茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告ＸⅠ　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ』1981年。

235頁　図９　（財）茨城県教育財団「茨城県教育財団文化財調査報告ＸⅠ　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ』1981年、および、津野仁「遺跡からみた郷長の性格」（『太平臺史窓』10、1991年）より転載。一部改変。

235頁　図10　津野仁「遺跡からみた郷長の性格」『太平臺史窓』10、史窓会、1991年。

Ｘ－６　地方豪族居宅

237頁　図１　　いわき市教委『いわき市埋蔵文化財発掘調査報告　第72冊　根岸遺跡』2000年。

238頁　図２　　川本町遺跡調査会『百済木－くだらぎ－』2000年。一部改変。

239頁　図３・５　福島県教委『福島県文化財調査報告書第305集　母畑地区遺跡発掘調査報告36　正直Ｃ遺跡』1995年。一部改変。

239頁　図４　　菅原祥夫「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年。

240頁　図６　　菅原祥夫「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年。

240頁　図７　　香我美町教委『香我美町文化財調査報告書第２集　十万遺跡発掘調査報告書』1988年より製図。

241頁　図８　　葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」『日本考古学年報』36（1983年度版）、1986年。

243頁　図９～11　松江市教委『芝原遺跡』1989年。一部改変。

244頁　図12　　若宮町教委『若宮町文化財調査報告書第７集　下遺跡群』1989年。

245頁　表１　　山中敏史・石毛彩子「地方豪族の居宅と稲倉」（『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年）掲載の表１を改訂。

引用地方官衙遺跡等一覧

本書に引用した主要な地方官衙遺跡ごとに、まず、遺跡名・遺跡種類（官衙種類）・所在地を示した。
出典は、編著者、書名（論文・書名）、発行所、発行年、を掲げた。
都府県教委刊行の報告書等については、編著者と発行者が同じであるため、発行所名を省略した場合がある。

岩手県

志波城跡　志波城　岩手県盛岡市中太田方八丁・吉原・宮田

盛岡市教委　『太田方八丁遺跡　昭和52年度発掘調査概報』1978年。
盛岡市教委　『志波城跡Ⅰ 太田方八丁遺跡範囲確認調査報告』1981年。
盛岡市教委　『志波城跡　昭和56・57・58・61年度発掘調査概報』1982・83・84・87年。
似内啓邦・津嶋知弘　「志波城発掘調査の成果」『第28回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2002年。
今野公顕　「志波城　～平成14年度調査の概要～」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2003年。

胆沢城跡　胆沢城　岩手県水沢市佐倉河字渋田ほか

水沢市教委　『胆沢城　昭和51・55年度発掘調査概報』1977・81年。
水沢市教委　『岩手県水沢市佐倉河　胆沢城跡－平成11年度発掘調査概報－』2000年。
水沢市教委　『胆沢城跡　－平成12年度発掘調査概報－』2001年。

徳丹城跡　徳丹城　岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田

矢巾町教委　『徳丹城跡第14次緊急発掘調査略報－岩手県紫波郡矢巾町徳田所在－』1972年。
矢巾町教委　『徳丹城跡第18次発掘調査略報　岩手県紫波郡矢巾町徳田所在古代城柵　昭和55年７～８月調査』1981年。
西野　修　「徳丹城発掘調査の成果」『第28回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2002年。

宮城県

郡山遺跡　陸奥国名取評衙か城柵か初期陸奥国衙　宮城県仙台市太白区郡山

仙台市教委　『仙台市文化財調査報告書第38・46・64・96・110・124・133・146・205・215・227集　郡山遺跡Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻ・XIII・XXI　発掘調査概報』1982・83・84・87・88・89・90・91・97・98・2001年。

名生館遺跡　陸奥国賀美郡衙・玉造郡衙か玉造柵　宮城県古川市大崎字名生館・城内・名生小館・名生北館弥栄

多賀城研　『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第６冊　名生館遺跡Ⅰ－玉造柵跡推定地－』1981年。
古川市教委　『宮城県古川市文化財調査報告書第８集　名生館官衙遺跡Ⅸ－昭和63年度発掘調査概報－』1989年。
古川市教委　『宮城県古川市文化財調査報告書第９集　国指定史跡名生館官衙遺跡Ⅹ－平成元年度発掘調査概報－』1990年。
鈴木勝彦　「名生館官衙遺跡と周辺の城柵官衙遺跡」『第19回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会、1993年。

南小林遺跡　郡衙クラスの倉庫　宮城県古川市小林字南・新横枕

古川市教委　『宮城県古川市文化財調査報告書第28集　名生館官衙遺跡XXI　南小林遺跡』2001年。

角田郡山遺跡　陸奥国伊具郡衙（正倉）　宮城県角田市枝野字郡山・上沼尻

角田市教委　『角田市文化財調査報告書第３集　角田郡山遺跡』1980年。
角田市教委　『角田市文化財調査報告書第23集　角田郡山遺跡Ⅶ』1999年。

多賀城跡　陸奥国府　宮城県多賀城市市川・浮島

宮城県教委・多賀城研　『多賀城跡　政庁跡　本文編』1982年。
多賀城研　『宮城県多賀城跡調査研究所年報1971・1972・1973・1974・1975・1977・1978・1979・1985・1988・1989・1990・1992・1994・1995・1996　多賀城跡　発掘調査概報』1972～76・78・79・80・86・89～91・93・95・97年。
多賀城市史編纂委員会　『多賀城市史　第1巻　原始・古代・中世』多賀城市、1997年。
多賀城市埋文調査センター　『第16回企画展　古代都市多賀城』2002年。
多賀城研　『多賀城跡－発掘のあゆみ－』2003年。

館前遺跡　国司館か陸奥国衙曹司　宮城県多賀城市浮島字館前
多賀城市教委　『多賀城市文化財調査報告書第１集　館前遺跡－昭和54年度発掘調査報告』1980年。
高野茂宏・菅原弘樹　「奈良・平安時代　第五節　古代都市多賀城」『多賀城市史１　原始・古代・中世』1997年。

山王遺跡　国司館・陸奥国府関連集落　宮城県多賀城市南宮字八幡～市川　字多賀前・伏石
多賀城市教委　『多賀城市文化財調査報告書　第２・９・10集』1981・86年。
多賀城市埋文調査センター　『多賀城市文化財調査報告書　第20・22・25～27・29・30・34・38・39・45・56集』1989～95・97・99年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第138・141・147・153・161・162・167・170・171・174・175・186集』1990・91・93・94～98・2001年
多賀城市埋文調査センター　『東北の古代都市　多賀城』1993年。

市川橋遺跡　国司館・陸奥国府関連集落　宮城県多賀城市浮島・高橋・市川
多賀城市埋文調査センター　『多賀城市文化財調査報告書第38集　山王遺跡・市川橋遺跡』1995年。
多賀城市埋文調査センター　『多賀城市文化財調査報告書第55集　市川橋遺跡－第23・24次調査報告書－』多賀城市教委、1999年。

一里塚遺跡　陸奥国黒川郡衙正倉別院か館か豪族居宅．集落　宮城県黒川郡大和町吉田字桧木
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第135集　寂光寺跡ほか』1990年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第179集　一里塚遺跡－第44・47次発掘調査報告書－』1999年。

東山遺跡　陸奥国賀美郡衙　宮城県加美郡宮崎町真嶋字東山・鳥屋ヶ崎字八幡裏
多賀城研　『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第14冊　東山遺跡Ⅲ－賀美郡衙跡推定地－』1989年。
多賀城研　『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第18冊　東山遺跡Ⅶ－賀美郡衙跡推定地－』1993年。

壇の越遺跡　居宅か仏教関連施設か郡衙関連集落か城柵　宮城県加美郡宮崎町真嶋
宮崎町教委　『壇の越遺跡－平成13年度発掘調査概報－』2002年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第195集　壇の越遺跡ほか』2003年。
斉藤　篤　「壇の越遺跡第６次調査の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2003年。

伊治城跡　伊治城　宮城県栗原郡築館町字城生野
築館町教委　『築館町文化財調査報告書第６集　伊治城跡－平成４年度発掘調査報告書－』1993年。
築館町教委　『築館町文化財調査報告書第15集　伊治城跡・嘉倉貝塚』2002年。

桃生城跡　陸奥国桃生郡衙か桃生城　宮城県桃生郡河北町大字飯野・小池
多賀城研　『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第２冊　桃生城跡Ⅱ　昭和50年度発掘調査報告』1976年。
多賀城研　『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊　桃生城跡Ⅲ』1995年。
柳澤和明　「桃生城跡発掘調査の成果」『第27回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、2001年。
多賀城研　『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第27冊　桃生城跡Ⅹ』2002年。

赤井遺跡　陸奥国牡鹿郡衙か牡鹿柵　宮城県桃生郡矢本町赤井
矢本町教委　『矢本町文化財調査報告書第８集　赤井遺跡1997－牡鹿柵・郡家推定地－』1998年。
矢本町教委　『矢本町文化財調査報告書第10集　赤井遺跡1998　－牡鹿柵・郡家推定地－』1999年。
矢本町教委　『矢本町文化財調査報告書第13集　赤井遺跡－牡鹿柵・郡家推定地－県道石巻・鹿島台・大衝線改良工事に伴う発掘調査概報Ⅴ』2000年
矢本町教委　『矢本町文化財調査報告書第14集　赤井遺跡Ⅰ－牡鹿柵・郡家推定地－』2001年。

三十三間堂遺跡　陸奥国亘理郡衙　宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字椿山
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第13集　新産業都市指定地区埋蔵文化財緊急発掘等調査報告書』1967年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第124集　亘理町三十三間堂遺跡ほか－昭和61年度　遺跡詳細分布調査報告書－』1987年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第127集　亘理町三十三間堂遺跡ほか』1988年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書第131集　亘理町三十三間堂遺跡ほか』1989年。

大畑遺跡　陸奥国刈田郡衙　宮城県白石市東大畑
宮城県教委　「大畑遺跡」『宮城県文化財調査報告書第144集　舘南囲遺跡ほか』1991年。
宮城県教委　「大畑遺跡」『宮城県文化財調査報告書第146集　下草古城跡ほか』1992年。
宮城県教委　『宮城県文化財調査報告書　第168集　大畑遺跡ほか』1995年。

阿部博志　「各都道府県の動向 宮城県」『日本考古学年報43（1990年度版）』日本考古学協会、1992年。

柏木遺跡　官営製鉄鍛冶工房　宮城県多賀城市大代
多賀城市埋文センター　『多賀城市文化財調査報告書第17集　柏木遺跡Ⅱ－古代製鉄炉の発掘調査報告書－』1989年。

秋田県

秋田城跡　出羽柵・出羽国府．雄勝城か　秋田県秋田市寺内
秋田城跡発掘調査事務所　『秋田城跡　昭和57年度秋田城跡発掘調査概報』秋田市教委、1983年。
秋田市教委・秋田城跡発掘調査事務所　『秋田城跡』1996年。
秋田市教委・秋田城跡発掘調査事務所　『秋田城跡　－政庁跡－』2002年。

払田柵跡　雄勝城か出羽国府か山本郡衙　秋田県仙北郡仙北町払田・千畑町本堂城回
払田柵跡調査事務所　『秋田県文化財調査報告書第113集　払田柵跡調査事務所年報1983　払田柵跡　第49－２～３・53・54次発掘調査概要』秋田県教委、1984年。
秋田県教委・払田柵跡調査事務所　『秋田県文化財調査報告書第121集　払田柵跡調査事務所年報1984　払田柵遺跡　第55～59次発掘調査概要』1985年。
秋田県教委・払田柵跡調査事務所　『秋田県文化財調査報告書第122集　払田柵跡Ⅰ　政庁跡』1985年。
秋田県教委・払田柵跡調査事務所　『秋田県文化財調査報告書第288集　払田柵跡－第113次・第114次調査概要－』1999年。
秋田県教委・払田柵跡調査事務所　『秋田県文化財調査報告書第289集　払田柵跡Ⅱ　－区画施設－』1999年。

胡桃館遺跡　居宅か　秋田県北秋田郡鷹巣町綴子字胡桃館・坊沢字上野
秋田県教委　『秋田県文化財調査報告書第14集　胡桃館埋没建物発掘調査概報』1968年。
秋田県教委　『秋田県文化財調査報告書第19集　胡桃館埋没建物遺跡第２次発掘調査概報－秋田県鷹巣町所在－』1969年。

山形県

大浦Ｂ遺跡　出羽国置賜郡衙か居宅　山形県米沢市中田町
米沢市教委　『米沢市埋蔵文化財調査報告書第29集　大浦－大浦Ｂ遺跡発掘調査概報第１集－』1991年。
米沢市教委　『米沢市埋蔵文化財調査報告書第36集　大浦－大浦Ｂ遺跡発掘調報告書』1993年。
米沢市教委　『米沢市埋蔵文化財調査報告書第67集　大浦－大浦Ｂ遺跡発掘調査報告書』2000年。

城輪柵遺跡　出羽国府　山形県酒田市大字城輪・刈穂・大豊田ほか
酒田市教委　『城輪柵跡　城輪柵跡発掘調査概要（第２次～昭和52年度合冊）』1971～78年。
酒田市教委　『史跡城輪柵跡　昭和59年度遺構調査概報』1985年。
酒田市教委　『城輪柵跡　－史跡城輪柵跡保存整備事業報告書－』1998年。

太夫小屋１遺跡　集落か居宅か官衙関連　山形県東置賜郡川西町大字時田字太夫小屋
(財)山形県埋文センター　『埋文やまがた』14号、1999年。
(財)山形県埋文センター　『山形県埋蔵文化財センター調査報告書第81集　太夫小屋1・2・3遺跡発掘調査報告書』2001年。

八森遺跡　出羽国府　山形県飽海郡八幡町市条字八森
八幡町教委　『八幡町埋蔵文化財調査報告書第11集　八森遺跡　古代編』2002年。

俵田遺跡　出羽国府関連（祭祀）　山形県飽海郡八幡町大字岡島田字俵田
山形県教委　『山形県埋蔵文化財調査報告書第77集　俵田遺跡第２次発掘調査報告書』1984年。
阿部　実　「山形県俵田遺跡第２次調査」『日本考古学年報36（1983年度版）』日本考古学協会、1984年。

福島県

清水台遺跡　陸奥国安積郡衙　福島県郡山市清水台一・二丁目・虎丸町・神明町
郡山市埋文発掘調査事業団　『清水台遺跡第11次Ｃ地点発掘調査概報』郡山市教委、1987年。
郡山市埋文発掘調査事業団　『清水台遺跡－16次Ｂ地点調査報告－』郡山市教委、1993年。

正直Ｃ遺跡　居宅か官衙関連．集落　福島県郡山市田村町正直字天井田
福島県教委　「正直Ｃ遺跡Ⅰ地点・正直Ｃ遺跡Ⅲ地点・正直Ｃ遺跡Ⅴ地点・正直Ｃ遺跡Ⅹ地点」『福島県文化財調査報告書第305集　国営総合農地開発事業母畑地区遺跡発掘調査報告36』1993年。
菅原祥夫　「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群－福島県郡山市正直Ｃ遺跡・東山田遺跡の分析事例を中心として－」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年。

根岸遺跡　陸奥国磐城郡衙．居宅　福島県いわき市平下大越根岸字上ノ内作～平藤間字中之内・字ドウボウジ
いわき市教育文化事業団　『根岸遺跡－平成４・５・９年度範囲確認発掘調査概報－』いわき市教委、1993・94・98年。
いわき市教委　『いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊　根岸遺跡－磐城郡衙跡の調査－』2000年。

泉廃寺　陸奥国行方郡衙　福島県原町市泉字宮前
原町市教委　『原町市埋蔵文化財調査報告書第14・17・22・25・28・32集　原町市内遺跡発掘調査報告書１・３・５・６・７・８』1997・1998・2000・2001・2002・2003年。

鳥打沢Ａ遺跡　工房　福島県原町市金沢
福島県教委・㈶福島県文化センター　『福島県文化財調査報告書第236集　原町火力発電所関連遺跡調査報告』1990年。

郡山台遺跡　陸奥国安達郡衙　福島県二本松市杉田字郡山台・長者宮
二本松市教委　『二本松市文化財調査報告書第４・５・６集　郡山台Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』1978・79・80年。

関和久遺跡　陸奥国白河郡衙　福島県西白河郡泉崎村関和久上町中宿・明地～北平山字古寺
福島県教委　『福島県文化財調査報告書第153集　関和久遺跡』1985年。

関和久上町　陸奥国白河郡衙か白河軍団　福島県西白河郡泉崎村関和久上町・関和神社・漆久保
福島県教委　『福島県文化財調査報告書第300集　関和久上町遺跡』1994年。

茨城県

常陸国府跡　常陸国府　茨城県石岡市総社
石岡市教委　『常陸国衙跡Ⅰ　国衙域の第１次調査概報』2003年。

鹿の子Ｃ遺跡　常陸国衙曹司（工房）　茨城県石岡市鹿の子
㈶茨城県教育財団　『茨城県教育財団文化財調査報告書第20集　常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書　鹿の子Ｃ遺跡　漆紙文書　本文編、漆紙文書図版編、遺構・遺物編（上）、遺構・遺物編（下）』1983年。

平沢官衙遺跡　常陸国筑波郡衙（正倉）　茨城県つくば市大字平沢字平
茨城県住宅供給公社　『平沢遺跡』1979年。
つくば市教委　『国史跡平沢官衙遺跡復原整備基本計画書』1997年。
山本賢一郎　「常陸国筑波郡衙正倉跡の発掘調査」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈文研、1998年。
山本賢一郎　「常陸国筑波郡衙正倉の変遷－平沢官衙遺跡－」『郡衙正倉の成立と変遷』奈文研、2000年。

神野向遺跡　常陸国鹿島郡衙　茨城県鹿嶋市大字宮中字神野向・荒原
鹿島町教委　『鹿島町の文化財第24・46・59集　神野向遺跡Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ　－昭和56・58・59・60・61・62年度発掘調査概報－』1982・84・85・87・88年。

古郡遺跡　常陸国新治郡衙　茨城県真壁郡協和町大字古郡北原・外
高井悌三郎　『常陸国新治郡上代遺跡の研究』真陽社、1988年。(初版は桑名文星堂、1944年)。

栃木県

北原東・西下谷田遺跡　下野国河内評衙関連かその他の官衙　栃木県宇都宮市茂原～下都賀郡石橋大字石橋
栃木県教委・㈶とちぎ生涯学習文化財団埋文センター　『栃木県埋蔵文化財調査報告第273集　西下谷田遺跡』2003年。

国府野遺跡　下野国足利郡衙　栃木県足利市伊勢町
足利市教委　『足利市埋蔵文化財調査報告　第4～7・15・19・20・22・23・25・26・27・30・38・39集』1981～1984・1987～1991・1993～1995年。

下野国府跡　下野国府　栃木県栃木市田村町宮野辺・大房地・大和内・権現
栃木県教委　『栃木県埋蔵文化財調査報告第30・35・42・50・54・63集　下野国府跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ　昭和51～53・54・55・56・57・58年度発掘調査概報』1980・81・82・83年。
栃木県教委　『下野国府跡資料集Ⅰ　(木簡・漆紙文書)』1985年。
栃木県教委　『下野国府跡資料集Ⅱ　(墨書土器・硯)』1986年。
栃木県教委　『栃木県埋蔵文化財調査報告第74集　下野国府跡Ⅶ 木簡・漆紙文書調査報告（本文)』1987年。
栃木県教委　『栃木市文化財調査報告第1集　史跡下野国庁跡Ⅰ』1987年。
栃木県教委　『栃木県埋蔵文化財調査報告第90集　下野国府跡Ⅷ 土器類調査報告』1988年。
栃木県教委　『栃木市文化財調査報告第3集　史跡下野国庁跡Ⅱ』1988年。
栃木県教委　『栃木県埋蔵文化財調査報告第100集　下野国府跡Ⅸ 瓦類調査報告』1989年。
栃木県教委　『栃木市文化財調査報告第4集　史跡下野国庁跡Ⅲ』1989年。

千駄塚浅間遺跡　下野国寒川郡衙　栃木県小山市千駄塚
小山市教委　『小山市文化財調査報告書第35集　千駄塚浅間遺跡』1996年。

中村遺跡　下野国芳賀郡衙か郷倉　栃木県真岡市中字間木堀池内
栃木県教委　『栃木県埋蔵文化財調査報告書第28集　栃木県真岡市中村遺跡調査報告書』1979年。
日本窯業史研究所　『中村遺跡第7・8次調査報告書』1984年。

上神主・茂原官衙遺跡　下野国河内郡衙　栃木県河内郡上三川町上神主～宇都宮市茂原町
㈶とちぎ生涯学習文化財団埋文センター　『栃木県埋蔵文化財調査報告第256集　上神主・茂原　茂原向原　北原東　北関東自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査Ⅴ』栃木県教委、2001年。
上三川町教委　宇都宮市教委　『上三川町埋蔵文化財調査報告第27集　宇都宮市埋蔵文化財調査報告第57集　上神主・茂原官衙遺跡』2003年。

多功遺跡　下野国河内郡衙か正倉別院　栃木県河内郡上三川町大字多功字天神町
上三川町教委　『上三川町埋蔵文化財調査報告第11・16集　多功遺跡Ⅱ・Ⅲ－推定・古代下野国河内郡衙跡－』1993・1997年。

西赤堀遺跡　郷倉か郷衙．集落　栃木県河内郡上三川町大字西汗字西赤堀
上三川町教委　『西赤堀遺跡－推定　下野国河内郡郷の倉院址－』1976年。

多功南原遺跡　集落．田部駅家か三川郷衙か居宅　栃木県河内郡上三川町大字多功字南原
前澤輝政編　『多功南原遺跡』上三川町教委、1985年。
㈶栃木県文化振興事業団埋文センター　『よみがえる古代の村　多功南原遺跡』1994年。
㈶栃木県文化振興事業団埋　『栃木県埋蔵文化財調査報告第222集　多功南原遺跡－住宅・都市整備公団宇都宮都市計画事業多功南原地区埋蔵文化財発掘調査－』栃木県教委・栃木県文化振興事業団、1999年。

文センター

那須官衙遺跡　下野国那須郡衙　栃木県那須郡小川町小川
(財)栃木県文化振興事業団　『栃木県埋蔵文化財調査報告第141集　那須官衙関連遺跡Ⅰ』1994年。
(財)栃木県文化振興事業団　『栃木県埋蔵文化財調査報告第235集　那須官衙関連遺跡Ⅱ』2000年。
(財)とちぎ生涯学習文化財団埋文センター　『栃木県埋蔵文化財調査報告第249集　那須官衙関連遺跡Ⅶ』2001年。

群馬県

上西原遺跡　寺院か上野国勢多郡衙　群馬県前橋市下大屋町字上西原
群馬県教委　『上西原遺跡　県営ほ場整備事業荒砥北部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』1999年。

大八木屋敷遺跡　集落．上野国群馬郡衙支所か郷倉　群馬県高崎市大八木町
(財)群馬県埋文調査事業団　『(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第198集　大八木屋敷遺跡　北陸新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書　第3集』1995年。

天良七堂遺跡　上野国新田郡衙か新田駅家か寺院関連　群馬県太田市大字天良～新田郡新田町小金井
新田町教委　『新田町文化財調査報告書第21集　天良七堂遺跡　笠松遺跡』1999年。

入谷遺跡　上野国新田駅家か新田郡衙　群馬県新田郡新田町大字村田字新生・大字小金井字原口
新田町教委　『新田町文化財調査報告書第6冊　入谷遺跡Ⅱ　第2次・第3次（範囲確認）調査報告』1985年。
新田町教委　『新田町文化財調査報告書第8冊　入谷遺跡Ⅲ』1987年。

埼玉県

幡羅遺跡　武蔵国幡羅郡衙　埼玉県深谷市東方字森吉
深谷市教委　『幡羅遺跡現地説明会資料』2001年。
鳥羽政之・青木克尚　「榛沢郡家と幡羅郡家」『埼玉考古　別冊6　埼玉考古学会シンポジウム　板東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会、2002年。

鳩山窯跡群　工房　埼玉県比企郡鳩山町大橋999ほか
鳩山窯跡群遺跡調査会・鳩山町教委　『埼玉県比企郡鳩山窯跡群Ⅲ－工人集落編（1)』1991年。

丸山遺跡　集落か郷衙か居宅　埼玉県大里郡江南町大字野原字丸山
江南町教委　『江南町文化財調査報告第11集　丸山遺跡　社会福祉施設「江南寮護園」建設にかかる埋蔵文化財発掘調査報告』1996年。

中宿遺跡　武蔵国榛沢郡衙正倉　埼玉県大里郡岡部町大字岡字中宿
岡部町教委　『埼玉県岡部町埋蔵文化財調査報告　第1・4・5集　中宿遺跡　中宿遺跡Ⅱ・Ⅲ　推定・榛沢郡衙正倉跡の調査』1995・99年。
鳥羽政之・青木克尚　「榛沢郡家と幡羅郡家」『埼玉考古　別冊6　埼玉考古学会シンポジウム　板東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会、2002年。

百済木遺跡　豪族居宅　埼玉県大里郡川本町大字本田字上ノ山、百済木他
岡本健一・田中英司　「埼玉県」『日本考古学年報51（1998年度版)』日本考古学協会、2000年。
埼玉県教委　「発掘調査の成果　5　奈良・平安時代」『埼玉県埋蔵文化財調査年報　平成10年度』2000年。
川本町遺跡調査会　『百済木－くだらぎ－』2000年。

千葉県

下総国府跡　下総国府　千葉県市川市国府台

山路直充　「下総国」『日本考古学協会　1996年度三重大会　シンポジウム２　国府－畿内・七道の様相－』日本考古学協会三重県実行委員会、1996年。

駒見和夫ほか　『幻の国府を掘る　東国の歩みから』雄山閣、1999年。

山田水呑遺跡　集落．居宅か山辺郡衙館別院か山口郷衙　千葉県東金市大字山田字水呑新田

日本道路公団・山田遺跡調査会　『山田水呑遺跡　上総国山邊郡山口郷推定遺跡の発掘調査報告書　第１分冊』1977年。

平木遺跡　下総国匝瑳郡衙出先施設（厨家別院）　千葉県八日市場市平木字大天六

千葉県教育庁・㈶千葉県文化財センター　『八日市場町平木遺跡』1988年。

日秀西遺跡　下総国相馬郡衙正倉　千葉県我孫子市日秀

千葉県教委・千葉県文化財センター　『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』1980年。

富士見台第Ⅱ遺跡　工房　千葉県流山市富士見台

小栗信一郎　「千葉県富士見台第Ⅱ遺跡Ｃ地点」『日本考古学年報39（1986年度版）』日本考古学協会、1988年。

嶋戸東遺跡　下総国武射郡衙　千葉県山武郡成東町島戸

千葉県教委　『成東町嶋戸東遺跡第２次発掘調査報告書　平成10年度』1999年。

千葉県教委　『成東町嶋戸東遺跡第３次発掘調査報告書　平成11年度』2000年。

千葉県教委　『成東町・山武町嶋戸東遺跡第４次発掘調査報告書　平成12年度』2001年。

㈶千葉県文化財センター　『千葉県文化財センター調査報告書第439集　成東町・山武町嶋戸東遺跡第５次発掘調査報告書』2002年。

東京都

御殿前遺跡　武蔵国豊島郡衙　東京都北区西ヶ原・上中里

北区教委　『北区埋蔵文化財調査報告第4集　御殿前遺跡（本文編）』1988年。

北区教委　『北区埋蔵文化財調査報告第13集　御殿前遺跡Ⅳ－大蔵省印刷局滝野川工場地区－』1994年。

荒木志伸　「豊島郡衙正倉の推定防火施設について」『文化財研究紀要』第12集、東京都北区教委社会教育課、1999年。

北区教委　『北区埋蔵文化財調査報告第27集　御殿前遺跡Ⅵ』2000年。

武蔵国府跡　武蔵国府・多摩郡衙　東京都府中市府中・白糸台・寿町

荒井健治　「武蔵国庁周辺に広がる集落」『国史学』156、国史学会、1995年。

荒井健治　「国庁周辺に広がる集落遺構の性格について－武蔵国庁周辺の状況をもって－」『国立歴史民俗博物館研究報告　第63集共同研究　都市空間の形成過程についての研究』1995年。

㈶たましん地域文化財団　『多摩のあゆみ第103号　特集－国府・国分寺・東山道』2001年。

江口　桂　「武蔵国府関連遺跡出土墨書土器の基礎的検討」『府中市郷土の森博物館紀要』15、2002年。

江口　桂　「武蔵国府の景観と人々の交流」『埼玉考古　別冊６　埼玉考古学会シンポジウム　板東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会、2002年。

神奈川県

長者原遺跡　武蔵国都筑郡衙　神奈川県横浜市緑区荏田町

大川　清・水野順敏　「長者原遺跡－都筑郡衙推定地－の調査」『日本歴史』406、吉川弘文館、1982年。

大川清ほか　「地方官衙のあり方　Ⅴ全国の推定官衙址　２関東地方　（１）武蔵国における郡衙遺跡」『長野県考古学会誌』44　シンポジウム特集号 地方官衙の在り方、長野県考古学会、1982年。

河野喜映　「長者原遺跡（古代郡衙）」『第３回東日本埋蔵文化財研究会　古代官衙の終末をめぐる諸問題－第Ⅰ分冊　問題提起・各地方の概要－』東日本埋蔵文化財研究会、1994年。

千年伊勢山台北遺跡　武蔵国橘樹郡衙　神奈川県川崎市高津区千年
千年伊勢山台北遺跡発掘調査団　『千年伊勢山台北遺跡発掘調査報告書』2000年。

相模国府跡　相模国府・大住郡衙　神奈川県平塚市四之宮・真土・中原上宿・中原下宿
明石　新　「発掘から見た相模国府」『国史学』156、国史学会、1995年。
明石　新　「国府は移転したか　相模国」『幻の国府を掘る　東国の歩みから』雄山閣、1999年。

今小路西遺跡　相模国鎌倉郡衙　神奈川県鎌倉市御成町
今小路西遺跡発掘調査団　『今小路西遺跡』1993年。
今小路西遺跡発掘調査団　『今小路西遺跡（御成小学校内）発掘調査報告書』鎌倉市教委、1990年。

下寺尾西方Ａ遺跡　相模国高座郡衙　神奈川県茅ヶ崎市下寺尾
(財)かながわ考古学財団　『かながわ考古学財団　157　下寺尾西方Ａ遺跡』2003年。

新潟県

的場遺跡　集落か官衙　新潟県新潟市流通一丁目的場
新潟市教委　『新潟市的場遺跡　的場土地区画整理事業用地内発掘調査報告書』1993年。

富山県

美野下遺跡　越中国府か射水郡衙　富山県高岡市伏木古府
高岡市教委　『富山県高岡市美野下遺跡調査概報』1986年。

南太閤山Ⅱ遺跡　工房　富山県射水郡小杉町南太閤山19丁目・下条字五歩一
富山県教委　『都市計画街路七美・太閤山・高岡線内遺跡群発掘調査概要』1983年。

長野県

野火付遺跡　塩野牧か　長野県北佐久郡御代田町大字御代田字野火付・前田原
御代田町誌刊行会　『御代田町誌　歴史編上』1998年。

信濃牧監庁推定地　牧か　長野県松本市大字中山
一志茂樹ほか　「長野県松本市北埴原推定信濃牧監庁跡調査概報」『信濃』Ⅲ－６、信濃史学会、1964年。

屋代遺跡群　集落．水田．祭祀．埴科郡衙か初期信濃国府か居宅　長野県更埴市雨宮
長野県埋文センター　『(財）長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書42　上越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書26－更埴市内その５－』1999年。

岐阜県

弥勒寺東遺跡　美濃国武義郡衙．居宅　岐阜県関市池尻字弥勒寺
関市教委　『関市文化財調査報告21　弥勒寺東遺跡　第１～５次発掘調査概要』1999年。

不破関跡　不破関　岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾
岐阜県教委・不破関跡調査　『美濃不破関跡』1978年。

静岡県

伊場遺跡　遠江国敷智郡衙か郡衙関連か栗原駅家か　静岡県浜松市東伊場
浜松市教委　『伊場遺跡発掘調査報告書第２冊　伊場遺跡遺構編』1977年。
浜松市教委　『伊場遺跡発掘調査報告書第４冊　伊場遺跡遺物編２』1980年。
浜松市教委　『伊場遺跡発掘調査報告書第８冊　伊場遺跡遺物編６（本文編）別冊図版』1994年。

城山遺跡　遠江国敷智郡衙　静岡県浜松市若林町・東若林町
可美村教委　『静岡県浜名郡可美村城山遺跡調査報告書』1981年。
浜松市博物館　『静岡県浜松市城山遺跡Ⅴ』（財）浜松市文化協会、1993年。
浜松市博物館　『城山遺跡Ⅳ』（財）浜松市文化協会、1997年。
浜松市博物館　『城山遺跡』浜松市教委・浜松市下水道部、2001年。
(財)浜松市文化協会　『静岡県浜松市　城山遺跡Ⅶ』2000年。

梶子北遺跡　遠江国布智郡衙関連か栗原駅家　静岡県浜松市南伊場町
鈴木敏則　「古代敷智郡衙発見－梶子北遺跡－」『平成７年度ふるさと文化財ふれあい事業　静岡の原像をさぐる　発掘調査報告会』浜松市教委・（財）静岡県埋文調査研究所・静岡市教委、1995年。

藤井原遺跡　集落．国府出先施設か　静岡県沼津市下香貫字藤井原
沼津市教委　『沼津市文化財調査報告第13集　藤井原遺跡発掘調査報告書Ⅰ　遺構編』1978年。

御幸町遺跡　集落．官衙出先施設か　静岡県沼津市御幸町
瀬川裕市郎　「御幸町遺跡　弥生～歴史時代（奈良・平安）」『静岡県史　資料編２　考古２』静岡県、1990年。

東平遺跡　郷倉か館．郡衙周辺集落　静岡県富士市伝法字杉の木
富士市教委　『東平』1981年。
平林将信　「東平遺跡　歴史時代（奈良、平安）」『静岡県史　資料編２　考古２』静岡県、1990年。
富士市教委　『東平遺跡－第28地区発掘調査報告書－』2001年。
富士市教委　『東平遺跡　第16地区（三日市廃寺跡）、第27地区発掘調査報告書』2002年。

長者屋敷遺跡　豪族居宅か郡衙館別院　静岡県磐田市寺谷
静岡県　「県史跡長者屋敷遺跡」『静岡県史資料編2　考古二』1990年。

御子ヶ谷遺跡　駿河国志太郡衙厨家・館　静岡県藤枝市駿河台一丁目
藤枝市教委　『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告Ⅲ　奈良・平安時代編　志太郡衙跡（御子ケ谷遺跡・秋合遺跡）』1981年。

郡遺跡　駿河国益頭郡衙　静岡県藤枝市立花・郡
藤枝市教委　『藤枝市郡遺跡発掘調査概報』1982年。
藤枝市教委　『藤枝市郡遺跡発掘調査概報Ⅱ』1984年。
藤枝市教委　『藤枝市郡遺跡発掘調査概報Ⅲ』1986年。

井通遺跡　遠江国引佐郡衙か　静岡県引佐郡細江町広岡字井通
(財)静岡県埋文調査研究所　「『引佐』と記された墨書土器－井通遺跡－」『静岡県埋文調査研究所　年報ＸＶ（平成10年度事業概要）』1999年。
(財)静岡県埋文調査研究所　「大型掘立柱建物群を検出－井通遺跡－」『静岡県埋蔵文化財調査研究所　年報』16（平成11年度事業概要）2000年。

愛知県

市道遺跡　寺院．渥美郡衙　愛知県豊橋市牟呂町字市道
豊橋市教委　『豊橋市埋蔵文化財発掘調査報告書　第20・40・45集　市道遺跡（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）』1996～1998年。

三河国府跡　三河国府　愛知県豊川市白鳥町
豊川市教委　『豊川市内遺跡発掘調査概報Ⅵ』1997年。
豊川市教委　「三河国府跡第９次調査の概要」『豊川市内遺跡発掘調査概報Ⅶ』1998年。

豊川市教委　『三河国府跡確認調査報告書』2003年。

三重県

伊賀国府跡　伊賀国府　三重県上野市坂之下・外山

三重県埋文センター　『三重県埋蔵文化財調査報告99－4　伊賀国府跡（第4次）発掘調査報告』1992年。

伊勢国府跡　伊勢国府　三重県鈴鹿市広瀬町～亀山市能褒野町

鈴鹿市教委　『伊勢国分寺跡（5次）・長者屋敷跡（1次）発掘調査概要報告』1993年。
鈴鹿市教委　『伊勢国分寺・国府跡－長者屋敷遺跡ほか発掘調査事業概要報告－』1994年。
鈴鹿市教委　『伊勢国分寺・国府跡2・3・4』1995・96・97年。
鈴鹿市教委　『伊勢国府跡』1999年。
鈴鹿市教委　『伊勢国府跡2』2000年。

狐塚遺跡　伊勢国河曲郡衙　三重県鈴鹿市国分町狐塚・字人足道

鈴鹿市教委　『伊勢国分寺・国府跡3』1996年。

北野遺跡　工房　三重県多気郡明和町蓑村明星本郷

三重県埋文センター　『北野遺跡（第5次）発掘調査概報』1996年。

滋賀県

大津宮跡　大津宮　滋賀県大津市錦織

滋賀県教委　『錦織遺跡－近江大津宮関連遺跡－（本文編）』1992年。

近江国府跡　近江国府　滋賀県大津市瀬田神領町・瀬田大萱町・橋本町・大江

滋賀県教委　『滋賀県文化財調査報告書』1977年。
大津市埋文センター　『近江国庁跡と惣山遺跡』1999年。
滋賀県教委　「史跡近江国庁跡附惣山遺跡・青江遺跡（近江国庁地区）の発掘調査」『平成11年度　滋賀県埋蔵文化財調査年報』2001年。
平井美典　「近江国庁の政庁スタイルについて」『西田弘先生米寿記念論集　近江の考古と歴史』真陽社、2001年。

惣山遺跡　近江国府曹司（倉庫群）　滋賀県大津市神領二丁目字青江

滋賀県教委　『昭和54・55・56年度　滋賀県文化財調査年報』1983年。
文化庁　「平成9年度前期の史跡等の指定　近江国庁跡　附惣山遺跡」『日本歴史』598　吉川弘文館、1998年。
田中久雄　「滋賀県大津市惣山遺跡」『日本考古学年報50（1997年度版）』日本考古学協会、1999年。
大津市埋文センター　『近江国庁跡と惣山遺跡』1999年。
滋賀県教委　「史跡近江国庁跡附惣山遺跡・青江遺跡（近江国庁地区）の発掘調査」『平成11年度　滋賀県埋蔵文化財調査年報』2001年。
滋賀県教委　『平成11年度　滋賀県埋蔵文化財年報』2001年。
大津市教委・大津市埋蔵文化財センター　「国指定史跡近江国庁跡附惣山遺跡・青江遺跡（追加指定および名称変更）」『大津市埋蔵文化財調査報告書32　大津市遺跡分布地図』2001年。

穴太遺跡　寺院付属施設か穴太駅家か他の官衙か居宅か集落　滋賀県大津市穴太・弥生町

滋賀県教委　『一般国道161号線（西大津バイパス）建設に伴う穴太遺跡発掘調査報告書Ⅱ』1997年。
滋賀県教委　『一般国道161号線（西大津バイパス）建設に伴う穴太遺跡発掘調査報告書Ⅳ』2001年。

大東遺跡　近江国坂田郡衙か荘所か寺院関連　滋賀県長浜市大東町・今川町

滋賀県教委　『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書18－1　大東遺跡』1991年。

岡遺跡　近江国栗太郡衙　滋賀県栗太郡栗東町岡

栗東町教委　『岡遺跡発掘調査報告書1次・2次・3次調査』1990年。

西河原森ノ内遺跡　官衙（公田経営の拠点施設）か豪族居宅か郷衙　滋賀県野洲郡中主町西河原森の内

中主町教委・中主町埋文調査会　『中主町文化財調査報告書第９集　西河原森ノ内遺跡　第１・２次発掘調査概要』1987年。

中主町教委・中主町埋文調査会　『中主町文化財調査報告書第12集　西河原森ノ内遺跡　第３次発掘調査概要』1987年。

中主町教委　『森ノ内遺跡第２次調査』1988年。

山尾幸久　「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」『木簡研究』第12号、木簡学会、1990年。

中主町教委　「西河原森ノ内遺跡第６次発掘調査概要」『中主町文化財調査報告書第30集　平成元年度中主町内遺跡発掘調査年報』1991年。

斗西遺跡　集落か近江国神崎郡衙か神主郷衙　滋賀県神崎郡能登川町佐野

能登川町教委　『能登川町埋蔵文化財調査報告書第27集　斗西遺跡（２次調査）　本文編』1993年。

長畑遺跡　豪族居宅か尼子郷衙か犬上郡衙　滋賀県犬上郡甲良町大字尼子字長畑

葛野泰樹　「滋賀県長畑遺跡」『日本考古学年報36（1983年度版）』日本考古学協会、1986年。

京都府

平安宮・平安京跡　平安宮・平安京　京都府京都市

京都市埋文観光局　『平安宮跡　京都市埋蔵文化財年次報告　1976－Ⅰ』1977年。

(財)京都市埋文研究所　「平安京右京三条一坊２」『平成９年度　京都市埋蔵文化財調査概要』、1999年。

(財)古代学協会・古代学研究所編　『平安京提要』1994年。

花園鷹司遺跡　山背国葛野郡衙か居宅　京都府京都市右京区花園鷹司町

鳥羽離宮跡調査研究所　「住宅公団 花園鷹司団地建設敷地内埋蔵文化財発掘調査概報－平安京右京土御門木辻－」『埋蔵文化財発掘調査概報集』1976年。

長岡宮・長岡京跡　長岡宮・長岡京　京都府長岡京市・向日市

京都府教委　『京都府教育委員会　埋蔵文化財発掘調査概報1964』1964年。

京都府教委　『埋蔵文化財発掘調査概報　1965・66』1965・66年。

佛教藝術学会　『仏教芸術51』毎日新聞社、1963年。

向日市教委　『向日市埋蔵文化財調査報告書第６・７・10集』1980・81・83年。

(財)長岡京市埋文センター　『昭和60年度長岡京市埋蔵文化財センター年報』1987年。

向日市教委　『向日市埋蔵文化財調査報告書第32集』1991年。

(財)京都府埋文調査研究センター　『京都府埋蔵文化財情報75号』2000年。

(財)向日市埋文センター・(財)古代学協会・古代学研究所　『長岡京左京北一条三坊二・三町－左京第435・436次調査現地説明会資料－』2000年。

正道官衙遺跡　山背国久世郡衙か寺かミヤケか豪族居宅　京都府城陽市寺田正道

城陽市教委　『城陽市埋蔵文化財調査報告書第24集　正道官衙遺跡』1993年。

恭仁宮跡　恭仁宮　京都府相楽郡加茂町字例幣

京都府教委　『恭仁京跡発掘調査報告Ⅱ』2000年。

上人ヶ平遺跡　官営瓦製作工房　京都府相楽郡木津町大字市坂字上人ヶ平

石井清司・伊賀高弘　「平成元年度　上人ヶ平遺跡の調査」『京都府埋蔵文化財情報』第36号、（財）京都府埋文調査研究センター、1990年。

(財)京都府埋文調査研究センター　『京都府遺跡調査概報第40冊』1990年。
(財)京都府埋文調査研究センター　『京都府遺跡調査報告書第27冊　奈良山瓦窯跡群』1999年。

大阪府

法円坂遺跡　倉庫　大阪府大阪市中央区法円坂
(財)大阪市文化財協会　『難波宮址の研究』9、1992年。

前期難波宮跡　前期難波宮　大阪府大阪市中央区法円坂
(財)大阪市文化財協会　『難波宮址の研究』10、1995年。
難波宮址顕彰会　『難波宮址の研究　中間報告Ⅳ（第20・21次発掘調査概報）』1966年。
中尾芳治　『難波宮の研究』吉川弘文館、1995年。

後期難波宮跡　後期難波宮　大阪府大阪市中央区法円坂
大阪市教委・(財)大阪市文化財協会　『公園整備工事に伴う難波宮跡（NW84-30次）発掘調査概要』1984年。

遠里小野遺跡　居宅か公的施設　大阪府大阪市住吉区遠里小野
大阪市教委・(財)大阪市文化財協会　『遠里小野市営住宅の建替えに伴う遠里小野遺跡発掘調査（QR88-11）現地説明会資料』1988年。

円明遺跡　河内国安宿郡衙　大阪府柏原市円明町
堅田　直　「玉手山丘陵南部の調査－所謂郡田遺跡について　－玉手山遺跡の検討－推定河内国安宿戸郡郡衙遺跡－」『古代を考える』7、古代を考える会、1976年。

駒ヶ谷遺跡　河内国安宿郡衙関連か　大阪府羽曳野市飛鳥・大黒
三木　弘　「各都道府県の動向　大阪府」『日本考古学年報』49（1996年度版）日本考古学協会、1998年。
(財)大阪府文化財調査研究センター　『駒ヶ谷遺跡－南阪奈道路建設に伴う発掘調査報告書－』1999年。

兵庫県

宅原遺跡　摂津国有馬郡衙か集落か館　兵庫県神戸市北区長尾町宅原
神戸市教委　『昭和62年度　神戸市埋蔵文化財年報』1990年。

吉田南遺跡　播磨国明石郡衙か明石駅家　兵庫県神戸市西区森友・枝吉
奈良大学考古学研究室　『吉田南遺跡　現地説明会パンフレット（第1次～3次）』1977年。

小犬丸遺跡　布勢駅家　兵庫県龍野市揖西町小犬丸字大道ノ上・中谷
兵庫県教委　『兵庫県文化財調査報告書第47冊　推定布勢駅家跡　小犬丸遺跡Ⅰ　県道姫路・上郡線道路工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』1987年。
兵庫県教委　『兵庫県文化財調査報告第66冊　龍野市小犬丸遺跡Ⅱ　県道龍野相生線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』1989年。
龍野市教委　『龍野市文化財調査報告11　布勢駅家Ⅱ』1994年。

播磨城山城跡　山城　兵庫県揖保郡新宮町下野田・市野保・馬立～龍野市揖西町中垣内
新宮町教委　『新宮町文化財調査報告第10集　城山城』1988年。

落地飯坂遺跡　野磨駅家　兵庫県赤穂郡上郡町落地字飯坂

上郡町教委　『落地飯坂遺跡（野磨駅家跡）現地説明会資料』2003年。

落地八反坪遺跡　野磨駅家　兵庫県赤穂郡上郡町落地字ハタ坪

荻　能幸　「落地遺跡発掘調査概報」『古代交通研究』創刊号、古代交通研究会、1992年。

但馬国府跡　但馬国府　兵庫県城崎郡日高町水上・松岡・国分寺・祢布

加賀見省一　「兵庫・祢布ヶ森遺跡」『木簡研究』18、木簡学会、1996年。

木簡学会但馬特別研究集会実行委事務局　『資料　1但馬のおける律令期の遺跡一覧　2但馬地方出土の古代木簡・都城出土の但馬国関係木簡』2002年。

加賀見省一　「日高町の古代遺跡と出土木簡」『木簡学会但馬特別研究集会－古代但馬国と木簡－』、木簡学会但馬特別研究集会実行委事務局、2002年。

砂入遺跡　但馬国府関連か出石郡衙か庄所か祭祀　兵庫県出石郡出石町袴狭

兵庫県教委　『兵庫県文化財調査報告161 砂入遺跡　図版編　砂入遺跡 小野川放水路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告（1）』1997年。

山垣遺跡　丹波国氷上郡衙出先施設か春部郷衙か里長居宅か荘所　兵庫県氷上郡春日町柵原字山垣・溝尻

兵庫県教委　『兵庫県文化財調査報告第75冊　山垣遺跡－「里長」関連遺跡の調査－発掘調査報告書　近畿自動車道舞鶴線関係埋蔵文化財発掘調査報告書（XIII）』1990年。

春日町歴史民俗資料館　「奈良・平安時代の山垣・七日市遺跡」『三万年のメッセージ　七日市遺跡と「氷上回廊」』、2000年。

七日市遺跡　丹波国氷上郡衙出先施設か春部郷衙か館　兵庫県氷上郡春日町七日市・柵原・野村

兵庫県教委　「春日・七日市遺跡」『兵庫県埋蔵文化財調査年報　昭和59年度』1987年。

兵庫県教委　『兵庫県文化財調査報告書第72冊－3　七日市遺跡（I）－第3分冊－（飛鳥・奈良・平安時代遺跡の調査）－近畿自動車道舞鶴線関係埋蔵文化財調査報告書（XII－3）－』1992年。

春日町歴史民俗資料館　「奈良・平安時代の山垣・七日市遺跡」『三万年のメッセージ　七日市遺跡と「氷上回廊」』、2000年。

奈良県

平城宮・平城京跡　平城宮・平城京　奈良県奈良市二条町・佐紀町ほか

奈文研　『奈良国立文化財研究所年報　1965・1968・1969・1971・1978・1983・1989・1990』1965・68・69・71・78・83・89・90年。

奈文研　『昭和47～63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1973～1989年。

奈文研　『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告書』1955年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第16冊　平城宮発掘調報告III　内裏地域の調査』1963年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第17冊　平城宮発掘調査報告IV』1966年。

奈文研　『平城京羅城門跡発掘調査報告』大和郡山市教委、1972年。

奈文研　『平城宮左京八条三坊発掘調査概報　－東市周辺東北地域の調査－』1976年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第26冊　平城宮発掘調報告VII　－内裏北外郭の調査－』1976年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第34冊　平城宮発掘調報告IX　－宮城門・大垣の調査－』1978年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第40冊　平城宮発掘調査報国XI　第一次大極殿地域の調査』1982年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第42冊　平城宮発掘調査報告XII 馬寮地域の調査』1985年。

町田　章　『考古学ライブラリー44　平城京』ニュー・サイエンス社、1986年。

奈文研　『1989～95年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1990～1996年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第50冊　平城宮発掘調査報告XIII　内裏の調査II』1991年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第51冊　平城宮発掘調査報告XIV　第二次大極殿院の調査』1993年。

奈良市教委　『奈良市埋蔵文化財調査概要　平成5・6年度』1994・1995年。

奈文研　『平城宮第265次調査（東区朝堂院南門）現地説明会資料』1996年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所年報　1998－III』1998年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所年報　1999－III』1999年。

奈文研　『奈良国立文化財研究所年報　2000－III』2000年。

奈文研　『奈良文化財研究所紀要　2001～2003』2001～2003年。

藤原宮・藤原京跡　藤原宮・藤原京　奈良県橿原市上飛騨町・飛騨町・高殿町・縄手町ほか

奈文研　『飛鳥・藤原宮発掘調査概報６・７・９・14・22』1976・77・79・84・92年。
奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第31冊　飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ　藤原宮西方官衙地域の調査』1978年。
奈文研　『藤原京跡の便所遺構－右京七条一坊西北坪－』1992年。
奈文研　『奈良文化財研究所紀要　2001～2003』2001～2003年。

山田寺跡　寺院　奈良県桜井市山田
奈文研　『奈良文化財研究所学報第63冊　山田寺発掘調査報告』2002年。

西田中遺跡　官営瓦窯・工房　奈良県大和郡山市西田中
大和郡山市教委　『大和郡山市文化財調査概要40　西田中遺跡』2000年。

稲淵川西遺跡　飛鳥河辺行宮か　奈良県高市郡明日香村大字稲淵
奈文研　『飛鳥・藤原宮発掘調査概報７』1977年。

飛鳥水落遺跡　漏刻台　奈良県高市郡明日香村
奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第55冊　飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅳ　－飛鳥水落遺跡の調査－』1995年。

飛鳥寺跡　寺院　奈良県高市郡明日香村
奈文研　『奈良国立文化財研究所学報第５冊　飛鳥寺発掘調査報告』1958年。
奈文研　『飛鳥・藤原宮発掘調査概報13』1983年。

飛鳥京跡　飛鳥京　奈良県高市郡明日香村
奈良県立橿原考古学研究所　『奈良県史跡名勝天然紀念物調査報告第26冊　飛鳥京跡一』奈良県教委、1971年。
奈良県立橿原考古学研究所　『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第40冊　飛鳥京跡二』1980年。
奈良県立橿原考古学研究所　『奈良県遺跡調査概報－1977年度－（飛鳥京跡昭和52年度発掘調査概報）』1978年。

石神遺跡　饗宴施設　奈良県高市郡明日香村
奈文研　『奈良文化財研究所年報　1983』1983年。

大官大寺跡　寺院　奈良県高市郡明日香村
奈文研　『飛鳥・藤原宮発掘調査概報６』1976年。

坂田寺跡　寺院　奈良県高市郡明日香村
奈文研　『飛鳥・藤原宮発掘調査概報13』1983年。

高安城跡　山城　奈良県生駒郡平群町久安寺～三郷町～大阪府八尾市
大阪府教委　『高安城跡範囲確認調査概要　Ⅰ・Ⅱ』1981・1982年。
奈良県立橿原考古学研究所　『奈良県遺跡調査概報　1981年度・1982年度（第２分冊）』奈良県教委、1982・83年。
高安城を守る会　『夢ふくらむ幻の高安城』７、1992年。

和歌山県

鳴滝遺跡　倉庫　和歌山県和歌山市善明寺
和歌山県教委　『和歌山市善明寺所在　鳴滝遺跡発掘調査概報』1983年。

鳥取県

伯耆国府跡　伯耆国府　鳥取県倉吉市国府
倉吉市教委　『伯耆国庁跡発掘調査概報（第３次）』1976年。
倉吉市教委　『伯耆国庁跡発掘調査概報（第４次）』1977年。
倉吉市教委　『伯耆国庁跡発掘調査概報（第５・６次）』1979年。

不入岡遺跡　**伯耆国久米郡衙か国府出先施設か郡衙出先施設か軍団か牧**　**鳥取県倉吉市不入岡字大林**
倉吉市教委　『シンポジウム　「よみがえる古代の伯耆」－伯耆国庁跡と不入岡遺跡－』1995年。
倉吉市教委　『倉吉市文化財調査報告書第85集　不入岡遺跡群発掘調査報告書　不入岡遺跡・沢ベリ遺跡２次調査　平成７年度』1996年。

因幡国府跡　**因幡国府**　**鳥取県岩美郡国府町大字中郷ほか**
荒木春視・三浦千代子・亀井熙人　「埋蔵文化財調査に伴うマルチスペクトル写真撮影・解析」『因幡国府遺跡発掘調査報告書Ⅲ』鳥取県教委、1975年。

万代寺遺跡　**因幡国八上郡衙**　**鳥取県八頭郡郡家町大字萬代寺**
郡頭町教委　『万代寺遺跡発掘調査報告書』1983年。

上原遺跡　**因幡国気多郡衙**　**鳥取県気高郡気高町上原**
気高町教委　『鳥取県気高郡上原遺跡発掘調査概報』1982年。

上光遺跡群
戸島遺跡　**因幡国気多評衙支所か評衙か郷衙**　**鳥取県気高郡気高町大字上光字戸島**
気高町教委　『気高町文化財報告書第16集　上光遺跡群発掘調査報告書　因幡国気多郡衙推定坂本郷所在の官衙遺跡』1988年。

馬場遺跡　**因幡国気多郡衙支所か坂本郷衙か正倉別院**　**鳥取県気高郡気高町大字上光字田鍋**
気高町教委　『気高町文化財報告書Ⅺ・１～５　気高町埋蔵文化財発掘調査報告書』1987年。
気高町教委　『気高町文化財報告書第16集　上光遺跡群発掘調査報告書　因幡国気多郡衙推定坂本郷所在の官衙遺跡』1988年。
気高町教委　『気高町文化財報告書第28集　馬場遺跡発掘調査報告書　－主要地方道鳥取鹿野倉吉線交通安全車両停車帯設置工事に伴う発掘調査の記録－』1999年。
気高町教委　『気高町文化財報告書第21集　馬場遺跡発掘調査報告書』1993年。
気高町教委　『気高町文化財報告書第27集　馬場遺跡発掘調査報告書』1999年。

殿屋敷遺跡　**伯耆国久米郡下神郷倉か下神郷衙か居宅**　**鳥取県東伯郡北条町国坂小字殿屋敷・榎畑**
北条町教委　『北条町埋蔵文化財報告書６　殿屋敷遺跡　－発掘調査報告書第１集－』1988年。

大高野遺跡　**伯耆国八橋郡衙**　**鳥取県東伯郡東伯町大字槻下字大高野**
東伯町教委　『東伯町文化財調査報告第５集　大高野遺跡発掘調査概報』1982年。
東伯町教委　『東伯町文化財調査報告第９集　東伯町内遺跡群発掘調査報告書』1986年。
東伯町教委　『東伯町文化財調査報告第16集　下斎尾１号遺跡・大高野遺跡発掘調査報告書』1989年。

島根県

出雲国府跡　**出雲国府**　**島根県松江市大草町**
松江市教委　『出雲国庁跡発掘調査概報』1971年。
島根県教委　『史跡出雲国府跡発掘調査報告書』1988年。
島根県教委　『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書14　史跡出雲国府跡１　風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書』2003年。

山代郷正倉跡（団原遺跡）　**出雲国意宇郡山代郷正倉**　**島根県松江市大庭町字内屋敷・植松・下黒田**
島根県教委　『史跡出雲国山代郷正倉跡』1981年。
松江市教委　『下黒田遺跡発掘調査報告書』1988年。

芝原遺跡　**出雲国島根郡衙か館か居宅**　**島根県松江市福原町芝原**
松江市教委　『芝原遺跡』1989年。

古志本郷遺跡　**出雲国神門郡衙**　**島根県出雲市古志町**
島根県教委　『斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書ⅩⅥ　古志本郷遺跡Ⅴ　出雲国神門郡家関連遺跡の調査』2003年。

後谷Ⅴ遺跡　**出雲国出雲郡衙（正倉）**　**島根県簸川郡斐川町大字出西**
斐川町教委　『出雲国出雲郡家正倉跡（後谷Ⅴ遺跡発掘調査概報）』1993年。
斐川町教委　『斐川町文化財調査報告11　出雲国出雲郡家正倉跡（後谷Ⅴ遺跡発掘調査概報）』1993年。
斐川町教委　『斐川町文化財調査報告12　出雲国出雲郡家正倉跡Ⅱ（後谷Ⅴ遺跡第2次発掘調査概報）』1994年。

岡山県

大廻小廻山城跡　山城　岡山県岡山市草ヶ部～赤磐郡瀬戸町
岡山市教委　『大廻小廻山城跡発掘調査報告』1989年。

津寺遺跡　都宇郡衙の館か郡衙別院　岡山県岡山市津寺・加茂
岡山県教委　「山陽自動車道建設に伴う発掘調査　津寺遺跡」『岡山県埋蔵文化財報告25』1990年。
岡山県教委　「津寺・政所遺跡」『岡山県埋蔵文化財報告20』1990年。
岡山県教委　「山陽自動車道建設にともなう発掘調査（岡山工事事務所内）　津寺遺跡」『岡山県埋蔵文化財報告21』1996年。
岡山県教委　『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告98　津寺遺跡２　山陽自動車道建設に伴う発掘調査10（その１）』1995年。
岡山県古代吉備文化財センター　『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告104　津寺遺跡３　山陽自動車道建設に伴う発掘調査　12（第１分冊）』1997年。
岡山県古代吉備文化財センター　『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告116　津寺遺跡４　山陽自動車道建設に伴う発掘調査14（第１分冊）』1997年。
日本道路公団中国支社津山工事事務所・岡山県教委　『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告127　津寺遺跡５　山陽自動車道建設に伴う発掘調査15（第１分冊）（第２分冊）』1998年。

百間川遺跡　備前国府出先施設（国府津か曹司）か上道郡衙関連施設か荘所　岡山県岡山市米田
岡田　博　「備前国」『日本考古学協会1996年度三重大会　シンポジウム２　国府－畿内・七道の様相－』日本考古学協会、1996年。

美作国府跡　美作国府．苫田郡衙か　岡山県津山市総社
津山市教委　『津山市埋蔵文化財発掘調査報告書第50集　美作国府跡』1994年。

鬼城山城跡　山城　岡山県総社市奥坂・黒尾
鬼ノ城学術調査委員会　『鬼ノ城』1980年。
総社市教委　『総社市埋蔵文化財調査年報４～９・11』1994～99・2001年。
岡山県教委　『岡山県埋蔵文化財報告30　国指定史跡（鬼城山）整備事業に伴う確認調査』2000年。

勝間田・平遺跡　勝田郡衙か駅家　岡山県勝田郡勝央町勝間田・平
岡山県教委　『岡山県埋蔵文化財報告４　中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査２』1974年。
岡山県教委　『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告８　中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査５』1975年。

宮尾遺跡　久米郡衙　岡山県久米郡久米町宮尾
岡山県教委　『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書４　中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査』1974年。

広島県

下本谷遺跡　備後国三次郡衙　広島県三次市西酒屋町字善法寺
下本谷遺跡発掘調査団　『下本谷遺跡－推定備後国三次郡衙跡の発掘調査報告－』1975年。
広島県教委　『下本谷遺跡第６次発掘調査概報』1985年。

西本６号遺跡　神殿か評衙か駅家か居宅か郷衙　広島県東広島市高屋町大字大畠
(財)東広島市教育文化振興事業団文化財センター　『文化財センター調査報告書第11冊　高屋町大畠・杵原・西本６号遺跡発掘調査報告書２』1997年。

大宮遺跡　安那駅家か備後国府か備後国府関連　広島県深安郡神辺町字湯野小字丸畑
(財)広島県埋蔵文化財調査センター　『広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第40集　大宮遺跡発掘調査報告書兼代地区Ⅰ』1985年。

宮ノ前廃寺　寺院　広島県福山市蔵王町宮の前

福山市教委　『史跡宮の前遺跡－調査と整備』1977年。

山口県

周防国府跡　周防国府　山口県防府市国衙ほか

防府市教委　『周防の国府跡　1970～80年代の発掘調査成果から』1990年。

防府市教委・周防国府跡調査会　『防府市埋蔵文化財調査概要　9805　周防国府跡山升地区－第43・45・49・53・60・65・85次調査－発掘調査概要Ⅰ』1998年。

石城山神籠石　山城（神籠石）　山口県熊毛郡大和町塩田～田布施町

文化財保護委員会　『石城山神籠石第一次調査概要』1963年。

文化財保護委員会　『石城山神籠石第二次調査概要』1964年。

大和町　『大和町史』1983年。

長登銅山　官営同精錬所　山口県美祢郡美東町大字長登

美東町教委　『美東町文化財調査報告第３・５・８集　長登銅山跡Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－古代精錬遺跡発掘調査報告－』1990・1993・1998年。

香川県

屋嶋城跡　山城　香川県高松市屋島東町・中町・西町

高松市教委　『屋島城跡』1981年。

高松市教委　『高松市埋蔵文化財調査報告第62集　史跡天然記念物屋島』2003年。

讃岐城山城跡　山城　香川県坂出市城山～綾歌郡飯山町

今井和彦・工藤茂博・向井一雄　「讃岐城山城跡の研究」『溝濊』６、古代山城研究会、1996年。

坂出市教委　「史跡城山発掘調査」『坂出市内遺跡発掘調査報告書－平成10年度国庫補助事業報告書－』1999年。

愛媛県

久米官衙遺跡群　伊予国久米評衙・郡衙．石湯行宮か総領所　愛媛県松山市来住町・南久米町

㈶松山市生涯学習振興財団埋文センター　「来住廃寺19次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報Ⅴ　平成４年度』1993年。

松山市教委・㈶松山市生涯学習振興財団埋文センター　『松山市埋蔵文化財発掘調査年報Ⅷ　平成７年度』1996年。

松山市教委・㈶松山市生涯学習振興財団埋文センター　『松山市埋蔵文化財調査年報12　平成11年度』2001年。

松山市教委・㈶松山市生涯学習振興財団埋文センター　『久米高畑遺跡51次調査　発掘調査現地説明会資料』2001年。

永納山城跡　山城　愛媛県東予市河原津

東予市教委　『永納山城遺跡調査報告書』1980年。

高知県

十万遺跡　大忍郷衙か豪族居宅　高知県香美郡香我美町上分十万

香我美町教委　『香我美町文化財調査報告書第２集　十万遺跡発掘調査報告書』1988年。

福岡県

寺田遺跡　豊前国企救郡衙の館．別院か　福岡県北九州市小倉南区大字貫
北九州市教育文化事業団埋文調査室　『北九州市埋蔵文化財調査報告書第70集　寺田遺跡』1988年。

長野Ａ遺跡　豊前国企救郡衙か　福岡県北九州市小倉南区大字長野
北九州市教育文化事業団埋文調査室　『北九州市埋蔵文化財調査報告書第54集　長野Ａ遺跡２（Ⅱ・Ⅴ・Ⅵ区の調査）　九州縦貫自動車道関係文化財調査報告11』1987年。

比恵遺跡　那津官家か　福岡県福岡市博多区博多駅前
福岡市教委　『福岡市埋蔵文化財調査報告書第663集　比恵29　－比恵遺跡群第72次調査概要－』2001年。

有田・小田部遺跡　筑前国早良郡衙．ミヤケか　福岡県福岡市早良区有田・小田部
福岡市教委　『福岡市埋蔵文化財調査報告書　第81・84・96・110・113・139・155・173・212・234・264・39・340・377・426・427・471・472・485・574・608・649集』1982～1991・1993～1996・1998～2000年。

鴻臚館跡　鴻臚館．筑紫館　福岡県福岡市中央区城内
福岡市教委　『福岡市埋蔵文化財調査報告書第270集　福岡市鴻臚館跡Ⅰ　発掘調査概報』1991年。
福岡市教委　『福岡市埋蔵文化財調査報告書第372集　鴻臚館跡４－平成４年度発掘調査概要報告－』1994年。
福岡県教委　『特別史跡　大野城跡Ⅱ　八ツ波・猫坂地区建物跡　史跡環境整備に伴う発掘調査概報』1977年。

高良山神籠石　山城（神籠石）　福岡県久留米市御井町・山川町
久留米市教委　『史跡高良山神籠石保存管理計画策定報告書』1977年。

筑後国府跡　筑後国府・国司館　福岡県久留米市合川町・御井町・東合川町
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第20集　筑後国府跡　昭和51・52・53年度発掘調査概報』1979年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第23集　筑後国府跡　昭和54年度発掘調査概報』1980年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第26集　筑後国府跡　昭和55年度発掘調査概報』1981年。
松村一良　「筑後国府跡」『久留米市史　第12巻　資料編考古』久留米市、1994年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第113集　筑後国府跡　平成7年度発掘調査概報』1996年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第139集　筑後国府跡・国分寺跡　平成９年度発掘調査概要』1998年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第162集　筑後国府跡　平成11年度調査概報』2000年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第182集　筑後国府跡　平成12・13年度発掘調査概報』2002年。
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書第193集　筑後国府跡－平成14年度発掘調査概要報告－』2003年。

野瀬塚遺跡　三潴郡衙出先施設（工房）か田家郷衙　福岡県久留米市安武町安武本字野瀬塚
松村一良　「筑後国三潴郡の末端官衙－福岡県久留米市野瀬塚遺跡群などの調査成果から－」『律令国家の地方末端支配機構をめぐって－研究集会の記録－』奈文研、1998年。
富永直樹　「野瀬塚遺跡」『久留米市史第12巻、資料編考古』久留米市、1994年。

道蔵遺跡　三潴郡衙か津　福岡県久留米市大善寺町中津
久留米市教委　『久留米市文化財調査報告書　第192集　筑後国三潴郡衙跡』2003年。

御所ヶ谷神籠石　山城（神籠石）　福岡県行橋市津積～京都郡勝山町・犀川町
行橋市教委　『行橋市文化財調査報告書第21集　史跡御所ヶ谷神籠石保存管理計画策定報告書』1993年。

小郡遺跡　筑後国御原郡衙　福岡県小郡市小郡字向築地
小郡市教委　『小郡市文化財調査報告書第６集　小郡遺跡　発掘調査と環境整備報告』1980年。
小郡市教委　『小郡市文化財調査報告書第76集　大板井遺跡10』1991年。
小郡市教委　『小郡市文化財調査報告書第128集　小郡官衙周辺遺跡１　福岡県小郡市国指定史跡「小郡官衙遺跡」重要遺跡確認調査』1998年。
中島達也　「小郡官衙遺跡」『小郡市史　第４巻　資料編　原始・古代』小郡市、2001年。

宮地岳古代山城跡　山城　福岡県筑紫野市阿志岐
中嶋　聡・向井一雄　「宮地岳城跡の発見について－福岡県筑紫野市宮地岳所在の古代山城踏査報告－」『溝濩』８、古代山城研究会、1999年。
草場啓一　「宮地岳古代山城跡」『筑紫野市史　資料編（上）　考古資料』筑紫野市、2001年。

秀島龍男　「宮地岳古代山城跡－2002年３月～11月踏査報告－」『溝漊』11、古代山城研究会、2003年。

大野城跡　大野城跡　福岡県大野城市大字瓦田～太宰府市太宰府～粕屋郡宇美町四王寺
鏡山　猛　『大宰府都城の研究』風間書房、1968年。
福岡県教委　『特別史跡大野城跡Ⅰ～Ⅵ・Ⅶ』1976～83・91年。
赤司善彦　「大野城跡の土塁について－近年の調査から－」『溝漊』９・10、古代山城研究会、2003年。

大宰府跡　大宰府　福岡県太宰府市観世音寺～筑紫野市大字観世音寺・杉塚・塔原・二日市
九州歴史資料館　『大宰府史跡昭和51年度発掘調査概報』1977年。
九州歴史資料館　『大宰府政庁跡』2002年。

水城跡　遮断城（水城）　福岡県太宰府市水城・国分～福岡市～大野城市
鏡山　猛　『大宰府都城の研究』風間書房、1968年。
福岡県教委　『水城　昭和50年発掘調査報告』1976年。
大宰府教委　『太宰府市の文化財第24集　水城跡』1994年。
九州歴史資料館　『大宰府史跡　平成７・８・10年度発掘調査概要』1996・97・99年。
春日市教委　『春日市文化財調査報告書第28集　大土居水城跡』2000年。
九州歴史資料館　「水城跡（第26次調査補足・第32次調査）」『大宰府史跡発掘調査報告書Ⅰ　平成12年度』2001年。

雷山神籠石　山城（神籠石）　福岡県前原市雷山
島田寅次郎　『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書第２輯　雷山－神籠石（筒城）』1926年。
原田大六　「雷山神籠石の列石考」『古代学研究』28、古代学研究会、1961年。

鹿毛馬神籠石　山城（神籠石）　福岡県嘉穂郡頴田町鹿毛馬
頴田町教委　『頴田町文化財調査報告書第１集　鹿毛馬神籠石』1984年。
頴田町教委　『頴田町文化財調査報告書第２集　鹿毛馬神籠石Ⅱ』1988年。
頴田町教委　『頴田町文化財調査報告書第４集　国指定史跡鹿毛馬神籠石』1998年。

杷木神籠石　山城（神籠石）　福岡県朝倉郡杷木町林田・穂坂
杷木町教委　『杷木町文化財調査報告書第１集　史跡杷木神籠石』1970年。
杷木町教委　『杷木町文化財調査報告書第５集　史跡杷木神籠石』2001年。

下高橋官衙遺跡　筑後国御原郡衙か正倉別院か郡衙出先機関　福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋・鵜木
大刀洗町教委　『大刀洗町文化財調査報告書第５集　下高橋上野遺跡』1993年。
大刀洗町教委　『大刀洗町文化財調査報告書第10集　下高橋上野遺跡Ⅱ　福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋所在遺跡の調査概要（平成５・６・７年度調査）』1996年。
大刀洗町教委　『大刀洗町文化財調査報告書　第14集　下高橋馬屋元遺跡　下高橋遺跡Ⅲ』1997年。
福岡県教委　『福岡県文化財調査報告書第133集　下高橋馬屋元遺跡（２）　県道久留米・筑紫野線関係埋蔵文化財調査報告書８』1998年。
大刀洗町教委　『大刀洗町文化財調査報告書　第16集　下高橋（上野・馬屋元）遺跡Ⅳ』1999年。
大刀洗町教委　『史跡　下高橋官衙遺跡　整備基本構想』2003年。

女山神籠石　山城（神籠石）　福岡県山門郡瀬高町大草
瀬高町教委　『史跡女山神籠石保存管理計画策定報告書』1978年。
瀬高町教委　『瀬高町文化財調査報告書第２集　女山・山内古墳群』1982年。

大ノ瀬官衙遺跡　豊前国上毛郡衙　福岡県築上郡新吉富村大字大ノ瀬
新吉富村教委　『新吉富村文化財調査報告書第10集　大ノ瀬下大坪遺跡』1997年。
新吉富村教委　『史跡大ノ瀬官衙遺跡保存整備基本計画』2000年。

フルトノ遺跡　居宅．上毛評衙か　福岡県築上郡新吉富村大字成恒
新吉富村教委　「フルトノ遺跡　２次調査」『福岡県埋蔵文化財発掘調査年報－平成12年度－』福岡県教委、2001年。
矢野和昭　「旧豊前国における平成12年度の主要な調査について　フルトノ遺跡」『第４回　西海道古代官衙研究会発表資料集』2001年。

唐原神籠石　山城（神籠石）　福岡県築上郡大平村下唐原
大平村教委　『唐原神籠石報道関係者発表資料』1999年。
大平村教委　『唐原神籠石調査概要』2002年。

佐賀県

帯隈山神籠石　山城（神籠石）　佐賀県佐賀市川久保～佐賀県神埼郡神埼町
佐賀県教委　『佐賀県文化財調査報告書第16集　帯隈山神籠石とその周辺』1967年。
佐賀市教委　『帯隈山神籠石東北部調査概要』1969年。
神埼町教委　『帯隈山神籠石天童山東部調査概要』1969年。
佐賀市教委　「帯隈山神籠石」『佐賀市文化財調査報告書第68集　佐賀市埋蔵文化財確認調査報告書－1990・1991年度－』1996年。

おつぼ山神籠石　山城（神籠石）　佐賀県武雄市橘町大日
佐賀県教委　『佐賀県文化財調査報告書第14集　おつぼ山神籠石』1965年。
武雄市教委　『史跡おつぼ山神籠石』1979年。

肥前国府跡　肥前国府　佐賀県佐賀郡大和町大字久地井
佐賀県教委　『佐賀県文化財調査報告書第58集　肥前国府跡Ⅱ（第４次～第６次発掘調査報告書）』1981年。
佐賀県教委　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（11）　惣座遺跡』1990年。
佐賀県教委　『佐賀県文化財調査報告書第78集　肥前国府跡Ⅲ　昭和50年度～昭和59年度発掘調査報告書』1985年。
大和町教委　『大和町文化財調査報告書第55集　肥前国庁跡－遺構編－』2000年。

久池井Ｂ遺跡　国司館か肥前国衙曹司　佐賀県佐賀郡大和町大字久地井
佐賀県教委　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査概報　第６集（1982年度）』1983年。

東山田一本杉遺跡　肥前国府出先施設か佐嘉駅家関連か国司館関連　滋賀県佐賀郡大和町大字東山田一本杉
佐賀県教委　『九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書（18）　東山田一本杉遺跡』1995年。

吉野ケ里遺跡　肥前国神埼郡衙館か神埼駅家か居宅　佐賀県神埼郡神崎町
佐賀県教委　『佐賀県文化財調査報告書第113集　吉野ヶ里－神埼工業団地計画に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書－』1992年。

基肄城跡　山城　佐賀県三養基郡基山町基山
鏡山　猛　『大宰府都城の研究』風間書房、1968年。
基山町教委　『基山町文化財調査報告書第２集　特別史蹟基肄城跡』1977年。
田平徳栄　「基肄城考」『大宰府古文化論叢上巻』九州歴史資料館編、吉川弘文館、1983年。

長崎県

金田城跡　山城　長崎県下県郡美津島町黒瀬・箕方
美津島町教委　『美津島町文化財調査報告書第９集　金田城跡』2000年。
美津島町教委　『美津島町文化財調査報告書第10集　金田城跡Ⅱ』2003年。

熊本県

肥後国府跡　肥後（詫麻）国府　熊本県熊本市国府本町
熊本市教委　「出水国府跡　第１次調査区」『熊本市埋蔵文化財調査年報』２、1999年。

後国府跡　肥後（飽田）国府　熊本県熊本市国府本町
網田龍生　「最近の調査状況（肥後）」『第２回　西海道古代官衙研究会』西海道古代官衙研究会、1999年。

曲野遺跡　葦北郡衙か寺院か駅家か工人集落　熊本県下益城郡松橋町大字曲野
熊本県教委　『熊本県文化財調査報告第61集　曲野遺跡Ⅰ』1983年。

上鶴頭遺跡　合志郡衙か郡衙出先機関か居宅　熊本県菊池郡七城町亀尾字上鶴頭
熊本県教委　『熊本県文化財調査報告第63集　上鶴頭遺跡　熊本県菊地郡七城町十三部地区県営圃場整備事業に伴う埋蔵文化財調査告書』1983年。

鞠智城跡　山城　熊本県鹿本郡菊鹿町米原～菊池市
熊本県教委　『熊本県文化財調査報告第59集　鞠智城跡』1983年。
熊本県教委　『鞠智城跡　第10～21・22～23次調査報告』1991～2000・2002～2003年。

大分県

上野遺跡群　豊後国府　大分県大分市大字上野
大分県教委　「上野遺跡群竜王畑遺跡」『大分県埋蔵文化財年報』7、1999年。

中安遺跡　豊後国海部郡衙か．居宅か　大分県大分市城原
大分県考古学会事務局編　『公開シンポジウム　古代律令国家と海部の光芒－中安遺跡の語るもの－（資料集）』2000年。

長者屋敷遺跡　豊前国下毛郡衙　大分県中津市大字永添字長者屋敷
高崎章子　「豊前国下毛郡衙－大分県中津市長者屋敷遺跡－」『考古学ジャーナル』ニュー・サイエンス社、1997年。

宮崎県

寺崎遺跡　日向国府　宮崎県西都市大字右松字寺崎・法元
宮崎県教委　『国衙跡保存整備基礎調査報告書　寺崎遺跡－日向国庁を含む官衙遺跡－』2001年。

鹿児島県

薩摩国府跡　薩摩国府　鹿児島県川内市御陵下町・国分寺町
鹿児島県教委　『薩摩国府跡・国分寺跡』1975年。

古代の官衙遺跡
Ⅱ 遺物・遺跡編
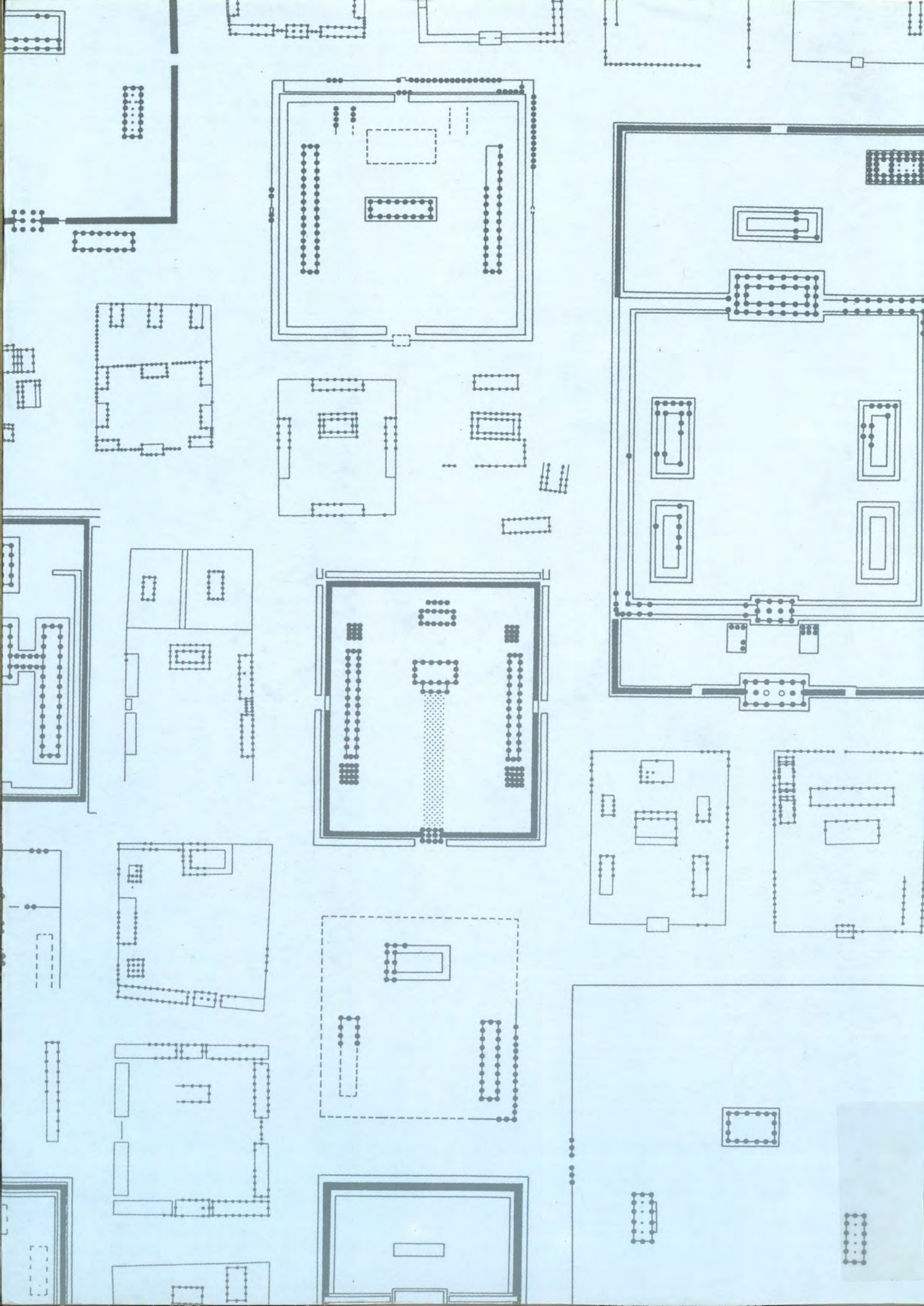
発　行　日　2004年 3月30日
著作権所有　独立行政法人 文化財研究所
編集発行者　奈 良 文 化 財 研 究 所
〒630-8577　奈良市二条町二丁目 9 番 1 号
印　刷　者　関西プロセス
〒615-0084　京都市右京区山ノ内山ノ下町13番地